第３次伊勢崎市総合計画
前期アクションプラン
重点事業［事前］評価結果

The 3rd Isesaki city Comprehensive Plan



評価対象年度：令和９年度

目次（重点事業調書）

1 子育て・教育政策 12

1-1 子どもを産み育てる環境づくりの推進 13

妊娠支援事業 13
乳幼児健康診査・事後支援事業 17
こども家庭センター事業（母子保健） 21
こども家庭センター事業（児童福祉） 25
福祉医療費 29
民間保育施設対策事業 33
民間保育所施設整備事業 37
放課後児童健全育成事業 41
児童厚生施設管理運営事業 45

1-2 幼児教育・学校教育の充実 51

ふたばすくすくプラン推進事業 51
学校教育構想推進事業 55
学校教育情報化推進事業（学校教育課） 61
学校教育情報化推進事業（教育施設課） 65
中等教育学校教育振興事業 69

1-3 １人ひとりに寄り添う教育の推進 73

不登校対策事業 73
インクルーシブ教育推進事業 77
学校施設長寿命化改修事業（教育施設課） 81
学校体育館等空調設備整備事業 85
学校施設長寿命化改修事業（四ツ葉学園中等教育学校） 89

1-4 児童・生徒の健全な心身の育成 93

学校保健充実事業（学務課） 93
学校保健充実事業（四ツ葉学園中等教育学校） 97
学校給食充実事業 101
児童生徒の安全対策事業 105

1-5 子どもから若者までの支援の充実 109

青少年対策事業 109
青少年指導センター運営事業 113

1-6 生涯を通じた学びの機会の充実 117
生涯学習推進事業 117
公民館管理運営事業 121
まゆドーム親子ふれあい事業 125
読書の街いせさき推進事業 129
生涯学習施設整備事業（生涯学習課） 133
生涯学習施設整備事業（図書館課） 137
1-7 誇れる文化財の保護・継承 141
地域文化財資源保存活用推進事業 141
歴史民俗資料館運営事業 147
市史編さん事業 151
史跡田島弥平旧宅整備活用事業 155
史跡女堀保存整備活用事業 159
史跡上野国佐位郡正倉跡保存整備活用事業 163
文化財所管教育施設整備事業 167
2 健康・福祉政策 172
2-1 健康づくりと疾病予防の推進 173
健康づくり推進事業 173
疾病予防対策事業 177
感染症予防事業 181
精神保健事業 185
2-2 地域医療体制の充実 189
医療機関の連携支援と情報の周知事業 189
病院・休日夜間診療事業 193
伊勢崎市民病院医療体制整備事業 197
伊勢崎市民病院器械器具整備事業 201
2-3 社会保険制度の健全な運営 207
国民健康保険特定健康診査等事業 207
後期高齢者医療運営事業 211
介護保険運営事業 215
2-4 スポーツを楽しむ環境づくりの推進 219
保健体育運営事業 219
体育施設整備事業 223
体育施設管理運営事業 227
国民スポーツ大会準備事業 231

2-5 地域の支え合いによる福祉の増進 235
生活保護事業 235
生活困窮者自立支援運営事業 239
社会福祉協議会等事業 243
社会福祉団体支援事業 247
2-6 高齢者の生き生きとした暮らしの推進 251
高齢者生きがいづくり事業 251
老人クラブ活動費補助事業 255
シルバー人材センター補助事業 259
在宅サービス事業 263
高齢者福祉施設等改修事業 267
地域包括支援センター運営事業 271
在宅医療・介護連携推進事業 275
生活支援体制整備事業 279
認知症高齢者見守り事業 283
2-7 障害者への支援の充実 287
自立支援給付事業 287
障害児福祉給付事業 291
地域生活支援事業 295
障害者福祉管理事業 299
障害者センター管理運営事業 303
3 産業・観光・文化政策 308
3-1 商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進 309
商業振興対策事業 309
中小企業振興対策事業 313
制度融資事業 317
雇用対策事業 321
職業訓練事業 325
デジタルクリエイティブ人材育成事業 329
電子地域通貨事業 333
3-2 企業誘致の推進と販路拡大の促進 337
産業団地整備事業 337
企業誘致事業 341
販路支援事業 345

3-3 効率的かつ安定的な農業の推進 349
認定農業者等育成・確保対策事業 349
農畜産物普及対策事業 353
園芸振興対策事業 357
農地利用対策事業 361
小規模農村整備事業 365
3-4 特長のある観光の創出と振興 369
華蔵寺公園遊園地充実事業 369
観光地づくり推進事業 373
地域振興事業 377
3-5 文化活動の継承と振興 381
文化振興事業 381
民俗文化財の支援事業 385
4 まちづくり政策 390
4-1 適正な土地利用と良好な景観形成 391
都市計画管理事業 391
地籍調査事業 395
景観形成事業 399
4-2 魅力ある市街地の形成 403
伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業 403
伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業 407
茂呂第一土地区画整理事業 411
東部第二土地区画整理事業 415
空家等対策事業 419
中心市街地にぎわい創出拠点整備事業 423
まちづくり推進事業 427
4-3 効率的かつ効果的な道路インフラの整備 431
幹線道路整備事業 431
都市計画道路整備事業 435
生活道路整備事業 441
電線共同溝事業 445
橋りょう維持事業 449
道路維持事業 453
4-4 利便性の高い公共交通ネットワークの確立 457
コミュニティバス運行事業 457
タクシー活用事業 461
交通対策事業 465

4-5 安定した水道水の供給と下水処理の適正化 469
上水道施設整備事業 469
老朽管更新事業 473
効率的な汚水処理推進事業 477
単独公共下水道　汚水施設事業 481
流域関連公共下水道　汚水施設事業 485
上下水道事業の安定・効率化経営推進事業 489
共同処理施設事業 493
4-6 心安らぐ住環境の整備 497
公園施設長寿命化事業 497
公園整備事業 503
長期優良住宅の普及・促進事業 507
公営住宅管理事業 511
公営住宅ストック改善事業 515
5 安心安全政策 520
5-1 災害に強いまちづくりの推進 521
地域防災事業 521
災害時協力協定締結推進事業 525
治水対策事業 529
建築指導運営事業 535
要配慮者支援対策事業（安心安全課） 541
要配慮者支援対策事業（障害福祉課） 545
5-2 防犯力の向上と消費者保護の推進 549
防犯対策事業 549
消費生活センター事業 553
計量事業 557
5-3 交通安全対策の推進 561
交通安全啓発事業 561
交通安全施設整備事業 565
5-4 消防・救急体制の充実と強化 569
消防力強化推進事業 569
査察指導の強化事業 573
消防施設整備事業 577
消防車両等整備事業 581
消防水利整備事業 585
高機能消防指令システム整備事業 589
消防団員確保対策事業 595
救急車両等整備事業 599

6 環境政策 604

6-1 脱炭素社会の推進 605

家庭用脱炭素化設備導入補助事業 605
公共施設への太陽光発電設備等導入事業 609
省エネルギー機器推進事業 615
公用車への次世代自動車導入事業 621
いせさきＧＸ推進事業 625

6-2 循環型社会の推進 629

ごみ処理施設維持管理事業 629
再資源化推進事業 633

6-3 豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進 637

緑化推進事業 637
浄化槽設置整備事業 641
し尿処理施設適正管理推進事業 647
環境対策事業 651

7 共生・共創・行財政政策 656

7-1 互いに認め合う多文化共生の推進 657

多文化共生社会形成事業 657

7-2 人権を尊重するまちづくりの推進 661

人権啓発事業 661
男女共同参画推進事業 665

7-3 協働まちづくりと地域活動の推進 669

区長会事務事業 669
町内会議所建設費補助事業 673
絆の郷管理運営事業 677
市民活動推進事業 681
都市間連携事業 685

7-4 効率的かつ安定的な行財政経営の推進 689

行政イノベーション・ＤＸ推進事業（～R8：行政ＤＸ推進事業） 689
情報システム開発事業 693
広報広聴事業 697
移住定住促進事業 701
ふるさと寄附金事業 705
市税収納率向上対策事業 709
オートレース開催運営事業 713
シティプロモーション事業 717
公共施設マネジメント推進事業 721

重点事業［事前］評価　調書の見方

重点事業区分

1　新規：来年度から前期アクションプランに位置付ける事業
2　拡充：「３」のうち来年度以降、事業の拡充をする事業
3　継続：既に前期アクションプランに位置付いている事業
4　休止：「３」のうち事業は完了していないが、一時的に休止する事業
5　廃止：「３」のうち事業は完了していないが、廃止する事業
6　完了：「３」のうち当初の目標を達成したため、完了する事業

政策・重点施策

重点事業が紐づく政策、重点施策及び重点施策の目指す姿、施策の展開方針を記載しています。

重点プロジェクト

重点事業が関連する重点プロジェクト及び重点プロジェクトの取組の方向性・目指す地域の姿を記載しています。

予算科目

重点事業が関係する予算事業を記載しています。

現状と課題

目指す姿の実現の妨げとなっている課題を記載しています。

課題の要因

上記課題の要因となっているものを記載しています。

本市固有の事情

課題の要因のうち、本市固有の事情を記載しています。

市民等からの声

課題に対する市民や団体、議会等からの意見・要望を記載しています。

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	都市計画道路整備事業				2　拡充
部局名	建設部		課名	道路整備課	
総合計画での位置付け　政策・重点施策	政策	【4】　まちづくり政策			
	重点施策	【4-3】効率的かつ効果的な道路インフラの整備			
	目指す姿	【4-3】市民が、自動車や徒歩で快適かつ安全に通行ができ、かつ産業が活性化されています。			
	施策の展開方針	【4-3】方針１：人や物の安全かつ円滑な移動を支え環境に配慮した道路整備			
総合計画での位置付け　重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト			
	取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備			
予算科目１	8-4-3-1-0都市計画道路３・４・４４号道路改良事業（駅西工区）				
予算科目２	8-4-3-1-0都市計画道路３・３・３号道路整備事業（桐生線以南工区）				
予算科目３					
予算科目４					
予算科目５					
予算科目６					
予算科目７					
予算科目８					
関連する市長マニフェスト	4-4-2	4-4-7			

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		現状の道路網を踏まえ、ストック効果を高めるアクセス道路の整備、災害時における避難空間となるような幹線街路の整備、通学路等の生活空間における安全安心の確保、かつ快適で活力ある都市づくりに努めます。
②事業の内容		幹線道路の拡幅改良等を行い、通学路の整備をはじめ歩行者の安全性の確保や災害時における避難空間となるよう快適性を向上させるため道路整備事業を実施します。
③事業の対象者		市民及び道路利用者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	市民のくらしや産業活動などを支えるため、人・物の安全かつ円滑な移動が行える都市基盤の骨格となる強靭な道路ネットワークの構築を行う必要がある。
	課題の要因	都市部において、災害に強く、歩行者が安全で安心して通行するための道路整備が必要となっている。
	本市固有の事情	本市の都市計画区域は、３つの都市計画区域で構成されており、都市計画決定されている制度適用状況などが異なっているため、都市計画マスタープランに定める将来都市像及び基本目標を実現する観点から課題を有しています。
	市民等からの声	・交通の便が悪い ・歩道が少ない ・通学路がせまい

既存事業の有無

課題に対して、市や県、国及び民間団体等において既に実施している事業がある場合に記載しています。

先進事例

課題に対して、他自治体で取り組んでいる事業がある場合に記載しています。

要因の解消策

課題の要因を取り除く（緩和する）ために市は何をする必要があるかを記載しています。

国・県補助金、地方債等の特定財源の状況

事業の実施に当たり、想定できる補助金等を記載しています。

⑤　事業実施により目指す成果

重点事業を実施することにより目指す成果を記載しています。

⑥　目標（ＫＰＩ）

「事業実施により目指す成果」の達成状況を定量的に測るための指標です。指標ごとに５年間の目標値を設定しています。

効果検証の方法

目標の進捗状況の確認の方法を記載しています。

既存事業の有無	・社会資本整備総合交付金（国）
先進事例	
要因の解消策	市民の安全な通行や交通渋滞の解消、物流の輸送効率向上を確保するため、幹線道路を計画的に整備、通学路の歩道整備などを行い、安全かつ円滑な移動を支える道路環境の創出を図ります。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・社会資本整備総合交付金を活用（防災・安全交付金：国費率５５%） ・公共事業等債（充当率９０%）
⑤事業実施により目指す成果	自動車や歩行者など道路利用者が安全に通行でき、災害時における避難空間となる道路整備を目指す。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5（基準値）	R7	R8	R9	R10	R11
進捗率（(都)3・4・44号道路改良事業）（累計）	%	目標		89.0	96.0	100.0	100.0	100.0
		実績	71.0	87.8				
進捗率（(都)3・3・3号道路整備事業（桐生線以南工区））（累計）	%	目標		－	－	0.4	0.4	3.0
		実績	0.0	－	－			
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年度末の総事業費に対する当該年度の実績額に基づき進捗率を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

令和７年度から令和１１年度までの年度ごとの実施内容です。**<u>今回の事前評価では、令和９年度から令和１１年度の実施内容について、見直し、改善等を行っています。</u>**

（注１）行政評価等の結果や社会情勢の変化等に伴い、適宜事業の見直しを行いますので、実施が確約されたものではありません。

（注２）令和８年度の事業費は、令和８年度当初予算額を記載しています。令和９年度の事業費は、実施内容等について、現時点で見込まれる事業費の目安を参考に記載しています。令和１０年度以降の事業費は不確実要素が多いことから記載していません。

（注３）実施内容の欄に事業費が記載されている場合、実施内容の欄には主な取組を記載しているため、事業費欄の歳出合計と一致しない場合があります。

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
R７	道路改良工事、電線共同溝工事、用地買収を実施する。 ・（都）３・４・４４　事業費１１６，０００千円 国庫支出金55,000千円、地方債40,500千円、一般財源104千円、諸収入396千円、繰入金20,000千円	歳出合計		116,000
		財源内訳	国庫支出金	55,000
			県支出金	0
			地方債	40,500
			その他	20,396
			一般財源	104
R８	電線共同溝委託工事、道路照明設置工事、歩道舗装工事を実施する。 ・（都）３・４・４４　事業費１０８，７００千円 国庫支出金53,350千円、地方債39,200千円、一般財源16,150千円	歳出合計		108,700
		財源内訳	国庫支出金	53,350
			県支出金	0
			地方債	39,200
			その他	16,000
			一般財源	150
R９	車道及び歩道舗装工事、道路台帳整備委託を実施を実施する。 ・（都）３・４・４４　事業費　４０，０００千円 国庫支出金20,350千円、地方債14,900千円、一般財源4,750千円 【拡充】概略設計、事業認可申請書作成業務委託 ・（都）３・３・３号（桐生線以南工区）　　事業費　１１，０００千円	歳出合計		51,000
		財源内訳	国庫支出金	20,350
			県支出金	0
			地方債	14,900
			その他	0
			一般財源	15,750
R１０	【拡充】事業認可申請 ・（都）３・３・３号　（桐生線以南工区）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
R１１	【拡充】詳細設計業務委託 ・（都）３・３・３号　　（桐生線以南工区）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

１－２　事業の概要（拡充部分）

目標の達成や目指す姿の実現において、事業の拡充が必要だと考えた背景や、拡充事業を行うことで目指す成果を記載しています。

施策の展開方針の成果指標

事業の拡充により、施策の展開方針の成果指標を上方修正する場合に記載しています。

重点事業の目標（KPI）

事業の拡充により、重点事業の目標（KPI）を追加する場合または、目標値を上方修正する場合に記載しています。

２－２　事業実施の具体的方法・手段（拡充部分）

事業の拡充により、各年度に実施することを記載しています。

1-2　事業の概要（拡充部分）

タイトル		都市計画道路3・3・3号道路整備事業（桐生線以南工区）
①事業拡充の背景・必要性	現状と課題	都市計画道路3・3・3号は北部環状線として位置づけられ、未供用区間は約２．９ｋｍとなっている。そのうち、県道桐生伊勢崎線から鹿島町の国道４６２号までの区間は群馬県の「県土整備プラン２０２５」に位置付けられ令和７年度から地元への説明会を行っており、令和１１年度の事業着手へ向けて事業進捗を図っていただいている。また、県道前橋館林線から県道足利伊勢崎線までの区間は令和１１年度完成予定で市の事業が進んでいる。 その一方で、２つの間の区間は事業化されておらず災害時の緊急輸送道路のネットワーク強化や中心市街地への通過交通の流入抑制が進まないといった課題を抱えている。
	課題の要因	広域幹線道路網である都市計画道路3・3・3号の全体開通の遅れが課題の要因となっている。
	要因の解消策	・都市計画道路3・3・3号道路整備事業（桐生線以南工区）の実施
②事業実施により目指す成果		前橋市南部地域と桐生・みどり地域を結ぶ広域幹線道路網の確保ができるとともに、災害時の緊急輸送道路ネットワークの強化が図れる。また、環状線整備により中心市街地への通過交通の流入抑制が図られることで、伊勢崎駅周辺のウォーカブルの推進やそれによる中心市街地の賑わい創出に寄与する。
③指標の見直し内容	施策の展開方針の成果指標	都市計画道路の供用率の向上に寄与する。
	重点事業の目標（KPI）	都市計画道路3・3・3号道路整備事業（桐生線以南工区）の進捗率（%） （各年度ごとの進捗率）

2-2　事業実施の具体的方法・手段（拡充部分）

	実施内容
R９	概略設計、事業認可申請書作成業務委託 ・（都）３・３・３号（桐生線以南工区）　事業費　１１，０００千円
	財源（拡充部分）
	一般財源　11,000千円

※本ページは、拡充以外の重点事業にはありません

3　事業の分析・部内評価」（妥当性・有効性・効率性）

担当部局の評価です。「妥当性」、「有効性」、「効率性」の観点で各項目について、０点から５点の６段階で評価しています。
合計点に応じて、重点事業の評価を以下のとおり整理しています。

評価

Ａ：４１～６０点
Ｂ：２１～４０点
Ｃ：　０～２０点

部局長等の評価・意見

事業に対する評価コメントを記載しています。
本事業の部内での優先度を「高」、「中」、「低」の３段階で評価し、前述の「妥当性」等の評価と合わせて総合評価を以下のとおり整理しています。

評価				
	A	△	○	◎
	B	×	△	○
	C	×	×	△
		低	中	高
	優先度			

総合評価

◎：最優先で計画通り事業を進めることが適当
○：計画通り事業を進めることが適当
△：重点事業を見直しして実施することが適当
×：重点事業を休止（又は廃止）することが適当

＜最終評価＞

事業実施の方向性を以下の７つのいずれかで整理しています。
事業に対して、指摘事項がある場合のみ、コメント欄に記入しています。

3　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	(1) 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		(2) 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	(3) 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	(4) 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	(1) 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	(2) 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	(3) 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	(4) 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	(1) 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	(2) 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	(3) 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	(4) コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			60
評価			A

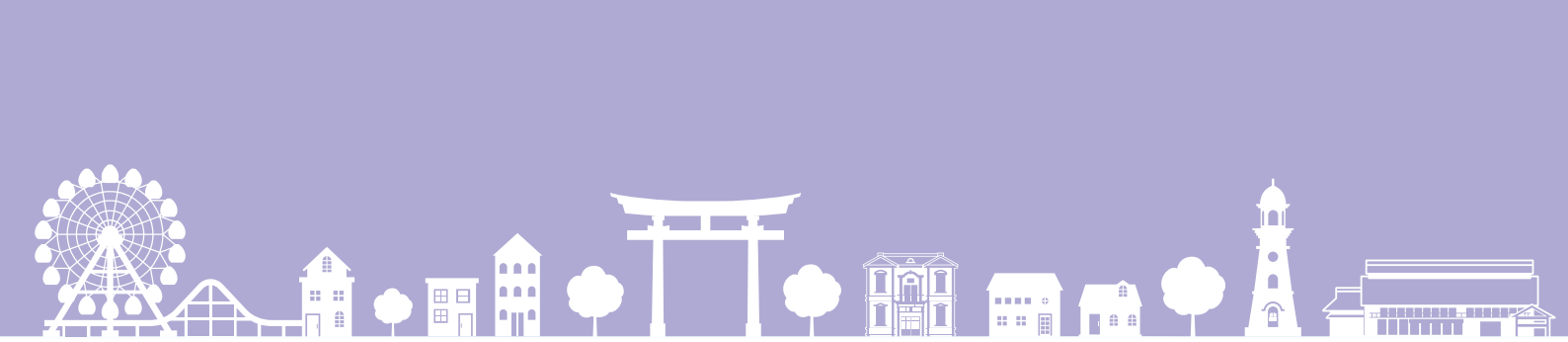
部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	交通アクセスの向上や地域の利便性向上、歩行者の安全性が期待される。また、市民生活や産業、経済活動の活性化等、活力あるまちづくりのために重要な事業でもあることから、本事業を早期に完成するよう努めていく必要がある。
	副部局長（二次評価）	市民の安全な通行確保、交通渋滞の解消や物流の輸送効率の向上のため、早期の整備を行う必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 より効率的、効果的な事業の実施を目指しながら、事業を継続する必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

事業実施の方向性

実施可：効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
改善後実施可：事業の実施時期や実施方法等に一部改善を提案
要検討：事業の実施時期や実施方法等を再検討した上で実施の可否を判断
実施不可：事業の実施時期や、実施方法などを再検討
休止：事業は完了していないが、一時的に休止
廃止：事業は完了していないが、廃止
完了：当初の目標を達成したため、完了



子育て・教育政策

未来の担い手が育ち、
全ての人が成長し続けられるまち

1-1　子どもを産み育てる環境づくりの推進

1-2　幼児教育・学校教育の充実

1-3　1人ひとりに寄り添う教育の推進

1-4　児童・生徒の健全な心身の育成

1-5　子どもから若者までの支援の充実

1-6　生涯を通じた学びの機会の充実

1-7　誇れる文化財の保護・継承

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	妊娠支援事業	３　継続

部局名	健康推進部	課名	保健センター

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-1】子どもを産み育てる環境づくりの推進
		目指す姿	【1-1】ライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心して子どもを産み育てることができています。
		施策の展開方針	【1-1】方針１：結婚、出産、子育てまでの切れ目のない支援
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 結婚・出産・子育てに希望が持てる社会の実現

予算科目１	4-1-3-1-0妊娠支援事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	2-1-4					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		子どもを望む夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図るため、不妊治療及び不育治療に要する費用の一部を助成し、その福祉の推進及び少子化対策の推進を図る。
②事業の内容		不妊治療及び不育治療に要した医療費の自己負担額の一部を助成する。
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・不妊治療及び不育治療にかかる医療費が高額になる場合があり、子どもを希望する夫婦の経済的負担が大きくなっている。 ・不妊治療費助成事業の申請件数は、経年でみると増加傾向にある。
	課題の要因	・令和４年度に不妊治療の一部が保険適用となったが、保険適用とならない治療や高額な先進医療を受ける場合は医療費の自己負担額が大きくなる。 ・不妊治療を受けることを希望する人が増加している。
	本市固有の事情	なし
	市民等からの声	市議会において、助成回数制限撤廃の考えについて質問があった。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	・一般不妊治療費助成に加え、生殖補助医療（体外受精・顕微授精）費を助成（前橋市・高崎市・館林市） ・一般不妊治療費助成に加え、男性不妊治療費を助成（高崎市・館林市） ・不妊治療にかかる交通費の助成（高崎市・桐生市）
	要因の解消策	子どもを望む不妊症や不育症の人が安心して治療に臨み、妊娠・出産を迎えることができるよう、経済的支援を実施する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	該当する補助金等なし
⑤事業実施により目指す成果		子どもを望む夫婦に対し、不妊治療費及び不育治療費の助成を行うことで、高額な治療費による経済的負担を軽減し、安心して前向きに治療に臨むことができる環境を整えることにより、子育て支援・少子化対策を推進する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
不妊治療費助成申請件数	件	目標		380.0	380.0	380.0	380.0	380.0
		実績	284.0	312.0				
不育治療費助成申請件数	件	目標		10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
		実績	8.0	4.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	１年間の申請実績を集計し、件数・助成額・妊娠率を算出する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・不妊治療費助成 ・不育治療費助成 ・不妊治療費助成事業及び不育治療費助成事業について周知を行う	事業費（千円）		
		歳出合計		29,587
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	29,587

	実施内容			
Ｒ８	・不妊治療費助成 ・不育治療費助成 ・不妊治療費助成事業及び不育治療費助成事業について周知を行う	事業費（千円）		
		歳出合計		29,591
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	29,591

	実施内容			
Ｒ９	・不妊治療費助成 ・不育治療費助成 ・不妊治療費助成事業及び不育治療費助成事業について周知を行う	事業費（千円）		
		歳出合計		29,591
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	29,591

	実施内容			
Ｒ１０	・不妊治療費助成 ・不育治療費助成 ・不妊治療費助成事業及び不育治療費助成事業について周知を行う	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・不妊治療費助成 ・不育治療費助成 ・不妊治療費助成事業及び不育治療費助成事業について周知を行う	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			54
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	子どもを望む人にとって不妊治療および不育治療は、高額な治療費や、複数回にわたる治療により経済的負担が大きくなることがあります。本事業の実施により、子どもの望む人の経済的負担の軽減を図り、少子化対策の推進につながると考えます。	
	副部局長（二次評価）	不妊治療および不育治療は、身体的・精神的な負担に加え、高額な治療費による経済的負担も大きいものです。本事業により、治療を受ける方の経済的負担の軽減のみならず、精神的負担の軽減も期待されます。妊娠・出産を希望する若い世代の経済的負担を軽減することにより、少子化対策の一助につながると考えます。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		不妊治療および不育治療の一部は健康保険の適用となったものの、先進医療等、保険適用外の治療もあり、治療費が高額となる人もいます。子どもを望む人が安心して治療に臨むことができるよう、助成事業を継続することが必要です。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	乳幼児健康診査・事後支援事業		３　継続
部局名	健康推進部	課名	保健センター

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-1】子どもを産み育てる環境づくりの推進
		目指す姿	【1-1】ライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心して子どもを産み育てることができています。
		施策の展開方針	【1-1】方針１：結婚、出産、子育てまでの切れ目のない支援
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 結婚・出産・子育てに希望が持てる社会の実現

予算科目１	4-1-3-1-0乳幼児健康診査・事後支援事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		全ての子どもを対象とする健康診査、相談、発達支援などを実施することにより、疾病の早期発見と発達支援体制を築き、子どもの成長発達と子育て不安を抱える保護者支援に取り組む。
②事業の内容		１か月児、４か月児、１歳６か月児、３歳児健康診査と１０か月児健康相談及び２歳３か月児個別歯科健康診査を安心安全に実施することに加え、５歳児健康診査を実施し、子どもの成長発達と子育て不安を抱える保護者に対し、発達相談や発達支援教室を実施する。
③事業の対象者		市民（保護者及び乳幼児）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	各種乳幼児健康診査の令和７年度の平均受診率は９２％であった。未受診児に対して、家庭訪問や電話等で受診勧奨しているが、疾病等の理由で受診できない状況にある児、連絡の取れない児や健診受診の理解を得られない家庭があるため、受診率の向上に限界がある。
	課題の要因	・疾病等受診できない状況にある児がいる。 ・健診の必要性について理解が得られない家庭がある。 ・外国籍家庭は、言葉の壁があり理解を得ることが難しい。
	本市固有の事情	・外国籍の児が増えている。
	市民等からの声	・子どもの健康診査・相談の実施の継続と充実が望まれる。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	・乳幼児健康診査のデジタル化により市民サービスの向上と職員の業務効率化に取り組んでいる（姫路市）
	要因の解消策	・乳幼児健康診査の必要性、重要性を市民に分かりやすく伝える方法を検討する。 ・連絡が取れないまたは居所不明の子どもについては、こども家庭センター等関係機関と連携し状況の把握を行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・１か月児健康診査において母子保健衛生費補助金（国庫補助金、補助率１／２）を活用
⑤事業実施により目指す成果		健やかな子どもの成長発達を支援し、保護者が安心して子育てを行っていくための切れ目のない支援を展開できる体制を整えることにより、社会情勢の変化の中で安心して子どもを産み育てることができる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
各種乳幼児健診平均受診率	%	目標		94.0	94.0	94.0	94.0	94.0
		実績	93%	92.0				
発達相談実施回数	回	目標		72.0	72.0	72.0	72.0	72.0
		実績	72回	72.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	未受診児対策に取り組み乳幼児健康診査の年間の受診率を確認 発達相談の年間の実施回数を確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・乳幼児健康診査・相談の実施 ・窓口健康相談の実施 ・発達相談の実施 ・発達支援教室の実施	事業費（千円）		
		歳出合計		36,070
		財源内訳	国庫支出金	4,779
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	31,291

	実施内容			
Ｒ８	・乳幼児健康診査・相談の実施 ・窓口健康相談の実施 ・発達相談の実施 ・発達支援教室の実施	事業費（千円）		
		歳出合計		35,603
		財源内訳	国庫支出金	4,779
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	30,824

	実施内容			
Ｒ９	・乳幼児健康診査・相談の実施 ・窓口健康相談の実施 ・発達相談の実施 ・発達支援教室の実施	事業費（千円）		
		歳出合計		35,534
		財源内訳	国庫支出金	4,779
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	30,755

	実施内容			
Ｒ１０	・乳幼児健康診査・相談の実施 ・窓口健康相談の実施 ・発達相談の実施 ・発達支援教室の実施	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・乳幼児健康診査・相談の実施 ・窓口健康相談の実施 ・発達相談の実施 ・発達支援教室の実施	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	乳幼児健康診査や健康診査後の支援では、子どもの発育・発達の状態を確認するとともに、保護者の育児不安への対応や子育て支援、虐待予防の役割もあります。乳幼児健康診査の受診率の向上や健康診査後の支援は、関係機関と連携を図り継続的に実施していくことが重要です。	
	副部局長（二次評価）	乳幼児健康診査は、子育て支援の基幹となる事業です。健やかな子どもの成長発達を確認するとともに健康診査後の保護者支援についても重要です。未受診児対策に取り組み、受診率の向上を図ること、健康診査後の支援では関係機関と連携し、充実強化した体制づくりを進めながら継続していく必要があります。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		乳幼児健康診査は子ども達の心身の成長確認を行うために重要です。こども家庭庁より、出産後から就学前まで切れ目のない支援が行えるよう、「１か月児」及び「５歳児」の健診体制の充実が求められています。関係機関と協力し、保護者が安心して子育てができる環境を整えていくことが必要です。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	こども家庭センター事業（母子保健）		３　継続
部局名	福祉こども部	課名	こども家庭センター

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-1】子どもを産み育てる環境づくりの推進
		目指す姿	【1-1】ライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心して子どもを産み育てることができています。
		施策の展開方針	【1-1】方針１：結婚、出産、子育てまでの切れ目のない支援
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 結婚・出産・子育てに希望が持てる社会の実現

予算科目１	4-1-3-2-0こども家庭センター事業（母子保健）
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	2-1-1					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		妊産婦と乳幼児等の状況を把握し相談に対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を行い妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行う。
②事業の内容		妊産婦及び乳幼児等の実情の把握や各種相談に応じ、必要な情報提供や保健指導等を行いながら、母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、妊娠や出産、子育て家庭に対する相談支援を実施する。
③事業の対象者		市民（妊産婦及び乳幼児等）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	晩婚化や出産の高齢化、未婚化などによる少子化が課題となっている。様々なライフスタイルの人が安心して子どもを産み育てられるよう妊娠、出産、子育てに係る相談体制や母子の心身の健康への支援の充実が求められている。
	課題の要因	・ライフスタイルの変化 ・子育て環境の孤立化等により気軽に子育ての悩みを相談できる相手がいない ・育児に対する経済的負担が大きいこと
	本市固有の事情	・近隣自治体と比較して子ども（子育て世帯）が多い（出生率、年少人口割合が県平均を上回っている）。 ・転入者が転出者を上回っている。 ・外国人住民が増加している。
	市民等からの声	議会において、産後ケア事業や子育て世代包括支援センター業務の拡充について質問があった。

	既存事業の有無	・ぐんま女性の健康・妊娠SOS相談センター事業（県）
	先進事例	・改正児童福祉法により、母子保健と児童福祉が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされている。 ・こども家庭センター設置市（令和６年度から、前橋市、桐生市、渋川市、みどり市等）
	要因の解消策	こども家庭センターにおいて、保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）を行うともに、こども家庭支援員等が中心となって行うこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に行い、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへの切れ目ない相談支援体制を整備する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・子ども・子育て支援交付金（利用者支援事業、産後ケア事業） ・妊婦のための支援給付交付金
⑤事業実施により目指す成果		相談体制の充実や経済的支援など子育て世帯への切れ目のない支援を行うことにより、妊娠から出産、子育てについての不安が軽減し、安心して子どもを産み育てることができる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
子育て相談利用者数	人	目標		2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0	2,000.0
		実績	1,785.0	2,614.0				
子育て相談利用者アンケート（満足度）	%	目標		85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
		実績	83.3	89.9				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・実績件数の確認や利用者アンケートの実施 ・実施した事業の年間の活動実績を有識者会議等で構成する外部会議に報告し、事業の必要性を評価していただく。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・妊産婦及び乳幼児に対する実情把握や助言指導、関係機関との連絡調整等の実施 （利用者支援事業、妊産婦相談） ・産後ケア事業の実施 ・妊産婦に対する伴走型相談支援や経済的支援の実施 （妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業）	事業費（千円）		
		歳出合計		177,274
		財源内訳	国庫支出金	164,708
			県支出金	6,056
			地方債	0
			その他	20
			一般財源	6,490

	実施内容			
Ｒ８	・妊産婦及び乳幼児に対する実情把握や助言指導、関係機関との連絡調整等の実施 （利用者支援事業、妊産婦相談） ・産後ケア事業の実施 ・妊産婦に対する伴走型相談支援や経済的支援の実施 （妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業）	事業費（千円）		
		歳出合計		178,716
		財源内訳	国庫支出金	164,184
			県支出金	6,808
			地方債	0
			その他	20
			一般財源	7,704

	実施内容			
Ｒ９	・妊産婦及び乳幼児に対する実情把握や助言指導、関係機関との連絡調整等の実施 （利用者支援事業、妊産婦相談） ・産後ケア事業の実施 ・妊産婦に対する伴走型相談支援や経済的支援の実施 （妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業）	事業費（千円）		
		歳出合計		178,716
		財源内訳	国庫支出金	164,184
			県支出金	6,808
			地方債	0
			その他	20
			一般財源	7,704

	実施内容			
Ｒ１０	・妊産婦及び乳幼児に対する実情把握や助言指導、関係機関との連絡調整等の実施 （利用者支援事業、妊産婦相談） ・産後ケア事業の実施 ・妊産婦に対する伴走型相談支援や経済的支援の実施 （妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業）	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・妊産婦及び乳幼児に対する実情把握や助言指導、関係機関との連絡調整等の実施 （利用者支援事業、妊産婦相談） ・産後ケア事業の実施 ・妊産婦に対する伴走型相談支援や経済的支援の実施 （妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援事業）	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			54
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	核家族化や地域のつながりの希薄化等、子育てを取り巻く環境の変化により、子育て世帯が孤立しやすい社会となっており、子育ての不安や悩みを気軽に相談できる体制の整備は急務です。今後も国や県の支援の動向を注視しながら事業の充実を図ります。
	副部局長（二次評価）	母子保健機能と児童福祉機能の強みを活かした、こども家庭センターの一体的な運営により、子育て家庭に対する包括的な支援を継続して実施していくことは大変重要であると考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 児童福祉と母子保健の両機能が連携し、すべての妊産婦や子ども、子育て家庭をを対象とした切れ目ない支援を実施するため、重点的に取り組むべき事業であり、さらなる事業の充実を図っていく必要があると考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	こども家庭センター事業（児童福祉）		３　継続
部局名	福祉こども部	課名	こども家庭センター

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-1】子どもを産み育てる環境づくりの推進
		目指す姿	【1-1】ライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心して子どもを産み育てることができています。
		施策の展開方針	【1-1】方針１：結婚、出産、子育てまでの切れ目のない支援
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 結婚・出産・子育てに希望が持てる社会の実現

予算科目１	3-2-1-12-0こども家庭センター事業（児童福祉）
予算科目２	3-2-1-9-0こども発達支援センター管理運営事業
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	2-1-1					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		子育て、児童虐待に関することやこどもが抱える悩みなどの相談体制を充実するとともに、子育てに関する情報の提供などを行い、子育てを支援します。
②事業の内容		母子保健と児童福祉の両機能の連携・協働を深め、児童虐待への予防的な対応からヤングケアラーを含む困難を抱える家庭、こども、こどもの発達について必要な相談支援まで切れ目なく、漏れなく対応することを目的として、子育て家庭に対する相談支援を実施します。
③事業の対象者		市民（子育て家庭）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	晩婚化や出産の高齢化、未婚化などにより少子化が課題となっています。様々なライフスタイルの人が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、子育て期の相談体制や母子の心身の健康に係る支援の充実などが求められています。
	課題の要因	・ライフスタイルの変化 ・子育ての孤立化
	本市固有の事情	・近隣自治体と比較して子ども（子育て世帯）が多い（出生率、年少人口割合が県平均を上回っています）。 ・転入者が転出者を上回っています。 ・外国人住民が増加しています。
	市民等からの声	議会において、民生児童委員・主任児童委員との連携について意見がありました。また、こどもの発達に不安を抱える保護者にとって重要な役割を担う施設であり、こどもの発達に関する施策の中心となるべき旨の声がありました。

	既存事業の有無	無（母子保健機能と児童福祉機能の一体的で、妊娠期から子育て世帯までを対象とした切れ目のない相談支援は、こども家庭センターのみであるため）
	先進事例	・こども家庭センターの業務に関する実践ポイント集「調査研究報告書」こども家庭庁支援局虐待防止対策課より「地域資源の把握・開拓について」
	要因の解消策	こども家庭センターが設置され、母子保健機能と児童福祉機能を一体化することにより、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへの切れ目ない相談支援体制を整備します。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・児童入所施設措置費等負担金（児童入所施設入所） ・子ども・子育て支援交付金（利用者支援事業、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業） ・ふるさと寄附金（里親委託児童支援事業） ・児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金
⑤事業実施により目指す成果		妊娠から出産、子育てまでのそれぞれのステージにおいて、子どもを産み育てることへの不安を軽減できるよう、相談体制の充実などにより、子育て世帯への切れ目ない支援を行います。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
新規相談受理件数	件	目標		300.0	300.0	300.0	300.0	300.0
		実績	306.0	335.0				
出産・子育て支援ノートブック配布冊数	冊	目標		5,000.0	5,000.0	5,000.0	5,000.0	5,000.0
		実績	4,615.0	4,200.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年間の活動実績を要保護児童対策地域協議会代表者会議に報告し、事業の必要性を評価していただく。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・こども家庭センター事業(児童福祉)、母子保護及び助産、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、家庭児童相談(巡回相談)の実施。 ・児童入所施設入所、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業の実施。 ・里親委託児童支援事業の実施。 ・家庭児童相談室(家庭相談員)、要保護児童対策地域協議会調整担当、各担当の専門的知識の習得及び技術の向上を図り、こども家庭センターの相談体制の充実を図る。 ・子育てに関する情報と行政サービスをまとめた出産・子育て支援ノートブックの作成。 ・研修会の実施（市民対象） ・親子通園事業、発達相談支援事業、学校コンサルテーション事業等の実施。 ・こども発達支援センターの建物（本館）の長寿命化に対する検討。	歳出合計		65,579
		財源内訳	国庫支出金	5,810
			県支出金	3,203
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	56,565
	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・こども家庭センター事業(児童福祉)、母子保護及び助産、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、家庭児童相談(巡回相談)の実施。 ・児童入所施設入所、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業の実施。 ・里親委託児童支援事業の実施。 ・家庭児童相談室(家庭相談員)、要保護児童対策地域協議会調整担当、各担当の専門的知識の習得及び技術の向上を図り、こども家庭センターの相談体制の充実を図る。 ・子育てに関する情報と行政サービスをまとめた出産・子育て支援ノートブックの作成。 ・研修会の実施（市民対象） ・親子通園事業、発達相談支援事業、学校コンサルテーション事業等の実施。 ・こども発達支援センターの建物（本館）の長寿命化に対する検討。	歳出合計		67,893
		財源内訳	国庫支出金	7,095
			県支出金	3,658
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	57,139
	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・こども家庭センター事業(児童福祉)、母子保護、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、家庭児童相談(巡回相談)の実施。 ・児童入所施設入所、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業の実施。 ・里親委託児童支援事業の実施。 ・家庭児童相談室(家庭相談員)、要保護児童対策地域協議会調整担当、各担当の専門的知識の習得及び技術の向上を図り、こども家庭センターの相談体制の充実を図る。 ・子育てに関する情報と行政サービスをまとめた出産・子育て支援ノートブックの作成。 ・研修会の実施（市民対象） ・親子通園事業、発達相談支援事業、学校コンサルテーション事業等の実施。 ・こども発達支援センターの建物（本館）の長寿命化に対する設計委託 （子育て関連施設個別施設計画）	歳出合計		67,893
		財源内訳	国庫支出金	7,095
			県支出金	3,658
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	57,139
	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・こども家庭センター事業(児童福祉)、母子保護、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、家庭児童相談(巡回相談)の実施。 ・児童入所施設入所、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業の実施。 ・里親委託児童支援事業の実施。 ・家庭児童相談室(家庭相談員)、要保護児童対策地域協議会調整担当、各担当の専門的知識の習得及び技術の向上を図り、こども家庭センターの相談体制の充実を図る。 ・子育てに関する情報と行政サービスをまとめた出産・子育て支援ノートブックの作成。 ・研修会の実施（市民対象） ・親子通園事業、発達相談支援事業、学校コンサルテーション事業等の実施。 ・こども発達支援センターの建物（本館）の長寿命化に対する改修等工事（子育て関連施設個別施設計画）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・こども家庭センター事業(児童福祉)、母子保護、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、家庭児童相談(巡回相談)の実施。 ・児童入所施設入所、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業の実施。 ・里親委託児童支援事業の実施。 ・家庭児童相談室(家庭相談員)、要保護児童対策地域協議会調整担当、各担当の専門的知識の習得及び技術の向上を図り、こども家庭センターの相談体制の充実を図る。 ・子育てに関する情報と行政サービスをまとめた出産・子育て支援ノートブックの作成。 ・研修会の実施（市民対象） ・親子通園事業、発達相談支援事業、学校コンサルテーション事業等の実施。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	妊産婦から子育て世帯までの切れ目のない支援を実施する上で、相談体制の充実は必要であり、こども家庭センターが果たす役割は非常に大きい。児童虐待のみならず、こどもの貧困、発達に不安や心配がある児童とその保護者への支援など様々な課題に対応するため、関係機関と連携し、社会資源の把握、開拓に努めていく必要があると考える。
	副部局長（二次評価）	児童福祉機能及び母子保健機能の強みを生かし、一体的な運営を通じ、妊産婦から子育て世帯までの当事者の意向を反映した包括的な支援を継続して、実施すべき事業と考える。また、こども家庭センター事業実施により目指す成果の達成に寄与していく必要があると考える。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 母子保健と児童福祉に関する相談支援を一体的に運営し、出産前から子育て期まで切れ目のない支援体制を整備し、重点的に取り組む事業であると考える。また、こども家庭センター事業の充実を図っていく必要があると考える。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	改善後実施可 事業の実施時期や実施方法等に一部改善を提案
コメント	・こども発達支援センターの改修について、予算要求までに、建築担当部局と必要な諸経費について精査すること。 ・こども発達支援センターは複合化前提ではないが、児童関連施設全体で見た時の関連性について、よく留意すること。

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	福祉医療費	３　継続
部局名	健康推進部	課名	年金医療課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-1】子どもを産み育てる環境づくりの推進
		目指す姿	【1-1】ライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心して子どもを産み育てることができています。
		施策の展開方針	【1-1】方針１：結婚、出産、子育てまでの切れ目のない支援
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 結婚・出産・子育てに希望が持てる社会の実現

予算科目１	3-1-6-1-0福祉医療費
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		医療費の一部負担金を福祉医療費として無料化することにより疾病の早期治療を促進するとともに医療費の家計に及ぼす影響を軽減し、必要な医療を安心して継続的に受けられる子育て環境の充実を図る。
②事業の内容		子ども資格（１８歳の誕生日以降の最初の３月３１日まで）の対象者に受給資格者証を発行し、医療機関で受診した保険診療の自己負担分（一部負担金）を福祉医療費として助成する。
③事業の対象者		出生から１８歳の誕生日以降の最初の３月３１日まで
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	限られた予算の中で子どもたちが安心して必要な医療を継続的に受けられるよう経費を節減し、医療費に係る経済的負担を軽減する持続可能な制度として安定的な運営が求められている。
	課題の要因	福祉医療制度は他公費優先の制度であり、他の費用を利用したうえでなお残る自己負担分（一部負担金）を助成する制度であるが、経費節減につながる他公費との併用利用の促進が図られていない。
	本市固有の事情	県内同一の制度のため特になし
	市民等からの声	全国と比較して制度の内容が充実（高校生世代まで・入院時食事療養費標準負担額も対象等）しており、好評を得ている。

	既存事業の有無	無
	先進事例	県内同一の制度のため特になし
	要因の解消策	福祉医療制度以外の公費負担医療費制度がある場合、併用利用することにより経費の節減に繋がることをチラシやホームページ等で周知し、制度への理解を図るとともに適正な資格管理と給付管理に努める。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	群馬県福祉医療費補助金（補助率1/2）を活用
⑤事業実施により目指す成果		必要な医療を安心して継続的に受けられる子育て環境の充実。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
子ども受診件数	件	目標		488,892.0	479,120.0	469,540.0	460,140.0	450,930.0
		実績	450,076.0	463,934.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年間受診件数の実績から検証

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

Ｒ７	実施内容	事業費（千円）		
	子ども医療費自己負担額無料化の実施	歳出合計		1,983,712
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	931,891
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,051,821
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	子ども医療費自己負担額無料化の実施	歳出合計		1,986,070
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	929,543
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,056,527
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	子ども医療費自己負担額無料化の実施	歳出合計		1,989,474
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	929,543
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,059,931
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	子ども医療費自己負担額無料化の実施	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	子ども医療費自己負担額無料化の実施	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			56
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	福祉医療制度は、昭和４８年１月から県の補助金制度取扱要領に基づき本市が独自の条例・施行規則を制定し、乳幼児の医療費助成から開始して支給対象を拡大してきた市民ニーズの高い事業です。子育て支援及び少子化対策の一環として令和５年１０月から高校生世代の医療費についても無料化し、子育て世代の医療費に係る経済的負担を軽減しており、将来にわたり持続可能な制度として安定的な運営が求められています。
	副部局長（二次評価）	子どもを対象とした福祉医療制度は、疾病の早期発見と重症化予防、治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実に繋がるものとなっています。子どもを産み育てやすい社会環境の整備に大きく寄与するものであり、少子化対策の観点においても重要な事業となっています。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 重点施策である子どもを産み育てる環境づくりの推進のためには、子育て世代の経済的な負担軽減は大きな課題であり、子どもの医療費の無料化は子育て世代からの関心が高く、子育て環境を選択する際の心理的効果が大きいと思われます。本事業の継続により、子どもの健康な発育を支援し、次世代を担う子どもを産み育てやすい社会環境を整備し、社会福祉の増進が図られるものと考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	民間保育施設対策事業	３　継続

部局名	福祉こども部	課名	こども保育課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-1】子どもを産み育てる環境づくりの推進
		目指す姿	【1-1】ライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心して子どもを産み育てることができています。
		施策の展開方針	【1-1】方針２：子育て環境の整備と施策の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 結婚・出産・子育てに希望が持てる社会の実現

予算科目１	3-2-2-3-0民間保育施設対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	2-2-3					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		少子化や、働き方の多様化が進む中、多様化する保育ニーズに応え、民間保育施設の運営を支援することにより、子育て環境の充実を目的とします。
②事業の内容		・民間保育施設への施設型給付費及び委託費の支給 ・民間保育施設への補助事業の実施
③事業の対象者		特定教育・保育施設
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・少子化が進む半面、保育施設への入所希望者は横ばいから微増となっている。 ・民間保育施設保育運営委託料は人勧の影響等により年々増加しており、令和６年度実績で7,588,751千円（前年度＋596,295千円）となっている。 ・年々増加する育休明け入所希望者や、障害児等の対応のための補助額の増加が望まれる。 ・保育士として就労を希望する人材が慢性的な不足となっている。
	課題の要因	・施設型給付費の公定価格の増 ・保育ニーズの多様化（育児休業明け入所希望者の増加や障害児の増加等） ・保育士の不足
	本市固有の事情	・外国籍児童が多い
	市民等からの声	・保育士の人数を増やし、手厚く見てほしい。 ・保育を適正に行ってほしい。（不適切な保育等が無いよう管理してほしい）

既存事業の有無	保育士加配事業費補助金（市） 群馬県保育充実促進費補助金（県）（特別保育事業） 障害児保育充実費補助金（市）（特別保育事業） 保育施設乳児受入支援事業補助金（市）（特別保育事業）　等
先進事例	（例） 前橋市育休明け入所支援事業補助金（入所予定児分の保育士雇用の費用を補填） 高崎市気になる子対策事業費補助金（グレーゾーンの児童入所費用の補助）
要因の解消策	・補助事業の充実化。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・子どものための教育・保育給付交付金（国庫概ね1/2　県費負担概ね1/4） ・子育てのための施設等利用給付交付金（国庫1/2　県費負担1/4） ・子ども・子育て支援交付金（国庫・県費負担概ね1/3）
⑤事業実施により目指す成果	・待機児童を発生させることなく、子育て世帯のニーズにあった保育を行う。 ・保育業務等に携わる人が安心して継続的に就労できる。 ・多様化する保育ニーズに応えるとともに、子育て世帯が安心して利用できる子育て環境の整備ができる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
入所児童数	人	目標		5,637.0	5,579.0	5,579.0	5,579.0	5,579.0
		実績	5,637.0	5,495.0				
加配保育士数	人	目標		253.0	－	－	－	－
		実績	186.0	224.0	－	－	－	－
仮承諾児童数	人	目標		－	565.0	565.0	565.0	565.0
		実績	－	－				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・こども家庭庁保育所等利用待機児童数調査等の統計資料

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・民間保育施設保育運営委託料【国庫負担金】（子どものための教育・保育給付費） 民間保育施設に教育・保育を行うための必要な経費について、国の基準により支出。 ・子育てのための施設等利用給付金【国庫負担金】 認可外施設や未移行幼稚園に通う児童の保育料に対する給付。 ・保育士加配事業費補助金【市単】 基準の保育士数を上回る配置を行った施設に対して補助。 ・保育体制強化事業補助金【国庫補助金】 多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保・環境整備等に係る経費について、国の基準により支出。 ・民間保育施設産休代替職員設置費補助金【市単】 市内民間保育施設に勤務する職員が産休を取得するにあたり、代替職員設置に要する経費補助。	歳出合計		8,048,800
		財源内訳	国庫支出金	3,798,019
			県支出金	1,729,117
			地方債	0
			その他	250,877
			一般財源	2,270,787
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	・民間保育施設保育運営委託料【国庫負担金】（子どものための教育・保育給付費） 民間保育施設に教育・保育を行うための必要な経費について、国の基準により支出。 ・子育てのための施設等利用給付金【国庫負担金】 認可外施設や未移行幼稚園に通う児童の保育料に対する給付。 ・保育士加配事業費補助金【市単】 仮承諾児童の入所配置基準を満たす保育士を確保している施設に対して補助。 ・保育体制強化事業補助金【国庫補助金】 多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保・環境整備等に係る経費について、国の基準により支出。 ・民間保育施設産休代替職員設置費補助金【市単】 市内民間保育施設に勤務する職員が産休を取得するにあたり、代替職員設置に要する経費補助。	歳出合計		8,133,260
		財源内訳	国庫支出金	3,879,072
			県支出金	1,722,496
			地方債	0
			その他	241,389
			一般財源	2,290,303
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	・民間保育施設保育運営委託料【国庫負担金】（子どものための教育・保育給付費） 民間保育施設に教育・保育を行うための必要な経費について、国の基準により支出。 ・子育てのための施設等利用給付金【国庫負担金】 認可外施設や未移行幼稚園に通う児童の保育料に対する給付。 ・保育士加配事業費補助金【市単】 仮承諾児童の入所配置基準を満たす保育士を確保している施設に対して補助。 ・保育体制強化事業補助金【国庫補助金】 多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保・環境整備等に係る経費について、国の基準により支出。 ・民間保育施設産休代替職員設置費補助金【市単】 市内民間保育施設に勤務する職員が産休を取得するにあたり、代替職員設置に要する経費補助。	歳出合計		8,133,260
		財源内訳	国庫支出金	3,879,072
			県支出金	1,722,496
			地方債	0
			その他	241,389
			一般財源	2,290,303
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	・民間保育施設保育運営委託料【国庫負担金】（子どものための教育・保育給付費） 民間保育施設に教育・保育を行うための必要な経費について、国の基準により支出。 ・子育てのための施設等利用給付金【国庫負担金】 認可外施設や未移行幼稚園に通う児童の保育料に対する給付。 ・保育士加配事業費補助金【市単】 仮承諾児童の入所配置基準を満たす保育士を確保している施設に対して補助。 ・保育体制強化事業補助金【国庫補助金】 多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保・環境整備等に係る経費について、国の基準により支出。 ・民間保育施設産休代替職員設置費補助金【市単】 市内民間保育施設に勤務する職員が産休を取得するにあたり、代替職員設置に要する経費補助。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	・民間保育施設保育運営委託料【国庫負担金】（子どものための教育・保育給付費） 民間保育施設に教育・保育を行うための必要な経費について、国の基準により支出。 ・子育てのための施設等利用給付金【国庫負担金】 認可外施設や未移行幼稚園に通う児童の保育料に対する給付。 ・保育士加配事業費補助金【市単】 仮承諾児童の入所配置基準を満たす保育士を確保している施設に対して補助。 ・保育体制強化事業補助金【国庫補助金】 多様な保育需要に対応するため、保育人材の確保・環境整備等に係る経費について、国の基準により支出。 ・民間保育施設産休代替職員設置費補助金【市単】 市内民間保育施設に勤務する職員が産休を取得するにあたり、代替職員設置に要する経費補助。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			54
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	多様化する保育ニーズを踏まえつつ、民間保育施設の運営を支援することにより子育て環境の充実を図るものです。各保育施設へ運営費用の一部を助成することにより、入所希望児童の円滑な受入促進につながるため、継続した取り組みが必要と考えます。
	副部局長（二次評価）	子ども・子育て支援法に基づく国庫負担金事業としての、民間保育施設保育運営委託料や子育てのための施設等利用給付金があり、保育施設の運営費の支払いや、施設利用者への保育料無償化に伴う補助事業などを適切に行うことで保育施設の効果的かつ効率的な事業実施のため必要不可欠な事業であります。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 出生数、就学前児童数が減少している一方で、共働き世帯の増加や育児休業制度を取り入れる企業は増加しているため、低年齢児受け入れの保育施設確保は必要なものとなっています。健全な保育運営のための保育士確保を推進し、安定した保育を提供するための本事業は、総合計画の重点施策「子どもを産み育てる環境づくりの推進」に寄与すると考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	民間保育所施設整備事業	３　継続

部局名	福祉こども部	課名	こども保育課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-1】子どもを産み育てる環境づくりの推進
		目指す姿	【1-1】ライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心して子どもを産み育てることができています。
		施策の展開方針	【1-1】方針２：子育て環境の整備と施策の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 結婚・出産・子育てに希望が持てる社会の実現

予算科目１	3-2-2-3-0民間保育所施設整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	2-2-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		民間保育施設等の保育環境の充実及びサービスの向上を図るため、施設整備を行う法人に対して補助を行い、伊勢崎市の子育て環境を整備します。
②事業の内容		民間保育所施設の増改築、大規模修繕等に対して補助を行います。
③事業の対象者		特定教育・保育施設
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	保護者の多様化する保育ニーズに対応するため、各地域の社会福祉法人等が運営する民間保育施設の整備が必要です。
	課題の要因	市町村は、保育所入所・保育義務が定められており、待機児童の抑制や安心安全な保育環境を確保するための施設整備が必要です。
	本市固有の事情	本市においては、安定した保育需要が見込まれているものの、施設の老朽化は進んでいます。
	市民等からの声	保育所等を運営する社会福祉法人等から毎年、施設改修の要望があります。

	既存事業の有無	既存事業としての、民間保育所施設整備事業は、全国で行われています。
	先進事例	
	要因の解消策	継続的な施設整備を進めながら、安心安全な保育環境の確保に努めていくことが必要です。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	就学前教育・保育施設整備交付金等 （こども家庭庁、補助率1/2、市補助1/4）
⑤事業実施により目指す成果		保護者の多様化する保育ニーズに対応し、待機児童の抑制が充分されている状態

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
民間保育所施設整備事業	園	目標		4.0	4.0	4.0	3.0	2.0
		実績	2.0	3.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績	2.0					

効果検証の方法	改修された園の数

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	はぐろこども園大規模修繕事業 リトルガーデンしいのみ大規模修繕事業 さくら幼稚園増改築事業 白ばら保育園大規模修繕事業	歳出合計		344,869
		財源内訳	国庫支出金	229,914
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	114,955
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	愛の光幼稚園改築事業 みやさと保育園増改築事業 若竹保育園防犯対策強化整備事業 ふちな保育園小規模事業	歳出合計		963,344
		財源内訳	国庫支出金	639,973
			県支出金	2,257
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	321,114
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	はちす保育園大規模修繕事業 すみよし幼稚園大規模修繕事業 すみよし幼稚園防犯対策強化整備事業	歳出合計		117,225
		財源内訳	国庫支出金	78,150
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	39,075
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	ひかりのこ保育園改築事業 ひまわり保育園大規模修繕事業 西園こども園大規模修繕事業 青空保育園防犯対策強化整備事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	太陽保育園改築事業 ゆたか第二保育園大規模修繕事業 日乃出保育園防犯強化整備事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			53
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	子ども・子育て支援新制度移行後も、引き続き児童福祉法等において、市町村は保育所入所・保育義務が定められており、待機児童の抑制や安心・安全な保育環境の確保のための施設整備は必要不可欠な施策であることからも、国や県の補助制度等の動向に注視しつつ、事業を継続して実施していきたい。
	副部局長（二次評価）	待機児童の抑制や安心・安全な保育環境の確保のための施設整備は必要不可欠な施策であることから引き続き、民間保育施設整備の効果的かつ効率的な事業実施が必要である。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 待機児童の抑制や良好な保育環境の確保のため、民間保育施設の定員増や保育環境の充実等のための施設整備に対する補助金を交付する事業であり、引き続き、効果的かつ効率的な事業実施が必要である。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	放課後児童健全育成事業	３　継続
部局名	福祉こども部	課名	子育て支援課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-1】子どもを産み育てる環境づくりの推進
		目指す姿	【1-1】ライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心して子どもを産み育てることができています。
		施策の展開方針	【1-1】方針２：子育て環境の整備と施策の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 結婚・出産・子育てに希望が持てる社会の実現

予算科目１	3-2-1-6-0放課後児童健全育成事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		保護者が昼間、家庭にいることが出来ない小学生に対し、健全育成を図るため、授業終了後に遊び及び生活の場を与える放課後児童クラブの充実に努める。
②事業の内容		・全ての希望者が放課後児童クラブを利用できるような受け皿の調整を行う ・働き手の確保のための処遇改善に努め、保育の質の向上を図る
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	共働き世帯の増加などによる放課後児童クラブのニーズの高まりに伴い、子育て世代の状況に寄り添った子育て環境の整備が求められている。また、現場における人手不足に対応する施策の展開が必要とされている。
	課題の要因	・共働き世帯の増加 ・核家族化 ・児童の安全に対する保護者の意識の高まり ・処遇状況の厳しさから放課後児童支援員のなり手不足
	本市固有の事情	・民設民営の放課後児童クラブが多い
	市民等からの声	・小学校区によっては、クラブや定員を増やしてほしいとの市民からの声がある。 ・議会からは、放課後児童支援員の処遇改善を望む声などがある。

	既存事業の有無	無
	先進事例	無
	要因の解消策	・全ての希望者が放課後児童クラブを利用できるような受け皿の調整を行う。 ・働き手の確保のための処遇改善に努める。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・子ども・子育て支援交付金（国1/3、県1/3）
⑤事業実施により目指す成果		・全ての希望者が放課後児童クラブを利用できるような受け皿の調整を行うことにより、待機児童が発生することなく、保護者が安心して就労することができる。 ・働き手の確保のための処遇改善に努めることにより、支援員の量的・質的な向上を図る。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
利用者数	人	目標		40,000.0	40,000.0	40,000.0	40,000.0	40,000.0
		実績	35,600.0	38,174.0				
指導員研修会の開催数	回	目標		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		実績	3.0	3.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・市内全クラブの入所児童数を把握する

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・利用状況に応じた施設整備 ・民設民営クラブへの事業委託 ・家賃や改修費の補助 ・支援員処遇改善等事業費の補助 ・所得要件による利用者負担金の助成	歳出合計		975,692
		財源内訳	国庫支出金	298,527
			県支出金	298,527
			地方債	0
			その他	29,558
			一般財源	349,080

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・利用状況に応じた施設整備 ・民設民営クラブへの事業委託 ・家賃や改修費の補助 ・支援員処遇改善等事業費の補助 ・所得要件による利用者負担金の助成	歳出合計		1,099,958
		財源内訳	国庫支出金	339,400
			県支出金	339,400
			地方債	0
			その他	29,451
			一般財源	391,707

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・利用状況に応じた施設整備 ・民設民営クラブへの事業委託 ・改修費等の補助 ・支援員処遇改善等事業費の補助 ・所得要件による利用者負担金の助成	歳出合計		1,099,958
		財源内訳	国庫支出金	339,400
			県支出金	339,400
			地方債	0
			その他	29,451
			一般財源	391,707

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・利用状況に応じた施設整備 ・民設民営クラブへの事業委託 ・改修費等の補助 ・支援員処遇改善等事業費の補助 ・所得要件による利用者負担金の助成	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・利用状況に応じた施設整備 ・民設民営クラブへの事業委託 ・改修費等の補助 ・支援員処遇改善等事業費の補助 ・所得要件による利用者負担金の助成	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			53
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	放課後児童クラブは子どもにとっての安心安全な居場所であり、民間事業者との協働を推進することで、地域資源を活用することに繋がり、より多様なプログラムを提供することが可能となるため、事業を継続することは重要かつ必要である。
	副部局長（二次評価）	社会構造の変化により親の働き方が多様化する中で、子供たちの放課後の過ごす場所が必要となっており、放課後児童健全育成事業の持つ意義はより高まっていると考える。全ての利用希望者が利用可能な供給体制を整えるとともに、その事業を支える指導員の量的質的な充実を図ることも重要である。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 子育て世帯の状況に寄り添った子育て環境の整備が求められている中で、保護者が安心して就労できる環境を整えるために、放課後児童健全育成事業を充実させることは市民ニーズに合致している。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	児童厚生施設管理運営事業	２　拡充
部局名	福祉こども部	課名　子育て支援課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-1】子どもを産み育てる環境づくりの推進
		目指す姿	【1-1】ライフスタイルや地域コミュニティの在り方など妊娠・出産から子育てを取り巻く多様な変化に柔軟に対応した環境の中で、安心して子どもを産み育てることができています。
		施策の展開方針	【1-1】方針３：交流の場や情報交換の機会の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 結婚・出産・子育てに希望が持てる社会の実現

予算科目１	3-2-1-4-0児童厚生施設管理運営事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		子どもの健やかな育ちと、子育てを社会全体で支援する環境整備を目指し、児童厚生施設が児童にとって健全な遊びの場や安心安全な居場所となるよう、また、保護者にとっては気軽に情報交換や交流をすることのできる場となるよう、施設の管理運営の更なる質の向上に努める。
②事業の内容		・子どもにとって適切な行事・催しの開催や居場所の提供 ・子育て支援情報の提供や親同士の交流が促進される事業の実施
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	就労形態やライフスタイルの多様化などを背景に、人と人、人と地域との関わりが希薄化し、子どもや子育て世帯の孤立化が課題となっており、親子とも、地域における関係づくりの支援が求められている。
	課題の要因	・就労形態の多様化 ・ライフスタイルの多様化 ・核家族化の進行 ・地域の連帯感の低下
	本市固有の事情	無
	市民等からの声	・親子や小中高生が楽しめる場にしてほしい。 ・施設が古くなっており、時代に即していない。

	既存事業の有無	無
	先進事例	無
	要因の解消策	・児童厚生施設が児童にとって健全な遊びの場や安心安全な居場所となるよう、また、保護者にとっては気軽に情報交換や交流をすることのできる場となるよう、施設の運営を行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・子ども・子育て支援交付金（国1/3、県1/3） （対象：児童館内で実施する放課後児童健全育成事業）
⑤事業実施により目指す成果		・子どもにとって適切な行事・催しの開催や居場所の提供により、児童の利用者数及び満足度が増加する。 ・子育て支援情報の提供や親同士の交流が促進される事業の実施により、保護者の利用者数及び満足度が増加する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
事業開催数	件	目標		120.0	120.0	120.0	120.0	120.0
		実績	107.0	109.0				
修繕及び工事の実施数	件	目標		9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
		実績	8.0	12.0				
乳幼児の利用割合	%	目標		41.0	41.0	41.0	41.0	41.0
		実績	40.0	50.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・児童館概要から事業開催数を把握する ・決算から修繕及び工事数を把握する ・年間施設利用者数の集計から、利用者合計と乳幼児の利用割合を把握する

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・児童厚生施設における親子講座等の開催、健全な遊びの指導、生活の場や居場所の提供、育児サークル等への支援 ・施設整備の実施	歳出合計		363,642
		財源内訳	国庫支出金	41,435
			県支出金	41,435
			地方債	0
			その他	56,105
			一般財源	224,667

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・児童厚生施設における親子講座等の開催、健全な遊びの指導、生活の場や居場所の提供、育児サークル等への支援 ・施設整備の実施	歳出合計		390,780
		財源内訳	国庫支出金	43,608
			県支出金	43,608
			地方債	0
			その他	56,723
			一般財源	246,841

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・児童厚生施設における親子講座等の開催、健全な遊びの指導、生活の場や居場所の提供、育児サークル等への支援 ・施設整備の実施 ・【拡充】児童センター大規模改修（設計業務）	歳出合計		418,852
		財源内訳	国庫支出金	43,608
			県支出金	43,608
			地方債	0
			その他	56,723
			一般財源	274,913

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・児童厚生施設における親子講座等の開催、健全な遊びの指導、生活の場や居場所の提供、育児サークル等への支援 ・施設整備の実施 ・【拡充】児童センター大規模改修（工事：R10年度～R11年度）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・児童厚生施設における親子講座等の開催、健全な遊びの指導、生活の場や居場所の提供、育児サークル等への支援 ・施設整備の実施 ・【拡充】児童センター大規模改修（工事：R10年度～R11年度）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

１－２　事業の概要（拡充部分）

タイトル		児童センター大規模改修	
①事業拡充の背景・必要性	現状と課題	・昭和５４年度に建設され、築４７年が経過していることから、施設の老朽化が進んでおり、一部の設備について不具合が生じている。また、令和４年度に実施した耐震診断において、診断結果（Is値）は通常0.6あれば耐震性ありとなるが、避難所の場合は、1.25倍の基準が求められ、0.75以上で耐震性ありとなるため、本館(Is値:0.68)・科学館(Is値:0.67)で耐震性不足が指摘された。 ・児童センターは、こどもの成長を支援するだけでなく、地域における子育て支援の拠点としての役割も担っており、ニーズの変化に対応して、機能の強化や活性化を図る必要がある。また、利用促進に向けて、こどもや保護者への情報提供や、魅力的な事業の開催など、多角的な取組が必要である。	
	課題の要因	・施設の老朽化による利用者への負担 ・児童センターに対する多様化するニーズ	
	要因の解消策	大規模改修を実施することで、より安全で快適な空間の場を提供することができ、こどもの遊びの幅を広げ、発達を促す効果が期待できるとともに、子育て世帯や親同士の交流が促進され、新たな利用者の拡大につなげることができる。	
②事業実施により目指す成果		児童センターは、市内の児童館・児童センターの中で利用者数が最も多く、市の子育て支援事業において欠かすことの出来ない存在となっており、大規模改修を実施することで、こどもをはじめ、子育て世代などに対して、さらなる利用促進を図ることが期待でき、リニューアルした児童センターを中心に各児童館の特色を活かしながら、最終的に、こどもにとって健全な遊びの場や安心安全な居場所、保護者にとって気軽に情報交換や交流ができる場になるよう、目指していく。	
③指標の見直し内容		施策の展開方針の成果指標	方針３「児童センター・児童館の利用者数」 修正前：１８０，０００人　修正後：１８９，０００人　（R11年度）５％増加
		重点事業の目標（KPI）	

２−２　事業実施の具体的方法・手段（拡充部分）

Ｒ９	実施内容
	【児童センター大規模改修】28,072千円 内訳 児童センター大規模改修工事設計業務委託：28,072千円
	財源（拡充部分）
Ｒ１０	実施内容
	【児童センター大規模改修】 863,192千円　【工期１５ヶ月】 内訳 児童センター大規模改修工事(建築)　　：446,050千円 児童センター大規模改修工事(電気設備)　：110,330千円 児童センター大規模改修工事(機械設備)　：289,740千円 児童センター大規模改修工事監理業務委託：　17,072千円
	財源（拡充部分）
	次世代育成支援対策整備交付金（補助率：国1/3・県1/3） 子ども・子育て支援事業債（充当率９０%）
Ｒ１１	実施内容
	前年度よりの繰越【児童センター大規模改修】 863,192千円 児童センター大規模改修備品購入費：10,000千円
	財源（拡充部分）

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			54
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	こどもの居場所としての児童厚生施設の重要度は高く、市民ニーズも高い。指定管理者と連携して、「こどもまんなか社会」の実現のための施設として機能を充実させていく必要がある。また、老朽化等による計画的な施設整備は利用者の安全のためにも必要であり、ハード面での市民ニーズに対応するためにも意義がある。
	副部局長（二次評価）	子育てを社会全体で支援する「こどもまんなか社会」の実現のため、児童厚生施設の環境整備事業は重要度が高く、市民ニーズも高いものと考える。老朽化の進んでいる施設が増えてきていることから、計画的な施設整備の実施は、利用者の安心安全のためにも市民ニーズを考慮して対応していく必要であると考える。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 地域との関係の希薄化やライフスタイルの多様化が進む中で、児童厚生施設がその機能を発揮することは、安心してこどもを産み育てることを目指す本市の姿勢にも沿うものである。施設の老朽化の課題に対しては、利用者がより安心して利用できるよう、計画的な整備を実施していくことは大変意義のあるものと考える。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	要検討 事業の実施時期や実施方法等を再検討した上で実施の可否を判断
コメント	・避難所として必要な耐震性を持たせるかは、安心安全課や建築課等と相談・検討すること。 ・利用状況等を分析し、事業の内容について精査して、抜本的に再編・複合化について検討すること。 ・その他施設の不具合の改修については、予算要求までに、施設利用に見合った内容かを精査し、実施すること。 ・児童施設全体の再編・複合化に向けて、部局横断的に検討を行うこと。また、そのための時期や体制等を検討すること。 ・こども計画への位置づけも併せて検討すること。

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	ふたばすくすくプラン推進事業	３　継続

部局名	教育部	課名	学校教育課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-2】幼児教育・学校教育の充実
		目指す姿	【1-2】グローバル化やＡＩ等の技術の進展といった変化の激しい社会を生き抜くために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力に加え、学びに向かう力等の非認知能力を身に付けている子どもが育っています。
		施策の展開方針	【1-2】方針１：公立幼稚園の取組の一層の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成

予算科目１	10-5-1-2-0幼稚園運営事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	2-1-2	2-1-5				

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		公立幼稚園が地域における幼児教育センターとして、幼児一人ひとりの発達や特性に応じた援助やプレ幼稚園等による保護者への子育て支援に関する支援の充実、架け橋プログラムの実施による学校教育との連携の推進を図る。
②事業の内容		・幼稚園教育における支援の充実に向けた研修会等の実施 ・特別な配慮を要する園児や保護者への支援の充実 ・他の幼児教育施設や小学校との連携 ・保護者の子育てに対する援助
③事業の対象者		園児、保護者、教職員、市内幼児教育施設の従事者　等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・学校教育の基盤となる幼児教育の充実が求められている。 ・特別な配慮を要する園児や、外国籍の園児が増加傾向にある。 ・私立幼稚園、保育所、認定こども園等との連携を一層推進させる必要がある。 ・学校教育への滑らかな接続を図る必要がある。
	課題の要因	・多様な困り感をもっている園児や保護者が増えている。 ・保護者のニーズに応じて、福祉機関や学校につないでいく役割が求められている。 ・公立幼稚園の預かり保育の時間と保護者のニーズとのずれが見られる。 ・他の幼児教育施設や学校の教職員との情報交換の場がより求められている。 ・預かり保育に対する要望により応える必要がある。
	本市固有の事情	・公立幼稚園の設置数は他市町村と比較して多い。 ・公立幼稚園が昔から設置され、地域の幼児教育センターとして幼稚園教育の充実や、特別な配慮を要する園児への支援に関する研修が実施されてきているとともに、保護者の子育て支援の推進、関係機関との連携を行っている。
	市民等からの声	・幼児教育の一層の充実を図り、学校教育への滑らかな接続をして欲しい ・子育ての悩みについて相談できる機関となって欲しい。 ・特別な支援を要する園児や保護者に手厚い支援をして欲しい。 ・外国籍の園児や保護者に対して、困り感に寄り添った支援をして欲しい。

	既存事業の有無	学校教育構想推進事業
	先進事例	
	要因の解消策	・公立幼稚園の教職員に対する研修の充実 ・保護者が困り感を相談できる体制の充実 ・プレ幼稚園などの機会を積極的に活用した情報発信
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	無
⑤事業実施により目指す成果		子どもが幼稚園を楽しいと感じている。 保護者が子育ての悩みなどを相談しやすいと感じている。 幼稚園の学びが小学校の学びへと滑らかに接続している。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
幼稚園が楽しいと感じている園児の割合	%	目標		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		実績	99.4	97.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	″本市における幼稚園教育に係る調査学校評価″

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

Ｒ７

実施内容

・幼児教育の充実を図るための研修会の実施（一日研修、幼保こ・小連携研修講座、幼稚園訪問、研修主任会）
・公立幼稚園と私立幼児教育施設が情報共有を図る情報交換会の実施（５月および１０月に実施予定）
・未就園児と保護者を対象としたプレ幼稚園の実施（各園年間６回）
・子育て支援員による支援の充実
・プレ幼稚園などにおける協力者への謝金
・リーフレット等の配布による幼稚園の取組の周知

事業費（千円）		
歳出合計		1,429
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	1,429

Ｒ８

実施内容

・幼児教育の充実を図るための研修会の実施（一日研修、幼保こ・小連携研修講座、幼稚園訪問、研修主任会）
・公立幼稚園と私立幼児教育施設が情報共有を図る情報交換会の実施（５月および１０月に実施予定）
・未就園児と保護者を対象としたプレ幼稚園の実施
・プレ幼稚園などにおける協力者への謝金
・子育て支援員による支援の充実
・リーフレット等の配布による幼稚園の取組の周知
・【拡充】預かり保育時間の延長

事業費（千円）		
歳出合計		2,164
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	2,164

Ｒ９

実施内容

・幼児教育の充実を図るための研修会の実施（一日研修、幼保こ・小連携研修講座、幼稚園訪問、研修主任会）
・公立幼稚園と私立幼児教育施設が情報共有を図る情報交換会の実施（５月および１０月に実施予定）
・未就園児と保護者を対象としたプレ幼稚園の実施
・プレ幼稚園などにおける協力者への謝金
・子育て支援員による支援の充実
・リーフレット等の配布による幼稚園の取組の周知

事業費（千円）		
歳出合計		2,164
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	2,164

Ｒ１０

実施内容

・幼児教育の充実を図るための研修会の実施（一日研修、幼保こ・小連携研修講座、幼稚園訪問、研修主任会）
・公立幼稚園と私立幼児教育施設が情報共有を図る情報交換会の実施（５月および１０月に実施予定）
・未就園児と保護者を対象としたプレ幼稚園の実施
・プレ幼稚園などにおける協力者への謝金
・子育て支援員による支援の充実
・リーフレット等の配布による幼稚園の取組の周知

事業費（千円）		
歳出合計		－
財源内訳	国庫支出金	－
	県支出金	－
	地方債	－
	その他	－
	一般財源	－

Ｒ１１

実施内容

・幼児教育の充実を図るための研修会の実施（一日研修、幼保こ・小連携研修講座、幼稚園訪問、研修主任会）
・公立幼稚園と私立幼児教育施設が情報共有を図る情報交換会の実施（５月および１０月に実施予定）
・未就園児と保護者を対象としたプレ幼稚園の実施
・プレ幼稚園などにおける協力者への謝金
・子育て支援員による支援の充実
・リーフレット等の配布による幼稚園の取組の周知

事業費（千円）		
歳出合計		－
財源内訳	国庫支出金	－
	県支出金	－
	地方債	－
	その他	－
	一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			60
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	多様化する教育ニーズしていく現状において、引き続き、公立幼稚園が担うべき役割は大きい。さらに、幼児教育センターがハブとなり質の高い研修を提供することは、地域全体の底上げに有効である。セーフティネットとしての公的役割を維持しつつ、時代に即した幼児教育の質的担保を進める必要がある。	
	副部局長（二次評価）	これまで蓄積したノウハウや専門知識を生かして、市立幼稚園は市内全体の幼児教育の質の向上に貢献しているため、当該事業を継続していく必要がある。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		幼児教育は、地域の未来を刺さる次世代の人材育成の基盤となる。公立幼稚園が高い専門性に支えられ、多様化する教育課題とニーズに的確に対応するため、当該事業を継続していく必要がある、	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	学校教育構想推進事業	２　拡充

部局名	教育部	課名	学校教育課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-2】幼児教育・学校教育の充実
		目指す姿	【1-2】グローバル化やＡＩ等の技術の進展といった変化の激しい社会を生き抜くために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力に加え、学びに向かう力等の非認知能力を身に付けている子どもが育っています。
		施策の展開方針	【1-2】方針２：主体的な学びの推進
			【1-2】方針３：地域や関係機関との連携
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
			④ 共生社会実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成
			④ 多文化理解の促進とグローバル人材の育成

予算科目１	10-1-2-1-0公立学校運営事業
予算科目２	10-1-3-1-0教育指導事業
予算科目３	10-1-4-1-0教育研究所管理運営事業
予算科目４	10-2-1-2-0小学校運営事業
予算科目５	10-2-2-1-0教育振興事業
予算科目６	10-3-1-2-0中学校運営事業
予算科目７	10-3-2-1-0教育振興事業
予算科目８	10-1-3-1-0小中一貫英語力向上プログラム推進事業

関連する市長マニフェスト						
	2-4-1	2-4-2	2-4-3			

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		個別最適な学びと協働的な学びを視点とした授業改善を行うとともに、ICT機器等を効果的に活用しながら、非認知能力の育成を図り、自分の興味関心に応じた一人ひとりの主体的な学びを推進していく。また、地域の教育力を生かした学校運営を推進することに向け、学校運営協議会等を活用した地域との連携の拡充や、関係部局等との連携の強化を図る。
②事業の内容		・学校訪問や授業研究会の実施 ・教職員全体研修会（3年に1度の開催）や教育研究所における各種研修会の開催 ・小中９年間の連続性を重視した英語科授業の充実 ・お互いのよさを認め合える学級・学校づくりの推進 ・コミュニティ・スクールにおける地域との連携の推進 ・各学校園におけるカリキュラムパートナーとの連携や「未来力」学習講座の実施
③事業の対象者		児童生徒、保護者、教職員、地域の住民　等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・「主体的・対話的で深い学び」を視点とした授業改善の推進 ・地域の教育資源（人材、文化財等）のより効果的な活用 ・理数教育やプログラミング教育の充実 ・コミュニティ・スクールの優れた取組の周知（同じ中学校区の学校などへ）
	課題の要因	・教職員の経験やニーズ等に応じた研修を推進すること ・豊かな人間性の育成等のための体験的な活動を一層充実させること ・専門的な機関における探究的な学び等の教育機会を増やすこと ・学校運営協議会の協議内容等を中学校区に広げていくこと
	本市固有の事情	・教育研究所が設置されており、主体的な教員研修を実施できること ・以前より地域における体験学習（伊勢崎ふるさと学習）を推進してきていること ・いち早くコミュニティ・スクールを設置するとともに、中学校区1校設置まで拡大を行ってきたこと
	市民等からの声	・子どもが楽しいと感じられる授業にして欲しい。 ・体験的学習など多様な学びの機会を作って欲しい。 ・将来の夢や希望の実現に向け、これから生き抜くために必要な力をつけて欲しい。 ・グローバル社会で活躍できる人材を育成して欲しい。

既存事業の有無	
先進事例	
要因の解消策	・教職員が自分の授業をよりよくしたいと主体的に思い、改善に向かって取り組める研修の実施 ・児童生徒一人ひとりのよさを発揮できる教育の推進 ・探究的な学びを通した情報化・グローバル化に備える力を伸ばす教育の充実 ・コミュニティ・スクールの拡充 ・学校や地域の実態に応じた体験的学習の充実
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	理科教育設備整備費等補助金 尾瀬ネイチャーラーニング補助金 地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金

⑤事業実施により目指す成果	・児童生徒が学校の授業が分かると感じている。 ・児童生徒が将来への夢や希望をもって主体的に取り組んでいる。 ・保護者が子どもが学校生活を通して成長していると感じている。 ・学校の取組について、学校運営協議会を中心とした地域が支えている。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
自分の住んでいる地域に誇りをもっている児童の割合	%	目標		95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
		実績	94.0	94.4				
自分の住んでいる地域に誇りを持っている生徒の割合	%	目標		80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
		実績	76.7	77.7				
授業が分かると感じている児童の割合	%	目標		95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
		実績	94.2	93.4				
授業が分かると感じている生徒の割合	%	目標		90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
		実績	87.4	88.7				
将来の夢や希望の実現に向け努力している児童の割合	%	目標		85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
		実績	80.6	79.9				
将来の夢や希望の実現に向け努力している生徒の割合	%	目標		70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
		実績	68.8	68.3				
英語が楽しいと感じる児童の割合	%	目標		90.0	90.0	90.0	90.0	90.0
		実績	87.1	84.1				
英語が楽しいと感じる生徒の割合	%	目標		85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
		実績	72.2	81.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	小学校１年生から中学校３年生までを対象に実施している生活学習状況調査

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・学校訪問（経営訪問、計画訪問、要請訪問）の実施 ・授業研修会の実施 ・教育研究所における研修会の開催 ・管理職を対象とした研修会の実施 ・教職員の実態に応じた研修の充実 ・学力検査や学校生活調査の実施 ・デジタル採点システムの全中学校への導入（中学校246千円×11校） ・家庭との連絡システム(1,078千円) ・バス借り上げ料 ・負担軽減等を図るため校務支援員の増員（23人→34人） ・部活動地域移行に伴う部活動指導員の増員（25人→27人） ・コミュニティ・スクールの拡充(モデル地域) ※4校増（11校→15校）	歳出合計		165,618
		財源内訳	国庫支出金	2,576
			県支出金	1,800
			地方債	19,000
			その他	9,317
			一般財源	132,925
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	・学校訪問（経営訪問、計画訪問、要請訪問）の実施 ・授業研修会の実施 ・教育研究所における研修会の開催 ・管理職を対象とした研修会の実施 ・教職員の実態に応じた研修の充実 ・学力検査や学校生活調査の実施 ・修学旅行や臨海学校等の校外学習の実施 ・部活動地域展開の推進 ・コミュニティ・スクールの拡充（15校→18校） ・教育研究所長寿命化改修工事の実施	歳出合計		417,484
		財源内訳	国庫支出金	500
			県支出金	1,887
			地方債	246,000
			その他	39,351
			一般財源	129,746
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	・学校訪問（経営訪問、計画訪問、要請訪問）の実施 ・授業研修会の実施 ・教育研究所における研修会の開催 ・管理職を対象とした研修会の実施 ・教職員の実態に応じた研修の充実 ・学力検査や学校生活調査の実施 ・修学旅行や臨海学校等の校外学習の実施 ・部活動地域展開の推進 ・コミュニティ・スクールの拡充（18校→24校） ・【拡充】英語学習におけるＡＩ学習アプリの導入 ・教科指導非常勤講師	歳出合計		417,484
		財源内訳	国庫支出金	2,643
			県支出金	37,434
			地方債	0
			その他	3,438
			一般財源	373,969
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	・学校訪問（経営訪問、計画訪問、要請訪問）の実施 ・授業研修会の実施 ・教育研究所における研修会の開催 ・管理職を対象とした研修会の実施 ・教職員の実態に応じた研修の充実 ・学力検査や学校生活調査の実施 ・修学旅行や臨海学校等の校外学習の実施 ・部活動地域展開の推進 ・コミュニティ・スクールの拡充 ・【拡充】英語学習におけるＡＩ学習アプリの活用 ・教科指導非常勤講師	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	・学校訪問（経営訪問、計画訪問、要請訪問）の実施 ・授業研修会の実施 ・教育研究所における研修会の開催 ・管理職を対象とした研修会の実施 ・教職員の実態に応じた研修の充実 ・学力検査や学校生活調査の実施 ・修学旅行や臨海学校等の校外学習の実施 ・部活動地域展開の推進 ・【拡充】英語学習におけるＡＩ学習アプリの活用 ・教科指導非常勤講師	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

１−２　事業の概要（拡充部分）

タイトル			○英語学習におけるＡＩ学習アプリ
①事業拡充の背景・必要性	現状と課題		【英語学習におけるＡＩ学習アプリ】 学習指導要領において「英語での発信力の強化」が求められているが、4技能（特に話す・書く）の指導・評価は、教員一人の手では時間的・物理的に限界がある。また、生徒一人ひとりの習熟度に応じた即時フィードバックが十分に提供できていない現状がある。
	課題の要因		【英語学習におけるＡＩ学習アプリ】 スピーキングの流暢さの判定や英作文のきめ細かな添削は、教員の多大な業務負担となっており、十分な発話・記述の機会を授業内に確保しづらい。
	要因の解消策		【英語学習におけるＡＩ学習アプリ】 生徒全員が授業や家庭学習において、AIを相手にいつでも即興的な対話や英作文の練習ができ、即時に適切な評価・フィードバックを受けられる環境整備を行う。
②事業実施により目指す成果			【英語学習におけるＡＩ学習アプリ】 中学校においてＡＩ学習アプリを導入することにより、個別最適化された学びの環境を整備し、生徒が発信力（話す・書く）を向上する。同時に、AIの自動採点・添削機能を活用して教員の評価・添削業務を効率化し、指導の質向上と教員の働き方改革を両立した持続可能な英語教育体制を構築する。
③指標の見直し内容		施策の展開方針の成果指標	【英語学習におけるＡＩ学習アプリ】主体的な学びの推進に寄与する。
		重点事業の目標（KPI）	【英語学習におけるＡＩ学習アプリ】英語が楽しいと感じる生徒の割合

２−２　事業実施の具体的方法・手段（拡充部分）

Ｒ９	実施内容
	【英語学習におけるＡＩ学習アプリ】 本格導入開始
	財源（拡充部分）
	地域未来交付金
Ｒ１０	実施内容
	【英語学習におけるＡＩ学習アプリ】 継続実施
	財源（拡充部分）
	地域未来交付金
Ｒ１１	実施内容
	【英語学習におけるＡＩ学習アプリ】 継続実施
	財源（拡充部分）
	地域未来交付金

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			60
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	児童生徒の学力向上を実現するため、個別最適な学びの環境を整備することが急務であり、また、特色ある教育課程の実施を推進するため、高い専門性を有した教員の確保が重要となる。自律した学習者の育成に向け、本事業をさらに推進していく必要があると考える。	
	副部局長（二次評価）	変化の激しい社会において、より良い社会を創造していくことができる人材を育成するため、これまでの事業を継続するとともに、先進的な取り組みを導入することが必要であると考える。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		多様化する社会ニーズに対応するため、時代の変化を捉えて教育環境を整備していくことが重要になる。子供たちの未来の可能性を広げ、地域社旗の発展を支えるために、本事業を推進していくことが必要である。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	要検討
	事業の実施時期や実施方法等を再検討した上で実施の可否を判断
コメント	・モデル校での実施や、課題・目指す効果、授業案の作成等について、教育研究所とも協力して検討を進めること。

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	学校教育情報化推進事業（学校教育課）	３　継続
部局名	教育部	課名　学校教育課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-2】幼児教育・学校教育の充実
		目指す姿	【1-2】グローバル化やＡＩ等の技術の進展といった変化の激しい社会を生き抜くために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力に加え、学びに向かう力等の非認知能力を身に付けている子どもが育っています。
		施策の展開方針	【1-2】方針２：主体的な学びの推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト ⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成 ⑤ デジタル人材の育成・確保

予算科目１	10-1-3-1-4学校教育情報化推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	2-4-5					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		学習者用端末を計画的かつ効果的に活用し、自分で考え、自分で決めて、自分で動き出す子どもを育成するとともに、校務のICT化を推進する。
②事業の内容		・ICTの活用に関する研修会の実施 ・教育データの利活用による支援の充実 ・電子黒板等の電子機器の充実 ・校務のICT化の推進
③事業の対象者		児童・生徒、保護者、小中学校教職員
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・ICT機器の効果的な活用の推進をする必要がある。 ・ICTの活用によって蓄積された教育データを授業改善や個別支援に活かす必要がある。 ・外国籍児童・生徒の保護者に対して正確な情報提供を行う必要がある。
	課題の要因	・ICTに対する教職員のスキルの格差があること。 ・教育データの活かし方に関するノウハウをもっていないこと。 ・近隣市町村等との情報共有が図られていないこと。
	本市固有の事情	・電子黒板を授業だけでなく、学校行事などでも積極的に活用している。 ・指導者用デジタル教科書を積極的に活用した授業が展開されている。 ・モデル校を指定し、教育データの利活用についての研究を進めている。 ・教育研究所のICT活用研究班による効果
	市民等からの声	・学習者用デジタル教科書を推進し、個別最適な学習を充実させて欲しい。 ・一人ひとりの教育データを利活用し、個別支援を充実させて欲しい。 ・家庭学習の充実や、家庭との連絡手段としても積極的な学習者用端末の活用を図って欲しい。

	既存事業の有無	デジタル田園都市国家構想交付金
	先進事例	
	要因の解消策	・学習者用デジタル教科書の計画的な導入 ・校務DX化の一層の推進
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	公立学校情報機器整備費補助金
⑤事業実施により目指す成果		・ICTを効果的に活用して学びを深めている児童・生徒が増えている。 ・家庭と学校との適切な情報共有が進み、協働した子どもの育成が行われている。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
ICT機器等を使うと授業が分かると感じている児童生徒の割合	%	目標		95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
		実績	90.8	91.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	小学校１年生から中学校３年生までを対象に実施している生活学習状況調査

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・家庭との連絡システム ・GIGAALスーパーバイズ ・ICT支援業務委託	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・家庭との連絡システム ・GIGAALスーパーバイズ ・ICT支援業務委託	歳出合計		19,073
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	19,073

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・家庭との連絡システム ・GIGAALスーパーバイズ ・ICT支援業務委託	歳出合計		19,073
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	19,073

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・家庭との連絡システム ・GIGAALスーパーバイズ ・ICT支援業務委託	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・家庭との連絡システム ・GIGAALスーパーバイズ ・ICT支援業務委託	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			60
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	情報技術が急進する社会において、子供たちがデジタル対応力を身に付けることや校務をデジタル化し、効率化を図ることは必須であるため、引き続き、本事業を推進する必要があると考える。	
	副部局長（二次評価）	ＩＣＴ環境の継続的な整備は、子どもの情報活用能力を確実に高め、授業の質を向上させ、さらに、校務のデジタル化は教員の負担を減らすため、引き続き、本事業を推進していく必要がある。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		ＩＣＴの効果的な活用は、子供の学力向上だけでなく、教員の業務効率化や働き方改革にもつながり、また、保護者との効果的、効率的に連携することができるため、引き続き、本事業を継続していく必要がある。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	学校教育情報化推進事業（教育施設課）	３　継続
部局名	教育部	課名　教育施設課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-2】幼児教育・学校教育の充実
		目指す姿	【1-2】グローバル化やＡＩ等の技術の進展といった変化の激しい社会を生き抜くために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力に加え、学びに向かう力等の非認知能力を身に付けている子どもが育っています。
		施策の展開方針	【1-2】方針２：主体的な学びの推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
			⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成
			⑤ デジタル人材の育成・確保

予算科目１	10-2-2-5-0小学校教育情報化推進事業
予算科目２	10-3-2-5-0中学校教育情報化推進事業
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	2-4-5					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		国が推進するGIGAスクール構想の実現にあわせ、小中学生１人に１台整備されている情報端末と全ての普通教室に整備されている電子黒板について適切な維持管理を行い、令和７年度に更新を迎える情報端末や特別教室に未整備の電子黒板を整備することにより、さらなるＩＣＴ環境の充実を図る。
②事業の内容		全ての教室に電子黒板を整備し、小中学生１人に１台整備されている情報端末の更新を行い、インターネット環境の適切な維持管理を行う。
③事業の対象者		児童生徒
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	小中学生１人に１台の情報端末と全ての普通教室に電子黒板が整備されている。情報端末については更新時期を迎えるため、円滑な端末の更新を行っていきたい、特別教室について電子黒板が未整備であるため、ＩＣＴ環境の充実を図るためにも整備していきたい。
	課題の要因	電子黒板の整備について、普通教室の整備に留まっていたため特別教室の整備に至らなかった。
	本市固有の事情	特になし
	市民等からの声	市議会より小中学生に１人１台の情報端末の整備に関して一般質問を受ける

	既存事業の有無	無し
	先進事例	ＩＣＴ教育環境整備ハンドブック２０２４（一般社団法人 日本教育情報化振興会）
	要因の解消策	関係部署と協議し、適切な電子黒板の台数を小中学校の特別教室に配置する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	公立学校情報機器整備費補助金
⑤事業実施により目指す成果		全教室に電子黒板を整備し、適切な維持管理を行うことにより、教育環境の充実を図り、ＩＣＴ機器等を効果的に活用しながら、非認知能力の育成を図り、自分の興味関心に応じた一人ひとりの主体的な学びを目指す。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
児童生徒1人に１台のタブレット端末整備率	%	目標		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		実績	100.0	100.0				
普通教室に電子黒板を設置している割合	%	目標		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		実績	100.0	100.0				
特別教室に電子黒板を設置している割合	%	目標		27.0	46.0	100.0	100.0	100.0
		実績	0.0	27.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・設置基数による

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・教育ネットワーク設備保守委託 ・電子黒板リース ・情報端末更新（リース） ・電子黒板購入（特別教室） ・システムセットアップ委託料	歳出合計		237,761
		財源内訳	国庫支出金	27,554
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	66,181
			一般財源	144,026

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・教育ネットワーク設備保守委託 ・情報端末リース ・電子黒板リース ・電子黒板購入 ・学習者用タブレット端末ライセンス使用料	歳出合計		222,127
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	23,700
			その他	0
			一般財源	198,427

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・教育ネットワーク設備保守委託 ・情報端末リース ・電子黒板購入 ・学習者用タブレット端末ライセンス使用料	歳出合計		222,127
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	222,127

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・教育ネットワーク設備保守委託 ・情報端末リース ・電子黒板リース ・学習者用タブレット端末ライセンス使用料	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・教育ネットワーク設備保守委託 ・情報端末リース ・電子黒板リース ・学習者用タブレット端末ライセンス使用料	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			54
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	個別の最適な学びや協働的な学び等が行えるように、ＩＣＴ環境の整備充実を図ります。	
	副部局長（二次評価）	タブレット端末、電子黒板、高速ネットワーク等の安定した利用が可能となるように維持を図るとともに、時代に遅れることの無いように、さらなるＩＣＴ環境の充実を図ってください。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		ＩＣＴ環境の計画的な更新及び整備を行い、安全かつ効果的な学習環境の充実を図ってください。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	中等教育学校教育振興事業	３　継続

部局名	教育部	課名	学校教育課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-2】幼児教育・学校教育の充実
		目指す姿	【1-2】グローバル化やＡＩ等の技術の進展といった変化の激しい社会を生き抜くために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力に加え、学びに向かう力等の非認知能力を身に付けている子どもが育っています。
		施策の展開方針	【1-2】方針４：中等教育学校の特長を生かした教育課程の展開
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
			④ 共生社会実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成
			④ 多文化理解の促進とグローバル人材の育成

予算科目１	10-4-3-1-0中等教育学校教育振興事業（前期課程）
予算科目２	10-4-3-1-0中等教育学校教育振興事業（後期課程）
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	2-4-1					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		中等教育学校の利点を生かした６年間の一貫教育を計画的・継続的に行うことで、生徒一人ひとりが持つ個性や可能性を最大限に伸ばし、確かな学力と豊かな人間性の育成を重視し、自己実現と社会貢献ができるグローバル人材を育成する。
②事業の内容		・企業、大学、地域と連携しながら、６年間一貫した効率的な学習、生活、特別活動の実施や、主体的、対話的で深い学びの実践や課外授業などにより学力向上に努める。 ・ＳＤＧｓを視点とした探究活動、最先端の知識や技術に触れるキャリア教育の充実、海外研修を実施する。 ・小学生の進路の選択肢を拡大するとともに、海外大学などへの進学を支援する。
③事業の対象者		生徒、職員等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・教育をめぐる社会情勢は短期間で大きく変化しておりその変化に応じた教育の実施と、先行き不透明な時代をたくましく生き抜く力を持ち、自己実現と社会貢献ができる人材の育成が求められている。
	課題の要因	・教育をめぐる社会情勢の短期間での大きな変化 ・生活様式の多様化
	本市固有の事情	・外国籍人口の増加
	市民等からの声	・社会が変わっても、お互いに支えあったりすることは大切。その際に、非認知能力を高め合うことが重要である。人間として何が大切かを学ぶ学校であってもらいたい。 ・生徒が自らの人生を決められるよう指導してもらいたい。

	既存事業の有無	群馬県立中央中等教育学校（県）
	先進事例	無
	要因の解消策	・企業・大学・他の教育機関との連携、市役所・姉妹都市等学校が関係する諸団体と連携した活動を充実させる。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	理科教育設備整備費等補助金
⑤事業実施により目指す成果		グローバルでアカデミックな学び、充実したキャリア教育により、確かな学力と豊かな人間性を育み、変動の激しい時代をたくましく生き抜く人材を育成する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
学校生活の充実度	%	目標		98.0	98.5	99.0	99.5	100.0
		実績	97.8	97.7				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	学校評価アンケートにより「学校生活が充実している」と回答した生徒の割合

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・大学、企業等専門家の講義 ・日本の伝統文化の学びや海外研修への取り組み ・教育教材の購入	歳出合計		71,338
		財源内訳	国庫支出金	630
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	70,708

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	キャリア教育、グローバル教育、SDGｓに基づいた探究活動 ・大学、企業等と連携した教育活動 ・日本の伝統文化の学びや海外研修への取り組み 教育教材の購入	歳出合計		69,640
		財源内訳	国庫支出金	300
			県支出金	0
			地方債	800
			その他	0
			一般財源	68,540

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	キャリア教育、グローバル教育、SDGｓに基づいた探究活動 ・大学、企業等と連携した教育活動 ・日本の伝統文化の学びや海外研修への取り組み 教育教材の購入	歳出合計		70,384
		財源内訳	国庫支出金	300
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	70,084

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	キャリア教育、グローバル教育、SDGｓに基づいた探究活動 ・大学、企業等と連携した教育活動 ・日本の伝統文化の学びや海外研修への取り組み 教育教材の購入	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	キャリア教育、グローバル教育、SDGｓに基づいた探究活動 ・大学、企業等と連携した教育活動 ・日本の伝統文化の学びや海外研修への取り組み 教育教材の購入	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			59
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	四ツ葉学園中等教育学校の特色を生かした充実した教育活動を実施していくことで先行き不透明な時代を生き抜くたくましい人材を育成し、ひいては、将来の伊勢崎市を背負って立つ人材の育成を目指します。	
	副部局長（二次評価）	四ツ葉学園中等教育学校の理念である未来・世界にはばたく高い知性と豊かな道徳性を身に付けた教養人の育成を行い、生徒の自己実現と社会教育ができる教育を行います。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		中等教育学校の特色を生かした６年間の一貫教育を計画的・継続的に実施し、確かな学力と豊かな人間性を育み、変動の激しい時代をたくましく生き抜く人材を育成します。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	不登校対策事業		３　継続
部局名	教育部	課名	学校教育課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-3】１人ひとりに寄り添う教育の推進
		目指す姿	【1-3】多様な特性や価値観、文化的背景を認め合う幼稚園・学校づくりの推進により、全ての子どもが安全安心な環境の下で共に学び、互いの良さをさを大切にし、自分らしく成長できています。
		施策の展開方針	【1-3】方針１：未然防止、早期発見に向けた支援の充実
			【1-3】方針３：学校施設の整備充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
			③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成
			③ 防災力の向上

予算科目１	10-1-3-1-0不登校対策事業
予算科目２	10-1-3-1-0不登校対策事業（北小学校）
予算科目３	10-1-3-1-0不登校対策事業（南小学校）
予算科目４	10-1-3-1-0不登校対策事業（殖蓮小学校）
予算科目５	10-1-3-1-0不登校対策事業（茂呂小学校）
予算科目６	10-1-3-1-0不登校対策事業（三郷小学校）
予算科目７	10-1-3-1-1不登校対策事業（宮郷小学校）
予算科目８	10-1-3-1-1不登校対策事業（名和小学校）

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		不登校、いじめ、ヤングケアラー等の未然防止や早期発見に努めるとともに、実態を踏まえた支援体制の構築や、関係機関と連携し子どもに寄り添った支援の充実を推進する。
②事業の内容		・不登校の未然防止やいじめ等の問題行動の早期発見につなげるための協議会の実施 ・教育支援センターほっとる～むにおける不登校の子どもたちへの支援 ・教育研究所における教育相談の実施 ・各校におけるスペシャルサポートルームの設置及び支援する相談員の任用
③事業の対象者		子ども、保護者、教職員
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・市内小中中等教育学校における不登校者数はここ5年間で、260人から406人と1.56倍となるなど増加の傾向が著しい。軽度のいじめ、ヤングケアラーが疑われる子どもも存在し、対応は急務である。
	課題の要因	・全国的に増加の傾向にある。全国の小中学校の不登校児童生徒数299,048人と前年比54,108人（22.1%）増となっている。要因は、複雑化、多様化している。 ・本人の特性に起因するもの（発達特性・病気・性格・外見等） ・家庭・家族に起因するもの（家族形態・経済状況・人間関係・虐待等） ・学校での人間関係等に起因するもの（対人関係・環境の変化・学力等）
	本市固有の事情	・外国籍児童生徒を中心に転入者が多く、不安定な家庭環境の児童生徒が多い。
	市民等からの声	・より多くの子どもが学校で学べるようになって欲しいと願っている。 ・より多くの子どもが健全に成長して欲しいと願っている。

	既存事業の有無	教育研究所管理運営事業
	先進事例	
	要因の解消策	・不登校、いじめ、ヤングケアラー等の未然防止や早期発見に努め、支援体制の構築を図らなければならない。 ・様々な悩みを抱える子どもたちが、安心して過ごしたり、学習したりできるスペシャルサポートルーム等の多様な学びの場の提供に努める。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	なし
⑤事業実施により目指す成果		不登校やいじめ、ヤングケアラー等の悩みを抱える子ども達も、安心して学ぶことができ、自分らしく成長することが期待できる。未来の伊勢崎を担う市民の育成につながる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
自分の悩みや課題について先生や友達に相談できる児童の割合	%	目標		81.0	82.0	83.0	84.0	85.0
		実績	80.1	80.1				
自分の悩みや課題について先生や友達に相談できる生徒の割合	%	目標		81.0	82.0	83.0	84.0	85.0
		実績	80.8	82.4				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	生活学習状況調査（児童生徒に対するアンケート）による調査の実施

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・不登校の未然防止やいじめ等の問題行動の早期発見につなげるための協議会の実施 ・教育支援センターほっとる～むの運営 ・教育研究所における教育相談の実施 ・心療内科医師等の専門家と支援方法について協議するサポートケース会議の実施 ・スペシャルサポートルームの運用 ・小学校学習生活相談員・中学校教育相談員の任用　小学校24名　中学校16名 ・不登校親の会の実施	歳出合計		5,270
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	5,270
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	・不登校の未然防止やいじめ等の問題行動の早期発見につなげるための協議会の実施 ・教育支援センターほっとる～むの運営 ・教育研究所における教育相談の実施 ・心療内科医師等の専門家と支援方法について協議するサポートケース会議の実施 ・スペシャルサポートルームの運用 ・小学校学習生活相談員・中学校教育相談員の任用 ・不登校親の会の実施	歳出合計		5,270
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	5,270
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	・不登校の未然防止やいじめ等の問題行動の早期発見につなげるための協議会の実施 ・教育支援センターほっとる～むの運営 ・教育研究所における教育相談の実施 ・心療内科医師等の専門家と支援方法について協議するサポートケース会議の実施 ・スペシャルサポートルームの運用 ・小学校学習生活相談員・中学校教育相談員の任用 ・不登校親の会の実施	歳出合計		5,270
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	5,270
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	・不登校の未然防止やいじめ等の問題行動の早期発見につなげるための協議会の実施 ・教育支援センターほっとる～むの運営 ・教育研究所における教育相談の実施 ・心療内科医師等の専門家と支援方法について協議するサポートケース会議の実施 ・スペシャルサポートルームの運用 ・小学校学習生活相談員・中学校教育相談員の任用 ・不登校親の会の実施	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	・不登校の未然防止やいじめ等の問題行動の早期発見につなげるための協議会の実施 ・教育支援センターほっとる～むの運営 ・教育研究所における教育相談の実施 ・心療内科医師等の専門家と支援方法について協議するサポートケース会議の実施 ・スペシャルサポートルームの運用 ・小学校学習生活相談員・中学校教育相談員の任用 ・不登校親の会の実施	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			60
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	不登校、いじめ、ヤングケアラー等の未然防止や早期発見に向け、学校や地域、福祉が連携し、誰もが安心して学べる居場所づくりを推進するとともに、子どもたちの社会的自律に必要な支援体制を整備する必要がある。
	副部局長（二次評価）	未然防止や早期発見に向け、関係機関と連携した組織的支援体制を構築する必要がある。小さなSOSを捉える仕組みを強化し、迅速かつ適切な対応を徹底し、子どもに寄り添った支援の充実を図る必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 様々な悩みや不安を抱える子どもたちのために包括的な支援体制を整備する必要がある。関係機関との連携により組織全体として重層的なセーフティネットを機能させ、子どもたちが社会的自律に向けた切れ目のない環境づくりを構築する必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	インクルーシブ教育推進事業	３　継続
部局名	教育部	課名	学校教育課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-3】１人ひとりに寄り添う教育の推進
		目指す姿	【1-3】多様な特性や価値観、文化的背景を認め合う幼稚園・学校づくりの推進により、全ての子どもが安全安心な環境の下で共に学び、互いの良さをさを大切にし、自分らしく成長できています。
		施策の展開方針	【1-3】方針２：特別な配慮を要する子どもへの支援の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
			④ 共生社会実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成
			④ 多様な人材が活躍できる環境づくり

予算科目１	10-1-3-1-0インクルーシブ教育推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		個々の支援体制の拡充、ICT機器の効果的な活用等により、発達支援や日本語指導を必要とする子どもの実態に応じたきめ細やかな支援を推進する。
②事業の内容		・特別支援教育や日本語指導に係る研修会の実施 ・教育研究所における特別支援教育に係る研究班の取組 【拡充】・学校看護師を増員し、急な欠勤時等にも代替要員を派遣できるバックアップ体制の整備 ・日本語教室などで通訳や学習生活支援を行う外国籍児童生徒学校生活支援助手の任用
③事業の対象者		子ども、保護者、教職員
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・学校において特別な支援が必要な子どもの数はここ5年間で、480人から820人と1.7倍となるなど増加の傾向が著しい。また外国籍児童生徒数の人数と共に、多言語化が進んでいることや集住地域の広がりなど課題である。
	課題の要因	・特別支援学級での支援が必要な子どもの数は全国的に増加の傾向にあり、要因として、発達障害に対する理解が広がったことなどが挙げられる。 ・多文化共生の町を掲げている本市に外国籍の方々にとって住みやすい環境を提供できていることによる。
	本市固有の事情	・外国籍児童生徒を中心に転入者が多く、不安定な家庭環境の児童生徒が多い。
	市民等からの声	・特性のある子どもたちそれぞれが持つ可能性を最大限広げて欲しいと願っている。 ・より多くの子どもが健全に成長して欲しいと願っている。

	既存事業の有無	教育研究所管理運営事業
	先進事例	
	要因の解消策	・障害や国籍、ジェンダー等、様々な悩みを抱える子ども達に対し、支援体制の構築を図らなければならない。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	帰国・外国人児童生徒支援事業費補助金（補助率　匡1/3　県1/3） 教育支援体制整備事業費補助金（補助率　匡1/3）
⑤事業実施により目指す成果		障害や国籍、ジェンダー等、様々な悩みを抱える子供達に対し、適切な支援を行うことで、安心して学ぶことができ、自分らしく成長することが期待できる。未来の伊勢崎市を担う市民の育成につながる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
小学校教諭の特別支援教育研修講座の参加のべ人数（全３回）	人	目標		140.0	150.0	160.0	165.0	170.0
		実績	148.0	219.0				
中学校教諭等の特別支援教育研修講座の参加のべ人数（全３回）	人	目標		110.0	115.0	120.0	125.0	130.0
		実績	110.0	71.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	研修講座参加人数の把握による調査の実施

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・特別支援教育や日本語指導に係る研修会の実施 ・教育研究所における特別支援教育に係る研究班の取組 ・特別な配慮を要する子どもを支援する教育支援員の任用　99名 ・通級指導教室において指導を行う通級指導員の任用　10名 ・日本語指導を要する子どもを支援する児童生徒学校生活支援助手の任用　32名 ・医療的ケアを実施する学校看護師の任用　2名 ・医療的ケアを実施する訪問看護ステーションへの委託	歳出合計		6,806
		財源内訳	国庫支出金	1,347
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	5,459

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・特別支援教育や日本語指導に係る研修会の実施 ・教育研究所における特別支援教育に係る研究班の取組 ・特別な配慮を要する子どもを支援する教育支援員の任用 ・通級指導教室において指導を行う通級指導員の任用 ・日本語指導を要する子どもを支援する児童生徒学校生活支援助手の任用 ・医療的ケアを実施する学校看護師の任用 ・医療的ケアを実施する訪問看護ステーションへの委託	歳出合計		8,571
		財源内訳	国庫支出金	1,675
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	6,896

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・特別支援教育や日本語指導に係る研修会の実施 ・教育研究所における特別支援教育に係る研究班の取組 ・特別な配慮を要する子どもを支援する教育支援員の任用 ・通級指導教室において指導を行う通級指導員の任用 ・日本語指導を要する子どもを支援する児童生徒学校生活支援助手の任用 ・医療的ケアを実施する学校看護師の任用 ・医療的ケアを実施する訪問看護ステーションへの委託	歳出合計		8,571
		財源内訳	国庫支出金	1,077
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	7,494

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・特別支援教育や日本語指導に係る研修会の実施 ・教育研究所における特別支援教育に係る研究班の取組 ・特別な配慮を要する子どもを支援する教育支援員の任用 ・通級指導教室において指導を行う通級指導員の任用 ・日本語指導を要する子どもを支援する児童生徒学校生活支援助手の任用 ・医療的ケアを実施する学校看護師の任用 ・医療的ケアを実施する訪問看護ステーションへの委託	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・特別支援教育や日本語指導に係る研修会の実施 ・教育研究所における特別支援教育に係る研究班の取組 ・特別な配慮を要する子どもを支援する教育支援員の任用 ・通級指導教室において指導を行う通級指導員の任用 ・日本語指導を要する子どもを支援する児童生徒学校生活支援助手の任用 ・医療的ケアを実施する学校看護師の任用 ・医療的ケアを実施する訪問看護ステーションへの委託	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			60
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	自分らしさを発揮できる安全安心な学校づくりに向けて、発達特性や多様な価値観を持つ子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを的確に捉え組織的な支援体制を整備する必要がある。	
	副部局長（二次評価）	発達特性や多様な価値観を持つ子どもたちが、安全安心に学校生活を過ごし、学びが保障されるよう、一人ひとりの教育的ニーズに寄り添い、誰もが自分らしく成長できる支援体制を整備する必要がある。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		障害の有無や国籍、ジェンダー等、多様性を互いに認め合う気持ちを醸成し、それぞれの個性や背景を尊重し会える環境を整え、自分らしく学び健全に成長できる共生社会を構築する必要がある。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	学校施設長寿命化改修事業（教育施設課）	３　継続
部局名	教育部	課名　教育施設課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-3】１人ひとりに寄り添う教育の推進
		目指す姿	【1-3】多様な特性や価値観、文化的背景を認め合う幼稚園・学校づくりの推進により、全ての子どもが安全安心な環境の下で共に学び、互いの良さをさを大切にし、自分らしく成長できています。
		施策の展開方針	【1-3】方針３：学校施設の整備充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
			③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成
			③ 防災力の向上

予算科目１	10-2-1-5-0小学校施設長寿命化改修事業
予算科目２	10-3-1-18-0中学校施設長寿命化改修事業
予算科目３	10-5-1-1-0幼稚園施設長寿命化改修事業
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		教育環境の維持・向上を第一に考え、中長期的な維持管理や改修等に係る更新コストの縮減と平準化、教育環境の質的改善も考慮しながら適切に改修等を実施し、地域防災拠点としても配慮した安全で安心して利用できる施設整備に努める。
②事業の内容		学校施設長寿命化計画に基づき、事後保全から予防保全に切替えると共に、長寿命化により中長期的な維持管理や改修等に係る更新コストの縮減と平準化をし、教育環境の質的改善、不足教室対策、老朽化対策を併せて適切に改修等を実施する。
③事業の対象者		小学校、中学校及び幼稚園の園児、児童、生徒及び教職員等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・昭和５０年代から昭和６０年代にかけて建築した学校施設が一斉に更新時期を迎える。 ・今後も老朽化や機能低下が進むなかで、更新費等の財政負担に加え、安全面の確保等施設の適切かつ効率的な維持管理が求められている。
	課題の要因	・児童生徒急増期に同時に建築された建物の経年による老朽化や機能低下が進んでいる。
	本市固有の事情	・本市の学校施設は、３０年以上経過した建物が全体の約８０%を占めており、同時期に多くの建物が更新等の時期を迎える。
	市民等からの声	・議会等から老朽化に対する対策を求められている。

	既存事業の有無	・特に無し
	先進事例	・長寿命化改修として、ライフラインの更新・耐久性に優れた材料の使用・維持管理や設備更新の容易性の確保・多様な学習内容や学習形態による活動が可能となる環境の提供・省エネルギー化等が求められている。 （学校施設の長寿命化改修に関する事例集）
	要因の解消策	・事後保全から予防保全へ転換する改修計画をたて建物の寿命を延ばす。 ・改修時期の集中を避け、年数や建物ごとの劣化の状況等などにより優先順位を検討し平準化を行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・学校施設環境改善交付金（補助率１／３、太陽光発電設備補助率１／２） ・学校教育施設等整備事業債 ・公共施設等適正管理推進事業債
⑤事業実施により目指す成果		・子どもたちの安心、安全を確保するために常に建物を健全な状態に保ち、また快適な学習環境の維持をすること。 ・学校施設は、災害発生時には避難所となることから安全で安心して利用できる施設の整備を図る。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
学校施設長寿命化計画に基づく設計業務委託数	件	目標		0.0	14.0	13.0	14.0	9.0
		実績	0.0	0.0				
学校施設長寿命化計画に基づく対策が行われた施設整備数	件	目標		2.0	1.0	14.0	14.0	15.0
		実績	1.0	2.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	教育委員会の点検・評価にて効果検証を行う。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

Ｒ７

実施内容

・名和小学校南校舎長寿命化改修工事（466,950千円）
　R6～7（2ヵ年工事のR7年度分）
・名和小学校仮設校舎リース（84,376千円）
　R6～7（2ヵ年リースのR7年度分）
・名和小学校南校舎屋上太陽光発電設備設置工事（61,600千円）
・名和小長寿命化改修工事に伴う物品移設費用（2,970千円）
・あずま幼稚園南園舎大規模改修工事（69,930千円）
・あずま幼稚園南園舎大規模改修工事監理業務委託（1,100千円）
・宮郷小学校仮設校舎リース（6,501千円）
　R7～R8（2ヵ年リースのR7年度分）
・宮郷小学校プレハブ校舎改築に伴う物品移設費用（792千円）

事業費（千円）		
歳出合計		694,219
財源内訳	国庫支出金	90,183
	県支出金	0
	地方債	384,600
	その他	117,000
	一般財源	102,436

Ｒ８

実施内容

・境小学校南･中校舎長寿命化改修工事設計業務委託(43,670千円)
・広瀬小学校中校舎長寿命化改修工事設計業務委託(28,270千円)
・南小学校外10校体育館トイレ改修工事設計業務委託(44,140千円)
・宮郷小学校仮設校舎リース（57,475千円）
・宮郷小学校改築校舎リース（5,639千円）
・第二中学校エレベーター設置工事設計業務委託(3,751千円)

事業費（千円）		
歳出合計		199,517
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	13,600
	その他	0
	一般財源	185,917

Ｒ９

実施内容

・境小学校南･中校舎長寿命化改修工事(R9～R11)(85,543千円)・広瀬小学校中校舎長寿命化改修工事(R9～R11)(29,215千円)・南小学校外4校体育館トイレ改修工事(100,000千円)・第二中学校エレベーター設置工事(40,000千円)・境小学校南･中校舎長寿命化改修工事監理業務委託(10,000千円)・広瀬小学校中校舎長寿命化改修工事監理業務委託(10,000千円)・南小学校外4校体育館トイレ改修工事監理業務委託(6,000千円)・境剛志小学校北校舎大規模改修工事設計業務委託(2,997千円)・豊受小学校校舎長寿命化改修工事設計業務委託(25,124千円)・境東小学校校舎長寿命化改修工事設計業務委託(24,122千円)・赤堀小学校体育館外1校大規模改修工事設計業務委託(19,080千円)・第三中学校体育館大規模改修工事設計業務委託(17,808千円)・殖蓮第二小学校外１校エレベーター設置工事設計業務委託(8,000千円)・宮郷小学校改築校舎リース(22,553千円)・宮郷小学校改築校舎(トイレ・教室)リース（18,042千円)・境小学校仮設校舎リース（85,769千円)・広瀬小学校改築校舎リース（71,864千円)・南小学校外21校校舎空調設備更新工事設計業務委託(24,200千円)

事業費（千円）		
歳出合計		603,433
財源内訳	国庫支出金	38,253
	県支出金	0
	地方債	104,400
	その他	0
	一般財源	460,780

Ｒ１０

実施内容

・境小学校南･中校舎長寿命化改修工事(R9～R11)(427,714千円)
・広瀬小学校中校舎長寿命化改修工事(R9～R11)(146,077千円)
・坂東小学校外5校体育館トイレ改修工事(120,000千円)
・境剛志小学校北校舎大規模改修工事(56,943千円)
・豊受小学校校舎長寿命化改修工事(R10～R11)(238,673千円)
・境東小学校校舎長寿命化改修工事(R10～R11)(229,154千円)
・赤堀小学校体育館外1校大規模改修工事(362,520千円)・第三中学校体育館大規模改修工事(338,352千円)・殖蓮第二小学校外１校エレベーター設置工事(80,000千円)・宮郷中学校校舎長寿命化改修工事設計業務委託・境剛志小学校外1校校舎長寿命化改修工事設計業務委託・あずま小学校体育館長寿命化改修工事設計業務委託・殖蓮第二小学校体育館大規模改修工事設計業務委託・名和幼稚園園舎等改築工事設計業務委託
・南小学校外21校校舎空調設備更新工事　【拡充】・第一中学校外10校校舎・武道場空調設備更新等工事設計業務委託

事業費（千円）		
歳出合計		－
財源内訳	国庫支出金	－
	県支出金	－
	地方債	－
	その他	－
	一般財源	－

Ｒ１１

実施内容

・境小学校南･中校舎長寿命化改修工事(R9～R11)
・広瀬小学校中校舎長寿命化改修工事(R9～R11)
・境小学校校舎屋上太陽光発電設備設置工事
・広瀬小学校太校舎屋上陽光発電設備設置工事・豊受小学校校舎長寿命化改修工事(R10～R11)・境東小学校校舎長寿命化改修工事(R10～R11)・宮郷中学校校舎長寿命化改修工事(R11～R13)・境剛志小学校校舎長寿命化改修工事(R11～R13)・赤堀小学校校舎長寿命化改修工事(R11～R12)・あずま小学校体育館長寿命化改修工事・殖蓮第二小学校体育館大規模改修工事・名和幼稚園園舎等改築工事(R11～R13)・広瀬小学校南校舎長寿命化改修工事設計業務委託・豊受小学校校舎長寿命化改修工事設計業務委託・赤堀東小学校校舎中規模改修工事設計業務委託・北第二小学校校舎中規模改修工事設計業務委託・宮郷中学校体育館大規模改修工事設計業務委託・宮郷小学校外4校体育館大規模改修工事設計業務委託・第三中学校武道場大規模改修工事設計業務委託
【拡充】・第一中学校外10校校舎・武道場空調設備更新等工事

事業費（千円）		
歳出合計		－
財源内訳	国庫支出金	－
	県支出金	－
	地方債	－
	その他	－
	一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			59
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化やバリアフリー化及び、災害発生時には避難施設となることについて勘案を図り、補助金等を活用して、施設整備を行います。	
	副部局長（二次評価）	学ぶ場の多様性に応じたPルームの設置や近年の猛暑日の増加に伴う暑さ対策等について、迅速かつ適正に施設計画を立案するとともに、整備を実施してください。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		安心・安全に児童生徒が学ぶことのできるように、学校施設長寿命化計画の立案を図り、教育環境の整備を行ってください。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	学校体育館等空調設備整備事業	６　完了
部局名	教育部	課名　教育施設課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-3】１人ひとりに寄り添う教育の推進
		目指す姿	【1-3】多様な特性や価値観、文化的背景を認め合う幼稚園・学校づくりの推進により、全ての子どもが安全安心な環境の下で共に学び、互いの良さをさを大切にし、自分らしく成長できています。
		施策の展開方針	【1-3】方針３：学校施設の整備充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
			③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成
			③ 防災力の向上

予算科目１	10-2-1-4-0小学校体育館空調設備整備事業
予算科目２	10-5-1-1-0幼稚園遊戯室空調設備整備事業
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		学校の体育館は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに災害発生時には地域の避難所となることから、熱中症対策として空調設備の設置を行い教育環境の改善を図ります。
②事業の内容		小学校体育館（２３校）、中学校体育館（１１校）、幼稚園園舎（６園）及び四ツ葉学園中等教育学校体育館に空調設備の設置を行う。
③事業の対象者		小学校、中学校及び幼稚園の園児、児童、生徒及び教職員等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・夏場の学校体育館を利用する際に熱中症対策等の制限を受けながら教育活動を行っており、空調設備の設置が求められています。 ・災害発生時には地域の避難所となることから夏場の熱中症対策として整備が求められています。
	課題の要因	・近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化するとともに大規模地震の発生も切迫している。 ・夏場、体育館の中が暑く子供たちの教育活動に支障が生じている。
	本市固有の事情	・子どもたちが夏場の学校体育館で安全・安心に教育活動を行える環境改善のため ・災害時に備えて、指定避難所における避難所の生活環境改善のため
	市民等からの声	・市民、議会から体育館の空調設備設置が要望されている。

	既存事業の有無	・特に無し
	先進事例	・体育館の断熱性能を確保した上で空調設備を整備（文部科学省推奨）
	要因の解消策	・空調設備を既設学校体育館へ設置する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・緊急防災・減災事業債
⑤事業実施により目指す成果		・夏場の体育館で子供たち達が快適に教育活動が行われている。 ・夏場の学校体育館利用者（災害時における避難者、スポーツ開放での利用者）が快適に利用できる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
学校体育館等に空調機を設置した学校数	校	目標		16.0				
		実績		16.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	教育委員会の点検・評価にて効果検証を行う。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	○小学校１０校の体育館（殖蓮、殖蓮第二、赤堀、赤堀南、赤堀東、あずま、あずま南、あずま北、境、境采女）への空調設備整備 ・設計委託費　22,000千円 ・工事監理費　12,210千円 ・工事費　553,600千円 ○幼稚園６園の遊戯室（第一、殖蓮、宮郷、名和、あかぼり、あずま）への空調設備整備 ・設計委託費　2,760千円 ・工事監理費　7,326千円 ・工事費　72,000千円	歳出合計		669,896
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	669,200
			その他	0
			一般財源	696
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	【令和７年度事業完了】	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
		歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	0
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	0
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	0
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	0
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	0
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	0
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	0
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	0
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	0
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	0
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	0
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	0
合計点			0
評価			

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）		
	副部局長（二次評価）		
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	
		総合評価	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	完了
	当初の目標を達成したため、完了
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	学校施設長寿命化改修事業（四ツ葉学園中等教育学校）	３　継続

部局名	教育部	課名	四ツ葉学園中等教育学校

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-3】１人ひとりに寄り添う教育の推進
		目指す姿	【1-3】多様な特性や価値観、文化的背景を認め合う幼稚園・学校づくりの推進により、全ての子どもが安全安心な環境の下で共に学び、互いの良さをさを大切にし、自分らしく成長できています。
		施策の展開方針	【1-3】方針３：学校施設の整備充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
			③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成
			③ 防災力の向上

予算科目１	10-4-2-2-0中等教育学校施設整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		より良い教育環境を保つために、計画的な学校整備や地域防災拠点としても配慮した、安全で安心して利用できる施設整備に努める。
②事業の内容		学校施設長寿命化計画に基づき、建物、衛生設備や電気設備等を改修するもの。
③事業の対象者		生徒・教諭・市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	建築後30年が経過し経年劣化により、改修の時期となっている。工事は教育活動と並行して実施することから、影響を最小限にする。
	課題の要因	施設の経年劣化による改修。また、照明工事については、蛍光灯製造が終了するに伴いＬＥＤ照明に切り替えるため。 工事の施工には、騒音、臭い、施設の利用の制限を受ける。
	本市固有の事情	無
	市民等からの声	衛生設備の整備

	既存事業の有無	無
	先進事例	無
	要因の解消策	計画的な施設整備
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	公共施設等適正管理推進事業債
⑤事業実施により目指す成果		改修された校舎で、生徒・教諭が安心・安全に施設を利用することができる。また災害時には避難場所として環境が整備される。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
工事設計業務委託件数	件	目標		2.0	2.0	1.0	0.0	0.0
		実績	1.0	1.0				
工事件数	件	目標		2.0	1.0	3.0	3.0	0.0
		実績	1.0	1.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	建築物（施設）定期点検時の指摘及び学校側の要望等踏まえ工事の計画、施工をする。 結果、環境改善に繋がる

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	北校舎及びアリーナAトイレ改修工事設計業務委託　11,198,000円 学校中庭外壁改修工事　92,800,000円	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ８	南校舎トイレ改修工事設計業務委託　3,168,000円 学校照明ＬＥＤ化実施設計業務委託　13,809,000円 北校舎及びアリーナAトイレ改修工事監理業務委託　3,058,000円 北校舎及びアリーナAトイレ改修工事　128,480,000円	歳出合計		148,515
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	133,500
			その他	12,000
			一般財源	3,015
Ｒ９	南校舎トイレ改修工事監理業務委託　3,900,000円 南校舎トイレ改修工事　118,000,000円 校舎照明ＬＥＤ化工事　117,920,000円 火災報知設備更新工事　10,000,000円	歳出合計		249,820
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	224,838
			その他	0
			一般財源	24,982
Ｒ１０	ナイター照明更新工事 電話設備更新工事 駐輪場改修工事	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			59
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	生徒、教職員の快適な教育環境を維持するために、建物の長寿命化や老朽化対策を計画的に進めます。また、地域の防災の拠点としても考慮した安全で安心できる施設整備に努めます。	
	副部局長（二次評価）	生徒が安心して安全に学園生活を過ごせるよう、建物の長寿命化や老朽化対策を実施し、安心で安全な教育環境の質的改善を計画的に実施していきます。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		生徒の安全性を図ることや災害時に対処できるように建物の長寿命化や老朽化対策を効率よく実施し、安心で安全な教育環境の整備を計画的に実施していきます。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	学校保健充実事業（学務課）	３　継続
部局名	教育部	課名	学務課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-4】児童・生徒の健全な心身の育成
		目指す姿	【1-4】健康教育の充実、栄養バランスの取れた豊かな給食の提供や食育の充実及び安全対策の強化により、安全安心で生き生きとした生活を送ることができるとともに、自分たちの命は自分たちで守るという安全への高い意識を持った児童・生徒が育っています。
		施策の展開方針	【1-4】方針１：健康教育の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成

予算科目１	10-1-2-1-0公立学校保健管理事業
予算科目２	10-2-1-3-0小学校保健事業
予算科目３	10-3-1-3-0中学校保健事業
予算科目４	10-5-1-3-0幼稚園保健事業
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		児童生徒が自分自身の健康状態に関心をもち、健康上の課題を自分で考え、解決・改善できるような資質・能力を育成するための健康教育の充実を図る。
②事業の内容		・健康観察の充実　　・健康診断の充実 ・歯科、性（命）、薬物乱用防止等に関する保健教育の充実 ・感染症、熱中症等の予防対策の強化 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会や関係機関との連携強化 ・家庭や地域への啓発推進による望ましい生活習慣の定着に向けた取組
③事業の対象者		児童、生徒
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・児童生徒の睡眠時間が不足している傾向がある。 ・朝食の摂り方に課題があり、必要なエネルギー量を摂取していない様子が見受けられ、朝から体調不良を訴え保健室に来室する児童生徒がいる。 ・裸眼視力１．０未満の者の割合は、小学校で３割を超えており、中学校では約６割となっている。 ・約１０％の児童、生徒が肥満傾向を示している。
	課題の要因	・家庭環境の多様化 ・急速な情報化の進展 ・空間、時間、仲間（３つの間）の減少 ・子どもたちの遊び方の変化
	本市固有の事情	・外国籍人口が多いことから、言葉の違いや文化の違いによって健康教育への理解の違いが見られる。
	市民等からの声	・子どもたちへの健康教育に対する関心は高く、その重要性がますます認識され、これらの分野のニーズが高い。

	既存事業の有無	
	先進事例	
	要因の解消策	・健康教育の充実 ・望ましい生活習慣の定着 ・家庭や地域への啓発推進
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	なし
⑤事業実施により目指す成果		・児童生徒が自分自身の健康状態に関心をもち、健康上の課題を自分で考え、健康的で望ましい生活習慣の育成を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
小学生の朝食摂取率	%	目標		95.5	96.0	96.5	97.0	97.5
		実績	95.3	94.1				
中学生の朝食摂取率	%	目標		94.0	94.5	95.0	95.5	96.0
		実績	93.6	92.2				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	全国学力学習状況調査の質問紙により、小学校6年生、中学校3年生を対象とした調査で朝食を食べて登校した児童・生徒の割合

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・日常の健康観察や健康診断に基づく保健指導の充実 ・望ましい生活習慣の確立 ・児童生徒の心身の健康の保持増進に向けた取組 ・感染症、熱中症等の予防	事業費（千円）		
		歳出合計		96,150
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	6,636
			一般財源	89,514
Ｒ８	実施内容			
	・日常の健康観察や健康診断に基づく保健指導の充実 ・望ましい生活習慣の確立 ・児童生徒の心身の健康の保持増進に向けた取組 ・感染症、熱中症等の予防	事業費（千円）		
		歳出合計		97,371
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	6,526
			一般財源	90,845
Ｒ９	実施内容			
	・日常の健康観察や健康診断に基づく保健指導の充実 ・望ましい生活習慣の確立 ・児童生徒の心身の健康の保持増進に向けた取組 ・感染症、熱中症等の予防	事業費（千円）		
		歳出合計		97,371
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	97,371
Ｒ１０	実施内容			
	・日常の健康観察や健康診断に基づく保健指導の充実 ・望ましい生活習慣の確立 ・児童生徒の心身の健康の保持増進に向けた取組 ・感染症、熱中症等の予防	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容			
	・日常の健康観察や健康診断に基づく保健指導の充実 ・望ましい生活習慣の確立 ・児童生徒の心身の健康の保持増進に向けた取組 ・感染症、熱中症等の予防	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			60
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	確実な健康観察や保健指導、メンタルヘルス対策への継続的な対応により、児童生徒の朝食摂取率の維持など望ましい生活習慣の定着において成果を上げている。今後も学校・家庭・地域や関係機関が緊密に連携した支援体制を維持し、社会環境の変化に伴う新たな健康課題への適切な啓発活動や指導を継続する。自ら健康を維持・増進できる児童生徒の育成へ、本事業を計画通り強力に推進する。
	副部局長（二次評価）	各種保健指導や相談体制を着実に推進し、児童生徒の健康保持増進において成果を上げている。今後は学校保健活動の推進役として、学校・家庭・地域、および関係機関との緊密な連携をさらに強化し、様々な角度から児童生徒の健全な心身の成長を力強く支援していく。現代社会の新たな健康課題に対しても迅速かつ柔軟に対応し、本事業を継続して効果的に進めることが必要である。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 朝食摂取率の維持をはじめ、継続的な取組により児童生徒の生活習慣確立において成果が見られる。関係機関等との強固な連携のもとで多岐にわたる活動を展開しており、部内優先度は高い。今後も新たな健康課題やメンタルヘルス対策に的確に対応し、子供たちの心身の健康を保持・増進するため、最優先で計画通り事業を進めることが適当であると判断する。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	学校保健充実事業（四ツ葉学園中等教育学校）	３　継続
部局名	教育部	課名	四ツ葉学園中等教育学校

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-4】児童・生徒の健全な心身の育成
		目指す姿	【1-4】健康教育の充実、栄養バランスの取れた豊かな給食の提供や食育の充実及び安全対策の強化により、安全安心で生き生きとした生活を送ることができるとともに、自分たちの命は自分たちで守るという安全への高い意識を持った児童・生徒が育っています。
		施策の展開方針	【1-4】方針１：健康教育の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成

予算科目１	10-4-1-1-0中等教育学校保健事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		児童生徒が自分自身の健康状態に関心をもち、健康上の課題を自分で考え、解決・改善できるような資質・能力を育成するための健康教育の充実を図る。
②事業の内容		・健康観察の充実　・健康診断の充実 ・歯科、性（命）、薬物乱用防止等に関する保健教育の充実 ・感染症、熱中症等の予防対策の強化 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会や関係機関との連携強化 ・家庭への啓発推進による望ましい生活習慣の定着に向けた取組。
③事業の対象者		生徒
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・裸眼視力１．０未満の者の割合が６割を超えている。 ・約９％の生徒が肥満傾向である。
	課題の要因	・家庭環境の多様化 ・急速な情報化の進展 ・空間、時間、仲間（３つの間）の減少 ・子どもたちの遊び方の変化
	本市固有の事情	・外国籍人口が多いことから、言葉の違いや文化の違いによって健康教育への理解の違いが見られる。
	市民等からの声	・子どもたちへの健康教育に対する関心は高く、その重要性がますます認識され、これらの分野のニーズが高い。

	既存事業の有無	無
	先進事例	無
	要因の解消策	・健康教育の充実 ・望ましい生活習慣の定着 ・家庭への啓発推進
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	無
⑤事業実施により目指す成果		・生徒が自分自身の健康状態に関心を持ち、健康上の課題を自分で考え、健康的で望ましい生活習慣の育成を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
基本的な生活習慣が守れている生徒の割合	%	目標		97.0	96.5	97.0	97.5	98.0
		実績	95.5	94.7				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	学校評価アンケートにより基本的な生活習慣として「朝食を摂る・あいさつ・返事・整理整頓・時間を守れてる等」回答した生徒の割合

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・日常の健康観察や健康診断に基づく保健指導の充実 ・望ましい生活習慣の確立 ・生徒の心身の健康の保持増進に向けた取組 ・感染症、熱中症等の予防	事業費（千円）		
		歳出合計		1,142
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,142

	実施内容			
Ｒ８	・日常の健康観察や健康診断に基づく保健指導の充実 ・望ましい生活習慣の確立 ・生徒の心身の健康の保持増進に向けた取組 ・感染症、熱中症等の予防	事業費（千円）		
		歳出合計		1,143
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,143

	実施内容			
Ｒ９	・日常の健康観察や健康診断に基づく保健指導の充実 ・望ましい生活習慣の確立 ・生徒の心身の健康の保持増進に向けた取組 ・感染症、熱中症等の予防	事業費（千円）		
		歳出合計		1,143
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,143

	実施内容			
Ｒ１０	・日常の健康観察や健康診断に基づく保健指導の充実 ・望ましい生活習慣の確立 ・生徒の心身の健康の保持増進に向けた取組 ・感染症、熱中症等の予防	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・日常の健康観察や健康診断に基づく保健指導の充実 ・望ましい生活習慣の確立 ・生徒の心身の健康の保持増進に向けた取組 ・感染症、熱中症等の予防	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			60
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	日常の健康観察や健康診断に基づく保健指導を適切に行うことにより、児童生徒が望ましい生活習慣を確立するとともに、主体的に心身の健康の保持増進に取り組めるよう努めます。	
	副部局長（二次評価）	日頃の健康観察や健康診断の結果を踏まえた保健指導の充実を図り、児童生徒が正しい生活習慣を身に付け、自らの力で心身の健康を守り育てる態度を養えるよう適切に支援します。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		家庭や地域関係機関と連携した様々な取り組みを実施することにより、基本的生活習慣を確立して、子供たちの心身の健康の保持増進に努めます。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	学校給食充実事業		3　継続
部局名	教育部	課名	健康給食課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-4】児童・生徒の健全な心身の育成
		目指す姿	【1-4】健康教育の充実、栄養バランスの取れた豊かな給食の提供や食育の充実及び安全対策の強化により、安全安心で生き生きとした生活を送ることができるとともに、自分たちの命は自分たちで守るという安全への高い意識を持った児童・生徒が育っています。
		施策の展開方針	【1-4】方針２：食育及び学校給食の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成

予算科目１	10-7-3-2-0学校給食充実事業
予算科目２	10-7-3-2-0学校給食費助成事業
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	2-4-4					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		学校給食の献立内容を充実するとともに、市内産農産物を積極的に使用し、生産者と子供たちをつなぐ取り組みを行い食育の充実を図ること。また食物アレルギーの対象食品を明示した献立を作成し、個別相談を行い事故防止に努めるとともに不安の解消を図ること。
②事業の内容		行事食や日本各地の郷土料理、世界の料理などの献立の作成 市内産農産物の積極的な活用及び生産者のメッセージ動画を配信 栄養教諭や学校栄養職員による学校給食を活用した食に関する指導 食物アレルギーの対象食品を明示した献立の作成及び個別相談の実施 小中学生の学校給食費の無償化の実施
③事業の対象者		学校給食を喫食する児童生徒
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	食育の中核を担う学校給食は、発育期にある児童生徒の心身の健全な発達に欠かせないものであり、献立の内容等についての充実が課題である。
	課題の要因	学校給食の献立内容の充実や使用する食材の安全管理及び調理場の衛生管理に対しての関心が高まっている。
	本市固有の事情	
	市民等からの声	市内産農産物を多く使用した安全安心な学校給食の提供などが挙げられている。

	既存事業の有無	学校給食を提供する事業であり外の既存事業は無い。
	先進事例	
	要因の解消策	市内産農産物の積極的な活用と行事食や日本各地の郷土料理、世界の料理などを取り入れることで、献立の充実及び食育推進に努めるとともに安全安心な学校給食を提供する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	令和７年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用 令和８年給食費負担軽減交付金を活用
⑤事業実施により目指す成果		栄養バランスの取れた豊かな給食を提供することや食育を推進することにより、発育期にある児童生徒の心身の健全な発達と、健康の増進、体位の向上を図る。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
栄養教諭等による給食時間の食育指導	回	目標		550.0	550.0	550.0	550.0	550.0
		実績	545.0	519.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	学校医及び学校薬剤師や学識経験者等によって構成する学校給食運営委員会へ報告し事業の評価をいただく。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	行事食や日本各地の郷土料理、世界の料理などの献立の作成 市内産農産物の積極的な活用及び生産者のメッセージ動画を配信 学校給食を活用した食に関する指導 食物アレルギーの対象食品を明示した献立の作成及び個別相談の実施 学校給食賄材料費への公費補填 中学生の学校給食費無償化	事業費（千円）		
		歳出合計		1,232,753
		財源内訳	国庫支出金	31,231
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	586,286
			一般財源	615,236

	実施内容			
Ｒ８	行事食や日本各地の郷土料理、世界の料理などの献立の作成 市内産農産物の積極的な活用及び生産者のメッセージ動画を配信 学校給食を活用した食に関する指導 食物アレルギーの対象食品を明示した献立の作成及び個別相談の実施 学校給食賄材料費への公費補填 小中学生の学校給食費無償化	事業費（千円）		
		歳出合計		1,273,511
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	597,282
			地方債	0
			その他	136,729
			一般財源	539,500

	実施内容			
Ｒ９	行事食や日本各地の郷土料理、世界の料理などの献立の作成 市内産農産物の積極的な活用及び生産者のメッセージ動画を配信 学校給食を活用した食に関する指導 食物アレルギーの対象食品を明示した献立の作成及び個別相談の実施 学校給食賄材料費への公費補填 小中学生の学校給食費無償化	事業費（千円）		
		歳出合計		1,273,511
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	597,282
			地方債	0
			その他	136,729
			一般財源	539,500

	実施内容			
Ｒ１０	行事食や日本各地の郷土料理、世界の料理などの献立の作成 市内産農産物の積極的な活用及び生産者のメッセージ動画を配信 学校給食を活用した食に関する指導 食物アレルギーの対象食品を明示した献立の作成及び個別相談の実施 学校給食賄材料費への公費補填 小中学生の学校給食費無償化	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	行事食や日本各地の郷土料理、世界の料理などの献立の作成 市内産農産物の積極的な活用及び生産者のメッセージ動画を配信 学校給食を活用した食に関する指導 食物アレルギーの対象食品を明示した献立の作成及び個別相談の実施 学校給食賄材料費への公費補填 小中学生の学校給食費無償化	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			57
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	学校給食が児童生徒の心身の健全な発達に資するものとして、極めて有効な教育的役割が期待されており、安全安心な学校給食を安定的に提供すること、調理場の衛生管理及び食品の安全管理を徹底すること、関係機関等と地産地消に取り組むことなどが含まれる本事業の実施は必要である。	
	副部局長（二次評価）	成長期にある児童生徒の心身の健全な発達や体位の向上を図るためにも安全安心な学校給食を安定的に提供できるよう努めるとともに、関係部局と連携し地産地消に取り組みます。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		栄養バランスのとれた豊かな給食を提供することや学校給食を活用した食育を推進することにより、成長期にある子どもの身体の成長、発達及び健康状態の向上を図り、安全安心で生き生きとした生活を送ることができる児童生徒を育みます。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	児童生徒の安全対策事業	３　継続
部局名	教育部	課名	学務課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-4】児童・生徒の健全な心身の育成
		目指す姿	【1-4】健康教育の充実、栄養バランスの取れた豊かな給食の提供や食育の充実及び安全対策の強化により、安全安心で生き生きとした生活を送ることができるとともに、自分たちの命は自分たちで守るという安全への高い意識を持った児童・生徒が育っています。
		施策の展開方針	【1-4】方針３：安全教育の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成

予算科目１	10-1-2-1-0児童生徒の安全対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		児童生徒に日常生活に潜む様々な危険を予測させ、自分たちの命は自分たちで守るという安全意識を高めるとともに、学校、家庭、地域、関係機関と連携し、交通安全、防災、不審者への対策を強化する。
②事業の内容		・危険を回避し、安全に行動できる能力や態度の育成を図るための安全教育の計画的な実施 ・関係機関と連携した通学路の安全点検の実施、交通安全の確保 ・実践的な防災教育と効果的な避難訓練による防災意識の強化 ・不審者への適切な対応能力の育成
③事業の対象者		児童、生徒
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・児童、生徒の交通事故発生件数が令和３年度は１１１件、令和４年度は１２２件、令和５年度は１３７件となっており、増加傾向にある。 ・毎年、各学校の通学路安全点検では、年間約１００件ほどの危険個所等の報告があり、年間３回の通学路安全対策協議会の中で、危険個所等についての対応を協議している。 ・各学校では、年間約３回の避難訓練や様々な防災教育、安全教育等を実施している。
	課題の要因	・交通安全教室等の安全教育は実施しているが、自分事として考えにくい実情がある。 ・交通安全に対する保護者や地域の方からの願いは高い。 ・災害への備えに対する教育的ニーズは高い。 ・児童生徒が危険な場面にあった時の対応能力が求められている。
	本市固有の事情	・本市は東部を貫通する国道１７号、南北を結ぶ国道４６２号と伊勢崎大間々線等、北には東西に延びる国道５０号等の主要地方道に恵まれ、交通量が多い。 ・小中学生に関わる不審者情報は令和５年度３６件、令和４年度３２件であり、警戒が必要である。
	市民等からの声	・児童生徒が安全に学校生活を送って欲しい。 ・児童生徒が安全に通学して欲しい。 ・安全教育、防災教育等の学びの場を作ってほしい。

	既存事業の有無	
	先進事例	
	要因の解消策	・通学路の安全確保に向けた取組を行うため、国土交通省高崎河川国道事務所、群馬県伊勢崎土木事務所、伊勢崎警察署等の関係機関との連携体制を構築し、伊勢崎市通学路交通安全プログラムを策定する。 ・群馬PUSHの協力のもと、児童生徒向けの応急手当講習会を実施する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	なし
⑤事業実施により目指す成果		・安全対策の強化により、安全・安心で生き生きとした生活を送ることができるとともに、自分たちの命は自分たちで守るという安全への高い意識を持った児童、生徒の育成を図る。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
小学校の応急手当講習会の実施校	校	目標		23.0	23.0	23.0	23.0	23.0
		実績	7.0	23.0				
中学校、中等教育学校の応急手当講習会の実施校	校	目標		12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
		実績	4.0	12.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	小中学校対象の応急手当講習教室を実施した校数の確認を年度末に行う。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・危険を回避し、安全に行動できる能力や態度の育成を図るための安全教育の計画的な実施 ・関係機関と連携して通学路の安全点検の実施、交通安全の確保 ・実践的な防災教育と効果的な避難訓練による防災意識の強化 ・不審者への適切な対応能力の育成	歳出合計		2,568
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	2,568

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・危険を回避し、安全に行動できる能力や態度の育成を図るための安全教育の計画的な実施 ・関係機関と連携して通学路の安全点検の実施、交通安全の確保 ・実践的な防災教育と効果的な避難訓練による防災意識の強化 ・不審者への適切な対応能力の育成	歳出合計		6,927
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	6,927

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・危険を回避し、安全に行動できる能力や態度の育成を図るための安全教育の計画的な実施 ・関係機関と連携して通学路の安全点検の実施、交通安全の確保 ・実践的な防災教育と効果的な避難訓練による防災意識の強化 ・不審者への適切な対応能力の育成	歳出合計		6,927
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	6,927

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・危険を回避し、安全に行動できる能力や態度の育成を図るための安全教育の計画的な実施 ・関係機関と連携して通学路の安全点検の実施、交通安全の確保 ・実践的な防災教育と効果的な避難訓練による防災意識の強化 ・不審者への適切な対応能力の育成	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・危険を回避し、安全に行動できる能力や態度の育成を図るための安全教育の計画的な実施 ・関係機関と連携して通学路の安全点検の実施、交通安全の確保 ・実践的な防災教育と効果的な避難訓練による防災意識の強化 ・不審者への適切な対応能力の育成	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			60
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	交通安全教室や避難訓練を通じて、児童生徒の主体的危機回避能力の育成に成果を上げている。一方で主要地方道が多く交通量豊かな本市特有の環境から交通事故件数は増加傾向にあり不審者情報への警戒も必要である。今後も関係機関と緊密に連携した通学路の安全点検や迅速な危険箇所の改善を継続するとともに、多様化する危険から自らの命を守る実践的な安全教育を計画的に推進する。
	副部局長（二次評価）	学校、家庭、地域が一体となった協働体制のもとで登下校時の安全確保を推進し、各校園での交通安全教室や防災教育を通じて安全への高い意識を着実に育んでいる。今後は不測の事態に対してより迅速かつ適切に対応できるよう、通学路の対策をはじめとするハード面と、安全教育のさらなる質的向上を図るソフト面の両面を組み合わせた取組を強化し、事業の継続的な発展を図る必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 通学路の危険箇所対策や、応急手当・避難訓練による防災意識の強化を通じて、児童生徒が主体的に安全な行動を実践できる高い意識を着実に育んでいる。本市固有の交通事情や安全への教育的ニーズを勘案しても部内優先度は高く、子供たちが安全、安心に生活できる環境を確保するため、本事業を最優先で計画通り事業を進めることが適当であると判断する。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	青少年対策事業	３　継続

部局名	市民部	課名	市民活動課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-5】子どもから若者までの支援の充実
		目指す姿	【1-5】子どもから若者までが社会参加や活動を通じた知識を習得でき、それぞれに応じた適切な支援を受けて、自立して生きる力が養われ、より良い未来を創り出す次代を担う人材が育っています。
		施策の展開方針	【1-5】方針１：地域ぐるみの健全な心身の育成と環境づくり、社会活動への参加
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	10-6-4-1-0青少年対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		青少年関係団体と地域、行政が協力し合い、家庭と学校と連携することで、地域ぐるみで子どもたちが健全に育むことのできる環境づくりに取り組むとともに、子どもたちが安心して体験活動や社会参加活動に参加できる機会を提供し、豊かでたくましい心身の育成に取り組む。
②事業の内容		青少年を取り巻く社会環境浄化運動や青少年の健全育成について講話を行う等の事業を実施する。地域間、世代間交流の活動の場の提供や地域活動のリーダーとなる人材の育成や子どもの自主的な活動の場の機会を持つ等、未来を担う人材の育成に努める。子どもたちの豊かな心身の育成を育むため、青少年関係団体と連携をし、体験活動に参加できる機会を提供する。
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	若者などを取り巻く社会環境は、インターネットやＳＮＳの普及により、有害情報の氾濫等が及ぼす問題が深刻化しており、地域ぐるみの健全な心身の育成と環境づくりが求められている。
	課題の要因	社会での青少年の自立の遅れ、低下が顕著化していること。 子どもたちのスマートフォンやインターネット等の普及率が高まっていること。
	本市固有の事情	
	市民等からの声	

	既存事業の有無	少年団体指導者養成事業、青少年対策推進事業、青少年団体活動推進事業　等 （市子ども会育成会連絡協議会、市青少年育成推進員連絡協議会、市青少年団体連絡協議会等に委託等をし実施する事業）
	先進事例	
	要因の解消策	群馬県全体で取り組んでいるセーフティ標語「おぜのかみさま」の普及・啓発活動により市民のネットリテラシーの向上を図るとともに、子どもたちをネット犯罪から守れるよう子どもと保護者の理解向上に努める。また、体験活動や社会参加の機会を提供し、青少年の自立のための心身の育成を支援する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・青少年育成総合推進事業補助金（県） 1,500円×青少年育成推進員の人数
⑤事業実施により目指す成果		子どもから若者までが社会参加や活動を通じた知識の習得と、それぞれに応じた適切な支援を受けて、自立して生きる力が養われ、よりよい未来を創り出す次代を担う人材が育っている。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
体験活動等の開催回数	回	目標		13.0	13.0	14.0	14.0	14.0
		実績	13.0	16.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	市民活動課青少年係が主管する青少年関係団体等が実施した体験活動等の開催回数を足し上げた数。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・　地域間、世代間交流の活動の場の提供（青少年団体活動推進事業、青少年団体なかまづくり事業等） ・　地域活動のリーダーとなる人材の育成（少年団体指導者養成事業等） ・　子どもたちが健全に育むことのできる環境づくり（青少年対策推進事業等）	歳出合計		10,739
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	379
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	10,360

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・　地域間、世代間交流の活動の場の提供（青少年団体活動推進事業、青少年団体なかまづくり事業等） ・　地域活動のリーダーとなる人材の育成（少年団体指導者養成事業等） ・　子どもたちが健全に育むことのできる環境づくり（青少年対策推進事業等）	歳出合計		12,359
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	381
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	11,978

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・　地域間、世代間交流の活動の場の提供（青少年団体活動推進事業、青少年団体なかまづくり事業等） ・　地域活動のリーダーとなる人材の育成（少年団体指導者養成事業等） ・　子どもたちが健全に育むことのできる環境づくり（青少年対策推進事業等）	歳出合計		12,359
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	379
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	11,980

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・　地域間、世代間交流の活動の場の提供（青少年団体活動推進事業、青少年団体なかまづくり事業等） ・　地域活動のリーダーとなる人材の育成（少年団体指導者養成事業等） ・　子どもたちが健全に育むことのできる環境づくり（青少年対策推進事業等）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・　地域間、世代間交流の活動の場の提供（青少年団体活動推進事業、青少年団体なかまづくり事業等） ・　地域活動のリーダーとなる人材の育成（少年団体指導者養成事業等） ・　子どもたちが健全に育むことのできる環境づくり（青少年対策推進事業等）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			49
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	子ども会育成会や青少年育成推進員等による取り組みは、地域一体となって取り組むことが重要であると考えます。市としては各種団体をサポートし、情報共有を図りながら、ニーズに合った事業展開を調査・研究していく必要があると思います。
	副部局長（二次評価）	子ども・若者に対する事業を推進することは、本市の将来を語るうえで非常に重要なものと考えますので、青少年団体等の役員と意見交換を行いながら、本市の活性化につながる各種事業への支援を推し進めていく必要があると思います。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 子ども・若者の支援を充実するためには、市として、各種関係団体が地域・家庭・学校とスムーズに連係できるようサポートする必要があります。社会情勢の変化や住民のニーズを把握し、また県とも連携しながら事業展開をしていくことが重要であると思います。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	青少年指導センター運営事業	３　継続
部局名	市民部	課名	市民活動課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-5】子どもから若者までの支援の充実
		目指す姿	【1-5】子どもから若者までが社会参加や活動を通じた知識を習得でき、それぞれに応じた適切な支援を受けて、自立して生きる力が養われ、より良い未来を創り出す次代を担う人材が育っています。
		施策の展開方針	【1-5】方針２：相談体制の整備、充実及び適正な援助
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	10-6-4-3-0青少年指導センター運営事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		学校生活や対人関係などで悩みを抱える青少年や若者、その保護者に対して相談業務を行うことで、事態の深刻化を防止し、青少年や若者等の健全な心身を育む。
②事業の内容		・月曜日～金曜日　午後１時～５時（年末年始、祝日を除く）青少年相談員を配置し、電話、面接、メール（随時）相談を実施 ・学校や関係機関との連携により、適切な助言や支援機関を紹介 ・相談窓口の周知啓発
③事業の対象者		市民（青少年や若者・保護者）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	社会環境の変化に伴い、いじめや不登校、引きこもりなど若者等が抱える悩みが複雑化しており、相談体制の整備、充実が求められている。
	課題の要因	・インターネット、ＳＮＳの普及や社会環境の変化により家庭における生活や交友関係なども変わってきている。 ・不安や悩みを相談できずひとりで抱え込んでしまう青少年や若者等がいる可能性もある。
	本市固有の事情	県内他市と比べると不登校が多く、悩みを抱える児童・生徒が多い状況が見受けられる。
	市民等からの声	議会において、ＳＮＳを利用した青少年相談について質疑があったため、令和５年１１月よりメール相談を開設した。

	既存事業の有無	・相談窓口啓発用品配布及び啓発用ポスター掲示
	先進事例	なし
	要因の解消策	・複雑化している青少年や若者の悩みに青少年相談員が対応できるよう、関連書籍の購入や県の研修会へ参加をすることにより資質を向上させる。 ・ＳＮＳを活用した相談窓口の周知等啓発を図る。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	なし
⑤事業実施により目指す成果		自立して生きる力が養われ、よりよい未来を創り出す時代を担う人材を育成する。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
メール相談件数	件	目標		6.0	7.0	8.0	9.0	10.0
		実績	1.0	7.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年間のメール相談件数の確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・青少年や若者等からの電話、面接、メール相談の実施 ・青少年相談員の研修 ・青少年相談の啓発 ・関係機関との連携	歳出合計		4,137
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	4,136

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・青少年や若者等からの電話、面接、メール相談の実施 ・青少年相談員の研修 ・青少年相談の啓発 ・関係機関との連携	歳出合計		4,162
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	4,161

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・青少年や若者等からの電話、面接、メール相談の実施 ・青少年相談員の研修 ・青少年相談の啓発 ・関係機関との連携	歳出合計		4,162
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	4,162

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・青少年や若者等からの電話、面接、メール相談の実施 ・青少年相談員の研修 ・青少年相談の啓発 ・関係機関との連携	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・青少年や若者等からの電話、面接、メール相談の実施 ・青少年相談員の研修 ・青少年相談の啓発 ・関係機関との連携	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			48
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	子どもや若者に対する相談体制の確立や支援の充実は、今後ますます重要になってくると思いますので、関係機関と連携を図りながら継続して取り組む必要があると思います。
	副部局長（二次評価）	相談業務は、社会環境の変化により子どもから若者、その家族にまで及び非常に幅広いものとなっています。適切な支援ができるよう関係機関と連絡調整しながら業務にあたる必要があると思います。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 こどもから若者までの支援の充実は、本市の重点施策として率先して取り組むべき事業であると考えます。国や県の施策の展開を参考にするとともに、関係各課と調整を図りながら、施策の推進を図ってください。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	生涯学習推進事業		3　継続
部局名	教育部	課名	生涯学習課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-6】生涯を通じた学びの機会の充実
		目指す姿	【1-6】あらゆる世代のニーズに合った学びの機会が充実し、学びの成果を自己実現や地域に生かすことで、学び合い、支え合い、高め合う、学びの循環をつくり、充実した生活を送ることができています。
		施策の展開方針	【1-6】方針１：多種多彩な学習機会の充実
			【1-6】方針２：地域学校協働活動の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成
			① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	10-6-1-1-0生涯学習推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	2-5-4					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市民が生きがいを持ち心豊かに過ごすため、学びの楽しさを知り、学びの成果を活かした子どもから大人までのあらゆる世代が、いつでも学べる街を目指す。
②事業の内容		・生涯学習推進事業委託（１７０行政区、地区との契約）し、生涯学習活動を支援 ・大学共催公開講座、生涯学習推進員等研修会、生涯学習大会等の企画実施 ・出前講座、生涯学習支援ボランティアまなびぃ先生の集約、受付等 ・ビジネス体験事業委託（市内企業と連携して高校生等を対象とした講演会や体験活動を実施）
③事業の対象者		市民等（在住、在学、在勤）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	出前講座（R5：143件）、まなびぃ先生の活用（R5：107件）件数の増加が見られ、学習意欲の高まりがみられる。活用の内容としては、防災や生活習慣病などの生活や健康に関するものが多く利用されている。講演会等への参加も増加している。 出前講座やまなびぃ先生では、人気メニューの継続とともに他のメニューの更新を図る必要があり、利用者はリピーターが多く、事業を知らない方もまだ多くいるため、事業の周知等にも力をいれていかなければならない。魅力ある事業の実施が求められている。
	課題の要因	社会情勢や生活環境が目まぐるしく変化している ニーズの把握が難しい 地域コミュニティの希薄化
	本市固有の事情	外国籍の方が多い
	市民等からの声	集中豪雨による災害や、地震災害への不安から、防災関連の講座を受講して知識を付け、有事に備えたい。また、生活に密着した活かせる知識等を習得したい。

	既存事業の有無	県でも出前講座を実施、市民病院でも出前講座を実施 民間病院においても、地域貢献の観点から出前講座を実施
	先進事例	生涯学習コーディネーター養成講座（熊本県） 地域の人づくり講座（熊本県内３市）
	要因の解消策	地域の中で、生涯学習や地域づくりのリーダーを育成する支援体制を整備する。 魅力ある学級講座を企画実施する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	なし
⑤事業実施により目指す成果		市が委嘱している生涯学習推進員を中心に、地域で生涯学習の活動が行われ、地域のコミュニティづくりに貢献できている。出前講座やまなびぃ先生事業を活用し、学びの場の提供ができ、あらゆる世代の方々が、いつでも学べる環境を整備する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
出前講座の利用件数	件	目標		153.0	155.0	158.0	160.0	163.0
		実績	143.0	135.0				
まなびぃ先生の活用件数	件	目標		113.0	115.0	118.0	120.0	123.0
		実績	107.0	123.0				
出前講座への参加者数	人	目標		6,050.0	6,100.0	6,150.0	6,200.0	6,250.0
		実績	5,774.0	4,697.0				
まなびぃ先生事業への参加者数（自主企画事業含む）	人	目標		4,950.0	5,000.0	5,050.0	5,100.0	5,150.0
		実績	4,827.0	5,481.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	出前講座、まなびぃ先生の活用にあたっては、アンケートを実施 講演会等の事業後に、アンケートを実施

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・生涯学習推進事業委託（１７０行政区、地区との契約）し、生涯学習活動を支援 ・大学共催公開講座、生涯学習推進員等研修会、生涯学習大会等の企画実施 ・出前講座、生涯学習支援ボランティアまなびぃ先生の集約、受付等 ・ビジネス体験事業委託（市内企業と連携して高校生等を対象とした講演会や体験活動を実施） ・出前講座、まなびぃ先生のメニューを作成し、印刷して配布、ＨＰに掲載するなど周知する ・生涯学習推進員、まなびぃ先生を活動保険に加入	歳出合計		7,985
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	7,985

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・生涯学習推進事業委託（１７０行政区、地区との契約）し、生涯学習活動を支援 ・大学共催公開講座、生涯学習推進員等研修会、生涯学習大会等の企画実施 ・出前講座、生涯学習支援ボランティアまなびぃ先生の集約、受付等 ・ビジネス体験事業委託（市内企業と連携して高校生等を対象とした講演会や体験活動を実施） ・出前講座、まなびぃ先生のメニューを作成し、印刷して配布、ＨＰに掲載するなど周知する ・生涯学習推進員、まなびぃ先生を活動保険に加入	歳出合計		8,546
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	8,546

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・生涯学習推進事業委託（１７０行政区、地区との契約）し、生涯学習活動を支援 ・大学共催公開講座、生涯学習推進員等研修会、生涯学習大会等の企画実施 ・出前講座、生涯学習支援ボランティアまなびぃ先生の集約、受付等 ・ビジネス体験事業委託（市内企業と連携して高校生等を対象とした講演会や体験活動を実施） ・出前講座、まなびぃ先生のメニューを作成し、印刷して配布、ＨＰに掲載するなど周知する ・生涯学習推進員、まなびぃ先生を活動保険に加入	歳出合計		8,546
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	8,546

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・生涯学習推進事業委託（１７０行政区、地区との契約）し、生涯学習活動を支援 ・大学共催公開講座、生涯学習推進員等研修会、生涯学習大会等の企画実施 ・出前講座、生涯学習支援ボランティアまなびぃ先生の集約、受付等 ・ビジネス体験事業委託（市内企業と連携して高校生等を対象とした講演会や体験活動を実施） ・出前講座、まなびぃ先生のメニューを作成し、印刷して配布、ＨＰに掲載するなど周知する ・生涯学習推進員、まなびぃ先生を活動保険に加入	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・生涯学習推進事業委託（１７０行政区、地区との契約）し、生涯学習活動を支援 ・大学共催公開講座、生涯学習推進員等研修会、生涯学習大会等の企画実施 ・出前講座、生涯学習支援ボランティアまなびぃ先生の集約、受付等 ・ビジネス体験事業委託（市内企業と連携して高校生等を対象とした講演会や体験活動を実施） ・出前講座、まなびぃ先生のメニューを作成し、印刷して配布、ＨＰに掲載するなど周知する ・生涯学習推進員、まなびぃ先生を活動保険に加入	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			57
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	出前講座やまなびぃ先生事業を実施し、幅広い世代の市民に対して、学びの場の提供を行うことにより、新たな学習意欲を高め、充実した生活を送ることにつながります。今後も市民ニーズに対応した事業を継続して実施します。
	副部局長（二次評価）	あらゆる世代のニーズに合った学びの機会を充実させることで、市民が生きがいを持って、心豊かに過ごすための機会を提供し、元気に活躍できる環境づくりを進めていきます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 生涯学習活動の推進は、市民一人ひとりの生活を豊かなものにするとともに、人と人とのつながりや、地域の活性化を図るために、重要な役割を担っていることから、生涯学習活動がより多くの市民に広がるよう、多様化する市民ニーズに対応しながら、継続的に推進します。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	公民館管理運営事業	３　継続

部局名	教育部	課名	生涯学習課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-6】生涯を通じた学びの機会の充実
		目指す姿	【1-6】あらゆる世代のニーズに合った学びの機会が充実し、学びの成果を自己実現や地域に生かすことで、学び合い、支え合い、高め合う、学びの循環をつくり、充実した生活を送ることができています。
		施策の展開方針	【1-6】方針１：多種多彩な学習機会の充実
			【1-6】方針２：地域学校協働活動の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成
			① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	10-6-2-1-0公民館管理運営事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		公民館は、すべての人が生涯を通じて自己を高め、健康で生きがいのある生活を創造していくための、地域の生涯学習を推進する拠点となるところです。地域住民のニーズや地域課題の解決に対応し、学習情報の提供や多様な講座等を実施し、市民が学びを通して充実した生活を送ることを目指します。
②事業の内容		・15公民館において、各種の学級及び講座を実施する。家庭教育学級、子どもクラブ、健康促進講座等 ・利用者の利便性の向上、施設の安全性の確保のための備品の整備、修繕を行う。 ・地域の学校や各種団体と連携を図り、地区行事、地域住民の交流を支援し、地域づくり、ふるさとづくりを推進する。 ・異なる国籍や文化を尊重し合い、共に学び活動できる機会の提供を行う。
③事業の対象者		市民（地域住民等）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	学びを通じて充実した生活を送るため、芸術、趣味等において、学びから、新たな学びへとつながり、市民の学習意欲が高まりを見せています。また、地域と学校が連携・協働し子ども達の成長を支えていく中で、地域コミュニティの希薄化が見られます。 学習需要にそった、より充実した事業の実施、地域全体で子ども達の成長を支える環境を整備する必要があります。また、公民館利用者はリピーターの方が多く見られます。より多くの世代に幅広く利用してもらえる魅力ある事業の展開が必要となります。
	課題の要因	地域コミュニティの希薄化 学習ニーズの多種多様化 高齢化社会
	本市固有の事情	外国籍の方が多い
	市民等からの声	社会情勢の変化による地域の課題や多様化する学習ニーズに対応した事業を実施してほしい。

	既存事業の有無	高齢政策課による高齢者を対象とした、講座等の開催
	先進事例	公民館による子供の放課後学習支援（糸魚川市） 公民館版ＳＤＧｓ（愛媛県） 公民館活動から共生社会を目指す～地域で支える日本語教室～（飯田市）
	要因の解消策	学習ニーズにあった学級・講座等を実施し、より多くの学習機会の提供を図り、地域団体やサークル等へ社会参加の場を提供します。人との出会いや社会とつながる経験ができる学びの場を提供し、地域で子供を育てる環境を整備します。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	なし
⑤事業実施により目指す成果		公民館で、学習ニーズや課題解決に対応する、学習情報の提供や多様な講座等を実施し、生涯を通じて自己を高め、健康で生きがいのある生活を送ることを目指します。 地域や学校と連携・協働することで、地域の生涯学習を推進する拠点となり、地域で子ども達を育てる環境を整備します。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
公民館の講座等実施数	回	目標		945.0	948.0	950.0	953.0	955.0
		実績	940.0	884.0				
公民館の講座等への参加者数	人	目標		13,100.0	13,150.0	13,200.0	13,250.0	13,300.0
		実績	12,947.0	11,814.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	講座等の実施後に参加者に対してアンケートを行う 半期ごとに講座等の実施状況等を確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・15公民館において、各種の学級及び講座を実施する。 　家庭教育学級、子どもクラブ、健康促進講座、市民講座等 ・利用者の利便性の向上、施設の安全性の確保のための備品の整備、修繕を行う。 ・地域の学校や各種団体と連携を図り、地区行事、地域住民の交流を支援し、地域づくり、ふるさとづくりを推進する。 ・異なる国籍や文化を尊重し合い、共に学び活動できる機会の提供を行う。	歳出合計		163,658
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	5,784
			一般財源	157,874

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・15公民館において、各種の学級及び講座を実施する。 　家庭教育学級、子どもクラブ、健康促進講座、市民講座等 ・利用者の利便性の向上、施設の安全性の確保のための備品の整備、修繕を行う。 ・地域の学校や各種団体と連携を図り、地区行事、地域住民の交流を支援し、地域づくり、ふるさとづくりを推進する。 ・異なる国籍や文化を尊重し合い、共に学び活動できる機会の提供を行う。	歳出合計		170,544
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	5,853
			一般財源	164,691

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・15公民館において、各種の学級及び講座を実施する。 　家庭教育学級、子どもクラブ、健康促進講座、市民講座等 ・利用者の利便性の向上、施設の安全性の確保のための備品の整備、修繕を行う。 ・地域の学校や各種団体と連携を図り、地区行事、地域住民の交流を支援し、地域づくり、ふるさとづくりを推進する。 ・子どもの居場所づくりや地域で子どもを育てる環境を整える。 ・異なる国籍や文化を尊重し合い、共に学び活動できる機会の提供を行う。	歳出合計		196,560
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	5,853
			一般財源	190,707

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・15公民館において、各種の学級及び講座を実施する。 　家庭教育学級、子どもクラブ、健康促進講座、市民講座等 ・利用者の利便性の向上、施設の安全性の確保のための備品の整備、修繕を行う。 ・地域の学校や各種団体と連携を図り、地区行事、地域住民の交流を支援し、地域づくり、ふるさとづくりを推進する。 ・子どもの居場所づくりや地域で子どもを育てる環境を整える。 ・異なる国籍や文化を尊重し合い、共に学び活動できる機会の提供を行う。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・15公民館において、各種の学級及び講座を実施する。 　家庭教育学級、子どもクラブ、健康促進講座、市民講座等 ・利用者の利便性の向上、施設の安全性の確保のための備品の整備、修繕を行う。 ・地域の学校や各種団体と連携を図り、地区行事、地域住民の交流を支援し、地域づくり、ふるさとづくりを推進する。 ・子どもの居場所づくりや地域で子どもを育てる環境を整える。 ・異なる国籍や文化を尊重し合い、共に学び活動できる機会の提供を行う。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			54
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	地域の生涯学習の拠点である公民館において、様々な学級や講座等を実施し、市民のニーズにあった学習機会を提供することは、市民が学びの楽しさを知り、さらに学びの成果を活かして充実した生活を送ることに還元されます。市民の学びたいという欲求は高くなっていることから、当該事業を継続的に行っていく必要があります。
	副部局長（二次評価）	生涯学習の重要な拠点である公民館においては、子供から高齢者まで生涯にわたる学びを支援し、多様な学習機会と幅広い世代が参画できる事業を創出するため、学習ニーズの把握に努め、多様化する市民ニーズに柔軟に対応しながら、当該事業を継続的に行っていく必要があります。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 市民の学習意欲が高まっていることから、公民館における学級や講座等も、学習ニーズにあったものにすることが求められており、市民が生きがいを持ち、充実した生活が送ることができるよう、あらゆる世代のニーズにあった学びの機会を継続して提供するとともに、地域コミュニティーの核として、子育てや地域活性化などの様々な地域課題の解決につながる社会課題解解決に向けた事業を継続的に行っていく必要があります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	まゆドーム親子ふれあい事業	３　継続

部局名	教育部	課名	生涯学習課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-6】生涯を通じた学びの機会の充実
		目指す姿	【1-6】あらゆる世代のニーズに合った学びの機会が充実し、学びの成果を自己実現や地域に生かすことで、学び合い、支え合い、高め合う、学びの循環をつくり、充実した生活を送ることができています。
		施策の展開方針	【1-6】方針１：多種多彩な学習機会の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	10-6-1-1-0まゆドーム親子ふれあい事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		親子で自然にふれあう遊びや伝承的な手作りあそびなど体験学習事業を実施し、親と子のふれあいや世代間の交流を深めるもの。
②事業の内容		・自然と触れ合いながら遊べ、子どもたちの興味を発展させる環境学習等を実施する。 ・地域における伝承的な遊びや手作りあそびを通して、世代間の交流や同年代の仲間づくりを推進する。
③事業の対象者		未就学児から高校生、その保護者、その家族（事業ごとに対象者が変わります）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	親子ふれあい事業（R5：家族で火おこし体験、家族でカイコを育てようなど63事業　2,073人）を実施している中で、小学生の高学年から中学生の参加者が少ない状況である。事業の内容について見直しをはかるなど、高学年以上のこどもたちも参加したくなるような魅力ある事業が求められている。
	課題の要因	参加者の方たちが、ふれあい事業について未就学児や小学生の低学年が参加する事業であるとの思い込みが強くある。
	本市固有の事情	屋内外の遊具などから、幼少期の子どもたちが集うイメージが強くなっている。
	市民等からの声	・「理科離れ」が心配される中、科学のおもしろさを感じることのできる事業など開催してほしい。 ・継続して自然とふれあいながら遊び、学べることのできる事業を実施してほしい。

	既存事業の有無	
	先進事例	
	要因の解消策	公的機関（県立自然博物館・赤堀歴史民俗資料館など）や、民間事業所と連携を図り講座を開催する。また、レベルをあげた学習内容でチャレンジ心を抱くような体験学習を計画する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		まゆドームふれあい事業（自然体験や環境学習）を実施することで、子どもの遊びや学びが豊かになる。また、世代間の交流や仲間づくりが図られる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
事業参加者数	人	目標		2,100.0	2,120.0	2,140.0	2,160.0	2,180.0
		実績	2,073.0	2,093.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	事業終了後の実績報告書により実績人数の確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・自然に関わる事業 ・手作りによる事業 ・伝承的な事業 ・その他の事業（文化・交流） ＜連携・協力＞ ・各種ボランティア、地域、公民館、公園緑地課、各公園、学校、幼稚園等 ・他機関：ＪＡ、環境省、大学など	歳出合計		2,008
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	2,008

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・自然に関わる事業 ・手作りによる事業 ・伝承的な事業 ・その他の事業（文化・交流） ＜連携・協力＞ ・各種ボランティア、地域、公民館、公園緑地課、各公園、学校、幼稚園等 ・他機関：ＪＡ、環境省、大学など	歳出合計		2,081
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	2,081

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・自然に関わる事業 ・手作りによる事業 ・伝承的な事業 ・その他の事業（文化・交流） ＜連携・協力＞ ・各種ボランティア、地域、公民館、公園緑地課、各公園、学校、幼稚園等 ・他機関：ＪＡ、環境省、大学など	歳出合計		2,081
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	2,081

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・自然に関わる事業 ・手作りによる事業 ・伝承的な事業 ・その他の事業（文化・交流） ＜連携・協力＞ ・各種ボランティア、地域、公民館、公園緑地課、各公園、学校、幼稚園等 ・他機関：ＪＡ、環境省、大学など	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・自然に関わる事業 ・手作りによる事業 ・伝承的な事業 ・その他の事業（文化・交流） ＜連携・協力＞ ・各種ボランティア、地域、公民館、公園緑地課、各公園、学校、幼稚園等 ・他機関：ＪＡ、環境省、大学など	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			53
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	子ども達が放課後や夏休み期間中などに安心して過ごせる居場所をつくることが大切であり、その際に様々な体験学習ができる場を継続して提供します。	
	副部局長（二次評価）	自然に触れ合う遊びや昔ながらの遊びを通じて、子ども達に体験学習を実施することにより、世代間の交流や同世代の仲間づくりを推進していきます。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		まゆドームの資源を活用した自然体験や、環境学習などの事業を通して、子ども達に様々な体験をさせることは、今後さらに重要になってくることから、子供たちの居場所づくりにもなる様々な学習機会を継続して提供します。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	読書の街いせさき推進事業		3　継続
部局名	教育部	課名	図書館課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-6】生涯を通じた学びの機会の充実
		目指す姿	【1-6】あらゆる世代のニーズに合った学びの機会が充実し、学びの成果を自己実現や地域に生かすことで、学び合い、支え合い、高め合う、学びの循環をつくり、充実した生活を送ることができています。
		施策の展開方針	【1-6】方針１：多種多彩な学習機会の充実
			【1-6】方針２：地域学校協働活動の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 地域の未来を担う人材育成
			① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	10-6-3-1-0読書の街いせさき推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		あらゆる世代に読書活動の重要性を伝え、読書習慣の定着を促進するとともに、資料の収集、整理、保存など、図書館の本来の機能の充実に努め、人々の学びと活動の意欲の高まりに応える場を整え応援することで、読書の街いせさきの推進を図る。
②事業の内容		・ブックスタート事業や図書室を通じた学校との連携、「いせさき学習堂」関連事業 ・レファレンス（調査相談）サービスを柱として、利用者のライフステージに合わせた課題解決の支援 ・図書館フェスティバルをはじめとした各種事業におけるボランティアとの協働の推進
③事業の対象者		市民、利用者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	国民の「本離れ」「活字離れ」が指摘されている。 高度に情報化が進むことで、信頼できる情報を取捨選択することが難しくなっている。
	課題の要因	娯楽の多様化 スマートフォン、タブレット等の普及
	本市固有の事情	全国的な傾向であり、本市固有の事情は見られない。
	市民等からの声	市議会においては図書館サービスに関する質問や要望が頻繁に寄せられている。また、利用者アンケートではより豊富な蔵書を求める声が上がっている。

	既存事業の有無	幅広い資料収集に努めている。
	先進事例	日本図書館協会が、「貸出密度上位の公立図書館」として人口規模別の数値等を公表している。
	要因の解消策	・郷土資料を中心とした資料の情報収集に努めること。 ・対応事例や資料情報の蓄積により、レファレンス（調査相談）サービスをはじめとした対応力の向上に努めること。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	補助金等に関する情報なし。
⑤事業実施により目指す成果		学びの意欲を持つ人に様々な事業を通じて学ぶ機会を提供する。 資料を通じて適切な情報を提供することで、身近な課題を解決し心豊かに暮らせるよう支援する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
講座や講演会等の生涯学習事業への参加者数（図書館）	人	目標		210,681.0	213,525.0	216,408.0	219,330.0	222,001.0
		実績	205,106.0	239,862.0				
子ども向け事業の参加者数（図書館）	人	目標		2,625.0	2,696.0	2,769.0	2,844.0	2,921.0
		実績	2,489.0	3,640.0				
生涯学習施設の利用者数（図書館）	人	目標		560,000.0	590,000.0	620,000.0	650,000.0	680,000.0
		実績	506,001.0	513,777.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	図書館における各サービスの利用者数、読書推進事業の参加者数を計上。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

Ｒ７

実施内容

・豊かな心を育む読書活動の推進
　ブックスタート事業、学校図書室との連携、読み聞かせ、郷土資料の収集と郷土文化を学ぶ「いせさき学習堂」事業
・図書館の特色を活かした事業の展開
　子育て支援、来館が困難な方への支援、レファレンス（調査相談）サービスの推進、行政情報の横断的な発信
・ボランティア（図書館応援団）との協働の推進
　各種事業における図書館応援団との協働

事業費（千円）		
歳出合計		63,880
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	65
	一般財源	63,815

Ｒ８

実施内容

・疑問や課題解決に向けた支援の充実
　調べものに役立つ参考図書の充実
　レファレンスサービスの周知による利用の推進
・地域・学校と連携した読書活動の推進
　ブックスタートや読み聞かせから始まり、豊かな心を育む読書の推進
　読書につながる講演会や読書会、企画展示等の事業の展開
　学校での学びや読書につながる資料提供等による支援
・地域の文化を育む活動の展開
　図書館ＦＥＳＴＩＶＡＬの実施や、まちかど図書館の運営など、ボランティアと協働した企画の実施等による図書館活動の充実
・収集した郷土資料の適切な管理と「いせさき学習堂」関連事業などの公開活用
・新しい図書館づくりに関する調査研究

事業費（千円）		
歳出合計		55,195
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	95
	一般財源	55,100

Ｒ９

実施内容

・疑問や課題解決に向けた支援の充実
　調べものに役立つ参考図書の充実
　レファレンスサービスの周知による利用の推進
・地域・学校と連携した読書活動の推進
　ブックスタートや読み聞かせから始まり、豊かな心を育む読書の推進
　読書につながる講演会や読書会、企画展示等の事業の展開
　学校での学びや読書につながる資料提供等による支援
・地域の文化を育む活動の展開
　図書館ＦＥＳＴＩＶＡＬの実施や、まちかど図書館の運営など、ボランティアと協働した企画の実施等による図書館活動の充実
　収集した郷土資料の適切な管理と「いせさき学習堂」関連事業などの公開活用
・新しい図書館づくりに関する調査研究

事業費（千円）		
歳出合計		55,195
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	55,195

Ｒ１０

実施内容

・疑問や課題解決に向けた支援の充実
　調べものに役立つ参考図書の充実
　レファレンスサービスの周知による利用の推進
・地域・学校と連携した読書活動の推進
　ブックスタートや読み聞かせから始まり、豊かな心を育む読書の推進
　読書につながる講演会や読書会、企画展示等の事業の展開
　学校での学びや読書につながる資料提供等による支援
・地域の文化を育む活動の展開
　図書館ＦＥＳＴＩＶＡＬの実施や、まちかど図書館の運営など、ボランティアと協働した企画の実施等による図書館活動の充実
・収集した郷土資料の適切な管理と「いせさき学習堂」関連事業などの公開活用
・新しい図書館づくりに関する調査研究

事業費（千円）		
歳出合計		－
財源内訳	国庫支出金	－
	県支出金	－
	地方債	－
	その他	－
	一般財源	－

Ｒ１１

実施内容

・疑問や課題解決に向けた支援の充実
　調べものに役立つ参考図書の充実
　レファレンスサービスの周知による利用の推進
・地域・学校と連携した読書活動の推進
　ブックスタートや読み聞かせから始まり、豊かな心を育む読書の推進
　読書につながる講演会や読書会、企画展示等の事業の展開
　学校での学びや読書につながる資料提供等による支援
・地域の文化を育む活動の展開
　図書館ＦＥＳＴＩＶＡＬの実施や、まちかど図書館の運営など、ボランティアと協働した企画の実施等による図書館活動の充実
・収集した郷土資料の適切な管理と「いせさき学習堂」関連事業などの公開活用
・新しい図書館づくりに関する調査研究

事業費（千円）		
歳出合計		－
財源内訳	国庫支出金	－
	県支出金	－
	地方債	－
	その他	－
	一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			59
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	読書の街いせさき推進事業は、図書館から幅広い情報を提供・発信することで、市民が正しい知識を得て課題を解決でき、また子どもたちの読書活動の支援や郷土資料の活用などを通じて、豊かな心を育む街づくりを目指す事業です。今後も、知の拠点として市民が安心して利用できる場を整備し、様々な事業に継続して取り組んでいく必要があります。
	副部局長（二次評価）	家庭や地域、学校と連携を深めながら、子どもをはじめとしてあらゆる世代の読書活動を支援し、貴重な郷土資料の整理や保存などを通じて交流・協働しながら地域の文化を育んでいくことで、充実した読書の街づくりを推進していく必要があります。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 市民にも役立つ情報提供や、図書館の特色を活かした事業を展開することで、着実に読書の街づくりを推進するとともに、今後も市民と連携した事業に取り組み、地域の文化の継承や学びの環境整備に努めていく必要があります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	生涯学習施設整備事業（生涯学習課）	３　継続
部局名	教育部	課名　生涯学習課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-6】生涯を通じた学びの機会の充実
		目指す姿	【1-6】あらゆる世代のニーズに合った学びの機会が充実し、学びの成果を自己実現や地域に生かすことで、学び合い、支え合い、高め合う、学びの循環をつくり、充実した生活を送ることができています。
		施策の展開方針	【1-6】方針３：生涯学習施設の適正な維持管理の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	10-6-1-1-1生涯学習施設整備事業
予算科目２	10-6-2-1-1公民館施設整備事業
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		利用者の安全確保・環境整備を目的とする。地域の生涯活動の拠点である生涯学習施設を計画的に維持・更新、また、伊勢崎市地球温暖化対策庁内検討部会の方針に基づき、LED照明の導入割合を２０２７年度までに１００%とし、環境負荷の低減を図る。
②事業の内容		蛍光灯及び白熱電球等をLEDに交換する。 ２０年以上使用している業務用の空調設備を３年計画で更新する。
③事業の対象者		市民、市民団体　市民事業所
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	生涯学習施設は、施設の老朽化が進んでおり、安心してより快適に利用できる環境づくりのため、計画的な整備が求められています。
	課題の要因	更新には、高額な費用が必要
	本市固有の事情	耐用年数を経過している設備を利用していることから、突発的な故障が発生しやすい。
	市民等からの声	老朽化している施設、設備が多く早期の改修が望まれている。

既存事業の有無	
先進事例	
要因の解消策	市民ニーズを適切に吸い上げ、緊急性及び必要性を勘案し、可能な限りコストを抑制した予算で最大の効果がでるよう施設整備を実施する。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・空調設備　公共施設等適正管理推進事業債 ・ＬＥＤ化　脱炭素化事業債
⑤事業実施により目指す成果	安心で快適な施設を利用し、知の拠点で学ぶことで、生涯にわたり心豊かな生活を送れるよう施設整備の充実を図る。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
生涯学習課所管施設の利用者数	人	目標		432,000.0	454,000.0	476,000.0	498,000.0	520,000.0
		実績	381,020.0	414,666.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	実績報告書により事業の検証

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

Ｒ７

実施内容

【公民館】
・北公民館外空調設備更新工事（北、茂呂、名和、赤堀、あずま公民館）
・南公民館空調設備改修工事
・茂呂公民館事務室外空調設備更新工事
・境剛志公民館事務室空調設備更新工事
・境島村公民館印刷室空調設備更新工事
・境島村公民館分館ホール空調設備設置工事
【青少年育成センター】
・本館空調設備改修工事

事業費（千円）		
歳出合計		189,577
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	162,400
	その他	0
	一般財源	27,177

Ｒ８

実施内容

【青少年育成センター】
・体育館照明設備ＬＥＤ化改修工事
・本館照明設備ＬＥＤ化改修工事
【集会所】・今井町集会所外照明設備ＬＥＤ化改修工事（今井町、柴町、連取町）
【あずまホール】・ホール天井、空調設備、ＬＥＤ化改修工事設計業務委託
【赤石楽舎】・ギャラリー外照明設備ＬＥＤ化改修工事
【公民館】
・三郷公民館空調設備改修工事
・名和公民館料理実習室外空調設備更新工事
・茂呂公民館料理実習室外空調設備更新工事
・赤堀公民館第一学習室外空調設備更新工事
・北公民館団体室空調設備更新工事
・あずま公民館大会議室外空調設備更新工事

事業費（千円）		
歳出合計		280,197
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	240,500
	その他	0
	一般財源	39,697

Ｒ９

実施内容

【青少年育成センター】・青少年育成センター体育館空調設備設置工事
【あずまホール】・ホール天井、空調設備、ＬＥＤ化改修工事、舞台設備改修工事
【集会所】・柴町集会所外長寿命化改修工事設計業務委託（柴町、三室町）
【広瀬生涯学習館】・長寿命化改修工事設計業務委託、照明設備ＬＥＤ化改修工事
【公民館】・境采女公民館外空調設備更新工事（境采女・境島村公民館）
・赤堀公民館外空調設備更新設計、工事（赤堀・あずま公民館）
・三郷公民館外照明設備ＬＥＤ化改修設計、工事（三郷、赤堀、境采女、境島村）
・赤堀公民館分館電気設備改修設計、工事
・名和公民館長寿命化改修工事設計業務委託
・境采女公民館電気設備改修工事設計業務委託
・赤堀公民館ロビー外空調設備更新工事
・境公民館外照明設備ＬＥＤ化改修設計、工事（境、境剛志、境東公民館）
・境島村公民館分館ホール照明設備ＬＥＤ化改修設計、工事

事業費（千円）		
歳出合計		775,549
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	714,400
	その他	0
	一般財源	61,149

Ｒ１０

実施内容

【あずまホール】
・舞台照明設備調光操作卓改修工事
・舞台照明設備ボーダーライト外改修工事
【集会所】
・柴町、三室町集会所長寿命化改修工事
・道伝、宮子集会所長寿命化改修工事設計業務委託
【広瀬生涯学習館】・長寿命化改修工事
【公民館】
・名和公民館長寿命化改修工事
・境采女公民館電気設備改修工事
・茂呂公民館長寿命化改修工事設計業務委託
・境剛志公民館大規模改修工事設計業務委託
・境島村公民館及び分館電気設備改修工事設計業務委託
・境東公民館電気設備改修工事設計業務委託

事業費（千円）		
歳出合計		－
財源内訳	国庫支出金	－
	県支出金	－
	地方債	－
	その他	－
	一般財源	－

Ｒ１１

実施内容

【集会所】
・道伝、宮子町集会所長寿命化改修工事
・宮子町集会所長寿命化工事改修工事設計業務委託

【公民館】
・茂呂公民館長寿命化改修工事
・境剛志公民館大規模改修工事
・境島村公民館及び分館電気設備改修工事
・境東公民館電気設備改修工事
・北公民館長寿命化改修工事設計業務委託
・あずま公民館大規模改修工事設計業務委託

事業費（千円）		
歳出合計		－
財源内訳	国庫支出金	－
	県支出金	－
	地方債	－
	その他	－
	一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	公民館などの生涯学習施設は老朽化が進んでいるため、個別施設計画に基づき、計画的に整備を進め、利用者が安心して快適に利用できる環境を整えていきます。	
	副部局長（二次評価）	生涯学習施設等は、市民の活動の拠点であるため、利用者が安心安全に利用できるよう、個別施設計画に基づき計画的に更新等を進めていきます。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		生涯学習施設等は建物や設備の老朽化が進んでおり、利用者の安全を確保するとともに、快適に利用できる環境をつくるため、個別施設計画に基づき、計画的な整備や長寿命化を進めます。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	生涯学習施設整備事業（図書館課）	３　継続

部局名	教育部	課名	図書館課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-6】生涯を通じた学びの機会の充実
		目指す姿	【1-6】あらゆる世代のニーズに合った学びの機会が充実し、学びの成果を自己実現や地域に生かすことで、学び合い、支え合い、高め合う、学びの循環をつくり、充実した生活を送ることができています。
		施策の展開方針	【1-6】方針３：生涯学習施設の適正な維持管理の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	10-6-3-1-0図書館管理運営事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		知の宝庫として幅広く魅力ある資料を収集、整理、保存し、かつ知識と情報を融合させることにより、市民の文化活動や学習活動に活用支援する。人と人が交流する空間、集う空間、くつろぎの空間を提供するために、施設の環境整備を行う。
②事業の内容		各世代それぞれのライフステージのニーズに合わせた資料の提供、イベントの開催を行う。読書へのいざないとなるブックスタートを実施するとともに、発展させた事業として読み聞かせの会を行い、親子読書を推進する。快適な読書空間、学習空間、くつろぎの空間を整えるために、施設の環境整備に努める。
③事業の対象者		図書館利用者及びイベント参加者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	施設全体の老朽化
	課題の要因	施設全体の老朽化
	本市固有の事情	ＬＥＤ照明設置の設置期限（２０３０年度までに）
	市民等からの声	図書館における照度の確保、快適な利用環境、設備の安全性

	既存事業の有無	伊勢崎市図書館ＬＥＤ照明外改修工事、伊勢崎市図書館空調設備更新工事など
	先進事例	
	要因の解消策	１２条点検、日常点検、施設の巡回などで確認された設備の不具合や改修場所を工事、修繕し、伊勢崎市図書館・あずま・境図書館の利用環境を良好にしていく。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		工事の実施により利用者に安心安全な読書環境が提供できることを目指す。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
照明器具改修工事	件	目標		0.0	1.0	1.0	0.0	0.0
		実績	0.0	0.0				
送風機更新工事	件	目標		0.0	1.0	0.0	0.0	0.0
		実績	0.0	0.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	利用環境の整備により、「知の宝庫」としての図書館の在り方につなげていく。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	図書館管理運営事業 図書館施設の安定的運営、施設管理、事業実施のための各種委託、修繕、工事、備品購入等の実施 ・清掃委託料、空調設備保守委託料、警備委託料外 ・物品等修繕料、施設等小規模修繕料 ・工事費 ・庁用・機械器具費	事業費（千円）		
		歳出合計		123,415
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	18,002
			一般財源	105,413

	実施内容			
Ｒ８	図書館管理運営事業 図書館施設の安定的運営、施設管理、事業実施のための各種委託、修繕、工事、備品購入等の実施 ・清掃委託料、空調設備保守委託料、警備委託料外 ・物品等修繕料、施設等小規模修繕料 ・工事費（照明器具改修工事、送風機更新工事） ・庁用・機械器具費	事業費（千円）		
		歳出合計		187,497
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	64,100
			その他	12,001
			一般財源	111,396

	実施内容			
Ｒ９	図書館管理運営事業 図書館施設の安定的運営、施設管理、事業実施のための各種委託、修繕、工事、備品購入等の実施 ・清掃委託料、空調設備保守委託料、警備委託料外 ・物品等修繕料、施設等小規模修繕料 ・工事費 ・庁用・機械器具費	事業費（千円）		
		歳出合計		150,762
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	150,762

	実施内容			
Ｒ１０	図書館管理運営事業 図書館施設の安定的運営、施設管理、事業実施のための各種委託、修繕、工事、備品購入等の実施 ・清掃委託料、空調設備保守委託料、警備委託料外 ・物品等修繕料、施設等小規模修繕料 ・工事費 ・庁用・機械器具費	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	図書館管理運営事業 図書館施設の安定的運営、施設管理、事業実施のための各種委託、修繕、工事、備品購入等の実施 ・清掃委託料、空調設備保守委託料、警備委託料外 ・物品等修繕料、施設等小規模修繕料 ・工事費 ・庁用・機械器具費	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	老朽化した境図書館の照明設備の改修工事を行うことにより、利用者に安心安全で快適な読書環境を提供し、読書の街いせさきの推進に繋がる事業です。今後も必要な工事を行い適正な施設の維持管理に努めていきます。	
	副部局長（二次評価）	図書館施設の快適な環境を利用者へ提供し、施設の長寿命化の推進をするために必要な工事であり、計画的な整備を行っていきます。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		計画的に整備を行うことで、来館者が安心して気持ちよく施設を使い、知の拠点として学び交流することができます。快適な環境づくりに、継続して取り組んでいきます。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	地域文化財資源保存活用推進事業	２　拡充
部局名	教育部	課名	文化財保護課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-7】誇れる文化財の保護・継承
		目指す姿	【1-7】市民の宝である文化財の保存や活用、調査研究が進み、市民が文化財に触れる機会が増えています。それぞれが学び、学んだことを地域に還元することで、文化の継承に役立ち、郷土への愛着が育まれています。
		施策の展開方針	【1-7】方針１：文化財の調査研究と情報発信
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	10-6-5-1-0地域文化資源保存活用推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	6-2-3					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		郷土文化財等の調査研究を推進し、市民への企画展などの開催情報の発信を行うことにより、指定文化財等への理解と親しみを深めます。
②事業の内容		・歴史的建造物や遺物、歴史資料などの調査研究と情報発信 ・発掘調査現地説明会や埋蔵文化財展を開催
③事業の対象者		市民、指定文化財等所有者及び管理者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	歴史文化に対する関心は増していますが、学ぶ機会が少ないのが現状です。ふるさと意識の醸成や次世代への継承に繋げるため、指定文化財等の調査研究とそれに基づく保存活用、十分な情報発信などが求められています。
	課題の要因	・指定文化財等を歴史・文化的に価値のあるものとし、次世代へ継承する必要があるとの認識が広く醸成されていない。 ・指定文化財等に触れる機会が少ない。
	本市固有の事情	なし
	市民等からの声	市内に存在する未指定文化財に関する調査や新規指定についての希望や指定文化財の補助金等の要望があります。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	なし
	要因の解消策	文化財に親しみ学ぶ機会を増やすため、情報発信や現地説明会、企画展示を行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	国宝重要文化財保存・活用事業費補助金（国）50% 文化財保存事業（県）70%
⑤事業実施により目指す成果		指定文化財等への理解を深めることにより、郷土への誇りと愛着が育まれます。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
郷土文化財の調査件数	件	目標		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		実績	1.0	2.0				
埋蔵文化財展の開催数	回	目標		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		実績	3.0	2.0				
発掘調査現地説明会の開催数	回	目標		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		実績	1.0	1.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	文化財の保存等に関する諮問に応じ意見具申をする各専門分野における実績のある教授等から構成された伊勢崎市文化財調査委員会へ報告し、実施内容の意見をいただく。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・郷土文化財の調査 ・文化財の指定・登録 ・発掘調査現地説明会の開催 ・埋蔵文化財展の開催 ・指定文化財の保存・管理 ・収蔵庫施設の管理 ・文化財等についての情報発信	歳出合計		37,087
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	260
			一般財源	36,827

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・郷土文化財の調査 ・文化財の指定・登録 ・発掘調査現地説明会の開催 ・埋蔵文化財展の開催 ・指定文化財の保存・管理 ・収蔵庫施設の管理 ・文化財等についての情報発信	歳出合計		45,006
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	1,700
			その他	359
			一般財源	42,947

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・郷土文化財の調査 ・文化財の指定・登録 ・発掘調査現地説明会の開催 ・埋蔵文化財展の開催 ・指定文化財の保存・管理 ・収蔵庫施設の管理 ・文化財等についての情報発信 ・文化財保存活用地域計画の策定	歳出合計		59,560
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	59,560

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・郷土文化財の調査 ・文化財の指定・登録 ・発掘調査現地説明会の開催 ・埋蔵文化財展の開催 ・指定文化財の保存・管理 ・収蔵庫施設の管理 ・文化財等についての情報発信 ・文化財保存活用地域計画の策定	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・郷土文化財の調査 ・文化財の指定・登録 ・発掘調査現地説明会の開催 ・埋蔵文化財展の開催 ・指定文化財の保存・管理 ・収蔵庫施設の管理 ・文化財等についての情報発信 ・文化財保存活用地域計画の策定	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

1－2　事業の概要（拡充部分）

タイトル		文化財保存活用地域計画作成／文化財デジタル活用事業
①事業拡充の背景・必要性	現状と課題	（地域）文化財の保存・活用における継続性・一貫性のある取組みが必要である。 （デジ）安全性が確保できないことや脆弱なことから気軽に見学できない文化財を活用する必要がある。
	課題の要因	（地域）所有者や行政だけでは難しい未指定文化財を含む幅広い文化財の積極的な保存・活用の推進が必要。 （デジ）伊勢崎市指定重要文化財「旧時報鐘楼」は、内部及び高所からの物理的に触れる機会ができないため、一階入り口のみの開扉となり、活用が難しい。
	要因の解消策	（地域）群馬県が作成した文化財保存活用大綱を勘案した本市独自の文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランの構築が必要。 （デジ）デジタル技術を使用して、時報鐘楼の内部及び高所の様子を３Dデータ化することにより、いつでも文化財に触れる機会の創出が図れる。
②事業実施により目指す成果		（地域）計画的な取組により継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が促進され、他部署との連携や地域住民の理解・協力が深まることにより「地域社会総がかり」での保護体制の構築を目指す。 （デジ）デジタル化によりいつでも、だれでも、どこからでも資料を閲覧できるすることにより、市民の知的資産の共有が図れる。
③指標の見直し内容	施策の展開方針の成果指標	（地域）郷土文化財の調査件数　修正前：２件　修正後：１０件
	重点事業の目標（KPI）	（地域）郷土文化財の調査件数を２件から１０件へ上方修正する。

２−２　事業実施の具体的方法・手段（拡充部分）

Ｒ９	実施内容
	（地域）地域計画作成 （デジ）デジタルコンテンツ作成、イベント開催
	財源（拡充部分）
	（地域）文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）（補助率100/100） （デジ）地域未来交付金（補助率1/2）
Ｒ１０	実施内容
	（地域）地域計画作成 （デジ）デジタルコンテンツ作成、イベント開催
	財源（拡充部分）
	（地域）文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）（補助率100/100） （デジ）地域未来交付金（補助率1/2）
Ｒ１１	実施内容
	（地域）地域計画作成 （デジ）デジタルコンテンツ作成、イベント開催
	財源（拡充部分）
	（地域）文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）（補助率100/100） （デジ）地域未来交付金（補助率1/2）

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			59
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	次世代へ継承していくため指定文化財の保存管理を行うとともに、委員会の指導を仰ぎながら調査を継続して、新たな指定に取り組み目標を達成する。また未指定文化財の調査等文化財保存活用地域計画を進めていく。併せて文化財の重要性を広く周知するための情報提供を行います。
	副部局長（二次評価）	この事業は地域の歴史や文化を守り、次世代に引き継ぐために重要な役割を果たしています。学校との連携強化や地域住民や関係団体と協力して、文化財への理解と関心を高める取り組みを展開します。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 国や地域共通の財産である文化財を後世に継承する重要な事業であり、本市には多くの歴史・文化的な地域資源があることから、有効性や効率性を考慮しながら、保存活用を推進します。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	改善後実施可 事業の実施時期や実施方法等に一部改善を提案
コメント	【文化財保存活用地域計画作成】改善後実施可 ・文化財の活用の面で、市民に対してどうフィードバックしていくのかを具体的に地域計画に盛り込んでいくこと。 【文化財デジタル活用事業】改善後実施可 ・デジタル化した成果物について、イベント時だけでなく普段から市民が観賞できるようにするなど活用方法を工夫すること。

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	歴史民俗資料館運営事業		3　継続
部局名	教育部	課名	文化財保護課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-7】誇れる文化財の保護・継承
		目指す姿	【1-7】市民の宝である文化財の保存や活用、調査研究が進み、市民が文化財に触れる機会が増えています。それぞれが学び、学んだことを地域に還元することで、文化の継承に役立ち、郷土への愛着が育まれています。
		施策の展開方針	【1-7】方針１：文化財の調査研究と情報発信
			【1-7】方針２：文化財の保存活用
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	10-6-5-2-0歴史民俗資料館運営事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		伊勢崎を舞台に展開されてきた歴史と文化の知的情報を、調査研究を通じて集積し、それらを展示や活動により発信すると同時に、資料館が文化財を未来へ継承する文化的拠点へと発展させる。また、資料館を核として世代を超えた人々が、集い・学び・楽しむことを共有することで、新しい価値観を育み、歴史と文化を通じて伊勢崎の未来を考える人材や文化を織り出す空間を創出する。
②事業の内容		・地域の歴史と文化に係る資料の収集と保存、調査研究 ・伊勢崎市の歴史や文化がわかりやすい常設展示への定期的更新や企画展の開催 ・歴史文化講座やイベントの開催 ・学校や市民を対象とした学習体験の充実
③事業の対象者		市民、市外在住者、児童生徒、研究者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・伊勢崎市から出土した重要文化財の埴輪や国立博物館所蔵埴輪など歴史的価値は高いが、現状の展示環境においては借用して展示することが困難である。 ・一方で来館者が増加し、ニーズが高まっている。（H31：4,495人、R6：7,247人） ・展示事業の比重が高いため来館者の滞在時間は短く、具体的な学びにつながっていない。 ・資料館が核となった市民が交流できる文化的拠点の機能が弱い。
	課題の要因	・魅力ある企画展や講演会を開催する十分な環境やスペースがない。 ・多世代参加型の体験プログラムが提供できていない。 ・ボランティアを育成し、多くの市民が交流する事業の展開が少ない。 ・博物館類似施設に位置付けられ、博物館法を根拠とした登録博物館の管理体制で運営できていない。
	本市固有の事情	昭和60年に開館し市内唯一の資料館だが、専用の企画展示室がなく、伊勢崎市の土器や埴輪などの魅力を十分に発信できていない。
	市民等からの声	近年、常設展示や企画展は来館者から高評価をいただくが、市外に所在する伊勢崎市ゆかりの埴輪等の里帰り展示やレプリカ作成などが求められている。

	既存事業の有無	無
	先進事例	・群馬県立歴史博物館イノベーション文化観光拠点計画（群馬県）
	要因の解消策	登録博物館へ移行し博物館法の法的根拠を明確にした上で、計画される長寿命化改修工事において、重要文化財を展示可能な展示環境へと改修や増築を行い博物館の機能の向上を図ることにより、国立博物館所蔵の伊勢崎出土埴輪や重要文化財の埴輪等の展示を可能とする。継続した重要文化財資料の展示により公開承認施設への承認を受け、さらに高度な博物館機能を有した文化的施設へと発展させ、資料館が新たなステージへと展開することが期待できる。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	無
⑤事業実施により目指す成果		登録博物館へ移行、長寿命化改修での適切な展示環境の創出を経て、重要文化財の展示公開の設備と体制を備えた公開承認施設の承認を得ることによって、資料館の専門性や信頼性、持続性を高度なものとし、伊勢崎市の魅力ある文化財を円滑、継続的に展示発信することにより、文化財を未来へ継承する文化的拠点を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
入館者数	人	目標		7,400.0	8,100.0	8,900.0	9,300.0	9,500.0
		実績	7,247.0	9,323.0				
企画展入館者数	人	目標		5,500.0	6,000.0	6,500.0	6,700.0	6,800.0
		実績	4,804.0	6,500.0				
講座・体験イベント参加者数	人	目標		1,500.0	1,800.0	2,000.0	2,200.0	2,500.0
		実績	1,649.0	1,665.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	来館者へのアンケートの実施や、資料館運営協議会へ年度末に事業概要を報告し、事業の必要性を評価していただく。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・魅力ある企画展を年２回、収蔵資料展を年１回開催 ・企画展と連動した歴史文化講座と体験事業の開催 ・夏休み小学生向け事業の開催（土器ドキクイズラリー・機織り体験等） ・小学校団体見学の対応の充実 ・資料調査報告書の刊行 ・収蔵資料の整理事業	歳出合計		14,735
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	321
			一般財源	14,414

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・魅力ある企画展を年２回、収蔵資料展を年１回開催 ・企画展と連動した歴史文化講座と体験事業の開催 ・夏休み小学生向け事業の開催（土器ドキクイズラリー・機織り体験等） ・小学校団体見学の対応の充実 ・紀要の刊行 ・収蔵資料の整理事業	歳出合計		15,389
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	408
			一般財源	14,981

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・魅力ある企画展を年２回、収蔵資料展を年１回開催 ・企画展と連動した歴史文化講座と体験事業の開催 ・夏休み小学生向け事業の開催（土器ドキクイズラリー・機織り体験等） ・小学校団体見学の対応の充実 ・紀要の刊行 ・収蔵資料の整理事業 ・屋根修繕	歳出合計		44,529
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	44,529

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・魅力ある企画展を年２回、収蔵資料展を年１回開催 ・企画展と連動した歴史文化講座と体験事業の開催 ・夏休み小学生向け事業の開催（土器ドキクイズラリー・機織り体験等） ・小学校団体見学の対応の充実 ・紀要の刊行 ・収蔵資料の整理事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・魅力ある企画展を年２回、収蔵資料展を年１回開催 ・企画展と連動した歴史文化講座と体験事業の開催 ・夏休み小学生向け事業の開催（土器ドキクイズラリー・機織り体験等） ・小学校団体見学の対応の充実 ・紀要の刊行 ・収蔵資料の整理事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			58
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	限られた人員で、魅力ある企画展や講座を開催できることは、豊富な専門知識を持った職員であることや分担作業が適切に行われていることによるものと考えます。今後も、市民の多様なニーズを踏まえた企画展示を行い、より魅力ある事業の実施、情報発信を行っていきます。
	副部局長（二次評価）	資料館を通じて新たな歴史と文化を発見し、子供から大人まで幅広い世代が楽しめる展示やイベントを企画し、豊かな文化の伝承と未来への継承につなげていきます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 本市の歴史を継承する重要な事業であるため、今後も企画展等を通して情報を発信し、市民の文化財理解に資するとともに、学校と連携して児童生徒に郷土を知る機会を提供できるよう、効率的で効果的な運営を行っていきます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	・雨漏りの修繕は実施すること。 ・登録博物館の手続きを進め、その先の公開承認施設に向けた大規模改修や展示機能の強化等も継続して検討すること。 ・文化財の収蔵方法についても併せて検討すること。

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	市史編さん事業	３　継続

部局名	教育部	課名	図書館課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-7】誇れる文化財の保護・継承
		目指す姿	【1-7】市民の宝である文化財の保存や活用、調査研究が進み、市民が文化財に触れる機会が増えています。それぞれが学び、学んだことを地域に還元することで、文化の継承に役立ち、郷土への愛着が育まれています。
		施策の展開方針	【1-7】方針１：文化財の調査研究と情報発信
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	10-6-3-6-0市史編さん事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	6-2-1					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		新たな市史の編さんのために市域の歴史や文化に関する資料の収集や調査研究を行うことで、市民がこれらに触れる機会の創出を図る。また、編さんの過程での成果を情報発信することで、市民がこれを学び、歴史文化の継承と郷土愛の醸成を図る。
②事業の内容		・編さん委員会、専門委員会の開催 ・専門部会による資料収集、調査研究、原稿執筆等の実施 ・刊行物の発行、頒布 ・市域の歴史や文化に関する企画展、講演会等の実施 ・市史編さん室の施設管理
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・合併前の旧市町村では、いずれも20年以上自治体史が刊行されていない。（旧伊勢崎市33年前、赤堀町20年前、東村45年前、境町27年前） ・前の自治体史の編さん以後も歴史資料は増え続けている。（市内での発掘調査がこの20年間で223件行われている、境町史で扱っていない田島弥平旧宅所蔵の歴史資料が約21,000点に上っているなど） ・伊勢崎市郷土文化研究会連絡協議会に所属する各地区の歴史研究団体が減少している（平成17年度8団体→令和6年度4団体）
	課題の要因	・各種開発に伴う発掘調査の実施に伴う考古資料の発見や個人宅等での歴史資料調査の実施に伴う新資料の発見 ・地域の歴史や文化に興味関心を持ち、自ら学ぼうとする市民の減少
	本市固有の事情	・市町村合併で新しい伊勢崎市が誕生して20年が経過するが、新市域全体を網羅する自治体史は作成していない。
	市民等からの声	「市では市史編さんを行っているが、先人たちがどのような想いでまちづくりをしてきたのかを大事にしながら、共にまちづくりに取り組んでいきたい。」という市民の声があった。

	既存事業の有無	特になし
	先進事例	特になし
	要因の解消策	市域の歴史や文化を学ぼうとする市民に対して、より正しく深い理解が得られるよう、それらに関する膨大な資料を調査研究し、まとめ、刊行物等によりその成果を公開する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	地域未来交付金
⑤事業実施により目指す成果		・市民の宝である文化財の保存や活用、調査研究が進み、市民がこれらに触れる機会が増加することを目指す。 ・市民が市域の歴史や文化を学び、それを地域に還元することで、文化の継承に役立ち、郷土への愛着が育まれることを目指す。 ・市史を編さんすることにより、過去の歴史を振り返るのみでなく、今後の伊勢崎市のまちづくりや防災など様々な分野で活用されることを目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
刊行物の販売数	冊	目標		0.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		実績		0.0				
講演会・企画展の参加者数	人	目標		500.0	500.0	500.0	500.0	500.0
		実績	442.0	442.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・企画展や講演会の来場者アンケートの実施。 ・年間の活動実績を学識経験者や関係団体・機関の代表者らで組織する審議会に報告し、事業内容について検討していただく。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・市史編さん事業の方針や計画の審議（編さん委員会の開催） ・編さん委員会の決定を受けて、資料収集や調査研究、原稿執筆等の計画の協議（専門委員会の開催） ・計画に基づく資料収集や調査研究、原稿執筆等の実施（専門部会による活動） ・刊行物の編集、発行 ・市史編さん事業による資料収集や調査研究成果の周知啓発事業（市域の歴史や文化に関する企画展、講演会等の実施） ・市史編さん事務および各種会議、資料整理、保管のための施設管理（市史編さん室の管理） ・市史編さん事業への市民の参加の促進（歴史資料の提供・聞き取り調査への参加など）	歳出合計		40,303
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	40,303
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	・市史編さん事業の方針や計画の審議（編さん委員会の開催） ・編さん委員会の決定を受けて、資料収集や調査研究、原稿執筆等の計画の協議（専門委員会の開催） ・計画に基づく資料収集や調査研究、原稿執筆等の実施（専門部会による活動） ・刊行物の編集、発行、頒布 ・市史編さん事業による資料収集や調査研究成果の周知啓発事業（市域の歴史や文化に関する企画展、講演会等の実施） ・市史編さん事務および各種会議、資料整理、保管のための施設管理（市史編さん室の管理） ・市史編さん事業への市民の参加の促進（歴史資料の提供・聞き取り調査への参加など）	歳出合計		37,924
		財源内訳	国庫支出金	4,253
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	200
			一般財源	33,471
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	・市史編さん事業の方針や計画の審議（編さん委員会の開催） ・編さん委員会の決定を受けて、資料収集や調査研究、原稿執筆等の計画の協議（専門委員会の開催） ・計画に基づく資料収集や調査研究、原稿執筆等の実施（専門部会による活動） ・刊行物の編集、発行、頒布 ・市史編さん事業による資料収集や調査研究成果の周知啓発事業（市域の歴史や文化に関する企画展、講演会等の実施） ・市史編さん事務および各種会議、資料整理、保管のための施設管理（市史編さん室の管理） ・市史編さん事業への市民の参加の促進（歴史資料の提供・聞き取り調査への参加など）	歳出合計		44,541
		財源内訳	国庫支出金	7,000
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	300
			一般財源	37,241
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	・市史編さん事業の方針や計画の審議（編さん委員会の開催） ・編さん委員会の決定を受けて、資料収集や調査研究、原稿執筆等の計画の協議（専門委員会の開催） ・計画に基づく資料収集や調査研究、原稿執筆等の実施（専門部会による活動） ・刊行物の編集、発行、頒布 ・市史編さん事業による資料収集や調査研究成果の周知啓発事業（市域の歴史や文化に関する企画展、講演会等の実施） ・市史編さん事務および各種会議、資料整理、保管のための施設管理（市史編さん室の管理） ・市史編さん事業への市民の参加の促進（歴史資料の提供・聞き取り調査への参加など）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	・市史編さん事業の方針や計画の審議（編さん委員会の開催） ・編さん委員会の決定を受けて、資料収集や調査研究、原稿執筆等の計画の協議（専門委員会の開催） ・計画に基づく資料収集や調査研究、原稿執筆等の実施（専門部会による活動） ・刊行物の編集、発行、頒布 ・市史編さん事業による資料収集や調査研究成果の周知啓発事業（市域の歴史や文化に関する企画展、講演会等の実施） ・市史編さん事務および各種会議、資料整理、保管のための施設管理（市史編さん室の管理） ・市史編さん事業への市民の参加の促進（歴史資料の提供・聞き取り調査への参加など）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			59
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	市史の編さん事業は、市民による地域文化の継承や郷土理解の促進を図り、まちづくりや防災などでの活用が見込まれる重要な事業である。基本計画に沿って本格的な資料収集や調査研究が進んでおり、今後も市民への啓発活動を行いながら、継続して事業に取り組む。
	副部局長（二次評価）	本事業にあたっては、各分野の専門家が市民と協働して、本市の歴史を顧みるとともに、新たな成果と視点を加えて詳しく記録し、分かり易く使い易い形で伝え、新たなまちづくりの道標として次の世代に引き継ぐ、そうした心掛けをもって取り組んでいく必要があります。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 近年、大きな変化を見せる社会情勢に応じて、様々な立場の市民が共生する活気あるまちづくり、持続可能な地域づくりが強く望まれるようになり、市史編さん事業もこれに寄与するものを目指した取り組みをしていく必要があります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	史跡田島弥平旧宅整備活用事業	３　継続

部局名	教育部	課名	文化財保護課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-7】誇れる文化財の保護・継承
		目指す姿	【1-7】市民の宝である文化財の保存や活用、調査研究が進み、市民が文化財に触れる機会が増えています。それぞれが学び、学んだことを地域に還元することで、文化の継承に役立ち、郷土への愛着が育まれています。
		施策の展開方針	【1-7】方針２：文化財の保存活用
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	10-6-5-1-0史跡田島弥平旧宅整備活用事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	6-2-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の構成資産である史跡田島弥平旧宅を保全、整備、活用し、歴史や地域文化の理解・振興を図ります。
②事業の内容		史跡田島弥平旧宅の各種建造物の保全や修復を調査結果に基づき計画的に実施し、史跡の整備を進め、公開範囲を拡充します。
③事業の対象者		市民等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	田島弥平旧宅の建物の経年劣化。田島弥平旧宅及び案内所の来訪者数の減少。
	課題の要因	建物の老朽化。人口の減少。
	本市固有の事情	なし
	市民等からの声	田島弥平旧宅の整備活用を行い、世界遺産として広く知らしめて欲しい。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	富岡製糸場の整備活用（富岡市） 高山社跡の整備活用（藤岡市） 荒船風穴の整備活用（下仁田町）
	要因の解消策	田島弥平旧宅の整備を推進するとともに、イベント、講演会等により、理解を深めてもらう。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	国庫支出金　歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業補助金（国1/2） 県支出金　文化財保存事業費補助金（県1/4）
⑤事業実施により目指す成果		世界遺産田島弥平旧宅を来訪することで、市民が郷土への誇りと愛着を持つことができる。市外の人へは伊勢崎市の文化資産を伝えることができる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
小学校による活用校数	校	目標		12.0	15.0	18.0	21.0	23.0
		実績		9.0				
田島弥平旧宅建物整備箇所数（累計）	箇所	目標		3.0	3.0	4.0	4.0	5.0
		実績	3.0	3.0				
田島弥平旧宅調査整備委員会開催数	回	目標		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		実績	2.0	2.0				
秋の普及公開の実施数	回	目標		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		実績	1.0	1.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	田島弥平旧宅調査整備委員会で整備活用状況を評価していただく。 田島弥平旧宅へ来訪した小学校へのアンケートを実施する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

Ｒ７

実施内容

工事費【新規】案内所電気設備更新工事　3,949
委託料【新規】実施設計（桑場）【補助】　20,427
史資料調査　600　修繕料　1,000
光熱水費　1,800　通信運搬費　246　手数料・保険料　373　印刷製本費　3,566
施設維持管理委託料　25,769　案内所運営費　4,097
調査整備委員会運営費　1,233　負担金　310　田島弥平旧宅活用基金積立金　64
発掘調査（市単）　4,575　出土遺物実測委託　3,575
こどもスタディツアー（小学校12校）　3,528　ＶＲハンググライダー　2,442　奈良文化財研究所研修費用　111
別荘・東門整備報告書　6,765　商標登録手数料　185

事業費（千円）		
歳出合計		98,649
財源内訳	国庫支出金	14,817
	県支出金	4,078
	地方債	0
	その他	18,091
	一般財源	61,663

Ｒ８

実施内容

工事費【新規】整備工事（桑場）一期【補助】
委託料【新規】工事監理（桑場）【補助】
【新規】田島弥平旧宅隣接地整備実施設計
史資料調査　修繕料
光熱水費　通信運搬費　手数料・保険料　印刷製本費
施設維持管理委託料　案内所運営費
調査整備委員会運営費　負担金　田島弥平旧宅活用基金積立金
発掘調査（市単）
こどもスタディツアー（小学校23校）　ＶＲハンググライダー
奈良文化財研究所研修費用

事業費（千円）		
歳出合計		154,588
財源内訳	国庫支出金	50,721
	県支出金	14,708
	地方債	37,500
	その他	4,168
	一般財源	47,491

Ｒ９

実施内容

工事費整備工事（桑場）二期【補助】
【新規】田島弥平旧宅隣接地整備工事、【新規】別荘再塗装工事
【新規】LED照明器具工事（田島弥平旧宅案内所）
委託料工事監理（桑場）【補助】
【新規】工事監理（隣接地整備）
【新規】基本設計（種蔵・裏門）【補助】
史資料調査　修繕料
光熱水費　通信運搬費　手数料・保険料　印刷製本費
施設維持管理委託料　案内所運営費
調査整備委員会運営費　負担金　田島弥平旧宅活用基金積立金
発掘調査（市単）
こどもスタディツアー（小学校23校）
奈良文化財研究所研修費用
建物定期点検（案内所）

事業費（千円）		
歳出合計		154,838
財源内訳	国庫支出金	73,976
	県支出金	36,988
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	43,874

Ｒ１０

実施内容

委託料【新規】実施設計（種蔵・裏門）【補助】
史資料調査　修繕料
光熱水費　通信運搬費　手数料・保険料　印刷製本費
施設維持管理委託料　案内所運営費
調査整備委員会運営費　負担金　田島弥平旧宅活用基金積立金
発掘調査（市単）
こどもスタディツアー（小学校23校）
奈良文化財研究所研修費用

事業費（千円）		
歳出合計		－
財源内訳	国庫支出金	－
	県支出金	－
	地方債	－
	その他	－
	一般財源	－

Ｒ１１

実施内容

工事費【新規】整備工事（種蔵・裏門）一期【補助】
委託料【新規】工事監理（種蔵・裏門）【補助】
【新規】実施設計（排水設備）
史資料調査　修繕料
光熱水費　通信運搬費　手数料・保険料　印刷製本費
施設維持管理委託料　案内所運営費
調査整備委員会運営費　負担金　田島弥平旧宅活用基金積立金
発掘調査（市単）
こどもスタディツアー（小学校23校）
奈良文化財研究所研修費用

事業費（千円）		
歳出合計		－
財源内訳	国庫支出金	－
	県支出金	－
	地方債	－
	その他	－
	一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			59
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	史跡田島弥平旧宅整備基本計画に基づき史跡整備を進めるとともに、ガイダンス施設を充実させ、近代養蚕建築の原型である田島弥平旧宅や田島弥平の功績を広く周知するとともに、特に小学校による活用を重視して来訪者の増加を図る。
	副部局長（二次評価）	この事業は、地域の歴史や文化を未来へ継承する重要な取り組みで、史跡の保全と情報発信を通じて、訪れる人々により深い理解と感動を提供し、子供たちにも、歴史に触れる機会を提供していきます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 富岡製糸場と絹産業遺産群の構成資産として、歴史や地域文化の理解、振興を図る重要な事業であるため、他の構成資産の所在する市町や群馬県、関係団体と連携し、整備活用を推進するとともに、広く魅力を伝えていく。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	史跡女堀保存整備活用事業		3　継続
部局名	教育部	課名	文化財保護課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-7】誇れる文化財の保護・継承
		目指す姿	【1-7】市民の宝である文化財の保存や活用、調査研究が進み、市民が文化財に触れる機会が増えています。それぞれが学び、学んだことを地域に還元することで、文化の継承に役立ち、郷土への愛着が育まれています。
		施策の展開方針	【1-7】方針２：文化財の保存活用
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	10-6-5-1-0史跡女堀保存整備活用事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	6-2-3					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		史跡女堀は、本市の貴重な歴史遺産であり、遺跡の全容把握と保存策の検討を行いながら整備し、適切な活用を図る。
②事業の内容		・遺構の保護、修復 ・木道、水路整備 ・樹木間伐 ・サイン設置
③事業の対象者		市民等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・盛土状遺構は露出している遺構であり、一部で崩落がみられる。 ・水路が雨水の大量の流入により、浸食を受けている。 ・木道が経年劣化により腐食している。 ・史跡内の樹木は老木が多く、幼木が少ない。
	課題の要因	・水路は素掘りであり、近年、豪雨が増えてきている。 ・木道整備から30年以上経過している。 ・樹木が密集し、日光が地面まで届かない。
	本市固有の事情	無
	市民等からの声	史跡女堀の保存と観光資源としての活用を推進してもらいたい。

	既存事業の有無	無
	先進事例	・大室古墳群（前橋市） ・保渡田古墳群（高崎市） ・西鹿田中島遺跡（みどり市）
	要因の解消策	・盛土状遺構の復元 ・水路護岸 ・木道修繕 ・樹木間伐
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（補助率1/2）、群馬県文化財保存事業費補助金（補助率15/100）、地方債（史跡女堀整備事業債）を活用。
⑤事業実施により目指す成果		・史跡を適切に保存し、後世に継承していく。 ・市民等が史跡を理解し、その価値や重要性を認識してもらう。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
史跡女堀調査整備委員会の開催数	回	目標		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		実績	1.0	1.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	文化財活用事業参加者のカウント。 史跡女堀調査整備委員会へ報告し、評価をしていただく。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・水路護岸工事 ・木道整備工事 ・井戸埋戻し ・設計監理 ・調査整備委員会	歳出合計		27,748
		財源内訳	国庫支出金	13,750
			県支出金	0
			地方債	12,300
			その他	0
			一般財源	1,698
Ｒ８	・盛土状遺構保護盛土工事 ・木道整備工事 ・設計監理 ・調査整備委員会	歳出合計		25,128
		財源内訳	国庫支出金	12,441
			県支出金	0
			地方債	11,100
			その他	0
			一般財源	1,587
Ｒ９	・サイン設置 ・木道整備工事 ・樹木伐採 ・設計監理 ・調査整備委員会	歳出合計		40,241
		財源内訳	国庫支出金	20,000
			県支出金	0
			地方債	18,000
			その他	0
			一般財源	2,241
Ｒ１０	・木道整備工事 ・サイン設置 ・樹木間伐 ・設計監理 ・調査整備委員会	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	・整備報告書作成 ・発掘調査 ・調査整備委員会	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			59
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	整備基本計画に基づき、史跡の保存活用に向けた実施設計を行いながら、多くの市民が訪れやすい整備を進めるとともに、業務委託を含めた事業改善、国庫補助の有効活用、費用の平準化等が適切か確認しながら事業を進めます。	
	副部局長（二次評価）	女堀は史跡としょうぶ園の両面を持ち合わせていることから来訪者のためにも継続的に整備を進めることが必要であると考えます。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		浅間山の火山災害からの復興を目指した土木遺構でもある女堀の重要性を後世に伝える事業であり、観光としての役割も果たしていることから、計画的に遺構の整備活用を適切に推進します。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	史跡上野国佐位郡正倉跡保存整備活用事業		3　継続
部局名	教育部	課名	文化財保護課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-7】誇れる文化財の保護・継承
		目指す姿	【1-7】市民の宝である文化財の保存や活用、調査研究が進み、市民が文化財に触れる機会が増えています。それぞれが学び、学んだことを地域に還元することで、文化の継承に役立ち、郷土への愛着が育まれています。
		施策の展開方針	【1-7】方針２：文化財の保存活用
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	10-6-5-1-0史跡上野国佐位郡正倉跡保存整備活用事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	6-2-3					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		史跡の公有地化を図り、遺跡の保存を促進するとともに、史跡の全体像を把握するための調査を進めながら、それらの成果を市民に還元し、郷土愛を育む。
②事業の内容		・史跡地内の公有地化。 ・史跡の全容解明のための発掘調査の推進。 ・史跡の価値の周知啓発。
③事業の対象者		市民、市内事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・史跡の範囲が広く、公有地に加え、私有地も多い。 ・史跡内では開発等に規制がかかるため、土地を手放したい地権者が多い。 ・郡役所は広範囲に様々な施設があるが、当史跡では全容は掴めていない。
	課題の要因	・高齢化や相続の関係もあり、土地を売りたい地権者が多い。 ・一般的な遺跡と違い、郡役所の調査にはかなりの経験や専門知識が必要である。専門職員が不足しているため調査研究が十分とは言えない。
	本市固有の事情	史跡内に小学校などの公共施設が多く、本格的な整備が先になる。
	市民等からの声	史跡を活用した学びの場所を増やしてほしい。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	史跡新田郡家跡買上げ事業（太田市） 史跡北谷遺跡買上げ事業（高崎市） 史跡多胡郡正倉跡範囲確認調査事業（高崎市）
	要因の解消策	史跡の適切な保存のため、史跡地内の買上げを推進し、追加指定を実施する。また、発掘調査や研究を推進し、史跡の価値を広く周知する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	買上げ事業は史跡等購入費補助金（国・補助率80/100）、文化財保存事業費補助金（県・補助率6/100）を活用。 発掘調査等は国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（国・補助率1/2）、文化財保存事業費補助金（県・補助率15/100）を活用。
⑤事業実施により目指す成果		史跡の適切な保存活用を実施し、学びの場を提供することで、ふるさと意識を醸成する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
史跡上野国佐位郡正倉跡等調査整備委員会の開催数	回	目標		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		実績	1.0	1.0				
史跡内における土地の公有地化の筆数	筆	目標		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		実績	1.0	1.0				
発掘調査件数	回	目標		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		実績	1.0	1.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・史跡を活用したイベント（現地説明会など）や講演会、講座等の参加人数。 ・委員会の開催数、土地の公有地化の筆数、発掘調査件数。 ・史跡上野国佐位郡正倉跡等調査整備委員会へ報告し、調査内容の評価をしていただく。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・史跡地内の土地買上げ ・発掘調査 ・史跡上野国佐位郡正倉跡等調査整備委員会の開催	歳出合計		53,504
		財源内訳	国庫支出金	38,942
			県支出金	2,882
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	11,680

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・史跡地内の土地買上げ ・史跡地内の暫定的な整備の実施 ・発掘調査 ・史跡上野国佐位郡正倉跡等調査整備委員会の開催	歳出合計		54,948
		財源内訳	国庫支出金	39,348
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	15,600

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・史跡地内の土地買上げ ・史跡地内の暫定的な整備の実施 ・発掘調査 ・史跡上野国佐位郡正倉跡等調査整備委員会の開催	歳出合計		43,687
		財源内訳	国庫支出金	29,914
			県支出金	2,413
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	11,360

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・史跡地内の土地買上げ ・史跡地内の暫定的な整備の実施 ・発掘調査 ・史跡上野国佐位郡正倉跡等調査整備委員会の開催 ・発掘調査報告書の刊行	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・史跡地内の土地買上げ ・史跡地内の暫定的な整備の実施 ・発掘調査 ・史跡上野国佐位郡正倉跡等調査整備委員会の開催	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			59
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	本事業の遺跡は範囲も広く、全容解明に向けた発掘調査も長期になるものです。発掘調査の現場説明会や発掘の成果を広く公開し、委員会等の専門的意見も取り入れながら、事業の効率化を図り進めていきます。
	副部局長（二次評価）	保存・整備を行うにはかなりの時間を要することが明らかで、地道に発掘調査や公有地化を進めながら事業を推進していくことが重要です。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 全国的にも稀な八角形倉庫が確認された史跡の保存活用にかかる重要な事業で、長期的な取組であることから、発掘調査の成果を広く情報発信しながら、全容解明に向けて事業を推進します。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	文化財所管教育施設整備事業		3　継続
部局名	教育部	課名	文化財保護課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【１】　子育て・教育政策
		重点施策	【1-7】誇れる文化財の保護・継承
		目指す姿	【1-7】市民の宝である文化財の保存や活用、調査研究が進み、市民が文化財に触れる機会が増えています。それぞれが学び、学んだことを地域に還元することで、文化の継承に役立ち、郷土への愛着が育まれています。
		施策の展開方針	【1-7】方針３：文化財施設の整備・充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	10-6-5-1-1文化財所管教育施設整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	2-5-3					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		文化財所管教育施設の計画的な長寿命化を推進するため、整備や改修を進める。そして市民が快適に学べる環境を整え、学習の場を提供する。
②事業の内容		・田島弥平旧宅案内所や赤堀歴史民俗資料館の改築及び改修工事。 ・分散している文化財収蔵庫の集約化への検討。
③事業の対象者		市民、文化に関する活動を行う者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・各施設の老朽化。 ・市民のニーズにあった展示施設が必要。 ・歴史資料が分散しているため、資料の適正な保管・活用が十分でない。 ・資料の整理や集約を行い、快適に学べる環境づくりが必要。
	課題の要因	・既存の公共施設を活用しながら歴史資料の保管を行ってきたため。 ・既存の展示施設では展示スペースが十分とは言えない。
	本市固有の事情	市町村合併により新市になったため、文化財収蔵庫が分散している。
	市民等からの声	文化財を身近で楽しめる施設が欲しい。

	既存事業の有無	無
	先進事例	・藤岡歴史館（埋蔵文化財収蔵庫）藤岡市　　・市原市歴史博物館（千葉県市原市） ・魚住文化財収蔵展示室（兵庫県明石市）
	要因の解消策	既存の展示施設である赤堀歴史民俗資料館や田島弥平旧宅案内所の環境整備や長寿命化を進めると同時に、適切な歴史資料の保管・活用を行うため、文化財収蔵庫の整備を推進する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	公共施設等適正管理推進事業債 地域未来交付金(国)
⑤事業実施により目指す成果		市民が快適に学べる環境を整備・充実させ、学ぶ機会の増大や学びの場を提供することで、郷土への誇りや愛着を育む。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
赤堀歴史民俗資料館入館者数	人	目標		7,400.0	8,100.0	8,900.0	9,300.0	9,500.0
		実績	7,247.0	9,323.0				
田島弥平旧宅案内所入館者数	人	目標		2,600.0	2,700.0	2,800.0	2,900.0	3,000.0
		実績	2,461.0	2,350.0				
文化財所管教育施設の整備数	施設	目標		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		実績	0.0	0.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・文化財所管施設の整備工事数。 ・展示施設の入館者数。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・赤堀歴史民俗資料館長寿命化改修検討	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	・赤堀歴史民俗資料館長寿命化改修検討	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	・赤堀歴史民俗資料館長寿命化改修検討 ・赤堀歴史民俗資料館の登録博物館への移行	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	・赤堀歴史民俗資料館長寿命化改修検討	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	・赤堀歴史民俗資料館長寿命化改修検討	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

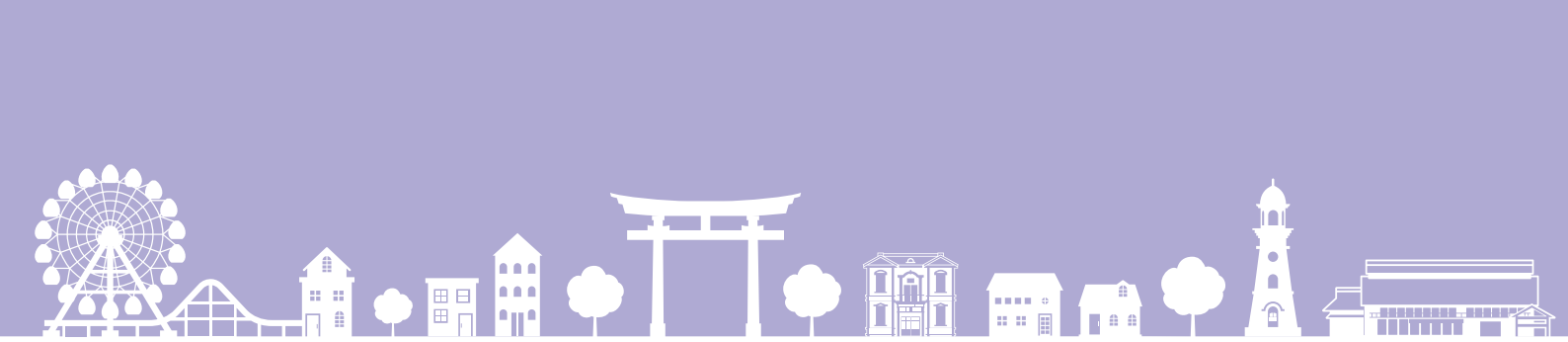
３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			59
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	文化財への理解を深めるためには、ソフト面として文化財の魅力を市民等へ伝えるための講演などでの情報発信とともに、ハード面での時世にあった施設整備も重要です。まずは資料館の登録博物館移行を行い、その後に学習の場を提供できる施設整備を目指す。
	副部局長（二次評価）	今後の長寿命化改修や博物館機能強化を進めるためには、市民と博物館の存在価値を共有し、博物館としての社会的信頼性を高めていくことが必要であることから登録博物館への移行は重要な通過点である。その上で、市民の方々の参加や関心を引き付ける展示やイベントの企画、施設の多様な活用方法を検討し、歴史や文化の普及につながる施設整備を進めます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 本市の歴史や文化を学ぶための場を提供する重要な事業であり、登録博物館への移行は信頼性・支援・魅力・持続性を高めることができる。施設での展示を通じて情報を発信し、市民等の本市文化財への理解を深めるため、今後計画的に費用対効果を十分に検討し、効果的な施設整備を実施します。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	



健康・福祉政策

誰もが健康で互いに支え合いながら
生き生きと暮らせるまち

2-1　健康づくりと疾病予防の推進

2-2　地域医療体制の充実

2-3　社会保険制度の健全な運営

2-4　スポーツを楽しむ環境づくりの推進

2-5　地域の支え合いによる福祉の増進

2-6　高齢者の生き生きとした暮らしの推進

2-7　障害者への支援の充実

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	健康づくり推進事業		３　継続
部局名	健康推進部	課名	保健センター

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-1】健康づくりと疾病予防の推進
		目指す姿	【2-1】全ての人が自身や大切な人の健康を気遣い、心身ともに健やかであり続けられるよう健康づくりに努めています。
		施策の展開方針	【2-1】方針１：市民の主体的な健康づくりへの支援
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	4-1-2-2-0健康づくり推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	5-1-4					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		令和7年度から健康増進計画・食育推進計画（第3次）に基づき、健康寿命の延伸に向け、疾病の予防に重点を置いた健康づくりを推進するため地域と行政が一体となって市民の健康意識を高め、健康づくりを実践する機会を提供します。また、食の大切さを理解し、生涯にわたる食育を推進します。
②事業の内容		健康の日を中心に実践的な運動教室、健康まつりなどを実施するとともに、関係団体や地域と協働して地域の健康づくり活動と支援を行っていきます。また、生活習慣病予防講習会や健康レシピの紹介等、健全な食生活を習慣化できるよう食育を推進します。
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	令和5年度市民意識調査では「高齢者に優しいまちづくりに向けて重要なこと」の回答に介護予防の促進53.8%、健康づくりの推進42.8%が挙げられている。また、はつらつウォーキング教室の年間延べ参加者1,095人のうち60歳以上の市民が80%を占め、年齢を重ねるにつれ健康志向が高まっている。若い時からの健康意識の向上と継続支援が必要。
	課題の要因	健康寿命は延伸しており、人口に占める65歳以上者割合25.7%、そのうち75歳以上の後期高齢者は13.7%。2025年以降、後期高齢者の割合が増え医療と介護需要が増加する。情報化社会の影響により正しい健康情報を取得しにくい状況がある。
	本市固有の事情	市内に暮らす外国人登録者は7.3%と多く、言語や文化の違いなどにより健康情報の伝達に困難が生じている。多文化共生に向けて情報伝達能力を向上するため、健康情報の多言語翻訳対応の拡充を進めていく必要がある。
	市民等からの声	健康寿命の延伸につながる健康関連の教室や情報提供、環境整備など、計画策定時に行う市民アンケートでの要望と、市議会における健康寿命と健康維持対策の質問がある。

	既存事業の有無	運動教室、健康まつり、ウォーキングマップの活用、健康情報ステーション、健康推進員及び食生活改善推進員の地区活動支援、食生活改善推進員養成講座、健康づくりの出前講座
	先進事例	【健康ポイント先進自治体】・スマートウェルネスぬまた（沼田市）・たてばやし健康づくり応援マイレージ事業（館林市）・しぶかわウオークチャレンジ（渋川市）・健康マイレージ事業（藤岡市） 【概要】健（検）診受診や市の健康づくり事業に参加することで、電子地域通貨が付与される
	要因の解消策	地区組織と協働し、健康づくりに関心の薄い市民も含む幅広い対象に向けた取り組みを進める。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		健康づくりに取り組む人が増え、生活習慣病の発症予防や重症化の予防ができる。 介護を必要としない高齢者の割合が増加する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
健康づくり事業への参加者数	人	目標		6,640.0	7,120.0	7,580.0	7,940.0	8,610.0
		実績	5,422.0	7,592.0				
健康推進員自主活動実施回数	回	目標		161.0	161.0	161.0	161.0	161.0
		実績	156.0	168.0				
食生活改善推進員活動実施回数	回	目標		62.0	62.0	62.0	62.0	62.0
		実績	60.0	80.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	健康づくりに対する関心の高まりについて、健康づくり事業に参加する延べ市民数の参加状況から評価する。 また、健康づくり地区組織となる健康推進員・食生活改善推進員が各地区の市民を対象に行う自主事業の開催により、活動の継続性を評価する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・健康づくり事業の開催 運動教室、健康まつり、健康情報ステーション事業、ウォーキングマップ活用など ・健康づくり活動を行う地区組織活動の支援 健康推進員、食生活改善推進員の育成と地区活動など ・食育の推進 食に関する情報提供、出前講座など	歳出合計		9,463
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	9,463

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・健康づくり事業の開催 運動教室、健康まつり、健康情報ステーション事業、ウォーキングマップの検討など ・健康づくり活動を行う地区組織活動の支援 健康推進員、食生活改善推進員の育成と地区活動など ・食育の推進 食に関する情報提供、出前講座など	歳出合計		8,656
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	8,656

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・健康づくり事業の開催 運動教室、健康まつり、健康情報ステーション事業、ウォーキングマップの検討など ・健康づくり活動を行う地区組織活動の支援 健康推進員、食生活改善推進員の育成と地区活動など ・食育の推進 食に関する情報提供、出前講座など	歳出合計		8,656
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	8,656

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・健康づくり事業の開催 運動教室、健康まつり、健康情報ステーション事業、ウォーキングマップの検討など ・健康づくり活動を行う地区組織活動の支援 健康推進員、食生活改善推進員の育成と地区活動など ・食育の推進 食に関する情報提供、出前講座など	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・健康づくり事業の開催 運動教室、健康まつり、健康情報ステーション事業、ウォーキングマップの検討など ・健康づくり活動を行う地区組織活動の支援 健康推進員、食生活改善推進員の育成と地区活動など ・食育の推進 食に関する情報提供、出前講座など	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	3
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	3
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	3
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			41
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	運動教室や健康まつりなど市民に向けた事業を実施することや健康推進員、食生活改善推進員ら関係団体と協働して地域で健康づくりを推進していくことは、市民の健康意識を高めることに有用であると考えます。
	副部局長（二次評価）	健康情報の発信や各種健康づくり事業を展開し、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを支援することは、生活習慣病の予防や生活習慣病の重症化を予防し、健康寿命の延伸に繋がるため重要だと考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 市民の皆様がご自身の健康づくりに取り組むきっかけとしていただくための大事な事業と考えます。全ての市民が元気に活躍できる環境づくりを目指し、高齢期になっても介護を受ける必要がない生活を送れるよう本事業を継続することは必要であると考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	疾病予防対策事業		3　継続
部局名	健康推進部	課名	保健センター

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-1】健康づくりと疾病予防の推進
		目指す姿	【2-1】全ての人が自身や大切な人の健康を気遣い、心身ともに健やかであり続けられるよう健康づくりに努めています。
		施策の展開方針	【2-1】方針２：疾病の早期発見、早期対応と重症化予防
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	4-1-2-1-0疾病予防対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	5-1-4					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		各種健（検）診等の実施体制の整備と受診率向上対策、正しい知識の普及啓発を継続し、疾病の早期発見や重症化予防に努める。
②事業の内容		・各種健（検）診の実施 ・健（検）診事後事業の実施 ・生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・令和4年死亡原因の上位は悪性新生物（585人）、心疾患（386人）、脳血管疾患（163人）である。 ・がん検診の受診人数は、横ばい状態が続いている。 ・任意型検診の受診者数については把握が困難であり、正確な受診者数の把握は難しい。 ・がん検診における精検受診率は平均8割程度であり、検診は受けてもその後の必要な検査を受けない人が存在する。
	課題の要因	・日本生命アンケート（群馬県・栃木県在住者、2023年7月末）より、がん検診を受けない理由で上位を占めるのは「健康状態に自信があるから」「休日・夜間に受けられない」「費用が掛かる」。どうすれば受けるかという質問の上位は「無料または安く受けられる」「近くで受けられる」「短時間で受けられる」であった。
	本市固有の事情	・市内各地区に各種健（検）診を受けられる医療機関が点在している。
	市民等からの声	特になし

	既存事業の有無	・各種健（検）診事業 ・健（検）診事後事業 ・生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発事業
	先進事例	特になし
	要因の解消策	・各種健（検）診や生活習慣病に関する正しい情報を、わかりやすく多くの人に伝えられるよう工夫する。 ・受診者の負担を軽減できるよう各種健（検）診の実施方法等を工夫する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	健康増進事業費補助金 若年がん患者在宅療養支援事業補助金
⑤事業実施により目指す成果		・各種健（検）診を定期的に受ける人が増え、疾病の早期発見・重症化予防につながる人が増える。 ・自身や周囲の人の健康に関心を持ち、疾病予防に努める人が増える。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
がん検診受診者数（延） ※胃・大腸・肺・子宮・乳	人	目標		56,800.0	57,800.0	58,800.0	59,800.0	60,800.0
		実績	54,779.0	53,863.0				
がん検診精検受診率（平均） ※胃・大腸・肺・子宮・乳	%	目標		85.3	85.8	86.3	86.8	87.3
		実績	84.3	83.9				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	がん検診（5種類）の受診者合計人数の推移を確認する。 がん検診（5種類）の精密検査受診率の平均（当該年度末現在、胃内視鏡検診は除く）の推移を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・各種健（検）診事業の実施 　受けやすい健（検）診体制・精度管理体制の整備　等 ・健（検）診事業後事業の実施 　健康相談、精検未受診者対策　等 ・生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発事業の実施 　講演会、パネル展、健康教育、SNS発信　等	歳出合計		478,309
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	11,301
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	467,008

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・各種健（検）診事業の実施 　受けやすい健（検）診体制・精度管理体制の整備　等 　国の指針に基づく胃がん検診の対象年齢、検診間隔の変更 　骨粗しょう症検診の対象年齢の拡充 ・健（検）診事業後事業の実施 　健康相談、精検未受診者対策　等 ・生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発事業の実施 　講演会、パネル展、健康教育、SNS発信　等	歳出合計		391,035
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	11,547
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	379,488

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・各種健（検）診事業の実施 　受けやすい健（検）診体制・精度管理体制の整備　等 ・健（検）診事業後事業の実施 　健康相談、精検未受診者対策　等 ・生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発事業の実施 　講演会、パネル展、健康教育、SNS発信　等	歳出合計		391,035
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	11,547
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	379,488

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・各種健（検）診事業の実施 　受けやすい健（検）診体制・精度管理体制の整備　等 ・健（検）診事業後事業の実施 　健康相談、精検未受診者対策　等 ・生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発事業の実施 　講演会、パネル展、健康教育、SNS発信　等	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・各種健（検）診事業の実施 　受けやすい健（検）診体制・精度管理体制の整備　等 ・健（検）診事業後事業の実施 　健康相談、精検未受診者対策　等 ・生活習慣病に関する正しい知識の普及啓発事業の実施 　講演会、パネル展、健康教育、SNS発信　等	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			52
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	多くの人が受けやすい健（検）診体制や精度管理体制の整備を継続していくことは重要です。また、様々な機会や媒体を用いて、工夫を重ねながら多くの人に届くように、正しい知識の普及啓発活動を継続していく必要があります。
	副部局長（二次評価）	疾病の早期発見や早期対応による重症化予防は、治療費等の経済的負担が軽減できるとともにQOLの向上につながるため、検診受診者数の増加や精検受診率の向上を目指し、本事業を継続し実施することは重要と考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 全ての人が心身ともに健やかであり続けるために、定期的に受けやすい健（検）診体制の整備や、疾病予防としての生活習慣の改善に関する正しい知識の普及について、検証を重ねながら事業を継続する必要があると考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	感染症予防事業		3　継続
部局名	健康推進部	課名	健康づくり課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-1】健康づくりと疾病予防の推進
		目指す姿	【2-1】全ての人が自身や大切な人の健康を気遣い、心身ともに健やかであり続けられるよう健康づくりに努めています。
		施策の展開方針	【2-1】方針２：疾病の早期発見、早期対応と重症化予防
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト ⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり ⑤ 誰一人取り残さないための取組

予算科目１	4-1-2-1-0感染症予防事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		各種予防接種の適正な実施により、感染症の発生及びまん延防止と重症化予防を図ります。
②事業の内容		・各種予防接種の実施 ・感染症及び予防接種に関する正しい知識の普及啓発 ・Ａ類疾病の予防接種対象者への接種勧奨の実施
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	予防接種法に基づく業務であり、接種率は比較的高く推移しているが、感染症の発生及びまん延防止と重症化を予防するためには、接種勧奨を継続して実施していく必要があります。
	課題の要因	発生や流行の予測が困難な感染症に備えるため、常に市民の抗体価を高く維持する必要があります。
	本市固有の事情	特になし
	市民等からの声	ワクチン接種の影響について、市民への適切な情報提供が求められています。

	既存事業の有無	定期予防接種
	先進事例	特になし
	要因の解消策	対象者となる市民に対し、適切なタイミングで正確な情報提供を行うとともに、伊勢崎佐波医師会等と連携して事業を推進していきます。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	なし
⑤事業実施により目指す成果		感染症の発生及びまん延防止と重症化予防を図ります。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
乳幼児の予防接種率（MR2期）	%	目標		96.0	96.0	95.2	95.2	95.2
		実績	95.0	95.1				
ワクチン&子育てナビの登録者数（累計）	人	目標		12,000.0	12,500.0	13,000.0	13,500.0	14,000.0
		実績	10,778.0	12,149.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・年度ごとの接種者数と接種率を確認する。 ・ワクチン&子育てナビの登録者数について、委託先のシステム管理事業者より報告を受ける。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・伊勢崎佐波医師会等に委託し、各種定期予防接種を実施 ・対象者への個別通知等による、予防接種に関する情報提供と接種勧奨を実施 ・予防接種スケジュール管理システム「ワクチン＆子育てナビ」の利用促進	事業費（千円）		
		歳出合計		950,710
		財源内訳	国庫支出金	5,000
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	945,709

	実施内容			
Ｒ８	・伊勢崎佐波医師会等に委託し、各種定期予防接種を実施 ・対象者への個別通知等による、予防接種に関する情報提供と接種勧奨を実施 ・予防接種スケジュール管理システム「ワクチン＆子育てナビ」の利用促進	事業費（千円）		
		歳出合計		1,082,367
		財源内訳	国庫支出金	5,000
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	1,077,366

	実施内容			
Ｒ９	・伊勢崎佐波医師会等に委託し、各種定期予防接種を実施 ・対象者への個別通知等による、予防接種に関する情報提供と接種勧奨を実施 ・予防接種スケジュール管理システム「ワクチン＆子育てナビ」の利用促進	事業費（千円）		
		歳出合計		1,082,367
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,082,367

	実施内容			
Ｒ１０	・伊勢崎佐波医師会等に委託し、各種定期予防接種を実施 ・対象者への個別通知等による、予防接種に関する情報提供と接種勧奨を実施 ・予防接種スケジュール管理システム「ワクチン＆子育てナビ」の利用促進	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・伊勢崎佐波医師会等に委託し、各種定期予防接種を実施 ・対象者への個別通知等による、予防接種に関する情報提供と接種勧奨を実施 ・予防接種スケジュール管理システム「ワクチン＆子育てナビ」の利用促進	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	法に基づき様々な感染症の拡大を防ぐため予防接種を行う事業であり、現代の予防医学の基本方策として市が行う必要性、重要度は極めて高いと考えます。	
	副部局長（二次評価）	ワクチンにより疾病のまん延防止や重症化が防げる予防接種事業は極めて重要であり、市民生活の維持のため事業を継続する必要があります。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		感染症から市民を守るだけでなく、社会経済活動を維持していくためにも、本事業の継続は重要です。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	精神保健事業		３　継続
部局名	健康推進部	課名	保健センター

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-1】健康づくりと疾病予防の推進
		目指す姿	【2-1】全ての人が自身や大切な人の健康を気遣い、心身ともに健やかであり続けられるよう健康づくりに努めています。
		施策の展開方針	【2-1】方針３：こころの健康づくりへの支援
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	
予算科目１			4-1-2-1-0精神保健事業
予算科目２			
予算科目３			
予算科目４			
予算科目５			
予算科目６			
予算科目７			
予算科目８			
関連する市長マニフェスト			

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		命やこころの健康に関する正しい知識の普及啓発及び人材育成に努めるとともに、関係機関と連携し、生きる支援として自殺対策を推進する。
②事業の内容		・こころの健康に関する各相談事業の実施 ・自殺予防の知識や理解のある人材育成 ・こころの健康に関する知識の普及啓発
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・自殺死亡率は令和５年は25.5で、過去５年間と比較すると高い。（令和4年16.9、令和3年17.8、令和2年18.3、令和1年21.1、平成30年14.1）
	課題の要因	・新型コロナウイルスの感染拡大により、人との接触機会が減り、それが長期化することで、孤立・就業問題・健康問題など様々な問題が生じたことが考えられる。
	本市固有の事情	国が分析した地域自殺実態プロファイルからみた過去５年間の本市の自殺の特徴では「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」が上位区分の特徴となっている。
	市民等からの声	特になし

	既存事業の有無	・こころの健康に関する各相談事業の実施 ・自殺予防の知識や理解のある人材育成 ・こころの健康に関する知識の普及啓発
	先進事例	特になし
	要因の解消策	第２次伊勢崎市自殺対策推進計画に基づき、医療・福祉・教育・労働等の分野との連携を強化し、総合的な自殺対策を推進する。その中でも「自殺対策を支える人材育成」「住民への啓発と周知」について重点的に進めていく。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	地域自殺対策強化事業費補助金
⑤事業実施により目指す成果		命やこころの健康に関する正しい知識を持っている人や自殺予防について知識や理解がある人材が育っている。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
ゲートキーパー養成講座の参加者数	人	目標		50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
		実績	19.0	44.0				
こころの健康づくり講演会の参加者数	人	目標		50.0	55.0	60.0	65.0	70.0
		実績	48.0	41.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・実施事業については年間の実績をまとめ、経年との比較をしながら検証する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・こころの健康に関する相談事業（精神科医師によるこころの健康相談の実施、保健師による窓口健康相談、電話相談、訪問指導の実施） ・自殺予防の知識や理解のある人材を増やす（ゲートキーパー養成講座の実施） ・こころの健康に関する知識の普及啓発（こころの健康づくり講演会、自殺予防パネル展の実施） ・自殺対策推進協議会の実施、関係機関との連携	歳出合計		2,288
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	967
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,321

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・こころの健康に関する相談事業（精神科医師によるこころの健康相談の実施、保健師による窓口健康相談、電話相談、訪問指導の実施） ・自殺予防の知識や理解のある人材を増やす（ゲートキーパー養成講座の実施） ・こころの健康に関する知識の普及啓発（こころの健康づくり講演会、自殺予防パネル展の実施） ・自殺対策推進協議会の実施、関係機関との連携	歳出合計		2,331
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	988
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,343

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・こころの健康に関する相談事業（精神科医師によるこころの健康相談の実施、保健師による窓口健康相談、電話相談、訪問指導の実施） ・自殺予防の知識や理解のある人材を増やす（ゲートキーパー養成講座の実施） ・こころの健康に関する知識の普及啓発（こころの健康づくり講演会、自殺予防パネル展の実施） ・自殺対策推進協議会の実施、関係機関との連携	歳出合計		2,331
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	988
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,343

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・こころの健康に関する相談事業（精神科医師によるこころの健康相談の実施、保健師による窓口健康相談、電話相談、訪問指導の実施） ・自殺予防の知識や理解のある人材を増やす（ゲートキーパー養成講座の実施） ・こころの健康に関する知識の普及啓発（こころの健康づくり講演会、自殺予防パネル展の実施） ・自殺対策推進協議会の実施、関係機関との連携	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・こころの健康に関する相談事業（精神科医師によるこころの健康相談の実施、保健師による窓口健康相談、電話相談、訪問指導の実施） ・自殺予防の知識や理解のある人材を増やす（ゲートキーパー養成講座の実施） ・こころの健康に関する知識の普及啓発（こころの健康づくり講演会、自殺予防パネル展の実施） ・自殺対策推進協議会の実施、関係機関との連携	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	3
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	3
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			44
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	新型コロナウイルス感染症が感染症法において第5類に移行してから3年が経過し、様々な活動が再開していますが、変動する社会情勢・物価高など市民を取り巻く生活は不安定な状況が続いています。引き続き地域の関係機関と連携し、わかりやすい相談窓口の周知や悩みに気づくことのできる人材育成等が重要です。
	副部局長（二次評価）	全国では年間2万人弱の自殺者がおり、本市においても令和7年は34人の人が自ら命を絶っています。自殺対策の「生きる支援」には即効性のある施策はありませんが、正しい知識の普及啓発及び人材育成を継続的に行っていく必要があります。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 石油の輸入不安や物価高騰など、不安定な社会情勢から精神的にも経済的にも厳しい状況が続くことで、今後自殺者が増加してしまうことが懸念されます。自殺対策は地域・社会づくりでもあります。本市においても、関係機関と緊密に協力し、生きる支援を継続的に行っていく必要があります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	医療機関の連携支援と情報の周知事業		３　継続
部局名	健康推進部	課名	健康づくり課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-2】地域医療体制の充実
		目指す姿	【2-2】十分な医療従事者が確保され、高度な医療の提供と医療機関等が連携して地域内で完結する医療提供体制が整い、いつでも安心で安全な医療を受けることができています。
		施策の展開方針	【2-2】方針１：医療提供・救急医療体制の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	4-1-2-1-0感染症予防事業（医療機関デジタル化支援）
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	5-1-3					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市民が病気にかかったときに的確な医療サービスが受けられるように、病院や診療所などの特色や機能の情報を市民へ提供します。 予防接種の正確な情報管理や業務の効率化、安全性の向上を目的とした、厚生労働省が進める予防接種事務デジタル化を進めるため、医療機関との連携及び支援を行います。
②事業の内容		医師会との協議や医療機関の情報収集などを行い、医療機関の連携に必要な支援や市民へ情報の周知（市ホームページ、市広報紙、など）を行います。 紙ベースで行われてきた予防接種の一連の事務作業を、マイナンバーカードやタブレット等でのアプリを活用することにより、オンラインシステム（ＰＭＨ）を利用したデジタル化を進めるため、システムの整備、医療機関調整及び運用構築を行います。
③事業の対象者		市民、医療機関
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	病院や診療所、歯科診療所で地域医療体制が維持されています。今後さらに、診療情報の正確な発信などの取組が必要です。 予防接種事務のデジタル化を円滑に移行するためには、医療機関の協力が不可欠であるため、丁寧な説明をしていく必要があります。また、従前の紙ベースと並行して予防接種事務を行わなければならない可能性も高く、事務量の増加が懸念されます。
	課題の要因	医師の高齢化に伴い医療DXへの取組が遅れる可能性があります。また、予防接種を受ける市民もスマホやタブレットで予診入力が必要となりますが、日常的にスマホ等を利用しない世代への対応が必要となります。
	本市固有の事情	特になし
	市民等からの声	特になし

	既存事業の有無	特になし
	先進事例	特になし
	要因の解消策	医療機関における医療ＤＸ対応への丁寧な支援と、高齢者等のデジタル機器利用に配慮した支援体制を整備する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	未定
⑤事業実施により目指す成果		医療機関が連携し地域内で完結する医療提供体制が整い、いつでも安心で安全な医療を受けることができる。 予防接種における住民の利便性向上と誤接種の防止、自治体や医療機関の大幅な業務効率化が実現します。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
広報紙による情報の周知回数	回	目標		12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
		実績	12.0	12.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	広報誌による周知回数の確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	医師会との協議及びデジタル化推進の支援 医療機関情報の提供	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ８	医師会との協議及びデジタル化推進の支援 医療機関情報の提供	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ９	医師会との協議及びデジタル化推進の支援 医療機関情報の提供	歳出合計		28,597
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	28,597
Ｒ１０	医師会との協議及びデジタル化推進の支援 医療機関情報の提供	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	医師会との協議及びデジタル化推進の支援 医療機関情報の提供	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	3
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			44
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	市民に地域の医療体制を周知することは重要であり、常に正確で最新の情報が発信できるよう医師会等と連携して事業を継続する必要があります。 予防接種事務のデジタル化は、業務効率化と接種情報の正確な管理、安全性向上に資する重要な事業です。今後も医療機関との連携を図りながら、安定した運用体制の構築に努め、推進していく必要があります。
	副部局長（二次評価）	市民の健やかな暮らしを守るためにも、医療情報の発信は大事なものです。引き続き、正しい情報を的確に発信するためにも伊勢崎佐波医師会や歯科医師会などの関係機関と連携を継続する必要があります。 予防接種事務の効率化と住民サービスの向上を図るために重要な取組です。医療機関との調整や支援を進め、円滑なシステム運用を通じて、デジタル化の着実な推進に努める必要があります。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 市民に地域の医療体制を周知することは市民の健やかな暮らしを守るためにも、大変重要であります。予防接種事務のデジタル化は、事務の効率化だけでなく、正確かつ安全な接種情報管理の実現に寄与する重要な事業です。引き続き市民が地域で安心安全な医療サービスが受けられるよう伊勢崎佐波医師会等と連携を強化しながら事業を推進する必要があります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	病院・休日夜間診療事業		3　継続
部局名	健康推進部	課名	健康づくり課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-2】地域医療体制の充実
		目指す姿	【2-2】十分な医療従事者が確保され、高度な医療の提供と医療機関等が連携して地域内で完結する医療提供体制が整い、いつでも安心で安全な医療を受けることができています。
		施策の展開方針	【2-2】方針１：医療提供・救急医療体制の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	4-1-1-2-0病院・休日夜間診療事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		伊勢崎佐波医師会病院に業務委託することで、本市の休日夜間診療体制を維持します。さらに、伊勢崎佐波医師会病院が実施している小児一次救急診療事業に補助を行うことで、安定した事業運営を支援し、本市の小児初期救急患者の不安軽減を図ります。 また、病院群輪番制病院に運営費及び設備整備費を補助することで、二次救急体制を確保します。
②事業の内容		伊勢崎佐波医師会病院等に対する補助金の交付 救急を含む医療体制について市広報誌などによる周知
③事業の対象者		市民、医療機関
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	一次救急医療機関として伊勢崎佐波医師会病院に休日夜間急患センターを設置し、二次救急医療機関としては市内8病院で救急患者を受け入れる体制を整えています。今後もその充実を図っていく必要があります。
	課題の要因	特になし
	本市固有の事情	特になし
	市民等からの声	特になし

	既存事業の有無	特になし
	先進事例	特になし
	要因の解消策	特になし
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	特になし
⑤事業実施により目指す成果		市民が適切な救急医療を受けられるようにする。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
休日夜間急患センターの委託件数	件	目標		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		実績	1件	1.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	一次救急患者を受け入れる休日夜間急患センターの委託件数

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	救急医療体制整備の支援 周知活動	歳出合計		97,060
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	97,060

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	救急医療体制整備の支援 周知活動	歳出合計		97,125
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	97,125

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	救急医療体制整備の支援 周知活動	歳出合計		97,125
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	97,125

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	救急医療体制整備の支援 周知活動	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	救急医療体制整備の支援 周知活動	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			44
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	医師の高齢化や働き方改革により、24時間365日の医療体制を取ることは困難となっているが、医療機関及び関係団体の協力を得て可能な限り救急医療体制を確保するため、事業を継続する必要がある。	
	副部局長（二次評価）	市内で完結できる医療体制の維持が求められています。引き続き、現在の医療提供体制を維持していくために本事業の継続は必須であると考えます。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		市民が地域で安心安全な医療サービス及び救急医療を受けられる体制は非常に重要であり、引き続き、現在の救急医療提供体制を維持するため本事業の充実を図っていく必要があります。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	伊勢崎市民病院医療体制整備事業	３　継続

部局名	伊勢崎市民病院	課名	総務課（病院）

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-2】地域医療体制の充実
		目指す姿	【2-2】十分な医療従事者が確保され、高度な医療の提供と医療機関等が連携して地域内で完結する医療提供体制が整い、いつでも安心で安全な医療を受けることができています。
		施策の展開方針	【2-2】方針２：伊勢崎市民病院の医療提供体制の整備
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	5-1-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		伊勢崎市民病院の医療提供体制の整備
②事業の内容		二次救急医療機関、災害拠点病院として、救急・災害時医療及びがん診療・小児周産期医療体制の充実を図るとともに、良質な医療を提供する。
③事業の対象者		市民、患者等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	伊勢崎市民病院は、急性期医療を担う公立病院として、救急医療や高度医療、がん診療などの良質な医療の提供が求められている。また、地域の医療機関の状況、医療圏の動向、高齢者の医療介護需要の増加などの環境の変化に柔軟に対応することが必要とされている。
	課題の要因	・地域医療構想を踏まえた役割分担の明確化 ・医療従事者の確保が難しくなっている ・救急医療の需要の増加 ・高度で良質な医療を提供していく必要がある
	本市固有の事情	・本市は利根川、広瀬川、韮川、粕川などの一級河川が合流する地域で、市のおよそ半分が浸水想定区域である ・他市に比べて高齢化が遅い
	市民等からの声	高度で良質な医療を継続して提供して欲しい

	既存事業の有無	・災害拠点病院（市民病院、伊勢崎佐波医師会病院） ・二次救急医療の実施（８病院：市民、医師会、美原、大島、石井、福島、鶴谷、原）
	先進事例	特になし
	要因の解消策	・継続的な医療従事者の確保 ・安定した経営の継続
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・群馬県小児救急医療支援交付金（県からの委託事業）
⑤事業実施により目指す成果		・十分な医療従事者が確保され高度で良質な医療を継続して提供する ・他の医療機関等と連携して地域で完結する医療提供体制の整備

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
災害医療活動訓練の参加者数	人	目標		110.0	120.0	170.0	180.0	180.0
		実績	121.0	1.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・災害医療活動訓練参加者へ訓練実施後にアンケート調査を実施

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	○救急医療 二次救急医療の実施　　１９８，２８８千円 （特定財源） ①県支出金　　６，４７４千円 ・小児救急医療支援交付金　６，４７４千円 ②その他（繰入金）　１９１，８１４千円 （内訳） ・伊勢崎市繰出金　１８７，１９３千円 ・本庄市ほか小児救急医療支援交付金　４，６２１千円	歳出合計		198,288
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	6,474
			地方債	0
			その他	191,814
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	○救急医療 二次救急医療の実施　　２１３，７８２千円 （特定財源） ①県支出金　　６，５４３千円 ・小児救急医療支援交付金　６，５４３千円 ②その他（繰入金）　２０７，２３９千円 （内訳） ・伊勢崎市繰出金　２０２，６３９千円 ・本庄市ほか小児救急医療支援交付金　４，６００千円	歳出合計		213,782
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	6,543
			地方債	0
			その他	207,239
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	○救急医療 二次救急医療の実施　　２１３，６８５千円 （特定財源） ①県支出金　　６，４８７千円 ・小児救急医療支援交付金　６，４８７千円 ②その他（繰入金）　２０７，１９８千円 （内訳） ・伊勢崎市繰出金　２０２，６３９千円 ・本庄市ほか小児救急医療支援交付金　４，２２４千円 ・玉村町小児救急医療事務補助金　３３５千円	歳出合計		213,685
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	6,487
			地方債	0
			その他	207,198
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	○救急医療 二次救急医療の実施　　２１３，６８５千円 （特定財源） ①県支出金　　６，４８７千円 ・小児救急医療支援交付金　６，４８７千円 ②その他（繰入金）　２０７，１９８千円 （内訳） ・伊勢崎市繰出金　２０２，６３９千円 ・本庄市ほか小児救急医療支援交付金　４，２２４千円 ・玉村町小児救急医療事務補助金　３３５千円	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	○救急医療 二次救急医療の実施　　２１３，６８５千円 （特定財源） ①県支出金　　６，４８７千円 ・小児救急医療支援交付金　６，４８７千円 ②その他（繰入金）　２０７，１９８千円 （内訳） ・伊勢崎市繰出金　２０２，６３９千円 ・本庄市ほか小児救急医療支援交付金　４，２２４千円 ・玉村町小児救急医療事務補助金　３３５千円	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			60
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	二次救急医療機関として、救急患者の受入体制の充実を図るとともに、災害拠点病院として伊勢崎佐波病院協議会の会員病院等と連携し病院間の連携や医療体制の充実に取り組んでいく必要がある。また、地域の中核病院として安心安全な質の高い医療を継続して提供していくためには、医師及び看護師などの医療従事者の確保に努めていく必要がある。	
	副部局長（二次評価）		
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		救急患者の円滑な受入れ、大規模災害への適切な対応は、地域医療提供体制確保の観点から重要である。近年増加傾向である地震への対策を含め、地域医療機関との連携強化と効果的な訓練に取り組む必要がある。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	伊勢崎市民病院器械器具整備事業	２　拡充
部局名	伊勢崎市民病院	課名	財務課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-2】地域医療体制の充実
		目指す姿	【2-2】十分な医療従事者が確保され、高度な医療の提供と医療機関等が連携して地域内で完結する医療提供体制が整い、いつでも安心で安全な医療を受けることができています。
		施策の展開方針	【2-2】方針２：伊勢崎市民病院の医療提供体制の整備
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		伊勢崎市民病院の器械器具整備
②事業の内容		地域の中核病院として高度な医療水準をもって、市民の医療ニーズに応えられるよう医療器械器具の整備を進め、医療提供体制の充実を図ります。
③事業の対象者		市民、患者等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	老朽化した医療器械器具や新たな医療ニーズに対応するための医療器械器具を計画的に整備する必要がある。
	課題の要因	・老朽化した医療器械器具が多くあり、計画的な更新の必要がある。 ・新たな医療ニーズに対応する必要がある。
	本市固有の事情	本市で唯一の公的医療機関であり、患者数が少なく不採算となる分野等においても医療提供体制を確保し、一定の医療水準を保つ必要がある。
	市民等からの声	地域の中核病院として高度な医療水準を維持して欲しい。

	既存事業の有無	多くの医療機関が医療器械器具の整備を計画的に行っている。
	先進事例	リースによる整備や、同一メーカーの特定材料や特定薬品の使用を担保とした医療器械の無償貸与などの新たな商法があり、導入した際のメリット、デメリットを検証している。
	要因の解消策	医療器械器具を計画的に整備し、医療提供体制の充実を図る。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	概ね１億を超える予算見込の案件について企業債による対応を検討し、その他は自己資金による整備としている。
⑤事業実施により目指す成果		市民の医療ニーズを反映した医療器械器具を整備することで、安心・安全な医療を提供することを目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
医療器械器具の整備事業件数	件	目標		40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
		実績	37.0	42.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	各年度の実績を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

Ｒ７

実施内容

・通常医療器械器具整備　　２５０，０００千円
老朽化により更新が必要な医療器械器具や今後必要となる医療器械器具の購入を行い医療体制の充実を図る。

・全身用Ｘ線ＣＴ装置更新　　１００，０００千円
特に高額な医療器械器具については通常医療器械器具とは別に更新計画を策定し、長期的な費用の平準化を図る。

事業費（千円）		
歳出合計		0
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	0
	その他	0
	一般財源	0

Ｒ８

実施内容

・通常医療器械器具整備　　２５８，０００千円
老朽化により更新が必要な医療器械器具や今後必要となる医療器械器具の購入を行い医療体制の充実を図る。

・腎センター透析装置更新　　１００，０００千円
・モバイルＣアーム更新　　８０，０００千円
特に高額な医療器械器具については通常医療器械器具とは別に更新計画を策定し、長期的な費用の平準化を図る。

事業費（千円）		
歳出合計		438,000
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	300,000
	その他	0
	一般財源	138,000

Ｒ９

実施内容

・通常医療器械器具整備　　２００，０００千円
老朽化により更新が必要な医療器械器具や今後必要となる医療器械器具の購入を行い医療体制の充実を図る。

・生体情報モニター更新　　１８０，０００千円
特に高額な医療器械器具については通常医療器械器具とは別に更新計画を策定し、長期的な費用の平準化を図る。

【拡充】総合情報システム更新
電子カルテを中心とした総合情報システムについて、ベンダー選定、契約、実装協議、詳細設計、部門システム連携、データ移行方針、マスタ整備、操作研修計画、リハーサル計画等を進め、安全な稼働に向けた準備を行う。

事業費（千円）		
歳出合計		380,000
財源内訳	国庫支出金	0
	県支出金	0
	地方債	180,000
	その他	0
	一般財源	200,000

Ｒ１０

実施内容

・通常医療器械器具整備　　２００，０００千円
老朽化により更新が必要な医療器械器具や今後必要となる医療器械器具の購入を行い医療体制の充実を図る。

【拡充】総合情報システム更新　　４，６９０，０００千円
総合情報システムの構築、接続試験、データ移行、マスタ・コンテンツ整備、操作研修、リハーサル、課題対応、稼働判定及び稼働後フォローを実施する。

事業費（千円）		
歳出合計		－
財源内訳	国庫支出金	－
	県支出金	－
	地方債	－
	その他	－
	一般財源	－

Ｒ１１

実施内容

・通常医療器械器具整備
老朽化により更新が必要な医療器械器具や今後必要となる医療器械器具の購入を行い医療体制の充実を図る。

事業費（千円）		
歳出合計		－
財源内訳	国庫支出金	－
	県支出金	－
	地方債	－
	その他	－
	一般財源	－

1－2　事業の概要（拡充部分）

タイトル		総合情報システム更新
①事業拡充の背景・必要性	現状と課題	電子カルテを中心とした総合情報システムは、診療、会計、検査、画像、薬剤、看護記録等の病院業務全体を支える基盤であり、地域の中核病院として安定した医療提供を継続するために不可欠である。現行システムは稼働から一定期間が経過しており、制度改正、医療情報連携、患者サービスの向上、セキュリティ対策、災害・障害時の業務継続、職員の業務負担軽減等に対応するため、計画的な更新が必要である。
	課題の要因	総合情報システムは多数の部門システムと連携しており、老朽化や機能面の陳腐化が進むと、診療情報の管理、部門間連携、障害時対応、制度改正対応に影響を及ぼす可能性がある。また、サイバーセキュリティ対策や医療情報の標準化など、病院情報基盤に求められる水準が高まっている。
	要因の解消策	電子カルテを中心とした総合情報システムを計画的に更新し、主要業務、部門システム連携、データ移行、マスタ整備、操作研修、リハーサル及び稼働判定を段階的に実施する。あわせて、セキュリティ、障害時対応、業務継続性を考慮した構成とし、診療を止めない安全な移行を図る。
②事業実施により目指す成果		総合情報システムの更新により、診療情報を適切かつ安定的に管理し、診療、会計、検査、画像、薬剤、看護記録等の業務を継続できる基盤を確保する。これにより、市民病院の医療提供体制を維持・強化し、市民・患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整備する。
③指標の見直し内容	施策の展開方針の成果指標	施策の展開方針に係る成果指標の上方修正は行わず、本拡充により方針2「伊勢崎市民病院の医療提供体制の整備」の推進に寄与する。
	重点事業の目標（KPI）	

２−２　事業実施の具体的方法・手段（拡充部分）

Ｒ９	実施内容 電子カルテを中心とした総合情報システムについて、ベンダー選定、契約、実装協議、詳細設計、部門システム連携、データ移行方針、マスタ整備、操作研修計画、リハーサル計画等を進める。あわせて、セキュリティ、障害時対応、業務継続性を考慮した構成を整理し、安全な稼働に向けた準備を行う。 財源（拡充部分） 事業費：0千円 財源内訳：なし
Ｒ１０	実施内容 総合情報システムの構築、接続試験、データ移行、マスタ・コンテンツ整備、操作研修、リハーサル、課題対応、稼働判定を実施する。稼働時には診療継続に支障が生じないよう切替対応を行い、稼働後は初期トラブル対応及び運用課題の整理を行う。 財源（拡充部分） 事業費：4,690,000千円 財源内訳：［地方債　4,690,000千円］
Ｒ１１	実施内容 財源（拡充部分）

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			57
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	二次救急医療機関、災害拠点病院、がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院として高度な医療水準を保つため医療機器の整備を計画的に進め、医療提供体制の充実を図ることで多様化する市民のニーズに応えていく必要がある。
	副部局長（二次評価）	市民病院が地域の中核病院として、安心安全かつ高度で質の高い医療を提供していくために、計画的に医療器械の整備、更新を行っていく必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 医療安全の確保と診療体制の維持を最優先としつつ、収益性や地域医療への貢献度も踏まえた総合的な視点で事業を推進していく必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	改善後実施可 事業の実施時期や実施方法等に一部改善を提案
コメント	・市長部局と連携を強め、協働で検討を進めること。 ・カスタマイズを最小に抑えるなど、費用抑制に向けた方向性を確立し、予算編成過程において検討を進めること。 ・希望する機能とパッケージとしての機能をすり合わせ、内部調整を図ること。

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	国民健康保険特定健康診査等事業	３　継続
部局名	健康推進部	課名	国民健康保険課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-3】社会保険制度の健全な運営
		目指す姿	【2-3】社会保険制度が健全に運営されることにより、病気やけがをしたり、支援や介護が必要な状態になったりした場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができています。
		施策の展開方針	【2-3】方針１：国民健康保険制度の健全な運営
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	4-2-1-1-0特定健康診査等事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		生活習慣病予防及び重症化予防に取り組むことで、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図り、健全な制度運営を行います。
②事業の内容		高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第24条に基づき、40歳以上の加入者に特定健康診査を行いその結果により生活習慣病の発症リスクが高いと判定された人に生活習慣改善のための特定保健指導を実施します。
③事業の対象者		国民健康保険被保険者のうち、40歳以上の者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	令和4年度の国への法定報告値において、特定健診受診率は44.0%、特定保健指導実施率は11.1%となっております。第3期データヘルス計画（令和6年度～令和11年度）では目標値を令和11年度に特定健診受診率51.0%、特定保健指導実施率15.0%としており、受診率及び実施率向上が課題となっています。
	課題の要因	若年層（40～50歳代）の受診率が低く、全体の率を引き下げています。
	本市固有の事情	特定健康診査の受診率は国及び県より高いが、特定保健指導の実施率は国及び県より低い状況です。
	市民等からの声	なし

	既存事業の有無	全国で実施
	先進事例	全国で実施
	要因の解消策	全国的な課題であり、効果的な方法を模索中です。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	特定健康診査等負担金（県繰入金。特定健診に要する費用の2/3相当額）
⑤事業実施により目指す成果		特定健康診査受診率の向上

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
特定健診受診率	%	目標		46.0	47.0	48.0	49.0	50.0
		実績	44.0	45.2				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	毎年11月頃に示される特定健診に係る法定報告値により検証する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	【特定健康診査】 対象者：当該年度に40歳から74歳となる国保被保険者 実施期間：4月～11月 実施方法：集団健診及び個別健診 【特定保健指導】 対象者：特定健診の結果、特定保健指導レベル判定基準に該当する人 実施期間：6月～3月 実施方法：保健センター及び実施医療機関で実施 【人間ドック】 対象者：当該年度に40歳から74歳となる国保被保険者 実施期間：6月～3月 実施方法：委託医療機関で実施	歳出合計		150,377
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	47,121
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	103,256
Ｒ８	【特定健康診査】 対象者：当該年度に40歳から74歳となる国保被保険者 実施期間：4月～11月 実施方法：集団健診及び個別健診 【特定保健指導】 対象者：特定健診の結果、特定保健指導レベル判定基準に該当する人 実施期間：6月～3月 実施方法：保健センター及び実施医療機関で実施 【人間ドック】 対象者：当該年度に40歳から74歳となる国保被保険者 実施期間：6月～3月 実施方法：委託医療機関で実施	歳出合計		146,541
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	46,673
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	99,868
Ｒ９	【特定健康診査】 対象者：当該年度に40歳から74歳となる国保被保険者 実施期間：4月～11月 実施方法：集団健診及び個別健診 【特定保健指導】 対象者：特定健診の結果、特定保健指導レベル判定基準に該当する人 実施期間：6月～3月 実施方法：保健センター及び実施医療機関で実施 【人間ドック】 対象者：当該年度に40歳から74歳となる国保被保険者 実施期間：6月～3月 実施方法：委託医療機関で実施	歳出合計		146,541
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	46,673
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	99,868
Ｒ１０	Ｒ９と同じ	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	Ｒ９と同じ	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	特定健康診査及び特定保健指導は、被保険者の健康の保持増進と生活の質の維持及び向上を図り、結果として医療費の適正化にも資することを目的としている。特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率向上のため、効果的な受診勧奨や保健指導の実施に努めており、受診率及び実施率は少しずつではあるが上昇傾向である。引き続き、事業の重要性を周知啓発し、被保険者の健康づくりを支援し、医療費の適正化を目指していく。
	副部局長（二次評価）	特定健康診査及び特定保健指導は、被保険者の生活習慣病等の病気の早期発見・早期治療、発症予防や重症化予防のための手段である。健診を受診し、その結果を活かして生活習慣を改善するために、健診受診率及び特定保健指導実施率の向上に取り組んでいく必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 特定健康診査等事業は、保健事業の根幹的な事業であり、高齢化や一人当たりの医療費が増加する中、医療費適正化や健康寿命の延伸といった社会的要請を背景に特定健康診査の受診率向上対策は重要である。被保険者の生涯を通じた健康づくりができるような支援を毎年の事業評価から検討していくことが必要である。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	後期高齢者医療運営事業	３　継続

部局名	健康推進部	課名	年金医療課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-3】社会保険制度の健全な運営
		目指す姿	【2-3】社会保険制度が健全に運営されることにより、病気やけがをしたり、支援や介護が必要な状態になったりした場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができています。
		施策の展開方針	【2-3】方針２：後期高齢者医療制度の健全な運営
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	1-1-1-1-0後期高齢者医療運営事業
予算科目２	1-2-1-1-0保険料徴収事業
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		群馬県後期高齢者医療広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の健全な運営を行う。また、保険料の賦課、徴収などの事務を円滑に実施することで、財政基盤の安定化を図る。
②事業の内容		・群馬県後期高齢者医療広域連合との密な連携と相互協力による後期高齢者医療における市民からの受付・相談等業務の実施 ・賦課及び納付に関する通知発送や周知により、保険料の確実な収納と、未納者に対する納付推進
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	現在は群馬県後期高齢者医療広域連合との連携により円滑に運営できており、保険料の徴収も高い水準で実施しているが、制度に加入する人数が増え続け、必要な費用の増加が見込まれることから、さらに健全に運営を行うことと安定した財政基盤を保つことを求められている。
	課題の要因	・団塊の世代が後期高齢者となり、当面の間、被保険者数の増加が継続する見通しであること。また、一人当たり医療費も医療の高度化などに伴い、年々増加傾向にあること。 ・群馬県後期高齢者医療広域連合は県内３５市町村均一で保険料等を定めており、本市だけでなく県全体の動向に左右されること。
	本市固有の事情	県内他市町村に比べて高齢化率は低い水準ではあるが、本市はもちろん県全体の動向にも課題は起因するため、楽観視できるものではない。
	市民等からの声	制度や保険料に対する問い合わせや、制度が高齢者にとって複雑・わかりづらいことに加え、保険料水準が年々増加することに対するご意見が被保険者を中心に通年絶えず続いている。

	既存事業の有無	県内一体で実施する事業のため特になし
	先進事例	県内一体で実施する事業のため特になし
	要因の解消策	少子高齢化は全国的な課題であり、市単独で解消できるものではないため、要因の解消ではなく、発生した要因への対処が必要となる。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	なし（一般会計における特別会計操出金として後期高齢者医療保険基盤安定負担金（県負担率3/4））
⑤事業実施により目指す成果		制度を安定して運営することや、被保険者の公平な負担に基づき適切に収納した保険料を元に安定した財政基盤を保持することで、高齢者や障害を持つ被保険者及びその家族や関係者が安心して医療機関を受診し、保険診療を受けることのできる環境を作る。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
未納者への催告回数	回	目標		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		実績	2.0	2.0				
保険料納付率（人数ベース）	パーセント	目標		99.4	99.4	99.4	99.4	99.4
		実績	99.5	99.3				
Web申込による口座振替登録件数	件	目標		50.0	60.0	65.0	70.0	75.0
		実績		30.0				
滞納者数	人	目標		190.0	200.0	205.0	210.0	215.0
		実績	160.0	229.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・月次での収納状況の確認・精査を群馬県後期高齢者医療広域連合と共同で実施 ・出納閉鎖のタイミングで収納率・納付率を集計 ・Web申込件数を集計

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・会議や研修会のほか、日々の連絡などを通じて群馬県後期高齢者医療広域連合との連携を強化する ・来庁困難な方や滞納者への訪問徴収を行う ・普通徴収分保険料の口座振替の促進のため、Web申込の周知広報を実施する ・普通徴収分保険料についてコンビニ・ペイジー・スマホ・クレジットなど様々な方法による収納を推進する	歳出合計		23,354
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	23,354

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・会議や研修会のほか、日々の連絡などを通じて群馬県後期高齢者医療広域連合との連携を強化する ・来庁困難な方や滞納者への訪問徴収を行う ・普通徴収分保険料の口座振替の促進のため、Web申込の周知広報を実施する ・普通徴収分保険料についてコンビニ・ペイジー・スマホ・クレジットなど様々な方法による収納を推進する	歳出合計		24,202
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	24,201

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・会議や研修会のほか、日々の連絡などを通じて群馬県後期高齢者医療広域連合との連携を強化する ・来庁困難な方や滞納者への訪問徴収を行う ・普通徴収分保険料の口座振替の促進のため、Web申込の周知広報を実施する ・普通徴収分保険料についてコンビニ・ペイジー・スマホ・クレジットなど様々な方法による収納を推進する	歳出合計		24,202
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	24,201

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・会議や研修会のほか、日々の連絡などを通じて群馬県後期高齢者医療広域連合との連携を強化する ・来庁困難な方や滞納者への訪問徴収を行う ・普通徴収分保険料の口座振替の促進のため、Web申込の周知広報を実施する ・普通徴収分保険料についてコンビニ・ペイジー・スマホ・クレジットなど様々な方法による収納を推進する	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・会議や研修会のほか、日々の連絡などを通じて群馬県後期高齢者医療広域連合との連携を強化する ・来庁困難な方や滞納者への訪問徴収を行う ・普通徴収分保険料の口座振替の促進のため、Web申込の周知広報を実施する ・普通徴収分保険料についてコンビニ・ペイジー・スマホ・クレジットなど様々な方法による収納を推進する	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	3
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			53
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	後期高齢者医療制度は、高齢者が安心して健康な生活を送るために重要な制度となっています。制度改正、保険料率の見直し等を丁寧に案内し周知することで、被保険者の制度への理解と持続可能で安定した制度の運用ができるよう、保険料徴収率・納付率の向上に取り組みます。
	副部局長（二次評価）	今後、少子高齢化の進展により被保険者の増加が見込まれている中で、後期高齢者医療制度の安定的な事業運営のための財源を確保していくことが求められています。健全な運営には歳入確保が欠かせないことから、広域連合と連携し、高齢者に対するきめ細かな保険制度の説明により、保険料徴収率・納付率の向上を図り、高齢者の医療サービスの維持・向上に取り組んでいく必要があります。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 後期高齢者医療制度の安定的な運営には適正な保険料収納が基盤となります。本制度は７５歳以上の全ての市民が原則加入となることから、制度内容についての理解不足などによる未納付が生じないよう、広域連合との連携による丁寧な制度周知に取り組むとともに適切な制度運営を図る必要があります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	介護保険運営事業	３　継続

部局名	長寿社会部	課名	介護保険課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-3】社会保険制度の健全な運営
		目指す姿	【2-3】社会保険制度が健全に運営されることにより、病気やけがをしたり、支援や介護が必要な状態になったりした場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができています。
		施策の展開方針	【2-3】方針３：介護保険制度の健全な運営
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	⑤ デジタル基盤の整備

予算科目１	1-2-1-1-0賦課徴収事業
予算科目２	1-3-1-1-0介護認定審査事業
予算科目３	1-3-2-1-0認定調査事業
予算科目４	2-1-1-1-0居宅介護サービス給付事業
予算科目５	2-1-5-1-0施設介護サービス給付事業
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		介護を必要とする高齢者が適正な介護認定を受け、適切なサービスを受けられるようにする。
②事業の内容		・要介護認定に係る訪問調査及び認定審査を行う。 ・介護認定を迅速に行うため、要介護認定業務をデジタル化する。 ・要介護・要支援者が介護サービスを利用する際に保険給付を行う。 ・収入状況に応じた介護保険料の賦課と収入管理を行う。
③事業の対象者		市民、介護サービス事業者、医療・福祉関係者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・介護サービス利用に必要な介護認定の審査件数がここ5年間で9,019件から9,575件に増加しており、業務量が増えている。今後も増加が見込まれるため、要介護認定に係る認定調査と認定審査を安定的に実施する必要がある。 ・介護サービス利用者の増加により保険給付費がここ5年間で総額142億7,000万円から161億8,000万円に上昇しており、サービスの質の確保・向上が求められている。 ・介護保険の第１号被保険者である、65歳以上の制度理解が不十分な外国籍住民が増加傾向にある。
	課題の要因	・前期高齢者に比べ、認定率が７倍超となる介護ニーズが高い７５歳以上の後期高齢者がここ５年間で１４．７%、３，７００人増加していることに伴い、要介護認定申請者と介護サービス利用者が増加している。 ・認定審査において中心的な役割を担っている医師や福祉関係者の多忙化による審査会委員の成り手不足 ・言語、習慣の違いにより、介護保険制度への理解が十分でない６５歳以上の外国籍住民の増加
	本市固有の事情	・現在、全国及び群馬県と比較して高齢化率が低いが、今後は上昇が見込まれる。 ・本市は全国的に外国籍住民数が多く、また定住者、永住者といった在留資格が全体の62%を占めており、外国人の高齢化率は4.3%、10年前と比べると2.1ポイント増となっている。
	市民等からの声	・要介護の認定申請から結果が出るまでの期間を短縮してほしい。 ・高齢者を介護する家族への一層の支援をお願いしたい。

既存事業の有無	・介護慰労金支給事業（市）　　・在宅緩和ケア助成金支給事業（市） ・在宅寝たきり等高齢者紙おむつ等支給事業（市）　・高齢者住宅改造費補助事業（市）
先進事例	要介護認定の迅速化に係る介護認定審査のデジタル化 ・介護認定審査会のデジタル化　（令和５年度 前橋市、令和６年度 みどり市、富岡市及び安中市） ・介護認定調査(調査票作成)のデジタル化　（令和４年度 前橋市、令和６年度 みどり市）
要因の解消策	・要介護認定の迅速化に係る認定審査のデジタル化 ・ケアプラン（介護サービス計画書）点検等の介護給付費適正化事業や介護サービス事業所に対する研修及び運営指導の実施 ・多言語による制度周知（市ホームページ、YouTube、Facebook、各種通知に封入するリーフレット）
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・介護給付費負担金（国２０．０%、県１２．５%）、調整交付金（国５．０%）、介護給付費交付金（社会保険診療報酬支払基金２７．０%） ・介護認定審査のデジタル化について、新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）（内閣府、補助率１／２）を活用。
⑤事業実施により目指す成果	・高齢者が支援や介護が必要な状態になったときに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。 ・介護サービスを利用することにより、介護する家族が仕事と介護を両立できる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
要介護認定申請から要介護認定までの所要日数	日	目標		44.0	40.0	39.0	38.0	37.0
		実績	45.3	44.4				
要介護認定に関する不服申し立て件数	件	目標		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		実績	－	0.0				
用紙の削減枚数	枚	目標		17,500.0	210,000.0	211,500.0	213,000.0	214,500.0
		実績	－	0.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・高齢者保健福祉計画策定の際に実施する在宅介護実態調査により確認。 ・年間の実績

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・要介護認定に係る訪問調査及び認定審査を行う。 ・要介護認定の迅速化に係る要介護認定業務のデジタル基盤の構築 ・ケアプラン（介護サービス計画書）点検等の介護給付費適正化事業や介護サービス事業所に対する研修・運営指導を行う。 ・介護サービス利用者に対して保険給付を行う。 ・介護保険制度の周知を行う。	事業費（千円）		
		歳出合計		13,224,605
		財源内訳	国庫支出金	2,864,996
			県支出金	1,901,897
			地方債	0
			その他	3,526,200
			一般財源	4,931,512

	実施内容			
Ｒ８	・要介護認定に係る訪問調査及び認定審査を行う。 ・要介護認定の迅速化に係る要介護認定業務のデジタル化 ・ケアプラン（介護サービス計画書）点検等の介護給付費適正化事業や介護サービス事業所に対する研修・運営指導を行う。 ・介護サービス利用者に対して保険給付を行う。 ・介護保険制度の周知を行う。	事業費（千円）		
		歳出合計		13,261,123
		財源内訳	国庫支出金	2,871,220
			県支出金	1,926,082
			地方債	0
			その他	3,548,695
			一般財源	4,915,126

	実施内容			
Ｒ９	・要介護認定に係る訪問調査及び認定審査を行う。 ・要介護認定の迅速化に係る要介護認定業務のデジタル化 ・ケアプラン（介護サービス計画書）点検等の介護給付費適正化事業や介護サービス事業所に対する研修・運営指導を行う。 ・介護サービス利用者に対して保険給付を行う。 ・介護保険制度の周知を行う。	事業費（千円）		
		歳出合計		13,526,482
		財源内訳	国庫支出金	2,794,860
			県支出金	1,964,799
			地方債	0
			その他	3,620,022
			一般財源	5,146,801

	実施内容			
Ｒ１０	・要介護認定に係る訪問調査及び認定審査を行う。 ・要介護認定の迅速化に係る要介護認定業務のデジタル化 ・ケアプラン（介護サービス計画書）点検等の介護給付費適正化事業や介護サービス事業所に対する研修・運営指導を行う。 ・介護サービス利用者に対して保険給付を行う。 ・介護保険制度の周知を行う。	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・要介護認定に係る訪問調査及び認定審査を行う。 ・要介護認定の迅速化に係る要介護認定業務のデジタル化 ・ケアプラン（介護サービス計画書）点検等の介護給付費適正化事業や介護サービス事業所に対する研修・運営指導を行う。 ・介護サービス利用者に対して保険給付を行う。 ・介護保険制度の周知を行う。	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			54
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	介護保険制度は、日常生活に支援や介護が必要になったときに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みです。介護を必要とする市民が速やかに介護サービスを提供できるよう、サービス利用の際にまず必要となる介護認定の迅速化と認定に関わる人材の確保、国・県との連携によるサービスの質の確保、保険給付費の財源の一部となる第１号被保険者の保険料の賦課・収納、制度周知などを着実に実施する必要があります。
	副部局長（二次評価）	介護保険は、制度の創設から２５年が経過し、私たちの生活を支える基盤として、なくてはならないものとなっています。今後、介護ニーズが高まる８５歳以上人口が増加する見通しであることから、ニーズの増加にしっかりと対応できるよう、事業を計画的に運営すると同時に、制度の持続可能性を高めていく必要があります。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 超高齢社会にあって、厚生労働省は８５歳以上人口が令和２２年（２０４０年）に向けて急増していくとしており、介護保険の規模と重要性はますます増大することが見込まれます。介護を必要とする人を誰一人取り残さないために、各種取り組みを着実に実施すると共に、中長期的な介護ニーズを的確に捉えて、時々の状況に対応できる体制を整えていく必要があります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	保健体育運営事業	３　継続

部局名	健康推進部	課名	スポーツ振興課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-4】スポーツを楽しむ環境づくりの推進
		目指す姿	【2-4】市民１人ひとりが主体的に「１市民１スポーツ」を実践し、あらゆる世代が健康で生きがいのある充実した生活を営むことができています。
		施策の展開方針	【2-4】方針１：１市民１スポーツの推進
			【2-4】方針２：競技スポーツの推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	10-7-1-1-0保健体育運営事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	2-5-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		全ての市民を対象に、スポーツを生涯にわたって楽しめるよう、各種イベント等を開催し、心と体の健康増進につながる活動の普及と意識の高揚を図る。また、伊勢崎市スポーツ協会、各競技団体などと連携し、競技者を対象とした各種スポーツ教室・大会の開催及び支援を行い、競技スポーツの普及と競技力の向上を図る。
②事業の内容		・全ての市民を対象に各種イベント（市民スポーツの日、市民レクリエーションスポーツ祭、ラジオ体操会）の開催 ・競技者を対象に各種スポーツ教室、伊勢崎シティマラソン、市民総合スポーツ大会を開催
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・健康維持・増進への関心の高止まりなどにより、生涯スポーツの重要性が増しています。市民が自分にあったレクリエーションスポーツを生涯にわたり楽しめるよう、機会の提供や啓発に努めていく必要があります。 ・競技スポーツについて、各種大会の開催や選手の派遣に対する支援を行っているが、群馬県での国民スポーツ大会開催に向け、さらなる競技力の向上が必要とされている。
	課題の要因	車社会の進展、公共交通網の発達、科学技術の発展等、現代社会の利便性の高い生活が、運動不足を招き生活習慣病の発症やストレスの蓄積等に繋がり、心身の健康に影響を及ぼしている。また、仕事や家事、育児、介護、勉強などでスポーツをする時間が取れず、現役世代の多忙感がうかがえる。
	本市固有の事情	本市の夏の気温は40℃前後になるケースが増えており、熱中症に注意が必要。また、高速道路網と主要幹線道路が整備されており、市民生活では自動車での移動が中心となる。
	市民等からの声	「高齢者や障害者がスポーツをしやすい環境づくり」「気軽に参加できるスポーツやイベントの開催」「青少年のスポーツ活動の推進」の取組に期待を寄せている。

	既存事業の有無	市民スポーツの日、市民レクリエーションスポーツ祭、ラジオ体操会 各種スポーツ教室、伊勢崎シティマラソン、市民総合スポーツ大会
	先進事例	「スポーツ基本計画」：スポーツ基本法の規定に基づき、文部科学大臣が定めるスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針。
	要因の解消策	・全ての市民を対象に、スポーツを生涯にわたって楽しめるよう、各種イベント等を開催し、心と体の健康増進につながる活動の普及と意識の高揚を図る。 ・伊勢崎市スポーツ協会、各競技団体などと連携し、競技者を対象とした各種スポーツ教室・大会の開催及び支援を行い、競技スポーツの普及と競技力の向上を図る。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	なし
⑤事業実施により目指す成果		市民１人ひとりが主体的に「１市民１スポーツ」を実践し、あらゆる世代が健康で生きがいのある充実した生活の実現を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
市民レクリエーションスポーツ祭の参加者数	人	目標		3,500.0	3,500.0	3,500.0	3,500.0	3,500.0
		実績	3,471.0	3,164.0				
伊勢崎シティマラソンの参加者数	人	目標		1,777.0	1,789.0	1,801.0	1,813.0	1,825.0
		実績	1,753.0	2,038.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	イベント参加者へのアンケート実施及び参加者数の集計

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・市民スポーツの日 ・市民レクリエーションスポーツ祭 ・ラジオ体操会 ・スポーツ教室 ・伊勢崎シティマラソン ・市民総合スポーツ大会	歳出合計		47,955
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	47,955

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・市民スポーツの日 ・市民レクリエーションスポーツ祭 ・ラジオ体操会 ・スポーツ教室 ・伊勢崎シティマラソン ・市民総合スポーツ大会	歳出合計		46,986
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	46,986

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・市民スポーツの日 ・市民レクリエーションスポーツ祭 ・ラジオ体操会 ・スポーツ教室 ・伊勢崎シティマラソン ・市民総合スポーツ大会	歳出合計		46,986
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	46,986

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・市民スポーツの日 ・市民レクリエーションスポーツ祭 ・ラジオ体操会 ・スポーツ教室 ・伊勢崎シティマラソン ・市民総合スポーツ大会	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・市民スポーツの日 ・市民レクリエーションスポーツ祭 ・ラジオ体操会 ・スポーツ教室 ・伊勢崎シティマラソン ・市民総合スポーツ大会	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			51
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	健康や体力づくりの場としての生涯スポーツの重要性は一層高まることが見込まれます。そのため、子供から高齢者、障害者まで、誰もがそれぞれの興味に応じて軽スポーツを楽しめる環境の充実を進め、「1市民1スポーツ」の推進を図ります。また、スポーツ教室や各種競技大会については、より多くの市民が参加できるよう、時代に合わせた内容の改善や創意工夫を重ねながら開催していきます。
	副部局長（二次評価）	市民が身近に自分に合ったスポーツを生涯にわたって楽しめる環境を充実させ、「1市民1スポーツ」の推進に努めます。また、各種スポーツ教室を開催することで、さまざまな種目における競技人口の拡大を図ります。さらに、スポーツ協会と連携し、伊勢崎シティマラソンを中心としたスポーツイベントの充実に取り組みます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 市民がスポーツを生涯にわたって楽しめるよう、各種イベントを開催し、心と体の健康増進につながる活動の普及と意識の高揚を図ります。また、伊勢崎市スポーツ協会および各競技団体と連携し、競技者を対象としたスポーツ教室や大会を開催することで、競技スポーツの普及と競技力の向上に努めます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	体育施設整備事業	３　継続
部局名	健康推進部	課名	スポーツ振興課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-4】スポーツを楽しむ環境づくりの推進
		目指す姿	【2-4】市民１人ひとりが主体的に「１市民１スポーツ」を実践し、あらゆる世代が健康で生きがいのある充実した生活を営むことができています。
		施策の展開方針	【2-4】方針３：国民スポーツ大会に向けてのスポーツ施設の整備充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	⑤ 誰一人取り残さないための取組

予算科目１	10-7-2-1-0体育施設整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		スポーツ施設の長寿命化や利便性向上を図るとともに、多様化する市民ニーズに対応し、誰でも利用しやすく、安心、安全、快適にスポーツ活動を行える環境を整備する。
②事業の内容		・施設の長寿命化を図るための改修や改築 ・利用者の安全や利便性向上を図るための施設整備 ・照明施設のLED化
③事業の対象者		市民等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・市内に５２施設あるスポーツ施設の老朽化 ・近年の猛暑により屋内施設における熱中症対策が急務 ・脱炭素化、省エネルギー化のための施設のLED化の推進
	課題の要因	・大規模改修が必要な時期の目安とされる築30年を経過した施設が大半 ・市内の体育館に空調設備が未設置 ・光熱費の高騰や水銀灯の供給停止など
	本市固有の事情	・市民体育館をはじめとした多くの施設は、あかぎ国体開催前後の昭和50年代から昭和60年代にかけて整備され、施設の老朽化が進んでいる。
	市民等からの声	・施設の老朽化に伴う改修等の要望や新たな施設の要望等がある。

	既存事業の有無	・スポーツ施設の整備については全ての自治体が実施している。
	先進事例	・令和１１年に開催予定の国民スポーツ大会開催に向けた準備室の設置（R6現在：前橋市、太田市、渋川市、富岡市、安中市）
	要因の解消策	・スポーツ振興課所管施設個別施設計画の方針に基づき、長寿命化を図るための改修や改築、空調設備の設置、照明のＬＥＤ化等を計画的に行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・社会資本整備総合交付金（国庫補助）及び市町村有競技別拠点スポーツ施設事業補助金（県補助金）等を活用
⑤事業実施により目指す成果		・多様化する市民ニーズに対応し、施設の改修等を計画的に行い誰でも利用しやすく、安心、安全、快適にスポーツ活動を行える環境を整備し、「１市民１スポーツ」の実践とあらゆる世代が健康で生きがいのある充実した生活を営むことの実現を目指す。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
整備施設数（国スポ競技会場を除く）	施設	目標		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
		実績	5.0	11.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・整備又は改修を実施した施設数を確認（国スポ競技会場を除く）

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・施設の整備・改修（市庭球場コート改修工事、市庭球場照明改修工事、あずまウォーターランド吊天井等改修工事等） ・設計等業務委託（市野球場照明改修工事設計業務、境武道館空調設備設置工事設計業務） ・環境調査委託（アスベスト含有検査） ・備品の購入（市民体育館体操用マット等）	事業費（千円）		
		歳出合計		518,134
		財源内訳	国庫支出金	105,000
			県支出金	12,100
			地方債	328,000
			その他	44,000
			一般財源	29,034

	実施内容			
Ｒ８	・施設の整備・改修（境武道館空調設備設置工事等） ・設計等業務委託（あずま体育館空調設備設置工事設計業務委託等） ・環境調査委託（アスベスト含有検査） ・備品の購入（体操用着地マット購入等）	事業費（千円）		
		歳出合計		139,067
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	80,600
			その他	38,000
			一般財源	20,467

	実施内容			
Ｒ９	・施設の整備・改修（市陸上競技場第二種公認工事、あずま体育館空調設備設置工事等） ・設計等業務委託（あずま総合運動場照明設備改修工事設計業務委託、あずまサッカースタジアム照明設備改修工事設計業務委託等） ・環境調査委託（アスベスト含有検査） ・備品の購入（体操用着地マット購入等）	事業費（千円）		
		歳出合計		297,361
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	70,000
			その他	0
			一般財源	227,361

	実施内容			
Ｒ１０	・施設の整備・改修（赤堀体育館空調設備設置工事、あずま総合運動場照明設備改修工事、あずまサッカースタジアム照明設備改修工事、あずまサッカースタジアム人工芝改修工事、あずまサッカースタジアム管理棟改修工事、境体育館空調設備設置工事、境プール改修工事、境いよくテニスコートLEDランプ改修工事等） ・設計等業務委託（あずまサッカースタジアム人工芝改修工事設計業務委託、あずまサッカースタジアム管理棟改修工事設計業務委託等） ・環境調査委託（アスベスト含有検査）	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・施設の整備・改修（市陸上競技場芝生改修工事、市陸上競技場ゴムチップ改修工事、あずまサッカースタジアム人工芝改修工事、あずまサッカースタジアム管理棟改修工事等） ・環境調査委託（アスベスト含有検査）	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			51
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	スポーツ施設の老朽化や長寿命化に対応するため、施設の状態を的確に把握し、優先順位を整理した上で計画的に改修を進める必要があります。今後も利用者の安全性・利便性の確保を図りながら、スポーツを楽しむ環境づくりの推進に努めます。
	副部局長（二次評価）	スポーツを楽しむ環境づくりを推進するためには、施設の適切な維持管理と計画的な整備が重要だと考えます。老朽化対策や機能向上を着実に進めるとともに、国・県補助金や起債等の財源を有効活用し、限られた財源の中で効率的かつ効果的な施設整備を図ります。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 市民が安全で快適にスポーツに親しむことができる環境を整備していくことは、「1市民1スポーツ」の推進や健康で生きがいのある生活の実現に欠かせない重要な取組です。老朽化や自然環境の変化に対応した施設整備を計画的に進めるとともに、財源の確保に努めながら持続可能な施設環境の充実を図り、スポーツを楽しむ環境づくりの一層の推進に努めます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	体育施設管理運営事業	３　継続
部局名	健康推進部	課名　スポーツ振興課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-4】スポーツを楽しむ環境づくりの推進
		目指す姿	【2-4】市民１人ひとりが主体的に「１市民１スポーツ」を実践し、あらゆる世代が健康で生きがいのある充実した生活を営むことができています。
		施策の展開方針	【2-4】方針３：国民スポーツ大会に向けてのスポーツ施設の整備充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	⑤ 誰一人取り残さないための取組

予算科目１	10-7-2-1-0体育施設管理運営事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		スポーツ施設の円滑な維持管理・運営を行い、利用者の安全と利便性向上を図る。
②事業の内容		・施設の維持管理（施設の修繕、保守点検、清掃、警備、植木等の手入、消耗品・備品の購入等） ・運動施設予約システムの構築及び管理運営
③事業の対象者		市民等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・市内に５２施設あるスポーツ施設は多くの市民が利用しており、年間の利用者数は、１００万人規模で推移してきた。 ・新型コロナウイルスの影響により、令和２年度には利用者数は４７５，０１４人まで減少したが、令和５年度は７６７，３３６人まで回復している。 ・ピーク時の人数には至っていない。
	課題の要因	・市民のスポーツへの関心は高い ・新型コロナウイルスの影響による利用制限 ・コロナ禍によるスポーツ離れ
	本市固有の事情	・改修工事等により利用休止となる施設がある。
	市民等からの声	・施設の予約をパソコンやスマートフォンでできるようにして欲しい。

	既存事業の有無	・スポーツ施設の管理運営については全ての自治体が実施している。
	先進事例	・予約システムについては、県内他市の多くが導入済み（伊勢崎市、沼田市、安中市以外は導入済）
	要因の解消策	・市民ニーズに対応し利用者が安心して快適に施設を利用できる環境を整備する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・予約システム導入について、デジタル田園都市国家構想交付金を活用。
⑤事業実施により目指す成果		・施設の修繕や保守点検、清掃、警備、植木等の手入、予約システムの活用など、円滑な管理・運営を行うことで、利用者の安全と利便性の向上を図り、「１市民１スポーツ」の実践とあらゆる世代が健康で生きがいのある充実した生活を営むことの実現を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
予約システムの利用件数	件	目標		101,000.0	102,000.0	103,000.0	104,000.0	105,000.0
		実績	－	48,815.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・各施設の利用人数の確認 ・予約システムから利用件数のデータを抽出して確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・施設の維持管理（施設の修繕、保守点検、清掃、警備、植木等の手入、消耗品・備品の購入等） ・運動施設予約システムの管理運営　等	歳出合計		390,778
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	37,211
			一般財源	353,567

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・施設の維持管理（施設の修繕、保守点検、清掃、警備、植木等の手入、消耗品・備品の購入等） ・運動施設予約システムの管理運営　等	歳出合計		406,175
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	42,720
			一般財源	363,455

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・施設の維持管理（施設の修繕、保守点検、清掃、警備、植木等の手入、消耗品・備品の購入等） ・運動施設予約システムの管理運営　等	歳出合計		474,309
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	42,720
			一般財源	431,589

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・施設の維持管理（施設の修繕、保守点検、清掃、警備、植木等の手入、消耗品・備品の購入等） ・運動施設予約システムの管理運営　等	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・施設の維持管理（施設の修繕、保守点検、清掃、警備、植木等の手入、消耗品・備品の購入等） ・運動施設予約システムの管理運営　等	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			50
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	公共施設予約システムは、施設利用者の利便性向上や窓口業務の効率化を図るための重要な取組となります。施設の利用形態や特性を踏まえながら、利用者にとって分かりやすく使いやすい運用を進めるとともに、周知や利用支援を行い、システムの利用促進に努めます。
	副部局長（二次評価）	公共施設予約システムの運用は、市民サービスの向上とスポーツ施設の利用促進につながる重要な事業です。一方で、施設ごとの利用形態や利用者層は異なることから、利便性を最優先に考えた柔軟な運用が求められます。システム導入施設の利用促進を図るとともに、利用実態を踏まえた効果的な運用に取り組みます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 市民が気軽にスポーツ施設を利用できる環境を整備することは、「1市民1スポーツ」の推進を図るための重要な取組と考えます。公共施設予約システムについては、利用者の利便性向上と施設利用機会の拡大に資するよう運用するとともに、施設の特性や利用実態を踏まえた適切な予約環境の整備を進め、より多くの市民がスポーツに親しめる環境づくりに努めます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	国民スポーツ大会準備事業	３　継続
部局名	健康推進部	課名　スポーツ振興課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-4】スポーツを楽しむ環境づくりの推進
		目指す姿	【2-4】市民１人ひとりが主体的に「１市民１スポーツ」を実践し、あらゆる世代が健康で生きがいのある充実した生活を営むことができています。
		施策の展開方針	【2-4】方針３：国民スポーツ大会に向けてのスポーツ施設の整備充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	⑤ 誰一人取り残さないための取組

予算科目１	10-7-2-1-0国民スポーツ大会準備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の開催により市民のスポーツへの理解を深め、生涯を通じて気軽にスポーツに親しめる環境づくりを推進するとともに、全国から訪れる多くの方々に向けて伊勢崎市の魅力を発信する。
②事業の内容		・実行委員会の設立・運営 ・競技施設の整備・改修 ・関係機関及び関係団体等との連絡調整 ・先催市の開催・準備状況等の調査研究、開催啓発活動
③事業の対象者		市民、競技団体等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・会場地市町村は開催年の3年前の実行委員会の設置が義務付けられている ・中央競技団体の指摘や老朽化等により競技施設の整備・改修が必要 ・円滑な競技運営のため関係機関及び関係団体等との連携・協力は不可欠 ・大会運営のノウハウの習得や認知度向上の取り組みが必要
	課題の要因	・本市においては、卓球、バレーボール、ソフトボール及び軟式野球の会場地に決定 ・競技規定の変更や施設設置から長期間が経過し老朽化が進んでいる ・開催年が近づくにつれ、大会開催に向けた準備が本格化・複雑化する ・本県で昭和58年に開催された第38回国民体育大会（あかぎ国体）から長期間が経過している
	本市固有の事情	・競技会場となる市民体育館をはじめとした多くの施設は、あかぎ国体開催前後の昭和50年代から昭和60年代にかけて整備され、施設の老朽化が進んでいる。
	市民等からの声	・軟式野球の会場となっているあずまスタジアムのスコアボードを電光掲示板にして欲しい旨の要望がある。

	既存事業の有無	・公益財団法人日本スポーツ協会「国民体育大会開催基準要項」により、大会の主催者は公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省及び開催地都道府県とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等及び会場地市町村を含めたものとされている。
	先進事例	・開催県：R7滋賀県、R8青森県、R9宮崎県、R10長野県
	要因の解消策	・会場地市町村は、各競技会の主催者として中心的な役割を担うことから、開催準備業務を主体的事業と位置づけ、競技団体や市民と協力しながら積極的に推進し、大会開催を有意義なものにするとともに、大会開催後も魅力あるスポーツ振興や地域づくりに生かすことが重要である。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・社会資本整備総合交付金（国庫補助）及び市町村有競技別拠点スポーツ施設事業補助金（県補助金）等を活用
⑤事業実施により目指す成果		「1市民1スポーツ」を掲げる本市にとって、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで全ての人々がスポーツに関わりその価値を高めていき、本大会が健康増進のみならず、世代や地域間の交流、地域社会の発展に大きく寄与することを目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
整備施設数（国スポ競技会場のみ）	施設	目標		－	3.0	5.0	0.0	0.0
		実績	－	－				
関係者・観客動員数	人	目標		－	0.0	0.0	0.0	20,900.0
		実績	－	－				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・整備又は改修を実施した施設数を確認（国スポ競技会場のみ） ・国スポ正式競技（卓球、バレーボール、ソフトボール、軟式野球）の関係者・観客の延べ人数を算出）

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

Ｒ７	実施内容	事業費（千円）		
		歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	・実行委員会の設立・運営 ・競技施設の整備・改修（市民体育館、第二市民体育館、市野球場、市ソフトボール場、あずまスタジアム） ・関係機関及び関係団体等との連絡調整 ・先催市の開催・準備状況等の調査研究、開催啓発活動	歳出合計		208,000
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	16,590
			地方債	97,600
			その他	38,000
			一般財源	55,810
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	・実行委員会の運営 ・競技施設の整備・改修（市民体育館、第二市民体育館、市野球場、市ソフトボール場、あずまスタジアム） ・関係機関及び関係団体等との連絡調整 ・先催市の開催・準備状況等の調査研究、開催啓発活動	歳出合計		661,742
		財源内訳	国庫支出金	8,380
			県支出金	46,050
			地方債	63,000
			その他	0
			一般財源	544,312
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	・実行委員会の運営 ・関係機関及び関係団体等との連絡調整 ・先催市の開催・準備状況等の調査研究、開催啓発活動 ・リハーサル大会の開催	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	・実行委員会の運営 ・関係機関及び関係団体等との連絡調整 ・開催啓発活動 ・第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の開催	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			52
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	国民スポーツ大会の開催に向けて、施設整備を計画的に進めるとともに、関係機関との調整を密に行い、本大会へ着実な準備を進めていきます。また、市民への周知・啓発活動や体験教室等を通じて、国民スポーツ大会への関心を高め、観客数の確保につなげます。
	副部局長（二次評価）	国民スポーツ大会の成功には、競技環境の整備と市民の参加意識向上の両立が重要だと考えます。施設整備については、計画的かつ効率的に進めるとともに、実行委員会や関係団体と連携した周知・啓発活動を推進し、多くの市民がスポーツに関心を持ち、参加できる環境づくりに努めます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 国民スポーツ大会は競技大会の開催にとどまらず、市民がスポーツに親しみ、健康で生きがいのある生活を営むための重要な契機となるものと考えます。競技施設の整備充実を着実に進めるとともに、観客数の確保に向けた周知・啓発活動や体験事業を関係団体と連携して展開し、市民がスポーツを知り、触れ合う機会の創出を図ります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	生活保護事業		3　継続
部局名	福祉こども部	課名	社会福祉課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-5】地域の支え合いによる福祉の増進
		目指す姿	【2-5】自分の住んでいる地域のことや周りで暮らす人のことに関心を持つ「お互いさま」の意識が広がり、安心して暮らすための人づくり・仕組みづくり・地域づくりのための様々な活動が盛んになっています。
		施策の展開方針	【2-5】方針１：支援を必要とする人へのサービス提供体制の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	3-3-1-1-0生活保護運営事業
予算科目２	3-3-2-1-0生活保護費
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		憲法第２５条に規定する理念に基づき、最低生活の保障を行うとともに、生活保護受給世帯の生活の安定や経済的自立を支援します。
②事業の内容		・面接と調査 ・生活保護の決定 ・就労支援プログラム
③事業の対象者		被保護者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・生活課題が多様化・複雑化している中で、制度の狭間にいる支援を必要としている人を見つけて対応することが必要。
	課題の要因	・高齢、障害、疾病など生活困窮になる要因が多岐に渡り複合化している。
	本市固有の事情	無し
	市民等からの声	・議員や市民等から実際に生活に困窮している世帯について情報提供を受け、対応している。 ・生活保護の適正実施の要望を受け、不正受給の防止に努めている。

既存事業の有無	無し
先進事例	無し
要因の解消策	・生活保護制度や生活保護受給中の義務等を正しく理解してもらうために、被保護者が来庁した際や被保護者宅に訪問した際に制度内容を丁寧に説明する。 ・生活保護制度をまとめた説明用の冊子を作成し活用する。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・生活困窮者自立支援事業負担金（国庫3/4） ・生活困窮者就労準備支援事業費補助金（国庫1/2） ・生活保護適正実施推進事業費補助金（国庫3/4） ・生活保護費負担金（国庫3/4） ・生活保護費負担金（第73条、県費1/4）
⑤事業実施により目指す成果	・生活保護制度の適正実施

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
資産調査件数	件	目標		13,311.0	13,311.0	13,311.0	13,311.0	13,311.0
		実績	13,311.0	11,762.0				
訪問件数	件	目標		2,473.0	2,725.0	2,977.0	3,229.0	3,481.0
		実績	1,969.0	2,121.0				
開始件数	件	目標		236.0	236.0	236.0	236.0	236.0
		実績	236.0	228.0				
廃止件数	件	目標		173.0	173.0	173.0	173.0	173.0
		実績	173.0	220.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・生活保護システムやエクセル管理表などで定期的に実績件数を確認 ・実施内容については群馬県による施行実施監査で評価

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・面接と調査 ・生活保護の決定 ・就労支援プログラム	事業費（千円）		
		歳出合計		3,312,920
		財源内訳	国庫支出金	2,473,631
			県支出金	50,473
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	788,816

	実施内容			
Ｒ８	・面接と調査 ・生活保護の決定 ・就労支援プログラム	事業費（千円）		
		歳出合計		3,496,120
		財源内訳	国庫支出金	2,610,850
			県支出金	69,342
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	815,928

	実施内容			
Ｒ９	・面接と調査 ・生活保護の決定 ・就労支援プログラム	事業費（千円）		
		歳出合計		3,496,120
		財源内訳	国庫支出金	2,610,850
			県支出金	69,342
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	815,928

	実施内容			
Ｒ１０	・面接と調査 ・生活保護の決定 ・就労支援プログラム	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・面接と調査 ・生活保護の決定 ・就労支援プログラム	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	生活保護は憲法第２５条に規定される理念に基づく法定受託事務であることから必要不可欠な事業であり、生活困窮者の最低生活の保障のため、社会情勢を把握しつつ国の法令に沿い適正実施していくものとしたい。	
	副部局長（二次評価）		
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		今後も適切な事務処理のもと、最低生活の保障である生活保護の適正な実施と合わせ、引き続き、効果的・効率的な支援策を講じることとで自立した生活を支援していくことが必要である。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	生活困窮者自立支援運営事業	３　継続

部局名	福祉こども部	課名	社会福祉課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-5】地域の支え合いによる福祉の増進
		目指す姿	【2-5】自分の住んでいる地域のことや周りで暮らす人のことに関心を持つ「お互いさま」の意識が広がり、安心して暮らすための人づくり・仕組みづくり・地域づくりのための様々な活動が盛んになっています。
		施策の展開方針	【2-5】方針１：支援を必要とする人へのサービス提供体制の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	3-1-1-7-0生活困窮者自立支援運営事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	2-3-1					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行い、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図ります。
②事業の内容		一人ひとりの状況に応じた自立支援計画（プラン）を作成する自立相談支援、一般就労に向けた就労準備支援、家計状況の改善意欲を高めるための家計改善支援、住居確保給付金の支給、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援などを行う。
③事業の対象者		生活困窮者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	生活困窮者自立支援法が施行され、生活全般にわたるさまざまな困りごとについて相談支援を行っています。経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある方へ包括的な支援を行う必要があります。
	課題の要因	経済的な困窮をはじめとして、就労の状況、心身の状況、住まいの確保、家族の課題、家計の課題、債務、社会的な孤立など、生活困窮者の抱える課題が複雑で多様化していること。
	本市固有の事情	無し
	市民等からの声	無し

	既存事業の有無	無し
	先進事例	ひきこもり支援推進事業（安中市）。子どもの学習・生活支援事業（集合型を実施する県内他市）。
	要因の解消策	多種多様な事業を選りすぐり実施していくことや、関係する他課との連携やコーディネートの役割を果たす体制づくりが必要であると考えます。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・生活困窮者自立相談支援事業費等負担金（国庫3/4） ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（国庫2/3）、（国庫1/2）
⑤事業実施により目指す成果		・生活困窮者自立支援法の適正実施

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
就労支援（就労割合）	%	目標		75.0	75.0	75.0	75.0	75.0
		実績	64.0	53.8				
住居確保給付金（新規支給件数）	件	目標		12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
		実績	11.0	15.0				
就労準備支援（利用人数）	人	目標		30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
		実績	17.0	12.0				
学習支援（支援人数）	人	目標		24.0	24.0	24.0	24.0	24.0
		実績	11.0	17.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・エクセル管理表などで定期的に実績件数を確認 ・国庫補助・負担金の協議時に過去の実績値により協議額が調整される場合がある。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・自立相談支援事業 ・住居確保給付金支給事業 ・就労準備支援事業 ・子どもの学習・生活支援事業（訪問型） ・家計改善支援事業 ・ひきこもり支援推進事業	歳出合計		17,728
		財源内訳	国庫支出金	12,009
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	5,719

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・自立相談支援事業 ・住居確保給付金支給事業 ・就労準備支援事業 ・子どもの学習・生活支援事業（訪問型・会場型） ・家計改善支援事業 ・ひきこもり支援推進事業	歳出合計		20,935
		財源内訳	国庫支出金	10,277
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	5,513
			一般財源	5,145

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・自立相談支援事業 ・住居確保給付金支給事業 ・就労準備支援事業 ・子どもの学習・生活支援事業（訪問型・会場型） ・家計改善支援事業 ・ひきこもり支援推進事業	歳出合計		12,670
		財源内訳	国庫支出金	6,727
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	5,943

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・自立相談支援事業 ・住居確保給付金支給事業 ・就労準備支援事業 ・子どもの学習・生活支援事業（訪問型・会場型） ・家計改善支援事業 ・ひきこもり支援推進事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・自立相談支援事業 ・住居確保給付金支給事業 ・就労準備支援事業 ・子どもの学習・生活支援事業（訪問型・会場型） ・家計改善支援事業 ・ひきこもり支援推進事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			56
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	生活困窮者のニーズに応えるべく支援を充実させていく必要があるため、必須事業はもとより任意事業についても充実した支援策を講じていきたい。	
	副部局長（二次評価）		
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		生活困窮者に対する各種支援策を講じることにより、生活保護に至る前に自立した生活が継続できるよう支援することの重要性を踏まえ、引き続き、効果的かつ効率的な事業実施が必要である。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	社会福祉協議会等事業	３　継続

部局名	福祉こども部	課名	社会福祉課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-5】地域の支え合いによる福祉の増進
		目指す姿	【2-5】自分の住んでいる地域のことや周りで暮らす人のことに関心を持つ「お互いさま」の意識が広がり、安心して暮らすための人づくり・仕組みづくり・地域づくりのための様々な活動が盛んになっています。
		施策の展開方針	【2-5】方針２：地域福祉力の向上と相互扶助の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	3-1-1-6-0社会福祉協議会事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		自分や家族の生活課題を「自助」によることだけでは解決できない場合に、地域の自主的な活動や近隣住民によるボランティアと、地元団体やNPO法人等の自主的な地域活動を通じて支える「互助」、様々な社会保障制度などの仕組みによる「共助」により、地域福祉力の向上と相互扶助を推進するため、伊勢崎市社会福祉協議会等の地域に密着した福祉団体の運営経費を助成するとともに、協働・連携していくため。
②事業の内容		・社会福祉大会や戦没者等追悼式を社会福祉協議会と共同開催 ・委託事業（心配ごと相談所、高額療養費つなぎ資金貸付、ボランティア市民活動センター運営、社会福祉協力校、災害ボランティアセンター運営） ・補助対象事業（日常生活自立支援事業利用料助成、保護司会・更生保護女性会、福祉車両貸与、いせさきフードネットワーク）
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・福祉分野に携わるボランティア等のなり手不足や減少していること ・地域共生社会を目指した地域のリーダー育成を目的とする人材の確保や環境整備への働きかけ、さらなる周知活動が必要
	課題の要因	・就労している年齢が上昇して高齢の方でも仕事を持ち、女性の社会進出も進んでいる ・福祉分野の複雑化している課題や、対応する業務の多様化 ・課題は複雑化しているだけではなく、多くは複合化している
	本市固有の事情	・外国人住民が増加していて、依頼者にも支援者にも外国籍の方が多くなってきた ・住宅やアパートの増加に伴って人口が増えている地域と、子どもが少なく高齢化が進んでいる地域との差が現れてきている
	市民等からの声	・誰もが参加することのできる地域活性化を目的とした事業を開催して欲しい ・子どもや高齢者、障害者などが安心して暮らせる街づくり ・支援を必要とする方に適切な福祉サービスが行き届くようにして欲しい

既存事業の有無	社会福祉協議会補助金(市)
先進事例	
要因の解消策	社会福祉協議会との協働・連携の強化や、必要な支援を継続することで地域福祉の向上を図り、共生社会を構築していく
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	

⑤事業実施により目指す成果	市民、地元団体、行政、社会福祉協議会等が、住み慣れた地域で支え合い・助け合いの取り組みを互いに協力して行い、一人ひとりが安心して暮らすことのできる幸せな生活を“地域”全体で進めていく「地域の支え合いの体制づくり」の推進

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
地域の活動や行事に参加したことがある人の割合	%	目標		0.0	0.0	0.0	70.0	0.0
		実績	63.4	0.0				
ボランティア活動に参加したいと思っている人の割合	%	目標		0.0	0.0	0.0	60.0	0.0
		実績	45.9	0.0				
近所付き合いは必要だと思っている人の割合	%	目標		0.0	0.0	0.0	70.0	0.0
		実績	62.8	0.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	地域福祉計画策定時の市民アンケート調査（対象者：外国人を含む無作為抽出2,000人）

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・委託事業　4,278千円 社会福祉大会や戦没者等追悼式の共同開催 心配ごと相談所の開設、高額療養つなぎ資金貸付、ボランティア市民活動センター運営事業、社会福祉協力校、災害ボランティアセンター運営事業 ・補助事業　191,015千円 日常生活自立支援事業利用料助成、保護司会・更生保護女性会事業、福祉車両貸与、いせさきフードネットワーク事業	歳出合計		195,365
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	195,365

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・委託事業　3,989千円 社会福祉大会や戦没者等追悼式の共同開催 心配ごと相談所の開設、高額療養つなぎ資金貸付、ボランティア市民活動センター運営事業、社会福祉協力校、災害ボランティアセンター運営事業 ・補助事業　201,991千円 日常生活自立支援事業利用料助成、保護司会・更生保護女性会事業、福祉車両貸与、いせさきフードネットワーク事業	歳出合計		206,052
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	206,052

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・委託事業 社会福祉大会や戦没者等追悼式の共同開催 心配ごと相談所の開設、高額療養つなぎ資金貸付、ボランティア市民活動センター運営事業、社会福祉協力校、災害ボランティアセンター運営事業 ・補助事業 日常生活自立支援事業利用料助成、保護司会・更生保護女性会事業、福祉車両貸与、いせさきフードネットワーク事業	歳出合計		206,052
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	206,052

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・委託事業 社会福祉大会や戦没者等追悼式の共同開催 心配ごと相談所の開設、高額療養つなぎ資金貸付、ボランティア市民活動センター運営事業、社会福祉協力校、災害ボランティアセンター運営事業 ・補助事業 日常生活自立支援事業利用料助成、保護司会・更生保護女性会事業、福祉車両貸与、いせさきフードネットワーク事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・委託事業 社会福祉大会や戦没者等追悼式の共同開催 心配ごと相談所の開設、高額療養つなぎ資金貸付、ボランティア市民活動センター運営事業、社会福祉協力校、災害ボランティアセンター運営事業 ・補助事業 日常生活自立支援事業利用料助成、保護司会・更生保護女性会事業、福祉車両貸与、いせさきフードネットワーク事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			52
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	福祉行政に対する多種多様な市民ニーズに対応し、地域福祉に貢献するための事業であると考える。地域共生社会の実現と公共の福祉に寄与するため今後も継続して事業を進めていきたい。	
	副部局長（二次評価）		
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		社会福祉協議会と連携・協力して支援体制を強化し、引き続き、効果的な事業内容と効率的な事務執行に努め、地域福祉の推進を図っていく必要がある。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	社会福祉団体支援事業	３　継続

部局名	福祉こども部	課名	社会福祉課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-5】地域の支え合いによる福祉の増進
		目指す姿	【2-5】自分の住んでいる地域のことや周りで暮らす人のことに関心を持つ「お互いさま」の意識が広がり、安心して暮らすための人づくり・仕組みづくり・地域づくりのための様々な活動が盛んになっています。
		施策の展開方針	【2-5】方針２：地域福祉力の向上と相互扶助の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	3-1-1-6-0社会福祉団体支援事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		社会情勢がめまぐるしく変化するなか、福祉を取り巻く状況は多様化しており、地域に密着した福祉の担い手である民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動を広く展開するための補助事業
②事業の内容		・暮らしやすい福祉のまちづくりに向けた関係機関や行政とのつなぎ役としての連携強化 ・ひとり暮らし高齢者及び要支援者等の安否確認活動 ・地域と連携した子育て支援と虐待防止のための活動 ・介護保険制度や高齢者相談センターとの連携を含めたケアシステムの構築
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・委員のなり手不足と高齢化 ・市民の生活課題が多様化および複雑化し、相談内容も比例して複雑化している
	課題の要因	・就労している年齢が上昇して高齢の方でも仕事を持ち、女性の社会進出も進んでいる ・少子高齢化と核家族化が加速している地域がある ・隣近所の交流が希薄になってきている
	本市固有の事情	・外国人住民が多くなり、支援を必要とする側も支援をする側も高齢化している傾向がある ・住宅やアパートが増えている地域と、高齢化で子どもが少ない地域などの差がある
	市民等からの声	・地域共生社会を目指し、誰もが参加することのできるイベントや行事などの環境整備と人員確保が必要 ・子どもや高齢者、障害者などが安心して暮らせる街づくり

	既存事業の有無	民生委員児童委員連絡協議会補助金（市）
	先進事例	
	要因の解消策	・区長会での周知活動 ・単位民生委員児童委員協議会に於けるチラシの毎戸配布等による周知 ・民生委員・児童委員協力員の周知により委員の負担減少を図る ・主任児童委員による独自パンフレットの配布活動
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		・地域福祉に関するさまざまな困りごとを持つ住民の良き相談相手として、地域の見守り役または福祉行政との橋渡し役となり、相互に助け合える体制の構築を支えながら地域福祉力の向上を目指す。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
自分の地区の「民生委員・児童委員」を知っている人の割合	%	目標		0.0	0.0	0.0	15.0	0.0
		実績	10.3	0.0				
「地域福祉」という言葉を意味まで知っている人の割合	%	目標		0.0	0.0	0.0	40.0	0.0
		実績	31.2	0.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	地域福祉計画策定時の市民アンケート調査（対象：外国人住民を含む無作為２，０００人）

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	社会福祉団体支援事業　　23,850千円 （その他：社協補助金　550千円） ・新任、再任者等研修会 ・委員会活動（自立、子ども福祉、地域福祉、主任児童委員会） ・ひとり暮らし高齢者気遣い事業 ・小学校入学祝い品配付事業	歳出合計		26,868
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	26,867

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	社会福祉団体支援事業　　23,868千円 （その他：社協補助金　600千円） ・新任、再任者等研修会 ・委員会活動（自立、子ども福祉、地域福祉、主任児童委員会） ・ひとり暮らし高齢者気遣い事業 ・小学校入学祝い品配付事業	歳出合計		25,715
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	25,714

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	社会福祉団体支援事業 （その他：社協補助金） ・新任、再任者等研修会 ・委員会活動（自立、子ども福祉、地域福祉、主任児童委員会） ・ひとり暮らし高齢者気遣い事業 ・小学校入学祝い品配付事業	歳出合計		25,715
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	25,715

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	社会福祉団体支援事業 （その他：社協補助金） ・新任、再任者等研修会 ・委員会活動（自立、子ども福祉、地域福祉、主任児童委員会） ・ひとり暮らし高齢者気遣い事業 ・小学校入学祝い品配付事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	社会福祉団体支援事業 （その他：社協補助金） ・新任、再任者等研修会 ・委員会活動（自立、子ども福祉、地域福祉、主任児童委員会） ・ひとり暮らし高齢者気遣い事業 ・小学校入学祝い品配付事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			56
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	地域福祉の推進のため、市民の心配ごとや相談ごとに対して直接お話を伺って、適切なサービスや相談場所へと繋げる役割を担っているのが民生委員・児童委員及び主任児童委員である。安定した活動が展開できるよう事務局として補助を行っていく。
	副部局長（二次評価）	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 福祉を巡る状況も多様化しており、地域生活課題は要因が複雑化している中、社会奉仕の精神を持って活動を行っている社会福祉団体等の支援は今後も必要であると考える。効果的で安定した事業の実施と効率的な事務執行に努め、地域福祉の向上を図る。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	高齢者生きがいづくり事業	３　継続
部局名	長寿社会部	課名	高齢政策課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-6】高齢者の生き生きとした暮らしの推進
		目指す姿	【2-6】高齢者が住み慣れた地域で自身の能力、知識や経験を生かし、生きがいを持って地域社会に積極的に関わり、また、包括的な支援体制の下で必要な生活支援サービスを受けながら、より長く元気に生活を送ることができています。
		施策の展開方針	【2-6】方針１：高齢者の活躍支援
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
			⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり
			⑤ 誰一人取り残さないための取組

予算科目１	3-1-7-3-0生きがい対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		高齢者を対象に生きがいづくりや健康づくりに関連した講座や、情報格差解消のためのスマホ教室などを開催し、高齢者の活躍支援を図る。
②事業の内容		・交流の場「はつらつ赤堀」等における健康・生きがい・仲間づくり事業の実施 ・各地区公民館におけるスマホ教室の開催 ・東京福祉大学と連携した生きがいづくり講演会の開催 ・高齢者の生活実態や社会参加の状況、必要な支援を把握するための調査の実施
③事業の対象者		高齢者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	健康寿命の延伸により元気な高齢者が増えており、高齢者が誇りと生きがいを感じながら、より長く元気に活躍できる機会の充実が求められている。一方で、高齢者保健福祉計画のニーズ調査（令和4年度）によると、就労やボランティア、老人クラブ、自治会、生涯学習、趣味のサークル等の社会参加活動を週1回以上行った人は約4割に留まっている。このため、高齢者の生きがいづくりや健康づくりの一層の推進を図るとともに、デジタル技術の活用による活躍の場を広げる支援を促進していく必要がある。
	課題の要因	・市からの情報が十分に伝わっていない ・高齢者の情報格差（インターネット利用状況：積極的に利用18.8%、たまに利用20.2%、あまり利用しない7.6%、全く利用しない47.3%、不明6.1%。高齢者実態調査）
	本市固有の事情	伊勢崎市高齢者が生き生きと活躍できる社会の実現の推進に関する条例を令和5年3月に制定した。条例制定を踏まえ、市は率先して高齢者が活躍できる機会の確保等の施策を推進する必要がある。
	市民等からの声	・高齢者が経験を生かして働ける場の確保と社会に役立てる生きがいづくりにつながる場の発見 ・高齢者へのアンケート調査の継続実施（高齢者実態調査「高齢者福祉行政に関する意見・要望」）

	既存事業の有無	・ふくしプラザ等における健やか学級、軽スポーツ教室などの関連講座（市） ・高齢者スマホ教室（市・スマホの便利機能の体験を通して、デジタル技術への興味関心を持ってもらう初歩的な講座）
	先進事例	・スマホを所有していない高齢者に無償でスマートフォンを貸し出す実証事業や操作方法などについて相談できるスマホサロン（東京都渋谷区） ・マイナンバーカード対応スマートフォンの購入助成やスマホよろず相談所の開設（石川県加賀市）
	要因の解消策	・生きがいづくりや健康づくりの講座等の効果的な周知（参加のきっかけ、情報提供） ・スマホ教室の継続実施と講座内容の充実化 ・高齢者実態調査の定期実施により、高齢者の生活実態や必要とする支援の適時把握に努める。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って地域社会に積極的に関わり、長く元気に生活を送ることができている。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
高齢者スマホ教室の延べ参加者数	人	目標		150.0	150.0	150.0	150.0	225.0
		実績	194.0	0.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年度末における各年度のスマホ教室の延べ参加者数による確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・東京福祉大学と連携した生きがいづくり講演会の開催 ・ねんりんピック全国大会出場者への壮行会の開催 ・伊勢崎市交流の場事業委託 ・ふくしプラザにおける軽スポーツ教室・健やか学級の開催 ・高齢者向けスマホ教室開催 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施	歳出合計		50,666
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	50,666

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・東京福祉大学と連携した生きがいづくり講演会の開催 ・ねんりんピック全国大会出場者への壮行会の開催 ・伊勢崎市交流の場事業委託 ・ふくしプラザにおける軽スポーツ教室・健やか学級の開催 ・高齢者向けスマホ教室開催	歳出合計		49,671
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	49,671

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・東京福祉大学と連携した生きがいづくり講演会の開催 ・ねんりんピック全国大会出場者への壮行会の開催 ・伊勢崎市交流の場事業委託 ・ふくしプラザにおける軽スポーツ教室・健やか学級の開催 ・高齢者向けスマホ教室開催 ・高齢者実態調査	歳出合計		54,508
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	54,508

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・東京福祉大学と連携した生きがいづくり講演会の開催 ・ねんりんピック全国大会出場者への壮行会の開催 ・伊勢崎市交流の場事業委託 ・ふくしプラザにおける軽スポーツ教室・健やか学級の開催 ・高齢者向けスマホ教室開催 ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・東京福祉大学と連携した生きがいづくり講演会の開催 ・ねんりんピック全国大会出場者への壮行会の開催 ・伊勢崎市交流の場事業委託 ・ふくしプラザにおける軽スポーツ教室・健やか学級の開催 ・高齢者向けスマホ教室開催	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	3
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	3
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			43
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	健康寿命の延伸により活動的な高齢者が増えており、そのニーズも多種多様です。このため、生きがいづくりや健康づくりをはじめ、さまざまな講座等を実施していく必要があります。中でも、スマートフォンなどのデジタル機器の操作方法を学ぶ機会を提供し、デジタル技術に関心をもってもらい、情報格差を解消することが重要と考えます。
	副部局長（二次評価）	高齢者のデジタル機器の利用を促進し支援することで、情報格差の解消や情報リテラシーの向上を図ることができ、趣味や教養的な活動範囲も広がっていくことが期待できます。 高齢者の自立を促すだけでなく、その知識や経験を生かして、自分らしく活躍できる社会の実現に向けた取組が非常に重要であると考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 長年培ってきた技術や経験、知識等を発揮できる活躍の場や社会参加の場の確保に努めていく必要があります。高齢者の多様性を理解し、それぞれのニーズに合った支援やサービスを提供することで、社会貢献活動の活性化につながり、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるため、継続した取り組みが必要です。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	老人クラブ活動費補助事業	３　継続
部局名	長寿社会部	課名	高齢政策課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-6】高齢者の生き生きとした暮らしの推進
		目指す姿	【2-6】高齢者が住み慣れた地域で自身の能力、知識や経験を生かし、生きがいを持って地域社会に積極的に関わり、また、包括的な支援体制の下で必要な生活支援サービスを受けながら、より長く元気に生活を送ることができています。
		施策の展開方針	【2-6】方針１：高齢者の活躍支援
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	3-1-7-3-0老人クラブ活動費補助事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	5-2-1					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		地域を基盤とする自主的な組織である老人クラブを支援することにより、高齢者の居場所と仲間づくりの場を確保し、高齢者の地域社会への積極的な参加を図る。
②事業の内容		老人クラブの単位クラブ・老人クラブ連合会それぞれの構成人数に応じた活動費の支援として補助金の交付
③事業の対象者		老人クラブ会員
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	老人クラブ会員の減少による老人クラブ活動の縮小化 老人クラブ会員数　令和元年度　10,205人　→　令和5年度　8,069人 老人クラブ単位クラブ数　令和元年度　172クラブ　→　令和5年度　148クラブ
	課題の要因	高齢者のライフスタイルの変化や定年延長、老後の過ごし方の多様化による 老人クラブの認知度の低下
	本市固有の事情	
	市民等からの声	高齢者を会員とする自主的な組織であり、豊かな知識と経験を活かした諸活動が図られるよう支援をお願いしたい。

既存事業の有無	
先進事例	
要因の解消策	広報活動の充実 会員勧誘の工夫の紹介 役員の仕事の簡素化のための手助け 補助金の支給
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	群馬県在宅福祉事業費補助金

⑤事業実施により目指す成果	高齢者が住み慣れた地域で、生きがいと健康づくりを進める活動を通して仲間づくりを進めている。また、通学路見守り活動を通じて社会貢献や世代間交流を実施している。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
老人クラブ数	クラブ	目標		139.0	140.0	140.0	140.0	140.0
		実績	148.0	136.0				
老人クラブの会員数	人	目標		7,484.0	7,484.0	7,484.0	7,484.0	7,484.0
		実績	8,069.0	7,255.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年1回の補助金支給のため前年度の実績と今年度の申請を行うときに、クラブ数や会員数を申告してもらう。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	補助金の交付	歳出合計		8,273
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	3,511
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	4,762
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	補助金の交付	歳出合計		7,757
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	3,290
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	4,467
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	補助金の交付	歳出合計		7,757
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	3,181
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	4,576
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	補助金の交付	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	補助金の交付	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			49
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	老人クラブは、クラブ会員の日常生活を過ごす小地域を基盤とする自主組織であり、これまでも自分たちの生活や地域を豊かにする活動を展開してきました。老人クラブが担ってきた諸活動の経験と実績を活かし、支え合いの地域づくりを目指すためにも老人クラブへの補助は必要なことと考えます。	
	副部局長（二次評価）	現代社会における人間関係の希薄化に伴い、他者とのコミュニケーションや助け合いの機会を失っていくことにより、孤立化する高齢者が増えていくことが懸念されます。老人クラブで地域社会参加への機会を作ることにより、生きがいと支え合いの社会に居場所を提供します。老人クラブを恒常的に存続させるためにも、老人クラブへの補助は必要です。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		老人クラブは、高齢者の孤立を防ぐ「見守り、支え合い活動」を行う場として、重要な役割を担っております。新たな活躍の機会を得ることや、そこで得た新しい仲間の存在は、生活に張り合いと楽しみを広げ、地域社会に貢献する生きがいを生み出します。そのため老人クラブに支援をすることは必要なことと考えます。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	シルバー人材センター補助事業		3　継続
部局名	長寿社会部	課名	高齢政策課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-6】高齢者の生き生きとした暮らしの推進
		目指す姿	【2-6】高齢者が住み慣れた地域で自身の能力、知識や経験を生かし、生きがいを持って地域社会に積極的に関わり、また、包括的な支援体制の下で必要な生活支援サービスを受けながら、より長く元気に生活を送ることができています。
		施策の展開方針	【2-6】方針１：高齢者の活躍支援
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	3-1-7-3-0シルバー人材センター補助事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	1-2-4					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		働く意欲のある健康な高齢者が、これまで培った経験と知識・技能を発揮し、組織的に元気で働くことにより、収入を得るとともに地域社会とのふれあいを深め、生きがいを持った生活を営むことができるように支援を図る。
②事業の内容		公益社団法人伊勢崎市シルバー人材センターが行う事業の一部に補助金を交付することにより高齢者の就業支援を推進する。
③事業の対象者		シルバー人材センター会員
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	シルバー人材センター会員の減少によりシルバー人材センターの運営が停滞化している シルバー人材センター会員数　　令和元年度　510人→令和5年度　383人 シルバー人材センター受注件数　令和元年度3,264件→令和5年度2,593件
	課題の要因	雇用の定年延長やライフスタイルの変化により、高齢期の過ごし方が多様化し、 シルバー人材センターの認知度が低下している。
	本市固有の事情	
	市民等からの声	高齢者の社会参加と自己実現のための窓口となる団体に位置づけ、活動のさらなる充実を図ってほしい

	既存事業の有無	
	先進事例	
	要因の解消策	シルバー人材センターを周知するための活動の支援や、補助金支給によるシルバー人材センターの運営の安定化
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		働く意欲のある健康な高齢者が、これまで培った経験と知識・技能を発揮し、組織的に元気で働くことにより、収入を得るとともに地域社会とのふれあいを深め、生きがいを持った生活を営むことができる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
シルバー人材センターの会員数	人	目標		390.0	395.0	400.0	400.0	400.0
		実績	383.0	515.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	シルバー人材センター実績報告により確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	補助金の交付	歳出合計		11,000
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	11,000
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	補助金の交付	歳出合計		11,000
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	11,000
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	補助金の交付	歳出合計		11,000
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	11,000
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	補助金の交付	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	補助金の交付	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			46
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	高齢者が今まで培ってきた経験や知識を活かしながら収入を得ることができるということが、高齢者の生きがいややりがいにつながることになることから、シルバー人材センターの活動に関する補助は、必要なことであると考えます。
	副部局長（二次評価）	シルバー人材センターは、定年退職後も元気でまだまだ働くことのできる高齢者が、社会の一員として活躍できる場を提供しています。シルバー人材センターの安定的な運営と、地域社会における高齢者の就業機会の確保という公益の目的を維持するため、補助金の交付は必要と考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 高齢者の就業機会の拡大に向け、高齢者自らの経験と知識を駆使した活躍の場を広げるため、シルバー人材センター事業への支援は必要と考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	在宅サービス事業	３　継続

部局名	長寿社会部	課名	高齢政策課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-6】高齢者の生き生きとした暮らしの推進
		目指す姿	【2-6】高齢者が住み慣れた地域で自身の能力、知識や経験を生かし、生きがいを持って地域社会に積極的に関わり、また、包括的な支援体制の下で必要な生活支援サービスを受けながら、より長く元気に生活を送ることができています。
		施策の展開方針	【2-6】方針２：高齢者福祉サービスの充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
			⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり
			⑤ デジタル基盤の整備

予算科目１	3-1-7-3-0在宅サービス事業
予算科目２	3-3-5-5-0地域自立生活支援事業
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		ひとり暮らしなどの生活に不安を抱える高齢者を対象に、ＩＣＴを活用した見守りや在宅生活を支援する多様なサービスを提供することで生活不安の解消を図る。
②事業の内容		①ひとり暮らし等の安否確認を兼ねた配食サービス　②緊急時に警備会社に通報する装置の貸与　③通信機能付き電球の貸与　④寝たきり高齢者への紙おむつ支給　⑤在宅介護者への慰労金支給　⑥ごみ出し困難世帯への家庭ごみ戸別収集　⑦エアコン購入補助　⑧特殊詐欺対策電話機等購入補助　⑨行政区へのミニデイサービス実施委託　⑩民生委員と連携したひとり暮らし高齢者調査　⑪成年後見制度の利用促進事業　など
③事業の対象者		高齢者及びその家族
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	超高齢社会を迎え、本市でもひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加している（ひとり暮らし高齢者調査による該当者数：令和元年度5,125人→令和5年度5,731人）。在宅生活を送る高齢者が孤立化するリスクが高まり、支援が必要になった際の生活不安（困りごとや心配ごと）も増加している。住み慣れた地域でより長く安心して生活できるよう、見守り機能の強化と、高齢者のニーズに配慮した在宅サービスの充実化が求められている。
	課題の要因	少子化・核家族化の進行、地域とのつき合いの希薄化
	本市固有の事情	地球温暖化による高温の頻発・激化
	市民等からの声	・病気や介護が必要になっても、できる限り自宅で暮らしたい ・自宅で暮らせる環境づくりのサポートを充実してほしい ・高齢者を孤独にしない環境づくりが重要

既存事業の有無	
先進事例	
要因の解消策	支援を要する高齢者を適切に発見し、必要なサービスの利用につなげるための効果的な周知やアウトリーチを実施する。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・中核機関コーディネート機能強化事業（国、成年後見制度利用促進関連） ・在宅要援護者総合支援事業費補助金（県、介護慰労金関連） ・高齢者等世帯に対するゴミ出し支援に係る特別交付税措置（国） ・地域支援事業交付金（国・県、給食サービス・見守りライト関連）

⑤事業実施により目指す成果	高齢者が住み慣れた地域において、包括的な支援体制の下で必要な生活支援サービスを受けながら、より長く元気に生活を送ることができている。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
ひとり暮らし高齢者調査による見守り対象者数	人	目標		6,400.0	6,600.0	6,800.0	7,000.0	7,200.0
		実績	5,731.0	6,016.0				
成年後見制度利用者数	人	目標		280.0	285.0	290.0	295.0	300.0
		実績	273.0	286.0				
通信機能付き電球貸与による見守り対象者数	人	目標		340.0	460.0	580.0	700.0	820.0
		実績		193.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・毎年度２月に集約するひとり暮らし高齢者調査による見守り対象者数の確認 ・前橋家庭裁判所から毎年８月頃に提供される成年後見制度利用者数の確認 ・毎年度末時点における見守りライト貸与者数の確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	①ひとり暮らし等の安否確認を兼ねた配食サービス　②ひとり暮らし等の安否確認を兼ねた布団乾燥サービス　③緊急時に警備会社に通報する装置の貸与　④通信機能付電球（見守りライト）の貸与　⑤日常生活用具（シルバーカー等）の給付　⑥寝たきり高齢者への紙おむつ支給　⑦在宅介護者への慰労金支給　⑧健康増進のためのはりきゅうマッサージ施術費の助成　⑨訪問理美容施術費の助成　⑩ごみ出し困難世帯への家庭ごみ戸別収集　⑪エアコン購入等補助　⑫住宅改造（バリアフリー工事）補助　⑬介護用車両購入補助　⑭特殊詐欺対策電話機等購入補助　⑮行政区へのミニデイサービス実施委託　⑯民生委員と連携したひとり暮らし高齢者調査　⑰成年後見制度の利用促進事業　など	歳出合計		146,047
		財源内訳	国庫支出金	8,943
			県支出金	5,422
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	131,682
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	①ひとり暮らし等の安否確認を兼ねた配食サービス　②ひとり暮らし等の安否確認を兼ねた布団乾燥サービス　③緊急時に警備会社に通報する装置の貸与　④通信機能付電球（見守りライト）の貸与　⑤日常生活用具（シルバーカー等）の給付　⑥寝たきり高齢者への紙おむつ支給　⑦在宅介護者への慰労金支給　⑧健康増進のためのはりきゅうマッサージ施術費の助成　⑨訪問理美容施術費の助成　⑩ごみ出し困難世帯への家庭ごみ戸別収集　⑪エアコン購入等補助　⑫住宅改造（バリアフリー工事）補助　⑬介護用車両購入補助　⑭特殊詐欺対策電話機等購入補助　⑮行政区へのミニデイサービス実施委託　⑯民生委員と連携したひとり暮らし高齢者調査　⑰成年後見制度の利用促進事業　【拡充】⑱補聴器購入補助【拡充】⑲防犯カメラ購入等補助など	歳出合計		158,746
		財源内訳	国庫支出金	10,403
			県支出金	6,336
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	142,006
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	①ひとり暮らし等の安否確認を兼ねた配食サービス　②ひとり暮らし等の安否確認を兼ねた布団乾燥サービス　③緊急時に警備会社に通報する装置の貸与　④通信機能付電球（見守りライト）の貸与　⑤日常生活用具（シルバーカー等）の給付　⑥寝たきり高齢者への紙おむつ支給　⑦在宅介護者への慰労金支給　⑧健康増進のためのはりきゅうマッサージ施術費の助成　⑨訪問理美容施術費の助成　⑩ごみ出し困難世帯への家庭ごみ戸別収集　⑪エアコン購入等補助　⑫住宅改造（バリアフリー工事）補助　⑬介護用車両購入補助　⑭特殊詐欺対策電話機等購入補助　⑮行政区へのミニデイサービス実施委託　⑯民生委員と連携したひとり暮らし高齢者調査　⑰成年後見制度の利用促進事業　⑱補聴器購入補助　⑲防犯カメラ購入等補助など	歳出合計		158,746
		財源内訳	国庫支出金	9,994
			県支出金	5,647
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	143,105
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	①ひとり暮らし等の安否確認を兼ねた配食サービス　②ひとり暮らし等の安否確認を兼ねた布団乾燥サービス　③緊急時に警備会社に通報する装置の貸与　④通信機能付電球（見守りライト）の貸与　⑤日常生活用具（シルバーカー等）の給付　⑥寝たきり高齢者への紙おむつ支給　⑦在宅介護者への慰労金支給　⑧健康増進のためのはりきゅうマッサージ施術費の助成　⑨訪問理美容施術費の助成　⑩ごみ出し困難世帯への家庭ごみ戸別収集　⑪エアコン購入等補助　⑫住宅改造（バリアフリー工事）補助　⑬介護用車両購入補助　⑭特殊詐欺対策電話機等購入補助　⑮行政区へのミニデイサービス実施委託　⑯民生委員と連携したひとり暮らし高齢者調査　⑰成年後見制度の利用促進事業　⑱補聴器購入補助　⑲防犯カメラ購入等補助など	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	①ひとり暮らし等の安否確認を兼ねた配食サービス　②ひとり暮らし等の安否確認を兼ねた布団乾燥サービス　③緊急時に警備会社に通報する装置の貸与　④通信機能付電球（見守りライト）の貸与　⑤日常生活用具（シルバーカー等）の給付　⑥寝たきり高齢者への紙おむつ支給　⑦在宅介護者への慰労金支給　⑧健康増進のためのはりきゅうマッサージ施術費の助成　⑨訪問理美容施術費の助成　⑩ごみ出し困難世帯への家庭ごみ戸別収集　⑪エアコン購入等補助　⑫住宅改造（バリアフリー工事）補助　⑬介護用車両購入補助　⑭特殊詐欺対策電話機等購入補助　⑮行政区へのミニデイサービス実施委託　⑯民生委員と連携したひとり暮らし高齢者調査　⑰成年後見制度の利用促進事業　⑱補聴器購入補助　⑲防犯カメラ購入等補助など	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			49
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯が増加する中で、住み慣れた地域で生活を続けるためには、見守りや在宅での生活を支えるサービスが必要であり、公共で担うべきサービスの内容を勘案しながら行う必要があり、限られた予算の中で、工夫して実施されています。	
	副部局長（二次評価）	在宅サービス事業は、地域の実情に応じて高齢者のニーズに合わせたサービスを提供することができるものです。日常生活に支援が必要な高齢者などの暮らしを支えるため、今後も高齢者のニーズを的確に把握し、財政状況や費用対効果を踏まえながら実施すべき事業であると認識しています。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		単身や夫婦のみの高齢者世帯が今後増加するとともに、生活様式や価値観が多様化していることを踏まえると、高齢者の在宅生活を支え、在宅の限界点を高めるために、それぞれのニーズに合ったサービスを効果的かつ効率的に提供していくことが重要です。また、この事業の実施は高齢者とそのご家族にとって安心した生活につながるものと認識し、継続していくことが重要です。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	高齢者福祉施設等改修事業	３　継続
部局名	長寿社会部	課名	高齢政策課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-6】高齢者の生き生きとした暮らしの推進
		目指す姿	【2-6】高齢者が住み慣れた地域で自身の能力、知識や経験を生かし、生きがいを持って地域社会に積極的に関わり、また、包括的な支援体制の下で必要な生活支援サービスを受けながら、より長く元気に生活を送ることができています。
		施策の展開方針	【2-6】方針２：高齢者福祉サービスの充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	3-1-7-4-0高齢者福祉施設等改修事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市内の高齢者施設の多くが老朽化が進んでいるため、高齢者福祉施設個別施設計画での整備計画に基づく必要な修繕や改修を行い、利用者の安全確保に努め、高齢者の心身の健康と憩いの場を提供する。
②事業の内容		高齢者福祉施設個別施設計画に基づき、高齢者福祉施設の老朽度合いや整備の優先度を検討し、効果的な改修に努め、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図る。
③事業の対象者		市民、市内業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	総合計画策定のための市民アンケート報告書では、「高齢者福祉の充実」の年度別重要度は令和５年度14位で、重点を置くべき取組では「高齢者が地域活動できる場の確保」が挙げられている。このため、交流の場である高齢者施設の役割は重要であり、継続した居場所を提供するには施設の維持管理が必要だが、多額の費用が掛かるため施設の統廃合を検討する必要がある。
	課題の要因	施設の大半が築後２５年以上経過しており、躯体をはじめ、設備も改修や修繕が必要。
	本市固有の事情	
	市民等からの声	施設が快適に利用できるように、適切な調査や更新工事等の要望がある。

	既存事業の有無	
	先進事例	
	要因の解消策	高齢者福祉施設個別施設計画に基づく施設の改修や施設の統廃合等を進める。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	公共施設等適正管理推進事業債 防災対策事業債 脱炭素化推進事業債
⑤事業実施により目指す成果		高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持って地域社会に積極的に関わり、長く元気に生活を送ることができている。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
工事実施数	件	目標		1.0	5.0	11.0	1.0	2.0
		実績	10.0	3.0				
高齢者福祉施設等の利用者数	人	目標		163,000.0	168,000.0	172,000.0	176,000.0	180,000.0
		実績	156,300.0	201,184.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	施設利用者数、利用者の声、光熱水費、点検報告書など

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・ふれあいセンター他非常用照明器具更新工事 ・施設の緊急修繕 ・境社会福祉センター広間外天井改修工事外設計業務委託	歳出合計		16,320
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	10,000
			一般財源	6,320

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・みやまセンター受水槽更新工事外設計業務委託 ・みやまセンター受水槽更新工事監理業務委託 ・みやまセンター受水槽更新工事 ・ふれあいセンター空調機器更新工事外設計業務委託 ・ふれあいセンター空調機器更新工事監理業務委託 ・ふれあいセンター空調機器更新工事 ・施設の緊急修繕	歳出合計		127,475
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	111,000
			一般財源	16,475

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・ふれあいセンター浴槽ろ過装置更新工事 ・みやまセンター浴槽ろ過装置更新工事 ・ふれあいセンター高圧受変電設備更新工事 ・プリティータウンの丘磯沼荘事務所照明LED更新工事 ・ふくしプラザ多目的ホール調光設備更新工事 ・境地域福祉センター給湯器新設及びボイラ廃止工事 ・境地域福祉センター空調設備更新工事（廊下・事務室系統） ・ふくしプラザ交流室調光設備更新工事 ・施設の緊急修繕	歳出合計		234,056
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	182,700
			その他	0
			一般財源	51,356

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・みやまセンター浴室換気扇設置工事 ・みやまセンター脱衣室床及び棚改修工事 ・みやまセンター外壁塗装工事 ・みやまセンター脱衣室空調増設工事 ・高齢者生きがいセンター教養娯楽室改修工事 ・ふくしプラザ音響（交流室・セミナー室）更新工事 ・ふくしプラザ駐車場整備工事 ・ふれあいセンター受水槽修繕 ・境地域福祉センター空調設備更新工事（研修室系統等） ・施設の緊急修繕	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・ふれあいセンター大規模改修 ・境地域福祉センター大規模改修 ・施設の緊急修繕	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			46
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	高齢者の交流の場となっている各施設は高齢者福祉のうえで重要であると考えます。多くが老朽化を迎え、経年劣化による更新が必要であったり、緊急的な修繕が必要であるため、財政的負担が大きいですが、なるべく利用者に不便を生じないよう、実態把握と関係課と連携を図り、効果的かつ効率的な工事を進められるよう、最善策を検討することが必要です。
	副部局長（二次評価）	施設の多くが老朽化が進んでおり、将来的に改修・更新等による財政面・業務面での負担増が見込まれていますが、高齢者の健康増進と交流の拠点として、高齢者福祉施設は重要な役割を担っていますので、利用者及び施設職員の安全に配慮しつつ、適切な施設の維持管理と高齢福祉施設個別施設計画の遂行が重要です。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 高齢者福祉施設は高齢者の憩いの場であり、重要な施設と考えます。多くの施設が老朽化し、維持管理が難しいところもありますが、点検業者の意見や関係部署と連携し、利用者が安心して利用できる、適切で効果的な維持管理に努める必要があります。今後も高齢福祉施設個別施設計画の対応方針に基づき、適切な整備を進め、安定した市民サービスの確保を図ることが重要です。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	地域包括支援センター運営事業		３　継続
部局名	長寿社会部	課名	地域包括支援センター

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-6】高齢者の生き生きとした暮らしの推進
		目指す姿	【2-6】高齢者が住み慣れた地域で自身の能力、知識や経験を生かし、生きがいを持って地域社会に積極的に関わり、また、包括的な支援体制の下で必要な生活支援サービスを受けながら、より長く元気に生活を送ることができています。
		施策の展開方針	【2-6】方針２：高齢者福祉サービスの充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	3-3-1-1-0一般管理費
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	5-2-4					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		地域に密着した、きめ細かな高齢者支援や地域包括ケアの実現に向け、より効果的な活動を実施するため、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
②事業の内容		地域包括支援センターを9つの日常生活圏域ごとに相談窓口として設置し、地域包括ケアの拠点として、地域における高齢者の生活を支援します。
③事業の対象者		市内に住む高齢者及びその家族、介護支援専門員等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・高齢化の進展のなか、相談件数と地域包括支援センター業務負担は、増加傾向にあります。 ・専門3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の確保が、困難な状況であります。
	課題の要因	・業務負担の増加からくる、就職志願者の減少。 ・業務の複雑化から、地域包括支援センターで働くことを敬遠する傾向にある。 ・診療所、介護施設、居宅介護支援事業所などに人材が流れてしまう。
	本市固有の事情	・令和7年度から、市内9圏域全てを委託型地域包括支援センターとし、これとは別に市は基幹型地域包括支援センターを運営する。
	市民等からの声	・地域包括支援センターの継続的な周知。 ・包括職員のより一層のスキルアップ。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	・令和6年度より、専門職種として配置される職員の地域包括支援センター勤続年数に応じて「増額委託料」の運用を実施（太田市）。
	要因の解消策	・業務の見直しによる業務負担の軽減。一部委託、ブランチなど。 ・市の基幹型地域包括支援センターと法人の委託型地域包括支援センターの連携強化による、協働と業務のすみ分け、効率化の取組。 ・令和6年度に発出された「主任介護支援専門員に準ずる者」の条件緩和。 ・国の介護従事者の処遇改善などを参考にして、法人への委託料を毎年検討する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・地域支援事業交付金（国38.5%、県19.25%）
⑤事業実施により目指す成果		・9つの地域包括支援センターを法人委託し適切に運営することによって、今後市が行うべき認知症対策などの事業により集中できるようになる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
健康教育の開催数	回	目標		216.0	216.0	216.0	216.0	216.0
		実績	282.0	357.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・健康教育の開催数の確認。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・身近な高齢者相談窓口として、9つの委託型地域包括支援センターにおける適切な運営実施 ・各種会議等への参加 ・地域包括ケアシステム研修への参加 ・地域包括支援センター運営協議会の開催	歳出合計		241,187
		財源内訳	国庫支出金	92,857
			県支出金	46,428
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	101,901

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・身近な高齢者相談窓口として、9つの委託型地域包括支援センターにおける適切な運営実施 ・各種会議等への参加 ・地域包括ケアシステム研修への参加 ・地域包括支援センター運営協議会の開催 ・地域包括支援センター業務委託業者選定委員会の開催	歳出合計		241,446
		財源内訳	国庫支出金	92,957
			県支出金	46,478
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	102,010

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・身近な高齢者相談窓口として、9つの委託型地域包括支援センターにおける適切な運営実施 ・各種会議等への参加 ・地域包括ケアシステム研修への参加 ・地域包括支援センター運営協議会の開催 ・地域包括支援センター業務委託業者選定委員会の開催	歳出合計		241,446
		財源内訳	国庫支出金	92,882
			県支出金	46,441
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	102,122

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・身近な高齢者相談窓口として、9つの委託型地域包括支援センターにおける適切な運営実施 ・各種会議等への参加 ・地域包括ケアシステム研修への参加 ・地域包括支援センター運営協議会の開催	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・身近な高齢者相談窓口として、9つの委託型地域包括支援センターにおける適切な運営実施 ・各種会議等への参加 ・地域包括ケアシステム研修への参加 ・地域包括支援センター運営協議会の開催 ・地域包括支援センター業務委託業者選定委員会の開催	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			52
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括ケアシステムの構築が不可欠です。その中で中心的な役割を担う地域包括支援センターを円滑に運営していくためにも、本事業は極めて重要であると考えます。
	副部局長（二次評価）	高齢者の多様化するニーズに適切に対応するため、市の基幹型地域包括支援センターと法人の委託型地域包括支援センターの連携強化による協働と、業務のすみ分けによる効率化を図り、地域に密着した地域包括ケアシステムの構築を推進することが極めて重要です。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築に向け、多様な住民相談に対応し、地域福祉の向上を牽引する極めて重要な機関です。今後も継続的な周知を図るとともに、高齢者支援の中核として更なる機能強化を進め、その運営を推進していくべき事業であると認識しております。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	在宅医療・介護連携推進事業	３　継続
部局名	長寿社会部	課名　地域包括支援センター

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-6】高齢者の生き生きとした暮らしの推進
		目指す姿	【2-6】高齢者が住み慣れた地域で自身の能力、知識や経験を生かし、生きがいを持って地域社会に積極的に関わり、また、包括的な支援体制の下で必要な生活支援サービスを受けながら、より長く元気に生活を送ることができています。
		施策の展開方針	【2-6】方針３：地域支援事業の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	3-3-6-1-0在宅医療・介護連携推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをつづけられるよう、関係機関が連携して在宅医療・介護の切れ目のない一体的な提供体制の構築を図ります。
②事業の内容		・地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、切れ目のないサービスを提供するため、「伊勢崎佐波地域退院調整ルール」の運用状況について継続的に検証を行います。 ・相談窓口「在宅医療介護連携センターいせさき・たまむら」を伊勢崎佐波医師会内に設置し、在宅医療・介護の連携体制の強化を図ります。
③事業の対象者		医療機関・介護事業所等の関係者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・在宅医療と介護を一体的に提供するために関係者間の連携体制づくりが更に必要。 ・高齢者数の増加（令和4年度 54,313人→令和5年度 54,429人） ・市民の在宅医療・介護への理解が不十分。
	課題の要因	・医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加。 ・85歳以上の入院患者が増加する可能性があるため、退院支援の機能強化が必要。
	本市固有の事情	第9期伊勢崎市高齢者保健福祉計画より ・医療機関等の数 130か所 ・在宅診療医数 38か所 ・介護サービス事業所数 391か所
	市民等からの声	第9期伊勢崎市高齢者保健福祉計画より ・在宅医療・介護の連携で「かかりつけ医、病院等との緊急時の連絡体制の整備」を希望する割合74.6%（回答数138人） ・訪問診療の利用状況で「利用している」が10.4%「利用していない」が88.5%と回答（回答数689人）

	既存事業の有無	・地域医療介護連携感染症予防・対策事業費補助金（県）
	先進事例	・横須賀市在宅療養ガイドブック「最期までおうちで暮らそう」、「ときどき入院・入所（ほぼ在宅）」（神奈川県横須賀市）
	要因の解消策	・切れ目のないサービス提供をするため「伊勢崎佐波地域退院調整ルール」の運用状況について医療・介護の関係機関等と検証し、医療や介護を必要とする高齢者に対して継続的に支援ができるように体制を整備します。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・地域支援事業交付金（国38.5%、県19.25%）
⑤事業実施により目指す成果		・在宅で最期を過ごしたいという高齢者のニーズのもと、医療介護連携を推進することにより、市民が安心して生活を送る体制を整備することができる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
研修等への参加者数	人	目標		180.0	180.0	180.0	180.0	180.0
		実績	177.0	147.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・年間の活動実績等を有識者等で構成する在宅医療介護連携推進会議にて報告し、事業の必要性を評価していただく。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをつづけられるよう関係機関連携のもと実施 ・伊勢崎市在宅医療介護連携推進会議開催 ・在宅医療介護連携業務委託	歳出合計		7,087
		財源内訳	国庫支出金	2,729
			県支出金	1,364
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	2,994

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをつづけられるよう関係機関連携のもと実施 ・伊勢崎市在宅医療介護連携推進会議開催 ・在宅医療介護連携業務委託	歳出合計		4,157
		財源内訳	国庫支出金	1,601
			県支出金	800
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,756

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをつづけられるよう関係機関連携のもと実施 ・伊勢崎市在宅医療介護連携推進会議開催 ・在宅医療介護連携業務委託	歳出合計		4,157
		財源内訳	国庫支出金	1,601
			県支出金	800
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,756

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをつづけられるよう関係機関連携のもと実施 ・伊勢崎市在宅医療介護連携推進会議開催 ・在宅医療介護連携業務委託	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしをつづけられるよう関係機関連携のもと実施 ・伊勢崎市在宅医療介護連携推進会議開催 ・在宅医療介護連携業務委託	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	3
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	3
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	3
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			42
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	医療と介護の連携は重要であり、市民のニーズにおいても在宅での生活を継続したいという意見は多い。医療ケアや介護サービスを安心して継続的に受けられる環境を整えられるよう、伊勢崎佐波医師会と連携して取り組んでいく必要があると考えます。	
	副部局長（二次評価）	医療と介護の両方を必要とする高齢者が増加するなか、切れ目のない支援を必要とする高齢者の在宅生活を支えるため、医療・介護・福祉などの関係機関の連携を強化するなど、更なる事業の推進が必要と考えます。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		在宅医療・介護連携推進事業を通して、医療機関と介護事業所等の連携が円滑となり、協働をしていくことは、高齢者が必要かつ適切な医療と介護のサービスを受け、可能な限り自宅で安心して暮らせる地域体制を整えることにつながるため、重要な事業であると認識しております。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	生活支援体制整備事業	３　継続
部局名	長寿社会部	課名	地域包括支援センター

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-6】高齢者の生き生きとした暮らしの推進
		目指す姿	【2-6】高齢者が住み慣れた地域で自身の能力、知識や経験を生かし、生きがいを持って地域社会に積極的に関わり、また、包括的な支援体制の下で必要な生活支援サービスを受けながら、より長く元気に生活を送ることができています。
		施策の展開方針	【2-6】方針３：地域支援事業の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	3-3-7-1-0生活支援体制整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		介護給付費の増加や介護人材不足、担い手となる生産人口の減少が挙げられるなか、地域において在宅で暮らし続けられるよう、ボランティア、NPO、民間企業等多様な事業主体が連携して生活支援の体制を整えるもの。
②事業の内容		第1層協議体（市に1つ）、第2層協議体（地区ごとに1つ）を設置し、各協議体に生活支援コーディネーターを配置する。第1層協議体では、市全体での支え合いづくりについて協議し、第2層協議体では、各協議体が地域課題の把握に努め、地域課題解決のため地域の実情に応じて様々な協議を行う。
③事業の対象者		市民、市内事業者、NPO等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	第1層協議体、第2層協議体を定期的に開催し、地域課題や市全体の支え合いについて協議を行っている。地域ごとの課題が明確化となっても、実際に支援を行う人材が不足していることが課題となる。
	課題の要因	就労年齢の拡大もあり、活動ができる年代は就労しており、人材確保が困難となっている。また、生活支援体制整備事業についての周知不足も考えられる。
	本市固有の事情	地域活動へ企画運営者また参加者として参加したいかの意向調査では、両方とも第8期伊勢崎市高齢者保健福祉計画作成時より、減少している。
	市民等からの声	・行政だけに頼らず、地域でできることは考えていかないとならない。 ・地域の課題は上がるが実際に支援を受けたい人は少ないので、良い意味で本当に困っている人は少ないのではないか。ただ、今後のことは考えていかなければならない。

	既存事業の有無	・地域ケア会議事業
	先進事例	・みんなでつなごう！支え合いの輪！生活支援体制整備事業「協議体」のあゆみ冊子の発行（高崎市）
	要因の解消策	地域での支え合いの必要性について普及啓発に努め、協議体において協議を定期的に行い、地域の支え合いの体制づくりに努める。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	地域支援事業交付金（国38.5%、県19.25%）
⑤事業実施により目指す成果		地域課題が明確化し、その課題解決のための活動が開始でき、地域の支え合いの体制が整備される。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
協議体の設置数	か所	目標		11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
		実績	11.0	11.0				
協議体の開催数	回	目標		134.0	134.0	134.0	134.0	134.0
		実績	171.0	158.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・協議体の設置数の確認。 ・協議体の開催数の確認。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	多様な日常生活上の支援体制の充実や強化及び高齢者等の社会参加の推進を一体的に行う ・生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託する ・円滑に事業をすすめられるよう、社会福祉協議会と連携し、支援を行う ・市民に対し、生活支援体制整備事業の必要性の普及啓発に努める	事業費（千円）		
		歳出合計		9,751
		財源内訳	国庫支出金	3,754
			県支出金	1,877
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	4,120

	実施内容			
Ｒ８	多様な日常生活上の支援体制の充実や強化及び高齢者等の社会参加の推進を一体的に行う ・生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託する ・円滑に事業をすすめられるよう、社会福祉協議会と連携し、支援を行う ・市民に対し、生活支援体制整備事業の必要性の普及啓発に努める	事業費（千円）		
		歳出合計		10,087
		財源内訳	国庫支出金	3,884
			県支出金	1,941
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	4,262

	実施内容			
Ｒ９	多様な日常生活上の支援体制の充実や強化及び高齢者等の社会参加の推進を一体的に行う ・生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託する ・円滑に事業をすすめられるよう、社会福祉協議会と連携し、支援を行う ・市民に対し、生活支援体制整備事業の必要性の普及啓発に努める	事業費（千円）		
		歳出合計		10,087
		財源内訳	国庫支出金	3,884
			県支出金	1,941
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	4,262

	実施内容			
Ｒ１０	多様な日常生活上の支援体制の充実や強化及び高齢者等の社会参加の推進を一体的に行う ・生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託する ・円滑に事業をすすめられるよう、社会福祉協議会と連携し、支援を行う ・市民に対し、生活支援体制整備事業の必要性の普及啓発に努める	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	多様な日常生活上の支援体制の充実や強化及び高齢者等の社会参加の推進を一体的に行う ・生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託する ・円滑に事業をすすめられるよう、社会福祉協議会と連携し、支援を行う ・市民に対し、生活支援体制整備事業の必要性の普及啓発に努める	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	3
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			44
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	地域社会における高齢者特有の課題等に対し、地域住民を含む関係者が協議し、地域住民ができることは何かを考え、地域で支えながら生活を続けていくことが出来る地域づくりを推進していくため、重要な事業であると考える。
	副部局長（二次評価）	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、介護や介護予防だけでなく、地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めていくことが重要です。地域での支えあい活動の重要性を理解する人材を増やしながら、支え合いの輪を広げ、地域住民同士で話し合う場となる協議体の活動を支援し根付かせていく必要があります。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 介護財政の逼迫と人材確保の困難という、深刻な課題に直面する中で、地域に住む高齢者等を、地域の人が支える「地域での支え合いの仕組み」を構築することが今後重要と考えています。また、生活様式の変化などに伴い、地域での暮らしに関する課題は多様化し、行政や介護事業所が提供する規格のあるサービスではカバーできない課題も見受けられる状況で、地域社会において自立した在宅生活が維持できるよう、この事業は重要な役割を担うものと認識しております。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	認知症高齢者見守り事業	３　継続
部局名	長寿社会部	課名	地域包括支援センター

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-6】高齢者の生き生きとした暮らしの推進
		目指す姿	【2-6】高齢者が住み慣れた地域で自身の能力、知識や経験を生かし、生きがいを持って地域社会に積極的に関わり、また、包括的な支援体制の下で必要な生活支援サービスを受けながら、より長く元気に生活を送ることができています。
		施策の展開方針	【2-6】方針３：地域支援事業の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり

予算科目１	3-3-5-2-0認知症高齢者見守り事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	5-2-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		認知症に関する普及啓発活動や、認知症高齢者等が行方不明時に早期発見できる仕組みの運用、認知症に関する知識のあるボランティアの養成等により、地域における認知症高齢者等の生活支援や見守り体制の充実を図るもの。
②事業の内容		・認知症サポーターの養成を行い、認知症の人やその家族をボランティアで応援するオレンジSUNの登録を行う。 ・認知症サポーターのいるお店を登録し、登録事業所の一覧表を作成し、周知を行う。 ・認知症高齢者等見守り事前登録制度の登録を行う。 ・認知症高齢者等見守りサービスにて、対象者にGPS機器の貸与を行う。 ・認知症ＶＲ体験講座を開催する。
③事業の対象者		市民、市内事業者等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	コロナ禍より認知症サポーターの養成数が減少し、現在増加傾向になってきた状況である。サポーター数の増加と幅広い年代のサポーターの養成や実際にボランティア活動を実施するオレンジSUNの登録者数も増やす必要がある。また、認知症サポーターのいるお店の登録数が横ばい状態のため、登録数の増加や業種の増大が必要である。認知症高齢者等が行方不明時に居場所を特定できる唯一の手段となるGPS機器貸与のサービスの登録者数が少ないため、早期発見、保護ができるよう登録者数を増やすことが必要と考える。
	課題の要因	認知症サポーター養成講座を定期開催とし、決められた日程、会場での受講となっているため、日程調整等が困難で受講しにくいと考える。また、各事業において、重要性等の周知不足や認知症への理解不足が考えられる。
	本市固有の事情	伊勢崎市高齢者実態調査より ・認知症予防、認知症高齢者に対する支援が大切だと思う人は、約3割である。 ・最期を過ごしたい居場所として、「自宅」と答えた人は約4割である。
	市民等からの声	・認知症になっても自宅で暮らしていたい。 ・認知症になったら、家族に迷惑をかけてしまうのでどうしたらよいのか分からない。 ・家族が自宅で、いつまで介護ができるのか不安になる。

	既存事業の有無	・家族介護支援事業 ・生活支援体制整備事業
	先進事例	・おおぶ見守りネットワーク～認知症高齢者等の見守り及び個人賠償責任保険事業～（愛知県大府市） ・タッチでチェック！脳活体験会（渋川市）
	要因の解消策	・認知症サポーター養成講座開催方法として随時開催を強化し、開催方法等について サポーターの重要性について周知する。 ・認知症高齢者等が行方不明時に早期発見ができるように、認知症高齢者等見守り事前登録制度 認知症高齢者等見守りサービスの必要性等について周知する。 ・体験講座等を通じて認知症への関心、理解を深める。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	地域支援事業交付金（国38.5%、県19.25%）
⑤事業実施により目指す成果		・認知症サポーター数が増加し、子ども世代のサポーターも増加する。 ・実際にボランティア活動を実施するオレンジSUNが増加し、地域の支援体制の強化される。 ・認知症サポーターのいるお店の登録数が増え、地域支援が広がる。 ・認知症高齢者等見守り事前登録者数が増加する。 ・認知症高齢者等見守りサービスの登録者数が増加する。 ・認知症高齢者等個人賠償責任保険の登録者数が増加する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
認知症サポーター養成講座受講者数	人	目標		500.0	500.0	500.0	500.0	500.0
		実績	691.0	786.0				
認知症高齢者等見守りサービス登録者数	人	目標		40.0	45.0	50.0	55.0	60.0
		実績	31.0	25.0				
認知症ＶＲ体験講座参加者数	人	目標		50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
		実績		45.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・認知症サポーター養成講座受講者数の確認。 ・キッズサポーター養成講座受講者数及び親子サポーター養成講座受講者数の確認。 ・認知症高齢者等見守りサービスの登録者数の確認。 ・認知症VR体験講座参加者数の確認。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・認知症高齢者等が安心して生活できるよう支援を行う ・認知症サポーター養成講座（定期開催・随時開催）を開催する ・キッズサポーター養成講座、親子サポーター養成講座の開催 ・オレンジSUNの登録を行う ・認知症高齢者等見守り事前登録制度の実施 ・認知症高齢者等見守りサービスの実施 ・認知症VR体験講座の開催	歳出合計		2,340
		財源内訳	国庫支出金	901
			県支出金	450
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	989

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・認知症高齢者等が安心して生活できるよう支援を行う ・認知症サポーター養成講座（定期開催・随時開催）を開催する ・キッズサポーター養成講座、親子サポーター養成講座の開催 ・オレンジSUNの登録を行う ・認知症高齢者等見守り事前登録制度の実施 ・認知症高齢者等見守りサービスの実施 ・認知症VR体験講座の開催	歳出合計		2,238
		財源内訳	国庫支出金	861
			県支出金	431
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	946

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・認知症高齢者等が安心して生活できるよう支援を行う ・認知症サポーター養成講座（定期開催・随時開催）を開催する ・キッズサポーター養成講座、親子サポーター養成講座の開催 ・オレンジSUNの登録を行う ・認知症高齢者等見守り事前登録制度の実施 ・認知症高齢者等見守りサービスの実施 ・認知症VR体験講座の開催	歳出合計		2,238
		財源内訳	国庫支出金	901
			県支出金	450
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	887

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・認知症高齢者等が安心して生活できるよう支援を行う ・認知症サポーター養成講座（定期開催・随時開催）を開催する ・キッズサポーター養成講座、親子サポーター養成講座の開催 ・認知症高齢者等見守り事前登録制度の実施 ・オレンジSUNの登録を行う ・認知症高齢者等見守りサービスの実施 ・認知症VR体験講座の開催	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・認知症高齢者等が安心して生活できるよう支援を行う ・認知症サポーター養成講座（定期開催・随時開催）を開催する ・キッズサポーター養成講座、親子サポーター養成講座の開催 ・オレンジSUNの登録を行う ・認知症高齢者等見守り事前登録制度の実施 ・認知症高齢者等見守りサービスの実施 ・認知症VR体験講座の開催	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			52
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	超高齢社会を迎え、認知症高齢者の増加が進むなか、さらに一人暮らしなど家族の支援が見込めない高齢者も増加していくことが懸念されます。地域でどう支えていくかを考えたときに、様々な世代の住民が、認知症に対する正しい理解と知識を備えていくことが必要です。そのためにも、認知症について自分事として考え、認知症になっても安心して暮らしていける地域づくりの推進が重要であると考えます。
	副部局長（二次評価）	今や認知症はとても身近なものであるといえます。認知症の人とその家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりのためには、認知症に関する正しい知識や情報の普及啓発を行っていくことが重要です。認知症に対する理解を多世代に広めていくことや予防意識の向上や地域での見守り支援を促進していくことが必要と考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 認知症の方の見守りは家族や介護者だけでなく、地域全体で支えられるべきものであり、認知症を正しく理解する市民を増やしていくことは、地域の見守り体制強化につながるものと期待しております。また、認知症サポーターの養成講座を随時開催するなど機会を捉えて、重要性について周知していくことが必要と認識しています。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	自立支援給付事業		３　継続
部局名	福祉こども部	課名	障害福祉課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-7】障害者への支援の充実
		目指す姿	【2-7】障害の特性や障害者への理解が進み、障害者が必要な支援を受けつつ、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができています。
		施策の展開方針	【2-7】方針１：障害者の生活支援の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	
予算科目１			3-1-3-1-0自立支援給付事業
予算科目２			
予算科目３			
予算科目４			
予算科目５			
予算科目６			
予算科目７			
予算科目８			
関連する市長マニフェスト			

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		障害者のニーズに応じ、入浴や家事援助などの日常生活における支援や就労のための訓練などのほか、必要な相談支援を提供することにより、障害者の自立した生活を支援する。
②事業の内容		・介護給付費の支給 ・訓練等給付費の支給 ・障害者相談支援事業の実施 ・補装具費の支給
③事業の対象者		障害者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	障害者一人ひとりが適切なサービスを利用し、住み慣れた地域で安心して生活を送るため、障害者のニーズに応じた相談支援やサービスの充実が求められている。
	課題の要因	・障害者及びその養護者等のニーズの多様化 ・障害福祉サービス事業所等におけるサービスの質の確保の必要性 ・相談支援専門員の不足 ・相談支援専門員の質の向上
	本市固有の事情	無
	市民等からの声	医療的ケアを必要とする障害者や重症心身障害者への支援の充実について要望がある。

	既存事業の有無	無
	先進事例	無
	要因の解消策	障害福祉サービス等の利用者数の増加や多様化するニーズに対応するため、相談支援専門員やサービス提供事業所の確保、質の向上により、サービスを安定的に提供していく。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・障害者自立支援給付費負担金（国庫負担金） 補助基本額×1/2 ・障害者自立支援給付費負担金（県負担金） 補助基本額×1/4
⑤事業実施により目指す成果		障害者の相談支援体制を強化し、医療や教育、他の福祉分野の支援機関と連携した障害者の切れ目のない支援体制を整備することにより、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
延べ利用者数（介護給付）	人	目標		12,740.0	13,070.0	13,410.0	13,750.0	14,120.0
		実績	12,289.0	12,807.0				
延べ利用者数（訓練等給付）	人	目標		13,613.0	15,173.0	16,917.0	18,878.0	21,079.0
		実績	10,782.0	13,064.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	毎年度、障害福祉計画の進捗状況の把握及び分析を行い、自立支援協議会において実績の評価を行う。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・介護給付費の支給 ・訓練等給付費の支給 ・障害者相談支援事業の実施 ・補装具費の支給	事業費（千円）		
		歳出合計		3,927,330
		財源内訳	国庫支出金	1,960,703
			県支出金	980,351
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	986,276
Ｒ８	実施内容			
	・介護給付費の支給 ・訓練等給付費の支給 ・障害者相談支援事業の実施 ・補装具費の支給	事業費（千円）		
		歳出合計		4,611,774
		財源内訳	国庫支出金	2,302,638
			県支出金	1,151,319
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,157,817
Ｒ９	実施内容			
	・介護給付費の支給 ・訓練等給付費の支給 ・障害者相談支援事業の実施 ・補装具費の支給	事業費（千円）		
		歳出合計		4,611,774
		財源内訳	国庫支出金	2,302,638
			県支出金	1,151,319
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,157,817
Ｒ１０	実施内容			
	・介護給付費の支給 ・訓練等給付費の支給 ・障害者相談支援事業の実施 ・補装具費の支給	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容			
	・介護給付費の支給 ・訓練等給付費の支給 ・障害者相談支援事業の実施 ・補装具費の支給	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	3
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			52
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	多様化かつ複雑化している障害者のニーズを的確に把握し、県とも連携しながら相談支援専門員やサービス提供事業所の確保、質の向上により、サービスを安定的に提供していく必要があります。	
	副部局長（二次評価）	障害者が自立した日常生活や社会参加の促進のために実施する障害福祉サービスの根幹となる事業であり、事業の継続は必要不可欠なものであると考えます。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		障害者にとって必要な障害福祉サービスを提供することで自立した日常生活を支援するものであり、引き続き、効果的かつ効率的な事務執行が必要である。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	障害児福祉給付事業		3　継続
部局名	福祉こども部	課名	障害福祉課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-7】障害者への支援の充実
		目指す姿	【2-7】障害の特性や障害者への理解が進み、障害者が必要な支援を受けつつ、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができています。
		施策の展開方針	【2-7】方針１：障害者の生活支援の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	3-1-5-1-0障害児福祉給付事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	2-1-5					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		障害の特性に応じた専門的な療育や集団への適応訓練などのサービスのほか、必要な相談支援を行うことにより、障害児の自立と社会参加を支援する。
②事業の内容		・障害児通所支援等給付費の支給 ・相談支援事業の実施
③事業の対象者		障害児
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	障害児一人ひとりが適切なサービスを利用し、住み慣れた地域で安心して生活を送るため、障害児のニーズに応じた相談支援やサービスの充実が求められている。
	課題の要因	・障害児及びその養護者等のニーズの多様化 ・児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等におけるサービスの質の確保の必要性 ・相談支援専門員の不足 ・相談支援専門員の質の向上
	本市固有の事情	無
	市民等からの声	医療的ケアを必要とする障害児や重症心身障害児への支援の充実や医療機関の確保について要望がある。

	既存事業の有無	無
	先進事例	無
	要因の解消策	障害の特性に応じた専門的な療育や集団への適応訓練の提供等により、障害児の自立と社会参加を支援する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・障害児入所給付費等負担金（国庫支出金） 補助基本額×1/2 ・障害児入所給付費等負担金（県支出金） 補助基本額×1/4
⑤事業実施により目指す成果		障害児の相談支援体制を強化し、医療や教育、他の福祉分野の支援機関と連携した障害児の切れ目のない支援体制を整備することにより、障害児が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
延べ利用者数（児童発達支援）	人	目標		4,300.0	5,400.0	6,800.0	8,600.0	10,900.0
		実績	2,860.0	4,184.0				
延べ利用者数（放課後等デイサービス）	人	目標		10,600.0	11,800.0	13,100.0	14,600.0	16,200.0
		実績	8,322.0	9,446.0				
延べ利用者数（障害児相談支援）	人	目標		2,900.0	3,300.0	3,800.0	4,300.0	4,900.0
		実績	2,071.0	2,834.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	毎年度、障害児福祉計画の進捗状況の把握及び分析を行い、自立支援協議会において実績の評価を行う。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・障害児通所支援等給付費の支給 ・相談支援事業の実施 ・児童発達・教育相談支援システムの導入	歳出合計		1,956,796
		財源内訳	国庫支出金	973,000
			県支出金	479,000
			地方債	0
			その他	15,000
			一般財源	489,796

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・障害児通所支援等給付費の支給 ・相談支援事業の実施 ・児童発達・教育相談支援システムの運用による教育と福祉の連携	歳出合計		2,301,250
		財源内訳	国庫支出金	1,142,640
			県支出金	571,320
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	587,290

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・障害児通所支援等給付費の支給 ・相談支援事業の実施 ・児童発達・教育相談支援システムの運用による教育と福祉の連携	歳出合計		2,301,250
		財源内訳	国庫支出金	1,142,640
			県支出金	571,320
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	587,290

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・障害児通所支援等給付費の支給 ・相談支援事業の実施 ・児童発達・教育相談支援システムの運用による教育と福祉の連携	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・障害児通所支援等給付費の支給 ・相談支援事業の実施 ・児童発達・教育相談支援システムの運用による教育と福祉の連携	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			54
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	多様化かつ複雑化している障害児及びその介護者等のニーズを的確に把握し、県とも連携しながら相談支援専門員やサービス提供事業所の確保、質の向上により、サービスを安定的に提供していく必要がある。	
	副部局長（二次評価）	障害児が自立した日常生活や社会参加の促進のために実施する障害福祉サービスの根幹となる事業であり、事業の継続は必要不可欠なものであると考えます。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		障害児にとって必要な障害児通所サービスを提供することで、自立した日常生活を支援するものであり、引き続き、効果的かつ効率的な事務執行が必要である。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	地域生活支援事業		3　継続
部局名	福祉こども部	課名	障害福祉課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-7】障害者への支援の充実
		目指す姿	【2-7】障害の特性や障害者への理解が進み、障害者が必要な支援を受けつつ、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができています。
		施策の展開方針	【2-7】方針１：障害者の生活支援の充実
			【2-7】方針３：障害者の理解促進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	④ 共生社会実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	④ 多様な人材が活躍できる環境づくり

予算科目１	3-1-3-1-0地域生活支援事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	5-3-4					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		障害者基幹相談支援センターや児童発達支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図り、地域の実情に応じた事業を実施することにより、障害者の日常生活や社会生活を支援する。
②事業の内容		・地域生活支援事業の実施 ・地域生活支援促進事業の実施
③事業の対象者		障害者（児）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	障害者一人ひとりが必要なサービスを利用し、障害者のニーズに応じた生活支援の充実が求められている。
	課題の要因	・障害者及びその介護者等のニーズの多様化
	本市固有の事情	無
	市民等からの声	・通学等の通年かつ長期にわたる外出支援の要望がある。 ・医療的ケアを必要とする障害者や重症心身障害者に対する支援のニーズは高く、社会的関心が高い。 ・日常生活用具の給付に係る種目及び単価の見直しについて要望がある。

既存事業の有無	無
先進事例	無
要因の解消策	利用者等のニーズの見込まれる事業について、利用者やその介護者等のほか、訪問看護事業所、医療的ケア児等コーディネーター等の意見を丁寧に聴き取り、事業の見直しを実施する。また、日常生活用具の給付に係る種目及び単価について、ニーズや市場価格を踏まえた見直しを適宜行う。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金（国庫）補助率1/2　（県）補助率1/4 ・知的障害児（者）総合福祉推進事業費補助金（県補助金） 登録介護者事業：補助率1/3　　在宅重度心身障害者等デイ・サービス事業：補助率1/2 ・地域活動支援センター市町村負担金（雑入）
⑤事業実施により目指す成果	障害者基幹相談支援センターや児童発達支援センターを中心とした相談支援体制の強化や障害者のニーズに応じたサービスの充実を図り、医療や教育、保健、他の福祉分野の支援機関と連携した障害者の切れ目のない支援を行うことにより、障害者の日常生活や社会生活における支援を促進する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
レクリエーション活動・生活訓練等事業の開催回数	回	目標		85.0	90.0	95.0	100.0	100.0
		実績	82.0	67.0				
障害者理解促進研修・啓発事業の開催回数	回	目標		20.0	25.0	30.0	30.0	30.0
		実績	19.0	20.0				
障害者基幹相談支援センター相談支援件数	件	目標		8,000.0	8,000.0	8,000.0	8,000.0	8,000.0
		実績	7,664.0	6,634.0				
延べ利用者数（地域活動支援センター事業）	人	目標		19,200.0	18,100.0	17,100.0	16,100.0	15,200.0
		実績	21,650.0	20,615.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	毎年度、障害福祉計画の進捗状況の把握及び分析を行い、自立支援協議会において実績の評価を行う。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・地域生活支援事業の実施 ・地域生活支援促進事業 ・事業の検証及び見直し	歳出合計		475,476
		財源内訳	国庫支出金	173,925
			県支出金	88,386
			地方債	0
			その他	12,149
			一般財源	201,016

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・地域生活支援事業の実施 ・地域生活支援促進事業 ・事業の検証及び見直し ・移動支援事業の拡充	歳出合計		518,845
		財源内訳	国庫支出金	209,824
			県支出金	106,413
			地方債	0
			その他	12,799
			一般財源	189,809

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・地域生活支援事業の実施 ・地域生活支援促進事業 ・事業の検証及び見直し	歳出合計		530,829
		財源内訳	国庫支出金	209,824
			県支出金	106,413
			地方債	0
			その他	12,799
			一般財源	201,793

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・地域生活支援事業の実施 ・地域生活支援促進事業 ・事業の検証及び見直し	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・地域生活支援事業の実施 ・地域生活支援促進事業 ・事業の検証及び見直し	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	地域生活支援事業は、障害福祉サービス等の提供体制や障害者（児）のニーズを的確に把握し、必要に応じて事業の見直しや拡充を行うなど、適切な支援を実施していく必要がある。
	副部局長（二次評価）	障害者（児）の支援に関し多様化するニーズに対応するため、法定の障害福祉サービス等を補完する本事業の役割は非常に重要であるため、事業の継続は必須である。 引き続き、効果的かつ効率的な相談支援事業の実施が必要であり、新たな課題にも対応するための相談支援体制をさらに強化していく必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 障害福祉サービス等の提供に当たり、その根幹である相談支援事業の更なる機能強化のため、人的資源の充実、専門性の向上、他の福祉分野や教育、医療などの各分野の機関等との組織の横断的な連携・協力での改善を行う必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	障害者福祉管理事業		3　継続
部局名	福祉こども部	課名	障害福祉課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-7】障害者への支援の充実
		目指す姿	【2-7】障害の特性や障害者への理解が進み、障害者が必要な支援を受けつつ、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができています。
		施策の展開方針	【2-7】方針２：障害者の地域移行の支援
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
			④ 共生社会実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 労働環境の向上と雇用確保の支援
			④ 多様な人材が活躍できる環境づくり

予算科目１	3-1-2-1-0障害者福祉管理事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	1-2-4	1-3-3	5-3-2			

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		地域における障害者の支援のための体制を整備し、障害者の雇用や就労に向けた支援を促進することにより、障害者が地域社会の中で生き生きと活躍することのできる場を広げ、障害者の地域生活への移行を支援する。
②事業の内容		・自立支援協議会及び特定課題会の運営 ・障害者就労支援協議会や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携した障害者の一般就労の促進 ・関係機関等との連携による障害者雇用や就労支援のための各種イベントの開催 ・障害福祉団体との連携による当事者のニーズの把握 ・いせさき福祉ふれあいマルシェの定期開催
③事業の対象者		障害者（児）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	親亡き後を見据えた地域における障害者の生活支援や障害者の一般就労の促進により、障害者が地域社会の一員として活躍することができる環境の整備が求められている。
	課題の要因	・障害者雇用のマッチングの機会の不足 ・障害者雇用に対する企業等の理解不足 ・障害者就労施設等における平均工賃が低い
	本市固有の事情	無
	市民等からの声	・障害者就労施設等における工賃向上の取組のための支援について要望がある。 ・障害者就労支援協議会における障害者雇用の促進のための取組への支援について要望がある。

	既存事業の有無	無
	先進事例	・総社市における障がい者千五百人雇用推進条例による障害者雇用の促進の取組事例がある。
	要因の解消策	障害者総合支援法に基づき設置している自立支援協議会は、本市における障害者への支援等について協議する場であり、今後も継続して、効率的に会議を運営していく必要がある。また、障害者就労支援協議会の運営を関係機関とも連携しながら支援し、障害者の一般就労の促進と工賃向上のための取組を促進していく。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	無
⑤事業実施により目指す成果		地域における障害者の支援のための体制を整備し、障害者の雇用や就労に向けた支援を促進することにより、障害者が地域社会の中で生き生きと活躍することのできる場を広げ、障害者の地域生活への移行を支援する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
いせさき福祉ふれあいマルシェの開催回数	回	目標		12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
		実績	1.0	15.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	障害者就労支援協議会において所属団体の障害者が一般就労に移行した人数を毎年度末に調査する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・自立支援協議会及び特定課題会の運営 ・障害者就労支援協議会や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携した障害者の一般就労の促進 ・関係機関等との連携による障害者雇用や就労支援のための各種イベントの開催 ・障害福祉団体との連携による当事者のニーズの把握 ・いせさき福祉ふれあいマルシェの定期開催 ・障害者雇用奨励金の交付	歳出合計		8,743
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	8,743

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・自立支援協議会及び特定課題会の運営 ・障害者就労支援協議会や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携した障害者の一般就労の促進 ・関係機関等との連携による障害者雇用や就労支援のための各種イベントの開催 ・障害福祉団体との連携による当事者のニーズの把握 ・いせさき福祉ふれあいマルシェの定期開催 ・障害者雇用奨励金の交付	歳出合計		7,486
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	7,486

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・自立支援協議会及び特定課題会の運営 ・障害者就労支援協議会や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携した障害者の一般就労の促進 ・関係機関等との連携による障害者雇用や就労支援のための各種イベントの開催 ・障害福祉団体との連携による当事者のニーズの把握 ・いせさき福祉ふれあいマルシェの定期開催 ・障害者雇用奨励金の交付	歳出合計		5,091
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	5,091

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・自立支援協議会及び特定課題会の運営 ・障害者就労支援協議会や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携した障害者の一般就労の促進 ・関係機関等との連携による障害者雇用や就労支援のための各種イベントの開催 ・障害福祉団体との連携による当事者のニーズの把握 ・いせさき福祉ふれあいマルシェの定期開催 ・障害者雇用奨励金の交付	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・自立支援協議会及び特定課題会の運営 ・障害者就労支援協議会や障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等と連携した障害者の一般就労の促進 ・関係機関等との連携による障害者雇用や就労支援のための各種イベントの開催 ・障害福祉団体との連携による当事者のニーズの把握 ・いせさき福祉ふれあいマルシェの定期開催 ・障害者雇用奨励金の交付	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	関係機関と連携しながら自立支援協議会及び障害者就労支援協議会を適正に運営するとともに、各種イベントやいせさき福祉ふれあいマルシェの定期開催等を進める。これにより、地域における障害者の支援のための体制を整備し、障害者の一般就労の促進と就労施設等における工賃向上のための取組を計画的に促進していく必要がある。
	副部局長（二次評価）	障害者総合支援法に位置づけられた自立支援協議会の持つ意義は大きく、効率的な会議運営が求められる。また、障害者の一般就労の促進のため、障害者就労支援協議会との連携を強化するとともに、いせさき福祉ふれあいマルシェの定期開催等を通じて、当事者のニーズに応じた就労機会の確保や工賃向上を推進していく必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 自立支援協議会や就労支援協議会は、地域の関係機関によるネットワークの構築や社会資源の開発、各福祉計画の策定や検証を行う重要な機関である。引き続きこれらを適正に機能させ、いせさき福祉ふれあいマルシェ等の開催を通じた一般就労の促進や工賃向上の取組と合わせ、効果的かつ効率的な事業運営を継続していく必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	障害者センター管理運営事業	３　継続
部局名	福祉こども部	課名	障害福祉課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【２】　健康・福祉政策
		重点施策	【2-7】障害者への支援の充実
		目指す姿	【2-7】障害の特性や障害者への理解が進み、障害者が必要な支援を受けつつ、住み慣れた地域で生き生きと暮らすことができています。
		施策の展開方針	【2-7】方針３：障害者の理解促進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	④ 共生社会実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	④ 多様な人材が活躍できる環境づくり

予算科目１	3-1-2-4-0障害者センター管理運営事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	5-3-1					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		障害者の活動と交流の拠点である障害者センターにおいて、障害者団体などに活動の場を提供し、障害者の理解促進に関する事業の実施を支援する。
②事業の内容		・障害者団体等への施設の貸出 ・障害者団体等の活動の支援 ・施設の維持管理 ・個別施設計画に基づく施設、設備等の改修
③事業の対象者		障害者（児）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	施設や設備の整備、更新等を計画的に行い、利用者のニーズを踏まえ、有効な施設の利活用について検討していく必要がある。
	課題の要因	・障害者団体等における会員の減少 ・指定福祉避難所としての機能を強化する必要性 ・施設、設備等の老朽化 ・障害者センターの建設当初とは異なる用途による利用の増加
	本市固有の事情	無
	市民等からの声	・障害者センターは、障害者や障害者団体等の要望により設置した施設となっている。

	既存事業の有無	無
	先進事例	無
	要因の解消策	ＧＸを考慮した個別施設計画の見直しを行い、指定福祉避難所としての機能を強化するための防災備品、設備等の整備を行う。さらに、障害者団体等との連携を密にし、持続可能な組織となるための活動を支援する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	個別施設計画に基づく施設、設備等の改修に当たっては、公共施設等適正管理推進事業債、防災対策事業債等を活用する。
⑤事業実施により目指す成果		施設内に設置されている障害者基幹相談支援センターや障害者虐待防止センターのほか、障がい者就業・生活支援センター「メルシー」とも連携し、障害者の相談支援や就労支援、権利擁護など、障害者の日常生活や社会参加の促進を支援する。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
障害者センター利用者数	人	目標		13,000.0	13,000.0	13,000.0	13,000.0	13,000.0
		実績	12,266.0	13,545.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	障害者センターの利用状況を月次及び年次で把握及び分析する。さらに、毎年度、施設、設備等の改修の状況について、個別施設計画による進捗管理を行うことにより評価する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・障害者団体等への施設の貸出 ・障害者団体等の活動の支援 ・施設の維持管理 ・個別施設計画に基づく施設、設備等の改修	歳出合計		41,909
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	28,672
			一般財源	13,237

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・障害者団体等への施設の貸出 ・障害者団体等の活動の支援 ・施設の維持管理 ・個別施設計画に基づく施設、設備等の改修	歳出合計		28,159
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	9,300
			その他	3,572
			一般財源	15,287

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・障害者団体等への施設の貸出 ・障害者団体等の活動の支援 ・施設の維持管理 ・個別施設計画に基づく施設、設備等の改修	歳出合計		28,159
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	11,600
			その他	0
			一般財源	16,559

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・障害者団体等への施設の貸出 ・障害者団体等の活動の支援 ・施設の維持管理 ・個別施設計画に基づく施設、設備等の改修	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・障害者団体等への施設の貸出 ・障害者団体等の活動の支援 ・施設の維持管理 ・個別施設計画に基づく施設、設備等の改修	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	本施設は、指定福祉避難所となっていることから、防災面での施設整備を計画的に進めるとともに、障害者の相談支援や就労支援に係る事業を関係機関等と連携して、今後も実施していく必要がある。	
	副部局長（二次評価）	個別施設計画に基づき、施設整備や設備更新を計画的に行うとともに、関係機関や団体等との連携を強化し、長期的な視点での施設の有効活用について検討していく必要がある。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		障害者の活動と交流の拠点施設として、利用者や団体等との連携を強化し、障害者の自立や社会参加のための総合的な支援等の事業を、引き続き効果的かつ効率的に実施していく必要がある。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	



産業・観光・文化政策

経済の好循環が生まれ、
活気にあふれ人が集えるまち

3-1　商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進

3-2　企業誘致の推進と販路拡大の促進

3-3　効率的かつ安定的な農業の推進

3-4　特長のある観光の創出と振興

3-5　文化活動の継承と振興

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	商業振興対策事業		３　継続
部局名	産業経済部	課名	商工労働課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-1】商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
		目指す姿	【3-1】市内の事業者が抱える様々な経営課題に柔軟に対応し、安定的な経営が推進されるとともに、地域経済が活性化され、働きやすい環境になっています。
		施策の展開方針	【3-1】方針１：デジタル技術の活用による新産業の創出と経営力強化
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
			⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 産業の競争力強化
			② 関係人口の創出と地方居住の推進
			⑤ デジタル人材の育成・確保

予算科目１	7-1-2-1-0商業振興対策事業
予算科目２	7-1-2-3-0中小企業ＧＸ推進事業費補助金交付事業
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	1-1-5	1-1-9	2-5-6	4-2-3		

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		商工団体や商店街振興組合等が行う事業や、新たに創業する事業者や既存事業者に対し、継続して支援等を行うことにより、商業基盤の安定と商業のさらなる発展を目的とする。 また、ｅスポーツ等のデジタルコンテンツを活用する各種事業を展開し、関係人口の拡大と新産業の創出を目的とする。
②事業の内容		・伊勢崎商工会議所、群馬伊勢崎商工会、商店街振興組合等に対する補助金交付。 ・新規創業者や既に事業を営む中小企業者への相談、支援。 ・ｅスポーツを新たな産業分野として支援し、関係人口の増加と人材育成を支援。 ・電子地域通貨ＩＳＥＣＡを活用したキャンペーン事業により、企業及び住民を支援。
③事業の対象者		商工団体、市内事業者、住民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・小売業の店舗数及び商品販売額は、平成28年と比較で10%以上減少したが、小売業1店舗当たりの商品販売額は約4%増加した。（平成28年：1,431店/2,402億円　→令和3年：1,278店/2,232億円） ・社会全体でデジタル活用やＧＸの推進が求められている。
	課題の要因	・ポストコロナとともにＩＣＴ活用が急拡大し、消費者の意識や行動などの変化が顕在化している。
	本市固有の事情	・幹線道路の整備が進み、利便性の高い道路交通網を有する。 ・中心市街地を取り巻くように郊外型の大規模小売店舗が多く進出しているものの、公共交通機関は限定的となっている。
	市民等からの声	・徒歩や自転車で買い物できる身近な生活圏への店舗の立地。（令和5年度市民アンケート結果：68.1%） ・国道など幹線道慮沿いなどに利便性の高い商業施設を誘致する。（同：35.0%）

	既存事業の有無	小規模事業者持続化給付金（国）
	先進事例	・まちなか店舗リニューアル・事業承継支援事業補助金（桐生市） ・電子地域通貨事業（前橋市、高崎市、桐生市、太田市ほか） ・空き店舗対策家賃支援事業補助金（太田市）
	要因の解消策	・商工会議所及び商工会等と連携し、市内での創業を志す人や、既存の中小企業に対して健全な経営が継続できるよう支援体制を整備する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・創業等サポート補助金事業について、地域未来交付金（内閣府、補助率1/2）を活用。 ・ＩＳＥＣＡプレミアムキャンペーン事業及び中小企業ＧＸ推進事業費補助金について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（内閣府、補助率1/2）を活用。
⑤事業実施により目指す成果		・熱意のある中小企業者や創業希望者に対してきめ細やかな支援を継続していくとともに、県や市内商工団体と連携を深め、地域経済の好循環を目指す。 ・デジタルコンテンツを活用した新産業の創出を目指す。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
創業等サポート補助金交付件数	件	目標		27.0	27.0	27.0	27.0	27.0
		実績	28.0	25.0				
中小企業ＧＸ推進事業費補助金交付件数	件	目標		100.0	200.0	62.0	62.0	62.0
		実績		268.0				
補助金交付金額	千円	目標		228,500.0	311,500.0	78,500.0	78,500.0	78,500.0
		実績	24,124.0	306,313.0				
プログラミングコンテスト参加者数	人	目標		30.0	40.0	－	－	－
		実績		70.0		－	－	－
ｅスポーツ大規模大会の来場・視聴者数	人	目標		500.0	600.0	－	－	－
		実績		2,000.0		－	－	－
ＩＳＥＣＡプレミアムポイント発行総額	千円	目標		－	－	－	－	－
		実績		－	－	－	－	－
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・事業の参加者や補助金交付後に実施するアンケートの分析を行い、事業継続等の評価を実施している。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・商工会議所、群馬伊勢崎商工会、並びに商店街振興組合等が行う事業に対する支援。（商工振興事業費補助金、商工会運営費補助金） ・市内において新たに創業する人への支援。（創業促進サポート補助金） ・ｅスポーツを新たな産業として創出するための支援。（ＩＳＥＳＡＫＩｅスポーツ事業） ・市内企業等の競争力強化及びコスト低減による経営基盤強化とともに、ＧＸ経営に取り組むための設備投資を支援。（中小企業ＧＸ推進事業費補助金）	歳出合計		296,716
		財源内訳	国庫支出金	164,452
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	132,264

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・商工会議所、群馬伊勢崎商工会、並びに商店街振興組合等が行う事業に対する支援。（商工振興事業費補助金、商工会運営費補助金） ・市内において新たに創業又は事業承継を行う人への支援。（創業促進・事業承継サポート補助金） ・ｅスポーツを新たな産業として創出するための支援。（ＩＳＥＳＡＫＩｅスポーツ事業） ・市内企業等の競争力強化及びコスト低減による経営基盤強化とともに、ＧＸ経営に取り組むための設備投資を支援。（中小企業GX推進事業費補助金）	歳出合計		70,074
		財源内訳	国庫支出金	8,076
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	61,998

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・商工会議所、群馬伊勢崎商工会、並びに商店街振興組合等が行う事業に対する支援。（商工振興事業費補助金、商工会運営費補助金） ・市内において新たに創業又は事業承継を行う人への支援。（創業促進・事業承継サポート補助金） ・【デジタルクリエイティブ人材育成事業へ移管】ｅスポーツを新たな産業として創出するための支援。（ＩＳＥＳＡＫＩｅスポーツ事業） ・市内企業等の競争力強化及びコスト低減による経営基盤強化とともに、従業員の賃上げ環境づくりやＧＸ経営に取り組むための設備投資を支援。（中小企業ＧＸ推進事業費補助金）	歳出合計		70,074
		財源内訳	国庫支出金	14,250
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	55,824

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・商工会議所、群馬伊勢崎商工会、並びに商店街振興組合等が行う事業に対する支援。（商工振興事業費補助金、商工会運営費補助金） ・市内において新たに創業又は事業承継を行う人への支援。（創業促進・事業承継サポート補助金） ・市内企業等の競争力強化及びコスト低減による経営基盤強化とともに、従業員の賃上げ環境づくりやＧＸ経営に取り組むための設備投資を支援。（中小企業ＧＸ推進事業費補助金）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・商工会議所、群馬伊勢崎商工会、並びに商店街振興組合等が行う事業に対する支援。（商工振興事業費補助金、商工会運営費補助金） ・市内において新たに創業又は事業承継を行う人への支援。（創業促進・事業承継サポート補助金） ・市内企業等の競争力強化及びコスト低減による経営基盤強化とともに、従業員の賃上げ環境づくりやGX経営に取り組むための設備投資を支援。（中小企業ＧＸ推進事業費補助金）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			52
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	多くの中小企業が長期化する物価高騰への対応に苦慮しており、また、米国による関税措置や新たに中東情勢の混乱を起因とする諸問題に対して不安を抱えている状況下で、本市地域において持続的な経済活性化を図るためには、中小企業の投資などの意欲を引き出し、生産性向上等による収益確保に結び付く支援策が欠かせないと考えます。
	副部局長（二次評価）	企業の生産性向上による経営基盤強化に加え、経済と環境の好循環に資するＧＸ経営の推進にも寄与する中小企業ＧＸ推進事業費補助金は、いせさきＧＸに掲げる理念とも合致した事業であると考えます。 併せて昨今の人手不足や賃金上昇による企業経営の負荷に対しても、その支援につながる施策の展開が急務と考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 国等が定める省エネ基準を満たす最新モデルの設備導入・稼働は、企業経営においては生産性向上やコスト削減に有効であり、また、前期決算における給与等の総額を基準に、今後の賃上げを従業員に直接約束する本事業のスキームは、企業の持続的な賃上げ環境づくりの支援につながるものと考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	中小企業振興対策事業	３　継続
部局名	産業経済部	課名	商工労働課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-1】商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
		目指す姿	【3-1】市内の事業者が抱える様々な経営課題に柔軟に対応し、安定的な経営が推進されるとともに、地域経済が活性化され、働きやすい環境になっています。
		施策の展開方針	【3-1】方針１：デジタル技術の活用による新産業の創出と経営力強化
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 産業の競争力強化
			② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	7-1-3-1-0中小企業振興対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	1-1-1	1-1-3	1-1-4	1-1-6	1-1-8	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		中小企業の経営課題の解決を支援することで、事業の高度化と生産性向上を後押しするほか、ポストコロナの社会変化に対応した新規事業の創出など、地域企業の持続的な成長を支援するとともに、本市の産業発展の基盤を築いた伝統産業の保全を支援する。
②事業の内容		・中小企業・小規模企業の経営強化を目的に新製品等の開発や生産性向上の取組等への支援。 ・長引く物価高等により厳しい経済情勢に直面する事業者や住民への支援。 ・産業団体としての織物協同組合や発明協会への支援。
③事業の対象者		市内事業者、商工団体、住民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・織物産業で培われてきた製造技術を基盤とした製造業は、本市の基幹産業の地位を確立しており、従業員数も他の業種を大きく上回っている。 ・企業総数の8割以上を占める小規模企業にフォーカスした支援事業が有効である。 ・国の伝統的工芸品「伊勢崎絣」を制作する工芸士が不在となっている。
	課題の要因	・中小企業・小規模企業は、昨今の原材料高騰や為替の影響から取引先企業の影響を受けやすい傾向があり、厳しい状況が続いている。 ・生活様式の変化による和装への需要の減少が顕著となり、当課において織物産業の振興事業の遂行が困難となっている。
	本市固有の事情	・製造業をはじめとする第二次産業は、本市の雇用の受け皿の役割があり、地域経済発展の基盤として貢献している。 ・伊勢崎織物協同組合（産地組合）の組合員数は減少傾向にある。
	市民等からの声	・コロナ禍から物価高騰、円安と中小企業がおかれている環境は厳しい状況が続いており、支援策の継続・拡充について議会や商工団体からの要望がある。 ・技術等の伝承のため、県のふるさと伝統工芸士・工芸品制度の活用の声がある。

	既存事業の有無	小規模事業者持続化給付金（国）
	先進事例	まちなか店舗リニューアル・事業承継支援事業補助金（桐生市）
	要因の解消策	・商工会議所及び商工会と連携し、市内での創業を志す人や、既存の中小企業に対して、健全な経営が継続できるよう支援体制を整備する。 ・伝統産業については、引き続き県との連携により、情報収集に努める。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・小規模事業者サポート補助金について、地域未来交付金(地域未来推進型)（内閣府、補助率1/2）を活用。
⑤事業実施により目指す成果		熱意のある中小企業者に対してきめ細やかな支援を継続していくとともに、県や市内商工団体と連携を深め、地域経済の好循環を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
新製品等研究開発補助金交付件数	件	目標		8.0	8.0	8.0	8.0	8.0
		実績	5.0	6.0				
小規模事業者サポート補助金交付件数	件	目標		70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
		実績	72.0	68.0				
住宅リフォーム助成金交付件数	件	目標		1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0
		実績	1,064.0	1,356.0				
補助金交付金額	千円	目標		138,800.0	138,800.0	138,800.0	138,800.0	138,800.0
		実績	107,499.0	151,443.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・補助金交付後に実施する対象者アンケートの分析を行い、事業継続等の評価を実施する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・中小企業者が行う新技術・新製品の開発等への取組や、小規模事業者による経営強化への支援。（ぐんま技術革新チャレンジ補助金、ＤＸ技術革新事業費補助金、産業技術センター共同研究費補助金、小規模事業者サポート補助金） ・住環境の向上と地域経済活性化の事業。（住宅リフォーム助成金） ・伝統産業の保全及び優秀発明の促進事業。（織物振興事業費補助金、伊勢崎発明協会事業費補助金）	歳出合計		141,761
		財源内訳	国庫支出金	2,000
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	139,761
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	・中小企業者が行う新技術・新製品の開発等への取組や、小規模事業者による経営強化への支援。（ぐんま技術革新チャレンジ補助金、ＤＸ技術革新事業費補助金、産業技術センター共同研究費補助金、小規模事業者サポート補助金） ・住環境の向上と地域経済活性化の事業。（住宅リフォーム助成金） ・伝統産業の保全及び優秀発明の促進事業。（織物振興事業費補助金、伊勢崎発明協会事業費補助金）	歳出合計		141,878
		財源内訳	国庫支出金	2,000
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	139,878
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	・中小企業者が行う新技術・新製品の開発等への取組や、小規模事業者による経営強化への支援。（ぐんま技術革新チャレンジ補助金、ＤＸ技術革新事業費補助金、産業技術センター共同研究費補助金、小規模事業者サポート補助金） ・住環境の向上と地域経済活性化の事業。（住宅リフォーム助成金） ・伝統産業の保全及び優秀発明の促進事業。（織物振興事業費補助金、伊勢崎発明協会事業費補助金）	歳出合計		162,878
		財源内訳	国庫支出金	17,500
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	145,378
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	・中小企業者が行う新技術・新製品の開発等への取組や、小規模事業者による経営強化への支援。（ぐんま技術革新チャレンジ補助金、ＤＸ技術革新事業費補助金、産業技術センター共同研究費補助金、小規模事業者サポート補助金） ・住環境の向上と地域経済活性化の事業。（住宅リフォーム助成金） ・伝統産業の保全及び優秀発明の促進事業。（織物振興事業費補助金、伊勢崎発明協会事業費補助金）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	・中小企業者が行う新技術・新製品の開発等への取組や、小規模事業者による経営強化への支援。（ぐんま技術革新チャレンジ補助金、ＤＸ技術革新事業費補助金、産業技術センター共同研究費補助金、小規模事業者サポート補助金） ・住環境の向上と地域経済活性化の事業。（住宅リフォーム助成金） ・伝統産業の保全及び優秀発明の促進事業。（織物振興事業費補助金、伊勢崎発明協会事業費補助金）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			47
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	本市の基幹産業である製造業に対し、産業競争力強化に寄与する支援を群馬県と連携して取り組む意義は大きいと考えます。また、原材料価格の高騰や人手不足等の課題を抱える市内小規模事業者が行う業務改善や生産性向上による経営強化の取組に対し、継続した支援が必要と考えます。
	副部局長（二次評価）	基幹産業でもある製造業にとって、製品開発力や技術力の維持向上は必要不可欠であり、それを支援する取組は継続して行うべきものです。また、商工団体や金融機関と連携し、適切なニーズを把握したうえで、小規模事業者が健全な経営を続けるための支援を行うことは地域経済の持続的な成長につながると考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 コロナ禍を経て長引く物価高騰の影響を受け厳しい状況が続いている中小企業にとって、競争力を高め経営基盤を強化することは、地域の雇用を守り経済を活性化するために不可欠であると考えます。今後も中小企業自らの意欲を創出するための丁寧な伴走支援が有効と考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	制度融資事業	３　継続
部局名	産業経済部	課名	商工労働課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-1】商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
		目指す姿	【3-1】市内の事業者が抱える様々な経営課題に柔軟に対応し、安定的な経営が推進されるとともに、地域経済が活性化され、働きやすい環境になっています。
		施策の展開方針	【3-1】方針１：デジタル技術の活用による新産業の創出と経営力強化
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 産業の競争力強化
			② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	5-1-1-1-0勤労者融資事業
予算科目２	7-1-4-1-0金融対策事業
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市内中小企業者の信用力や担保力の不足を補い、事業資金や経営の安定化に必要な資金融資を促進することにより、中小企業者の事業活動の振興と活性化を図る。
②事業の内容		融資制度の充実と活用の促進を図る。
③事業の対象者		住民、市内事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	大規模な企業が少なく中小企業が大部分を占めるため、信用力や担保の提供能力が不足している。
	課題の要因	コロナ禍や長引く物価高騰の影響により、安定した信用や確実な担保を提供する能力が全体的に低い。
	本市固有の事情	製造業を中心とした中小企業が多く、また外国籍住民による起業が多い。
	市民等からの声	商工団体から小口融資制度の拡充強化に関する要望、議会から中小零細企業への賃上げ支援について要望等がある。

	既存事業の有無	県内各市町村において同様に実施している。
	先進事例	
	要因の解消策	市内に居住する勤労者の生活に必要な資金を融資する。 事業資金や経営の安定化に必要な資金を融資する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		勤労者の福祉と生活の向上を図ること並びに中小企業者の事業活動の振興と活性化を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
制度融資事業(取扱件数)	件	目標		420.0	430.0	440.0	450.0	460.0
		実績	401.0	366.0				
制度融資事業(申請額)	千円	目標		2,240,000.0	2,250,000.0	2,260,000.0	2,270,000.0	2,280,000.0
		実績	2,224,000.0	1,737,000.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	制度融資の取扱件数並びに申請額について、金融機関から実績報告を受ける。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・中小企業の経営安定化を支援する。 （小口資金保証料補助金，季節資金融資預託金，活性化資金融資預託金，損失補償金等） ・勤労者の福祉と生活の向上を図る。 （勤労者住宅資金預託金，勤労者生活資金預託金）	歳出合計		837,607
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	787,563
			一般財源	50,044

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・中小企業の経営安定化を支援する。 （小口資金保証料補助金，季節資金融資預託金，活性化資金融資預託金，損失補償金等） ・勤労者の福祉と生活の向上を図る。 （勤労者住宅資金預託金，勤労者生活資金預託金）	歳出合計		839,868
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	799,825
			一般財源	40,043

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・中小企業の経営安定化を支援する。 （小口資金保証料補助金，季節資金融資預託金，活性化資金融資預託金，損失補償金等） ・勤労者の福祉と生活の向上を図る。 （勤労者住宅資金預託金，勤労者生活資金預託金）	歳出合計		839,868
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	799,825
			一般財源	40,043

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・中小企業の経営安定化を支援する。 （小口資金保証料補助金，季節資金融資預託金，活性化資金融資預託金，損失補償金等） ・勤労者の福祉と生活の向上を図る。 （勤労者住宅資金預託金，勤労者生活資金預託金）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・中小企業の経営安定化を支援する。 （小口資金保証料補助金，季節資金融資預託金，活性化資金融資預託金，損失補償金等） ・勤労者の福祉と生活の向上を図る。 （勤労者住宅資金預託金，勤労者生活資金預託金）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	3
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			42
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	県制度の創設による影響等により本市の実績値は目標には達していないが、中小企業への資金繰り支援という本来の目的は果たされていると評価します。今後は、市内経済情勢や事業者の潜在的ニーズを再度見極め、制度融資利用の推進が必要であると考えます。
	副部局長（二次評価）	県や民間金融機関の融資制度等の幅広い活用が進んだことで本市の実績値は目標には達していないが、中小企業への資金繰り支援という本来の目的は果たされていると評価します。金融機関等との情報共有をさらに密にし、厳しい経営環境下にある市内事業者がより利用しやすい、効果的な事業推進が必要であると考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 制度融資額は目標に達していないが、県等の融資制度を含めた中小企業への資金繰り支援としては、本来の目的は果たされているものと評価します。今後は、資金繰りに悩む企業に対し、県の制度融資や市ＧＸ補助金等を含めた包括的な案内を事業者目線で行うことが重要であり、ホームページ等での周知を強化し、金融機関等との連携のもと、さらなる利用促進が必要であると考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	雇用対策事業	３　継続
部局名	産業経済部	課名　商工労働課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-1】商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
		目指す姿	【3-1】市内の事業者が抱える様々な経営課題に柔軟に対応し、安定的な経営が推進されるとともに、地域経済が活性化され、働きやすい環境になっています。
		施策の展開方針	【3-1】方針２：労働者の雇用環境の向上と再教育やスキルアップの支援
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 労働環境の向上と雇用確保の支援

予算科目１	5-1-1-2-0雇用対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	1-2-3	1-2-4	1-2-5	5-3-2		

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		一人ひとりの働き方や就業意識の多様化が進んでいる中で、能力を十分発揮し、安心して働くことができるよう、関係機関と連携しながら雇用機会の拡大を図る。
②事業の内容		就職面接会や高校生就職ガイダンスなどを開催し、ハローワークや各種関係機関と連携して雇用の場を創出する。
③事業の対象者		住民、市内事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	就労意識や働き方の多様性が日々進化する中、各人の得意な能力を完全に利用し、安心して仕事が出来るように、教育・訓練の機会や労働環境の改善等の支援が必要とされている。
	課題の要因	・労働力不足。 ・シニア、女性、外国人といった方々が、まだ十分に労働力として活用されていない。 ・長期間就労経験のない人々が、再び社会に足を踏み出せるような支援が不十分である。 ・雇用者に潜在労働力者の周知と活用のための推進支援が不十分である。 ・ＵＩＪターン就職支援が不十分である。
	本市固有の事情	・製造業等の地元企業は地元高校生の雇用を求めている。 ・全国の中でも外国籍住民が多く外国人労働者の適正な雇用の推進が必要である。 ・多くの企業は労働力不足を訴えており未就労者等の支援が必要である。 ・市外の４年制大学の進学が多くＵＩＪターンでの就活支援の推進が必要である。
	市民等からの声	議会からは労働者の技術習得にかかる支援や、経済振興による雇用の確保について要望がある。また、企業からは地元高校生等の就労を求める声が多く聞かれている。

	既存事業の有無	中小企業退職金共済制度加入促進補助金（高崎市、太田市、沼田市、明和町） 中小企業雇用調整助成金（大泉町）
	先進事例	地元企業ＰＲ動画コンテスト（岡山市） 就職関連活動に関する交通費等の支援制度について（福井県、富山県、富山市） 「まえばしウエルネス企業」（前橋市） まえばし企業紹介データベース（前橋市）
	要因の解消策	潜在労働力の活用の推進、雇用環境向上と再教育やスキルアップ支援をする。 ・雇用環境向上セミナー等（労働環境や心身のバランス） ・学生のためのセミナー等（職業適性診断、学生保護者向け、企業マッチング） ・潜在労働力者のためのセミナー等（シニア、女性、外国人、未就業者等） ・一般就労支援セミナー等（面接対応、応募書類、職業適性診断等） ・いせさき企業紹介データベースを開設（市内企業と求職者をつなぐツール掲載）
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	いせさき就職面接会負担金について、デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府、補助率1/2）を活用する。 市内企業PR動画作成委託料について、地域未来交付金（産業）（内閣府、補助率1/2）を活用する。
⑤事業実施により目指す成果		労働者と雇用者が継続的に学び、成長できるようにするため、再教育とスキル開発の機会を提供し、雇用の確保に努めることで、地域内のあらゆる労働力資源が最大限に活用されることを目指す。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
就労支援セミナー等の講座開催数	件	目標		40.0	50.0	60.0	70.0	80.0
		実績	11.0	114.0				
中小企業退職金共済制度加入促進補助金申請件数	件	目標		234.0	234.0	234.0	234.0	234.0
		実績	234.0	189.0				
中小企業退職金共済制度加入促進補助交付金額	千円	目標		9,969.0	9,969.0	9,969.0	9,969.0	9,969.0
		実績	9,969.0	9,706.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	就労支援セミナー等の講座開催時にアンケートを実施後その分析を行い、事業継続等の評価をする。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・雇用対策助成金 （いせさき就職面接会負担金、伊勢崎職業安定協会負担金、職業訓練事業費補助金、中小企業退職金共済制度加入促進補助金、労働団体事業費補助金、雇用調整助成金就職面接会） ・人材育成（潜在労働力活用推進） 再教育とスキル開発の機会を提供 ・地元人材獲得のための企業ＰＲの推進 市内企業ＰＲ動画作成委託料	歳出合計		41,770
		財源内訳	国庫支出金	200
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	41,570

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・雇用対策助成金 （いせさき就職面接会負担金、伊勢崎職業安定協会負担金、職業訓練事業費補助金、中小企業退職金共済制度加入促進補助金、労働団体事業費補助金、雇用調整助成金就職面接会） ・人材育成（潜在労働力活用推進） 再教育とスキル開発の機会を提供 ・地元人材獲得のための企業ＰＲの推進 市内企業ＰＲ動画作成委託料	歳出合計		42,182
		財源内訳	国庫支出金	1,960
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	40,222

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・雇用対策助成金 （いせさき就職面接会負担金、伊勢崎職業安定協会負担金、職業訓練事業費補助金、中小企業退職金共済制度加入促進補助金、労働団体事業費補助金、雇用調整助成金就職面接会） ・人材育成（潜在労働力活用推進） 再教育とスキル開発の機会を提供 ・地元人材獲得のための企業ＰＲの推進 市内企業ＰＲ動画作成委託料	歳出合計		42,182
		財源内訳	国庫支出金	1,960
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	40,222

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・雇用対策助成金 （いせさき就職面接会負担金、伊勢崎職業安定協会負担金、職業訓練事業費補助金、中小企業退職金共済制度加入促進補助金、労働団体事業費補助金、雇用調整助成金就職面接会） ・人材育成（潜在労働力活用推進） 再教育とスキル開発の機会を提供 ・地元人材獲得のための企業ＰＲの推進 市内企業ＰＲ動画作成委託料	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・雇用対策助成金 （いせさき就職面接会負担金、伊勢崎職業安定協会負担金、職業訓練事業費補助金、中小企業退職金共済制度加入促進補助金、労働団体事業費補助金、雇用調整助成金就職面接会） ・人材育成（潜在労働力活用推進） 再教育とスキル開発の機会を提供する。 ・地元人材獲得のための企業ＰＲの推進 市内企業ＰＰＲ動画作成委託料	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	3
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			47
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	ハローワーク等と連携した就労支援講座等の拡充や就職面接会等の実施により、雇用の創出と定着について推進できたことは評価でき、特に市内企業への就職に関心を持つ学生に対して支援できたものと考えます。市内企業の人手不足の解消に向けて関係機関等と連携した雇用機会の創出に取り組み、地域経済の活性化を目指すことが重要と考えます。
	副部局長（二次評価）	世代や性別、国籍などの多様な就労希望者と市内企業が求める人材とのマッチング事業を多数展開しています。この旺盛な需要を就労や定着に着実に結びつけるため、関係機関や金融機関との連携体制をさらに深め、継続して事業を実施することが必要と考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 本年度は新たに高校生等を対象とした企業ＰＲ動画事業を展開するなど、多様な住民の就労機会の創出を支援しています。深刻な労働力不足を見据え、企業の求人ニーズや中小企業退職金共済制度加入促進補助金による福利厚生の充実と連動させた実効性の高い雇用施策について、継続して実施することが必要であると考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	職業訓練事業	３　継続

部局名	産業経済部	課名	商工労働課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-1】商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
		目指す姿	【3-1】市内の事業者が抱える様々な経営課題に柔軟に対応し、安定的な経営が推進されるとともに、地域経済が活性化され、働きやすい環境になっています。
		施策の展開方針	【3-1】方針２：労働者の雇用環境の向上と再教育やスキルアップの支援
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
			⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 労働環境の向上と雇用確保の支援
			⑤ デジタル人材の育成・確保

予算科目１	5-1-1-3-0職業訓練事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	1-2-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		地域における労働者等の職業訓練体制を確立するとともに、地域産業の発展に寄与する。
②事業の内容		職業能力向上のための会議や研修を行う施設として労働者へ提供し、管理運営を行う。
③事業の対象者		住民、市内事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	テクノロジーの進歩により、特定の職業がなくなる可能性があり、それに対応するため、労働者が新しいスキルを学び、職業訓練を受けられるようにする必要がある。 ＤＸの進展に中小企業が対応するためには、企業内でのリスキリングの機会が必要である。
	課題の要因	・ＡＩやロボット技術の進歩。 ・労働環境の改善。
	本市固有の事情	人材不足解消に向け、未就労者や長期間無職といった潜在的な労働力の支援が必要である。
	市民等からの声	議会からは、労働者の技術習得にかかる支援や経済振興による雇用の確保について要望がある。

	既存事業の有無	認定職業訓練校（群馬県内３５校）
	先進事例	求職者支援制度（ハローワーク）
	要因の解消策	職業訓練、講習等を行う事業者等に施設を提供する。労働者や雇用者のニーズに沿った各種講座等の機会を促進する。関係機関と連携し、離職者・求職者支援訓練を支援していく。 ・スキルアップ講座等…資格取得、個々の能力開発、技術変革等に対応するプログラム提供する。 ・就職活動実践講座等…無職や転職を希望する人に対し新たな職業訓練や転職の機会を提供する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		就労者等がスキルアップすることで、雇用者側の生産性向上につながり、安定的な経営が推進されるとともに、地域経済が活性化され、働きやすい環境になることを目指す。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
就労支援セミナー等の講座開催数（ＤＸ人材に関する講座）	件	目標		0.0	4.0	6.0	8.0	10.0
		実績	0.0	0.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・リスキリングについて、市内企業や従業員等に対し行うニーズ調査等の内容を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・需用費 （消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料） ・役務費 （通信運搬費、手数料） ・委託料 （清掃、警備、植木手入、自動扉保守、浄化槽清掃・保守、受水槽・高架水槽、自家用電気工作物、建築物定期点検、リスキリングニーズ調査委託等） ・事業者や従業員のニーズを調査し企業や従業員に対して、新たな職業訓練や転職の機会を提供する。	歳出合計		13,033
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	348
			一般財源	12,685

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・需用費 （消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料） ・役務費 （通信運搬費、手数料） ・委託料 （清掃、警備、植木手入、自動扉保守、浄化槽清掃・保守、受水槽・高架水槽、自家用電気工作物、建築物定期点検、資格取得講座委託） ・企業や従業員に対して、新たな職業訓練や転職の機会を提供する。 ・DX化人材の確保に資する講座（生成AI活用等講座等）。	歳出合計		13,962
		財源内訳	国庫支出金	1,650
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	192
			一般財源	12,120

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・企業や従業員に対する新たな職業訓練や転職の機会を提供する。 ・ＤＸリスキリングに関して中小企業を伴走支援する。	歳出合計		13,962
		財源内訳	国庫支出金	1,650
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	192
			一般財源	12,120

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・企業や従業員に対する新たな職業訓練や転職の機会を提供する。 ・ＤＸリスキリングに関して中小企業を伴走支援する。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・企業や従業員に対する新たな職業訓練や転職の機会を提供する。 ・ＤＸリスキリングに関して中小企業を伴走支援する。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			43
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	次年度の講座開始に向け、事業者や従業員のリスキリングニーズ調査を確実に実施し、事業基盤を整えた点は評価する。今後は調査結果を精査し、ニーズに合致した効果的なＤＸ人材育成講座の構築する事業を実施することが必要と考えます。
	副部局長（二次評価）	初年度として、対象者の需要を把握する調査を適切に遂行し、次年度以降の目標達成に向けた市内事業者のニーズを把握しています。今後は関係部局等とも情報共有を図り、実効性の高い講座運営を実施することが必要と考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 基盤となる製造業向けの職業訓練を着実に実施するとともに、地域産業のＤＸ推進に向けた初年度のニーズ調査・基盤整備を確実に遂行しています。今後は、既存の雇用基盤の安定を図りつつ、本市経済の持続的発展に資する企業の変革を力強く支援する事業推進を実施することが必要と考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	デジタルクリエイティブ人材育成事業	３　継続

部局名	産業経済部	課名	商工労働課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-1】商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
		目指す姿	【3-1】市内の事業者が抱える様々な経営課題に柔軟に対応し、安定的な経営が推進されるとともに、地域経済が活性化され、働きやすい環境になっています。
		施策の展開方針	【3-1】方針１：デジタル技術の活用による新産業の創出と経営力強化
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
			⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 産業の競争力強化
			② 関係人口の創出と地方居住の推進
			⑤ デジタル人材の育成・確保

予算科目１	7-1-2-7-0デジタルクリエイティブ人材育成事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	2-5-6					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		年齢や性別などの壁を越えて、誰もが気軽にデジタル技術に触れることができる各種体験事業を実施し、また、県と連携して専門性の高い教育プログラムを提供することで、本市の地域産業に貢献しうるデジタルクリエイティブ人材を育成する。
②事業の内容		・デジタルクリエイティブ人材育成施設（ＴＵＭＯ　ＢＯＸ）の運営。 ・ｅスポーツを活用したデジタル導入体験イベントの実施。 ・デジタル技術の展示や体験会の実施。 ・デジタル技術による作品を募集するコンテストの実施。
③事業の対象者		市内事業者、住民等。
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・地域の人口減少や高齢化、若者の地元定着が進まないことに伴い、地域経済を支える人材が不足している。 ・社会のデジタル化が進むことで、地域の中小事業者に対応が求められている。 ・気軽にデジタル体験ができる機会や専門性の高いデジタルプログラムの体験機会が十分ではない。
	課題の要因	・教育や職業選択の機会がより豊富な東京周辺への移住による若年層の流出。 ・企業の現場でＤＸを推進できるデジタル人材の不足。 ・ｅスポーツからデジタル教育まで、幅広い体験を一貫して提供する体制が求められている。
	本市固有の事情	中小事業者を中心に、産業のデジタル化の推進に充てる経営資源が確保しづらい。
	市民等からの声	・経営基盤の強化にあたり、生産・品質管理のデジタル化・自動化を進めたい。 ・現場でＤＸを推進できるデジタル人材を育てたい。

	既存事業の有無	デジタルクリエイティブ人材育成事業（県）
	先進事例	群馬県がＴＵＭＯ　Ｇｕｎｍａを拠点として進めているデジタル産業の創出環境の整備、既存産業のデジタル化の推進、デジタルクリエイティブ企業の集積を進める取組との協働。
	要因の解消策	・ｅスポーツ体験会、デジタル産業体験、デジタルコンテスト等の開催により、ＴＵＭＯ利用と合わせたデジタル技術に触れられる機会の提供。 ・市内のｅスポーツイベント等の場を通して、施設新規利用者の取り込みや、事業の周知。 ・児童・生徒・学生向けに事業の周知や情報提供、教育機関との連携。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・地域未来交付金（国） ・デジタルクリエイティブ人材育成加速化補助金（県）
⑤事業実施により目指す成果		・本市でのデジタル体験を核にした各種交流事業の活性化による交流人口の増加。 ・デジタルクリエイティブ人材が市内事業者においてＤＸ推進に取組むことによる生産性向上やコスト削減。 ・デジタルクリエイティブ人材育成プログラムを受けた若い世代の定着やＵターンによる就労。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
ＴＵＭＯ受講回数	回	目標		－	－	230.0	500.0	600.0
		実績	0.0	－	－			
プログラミングコンテスト参加者数	人	目標		30.0	40.0	50.0	60.0	70.0
		実績	0.0	70.0				
ｅスポーツ大規模大会の来場・視聴者数	人	目標		500.0	600.0	800.0	1,000.0	1,200.0
		実績	0.0	2,000.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・参加者数を計数し、また参加者へのアンケートにより分析を行い、評価を実施する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７		歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	・デジタルクリエイティブ人材育成拠点を整備する。	歳出合計		21,173
		財源内訳	国庫支出金	10,586
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	10,587
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	・デジタルクリエイティブ人材育成拠点を整備する。 ・デジタルクリエイティブ人材育成プログラムを実施する。 ・ｅスポーツを活用したデジタル導入体験イベントを実施する。 ・デジタル技術による作品を募集するコンテストを実施する。 ・地元のデジタル産業によるデジタル技術の展示と体験、及びデジタル技術（ドローン等）の体験の機会を提供する。	歳出合計		139,346
		財源内訳	国庫支出金	57,967
			県支出金	23,358
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	58,021
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	・デジタルクリエイティブ人材育成プログラムを実施する。 ・ｅスポーツを活用したデジタル導入体験イベントを実施する。 ・デジタル技術による作品を募集するコンテストを実施する。 ・地元のデジタル産業によるデジタル技術の展示と体験、及びデジタル技術（ドローン等）の体験の機会を提供する。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	・デジタルクリエイティブ人材育成プログラムを実施する。 ・ｅスポーツを活用したデジタル導入体験イベントを実施する。 ・デジタル技術による作品を募集するコンテストを実施する。 ・地元のデジタル産業によるデジタル技術の展示と体験、及びデジタル技術（ドローン等）の体験の機会を提供する。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			48
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	ｅスポーツ体験会やプログラミングコンテストを通じて、子供たちがデジタル技術に触れる機会を提供しています。またＴＵＭＯ ＢＯＸの整備による身近な環境でのＴＵＭＯを受講できる機会の提供は、将来的にデジタルクリエイティブ人材の育成が期待できます。また、ｅスポーツの取組を支援することで、デジタル関連企業と子供たちのマッチングも期待できます。
	副部局長（二次評価）	子供たちがデジタル技術に触れつつデジタル関連企業を知る機会を提供するため、ｅスポーツの取組を支援し、またＴＵＭＯ ＢＯＸが開設され市内でＴＵＭＯを受講できるようになることで、デジタル技術を習得したデジタルクリエイティブ人材の育成につながります。デジタルクリエイティブ人材については、市内の中小企業においてＤＸ導入の役割を担う存在として、中小企業の課題解決につながる効果が期待できます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 ｅスポーツの取組を進めることにより子供たちがデジタル技術に触れる機会を提供し、またＴＵＭＯ ＢＯＸにおいては専門的なデジタル技術についての学習の場を提供できることから、デジタルクリエイティブ人材の育成につなげられます。更に、本市が支援するｅスポーツの大規模大会では、子供たちがデジタル関連企業を知る機会を創出しています。これらの取組を通じて、将来的には市内の中小企業において、本市のデジタルクリエイティブ教育を受けた人材が活躍することを期待できます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	電子地域通貨事業	３　継続

部局名	産業経済部	課名	商工労働課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-1】商工業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
		目指す姿	【3-1】市内の事業者が抱える様々な経営課題に柔軟に対応し、安定的な経営が推進されるとともに、地域経済が活性化され、働きやすい環境になっています。
		施策の展開方針	【3-1】方針１：デジタル技術の活用による新産業の創出と経営力強化
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
			⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進
			⑤ 誰一人取り残さないための取組

予算科目１	7-1-2-6-0電子地域通貨事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	1-1-9					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		デジタル技術を活用し、電子地域通貨（ＩＳＥＣＡ）による便利で安全な非接触型のキャッシュレス決済の基盤を提供することで、市民及び事業者双方の利便性の向上及び域内経済の活性化を図っていく。
②事業の内容		・電子地域通貨（ポイント）の発行及び利用ができる基盤システムの運用。 ・指定納付受託者を通じた現金等のチャージに伴うポイント発行、市の給付事業におけるポイント発行（地域ポイント）、民間の資金によるポイント発行。 ・加盟店における会員のポイントの利用。 ・利用ポイントに係る加盟店への現金精算。
③事業の対象者		市民等（市外在住者も含む）、事業者。
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・令和7年1月31日現在、会員数41,971人。本市人口211,887人(令和7年2月1日現在)に対する割合は19.8%である。利用者のすそ野を広げなければ、加盟店での利用（売上）が増えていかない。 ・令和7年1月31日現在、加盟店886店。令和4年度コロナ対策認定店支援チケット1,098店の登録があったことから、利用者の利便性向上のために、加盟店の拡大が必要である。
	課題の要因	・使ったことがないため、使い方に不安がある。 ・キャッシュレス決済のセキュリティに不安がある。 ・買い物をする店舗がＩＳＥＣＡ加盟店ではない。 ・加盟店になると決済方法が増えて手間になる。 ・キャッシュレス決済を導入すると売上の精算が複雑になる。
	本市固有の事情	・スーパー等大型店の利用が多く、小規模な小売店での利用は少ない。
	市民等からの声	・大型のプレミアムキャンペーンを実施してほしい。

	既存事業の有無	なし。
	先進事例	・ネギー（深谷市）における選挙の投票率アップのネギーチャレンジ ・さるぼぼコイン（飛騨信用金庫）、アクアコイン（君津信用組合・木更津市・木更津商工会議所）におけるBtoB取引
	要因の解消策	・キャッシュレス決済への不安を解消するためにキャッシュレス決済を体験してもらう機会の創出。 ・ＩＳＥＣＡの仕組み、加盟店となるメリットなど、未登録事業者に向けた周知、案内。 ・市の給付事業においてＩＳＥＣＡポイント付与する地域ポイント事業の拡充。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		・ＩＳＥＣＡ決済による消費の市域での経済循環の実現。 ・取引時の感染症拡大のリスクを低減等、経済活動の下支え。 ・地域ポイント事業を通じた政策実現。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
電子地域通貨会員数の本市人口に対する割合	%	目標		21.2	22.5	23.8	25.1	26.4
		実績	18.6	37.3				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・年次で市内外の利用者数を取り纏め、実績値と目標値の比較を行う。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・基礎的な運用スキームとして、プレミアム率1%通常チャージの通年実施する。 ・令和7年度プレミアムキャンペーンの実施する（ポイントバック30%）。 ・医療、福祉分野の事業者におけるＩＳＥＣＡの活用する。 ・市の給付事業における地域ポイントとしてＩＳＥＣＡの活用する。 ・民間資本によるＩＳＥＣＡの活用する。 ・ＩＳＥＣＡ窓口の運用する。	歳出合計		1,434,721
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1,412,136
			一般財源	22,585

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・基礎的な運用スキームとして、プレミアム率1%通常チャージの通年実施する。 ・市の給付事業における地域ポイントとしてＩＳＥＣＡの活用する。 ・医療、福祉分野の事業者におけるＩＳＥＣＡの活用する。 ・民間資本によるＩＳＥＣＡの活用する。 ・ＩＳＥＣＡ窓口の運用する。	歳出合計		3,179,208
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	3,083,405
			一般財源	95,803

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・基礎的な運用スキームとして、プレミアム率1%通常チャージを通年実施する。 ・市の給付事業における行政ポイントとしてＩＳＥＣＡを活用する。 ・民間資本による地域ポイントとしてＩＳＥＣＡを活用する。 ・医療、福祉分野の事業者においてＩＳＥＣＡを活用する。 ・ＩＳＥＣＡ窓口を運用する。	歳出合計		774,800
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	733,403
			一般財源	41,397

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・基礎的な運用スキームとして、プレミアム率1%通常チャージを通年実施する。 ・市の給付事業における行政ポイントとしてＩＳＥＣＡを活用する。 ・民間資本による地域ポイントとしてＩＳＥＣＡを活用する。 ・医療、福祉分野の事業者においてＩＳＥＣＡを活用する。 ・ＩＳＥＣＡ窓口を運用する。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・基礎的な運用スキームとして、プレミアム率1%通常チャージを通年実施する。 ・市の給付事業における行政ポイントとしてＩＳＥＣＡを活用する。 ・民間資本による地域ポイントとしてＩＳＥＣＡを活用する。 ・医療、福祉分野の事業者においてＩＳＥＣＡを活用する。 ・ＩＳＥＣＡ窓口を運用する。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			47
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	電子地域通貨ＩＳＥＣＡを市が提供することで、デジタル化の利益を共有する機会を創出しつつ、ＩＳＥＣＡを地域ポイント、行政ポイントとして活用するにあたって、高齢者等の支援が必要な方に対して、丁寧な対応、相談を行う等、裾野を広げる活動に引き続き取り組んでいくことで、ＩＳＥＣＡを通じた地域の経済活動の活性化を図るとともに、誰一人取り残されることのないデジタル社会の実現に向け取り組む必要があります。
	副部局長（二次評価）	大型キャンペーンの実施に伴う混乱やトラブルがあったことから、制度設計にあたっては慎重に行う必要があります。また、専用カードを利用できる店舗が半数程度であることから、ＩＳＥＣＡ会員拡大のためにも加盟店を充実させる必要があります。ＩＳＥＣＡ加盟店をはじめ、あらゆる利用関係者の方々が、ＩＳＥＣＡを最大限活用できるよう安定的に事業を運用するとともに、継続的な事業実施に向け盛り上げていく必要があります。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 大型のプレミアムキャンペーンの実施にあたっては、システムトラブルに伴う混乱や混雑が生じたことに伴い、住民以外が対象であったこと、先着順であったこと等の多くの意見や要望が寄せられました。今後については、丁寧な検証と住民ニーズに沿った制度設計が必要であるとともに、ＩＳＥＣＡの利用者層の拡大や、加盟店の拡充などに注力する必要があります。今後も本市独自の地域通貨であるＩＳＥＣＡが安心かつ便利で多くの店舗で利用できるよう利用者や取扱店舗に耳を傾けながら丁寧に運用していく必要があります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	産業団地整備事業	３　継続

部局名	産業経済部	課名	企業誘致課

総合計画での位置付け			
政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
	重点施策	【3-2】企業誘致の推進と販路拡大の促進
	目指す姿	【3-2】優良な企業が多数立地しており、企業間の協業による製品の生産が盛んに行われています。また、市内立地企業の企業名称や製造されている製品などの認知度や技術力が向上し、取引が増え販路が拡大しています。
	施策の展開方針	【3-2】方針１：企業誘致の促進
重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
	取組の方向性・目指す地域の姿	② 産業の競争力強化

予算科目１	7-1-3-2-0産業団地整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	1-1-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		産業団地の確保により、優良企業の立地を促進し、市内企業の受注増加や雇用の拡大による産業の活性化を図ることを目的とする。
②事業の内容		・新規産業団地候補地の選定に向けた開発可能性調査 ・新規産業団地候補地の造成に向けた地権者調整及び必要な調査等 ・企業等による産業用地開発に向けた支援
③事業の対象者		市民、製造業等の事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	多くの企業から引き合いがあるが企業誘致の受け皿となる産業団地を継続的に提供できていない。
	課題の要因	諸手続きや事業候補者協議など産業団地造成までには多くの期間と費用が必要になる。
	本市固有の事情	産業団地造成事業については群馬県企業局との共同事業を基本としており、産業団地の整備に制限がある。
	市民等からの声	地区の発展と活性化、雇用機会の創出を目的とした産業用地開発の要望をもらっている。また、多くの事業者から産業用地を求められている。

	既存事業の有無	無
	先進事例	・各種リスク低減に向けた民間業務代行による開発（静岡県三島市・埼玉県内ほか） ・産業用地の整備を目的とした官民連携事業
	要因の解消策	群馬県企業局との連携による産業用地整備のほか、企業等による産業用地確保に向けた取り組みを支援する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	無
⑤事業実施により目指す成果		・産業用地を整備し優良企業の誘致により市内企業の受注拡大や産業育成を目指す。 ・企業の立地ニーズに合わせた産業用地の確保を目指す。 ・産業用地を確保し企業が立地することで雇用創出の機会につなげる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
産業団地等に立地する事業所数（累計）	事業所	目標		245.0	245.0	245.0	248.0	251.0
		実績	244.0	246.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	新たに産業団地等に進出した事業所を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・新規産業団地整備の推進 ※群馬県との共同事業を予定 （長沼町地区(北)：地権者調整及び現地調査等） （新規産業団地候補地：基本調査等） ・次期新規産業団地候補地適地調査	歳出合計		22,446
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	22,446

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・新規産業団地整備の推進 ※群馬県との共同事業を予定 （長沼町地区(北)：地権者調整及び用地測量等） （新規産業団地候補地：地権者調整等） ・【拡充】企業による大規模な産業用地開発の支援	歳出合計		14,316
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	14,316

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・新規産業団地整備の推進 長沼町地区北側区域（群馬県との共同事業）：設計測量等 境東新井地区：土地状況調査等 新規産業団地候補地：地権者調整等 ・企業による大規模な産業用地開発の支援	歳出合計		761,220
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	761,220

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・新規産業団地整備の推進 長沼町地区北側区域（群馬県との共同事業）：造成工事、土壌処理等 境東新井地区：地権者調整等 新規産業団地候補地：地歴調査等 次期候補地：権利調査等 ・企業による大規模な産業用地開発の支援	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・新規産業団地整備の推進 長沼町地区北側区域（群馬県との共同事業）：造成工事等 境東新井地区：用地取得、測量調査等 新規産業団地候補地：土壌状況調査、地権者調整等 次期候補地：基本計画作成等 ・企業による大規模な産業用地開発の支援	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			47
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	企業の受け皿として産業用地は必要であり、なるべく在庫がない期間を短くするため、効率的かつ効果的な方法を研究していく必要があります。	
	副部局長（二次評価）	新たな企業の進出だけでなく、既存企業の事業拡大や拠点集約にも対応し、市外への流出を防ぐためにも、産業用地の確保は大変重要です。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		地域経済の活性化のためには企業誘致は不可欠です。その機会を逃さないよう、産業用地を継続的に確保することは大変重要です。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	企業誘致事業		3　継続
部局名	産業経済部	課名	企業誘致課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【3】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-2】企業誘致の推進と販路拡大の促進
		目指す姿	【3-2】優良な企業が多数立地しており、企業間の協業による製品の生産が盛んに行われています。また、市内立地企業の企業名称や製造されている製品などの認知度や技術力が向上し、取引が増え販路が拡大しています。
		施策の展開方針	【3-2】方針１：企業誘致の促進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 産業の競争力強化

予算科目１	7-1-3-2-0企業誘致事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	1-1-7	1-4-2				

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		多種多様な分野おいて活躍する企業を誘致することで、本市全体の安定運営のために必要となる財源の確保や雇用の拡大に繋げ、地域経済の更なる活性化を図ることを目的とする。
②事業の内容		・大都市圏での企業訪問等によるＰＲ活動を展開 ・企業立地促進奨励金を助成 ・コールセンター、製造業等に関する支店・営業所等開設設置促進奨励金を助成
③事業の対象者		市内外企業、市民等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	製造業では、海外生産から国内生産へ回帰する動きやコロナ禍を脱し、経済活動が以前の水準まで回復する動きが見られます。これを要因として、国内での新工場設置に向けた引き合いを多くいただいていることから、更に企業誘致を進める必要がある。
	課題の要因	・企業誘致活動について、積極的なＰＲを継続していく必要がある。 ・群馬県や関係機関と更なる連携の強化を図る必要がある。
	本市固有の事情	交通利便性の高さや災害が少ないという地域特性がある。
	市民等からの声	企業進出は本市の活力と賑わいのあるまちづくりや市民全体の利益につながるものである。

	既存事業の有無	・地方税の優遇制度（県、一部市町村のみ） ・本社機能移転拡充優遇制度（県）
	先進事例	特になし
	要因の解消策	・大都市圏での企業訪問等によるＰＲ活動や優遇制度の周知を行うことで、企業の進出を増やす。 ・企業ニーズに応えられるよう産業用地の確保を行うことで、企業誘致を進める。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	特になし
⑤事業実施により目指す成果		・企業の誘致を実現 ・就労環境の充実 ・地域経済の更なる活性化 ・進出企業と市内企業との協業

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
企業立地促進奨励金交付件数	件	目標		10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
		実績	9.0	5.0				
コールセンター、支店・営業所等開設設置促進奨励金交付件数	件	目標		4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		実績	1.0	6.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	企業立地促進奨励金とコールセンター、製造業等に関する支店・営業所等開設設置促進奨励金の申請件数を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・大都市圏での企業訪問等によるＰＲ活動の実施 ・企業立地促進奨励金の助成 ・サテライトオフィス、支店・営業所等開設設置促進奨励金の助成	歳出合計		78,709
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	78,709

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・大都市圏での企業訪問等によるＰＲ活動の実施 ・企業立地促進奨励金の助成 ・コールセンター、製造業等に関する支店・営業所等開設設置促進奨励金の助成	歳出合計		44,683
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	44,683

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・大都市圏での企業訪問等によるＰＲ活動の実施 ・企業立地促進奨励金の助成 ・コールセンター、製造業等に関する支店・営業所等開設設置促進奨励金の助成	歳出合計		44,683
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	44,683

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・大都市圏での企業訪問等によるＰＲ活動の実施 ・企業立地促進奨励金の助成 ・コールセンター、製造業等に関する支店・営業所等開設設置促進奨励金の助成	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・大都市圏での企業訪問等によるＰＲ活動の実施 ・企業立地促進奨励金の助成 ・コールセンター、製造業等に関する支店・営業所等開設設置促進奨励金の助成	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	2
合計点			48
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	企業誘致のための制度を充実するだけでなく、その内容の周知についても効果的な手法の検討が必要です。	
	副部局長（二次評価）	企業誘致の助成制度については、企業が進出先を決定する際の一つの要素であるため、今後も継続し必要に応じて見直しを行うこと。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		企業誘致を推進するための助成制度の拡充だけでなく、経済や社会情勢に沿った新たな枠組みについて検討することも必要です。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	販路支援事業	３　継続
部局名	産業経済部	課名	企業誘致課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-2】企業誘致の推進と販路拡大の促進
		目指す姿	【3-2】優良な企業が多数立地しており、企業間の協業による製品の生産が盛んに行われています。また、市内立地企業の企業名称や製造されている製品などの認知度や技術力が向上し、取引が増え販路が拡大しています。
		施策の展開方針	【3-2】方針３：販路拡大のための支援
			【3-2】方針２：市内企業の認知度の向上
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 産業の競争力強化
			② 労働環境の向上と雇用確保の支援

予算科目１	7-1-3-2-0販路支援事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	1-1-1	1-1-2	1-1-3	1-1-4	1-2-5	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		企業間の連携を強めることや新たな関係性を構築させ、販路拡大や受注量の増加を図ることを目的とする。
②事業の内容		・ビジネスマッチング展示会等を開催 ・企業誘致キャラバンを実施 ・県外展示会へ企業と共同出展事業を実施 ・ビジネスマッチング展示会の開催及び出展を補助 ・市で運営するポータルサイトにより企業情報を提供 ・企業の認知度を向上させる事業を実施
③事業の対象者		市内外企業、市民等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	新たな取引等の拡充に向け、産業構造や社会が目まぐるしく変化していることを好機と捉えて、市内各企業における自社製品のＰＲが求められている。
	課題の要因	・企業の名称や製造品の認知度が低い点がある。 ・新たな取引先開拓の取組が弱い点がある。 ・企業や一般市民向けのＰＲが不足している。
	本市固有の事情	市内に多様な業種の製造業が立地しており、特定の業種に偏っていない。
	市民等からの声	市内企業の発展は活気とにぎわいのあるまちづくりや市民全体の利益につながるものである。

	既存事業の有無	ものづくり販路支援コーディネーター（県産業支援機構）
	先進事例	・群馬県ものづくり企業オンライン展示会（県） ・航空宇宙産業参入支援事業（県産業支援機構）
	要因の解消策	市内企業にビジネスマッチング展示会等でＰＲの機会を創出する。また、市で運営するポータルサイでもＰＲを行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・デジタル田園都市国家構想交付金 ・新しい地方経済・生活環境創生交付金
⑤事業実施により目指す成果		全国規模の展示会への共同出展や市内企業を対象とした展示会の開催により、企業の連携や新たな関係性の構築を促進するとともに、ポータルサイトによる情報発信を強化することで、販路及び受注の拡大につなげる。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
ビジネスマッチングイベント等参加企業数	社	目標		140.0	140.0	140.0	140.0	140.0
		実績	115.0	90.0				
県外展示会への共同出展企業数	社	目標		11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
		実績	7.0	11.0				
ビジネスマッチング展示会開催及び出展件数	件	目標		16.0	16.0	16.0	16.0	16.0
		実績	10.0	19.0				
いせさきものづくりネット登録企業数	社	目標		314.0	319.0	324.0	329.0	334.0
		実績	304.0	285.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・ビジネスマッチングイベント等の参加企業数を確認する。 ・県外展示会への共同出展企業数を確認する。 ・ビジネスマッチング展示会開催及び出展件数を確認する。 ・いせさきものづくりネットの登録企業数を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・ビジネスマッチングイベントの開催（ワクワク☆フェス） ・ビジネスマッチング展示会等の開催（Made in いせさき製品商談会及び展示会） ・企業誘致キャラバンの実施 ・県外展示会へ企業と共同出展事業の実施 ・ビジネスマッチング展示会の開催及び出展補助 ・いせさきものづくりネットの運営 ・企業紹介用パンフレット作成などによる認知度の向上 ・企業間等の連携支援	歳出合計		29,333
		財源内訳	国庫支出金	10,645
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	2,398
			一般財源	16,290

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・ビジネスマッチングイベントの開催（ワクワク☆フェス） ・ビジネスマッチング展示会等の開催（Made in いせさき製品商談会及び展示会） ・企業誘致キャラバンの実施 ・県外展示会へ企業と共同出展事業の実施 ・ビジネスマッチング展示会の開催及び出展補助 ・いせさきものづくりネットの運営 ・企業紹介用パンフレット作成などによる認知度の向上 ・企業間等の連携支援	歳出合計		29,592
		財源内訳	国庫支出金	12,323
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	2,354
			一般財源	14,915

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・ビジネスマッチングイベントの開催（ワクワク☆フェス） ・ビジネスマッチング展示会等の開催（Made in いせさき製品商談会及び展示会） ・企業誘致キャラバンの実施 ・県外展示会へ企業と共同出展事業の実施 ・ビジネスマッチング展示会の開催及び出展補助 ・いせさきものづくりネットの運営 ・企業紹介用パンフレット作成などによる認知度の向上 ・企業間等の連携支援	歳出合計		29,592
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	2,354
			一般財源	27,238

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・ビジネスマッチングイベントの開催（ワクワク☆フェス） ・ビジネスマッチング展示会等の開催（Made in いせさき製品商談会及び展示会） ・企業誘致キャラバンの実施 ・県外展示会へ企業と共同出展事業の実施 ・ビジネスマッチング展示会の開催及び出展補助 ・いせさきものづくりネットの運営 ・企業紹介用パンフレット作成などによる認知度の向上 ・企業間等の連携支援	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・ビジネスマッチングイベントの開催（ワクワク☆フェス） ・ビジネスマッチング展示会等の開催（Made in いせさき製品商談会及び展示会） ・企業誘致キャラバンの実施 ・県外展示会へ企業と共同出展事業の実施 ・ビジネスマッチング展示会の開催及び出展補助 ・いせさきものづくりネットの運営 ・企業紹介用パンフレット作成などによる認知度の向上 ・企業間等の連携支援	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	3
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	3
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	2
合計点			46
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	積極的に販路拡大をしようとする企業を継続的にサポートすることは、本市の経済の活性化につながるものと考えています。	
	副部局長（二次評価）	国内外の経済社会情勢の変動に対し、ビジネスチャンスを求める企業をサポートとすることは重要です。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		継続的に販路支援を行うことで市内企業の認知度が上がり、売上や雇用が増加することで本市経済の活性化につながるものと考えています。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	認定農業者等育成・確保対策事業	３　継続
部局名	農政部	課名	農政課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-3】効率的かつ安定的な農業の推進
		目指す姿	【3-3】農業における担い手不足の解消と適正な農地利用が行われ、地産地消推進の店舗も増えています。
		施策の展開方針	【3-3】方針１：新規就農者の確保
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 産業の競争力強化

予算科目１	6-1-3-1-0認定農業者等育成・確保対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	1-3-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		次世代を担う新規就農者を確保、育成や支援を行うことにより、持続可能な農業の実現を図る。
②事業の内容		・農業経営開始直後の経営が不安定な新規就農者への支援 ・新規就農者に対して、経営発展に必要な農業機械・施設の導入を支援 ・認定農業者により新規就農者への栽培や経営などの指導、相談を行う。
③事業の対象者		新規就農者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	農業従事者が減少し、地域農業の中核的な農業者である認定農業者も平均年齢が６０歳（令和５年度）を超え、高齢化傾向にあるため、次世代を担う新規就農者の育成、確保が必要となっています。
	課題の要因	・農業経営の不安定 ・設備投資資金の不足
	本市固有の事情	・新規就農者と地主との接点がなく、新規就農を希望しても農地を借りることが困難である。
	市民等からの声	新規就農者への支援や農地の集積、担い手の確保について要望があります。

	既存事業の有無	経営開始資金事業費補助金（国）、農業次世代人材投資資金交付金（国）、経営発展支援事業費補助金（国）、農業生産担い手育成対策事業費補助金（市）、担い手持続化支援事業費補助金（市）
	先進事例	農業参入促進事業（前橋市） かがやけ新規就農者応援給付金（高崎市）
	要因の解消策	関係機関や地域の農業者などと連携して、新規就農者の営農地の確保に努め、就農直後の支援としては国、県、市の事業を活用し、新規就農者の支援を充実させる。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	経営開始資金事業費補助金（国）補助率　全額国庫 農業次世代人材投資資金交付金（国）補助率　全額国庫 経営発展支援事業費補助金（国）補助率　国1/2・県1/4
⑤事業実施により目指す成果		農業における担い手の確保が解消し、持続可能な農業が実現されています。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
新規就農相談会数	回	目標		10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
		実績	8	10.0				
認定農業者の人数	人	目標		－	523.0	523.0	523.0	523.0
		実績	523.0	－				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	実施した回数

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・新規就農者に対して、就農直後の経営確立を支援する資金を交付する。 ・新規就農者に対して、就農後の経営発展のために必要な機械、施設の導入を支援する。 ・認定農業者により新規就農者への栽培や経営などの指導、相談を行うための事業を支援する。	事業費（千円）		
		歳出合計		27,540
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	18,900
			地方債	0
			その他	500
			一般財源	8,140

	実施内容			
Ｒ８	・新規就農者に対して、就農直後の経営確立を支援する資金を交付する。 ・新規就農者に対して、就農後の経営発展のために必要な機械、施設の導入を支援する。 ・認定農業者により新規就農者への栽培や経営などの指導、相談を行うための事業を支援する。 ◇[拡充]認定農業者及び認定新規就農者の経営発展のために必要な機械、施設の導入を支援する。	事業費（千円）		
		歳出合計		28,773
		財源内訳	国庫支出金	7,500
			県支出金	11,133
			地方債	0
			その他	500
			一般財源	9,640

	実施内容			
Ｒ９	・新規就農者に対して、就農直後の経営確立を支援する資金を交付する。 ・新規就農者に対して、就農後の経営発展のために必要な機械、施設の導入を支援する。 ・認定農業者により新規就農者への栽培や経営などの指導、相談を行うための事業を支援する。 ・認定農業者及び認定新規就農者の経営発展のために必要な機械、施設の導入を支援する。	事業費（千円）		
		歳出合計		28,373
		財源内訳	国庫支出金	7,500
			県支出金	11,733
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	9,140

	実施内容			
Ｒ１０	・新規就農者に対して、就農直後の経営確立を支援する資金を交付する。 ・新規就農者に対して、就農後の経営発展のために必要な機械、施設の導入を支援する。 ・認定農業者により新規就農者への栽培や経営などの指導、相談を行うための事業を支援する。 ・認定農業者及び認定新規就農者の経営発展のために必要な機械、施設の導入を支援する。	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・新規就農者に対して、就農直後の経営確立を支援する資金を交付する。 ・新規就農者に対して、就農後の経営発展のために必要な機械、施設の導入を支援する。 ・認定農業者により新規就農者への栽培や経営などの指導、相談を行うための事業を支援する。 ・認定農業者及び認定新規就農者の経営発展のために必要な機械、施設の導入を支援する。	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			58
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	農業従事者の減少や高齢化が進む中、農業の持続的な発展に向けて、地域農業の中核的担い手である認定農業者や新規就農者を確保、育成することは重要であり、必要な支援を継続して行う必要があります。
	副部局長（二次評価）	持続可能な農業振興を図るためには、担い手である認定農業者や新規就農者の確保・育成が必須であり、さらに認定農業者などの担い手が効率的かつ安定的な経営を行えるよう施策を推進する必要があります。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 本市農業の持続的な発展のためには、認定農業者や新規就農者などの地域農業の担い手の育成、確保を図ることが必要不可欠であるため、これまでの施策を継続するとともに、国、県、関係機関と連携し、必要な支援を行う必要があります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	農畜産物普及対策事業		3　継続
部局名	農政部	課名	農政課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-3】効率的かつ安定的な農業の推進
		目指す姿	【3-3】農業における担い手不足の解消と適正な農地利用が行われ、地産地消推進の店舗も増えています。
		施策の展開方針	【3-3】方針２：地元農産物の生産拡大
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 産業の競争力強化

予算科目１	6-1-2-1-0農畜産物普及対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	1-4-2	2-4-4				

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		学校給食への地元農産物の利用拡大を進め、さらに市内の販路開拓を進めるなど地産地消を推進し、高品質かつ収益性の高い持続可能な農業を実現する。
②事業の内容		・地産地消を推進するための事業の実施 ・学校給食に地元農産物を導入するための支援 ・子供を対象とした農業体験等の実施 ・地元農産物のＰＲ事業の実施
③事業の対象者		農業者、市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	学校給食及び各家庭や飲食店に対して、新鮮で高品質な地元農産物の利用を推進することで、消費拡大と新たな販路拡大を図る必要があります。
	課題の要因	・農産物の産地間競争の激化
	本市固有の事情	・本市で生産された農産物の多くは、市場流通である。
	市民等からの声	学校給食への地元農産物の利用拡大について、要望があります。

	既存事業の有無	地場産農産物等利用促進委託料（市）、農業体験事業委託料（市）、地域農政対策負担金（市）、収穫感謝祭事業負担金（市）
	先進事例	前橋産農畜産物ＰＲ事業（前橋市） 農業者新規創造活動事業（高崎市）
	要因の解消策	関係機関や農業者で構成された団体等と連携して、商品開発や販路開拓を進めるとともに、学校給食への利用促進や地産地消推進の店と連携したイベント等を実施し、地元農産物のＰＲを図ります。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		地元農産物の魅力や消費者への信頼を高め、ブランド力、販売競争力の向上を図りつつ、地産地消の定着を図る。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
地場産農産物の啓発活動数	回	目標		7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
		実績	4.0	7.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	啓発活動を実施したイベント数

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・学校給食への地元農産物の提供支援及びＰＲ販売イベントやブランド化の推進 ・伊勢崎市農業まつりへの取り組み ・収穫感謝祭事業への取り組み ・農業キッズプログラム事業の推進	歳出合計		4,303
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	13
			一般財源	4,290

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・学校給食への地元農産物の提供支援及びＰＲ販売イベントやブランド化の推進 ・伊勢崎市農業まつりへの取り組み ・収穫感謝祭事業への取り組み ・農業キッズプログラム事業の推進	歳出合計		4,306
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	13
			一般財源	4,293

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・学校給食への地元農産物の提供支援及びＰＲ販売イベントやブランド化の推進 ・伊勢崎市農業まつりへの取り組み ・収穫感謝祭事業への取り組み ・農業キッズプログラム事業の推進	歳出合計		4,306
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	13
			一般財源	4,293

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・学校給食への地元農産物の提供支援及びＰＲ販売イベントやブランド化の推進 ・伊勢崎市農業まつりへの取り組み ・収穫感謝祭事業への取り組み ・農業キッズプログラム事業の推進	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・学校給食への地元農産物の提供支援及びＰＲ販売イベントやブランド化の推進 ・伊勢崎市農業まつりへの取り組み ・収穫感謝祭事業への取り組み ・農業キッズプログラム事業の推進	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			57
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	地産地消推進の店と連携し、新鮮で高品質な地場産農産物の利用を推進することで、消費拡大と新たな販路拡大を図るため、今度も継続して行う必要があります。	
	副部局長（二次評価）	地元農産物の地域内利用を促進し、生産量や品質の向上を図るとともに、農業者と消費者とのつながりを深めることで、地域に根差した農業振興を図るため、継続して行う必要があります。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		本市農産物の需要拡大と農業振興を図るため、安心安全で高品質な農産物の生産や地産地消の推進は重要であり、今後も継続して行う必要があります。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	園芸振興対策事業	３　継続
部局名	農政部	課名	農政課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-3】効率的かつ安定的な農業の推進
		目指す姿	【3-3】農業における担い手不足の解消と適正な農地利用が行われ、地産地消推進の店舗も増えています。
		施策の展開方針	【3-3】方針２：地元農産物の生産拡大
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 産業の競争力強化

予算科目１	6-1-3-1-0園芸振興対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	1-3-1	1-3-4				

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		高品質かつ収益性の高い農業を実現するために必要な農業機械の導入や農業施設の整備を支援します。
②事業の内容		・園芸農業の農業機械及び農業施設の導入や整備のための補助事業 ・高品質な農業を推進するための補助事業 ・農業生産物の価格安定のための補助、助成事業 ・農業生産活動に必要な経費に対する補助、助成事業
③事業の対象者		農業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・作業の効率化を図り経営規模を拡大することで、農業の活力をより高める必要があります。 ・物価高騰により農業経営が圧迫されています。
	課題の要因	・農業機械、農業施設の経年劣化 ・農業機械、農業施設、農業資材の価格高騰
	本市固有の事情	・冬季の豊富な日射量を活かした施設栽培により高品質な果菜類を算出しています。 ・群馬県の野菜重点品目の主要産地となっています。
	市民等からの声	・農業機械及び施設の導入補助への要望があります。 ・価格高騰による農業経営への助成要望があります。 ・近年物価の急激な高騰による農業経営の困難を訴える声が増えています。

	既存事業の有無	・農業経営力向上事業費補助金（県）・園芸施設被覆材等張替補助金（市）・環境保全型農業直接支払交付金（国）・野菜花き生産力強化事業費補助金（県）・生物農薬導入費補助金（市）・強い農業づくり交付金（国）
	先進事例	前橋市施設園芸省エネ促進事業
	要因の解消策	関係機関や地域の農業者などと連携して、農業者のニーズや農業経営での問題点の把握に努め、国、県、市の事業を活用し、高品質かつ収益性の高い農業を実現するために必要な農業機械の導入や農業施設の整備を支援します。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・農業経営力向上事業費補助金（県3/10以内） ・環境保全型農業直接支払交付金（国10a＝7000円、県10a=3500円） ・野菜花き生産力強化事業費補助金（県3/10以内） ・強い農業づくり交付金（国1/2以内）
⑤事業実施により目指す成果		農業機械の導入、農業施設の整備を推進し規模拡大と効率化の実現から持続可能な農業経営を目指します。 園芸振興対策事業の機械及び施設整備の補助事業利用件数年間１３件を実現します。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
補助事業利用件数（年間件数）	件	目標		13.0	13.0	13.0	13.0	13.0
		実績	13.0	13.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	農業関係補助事業利用件数

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・園芸農業の農業機械及び農業施設の導入や整備のための補助金交付 ・高品質な農業を推進するための補助金交付 ・農業生産物の価格安定のための基金への負担 ・農業生産活動に必要な経費に対する助成金の支給	事業費（千円）		
		歳出合計		71,267
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	34,162
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	37,105
Ｒ８	実施内容			
	・園芸農業の農業機械及び農業施設の導入や整備のための補助金交付 ・高品質な農業を推進するための補助金交付 ・農業生産物の価格安定のための基金への負担 ・農業生産活動に必要な経費に対する助成金の支給	事業費（千円）		
		歳出合計		82,765
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	43,584
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	39,181
Ｒ９	実施内容			
	・園芸農業の農業機械及び農業施設の導入や整備のための補助金交付 ・高品質な農業を推進するための補助金交付 ・農業生産物の価格安定のための基金への負担 ・農業生産活動に必要な経費に対する助成金の支給	事業費（千円）		
		歳出合計		82,765
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	31,679
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	51,086
Ｒ１０	実施内容			
	・園芸農業の農業機械及び農業施設の導入や整備のための補助金交付 ・高品質な農業を推進するための補助金交付 ・農業生産物の価格安定のための基金への負担 ・農業生産活動に必要な経費に対する助成金の支給	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容			
	・園芸農業の農業機械及び農業施設の導入や整備のための補助金交付 ・高品質な農業を推進するための補助金交付 ・農業生産物の価格安定のための基金への負担 ・農業生産活動に必要な経費に対する助成金の支給	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			60
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	近年の資材等の物価高騰で農業を取り巻く情勢が厳しい中、農作業の効率化を進める上で農業機械や施設の導入は重要であり、国、県、市が連携し、継続して支援を行う必要がある。	
	副部局長（二次評価）	農業機械及び施設の整備は、農業経営の規模拡大や農作業の効率化のために必須なので、行政による農業者の整備に対する支援は必要である。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		近年の農業資材等の物価高騰は高止まりの状態が続く中、依然として上昇傾向にあり、農業経営への圧迫が強まっていることから、持続可能な農業を実現するためには、行政による有効な支援を継続実施していくことは必要であり妥当である。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	農地利用対策事業	３　継続
部局名	農政部	課名　農政課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-3】効率的かつ安定的な農業の推進
		目指す姿	【3-3】農業における担い手不足の解消と適正な農地利用が行われ、地産地消推進の店舗も増えています。
		施策の展開方針	【3-3】方針３：遊休農地の解消
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 産業の競争力強化

予算科目１	6-1-3-1-0農地利用対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	1-3-6					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		将来の食料の安定供給の確保等を図る上で、農業生産にとって最も基礎的な資源である農地を良好な状態で確保することにより、農業の健全な発展を図る。
②事業の内容		・伊勢崎農業振興地域整備計画に関する農用地利用計画の作成 ・遊休農地解消、再生活動のへの支援 ・地域計画の見直し ・農地中間管理事業の推進
③事業の対象者		市民、農業者、農地所有者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・2020年農林業センサスによると、農業において伊勢崎市の６５歳以上の割合は66.2%と高齢化が深刻。 ・5年以内の後継者の確保状況では、83.7%が確保していないとするなど、後継者不足が懸念。 ・遊休農地は、令和3年度40.5ha、令和4年度45.4ha、令和5年度46.7haと年々増加傾向となっている。 ・効率的で総合的な農地利用のため農地集積と優良農地の確保が必要。
	課題の要因	・農業者の高齢化による離農、担い手不足により、耕作されない土地が増えている。 ・農地条件が悪く、耕作しにくい土地がある。 ・遊休農地等の情報共有不足。
	本市固有の事情	・遊休農地が点在していて纏まっていない。
	市民等からの声	・遊休農地に関して近隣農家や市民から苦情等がある。

	既存事業の有無	・遊休農地解消活動費補助金（市）
	先進事例	農地再生推進事業補助金（高崎市）
	要因の解消策	・地域の農業者と連携し、農地の整備など遊休農地解消において、今後耕作等をしていくための必要な支援をしていく。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	農地中間管理事業業務委託事業収入（事業受託収入）
⑤事業実施により目指す成果		・遊休農地が解消されることにより、適切な農地利用が図られる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
遊休農地面積(田)	ha	目標		8.9	8.9	8.9	8.9	8.9
		実績	8.9	8.9				
遊休農地面積(畑)	ha	目標		37.8	37.8	37.8	37.8	37.8
		実績	37.8	37.7				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	農業委員会の遊休農地調査で確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・伊勢崎農業振興地域整備計画に関する農用地利用計画の作成 ・遊休農地解消、再生活動のへの支援 ・地域計画の見直し ・農地中間管理事業の推進	歳出合計		6,482
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	301
			一般財源	6,181

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・伊勢崎農業振興地域整備計画に関する農用地利用計画の作成 ・遊休農地解消、再生活動のへの支援 ・地域計画の見直し ・農地中間管理事業の推進	歳出合計		6,589
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	441
			一般財源	6,148

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・伊勢崎農業振興地域整備計画に関する農用地利用計画の作成 ・遊休農地解消、再生活動のへの支援 ・地域計画の見直し ・農地中間管理事業の推進	歳出合計		6,758
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	441
			一般財源	6,317

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・伊勢崎農業振興地域整備計画に関する農用地利用計画の作成 ・遊休農地解消、再生活動のへの支援 ・地域計画の見直し ・農地中間管理事業の推進	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・伊勢崎農業振興地域整備計画に関する農用地利用計画の作成 ・遊休農地解消、再生活動のへの支援 ・地域計画の見直し ・農地中間管理事業の推進	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			57
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	食料の安全保障の強化には、生産基盤である農地が継続的に最大限利用される環境の整備が必要であり、そのため遊休農地の解消による農地利用の最適化に取り組むことは大変重要な事業といえる。
	副部局長（二次評価）	雑草等が繁茂する遊休農地は害虫の発生源や害獣の住み家とされるおそれが高く、悪臭や農作物への影響などが懸念され、周辺の土地等に迷惑をかけるだけに留まらず、農地の再利用も整備に時間を要することが考えられることから、農地の適正管理に取り組む事業は必要である。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 農業者の高齢化や後継者不足による農業者の減少に伴いますます増加のおそれが懸念される遊休農地は、害虫や鳥獣害被害を誘引するだけでなく、不法投棄等の温床となることで周辺住民の生活環境や治安の悪化を招くことでより大きな社会問題へと発展するおそれも懸念されることから、農地の復旧、集積・集約等による適正利用に取り組んでいくことは大変重要である。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	小規模農村整備事業	３　継続
部局名	農政部	課名	農村整備課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-3】効率的かつ安定的な農業の推進
		目指す姿	【3-3】農業における担い手不足の解消と適正な農地利用が行われ、地産地消推進の店舗も増えています。
		施策の展開方針	【3-3】方針３：遊休農地の解消
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 産業の競争力強化

予算科目１	6-1-5-1-0小規模農村整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	1-3-1					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		農業用水路や農作業道などの生産基盤を整備し、農業者が安定的に土地利用できるように、生産環境を整えます。
②事業の内容		農業用水路のコンクリート化・改修及び農作業道の改良等。
③事業の対象者		農業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	農業者の高齢化や後継者不足により、遊休農地が増加している。
	課題の要因	農業用水路や農作業道の改修や改良等の生産基盤の整備が未実施であるため、管理に時間を割かれたり、水害や荷傷み等により農作物の品質の低下、収穫量の減少等が要因となり借り手のつかない農地が増加している。
	本市固有の事情	農業者の高齢化や後継者不足による遊休農地の増加が懸念されている。
	市民等からの声	農業用水路や農作業道の改修・改良の要望は多くある。

	既存事業の有無	本件は県単独補助事業である。国庫補助事業に同様の事業はあるが、受益地などが事業採択要件に合わないものも多く、きめ細かく対応することが難しい。
	先進事例	県内の多くの自治体で実施している。本市もこれまで多くの農業用水路や農作業道の整備を実施してきた。
	要因の解消策	事業を実施することで農業の生産基盤を整備し、優良農地を増加する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	県単独補助　補助率35%または45% 農村総合整備事業債
⑤事業実施により目指す成果		遊休農地の抑制。認定農業者など担い手への農地集積。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
整備実施件数	件	目標		5.0	3.0	4.0	4.0	4.0
		実績	5.0	5.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	毎年の実績により確認。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	水路等整備実施件数　5件 補助対象額60,000千円　単独費10,000千円 県支出金　60,000×35/100＝21,000千円 地方債　（70,000－21,000）×90/100＝44,100千円	歳出合計		70,000
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	21,000
			地方債	44,100
			その他	0
			一般財源	4,900

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	水路等整備実施件数　5件 補助対象額 60,000千円　単独費104,000千円 県支出金　16,400×35/100＝ 5,740千円 43,600×45/100＝19,620千円 計　25,360千円 地方債　（164,000－25,360）×90/100≒124,700千円	歳出合計		164,000
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	25,360
			地方債	124,700
			その他	0
			一般財源	13,940

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	水路等整備実施件数　4件 補助対象額60,000千円　単独費100,000千円 県支出金　60,000×35/100＝21,000千円 地方債　（160,000－21,000）×90/100＝125,100千円	歳出合計		160,000
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	21,000
			地方債	125,100
			その他	0
			一般財源	13,900

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	水路等整備実施件数　4件 補助対象額60,000千円　単独費80,000千円 県支出金　60,000×35/100＝21,000千円 地方債　（140,000－21,000）×90/100＝107,100千円	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	水路等整備実施件数　4件 補助対象額60,000千円　単独費10,000千円 県支出金　60,000×35/100＝21,000千円 地方債　（70,000－21,000）×90/100＝44,100千円	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			58
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	土地改良事業等により整備された農作業道や農業用水路が３０年以上経過しており、老朽化が激しく更新需要が高まっている。また、舗装を新設することにより荷傷みを軽減し、農業経営の安定につながるため、今後も継続して事業推進していく必要がある。
	副部局長（二次評価）	今後の農業を考えるうえで、新規就農者等の確保及び、収益性の向上が必要と考えます。本事業を実施し生産基盤を整備することで、新規就農者の農地の確保や担い手への借地等、農地集積が図られる。また、農作物の品質・収穫量の低下が解消され収益の向上が見込まれるため必要な事業である。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 施設の老朽化が進んでいることから、農作業道や農業用水路の機能維持のため計画的な改修や改良が必要である。また、農業者の高齢化や減少により遊休農地の増加が懸念されるため、農地を貸借していくうえでも、こうした生産基盤の整備は必要である。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	華蔵寺公園遊園地充実事業	３　継続
部局名	産業経済部	課名	文化観光課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-4】特長のある観光の創出と振興
		目指す姿	【3-4】本市の特長である四季折々の花々や伊勢崎銘仙などを生かした観光イベントの創出や既存の観光資源の保全及び活用が進み、多くの人が訪れる観光事業が盛んなまちとなっています。
		施策の展開方針	【3-4】方針１：魅力ある観光地づくりの推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	7-1-6-1-0華蔵寺公園遊園地充実事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		本市を代表する観光スポットとして、来園者が安全かつ安心して利用できる施設環境を整備する。
②事業の内容		・遊具や施設の点検、修繕の実施 ・キャラクターショーや季節に応じたイベントの実施 ・新たな遊具の設置
③事業の対象者		市民、市外からの来園者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・定期的なメンテナンスや塗装修繕等は行っているが、全体的に古さを感じる。 ・市民からの人気は定着しているため、市外からの集客が重要。
	課題の要因	・開園が昭和４５年であり、所どころに古さを感じる。 ・遊園地で一日遊ぶには難しく、遠方からでは目的地になりづらい。
	本市固有の事情	・遊具は小さな子ども向けのものが多く、ファミリー層以外の来園者が少ない。
	市民等からの声	・華蔵寺公園遊園地は魅力的な場所であり、遊具の充実により、北関東有数のテーマパークに発展できるとよい。

	既存事業の有無	・遊器具車両検査委託 ・各種遊具の修繕
	先進事例	・小さい子が体を使って楽しむことができるアトラクションの設置 立体迷路「とことこ迷城」（前橋市：るなぱあく、設置：2020年3月） カード迷路「ぐるり森大冒険」（桐生市：桐ヶ丘遊園地、設置：2023年3月）
	要因の解消策	・遊具を安全に運行するための検査及び修繕 ・定期的または継続的に楽しめる遊具の導入 ・法定点検及び専門業者による精密点検の実施 ・運行マニュアルや始業前点検の見直しに加え、複数回の試運転、緊急時対応マニュアルの改訂、 職員研修を実施する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		遊具や施設の充実を図ることで、安全かつ安心して楽しむことができ、多くの人が訪れるまちになることを目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
開園日数	日	目標		324.0	324.0	324.0	324.0	324.0
		実績	326.0	315.0				
修繕件数	件	目標		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		実績	2.0	8.0				
保守点検数	件数	目標		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		実績	2.0	4.0				
年間利用者数	千人	目標		1,590.0	1,621.0	1,652.0	1,683.0	1,714.0
		実績	1,559.0	1,534.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	四半期ごとに実績を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・ジェットコースター拘束装置分解修繕 ・急流すべり第一コンベアベルト交換修繕 ・スカイファイター乗物吊ピン交換修繕 ・豆汽車部品交換修繕 ・観覧車前テント張替修繕 ・ジェットコースター拘束装置探傷検査 ・サイクルモノレール乗物探傷検査 ・ジェットコースター探傷検査 ・遊器具超音波探傷検査 ・メリーゴーランド更新リース ・新遊具導入及び施設整備のための調査、検討	歳出合計		76,758
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	34,934
			一般財源	41,824

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・ジェットコースター拘束装置分解修繕 ・バッテリーカーオーバーホール修繕 ・観覧車航空障害灯交換修繕 ・ジェットコースター探傷検査 ・遊器具超音波探傷検査 ・メリーゴーランド更新リース ・ウオーターシューティングライドリース ・新遊具導入及び施設整備のための調査、検討	歳出合計		55,359
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	36,122
			一般財源	19,237

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・観覧車回転輪塗装修繕 ・急流すべり水路塗装修繕 ・急流すべりボート底交換修繕 ・ジェットコースター乗物オーバーホール修繕 ・ジェットコースター探傷検査 ・遊器具超音波探傷検査 ・急流すべりボート車両軸探傷検査 ・遊具リース ・新遊具導入及び施設整備のための計画策定	歳出合計		133,587
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	36,123
			一般財源	97,464

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・各種遊具の修繕 ・ジェットコースター探傷検査 ・遊器具超音波探傷検査 ・遊具リース ・新遊具導入及び施設整備のための計画実施	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・各種遊具の修繕 ・ジェットコースター探傷検査 ・遊器具超音波探傷検査 ・遊具リース ・新遊具導入及び施設整備のための計画実施	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			48
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	華蔵寺公園遊園地は、本市を代表する観光施設であるとともに、多くの住民に親しまれている憩いの場です。これからも安心して利用いただくためには、各種遊具の利用状況や使用頻度を踏まえた適切な保守点検や維持管理を行うことが不可欠です。加えて近年の気温上昇を考慮し、来園者の健康を守るための対策の充実も求められていると考えます。
	副部局長（二次評価）	華蔵寺公園遊園地は、低料金で子供から大人まで幅広い年代が楽しめるアミューズメント施設として、長年親しまれています。年々、遊具は経年劣化が進みますので、利用者の安全を確保するには定期的な保守管理が必要です。また近年は酷暑が多いことから、熱中症予防などの暑さ対策を講じることも重要です。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 利用者の安全を最優先に考え、事故のない運営を実現するためには、計画的な修繕や適切な保守管理が不可欠です。また、定期的に新しいアトラクションを導入することで来場者の関心を維持し、リピーターの増加につながると考えます。さらに、近年の猛暑を踏まえ、熱中症対策についても万全を期す必要があります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	観光地づくり推進事業	３　継続
部局名	産業経済部	課名	文化観光課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-4】特長のある観光の創出と振興
		目指す姿	【3-4】本市の特長である四季折々の花々や伊勢崎銘仙などを生かした観光イベントの創出や既存の観光資源の保全及び活用が進み、多くの人が訪れる観光事業が盛んなまちとなっています。
		施策の展開方針	【3-4】方針１：魅力ある観光地づくりの推進
			【3-4】方針２：観光客誘致の促進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	7-1-5-1-0観光地づくり推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	1-4-4					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		まつりやイベント等の実施、実施主体や管理運営団体への支援を行うことで、魅力ある事業実施に繋げ、回遊する人の創出を図る。また、本市の特長を活かしたイベント等の創出や観光資源の保全、活用を行うことで、地域の魅力の存続とＰＲを図る。
②事業の内容		・各種まつりや花火大会等の実施主体への補助金等の交付 ・イベント等の実施団体や管理運営を行う団体への支援 ・観光施設等の修繕 ・社会の変化や対象に応じたツールによる観光情報の発信
③事業の対象者		市民、イベント実施団体、管理運営団体
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	地域や市単独のイベントなどでは集客力に限りがあるため、各種団体への支援や連携の強化が課題となる。
	課題の要因	・地域主体のイベント等における実施団体の高齢化や人手不足 ・物価高騰による必要経費の増加による縮小 ・観光施設の老朽化
	本市固有の事情	それぞれの地域で行われるイベントにおいて、同じ趣旨のものでも地域の特色があり合同での開催が難しい。
	市民等からの声	魅力的な資源はあるので、それを見てもらえるような整備を考えていかなくてはいけない。

	既存事業の有無	・いせさきまつり事業補助金 ・伊勢崎市観光物産協会補助金 ・観光シャトルバス運行業務委託 ・観光施設等修繕
	先進事例	
	要因の解消策	・関係機関や団体への支援と連携の強化 ・老朽化したした施設の環境整備と活用 ・積極的な情報発信
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	文化観光交流事業について、地域未来交付金（地域未来推進型）（内閣府・補助率1/2)を活用。
⑤事業実施により目指す成果		各種イベント等が開催されることで地域の活性化が図られるとともに、市民や観光客に対して本市の魅力をＰＲすることで、多くの人が訪れるまちを目指す。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
観光キャンペーン実施回数	回	目標		4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		実績	4.0	4.0				
情報誌作成部数	部	目標		27,000.0	27,000.0	27,000.0	27,000.0	27,000.0
		実績	27,000.0	27,000.0				
イベント開催回数	回	目標		14.0	14.0	14.0	14.0	14.0
		実績	14.0	13.0				
イベント来場者数	人	目標		624,000.0	636,000.0	648,000.0	660,000.0	673,000.0
		実績	612,000.0	318,900.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	四半期ごとに実績を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	いせさきまつりや初市等の事業の実施、支援や補助 文化観光交流事業等の委託 まっぷるいせさきや各種イベントポスター・チラシ等の印刷 観光施設等の緊急修繕	歳出合計		90,698
		財源内訳	国庫支出金	1,200
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	6,321
			一般財源	83,177

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	いせさきまつりや初市、花火大会等の事業の実施、支援や補助 文化観光交流事業等の委託 まっぷるいせさきや各種イベントポスター・チラシ等の印刷 観光施設等の緊急修繕	歳出合計		149,332
		財源内訳	国庫支出金	900
			県支出金	0
			地方債	11,700
			その他	6,679
			一般財源	130,053

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	いせさきまつりや初市等の事業の実施、支援や補助 文化観光交流事業等の委託 まっぷるいせさきや各種イベントポスター・チラシ等の印刷 観光施設等の緊急修繕 観光物産協会自走化への取り組み	歳出合計		119,532
		財源内訳	国庫支出金	90
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	3,602
			一般財源	115,840

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	いせさきまつりや初市,花火大会等の事業の実施、支援や補助 文化観光交流事業等の委託 まっぷるいせさきや各種イベントポスター・チラシ等の印刷 観光施設等の緊急修繕 観光物産協会自走化への取り組み	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	いせさきまつりや初市等の事業の実施、支援や補助 文化観光交流事業等の委託 まっぷるいせさきや各種イベントポスター・チラシ等の印刷 観光施設等の緊急修繕 観光物産協会自走化への取り組み	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			47
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	各まつりは、様々な団体の協力のもと実行委員会を組織して運営されており、地域住民同士の交流を深めるとともに賑わいづくりにも寄与します。また、ＰＲ活動の充実により、市外からの来訪者のさらなる増加が期待されます。加えて観光物産協会の自走化に向けた取り組みを進めることで、観光振興や地域活性化につながることが期待されます。
	副部局長（二次評価）	各まつりは、地域の魅力を発信するとともに、住民や関係団体の交流の場として重要な役割を果たしています。引き続き、ＰＲ活動の充実を図るとともに、観光物産協会の自走化に向けた取り組みを進めながら、地域の活力向上と地域の特色を生かした観光振興施策の充実が必要と考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 まつりやイベントの実施及び運営団体への支援を通じて、地域のにぎわい創出と回遊する人の創出を図るとともに、本市の特色を活かす観光資源の保全及び活用を推進することは、地域の魅力向上と活性化につながると考えます。観光物産協会については、自走化に向けた体制づくりを進める必要があります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	地域振興事業	３　継続

部局名	企画部	課名	経営企画課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-4】特長のある観光の創出と振興
		目指す姿	【3-4】本市の特長である四季折々の花々や伊勢崎銘仙などを生かした観光イベントの創出や既存の観光資源の保全及び活用が進み、多くの人が訪れる観光事業が盛んなまちとなっています。
		施策の展開方針	【3-4】方針１：魅力ある観光地づくりの推進
			【3-4】方針２：観光客誘致の促進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	2-1-7-2-0地域振興事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		本市の特長である世界遺産「田島弥平旧宅」周辺のまちづくりを整備し、また歴史的に関連する近隣地区との絹産業を核とした広域観光を推進することで、境島村地区の活性化を図る。
②事業の内容		・境島村まちづくり推進会議の実施及び伴走支援 ・境島村おもてなし広場における管理・運営業務 ・上武絹の道推進協議会におけるイベントの実施
③事業の対象者		市民、地元団体
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・境島村のまちづくりについて検討する推進会議において、活発な意見交換や新しい気づき、指摘がない。 ・田島弥平旧宅への来訪者数の減少 ・境島村おもてなし広場への来訪者数の減少 ・上武絹の道推進協議会が実施する広域的なイベントへの参加者の減少
	課題の要因	・境島村まちづくり推進会議の構成員の高齢化及び後継者不足 ・田島弥平旧宅を含む周辺の魅力が効果的に伝えられていない ・境島村おもてなし広場への来訪者の誘導案内ができていない ・上武絹の道推進協議会が実施するイベントの周知が部分的になっており、広く周知されていない
	本市固有の事情	・田島弥平旧宅は現在も当主が居住する住宅であり、旧宅自体の観光範囲が限定的である。 ・境島村地区の住民の高齢化 ・田島弥平旧宅周辺での飲食店やお土産売り場などの集客施設がない
	市民等からの声	・議会において、周辺自治体との連携及び周辺整備等の来訪者増加につなげるための利便性向上施策の実施状況について質問があります。 ・議会において、上武絹の道運営協議会における広域連携の状況について質問があります。

	既存事業の有無	・境島村まちづくり推進会議 ・境島村おもてなし広場管理業務委託
	先進事例	・重要伝統的建造物群保存地区の選定（桐生市、中之条町）
	要因の解消策	・地元団体の自主的活動を援護支援することで、地元団体の自立を図る。 ・田島弥平旧宅周辺の整備を実施する。 ・周辺の歴史的つながりのある施設との関連性をＰＲし、観光客の流れを創出する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	地域未来交付金（地域未来推進型）：産業の活性化を軸とした、活力ある伊勢崎市実現プロジェクト（境島村地区のまちづくりに関する経費）　補助率1/2
⑤事業実施により目指す成果		・境島村における地元団体等が自主的にまちづくりを行い、島村地区が活性化し田島弥平旧宅を訪れる来訪者が増える。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
境島村まちづくりビジョンの達成施策数	個	目標		63.0	64.0	65.0	66.0	67.0
		実績	62.0	61.0				
上武絹の道推進協議会ホームページの延べユーザー数	件	目標		20,000.0	－	－	－	－
		実績	16,865.0	14,092.0	－	－	－	－
境島村おもてなし広場への来訪者数	人	目標		1,050.0	1,100.0	1,150.0	1,200.0	1,250.0
		実績	1,006.0	966.0				
田島弥平旧宅来訪者数	人	目標		11,200.0	11,300.0	11,400.0	11,500.0	11,600.0
		実績	11,045.0	9,031.0				
上武絹の道のインスタグラムフォロワー数	人	目標		－	0.0	120.0	130.0	140.0
		実績	113.0	－				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・境島村まちづくり推進会議において、境島村まちづくりビジョンの達成確認をする。 ・境島村おもてなし広場の来客数について、委託先の地元団体より報告を受ける。 ・上武絹の道推進協議会及び文化財保護課より目標（ＫＰＩ）についてのデータの提供を受ける。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・境島村まちづくり推進会議を実施し、地元団体との境島村のまちづくりについて話合う場を設ける。 ・境島村おもてなし広場における来訪者の対応及び周辺管理を地元団体に委託する。 ・上武絹の道推進協議会においてイベントを実施し、周遊観光の誘致を図る。 ・田島弥平旧宅ＰＲキャラクター「くわまる」を活用した地域活性化を図る。	歳出合計		26,422
		財源内訳	国庫支出金	2,475
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1,060
			一般財源	22,887

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・境島村まちづくり推進会議を実施し、地元団体との境島村のまちづくりについて話合う場を設ける。 ・境島村のにぎわいを創出するためのワークショップを開催する。 ・境島村おもてなし広場における来訪者の対応及び周辺管理を地元団体に委託する。 ・構成自治体での様々なプロモーションの際に活用できる販促物の製作を実施し、上武絹の道の周知を図る。 ※「くわまる」関連は、令和８年度から、重点施策7-4の「シティプロモーション事業」に移管	歳出合計		1,729
		財源内訳	国庫支出金	312
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,417

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・境島村まちづくり推進会議を実施し、地元団体との境島村のまちづくりについて話合う場を設けるとともに、活動の伴走支援を行う。 ・境島村おもてなし広場における来訪者の対応及び周辺管理を地元団体に委託する。 ・上武絹の道推進協議会においてイベントを実施し、周遊観光の誘致を図る。	歳出合計		1,758
		財源内訳	国庫支出金	350
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,408

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・境島村まちづくり推進会議を実施し、地元団体との境島村のまちづくりについて話合う場を設けるとともに、活動の伴走支援を行う。 ・境島村おもてなし広場における来訪者の対応及び周辺管理を地元団体に委託する。 ・上武絹の道推進協議会においてイベントを実施し、周遊観光の誘致を図る。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・境島村まちづくり推進会議を実施し、地元団体との境島村のまちづくりについて話合う場を設けるとともに、活動の伴走支援を行う。 ・境島村おもてなし広場における来訪者の対応及び周辺管理を地元団体に委託する。 ・上武絹の道推進協議会においてイベントを実施し、周遊観光の誘致を図る。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	3
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	3
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	3
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			39
評価			B

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	世界文化遺産「田島弥平旧宅」の普遍的価値と周辺養蚕農家群の記憶の継承を図るため、文化庁ほか関係機関及び地元住民と連携した取組みを継続する必要のある事業である。一方で、地元の高齢化や後継者不足等の課題も抱えていることから、担い手の確保を含め、本事業の目標達成に向けた伴走支援を引き続き実施していることは必要だと考える。
	副部局長（二次評価）	世界遺産田島弥平旧宅の普遍的価値と周辺養蚕農家群の記憶の継承を図るため、文化庁ほか関係機関及び地元住民と連携した取組みを継続する必要のある事業である。また、文化財の保護と緩衝地帯の確実な保全状況を確認しつつ、観光客に対するおもてなし対応を図るための周辺整備なども継続し、関係人口の増加を図るためにも、地元の高齢化や後継者不足等の課題にも寄り添いながら、活動の継続に向けた伴走支援の継続が必要だと考える。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 境島村は、世界遺産を有する本市の特徴的な地域である。世界遺産田島弥平旧宅及び周辺養蚕農家群は、文化遺産としての価値を守り、継承していくことはもちろんのこと、境島村の蚕業に係る史実を産業観光資源として捉え、市民をはじめ来訪者への情報発信や魅力を伝達する有効な事業である。地元の高齢化や後継者不足等、課題は多いが、きめ細やかな伴走支援を行い、事業を継続する必要があると考える。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	文化振興事業		3　継続
部局名	産業経済部	課名	文化観光課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【3】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-5】文化活動の継承と振興
		目指す姿	【3-5】子どもから高齢者まで全ての世代が集う地域の祭りなどが活性化されており、地域の住民が自ら関心を持ち、伝統文化の継承や芸術・文化活動を楽しむことができています。
		施策の展開方針	【3-5】方針１：芸術・文化活動の活性化の促進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	10-6-1-2-0文化振興事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	6-1-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市民や市内の芸術・文化団体等に対し活動支援することで、あらゆる世代の人々の芸術・文化活動が主体的に行われるよう活性化を図る。
②事業の内容		・ホールを使用した多様な文化公演事業の実施 ・芸術・文化団体を活性化するための伊勢崎市文化協会への補助金の交付 ・全国規模の文化的な大会等の出場者への奨励金の交付 ・功績のある芸術・文化団体等の表彰の実施 ・誰もが出品可能な公募美術展の実施 ・市収蔵美術作品の展示
③事業の対象者		市民、市内芸術・文化団体
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・余暇拡大に伴う芸術・文化活動への関心の高まりから、様々な活動へ関わる機会が求めれらている。 ・市事業に関連する文化芸術団体は高齢化により減少している。 ・伝承者等の不足により、子どもたちが伝統芸能に触れる機会が減少している。
	課題の要因	市事業に参加する芸術・文化団体へ若年層の加入が少なく、代替わり等での活動継承が行われることなく、活動休止や団体解散となっている。
	本市固有の事情	・市域が広く、芸術・文化活動以外の選択肢が多数ある。 ・地域の伝統芸能等は、募集対象範囲がその地域に限定されている。
	市民等からの声	・学校生活では普段体験することのできない芸術・文化事業に触れたいという声がある。

既存事業の有無	・文化事業委託、文化協会補助金、文化芸術大会等出場者奨励金、伊勢崎市文化・スポーツ功労表彰、市民アートフェスティバル、市収蔵美術展 ・群馬のふるさと伝統文化支援事業補助金（（公財）群馬県教育文化事業団） ・ぐんま芸術文化創造事業補助金（県）
先進事例	・文化芸術活動奨励金（前橋市）…市内団体・個人が継続して行う文化事業を奨励 ・伝統芸能等支援補助事業（高崎市）…市内団体へ伝統芸能備品の修繕・購入支援
要因の解消策	子どもや親子を対象とした芸術・文化・伝統芸能体験事業等への若年層取り込み対策を継続的に行い、各事業への参加者増加及び団体加入を促すことで事業の継続を図る。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	特定財源の使用はなく、市単独事業となっている。
⑤事業実施により目指す成果	発表や展示が可能な場所の提供や活動を支援することで、生涯に渡って文化芸術に親しむことができる環境を整備し、あらゆる世代の人々の芸術・文化活動が主体的に行われ活性化することを目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
子ども・親子文化体験事業件数	件	目標		9.0	10.0	11.0	12.0	13.0
		実績	7.0	9.0				
子ども・親子文化体験事業参加者数	人	目標		230.0	245.0	260.0	275.0	290.0
		実績	197.0	310.0				
アートフェスティバルのジュニア部門参加者数	人	目標		50.0	55.0	60.0	65.0	70.0
		実績	39.0	54.0				
展示・発表会等の参加者数	人	目標		2,050.0	2,070.0	2,090.0	2,110.0	2,130.0
		実績	2,014.0	2,106.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	各事業終了後に集計・検証を事務局で行う他、講師や実行委員会等との実施結果の共有を図り、成果を上げるための検討を共に行う。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・多様な文化公演事業の実施（文化事業委託料） ・芸術・文化の活性化（伊勢崎市文化協会補助金） ・芸術・文化団体等の支援（文化芸術大会等出場者奨励金） ・芸術・文化団体等の表彰の実施（伊勢崎市文化・スポーツ功労表彰） ・公募美術展、収蔵美術展等の実施（市民アートフェスティバル運営委託料、市収蔵美術展運営委託料）	歳出合計		28,444
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	28,444

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・多様な文化公演事業の実施（文化事業委託料） ・芸術・文化の活性化及び子ども向け文化体験事業の実施（伊勢崎市文化協会補助金） ・芸術・文化団体等の支援（文化芸術大会等出場者奨励金） ・芸術・文化団体等の表彰の実施（伊勢崎市文化・スポーツ功労表彰） ・公募美術展、収蔵美術展等の実施（市民アートフェスティバル運営委託料等）	歳出合計		28,358
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	28,358

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・多様な文化公演事業の実施（文化事業委託料） ・芸術・文化の活性化及び子ども向け文化体験事業の実施（伊勢崎市文化協会補助金） ・芸術・文化団体等の支援（文化芸術大会等出場者奨励金） ・芸術・文化団体等の表彰の実施（伊勢崎市文化・スポーツ功労表彰） ・公募美術展、収蔵美術展等の実施（市民アートフェスティバル運営委託料、市収蔵美術展運営委託料）	歳出合計		28,388
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	28,388

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・多様な文化公演事業の実施（文化事業委託料） ・芸術・文化の活性化及び子ども向け文化体験事業の実施（伊勢崎市文化協会補助金） ・芸術・文化団体等の支援（文化芸術大会等出場者奨励金） ・芸術・文化団体等の表彰の実施（伊勢崎市文化・スポーツ功労表彰） ・公募美術展、収蔵美術展等の実施（市民アートフェスティバル運営委託料、市収蔵美術展運営委託料）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・多様な文化公演事業の実施（文化事業委託料） ・芸術・文化の活性化及び子ども向け文化体験事業の実施（伊勢崎市文化協会補助金） ・芸術・文化団体等の支援（文化芸術大会等出場者奨励金） ・芸術・文化団体等の表彰の実施（伊勢崎市文化・スポーツ功労表彰） ・公募美術展、収蔵美術展等の実施（市民アートフェスティバル運営委託料、市収蔵美術展運営委託料）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			45
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	住民や文化団体等への活動支援及び芸術文化に触れる機会の提供に努めるとともに、特に若い世代の芸術文化事業への参加を促進し、地域の文化を次世代へ継承していくことが求められます。あらゆる世代の人々が文化芸術に親しめる社会の実現のため、当該事業を継続的に行っていく必要があります。	
	副部局長（二次評価）	住民等への発表や展示が可能な場所の提供や文化団体等への活動を支援を通じ、生涯にわたって文化芸術に親しむことができる環境を整備し、市民による主体的な文化活動の活性化を促す観点からも、当該事業を継続的に行っていく必要があります。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		芸術文化に触れる機会の創出や、若い世代の参加促進を通じて地域文化を次世代へ継承し、あらゆる世代の人々が文化芸術に親しめる環境を整備することで、市民による主体的・持続的な文化活動を展開するため、当該事業を継続的に行っていく必要があります。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	民俗文化財の支援事業		３　継続
部局名	教育部	課名	文化財保護課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【３】　産業・観光・文化政策
		重点施策	【3-5】文化活動の継承と振興
		目指す姿	【3-5】子どもから高齢者まで全ての世代が集う地域の祭りなどが活性化されており、地域の住民が自ら関心を持ち、伝統文化の継承や芸術・文化活動を楽しむことができています。
		施策の展開方針	【3-5】方針２：伝統芸能などの保存と継承
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	6-1-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		文化財保護法に基づいて、伝統芸能を保護、保存を行う。また周知啓発を行い、継承を通じて次世代を担う人材育成に努めます。
②事業の内容		有形民俗文化財の修繕等に助成や技術指導などを行います。また無形民俗文化財を次世代に伝承するため、伝統文化親子教室などの事業に対する情報提供や支援を行い、伝統芸能活動の保存と伝承を図ります。
③事業の対象者		市民・保存団体
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	子どもを対象とした親子教室の開催が困難な団体があります。そのため各地区の祭事に、市としての支援策を講じる必要があります。
	課題の要因	伝統芸能などに携わる個人及び団体の高齢化の進展に伴い、伝承者等の不足が顕著である。
	本市固有の事情	なし
	市民等からの声	伝統文化事業へ支援してほしい

	既存事業の有無	市をとおして補助金を申請するもの
	先進事例	なし
	要因の解消策	活用できる補助金の照会及び申請への支援
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	「伝統文化親子教室事業（国）」
⑤事業実施により目指す成果		補助金採択により、保存団体の活動の活発化を図る

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
民間等補助事業の活用件数	件	目標		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		実績	1.0	0.0				
その他活動団体事業支援件数	件	目標		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
		実績	5.0	5.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	国や民間等の補助事業の活用件数や民俗文化財の保存団体への支援件数。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・伝統文化親子教室事業申請手続	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	・伝統文化親子教室事業申請手続	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	・伝統文化親子教室事業申請手続	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	・伝統文化親子教室事業申請手続	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	・伝統文化親子教室事業申請手続	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			59
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	無形民俗文化財である伝統芸能の灯を絶やさぬよう事業について周知を図り、また、文化庁や各種民間団体が行う補助事業を有効に活用し進めていきます。	
	副部局長（二次評価）	重要な伝統芸能を後世に継承し、次代の人材育成につながるよう事業を実施し、地域との連携を深め、伝統芸能の魅力を広く発信することで、郷土を愛する心の育成につなげていきます。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		地域の民俗文化財を後世に伝えるため重要な事業です。郷土の歴史や文化を継承するため、伝統芸能を保護、保存するとともに、地域と連携を密にとりながら事業を推進します。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	



まちづくり政策

住環境と自然環境が調和した、
心地良い空間で暮らせるまち

4-1　適正な土地利用と良好な景観形成

4-2　魅力ある市街地の形成

4-3　効率的かつ効果的な道路インフラの整備

4-4　利便性の高い公共交通ネットワークの確立

4-5　安定した水道水の供給と下水処理の適正化

4-6　心安らぐ住環境の整備

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	都市計画管理事業	３　継続

部局名	都市計画部	課名	都市計画課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-1】適正な土地利用と良好な景観形成
		目指す姿	【4-1】少子高齢化や人口減少、開発需要の増加に対応し、本市の特徴を生かした計画的な土地利用と良好な景観形成が推進され、暮らしと産業が調和したまちになっています。
		施策の展開方針	【4-1】方針１：計画的な土地利用の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
			⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備
			⑤ デジタル基盤の整備

予算科目１	8-4-1-1-0都市計画管理事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	3-2-2	4-1-1	4-1-2	4-1-3	4-1-4	4-3-1
	4-3-5	4-4-6	4-5-1			

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		都市計画法等の土地利用制度の活用による、活力ある都市づくりに向けて、定期的に土地利用の動向を調査し、適正で秩序ある土地利用を推進します。
②事業の内容		都市計画基礎調査等の各種調査を実施し、上位計画である総合計画や都市計画区域マスタープランに即して、本市の土地利用現況の検討を行い都市計画マスタープラン及び立地適正化計画等に反映します。また、両計画の方針に基づいた地域地区などの指定や変更を行うことにより、適正で秩序ある土地利用の誘導を図ります。
③事業の対象者		市民、土地・建物所有者、市内外事業者等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・郊外部で無秩序な宅地化が進んでいる。 ・幹線道路沿道などで商業開発が進み、市街地の商業施設が衰退している。 ・新規産業用地への需要が多く寄せられている。
	課題の要因	・土地利用規制の緩やかな地域が存在する。 ・新規産業用地の確保には、事業主体の選定や関係機関との調整に時間を要する。
	本市固有の事情	・土地利用規制の異なる都市計画区域が存在する。
	市民等からの声	・土地利用規制の異なる区域があり、開発できる要件が異なり不公平感がある。（市民意識調査で同様の意見有り） ・新たに供給できる産業用地が不足している。 ・工場、倉庫などの住工混在による大型車通行、騒音、振動などの居住環境への影響がある。

	既存事業の有無	・伊勢崎都市計画区域では、国領町産業団地地区において市街化区域編入に伴う用途地域や地区計画の変更を実施。 ・赤堀都市計画区域は用途地域の指定、赤堀及び東都市計画区域の用途地域を除く全域に特定用途制限地域の指定及び見直しを実施。
	先進事例	・居住誘導区域定住促進事業補助金（渋川市）
	要因の解消策	・土地利用制度の指定、見直しによる適正な土地利用の推進。 ・生活関連サービスの集約と居住の誘導。 ・市街地像に対応した土地利用の誘導。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・集約都市形成支援事業補助金（国土交通省、補助率1/2）
⑤事業実施により目指す成果		・時代の変化を先取りして持続的に発展するまち ・住み慣れた地域で安心して安全に便利で快適に暮らし続けられるまち ・地域経済をけん引する元気な産業が営まれるまち ・自然、歴史・文化を生かしたまち

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
都市計画決定（変更）の件数	件	目標		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		実績	4.0	4.0				
居住誘導区域における人口密度	人/ha	目標		42.0	42.0	42.0	42.0	42.0
		実績	42.0	41.3				
3D都市モデルの整備面積	㎢	目標		－	139.4	139.4	139.4	139.4
		実績		－				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	各年度の年度末までに決定告示を行った都市計画決定（変更）の件数 各年度の４月１日の住民基本台帳を基に算出

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・伊勢崎市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の改定 ・都市計画現況図の修正 ・都市計画現況調査の実施	歳出合計		92,024
		財源内訳	国庫支出金	4,800
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	108
			一般財源	87,116
Ｒ８	・都市計画基礎調査の実施（市負担金（負担割合50%）） ・PLATEAU（３D都市モデル）の整備 ・市街化調整区域の在り方検討(現況調査) ・都市計画現況調査の実施 ・都市計画道路の見直し	歳出合計		120,124
		財源内訳	国庫支出金	44,500
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	96
			一般財源	75,528
Ｒ９	・第１０回定期見直しに係る調整資料作成 ・市街化調整区域の在り方検討（現況調査） ・都市計画区域の統合に向けた検討等の実施 ・都市計画現況調査の実施 ・都市計画道路の見直し	歳出合計		18,555
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	80
			一般財源	18,475
Ｒ１０	・第１０回定期見直しに係る調整資料作成（農林） ・市街化調整区域の在り方検討（計画策定） ・都市計画現況調査の実施 ・都市計画道路の見直し	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	・１０回定期見直しに係る調整資料作成（都決） ・都市計画現況調査の実施 ・都市計画道路の見直し	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	3
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	3
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	本事業は、都市計画に関連する各種の上位計画に基づいて、市街地への居住誘導や開発需要に対応した土地利用ルール等の指定・見直しをはじめ、今後の地域コミュニティの維持に向けた検討など、秩序ある土地利用の誘導とまとまちのあるまちの形成を図り、暮らしと産業が調和した持続可能な都市づくりを推進する上で必要不可欠な事業である。	
	副部局長（二次評価）	都市構造を踏まえた土地利用の方向性を明確にし、自然と調和した土地利用の誘導等周辺環境の調和に配慮し、住宅、商業、産業の土地利用のバランスが取れた都市づくりに努めて下さい。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		社会情勢や本市の状況を踏まえながら、必要に応じた土地利用ルールの見直しや地区計画の指定などによる秩序ある土地利用の誘導により、将来に向け持続可能なまちづくりに向け取組を進めてください。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	地籍調査事業	３　継続
部局名	農政部	課名	農村整備課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-1】適正な土地利用と良好な景観形成
		目指す姿	【4-1】少子高齢化や人口減少、開発需要の増加に対応し、本市の特徴を生かした計画的な土地利用と良好な景観形成が推進され、暮らしと産業が調和したまちになっています。
		施策の展開方針	【4-1】方針２：計画的な地籍調査の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	6-1-6-1-0地籍調査事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		地籍調査を推進し、地籍の明確化を図り、市民の円滑な土地取引や環境整備のための基礎づくりを行います。
②事業の内容		土地の一筆ごとの所有者、地番、地目などの調査と、境界の位置、面積を測量する調査を行い、正確な地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成します。
③事業の対象者		土地所有者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	地籍調査は、土地の境界などを明確にすることで、将来に向け安定した土地取引や災害時の復旧を円滑に行える等の効果がありますが、本市で調査が必要な土地はまだ数多くあります。調査に当たっては、土地所有者の協力が不可欠であるため、啓発活動により調査の必要性について理解を得る必要があります。
	課題の要因	ほぼ市内全域が調査対象ですが、調査済みの土地は全体の一部に留まっています。調査は一筆ごとに全ての境界確認が必要なため年間に調査できる面積が限られています。土地所有者の協力が不可欠ですが事業のことを知らない土地所有者もいます。
	本市固有の事情	なし
	市民等からの声	土地の境界等が明確になり適正な土地の利活用に繋がることから地籍調査を必要とする市民の要望があります。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	なし
	要因の解消策	地籍調査を推進していくため計画的で効率的な調査地の選定を行い、毎年2地区体制を基本として調査を進めます。また事業説明会等により土地所有者に調査の必要性について理解を得られるよう取り組み、地籍の明確化を図ります。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	地籍調査費負担金、社会資本整備円滑化地籍整備事業、社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助 （補助率：国1/2、県1/4）
⑤事業実施により目指す成果		地籍を明確にし、災害復旧の迅速化や土地の有効活用に役立てるよう事業を推進していきます。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
調査地区①年間完了面積	㎢	目標		0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
		実績	0.26	0.12				
調査地区②年間完了面積	㎢	目標		0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
		実績	0.21	0.17				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	地籍調査の成果を法務局に送付し登記情報が更新されると該当地区の調査が完了となり、実績値に反映されることで事業の進捗が確認できます。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	法務局に備え付けられている登記簿と地図を正確なものに書き換え地籍を明確にします。（地籍調査事業）	歳出合計		41,306
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	26,999
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	14,307
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	法務局に備え付けられている登記簿と地図を正確なものに書き換え地籍を明確にします。（地籍調査事業）	歳出合計		43,250
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	27,307
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	15,943
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	法務局に備え付けられている登記簿と地図を正確なものに書き換え地籍を明確にします。（地籍調査事業）	歳出合計		43,500
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	27,195
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	16,305
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	法務局に備え付けられている登記簿と地図を正確なものに書き換え地籍を明確にします。（地籍調査事業）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	法務局に備え付けられている登記簿と地図を正確なものに書き換え地籍を明確にします。（地籍調査事業）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			58
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	地籍調査による成果は、行政事務、公共事業、住民の土地の取引などに活用されるだけでなく災害復旧の際の迅速化のためにも必要な事業である。 国の予算配分の状況を踏まえ、事業実施の波及効果が高い住宅密集地や市街化区域を中心に、事業を引き続き推進していく必要がある。
	副部局長（二次評価）	本事業は、土地の境界、面積等を調査し明確化することで安定した地域における円滑な土地取引に繋がるのみならず、災害からの迅速な復旧・復興に資するなど非常時におけるリスク管理の観点からも重要である。 事業を確実に行うことは、本市全体のインフラ整備の円滑化に大いに貢献するものであり、今後も継続的に事業を実施すべきと考える。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 計画期間を令和2年度から令和11年度としている国の第7次国土調査事業10箇年計画においては、人口集中地区での地籍調査を重点的に進めることとされている。 この方針は本市の施策の方向性とも一致していることから、継続的で着実な事業推進を行う必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	景観形成事業	３　継続

部局名	都市計画部	課名	都市計画課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-1】適正な土地利用と良好な景観形成
		目指す姿	【4-1】少子高齢化や人口減少、開発需要の増加に対応し、本市の特徴を生かした計画的な土地利用と良好な景観形成が推進され、暮らしと産業が調和したまちになっています。
		施策の展開方針	【4-1】方針３：協働による景観まちづくりの推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	8-4-1-2-0景観形成事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市民・事業者との協働による良好な景観形成を推進し、景観形成の重要な構成要素である屋外広告物の適正化を推進する。
②事業の内容		・太陽光発電施設の誘導など、新たな景観上の課題対応に向けた景観計画の改定 ・屋外広告物是正指導と安全対策の推進に向けたシステムの導入 ・景観計画及び景観条例に基づき大規模な建築行為などの届出制による景観誘導を推進し、市民等の景観意識向上のための啓発事業実施
③事業の対象者		市民、土地・建物所有者、市内外事業者等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・現在の景観計画は直近の改定後12年が経過し、社会情勢の変化や土地利用動向を踏まえて、新たな課題に対応できる内容に改定する必要性がある。 ・近年、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故が発生しており、是正指導を通じた屋外広告物の安全性の確保が課題となっている。
	課題の要因	・周辺景観に影響を及ぼす太陽光発電施設の立地の増加 ・関係条例や許可・届出手続きへの理解不足 ・店舗等の廃業や入替による設置者等の不明な屋外広告物が増加 ・県からの事務移譲前からの不適格物件が多く存在 ・違反広告物の是正指導に対応した組織体制の充実
	本市固有の事情	・外国人が経営する店舗が多く、屋外広告物の掲示ルールの理解が十分でない事例が増加している。 ・世界遺産に登録されている境島村地区等への、太陽光発電施設の設置相談が増加している。
	市民等からの声	・境島村地区における太陽光発電施設の設置への懸念が生じている。 ・老朽化した屋外広告物は、強風等による事故の危険性がある。（苦情件数：R3年度以降⇒10件）（事例：R5.7、降雹を伴う突風による広告板の倒壊事故発生、人的物的被害無し）

	既存事業の有無	・景観計画の策定（県内20市町村） ・景観条例の制定（県内20市町村） ・屋外広告物条例の制定（県内10市町村）
	先進事例	・埼玉県、横浜市、島根県では令和4年4月1日より屋外広告物の安全点検が義務化されている。 ・県内では11市町村が太陽光発電施設の設置を規制する単独条例を定めている。
	要因の解消策	・景観計画を見直し、太陽光発電施設の増加など、新たな課題に対応できるよう改定する。 ・この状況を踏まえ、県は屋外広告物条例及び同施行規則の一部改正を実施した。本市も同様に一部改正し、更なる違反広告物是正率の向上を目指す。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・景観改善推進事業費補助金（国土交通省、補助率１／２） （令和７年度、令和８年度）
⑤事業実施により目指す成果		・景観計画の改定による良好な景観形成。 ・違反広告物の是正促進のほか、老朽化等による屋外広告物の落下等の事故を軽減できる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
屋外広告物適正化指導の是正率	%	目標		45.0	50.0	50.0	50.0	55.0
		実績	45.0	53.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	各年度において是正指導路線の件数による是正率を確認する

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・景観啓発事業の実施（景観まちづくり賞等） ・伊勢崎市屋外広告物条例及び同施行規則の改正 ・違反広告物の是正指導 ・景観計画の改定	歳出合計		7,424
		財源内訳	国庫支出金	2,326
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	5,098
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・景観啓発事業の実施（景観まちづくり講演会等） ・伊勢崎市屋外広告物条例及び同施行規則の改正の検討 ・違反広告物の是正指導 ・景観計画の改定	歳出合計		8,894
		財源内訳	国庫支出金	2,244
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	6,149
			一般財源	501

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・景観啓発事業の実施 ・伊勢崎市屋外広告物条例及び同施行規則の改正 ・違反広告物の是正指導	歳出合計		6,389
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	6,122
			一般財源	267

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・景観啓発事業の実施 ・違反広告物の是正指導	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・景観啓発事業の実施 ・違反広告物の是正指導	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			50
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	本事業は、新たな景観行政の課題に対応した景観計画の改訂や関係条例等の改正等をはじめ、さらなる屋外広告物の適正化に向けて違反広告物是正対策事業への電子化を進めるなど、市民・事業者との協働による居心地の良い景観形成を推進するために必要不可欠な事業である。	
	副部局長（二次評価）	多彩な自然や貴重な歴史文化を活かしつつ、景観に配慮した街づくりの推進を図るため早急な条例整備に努めて下さい。また、景観形成では、私的な空間が最も重要な役割を担っておりますので、事業者等を対象とした説明会の実施や多言語に対応したパンフレット等を作成するなど更なる良好な景観形成に努めて下さい。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		地域で培われた魅力的な風景を活かした景観まちづくりに取り組むため、景観形成の重要な要素となる屋外広告物の適正化や市民の景観意識の誘導啓発への取組を引き続き進めてください。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業	３　継続

部局名	都市計画部	課名	区画整理課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-2】魅力ある市街地の形成
		目指す姿	【4-2】道路や公園が整備され、災害に強く快適な街並みが形成されています。さらに、都市機能が集約され利便性が向上することで人が集まりにぎわいが生まれています。
		施策の展開方針	【4-2】方針１：快適な住環境の整備
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	8-4-7-3-0駅周辺第一土地区画整理事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	4-3-6					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		駅前広場及びそれに接続するシンボルロードを始めとし、各公共施設の整備改善と併せて駅周辺街区の高度有効利用と中心商店街の再編成と居住人口の確保のために市街地の整備改善を行い、健全な中心市街地の形成を図る。
②事業の内容		駅前広場7,203.44㎡、都市計画道路3,515.9m、区画道路5,714.6m、公園８箇所の整備と建物の移転補償等を行う。
③事業の対象者		関係権利者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・道路面積は地区面積の12.61%にとどまり、一方通行規制道路も多い。 ・公園緑地面積は地区面積の0.37%にとどまり、不十分である。 ・戦後の建替による木造２階建住宅がほとんどで木造建築物が密集しているため火災による延焼が懸念される。 ・地区内に狭い道路が多いことと郊外の大型店舗により駅周辺の空洞化が起こっている。
	課題の要因	・道路網は大正時代の耕地整理以後ほとんど変わらず、道路や公園の整備が進んでいない。 ・面積の小さな宅地が極めて多く、建築物の高度化が難しい。
	本市固有の事情	・戦災により地区内の約半数以上が焼失し、戦災復興都市に指定されたが、罹災者の住宅対策を優先し事業は断念したため、都市機能が未整備のままとなっている。
	市民等からの声	・事業開始より施行期間が長期化しているため、事業進捗の加速化が求められている。 ・市民意識調査において魅力ある市街地の整備は満足度が低い結果となっている。

	既存事業の有無	・無し
	先進事例	・中央土地区画整理事業
	要因の解消策	・道路、公園などの整備を行う。 ・土地区画整理事業の施行により不動産の流動性を高め、面積の小さな宅地が減る環境を整える。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・社会資本整備総合交付金、県道負担金、公共事業等債、一般事業債
⑤事業実施により目指す成果		・道路整備により道路面積を地区面積の32.75%まで上げ十分な道路を提供し、一方通行規制も解除する。 ・公園緑地面積を地区面積の3.01%まで上げ、十分な住民のいこいの場を提供する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
事業進捗率（累計）	%	目標		73.3	78.0	81.8	86.0	89.7
		実績	66.9	71.8				
使用収益開始率（累計）	%	目標		42.3	48.1	53.9	59.7	65.5
		実績	40.1	44.7				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・年度末の事業実施状況より算出

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・移転建物等補償調査業務委託、画地境界点測量業務委託、仮換地変更設計業務委託、埋蔵文化財発掘調査業務委託 ・都市計画道路築造工事、区画道路築造工事 ・建物等移転補償 ・上下水道管移設補償、ガス管移設補償、電柱移設補償 ・審議会開催 ・個別相談会開催	歳出合計		866,487
		財源内訳	国庫支出金	250,200
			県支出金	0
			地方債	426,800
			その他	189,256
			一般財源	231
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	・移転建物等補償調査業務委託、画地境界点測量業務委託、仮換地変更設計業務委託、埋蔵文化財発掘調査業務委託 ・都市計画道路築造工事、区画道路築造工事 ・建物等移転補償 ・上下水道管移設補償、ガス管移設補償、電柱移設補償 ・審議会開催 ・個別相談会開催 ・事業計画書変更等業務委託 ※事業計画書変更により、事業内容ならびに事業費を変更予定	歳出合計		1,076,838
		財源内訳	国庫支出金	330,270
			県支出金	0
			地方債	508,500
			その他	237,267
			一般財源	801
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	・移転建物等補償調査業務委託、画地境界点測量業務委託、仮換地変更設計業務委託、審議会委員選挙名簿作成業務委託 ・都市計画道路築造工事、区画道路築造工事 ・建物等移転補償 ・上下水道管移設補償、ガス管移設補償、電柱移設補償 ・審議会開催 ・個別相談会開催 ・審議会委員選挙 ・事業計画書変更等業務委託 ※事業計画書変更により、事業内容ならびに事業費を変更予定	歳出合計		920,331
		財源内訳	国庫支出金	286,800
			県支出金	0
			地方債	431,500
			その他	21,300
			一般財源	180,731
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	・移転建物等補償調査業務委託、画地境界点測量業務委託、仮換地変更設計業務委託、埋蔵文化財発掘調査業務委託 ・都市計画道路築造工事、区画道路築造工事 ・建物等移転補償 ・上下水道管移設補償、ガス管移設補償、電柱移設補償 ・審議会開催 ・個別相談会開催	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	・移転建物等補償調査業務委託、画地境界点測量業務委託、仮換地変更設計業務委託、埋蔵文化財発掘調査業務委託 ・都市計画道路築造工事、区画道路築造工事 ・建物等移転補償 ・上下水道管移設補償、ガス管移設補償、電柱移設補償 ・審議会開催 ・個別相談会開催	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			53
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	伊勢崎周辺は、駅前整備とともに市の玄関口として早急な整備が求められています。駅前広場や保健センターも完成し、人の流れも変わってきています。この流れを線から面へ引き続き展開するためにシンボルロード周辺の整備を進めてください。
	副部局長（二次評価）	駅周辺地区では公共施設の整備改善、低未利用地の集約による土地有効活用の促進、地域の活性化を図る手段として、効果的かつ円滑な事業進捗に努めてください。また、老朽化した木造建築物が密集する防災上危険な地域において、防災性の向上を図り、安全な市街地形成に努めてください。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 駅前のシンボルロードを中心とした整備を進め、密集事業と役割分担を図りながら、効率的に事業を進めてください。また、国庫補助金の減額傾向については、県と連携を図りながら財源確保に努めてください。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	伊勢崎駅周辺第二土地区画整理事業		3　継続
部局名	都市計画部	課名	区画整理課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-2】魅力ある市街地の形成
		目指す姿	【4-2】道路や公園が整備され、災害に強く快適な街並みが形成されています。さらに、都市機能が集約され利便性が向上することで人が集まりにぎわいが生まれています。
		施策の展開方針	【4-2】方針１：快適な住環境の整備
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	8-4-7-4-0駅周辺第二土地区画整理事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	4-3-6

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		住宅地・工業地等を考慮しながら、道路・公園・駅北口広場等の都市機能と潤いある街としての居住環境の向上を図る。
②事業の内容		駅前広場4,000.04㎡、都市計画道路2,022.0m、区画道路1,867.9m、公園２箇所の整備と建物の移転補償等を行う。
③事業の対象者		関係権利者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・道路面積は地区面積の1.12%にとどまり、道路で囲われた区域が大きいため一部私道設置による宅地利用が行われている。 ・公園緑地が無く、不十分である。 ・地区西部は乱開発的な宅地化が進行している。
	課題の要因	・地区西部を除いて耕地整理済であるが、工業系の用途地域が主体であることから、比較的大規模な工場や駐車場などの奥行きの深い大型宅地が目立つ。 ・地区西部は住居系の用途地域であるが、残存農地が多い。
	本市固有の事情	・無し
	市民等からの声	・事業開始より施行期間が長期化しているため、事業進捗の加速化が求められている。 ・市民意識調査において魅力ある市街地の整備は満足度が低い結果となっている。

	既存事業の有無	・無し
	先進事例	・中央土地区画整理事業
	要因の解消策	・道路、公園などの整備を行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・社会資本整備総合交付金、公共事業等債、一般事業債
⑤事業実施により目指す成果		・道路整備により道路面積を地区面積の27.15%まで上げ十分な道路を提供し、私道を解消する。 ・公園緑地面積を地区面積の3.01%まで上げ、十分な住民のいこいの場を提供する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
事業進捗率（累計）	%	目標		80.3	91.0	95.5	100.0	100.0
		実績	72.7	79.5				
使用収益開始率（累計）	%	目標		62.0	74.7	87.4	100.0	100.0
		実績	60.8	64.7				
【事業計画変更後】		目標		－	－	－	－	－
		実績		－	－	－	－	－
事業進捗率（累計）	%	目標		0.0	0.0	84.6	87.2	89.8
		実績	72.7	0.0				
使用収益開始率（累計）	%	目標		0.0	0.0	73.5	77.9	82.4
		実績	60.8	0.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・年度末の事業実施状況より算出

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・移転建物等補償調査業務委託、画地境界点測量業務委託、仮換地変更設計業務委託、埋蔵文化財発掘調査業務委託 ・都市計画道路築造工事、区画道路築造工事 ・建物等移転補償 ・上下水道管移設補償、ガス管移設補償、電柱移設補償 ・審議会開催 ・個別相談会開催 ・事業計画書変更等業務委託 ※事業計画書変更により、事業期間ならびに事業費を変更予定	歳出合計		327,700
		財源内訳	国庫支出金	58,000
			県支出金	0
			地方債	184,800
			その他	84,003
			一般財源	897

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・移転建物等補償調査業務委託、画地境界点測量業務委託、仮換地変更設計業務委託、埋蔵文化財発掘調査業務委託、審議会委員選挙名簿作成業務委託 ・都市計画道路築造工事、区画道路築造工事 ・建物等移転補償 ・上下水道管移設補償、ガス管移設補償、電柱移設補償 ・審議会開催 ・個別相談会開催	歳出合計		384,306
		財源内訳	国庫支出金	91,250
			県支出金	0
			地方債	201,100
			その他	91,103
			一般財源	853

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・移転建物等補償調査業務委託、画地境界点測量業務委託、仮換地変更設計業務委託、埋蔵文化財発掘調査業務委託 ・都市計画道路築造工事、区画道路築造工事 ・建物等移転補償 ・上下水道管移設補償、ガス管移設補償、電柱移設補償 ・審議会開催 ・個別相談会開催 ・土地購入	歳出合計		419,826
		財源内訳	国庫支出金	30,500
			県支出金	0
			地方債	269,400
			その他	0
			一般財源	119,926

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・移転建物等補償調査業務委託、画地境界点測量業務委託、仮換地変更設計業務委託、埋蔵文化財発掘調査業務委託 ・都市計画道路築造工事、区画道路築造工事 ・建物等移転補償 ・上下水道管移設補償、ガス管移設補償、電柱移設補償 ・審議会開催 ・個別相談会開催	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・移転建物等補償調査業務委託、画地境界点測量業務委託、仮換地変更設計業務委託、埋蔵文化財発掘調査業務委託 ・都市計画道路築造工事、区画道路築造工事 ・建物等移転補償 ・上下水道管移設補償、ガス管移設補償、電柱移設補償 ・審議会開催 ・個別相談会開催	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			52
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	伊勢崎駅北口については、駅前広場も整備され、ビジネスホテルや商業施設等も建設され、整備効果も現れ始めています。引き続き、便利で快適な街なかの創出を目指し、事業の進捗に努めてください。
	副部局長（二次評価）	駅周辺地区では公共施設の整備改善、低未利用地の集約による土地有効活用の促進、地域の活性化を図る手段として、効率的かつ円滑な事業進捗に努めてください。また、事業も終盤に差しかかていることから、地権者の声を聴きながら、迅速、的確に事業を進めてください。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 事業も終盤を迎え、地域住民からも事業の早期完了が求められています。合意形成が得られていない案件等もあるかと思いますが粘り強い交渉を行い、事業の進捗に努めてください。また、国庫補助金の減額傾向については、県と連携を図りながら財源確保に努めてください。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	茂呂第一土地区画整理事業		3　継続
部局名	都市計画部	課名	区画整理課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【4】　まちづくり政策
		重点施策	【4-2】魅力ある市街地の形成
		目指す姿	【4-2】道路や公園が整備され、災害に強く快適な街並みが形成されています。さらに、都市機能が集約され利便性が向上することで人が集まりにぎわいが生まれています。
		施策の展開方針	【4-2】方針１：快適な住環境の整備
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	8-4-2-3-0茂呂第一土地区画整理事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		本地区は、市中心部に近く利便性が高く宅地としての需要も多いが、旧来の農村集落を中心として形成された市街地であり、道路も狭く無秩序な市街化が進んでいる。そのため、道路等を整備改善し、併せて宅地の利用増進を図り秩序ある健全な市街地の形成を目的とする。
②事業の内容		都市計画道路を4435.6m、区画道路を14625.2m、公園を5ヵ所整備します。
③事業の対象者		関係権利者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・地区の半数は農地（44.5%）であるが、北部を中心に住宅地（32%）が密集している。 ・幅員4m未満の道路が7,585mと地区全体の50%を占める。 ・地区内に公園はなく、個人及び共有墓地7017㎡が点在している。 ・住宅地と工業地で構成されているが、東武鉄道伊勢崎線から東の一体を工業地とし、その他は宅地として住環境を確保する。
	課題の要因	・工場と住宅地が混在している。 ・狭い道路が大半を占め、緊急車両の通行が困難な地区が多い。
	本市固有の事情	・地区標高は52～56mで北から南へ緩傾斜をなし、用排水路は地形に応じ南下しているため、下流からの基盤整備を基本とする。
	市民等からの声	・事業開始より施行期間が長期化しているため、事業進捗の加速化が求められている。 ・市民意識調査において魅力ある市街地の整備は満足度が低い結果となっている。

	既存事業の有無	・無し
	先進事例	・宮前土地区画整理事業
	要因の解消策	・道路、公園などの整備を速やかに行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・社会資本整備総合交付金、公共事業等債、一般事業債、保留地処分金
⑤事業実施により目指す成果		・道路整備により道路面積を地区面積の16.60%まで上げ、十分な道路を提供し狭い道路が解消される。 ・公園緑地面積を地区面積の3.01%まで上げ、十分な住民のいこいの場を提供する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
事業進捗率（累計）	%	目標		64.2	71.3	78.5	85.7	92.8
		実績	57.3	63.1				
使用収益開始率（累計）	%	目標		55.8	64.6	73.5	82.3	91.1
		実績	53.8	55.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・年度末の事業実施状況より算出

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・画地境界点測設等業務委託・埋蔵文化財発掘調査 ・移転物件調査業務委託 ・都市計画道路築造工事・区画道路築造工事・整地工事 ・損失補償・除草業務 ・仮換地変更等業務委託・道路側溝清掃・物件移転補償 ・個別相談会開催・審議会開催	歳出合計		439,904
		財源内訳	国庫支出金	104,000
			県支出金	0
			地方債	253,300
			その他	82,044
			一般財源	560

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・画地境界点測設等業務委託・埋蔵文化財発掘調査 ・移転物件調査業務委託 ・都市計画道路築造工事・区画道路築造工事・整地工事 ・損失補償・除草業務 ・仮換地変更等業務委託・道路側溝清掃・物件移転補償 ・個別相談会開催・審議会開催 ・選挙人名簿作成業務委託 ・事業計画書変更等業務委託 ※事業計画書変更により、事業期間ならびに事業費を変更予定	歳出合計		455,969
		財源内訳	国庫支出金	118,000
			県支出金	0
			地方債	246,100
			その他	91,044
			一般財源	825

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・除草業務委託・画地境界点測設等業務委託 ・仮換地変更等業務委託・道路側溝清掃業務委託 ・埋蔵文化財発掘調査等委託 ・移転物件調査業務委託 ・都市計画道路築造工事・区画道路築造工事 ・整地工事・物件移転補償・損失補償 ・個別相談会開催・審議会開催	歳出合計		346,611
		財源内訳	国庫支出金	95,000
			県支出金	0
			地方債	185,600
			その他	10,000
			一般財源	56,011

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・画地境界点測設等業務委託・埋蔵文化財発掘調査 ・移転物件調査業務委託 ・都市計画道路築造工事・区画道路築造工事・整地工事 ・損失補償・除草業務 ・仮換地変更等業務委託・道路側溝清掃・物件移転補償 ・個別相談会開催・審議会開催	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・確定測量、換地処分設計 ・審議会開催、換地処分説明会	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			51
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	事業も長期化していることから、補償・工事とも効率的に行い、宅地の利用増進を図り、安全安心な街づくりを目指し、早期の事業完了に向けて進めてください。
	副部局長（二次評価）	健全な市街地形成を目的とし、道路等の整備改善、宅地の利用価値を高める事業であるため、早期完成に向け、円滑な事務遂行に努めてください。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 保留地の計画的な売り払いを進め、財源を確保しながら、効率的に事業を進めてください。また、国庫補助金の減額傾向については、県と連携を図りながら財源確保に努めてください。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	東部第二土地区画整理事業		3　継続
部局名	都市計画部	課名	区画整理課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-2】魅力ある市街地の形成
		目指す姿	【4-2】道路や公園が整備され、災害に強く快適な街並みが形成されています。さらに、都市機能が集約され利便性が向上することで人が集まりにぎわいが生まれています。
		施策の展開方針	【4-2】方針１：快適な住環境の整備
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	8-4-2-4-0東部第二土地区画整理事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		当地区は中心市街地に近く周辺は土地区画整理整備済み地区であり、宅地化が著しく進んでいる。そのため、公共施設を整備改善することにより、宅地の利用を増進し良好な市街地を形成することで快適な都市生活が営めるようにする。
②事業の内容		都市計画道路を863m、区画道路を15,024.9m、公園を４カ所整備、改修します。
③事業の対象者		関係権利者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・地区内の土地利用現況は約５４％農地が占めている。 ・宅地は２０％であり、農地から宅地への転用が多く宅地化の傾向がみられる。 ・低層農家住宅を主体とし、工場立地は少なく住宅地の形成が進行している。
	課題の要因	・耕地整理主体で改良されていたため、用排水路として粕川に流出する水路、東武伊勢崎線沿線に水路があり、宅地利用に向かない土地が存在している。
	本市固有の事情	・無し
	市民等からの声	・事業開始より施行期間が長期化しているため、事業進捗の加速化が求められている。 ・市民意識調査において魅力ある市街地の整備は満足度が低い結果となっている。

	既存事業の有無	・無し
	先進事例	・宮前土地区画整理事業
	要因の解消策	・道路、公園などの整備を速やかに行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・公共事業等債、一般事業債、保留地処分金
⑤事業実施により目指す成果		・道路整備により道路面積を地区面積の17.61%まで上げ十分な道路を提供し、交通網が整備される。 ・公園緑地面積を4.09%まで上げ、十分な住民のいこいの場を提供する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
事業進捗率（累計）	%	目標		84.4	88.3	92.2	96.1	100.0
		実績	76.9	81.3				
使用収益開始率（累計）	%	目標		52.4	64.3	76.2	88.1	100.0
		実績	50.0	53.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・年度末の事業実施状況より算出

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・除草業務委託・画地境界点測設等業務委託・仮換地変更等業務委託・道路側溝清掃業務委託・移転物件調査業務委託 ・区画道路築造工事・整地工事 ・物件移転補償・損失補償 ・個別相談会開催・審議会開催	歳出合計		113,997
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	79,400
			その他	34,034
			一般財源	563

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・除草業務委託・画地境界点測設等業務委託・仮換地変更等業務委託・道路側溝清掃業務委託・移転物件調査業務委託 ・区画道路築造工事・整地工事・物件移転補償・損失補償 ・個別相談会開催・審議会開催 ・選挙人名簿作成業務委託	歳出合計		84,762
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	53,600
			その他	31,034
			一般財源	128

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・除草業務委託・画地境界点測設等業務委託・仮換地変更等業務委託・道路側溝清掃業務委託・移転物件調査業務委託 ・区画道路築造工事・整地工事 ・物件移転補償・損失補償 ・個別相談会開催・審議会開催	歳出合計		88,579
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	58,200
			その他	8,000
			一般財源	22,379

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・確定測量、換地処分設計 ・審議会開催 ・換地処分説明会 ・事業計画書変更等業務委託 ※事業計画書変更により、事業期間ならびに事業費を変更予定	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・換地処分関連委託 ・換地処分事務、清算金徴収交付事務	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			50
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	事業も終盤になってきており、未施工箇所については、現地状況の十分な調査、関係地権者と綿密な交渉を行い、事業の早期完了に向けて進めてください。	
	副部局長（二次評価）	公共施設を整備改善し、宅地の利用増進を図り、良好な市街地形成を目的としていることから、地域住民の道路交通の円滑と安全対策を念頭に事業を進めてください。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		保留地の計画的な売り払いを進め、財源確保をしながら、効率的に事業を進めてください。また、都市計画道路（県道前橋館林線）施工については、関係機関との調整を図りながら適正に事業を行ってください。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	空家等対策事業	３　継続

部局名	建設部	課名	住宅課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-2】魅力ある市街地の形成
		目指す姿	【4-2】道路や公園が整備され、災害に強く快適な街並みが形成されています。さらに、都市機能が集約され利便性が向上することで人が集まりにぎわいが生まれています。
		施策の展開方針	【4-2】方針２：空き家の適切な維持管理及び活用の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防犯体制の強化・交通安全対策の推進

予算科目１	8-5-1-2-0空家等対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	1-2-1	4-2-1	4-2-2	4-2-3		

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		老朽化や不適切な管理により周辺の生活環境を著しく悪化させている空家等を減少させるとともに、新たな空家等を増やさない対策を推進し、生活環境や住環境を保全する。
②事業の内容		・市民等に向けた空き家に関する補助金の交付、市内の空き家の利活用を促進 ・市民や空き家所有者等に向けた啓発活動 ・市民からの空き家に関する相談、適切な管理が行われていない空き家への指導
③事業の対象者		市民、空き家所有者等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・総務省統計局「令和５年住宅・土地統計調査」（一戸建てと共同住宅などの空き室が一戸として計上）によると伊勢崎市の空き家数は、平成２０年から令和５年までに２，２９０戸増加した。また、令和５年の空き家率は、１３．７％である。 ・適正な管理が行われていない空き家の苦情件数が、年間２００件程度ある。
	課題の要因	・高齢化の進展や単身者世帯の増加等により、空き家の管理に要する人手や時間等の不足。 ・施設入所や遠方在住などで空き家の定期的な維持管理が難しい。 ・権利者間での確執に伴う相続手続きの遅延。 ・空き家の解体に要する資金を工面できない。 ・相続による所有や遠方在住などの理由から空き家所有者の当事者意識が低い。
	本市固有の事情	第２次空家等対策計画により、空き家の不良度判定の結果、全体の８割が「現況のまま利用可能または比較的小規模な修理で利用可能」であった。また、利活用判定の結果、全体の７割が「売却・賃貸が容易または期待性あり」であった。
	市民等からの声	・空家等の所有で困っていることを解決するための適切な相談先の情報提供 ・適正な管理がされていない空家等に関して、行政の迅速な対応

	既存事業の有無	空き家除却補助事業、移住者支援空き家改修補助事業、市内転居者空き家改修補助事業、空き家情報バンク事業等
	先進事例	・ふるさと納税制度の返礼品として、空き家管理サービスの提供（前橋市） ・空き家バンク家財処分補助（前橋市）
	要因の解消策	・特定空家等や管理不全空家等の認定、指導助言、勧告等の実施 ・協定を締結する関係団体等との連携により無料空き家相談会、空き家セミナーを定期的に開催 ・空き家除却補助事業により自発的な除却を促進 ・移住者及び市内転居者への空き家改修補助事業、空き家情報バンク事業により利活用を促進 ・固定資産税納税通知書封筒に「空き家の適正管理のお願い」や「空き家情報バンク事業の案内」を記載
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	空き家除却補助事業と移住者支援空き家改修補助事業について、空き家対策総合支援事業（国土交通省、補助率1/2）を活用。その他、令和６年度は、空き家対策啓発用パネル等作成委託料について、デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府・補助率1/2）を活用し、令和７年度は、フリーペーパーへの広告料、空き家セミナー講師委託料について、第２世代交付金（内閣府、補助率1/2）を活用。令和８年度も、令和７年度と同様の内容について、地域未来交付金（内閣府、補助率1/2）を活用。
⑤事業実施により目指す成果		・空き家の適正な管理を促進させ、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことのできる生活環境を確保するとともに、まちづくり活動の活性化を図る。 ・空き家の利活用により地域活性化を図る。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
空き家除却補助金交付件数	件	目標		40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
		実績	31.0	41.0				
無料空き家相談会（市主催）参加人数	人	目標		30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
		実績	30.0	31.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年度ごとの実績件数の確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・空き家に関する補助（空き家除却補助事業、移住者支援空き家改修補助事業、市内転居者空き家改修補助事業により補助金の交付） ・市内の空き家の利活用支援（空き家情報バンク事業により空き家の市HP等で情報発信及び空き店舗等も対象とする要綱改正） ・市民や空き家所有者に向けた啓発活動（無料空き家相談会、空き家セミナー、パネル展、啓発冊子の発行、フリーペーパーへの啓発記事掲載等） ・管理不全空家への対応（特定空家等、管理不全空家等の認定・指導助言・勧告等、苦情対応、空き家調査、緊急安全措置、財産管理人申し立て、空家等対策協議会の開催） ・空き家実態調査（空家等実態調査委託）	歳出合計		41,287
		財源内訳	国庫支出金	14,032
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1,100
			一般財源	26,155
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	・空き家に関する補助（空き家除却補助事業、移住者支援空き家改修補助事業、市内転居者空き家改修補助事業により補助金の交付） ・市内の空き家の利活用支援（空き家情報バンク事業により空き家の市HP等で情報発信） ・市民や空き家所有者に向けた啓発活動（無料空き家相談会、空き家セミナー、パネル展、啓発冊子の発行、フリーペーパーへの啓発記事掲載等） ・管理不全空家への対応（特定空家等、管理不全空家等の認定・指導助言・勧告等、苦情対応、空き家調査、緊急安全措置、財産管理人申し立て、空家等対策協議会の開催）	歳出合計		33,389
		財源内訳	国庫支出金	10,404
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1,100
			一般財源	21,885
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	・空き家に関する補助（空き家除却補助事業、移住者支援空き家改修補助事業、市内転居者空き家改修補助事業により補助金の交付） ・市内の空き家の利活用支援（空き家情報バンク事業により空き家の市HP等で情報発信） ・市民や空き家所有者に向けた啓発活動（無料空き家相談会、空き家セミナー、パネル展、啓発冊子の発行等） ・管理不全空家への対応（特定空家等、管理不全空家等の認定・指導助言・勧告等、苦情対応、空き家調査、緊急安全措置、財産管理人申し立て、空家等対策協議会の開催）	歳出合計		32,623
		財源内訳	国庫支出金	10,000
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1,100
			一般財源	21,523
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	・空き家に関する補助（空き家除却補助事業、移住者支援空き家改修補助事業、市内転居者空き家改修補助事業により補助金の交付） ・市内の空き家の利活用支援（空き家情報バンク事業により空き家の市HP等で情報発信） ・市民や空き家所有者に向けた啓発活動（無料空き家相談会、空き家セミナー、パネル展、啓発冊子の発行等） ・管理不全空家への対応（特定空家等、管理不全空家等の認定・指導助言・勧告等、苦情対応、空き家調査、緊急安全措置、財産管理人申し立て、空家等対策協議会の開催）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	・空き家に関する補助（空き家除却補助事業、移住者支援空き家改修補助事業、市内転居者空き家改修補助事業により補助金の交付） ・市内の空き家の利活用支援（空き家情報バンク事業により空き家の市HP等で情報発信） ・市民や空き家所有者に向けた啓発活動（無料空き家相談会、空き家セミナー、パネル展、啓発冊子の発行等） ・管理不全空家への対応（特定空家等、管理不全空家等の認定・指導助言・勧告等、苦情対応、空き家調査、緊急安全措置、財産管理人申し立て、空家等対策協議会の開催）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			54
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	少子高齢化による人口減少社会において、空き家の増加は確実なものである。そのため、空き家の発生を予防するともに、発生した空き家について所有者等による適正管理や利活用を推進する。	
	副部局長（二次評価）	引き続き、危険空き家については、自発的な除却を促進するため、所有者に対し、補助事業及び適切な管理の推進について、積極的に周知していくことが必要である。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		本事業は、管理不全な空き家の減少に取り組んでおり、令和５年の改正空家等特別措置法の施行により、管理不全空家等の条文が整備され、更なる事業の効果を期待するものである。引き続き、空家等対策計画を基に、より効果的・効率的な事業となるよう、適切に進捗管理を行う必要がある。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	中心市街地にぎわい創出拠点整備事業	３　継続

部局名	市長戦略部	課名	公共施設マネジメント推進課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-2】魅力ある市街地の形成
		目指す姿	【4-2】道路や公園が整備され、災害に強く快適な街並みが形成されています。さらに、都市機能が集約され利便性が向上することで人が集まりにぎわいが生まれています。
		施策の展開方針	【4-2】方針３：中心市街地にあらゆる世代の人々が集い、憩い、交流するまちづくりの推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	2-1-16-2-0中心市街地にぎわい創出拠点整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	4-3-5	4-3-7				

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		伊勢崎織物協同組合が所有する土地を活用した中心市街地におけるにぎわい創出拠点整備を進めていく。
②事業の内容		伊勢崎織物協同組合所有地にPPP/PFI手法を活用のうえ、公共施設及び民間施設からなる複合施設を整備し、中心市街地におけるにぎわい拠点を創出する。
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	人口減少に加えて高齢化が進むとともに、交流人口の停滞や商業の衰退などにより空き家、空き店舗、空き地が増加するなど、まちの魅力や活力が低下していることから、居住促進と中心市街地の活性化に向けた取組が求められている。
	課題の要因	・郊外への商業集積の移行やまちなかの人口減少 ・区域内商工業者の高齢化 ・駅周辺の基盤整備の長期化 ・空き家、空き店舗、空き地の増加
	本市固有の事情	郊外開発の進行と自動車社会の進展など郊外部の都市化に伴い中心市街地の人口減少や空き店舗、駐車場などの低未利用地が増加し空洞化が進んでいる。
	市民等からの声	・公共施設の老朽化が進んでいる ・近所、地域の交流が気軽にできる場所を作ってほしい ・駅のまわりがさみしい、本町どおりを活性化させたい

	既存事業の有無	・伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業（市）
	先進事例	・大門中央通り地区第一種市街地再開発事業（長野県塩尻市） ・中心市街地拠点整備事業（愛知県安城市） ・大久保地区公共施設再生事業（千葉県習志野市）
	要因の解消策	中心市街地における伊勢崎織物協同組合のまとまった土地を活用し、中心市街地に新たなにぎわいを創出する複合施設を整備することで、伊勢崎駅前広場と保健センターに続く第３の核を整備し、回遊性の向上及び中心市街地の活性化を図る。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・国土交通省　社会資本整備総合交付金　都市構造再編集中支援事業　補助率1/2（想定） ・内閣府　地域未来交付金　補助率1/2（想定） ・一般補助施設整備等事業債（想定）
⑤事業実施により目指す成果		新たな拠点整備により中心市街地へにぎわいを創出することで、拠点空間の魅力を向上させるとともに、中心市街地の活性化を図り、持続可能で魅力あるまちなかの形成を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
事業進捗率	%	目標		5.0	10.0	20.0	30.0	60.0
		実績		4.5				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	基本構想に基づいた計画や実績を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る基本構想の策定、事業者選定に伴う事務を進めます	歳出合計		467
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	467

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	事業手法の検討、事業者選定、文化財調査、物件移転補償の調査等を行います	歳出合計		82,662
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	82,662

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	事業者選定、公共事業用地購入、物件移転補償等を行います	歳出合計		831,515
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	831,515

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	解体工事、調査業務、基本設計、実施設計を行います	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	複合施設建設工事等を行います	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			56
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	伊勢崎駅周辺区域では区画整理事業等によりインフラ整備が進んでいる一方、当該区域から郊外への居住者や店舗の移転等空洞化が進む中により多くの市民が集うにぎわい拠点の整備は急務であると考えます。拠点整備にあたっては、民間事業者による整備及び運営手法を取入れることが出来るよう、官民連携手法による事業手法を検討します。
	副部局長（二次評価）	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 伊勢崎駅前広場と保健センターに本複合施設を加えた３つの拠点が整備され、機能分担と相互連携を図ることは、魅力と活気のあるまちづくりに大きく貢献することから、本事業を推進することが重要だと考える。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	まちづくり推進事業	３　継続

部局名	産業経済部	課名	商工労働課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-2】魅力ある市街地の形成
		目指す姿	【4-2】道路や公園が整備され、災害に強く快適な街並みが形成されています。さらに、都市機能が集約され利便性が向上することで人が集まりにぎわいが生まれています。
		施策の展開方針	【4-2】方針３：中心市街地にあらゆる世代の人々が集い、憩い、交流するまちづくりの推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	7-1-2-2-0まちづくり推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	4-3-1	4-3-2	4-3-3	4-3-4	4-3-5	4-3-7
	8-5-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		主として伊勢崎駅周辺の公共空間を活用しながら、にぎわいの創出に向けたイベントを実施し、また、民間での活動を支援することで、中心市街地への人の流れを誘引し、経済活動の活性化を図る。 伊勢崎駅周辺等のまちなかにおいて、主に経済活動の活性化による地域の魅力向上を実現する担い手を育成するため、総務省の地域おこし協力隊制度を活用して、隊員の活動等を行う。
②事業の内容		・中心市街地におけるにぎわいの創出に向けた各種イベント等を実施する。 ・伊勢崎駅前インフォメーションセンター及び駅自由通路の管理運営を行う。 ・伊勢崎駅前インフォメーションセンターの運営を民間委託し、サービスの多様化や質の向上を図る。 ・まちなか活性化に必要な人材としての地域おこし協力隊員を募集する。 ・まちなかの経済活力向上を主たる目的とした地域おこし協力隊の活動及び成果向上のための活動支援を行う。
③事業の対象者		住民、市内事業者、商工業団体等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・伊勢崎駅周辺などのまちなかの人口は、ここ10年間で870人以上減少した。 ・まちなかにおける創業者数が少なく、商店街振興組合等に加盟する事業所数も2年間で77件に半減するなど、商店街の衰退が進行している。（過去2年間のまちなかでの創業実績：2件） ・ＲＥＳＡＳにより本市の企業数や従業者数、売上高を経年比較すると、大きな変化がなく、労働力や資本の流動性が低い（＝産業構造が硬直化している）と言える。
	課題の要因	・郊外への商業集積の移行やまちなかの人口が減少している。 ・創業相談体制が不足している。 ・事業の後継者が不足している。 ・郊外に比べて地価やテナント賃料が高額である。 ・にぎわいの担い手と自治体の連携が不足している。
	本市固有の事情	・区画整理の進行とその長期化を要因として、駅周辺の区域には創業に活用できる場所（店舗等）が無い。 ・中心商店街の弱体化が進み、新たなにぎわいの担い手が乏しくなっている。
	市民等からの声	・住民等のニーズを踏まえ、公共空間の利活用の可能性を広げよう。 ・地域をマネジメントする視点から公共空間利活用に関する管理運営体制を考えよう。 ・公共空間での経済活動の試行をまちなかのストックマネジメントへ繋げよう。 ・地域おこし協力隊の活動により、にぎわい事業が増加しまちなかに活気が生まれてきている。

	既存事業の有無	
	先進事例	・都市再生推進法人（一社）前橋デザインコミッション（前橋市） ・中心市街地空き店舗情報登録制度（桐生市） ・株式会社邑楽館林まちづくり（明和町） ・県内大多数の自治体で協力隊制度を導入済み。
	要因の解消策	・まちなかにおける公共空間の利活用促進及び統一的なエリアマネジメント実施のための、まちづくり会社等の民間事業者の育成と連携を図る。 ・地域住民、事業者、自治体を結ぶ結節点としての協力隊人材を活用する。 ・まちづくり会社等の民間事業者を活用した協力隊員の育成を図る。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・隊員の募集、活動、日々のサポート等の経費について、特別交付税措置が適用される。
⑤事業実施により目指す成果		・伊勢崎駅周辺において、市内外のあらゆる世代の人々の多様で持続的な活動を誘引することで、まちなかに人々の交流が生まれ、地域経済の活性化が図られる。 ・隊員がまちなかでの新たな活動の萌芽を支援することで、まちなかににぎわいの担い手が生まれ、活性化が図られる。 ・隊員がまちなかの関係人口となり、まちなかで経済活動を行うことで、まちなかの経済の活性化が図られる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
伊勢崎駅周辺のイベント開催数	回	目標		70.0	75.0	80.0	85.0	90.0
		実績	62.0					
駅前インフォメーションセンター利用者数	人	目標		14,800.0	14,900.0	15,000.0	15,100.0	15,200.0
		実績	14,717.0					
中心商店街にぎわい再生事業費補助金の申請数	件	目標		12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
		実績	12.0					
活動に従事した日数（1人あたり）	日	目標		216.0	216.0	216.0	216.0	216.0
		実績	216.0					
隊員のまちなか活性化支援会議への参加回数	回	目標		12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
		実績	12.0					
主体的に計画した事業の数（地域連携を含む）	件	目標		4.0	5.0	5.0	6.0	6.0
		実績	4.0					
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・月ごとに実績数を確認する。 ・実績を有識者等で構成する外部会議に報告し、効果を検証する。 ・隊員との定期面談の実施により、毎月の実績件数を把握する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	「まちづくり推進事業」及び「まちなか地域おこし協力隊事業」において実施。	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・まちなかでの活動の場の創出。（いせさき楽市の実施） ・まちなかでの学びの機会の創出。（まちなか未来学校の実施） ・まちなかでの民間団体等の支援。（中心商店街にぎわい再生事業費補助金の交付） ・まちなか施設の管理運営。（自由通路） ・まちなか施設の活用推進。（伊勢崎駅前インフォメーションセンター） ・地域おこし人材による活動。（協力隊活動委託料） ・地域おこし人材の支援及び募集。（協力隊募集委託料、協力隊活動支援委託料） ・地域と民間事業者、自治体の情報交換。（まちなか活性化支援会議への参加）	歳出合計		56,318
		財源内訳	国庫支出金	8,673
			県支出金	0
			地方債	1,500
			その他	532
			一般財源	45,613

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・まちなかでの活動の場の創出。（いせさき楽市の実施） ・まちなかでの学びの機会の創出。（まちなか未来学校の実施） ・まちなかでの民間団体等の支援。（まちなかにぎわい再生事業費補助金の交付） ・まちなか施設の管理運営。（自由通路） ・まちなか施設の活用推進。（伊勢崎駅前インフォメーションセンター） ・地域おこし人材による活動。（協力隊活動委託料） ・地域おこし人材の支援及び募集。（協力隊募集委託料、協力隊活動支援委託料、協力隊短期インターンシップ業務委託） ・地域と民間事業者、自治体の情報交換。（まちなか活性化支援会議への参加）	歳出合計		55,595
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	532
			一般財源	55,063

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・まちなかでの活動の場の創出。（いせさき楽市の実施） ・まちなかでの学びの機会の創出。（まちなか未来学校の実施） ・まちなかでの民間団体等の支援。（まちなかにぎわい再生事業費補助金の交付） ・まちなか施設の管理運営。（自由通路） ・まちなか施設の活用推進。（伊勢崎駅前インフォメーションセンター） ・地域おこし人材による活動。（協力隊活動委託料） ・地域おこし人材の支援及び募集。（協力隊募集委託料、協力隊活動支援委託料、協力隊短期インターンシップ業務委託） ・地域と民間事業者、自治体の情報交換。（まちなか活性化支援会議への参加）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・まちなかでの活動の場の創出。（いせさき楽市の実施） ・まちなかでの学びの機会の創出。（まちなか未来学校の実施） ・まちなかでの民間団体等の支援。（まちなかにぎわい再生事業費補助金の交付） ・まちなか施設の管理運営。（自由通路） ・まちなか施設の活用推進。（伊勢崎駅前インフォメーションセンター） ・地域おこし人材による活動。（協力隊活動委託料） ・地域おこし人材の支援及び募集。（協力隊募集委託料、協力隊活動支援委託料、協力隊短期インターンシップ業務委託） ・地域と民間事業者、自治体の情報交換。（まちなか活性化支援会議への参加）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	3
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			49
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	伊勢崎駅前広場の活用及び駅前インフォメーションセンター窓口の民間運営により、まちなかの活性化の機運が高まっています。今後、さらなる関係人口と来訪者の増加、にぎわいの創出を図るため、官民での連携を進めていく取組をより充実させる必要があります。 また、まちなか地域おこし協力隊は、地域の民間事業者とともに様々な事業に取り組むことで地域のにぎわいに寄与しており、今後も継続した活動が期待されます。
	副部局長（二次評価）	公共空間の経済的利用を含めた利活用については、まちなか活性化支援会議や民間事業者との連携による多様な活動が行われており、今後も継続的にな取組が必要となります。 また、地域おこし協力隊事業や補助事業等は、活性化の役割を担ってきた地元商店街振興組合等の負担を軽減するとともに、地域を盛り上げていく新たな人材を育成する取組として必要な事業です。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 にぎわい創出に向けた官民連携での事業展開は、まちなかで活動をする関係人口の増加への契機となっており、まちなかの経済活力向上に必要と考えます。 また、にぎわいの推進には商店街や地元行政区等との持続的な連携が不可欠であり、官民を繋ぐまちづくり会社や地域おこし協力隊等の育成、支援となる本事業は今後も継続的に行っていく必要があります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	幹線道路整備事業	３　継続

部局名	建設部	課名	道路整備課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-3】効率的かつ効果的な道路インフラの整備
		目指す姿	【4-3】市民が、自動車や徒歩で快適かつ安全に通行ができ、かつ産業が活性化されています。
		施策の展開方針	【4-3】方針１：人や物の安全かつ円滑な移動を支え環境に配慮した道路整備
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	8-2-3-2-2市道（伊）１０３号線道路整備事業
予算科目２	8-2-3-2-1市道（境）１１５号線道路整備事業
予算科目３	8-2-3-2-2市道（伊）９－５３０号線道路整備事業
予算科目４	8-2-3-2-2市道（伊）２２３号線道路整備事業
予算科目５	8-2-3-2-2市道（赤）１１１号線道路整備事業
予算科目６	8-2-3-2-2市道（伊）２１５号線道路整備事業
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	4-4-2	4-4-5	4-4-7			

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		現状の道路網を踏まえ、アクセス性の向上や渋滞解消などに対応するため、幹線道路の道路拡幅や歩道整備を行い、市民や道路利用者が快適で安全に通行でき、かつ産業が活性化されるような道路整備に努めます。
②事業の内容		幹線道路の拡幅改良等を行い、通学路の整備をはじめ歩行者の安全性の確保や道路利用者の快適性を向上させるため道路整備事業を実施します。
③事業の対象者		市民及び道路利用者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	市民のくらしや産業活動などを支えるため、人・物の安全かつ円滑な移動が行える都市基盤の骨格となる強靭な道路ネットワークの構築を行う必要がある。
	課題の要因	・製造業や大規模商業施設の進出が進み、商工業が盛んな産業地域となっており県内外を行きかう人・物の移動を支える道路整備が必要となっている。 ・都市部において、災害に強く、歩行者が安全で安心して通行するための道路整備が必要となっている。
	本市固有の事情	本市の都市計画区域は、３つの都市計画区域で構成されており、都市計画決定されている制度適用状況などが異なっているため、都市計画マスタープランに定める将来都市像及び基本目標を実現する観点から課題を有しています。
	市民等からの声	・交通の便が悪い ・歩道が少ない ・通学路がせまい

	既存事業の有無	・社会資本整備総合交付金（国）
	先進事例	
	要因の解消策	市民の安全な通行や交通渋滞の解消、物流の輸送効率向上を確保するため、幹線道路を計画的に整備、通学路の歩道整備などを行い、安全かつ円滑な移動を支える道路環境の創出を図ります。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・社会資本整備総合交付金を活用（総合交付金：国費率50%）（防災・安全交付金：国費率55%） ・公共事業等債（充当率90%）
⑤事業実施により目指す成果		自動車や歩行者など道路利用者が快適かつ安全に通行でき、産業が活性化される道路整備を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
進捗率（（伊）103号線道路整備事業）	%	目標		60.0	70.0	80.0	90.0	100.0
		実績	46.0	66.4				
進捗率（（境）115号線道路整備事業）	%	目標		70.0	75.0	80.0	90.0	100.0
		実績	57.0	71.6				
進捗率（（伊）9-530号線道路整備事業）	%	目標		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		実績	22.0	100.0				
進捗率（（伊）223号線道路整備事業）	%	目標		60.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		実績	26.0	55.9				
進捗率（（赤）111号線道路整備事業）	%	目標		－	1.0	2.0	4.0	21.0
		実績		－				
進捗率（（伊）215号線道路整備事業）	%	目標		－	－	1.0	2.0	6.0
		実績		－	－			
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年度末の総事業費に対する当該年度の実績額に基づき進捗率を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	用地買収、物件移転補償、道路築造工事、橋梁下部工事を実施する。 ・（伊）103　　事業費328,500千円 国庫支出金145,000千円、地方債130,500千円、繰入金53,000千円 ・（境）115　　事業費70,900千円 国庫支出金32,000千円、地方債28,800千円、繰入金10,000千円、一般財源100千円 ・（伊）9-530　事業費200,200千円 国庫支出金87,000千円、地方債78,300千円、繰入金34,000千円、一般財源900千円 ・（伊）223　　事業費48,200千円 国庫支出金25,300千円、地方債18,600千円、一般財源4,300千円	歳出合計		647,800
		財源内訳	国庫支出金	289,300
			県支出金	0
			地方債	256,200
			その他	97,000
			一般財源	5,300

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	測量設計、用地買収、物件移転補償、道路築造工事、橋梁上部工事、歩道築造工事を実施する。 ・（伊）103号線　　事業費222,000千円 （国庫支出金79,500千円、地方債71,500千円、繰入金71,000千円） ・（境）115号線　　事業費48,200千円 （国庫支出金5,500千円、地方債4,900千円、繰入金37,000千円、一般財源800千円） ・（伊）223号線　　事業費77,000千円 （国庫支出金39,600千円、地方債29,100千円、一般財源 8,300千円） ・【拡充】（赤）111号線　　事業費 3,500千円（一般財源 3,500千円）	歳出合計		350,700
		財源内訳	国庫支出金	124,600
			県支出金	0
			地方債	105,500
			その他	108,000
			一般財源	12,600

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	測量設計、用地買収、物件移転補償、道路築造工事を実施する。 ・（伊）103号線　　事業費 222,000千円 （国庫支出金 78,000千円、地方債 70,200千円、一般財源 71,800千円） ・（境）115号線　　事業費 123,000千円 （国庫支出金 32,500千円、地方債 29,200千円、一般財源 61,300千円） ・（赤）111号線　　事業費　91,000千円 （国庫支出金 42,500千円、地方債 38,200千円、一般財源 10,300千円） ・（伊）215号線　　事業費　 5,000千円　　（一般財源　5,000千円）	歳出合計		439,000
		財源内訳	国庫支出金	153,000
			県支出金	0
			地方債	137,600
			その他	0
			一般財源	148,400

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	測量設計、用地買収、物件移転補償、道路築造工事を実施する。 ・（伊）103号線道路整備事業 ・（境）115号線道路整備事業 ・（赤）111号線道路整備事業 ・（伊）215号線道路整備事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	測量設計、用地買収、物件移転補償、道路築造工事を実施する。 ・（伊）103号線道路整備事業 ・（境）115号線道路整備事業 ・（赤）111号線道路整備事業 ・（伊）215号線道路整備事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			60
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	交通アクセスの向上や地域の利便性向上、歩行者の安全性が期待される。また、市民生活や産業、経済活動の活性化等、活力あるまちづくりのために重要な事業でもあることから、本事業を早期に完成するよう努めていく必要がある。	
	副部局長（二次評価）	市民の安全な通行確保、交通渋滞の解消や物流の輸送効率の向上のため、早期の整備を行う必要がある。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		より効率的、効果的な事業の実施を目指しながら、事業を継続する必要がある。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	都市計画道路整備事業	２　拡充
部局名	建設部	課名	道路整備課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-3】効率的かつ効果的な道路インフラの整備
		目指す姿	【4-3】市民が、自動車や徒歩で快適かつ安全に通行ができ、かつ産業が活性化されています。
		施策の展開方針	【4-3】方針１：人や物の安全かつ円滑な移動を支え環境に配慮した道路整備
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	8-4-3-1-0都市計画道路３・４・４４号道路改良事業（駅西工区）
予算科目２	8-4-3-1-0都市計画道路３・３・３号道路整備事業（桐生線以南工区）
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	4-4-2	4-4-7				

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		現状の道路網を踏まえ、ストック効果を高めるアクセス道路の整備、災害時における避難空間となるような幹線街路の整備、通学路等の生活空間における安全安心の確保、かつ快適で活力ある都市づくりに努めます。
②事業の内容		幹線道路の拡幅改良等を行い、通学路の整備をはじめ歩行者の安全性の確保や災害時における避難空間となるよう快適性を向上させるため道路整備事業を実施します。
③事業の対象者		市民及び道路利用者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	市民のくらしや産業活動などを支えるため、人・物の安全かつ円滑な移動が行える都市基盤の骨格となる強靭な道路ネットワークの構築を行う必要がある。
	課題の要因	都市部において、災害に強く、歩行者が安全で安心して通行するための道路整備が必要となっている。
	本市固有の事情	本市の都市計画区域は、３つの都市計画区域で構成されており、都市計画決定されている制度適用状況などが異なっているため、都市計画マスタープランに定める将来都市像及び基本目標を実現する観点から課題を有しています。
	市民等からの声	・交通の便が悪い ・歩道が少ない ・通学路がせまい

	既存事業の有無	・社会資本整備総合交付金（国）
	先進事例	
	要因の解消策	市民の安全な通行や交通渋滞の解消、物流の輸送効率向上を確保するため、幹線道路を計画的に整備、通学路の歩道整備などを行い、安全かつ円滑な移動を支える道路環境の創出を図ります。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・社会資本整備総合交付金を活用（防災・安全交付金：国費率５５%） ・公共事業等債（充当率９０%）
⑤事業実施により目指す成果		自動車や歩行者など道路利用者が安全に通行でき、災害時における避難空間となる道路整備を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
進捗率((都)3・4・44号道路改良事業)(累計)	%	目標		89.0	96.0	100.0	100.0	100.0
		実績	71.0	87.8				
進捗率((都)3・3・3号道路整備事業(桐生線以南工区))(累計)	%	目標		－	－	0.4	0.4	3.0
		実績	0.0	－	－			
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年度末の総事業費に対する当該年度の実績額に基づき進捗率を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	道路改良工事、電線共同溝工事、用地買収を実施する。 ・（都）３・４・４４　事業費１１６，０００千円 国庫支出金55,000千円、地方債40,500千円、一般財源104千円、諸収入396千円、繰入金20,000千円	歳出合計		116,000
		財源内訳	国庫支出金	55,000
			県支出金	0
			地方債	40,500
			その他	20,396
			一般財源	104

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	電線共同溝委託工事、道路照明設置工事、歩道舗装工事を実施する。 ・（都）３・４・４４　事業費１０８，７００千円 国庫支出金53,350千円、地方債39,200千円、一般財源16,150千円	歳出合計		108,700
		財源内訳	国庫支出金	53,350
			県支出金	0
			地方債	39,200
			その他	16,000
			一般財源	150

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	車道及び歩道舗装工事、道路台帳整備委託を実施を実施する。 ・（都）３・４・４４　事業費　４０，０００千円 国庫支出金20,350千円、地方債14,900千円、一般財源4,750千円 【拡充】概略設計、事業認可申請書作成業務委託 ・（都）３・３・３号（桐生線以南工区）　　事業費　１１，０００千円	歳出合計		51,000
		財源内訳	国庫支出金	20,350
			県支出金	0
			地方債	14,900
			その他	0
			一般財源	15,750

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	【拡充】事業認可申請 ・（都）３・３・３号　（桐生線以南工区）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	【拡充】詳細設計業務委託 ・（都）３・３・３号　　（桐生線以南工区）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

１－２　事業の概要（拡充部分）

タイトル		都市計画道路3・3・3号道路整備事業（桐生線以南工区）
①事業拡充の背景・必要性	現状と課題	都市計画道路3・3・3号は北部環状線として位置づけられ、未供用区間は約２．９ｋｍとなっている。そのうち、県道桐生伊勢崎線から鹿島町の国道４６２号までの区間は群馬県の「県土整備プラン２０２５」に位置付けられ令和７年度から地元への説明会を行っており、令和１１年度の事業着手へ向けて事業進捗を図っていただいている。また、県道前橋館林線から県道足利伊勢崎線までの区間は令和１１年度完成予定で市の事業が進んでいる。 その一方で、２つの間の区間は事業化されておらず災害時の緊急輸送道路のネットワーク強化や中心市街地への通過交通の流入抑制が進まないといった課題を抱えている。
	課題の要因	広域幹線道路網である都市計画道路3・3・3号の全体開通の遅れが課題の要因となっている。
	要因の解消策	・都市計画道路3・3・3号道路整備事業（桐生線以南工区）の実施
②事業実施により目指す成果		前橋市南部地域と桐生・みどり地域を結ぶ広域幹線道路網の確保ができるとともに、災害時の緊急輸送道路ネットワークの強化が図れる。また、環状線整備により中心市街地への通過交通の流入抑制が図られることで、伊勢崎駅周辺のウォーカブルの推進やそれによる中心市街地の賑わい創出に寄与する。
③指標の見直し内容	施策の展開方針の成果指標	都市計画道路の供用率の向上に寄与する。
	重点事業の目標（KPI）	都市計画道路3・3・3号道路整備事業（桐生線以南工区）の進捗率（%） （各年度ごとの進捗率）

2-2　事業実施の具体的方法・手段（拡充部分）

Ｒ９	実施内容
	概略設計、事業認可申請書作成業務委託 ・（都）３・３・３号（桐生線以南工区）　　事業費　１１，０００千円
	財源（拡充部分）
	一般財源　11,000千円
Ｒ１０	実施内容
	事業認可申請 ・（都）３・３・３号　（桐生線以南工区）
	財源（拡充部分）
Ｒ１１	実施内容
	詳細設計業務委託 ・（都）３・３・３　　（桐生線以南工区）
	財源（拡充部分）

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			60
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	交通アクセスの向上や地域の利便性向上、歩行者の安全性が期待される。また、市民生活や産業、経済活動の活性化等、活力あるまちづくりのために重要な事業でもあることから、本事業を早期に完成するよう努めていく必要がある。	
	副部局長（二次評価）	市民の安全な通行確保、交通渋滞の解消や物流の輸送効率の向上のため、早期の整備を行う必要がある。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		より効率的、効果的な事業の実施を目指しながら、事業を継続する必要がある。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	生活道路整備事業		3　継続
部局名	建設部	課名	道路整備課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-3】効率的かつ効果的な道路インフラの整備
		目指す姿	【4-3】市民が、自動車や徒歩で快適かつ安全に通行ができ、かつ産業が活性化されています。
		施策の展開方針	【4-3】方針２：地域住民の利便性及び安全性を向上させる道路整備
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	8-2-3-1-0生活道路整備事業
予算科目２	8-2-3-1-0田中町居住環境創造地区整備事業
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	4-4-3					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		地元（区長）からの要望に基づき、市民生活に密着した生活道路などを整備し、安心して快適に暮らせる居住環境の形成を図る。
②事業の内容		・狭あい道路や未舗装道路の改良 ・新設道路の築造
③事業の対象者		市民及び道路利用者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・市街地や集落にある生活道路など、幅員4m未満の狭あい道路について、消防・救急活動に支障があるため整備が必要となる。
	課題の要因	・古くからの住宅密集地が数多く残っている事や、道路側溝の整備されていない路線も数多くあるため。
	本市固有の事情	・地元（区長）要望に基づき、隣接者の同意を得て事業に着手するが、線形説明会等の段階で同意を得られず休止となる場合がある。
	市民等からの声	・車両の大型化に伴い、既存集落の狭あい道路では通行に不便が生じている。 ・幅員が狭く歩行者が危険。 ・消防車等の緊急車両の通行が出来ないため早期着手を望む。

	既存事業の有無	
	先進事例	
	要因の解消策	・道路の安全性を考慮しながら、物件移転補償費を抑えられるよう拡幅線形案を検討し、隣接権利者の理解を求める。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・都市環境整備基金
⑤事業実施により目指す成果		・車両や歩行者の安全性向上を図ると共に、地域住民の快適性を向上させる。 ・緊急時や災害時における消防車両や救急車両等の通行が改善される。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
路線（要望）の完了件数（生活道路）	件	目標		6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
		実績	7.0	6.0				
進捗率（田中町）	%	目標		80.0	90.0	100.0	100.0	100.0
		実績	63.0	75.1				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・年度末における整備済み路線（要望）の件数

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	測量及び設計業務委託、用地買収及び物件移転補償、道路改良（新設）工事を実施する。 ・生活道路整備事業　　事業費　300,000千円 ・田中町居住環境創造地区整備事業　事業費　35,430千円	歳出合計		335,430
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	35,000
			一般財源	300,430

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・測量及び設計業務委託、用地買収及び物件移転補償、道路改良（新設）工事を実施する。 ・生活道路整備事業　　事業費　300,000千円 ・田中町居住環境創造地区整備事業　事業費　64,800千円	歳出合計		364,800
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	64,000
			一般財源	300,800

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・測量及び設計業務委託、用地買収及び物件移転補償、道路改良（新設）工事を実施する。 ・生活道路整備事業　　事業費　360,000千円 ・田中町居住環境創造地区整備事業　　事業費　40,000千円	歳出合計		400,000
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	40,000
			一般財源	360,000

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・測量及び設計業務委託、用地買収及び物件移転補償、道路改良（新設）工事を実施する。 ・生活道路整備事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・測量及び設計業務委託、用地買収及び物件移転補償、道路改良（新設）工事を実施する。 ・生活道路整備事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			58
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	生活道路整備事業では、地域からの要望を区長が取りまとめ、提出された要望書により実施している事業ですが、毎年多くの要望書が提出されている状況や、地域の４ｍ未満の狭あい道路の解消により、消防・救急車両の進入が可能となり地域住民の安全確保、利便性向上が図られるように着実に実施する必要がある。	
	副部局長（二次評価）	現地の状況を的確に捉え、緊急性や安全性の確保を十分考慮して効率的な事業の実施を行うとともに事業を継続する必要がある。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		生活道路整備事業は、事業実施による効果や現場状況からの必要性等を検討し整備を着実に進めなくてはならない。田中町居住環境創造地区整備事業では、令和９年度の事業完了へ向けて整備を進めなくてはならない。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	電線共同溝事業	３　継続
部局名	建設部	課名　道路管理課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-3】効率的かつ効果的な道路インフラの整備
		目指す姿	【4-3】市民が、自動車や徒歩で快適かつ安全に通行ができ、かつ産業が活性化されています。
		施策の展開方針	【4-3】方針２：地域住民の利便性及び安全性を向上させる道路整備
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	8-2-2-1-0電線共同溝事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		緊急輸送道路として位置付けられている路線について、災害時において緊急車両等の通行が可能となるよう無電柱化の整備を行います。
②事業の内容		群馬県が実施する国道462号無電柱化事業に関連し、隣接する市道（伊）5-292号線外3路線の無電柱化に係る費用負担を行います。また、伊勢崎佐波医師会病院にアクセスする市道（伊）211号線の無電柱化整備を行います。
③事業の対象者		市民及び道路利用者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	緊急輸送道路の無電柱化を進め、災害発生時における被災者の避難や救急活動、物資の移動等に影響がないよう、災害に強い街づくりを行います。
	課題の要因	地震等の災害発生時に電柱が倒壊し、緊急車両の通行を妨げ消防・救急活動に支障をきたす危険性がある。
	本市固有の事情	拠点病院までのアクセスとして国道、県道、市道にまたがって緊急輸送道路が設定されているため、国や県と連携し事業を推進する必要がある。
	市民等からの声	

	既存事業の有無	無電柱化推進事業（国庫補助金）
	先進事例	
	要因の解消策	緊急輸送道路を対象として、無電柱化事業の推進を図ります。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・無電柱化推進事業補助（国土交通省、補助率5.5/10）を活用。 ・公共事業債（充当率90%）を活用。
⑤事業実施により目指す成果		緊急車両の円滑な通行を確保し、道路環境の向上を図ります。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
国道462号整備進捗率	%	目標		80.0	90.0	100.0	100.0	100.0
		実績	50.0	80.0				
市道（伊）211号線整備進捗率	%	目標		0.0	10.0	20.0	60.0	100.0
		実績	0.0	0.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年度毎に進捗率の確認を行います。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	国道462号電線共同溝工事（負担金）を実施する。 ・国道462号無電柱化事業	歳出合計		5,251
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	4,700
			その他	0
			一般財源	551

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	国道462号電線共同溝工事（負担金）、市道(伊)211号線電線共同溝予備設計・測量業務を実施する。 ・国道462号無電柱化事業 ・市道(伊)211号線電線共同溝事業	歳出合計		21,074
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	5,300
			その他	0
			一般財源	15,774

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	国道462号電線共同溝工事（負担金）、市道(伊)211号線電線共同溝詳細設計業務を実施する。 ・国道462号無電柱化事業 ・市道(伊)211号線電線共同溝事業	歳出合計		19,607
		財源内訳	国庫支出金	6,600
			県支出金	0
			地方債	10,600
			その他	0
			一般財源	2,407

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	市道(伊)211号線電線共同溝工事を実施する。 ・市道(伊)211号線電線共同溝事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	市道(伊)211号線電線共同溝工事を実施する。 ・市道(伊)211号線電線共同溝事業	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	無電柱化を行うことで必要とされる道路機能を維持し、災害発生時に被災者の支援を円滑に行うことができるよう、事業を継続していきたい。	
	副部局長（二次評価）	工法検討を十分に行い、災害発生時に病院等の医療施設へ緊急車両が確実に通行できるよう、事業を継続して実施していく必要がある。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		災害発生時における緊急輸送道路の確保は重要な課題であり、コストや工法の検討を行いながら計画的に進めていく必要がある。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	橋りょう維持事業	３　継続
部局名	建設部	課名	道路管理課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-3】効率的かつ効果的な道路インフラの整備
		目指す姿	【4-3】市民が、自動車や徒歩で快適かつ安全に通行ができ、かつ産業が活性化されています。
		施策の展開方針	【4-3】方針３：道路施設の監視強化と事故の未然防止
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	8-2-4-1-0橋りょう維持事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	4-4-1

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市内には736の橋梁と3の鉄道横断歩道橋があり、20年後には約半数が架設50年を超える現状のため、策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき定期的な点検を実施することにより維持修繕架け替えに要する費用の削減及び平準化を図ります。
②事業の内容		5年ごとに行う橋りょうの定期点検と、各橋りょうに沿った補修工事を実施します。
③事業の対象者		市民及び道路利用者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	高度経済成長期に多く建設された道路・橋梁などの道路施設が、経年により老朽化していることから、計画的に修繕を行い機能を持続させる必要があります。
	課題の要因	道路施設が一斉に更新時期を迎えることから、単年度に多大な改修費用が必要となり財政負担が増大する。
	本市固有の事情	市内には一級河川17本、準用河川4本が流れており、拠点間を移動するために橋が多く建設されている。
	市民等からの声	近年の地震や豪雨等の災害により、一層の橋の安全性が求められている。

	既存事業の有無	道路メンテナンス事業補助（国庫補助事業）
	先進事例	
	要因の解消策	道路施設を効率的かつ適正に維持管理を行います。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・道路メンテナンス事業補助金（国土交通省、補助率5.5/10）を活用。 ・道路橋りょう債（充当率90%）を活用。
⑤事業実施により目指す成果		安全で円滑な道路環境の確保を図ります。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
橋梁補修工事件数	橋	目標		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		実績	3.0	5.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年度毎に実績件数の確認を行います。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・橋梁補修工事、橋梁補修設計業務、橋梁点検業務を実施する。 ・橋梁補修工事 ・橋梁補修設計業務委託 ・橋梁点検業務委託 ・橋梁点検業務負担金（JR委託）	歳出合計		356,190
		財源内訳	国庫支出金	184,800
			県支出金	0
			地方債	101,600
			その他	0
			一般財源	69,790

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・橋梁補修工事、橋梁補修設計業務、橋梁点検業務、長寿命化修繕計画修正業務を実施する。 ・橋梁補修工事 ・橋梁補修設計業務委託 ・橋梁点検業務委託 ・長寿命化修繕計画修正業務委託	歳出合計		379,690
		財源内訳	国庫支出金	195,800
			県支出金	0
			地方債	99,600
			その他	0
			一般財源	84,290

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・橋梁補修工事、橋梁補修設計業務、橋梁点検業務を実施する。 ・橋梁補修工事 ・橋梁補修設計業務委託 ・橋梁点検業務委託	歳出合計		403,190
		財源内訳	国庫支出金	204,770
			県支出金	0
			地方債	126,100
			その他	0
			一般財源	72,320

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・橋梁補修工事、橋梁補修設計業務、橋梁点検業務を実施する。 ・橋梁補修工事 ・橋梁補修設計業務委託 ・橋梁点検業務委託	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・橋梁補修工事、橋梁補修設計業務、橋梁点検業務を実施する。 ・橋梁補修工事 ・橋梁補修設計業務委託 ・橋梁点検業務委託	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			58
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	円滑な交通と安全で快適な道路環境を保つため、橋梁の維持補修は不可欠です。今後も橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に事業を進め、橋の健全性等を確保し、維持管理に万全を期していきます。	
	副部局長（二次評価）	今後は老朽化した橋梁の維持管理費や更新費の増加が予想されるため、事業を継続し予防的な修繕及び効率的な維持管理を計画的に進めていく必要がある。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		橋梁長寿命化修繕計画に基づき、新技術等の最新の知見を取り入れながら、より効率的かつ効果的な事業の実施を目指し事業を継続する必要がある。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	道路維持事業		3　継続
部局名	建設部	課名	道路管理課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【4】　まちづくり政策
		重点施策	【4-3】効率的かつ効果的な道路インフラの整備
		目指す姿	【4-3】市民が、自動車や徒歩で快適かつ安全に通行ができ、かつ産業が活性化されています。
		施策の展開方針	【4-3】方針３：道路施設の監視強化と事故の未然防止
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	8-2-2-1-0道路維持事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	4-3-1	4-4-1	4-4-3	6-3-6		

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		老朽化した市道や街路樹を適切な修繕や剪定等により維持管理することで交通の円滑化を図り、安全で快適な市民生活を保持します。
②事業の内容		老朽化した市道の改修及び修繕、街路樹の剪定等を計画的に行います。
③事業の対象者		市民及び道路利用者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	道路施設（道路や道路構造物等）の中には経年により老朽化が進んでいるものがある。安全な道路として維持管理を継続させるためには、適切なコスト管理と計画的な修繕等により機能を維持していく必要がある。
	課題の要因	宅地等の開発による土地利用の変化や交通量の増加、街路樹の成長による。
	本市固有の事情	高度経済成長期に建設された道路や道路整備に併せて植栽された樹木が多いため、経年による老朽化のタイミングが重なっている。
	市民等からの声	・舗装の老朽化による騒音や振動 ・未舗装道路の舗装 ・繁茂による枝葉の剪定や落ち葉の清掃

	既存事業の有無	
	先進事例	
	要因の解消策	計画的に舗装改修工事や修繕、剪定等を実施します。また、関係機関と連携し舗装改修工事を行い、老朽化した市道の改修を図ります。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	公共施設等適正管理推進事業債（充当率90%）を活用。
⑤事業実施により目指す成果		安全で円滑な道路環境の確保を図ります。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
舗装改修等工事箇所路線数	箇所	目標		70.0	70.0	70.0	70.0	70.0
		実績	70.0	63.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年度末に実績路線数の確認を行います。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・老朽化した市道の改修及び修繕を計画的に行います。 対象箇所　伊勢崎市内全域 路線延長　2,300ｋｍ	歳出合計		693,044
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	81,000
			その他	25,550
			一般財源	586,494

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・老朽化した市道の改修及び修繕を計画的に行います。 対象箇所　伊勢崎市内全域 路線延長　2,300km ・街路樹の適切な維持管理を行います。また、適切な維持管理のため実態調査を行います。 街路樹延長　79.1km	歳出合計		756,651
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	72,900
			その他	27,550
			一般財源	656,201

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・老朽化した市道の改修及び修繕を計画的に行います。また、路面の劣化状況を把握するための路面性状調査を行います。 対象箇所　伊勢崎市内全域 路線延長　2,300km ・街路樹の適切な維持管理を行います。また、適切な維持管理のため実態調査を引き続き行います。 街路樹延長　79.1km	歳出合計		911,828
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	90,000
			その他	0
			一般財源	821,828

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・老朽化した市道の改修及び修繕を計画的に行います。 対象箇所　伊勢崎市内全域 路線延長　2,300km ・街路樹の適切な維持管理を行います。また、適切な維持管理のため管理計画を作成します。 街路樹延長　79.1km	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・老朽化した市道の改修及び修繕を計画的に行います。 対象箇所　伊勢崎市内全域 路線延長　2,300km ・街路樹の適切な維持管理を行います。 街路樹延長　79.1km	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			56
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	老朽化した舗装の更新や維持修繕、街路樹の剪定等を適切に実施するとともに、新たな工法や新技術等の導入について検討を行い、更なるコスト縮減や長寿命化に努めることが必要だと考えます。
	副部局長（二次評価）	道路は市民生活において必要不可欠なものであり、快適な道路環境を確保するため、道路の長寿命化とコストの縮減を図り、道路を適切に維持管理していく必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 市民生活に必要な道路を適切に維持管理していくためには、長寿命化修繕計画に基づき、適切なコスト管理と計画的な維持修繕により、長寿命化を図りながら機能を維持していく必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	コミュニティバス運行事業	３　継続

部局名	都市計画部	課名	交通政策課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-4】利便性の高い公共交通ネットワークの確立
		目指す姿	【4-4】公共交通を必要とするあらゆる人々が、利便性の高い公共交通を気軽に利用することができ、生活しやすいまちになっています。
		施策の展開方針	【4-4】方針１：コミュニティバスの利便性の向上
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	2-1-11-3-0コミュニティバス運行事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		利便性の高い効率的なコミュニティバスの運行を行い、民間路線バスを補完し、市民の交通手段を確保する。
②事業の内容		・市民のニーズを取り入れたコミュニティバスの路線・停留所・運行本数などの見直し ・デジタル技術を用いた情報提供ツールの整備 ・鉄道との結節性を考慮した市民が利用しやすい運行の実施 ・案内表示の整備
③事業の対象者		市民、交通事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・利用者が毎年約２万人ずつ増加している。 ・利用者増に伴いニーズが多様化している。 ・ニーズに応じた路線や運行本数の見直しが必要である。 ・わかりやすい運行情報の提供や案内表示が必要である。
	課題の要因	・運行本数が少ない路線がある。 ・鉄道との結節性が不足している。 ・ニーズが多様化している。 ・情報提供ツールが不足している。 ・停留所等が多言語化していない。
	本市固有の事情	・市民の主な交通手段として自動車の利用が多い。 ・外国人の人口が増加傾向にある。
	市民等からの声	・運行本数や停留所を増やして欲しい。 ・鉄道との乗り継ぎが悪い。 ・案内表示等を工夫してほしい。

	既存事業の有無	・民間事業者による路線バスの運行
	先進事例	・マイバス（前橋市） ・ぐるりん（高崎市）
	要因の解消策	・アンケート調査等で市民のニーズを把握し、そのデータを基に交通事業者と連携し、見直しを図るとともに、だれにでもわかりやすい路線図時刻表の作成などを行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		・利便性の高いコミュニティバスの運行をすることで、利用者数の増加を図る。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
1日の平均利用者数	人	目標		750.0	770.0	790.0	810.0	830.0
		実績	727.0	818.7				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・交通事業者から報告される利用者数の実績値を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・コミュニティバス路線の運行補助 ・地域公共交通会議の開催 ・路線等の見直し ・路線図時刻表の印刷	歳出合計		192,669
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	192,669
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	・コミュニティバス路線の運行補助 ・路線等の見直し ・路線図時刻表の印刷	歳出合計		185,517
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	185,517
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	・コミュニティバス路線の運行補助 ・路線等の見直し ・路線図時刻表の印刷	歳出合計		190,682
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	190,682
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	・コミュニティバス路線の運行補助 ・路線等の見直し ・路線図時刻表の印刷	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	・コミュニティバス路線の運行補助 ・路線等の見直し ・路線図時刻表の印刷	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			58
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	コミュニティバス運行事業は、高齢者や学生など交通弱者の移動手段として定着した重要度の高い事業である。さらなる利用促進のため、利用状況や市民からの要望等の把握に努め、利便性の向上のための検討を続けていく必要がある。
	副部局長（二次評価）	民間路線バスを補完するコミュニティバス運行事業は、市民の移動を支える重要な事業である。利用者の利便性の向上を図るため、引き続き利用状況を把握、分析し、市民ニーズを考慮したダイヤの改正や、利用者が安心して移動できるよう安全に配慮した運行に努めていく必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 コミュニティバスは交通弱者にとって重要な公共交通手段となっている。引き続き事業を実施し、利用状況の把握や分析等をしっかり行いながら、市民ニーズや交通環境の変化に応じた路線及びダイヤ等の見直しなど行い、利便性の向上を図っていく必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	タクシー活用事業		３　継続
部局名	都市計画部	課名	交通政策課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-4】利便性の高い公共交通ネットワークの確立
		目指す姿	【4-4】公共交通を必要とするあらゆる人々が、利便性の高い公共交通を気軽に利用することができ、生活しやすいまちになっています。
		施策の展開方針	【4-4】方針２：交通弱者への移動支援
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	① 少子高齢化対策プロジェクト
			⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	① 全ての市民が元気に活躍できる環境づくり
			⑤ 誰一人取り残さないための取組

予算科目１	2-1-11-5-0タクシー活用事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		高齢者等の交通弱者に対し、買い物や通院などの日常生活において公共交通を利用する際の支援を行い、安心して外出できる環境を作るとともに、公共交通の利用促進を図る。
②事業の内容		・高齢者等に対し、タクシーに係る運賃等を一部助成する。 ・デジタル技術を用いて、登録証としてマイナンバーカードを利用することにより利用者の利便性を図る。 ・助成割合を変化させることで、他の公共交通との連携・共存を図る。
③事業の対象者		市民（高齢者、障害者等）、交通事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・高齢者等の交通弱者の移動支援が求められている。 ・コミュニティバスだけでは交通手段の確保が十分でない。
	課題の要因	・高齢者人口の増加に伴い、運転免許証の自主返納者が増えている。 ・自宅から目的地までのドアツードア方式の移動手段を求めている。
	本市固有の事情	市内全域にコミュニティバスが走っており、ＪＲ両毛線や東武伊勢崎線の駅も存在するが、高齢者人口の増加に伴い、交通空白地における移動支援が課題となっている。
	市民等からの声	・安心して運転免許証を自主返納できるようにしてほしい。 ・高齢者等の足がない。 ・公共交通が利用しづらい。

	既存事業の有無	・高齢者タクシー利用助成事業
	先進事例	・マイタク運行事業（前橋市）
	要因の解消策	・交通事業者と連携し、高齢者等に対し、タクシーを活用した事業を実施し、公共交通における交通手段の確保を図る。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		・高齢者等が安心して外出できる公共交通の実現を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
利用登録者の利用回数	回	目標		78,000.0	130,000.0	170,000.0	180,000.0	190,000.0
		実績		37,367.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・システムや交通事業者からの実績を基に利用回数を集計し利用状況を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・利用券または利用券を書き込んだマイナンバーカードで電子的に認証を行うタクシー運賃等の割引 ・群馬県タクシー協会伊勢崎地区と協定締結 ・タクシー活用事業利用登録システム運用委託契約	歳出合計		69,655
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	69,655

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・利用券または利用券を書き込んだマイナンバーカードで電子的に認証を行うタクシー運賃等の割引 ・群馬県タクシー協会伊勢崎地区と協定締結 ・タクシー活用事業利用登録システム運用委託契約	歳出合計		90,208
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	90,208

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・利用券または利用券を書き込んだマイナンバーカードで電子的に認証を行うタクシー運賃等の割引 ・群馬県タクシー協会伊勢崎地区と協定締結 ・タクシー活用事業利用登録システム保守委託契約	歳出合計		90,370
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	90,370

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・利用券または利用券を書き込んだマイナンバーカードで電子的に認証を行うタクシー運賃等の割引 ・群馬県タクシー協会伊勢崎地区と協定締結 ・タクシー活用事業利用登録システム運用委託契約	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・利用券または利用券を書き込んだマイナンバーカードで電子的に認証を行うタクシー運賃等の割引 ・群馬県タクシー協会伊勢崎地区と協定締結 ・タクシー活用事業利用登録システム運用委託契約	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			59
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	高齢化が進み、運転免許証を自主返納する方など、交通弱者が増加している現状において、運転免許証がなくても安心して外出できる交通手段の確保と移動支援、高齢運転者が関わる交通事故の減少を図るため、市民への周知を行いながら本事業を引き続き実施する必要がある。
	副部局長（二次評価）	高齢者等の交通弱者に対する重要な事業であると考えている。今後も引き続き利用者の登録状況や利用状況を確認しながら市民ニーズの把握等に努め、事業者と連携し事業を進めていく必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 タクシー活用事業は、交通弱者の移動を支援する重要な事業である。高齢者等が安心して外出できる環境を作るため、今後も利用者のニーズ把握に努め、事業者と連携を図りながら継続して事業を進めていく必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	交通対策事業		3　継続
部局名	都市計画部	課名	交通政策課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【4】　まちづくり政策
		重点施策	【4-4】利便性の高い公共交通ネットワークの確立
		目指す姿	【4-4】公共交通を必要とするあらゆる人々が、利便性の高い公共交通を気軽に利用することができ、生活しやすいまちになっています。
		施策の展開方針	【4-4】方針３：公共交通ネットワークの整備
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	2-1-11-1-0交通対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	4-4-8	7-1-1	7-1-5	7-1-6		

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		誰もが利用しやすい効率的で持続可能な公共交通を実現するため、安全性、安定性に優れている鉄道の利便性の向上や輸送力の増強を促進するとともに、自動車からバスへの乗り換えの役割も果たす市営駐車場の維持管理など、安心して利用できる交通環境と公共交通ネットワークの確立を目指す。
②事業の内容		・各鉄道沿線市町で組織する期成同盟会を通じた鉄道事業者への要望活動 ・鉄道利用者の増加促進のための啓発活動 ・市営駐車場の維持管理 ・公共交通ネットワークの再構成のための伊勢崎市地域公共交通計画の策定
③事業の対象者		市民、交通事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・市民の移動手段として公共交通の利用者の割合が少ない。 ・公共交通の中で通勤や通学等での利用が多いため、公共交通機関同士の結節性の向上が必要である。 ・鉄道施設における利便性の向上のため、鉄道事業者に対し継続した要望活動が必要である。 ・公共交通の維持や利用促進のための公共交通ネットワークの再構成が課題となっている。
	課題の要因	・市民の日常生活の交通手段として自動車の利用が多い。 ・鉄道とバス等との結節性が不十分である。 ・将来的な人口減少が見込まれ、利用者も減少すると思われる。
	本市固有の事情	日常生活の移動手段が自動車が多い中、移動手段を必要とする人に対する公共交通の重要性が増しているため、公共交通の維持と利用促進に向けた対策が必要である。
	市民等からの声	・公共交通が不便である。 ・公共交通機関同士での乗り継ぎが悪い。 ・公共交通が利用しづらい。

既存事業の有無	
先進事例	・群馬県交通まちづくり戦略策定（Ｒ５．３　群馬県） ・前橋市地域公共交通計画策定（Ｒ３．６　前橋市）
要因の解消策	公共交通ネットワークの再構築のため、課題解決の取組を明確化した伊勢崎市地域公共交通計画を立地適正化計画の策定に合わせて策定し、都市に必要な機能及び居住の集約された地域における公共交通の充実を図るとともに、公共交通の維持や利用促進を図る。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	

⑤事業実施により目指す成果	・鉄道の利便性を向上させることで、公共交通の利用促進を図る。 ・市民ニーズに対応した公共交通ネットワーク全体の整備により、だれもが安心して利用できる公共交通の実現を目指す。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
コミュニティバスあおぞらの駅停留所乗降者数	人	目標		160,000.0	161,000.0	162,000.0	163,000.0	164,000.0
		実績	157,988.0	194,985.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・交通事業者から報告される利用者数の実績値を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・ＪＲ両毛線及び東武伊勢崎線の沿線市町で組織する鉄道施設の整備促進に関する期成同盟会を通じて利便性向上のための要望活動 ・鉄道利用者の利用者促進のための啓発活動 ・市営駐車場の維持管理のための点検及び修繕 ・業務委託による本町有料駐車場の料金精算システムの保守管理 ・伊勢崎市地域公共交通計画策定のための準備（協議会の設置）	歳出合計		3,476
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	3,476
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・ＪＲ両毛線及び東武伊勢崎線の沿線市町で組織する鉄道施設の整備促進に関する期成同盟会を通じて利便性向上のための要望活動 ・鉄道利用者の利用者促進のための啓発活動 ・市営駐車場の維持管理のための点検及び修繕 ・業務委託による本町有料駐車場の料金精算システムの保守管理 ・伊勢崎市地域公共交通計画策定（現状診断、計画目標・事業検討等）	歳出合計		26,331
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	11,264
			一般財源	15,067

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・ＪＲ両毛線及び東武伊勢崎線の沿線市町で組織する鉄道施設の整備促進に関する期成同盟会を通じて利便性向上のための要望活動 ・鉄道利用者の利用者促進のための啓発活動 ・市営駐車場の維持管理のための点検及び修繕 ・業務委託による本町有料駐車場の料金精算システムの保守管理 ・伊勢崎市地域公共交通活性化協議会開催 ・伊勢崎市地域公共交通計画策定（計画案作成・パブコメ、計画決定） ・路線バスやコミュニティバスなどによる地域間交通の拡充検討 ・コミュニティバスにおける近隣自治体の駅への接続検討	歳出合計		19,236
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	6,264
			一般財源	12,972

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・ＪＲ両毛線及び東武伊勢崎線の沿線市町で組織する鉄道施設の整備促進に関する期成同盟会を通じて利便性向上のための要望活動 ・鉄道利用者の利用者促進のための啓発活動 ・市営駐車場の維持管理のための点検及び修繕 ・業務委託による本町有料駐車場の料金精算システムの保守管理 ・伊勢崎市地域公共交通活性化協議会開催 ・伊勢崎市地域公共交通計画策定後の進捗管理 ・路線バスやコミュニティバスなどによる地域間交通の拡充検討 ・コミュニティバスにおける近隣自治体の駅への接続検討	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・ＪＲ両毛線及び東武伊勢崎線の沿線市町で組織する鉄道施設の整備促進に関する期成同盟会を通じて利便性向上のための要望活動 ・鉄道利用者の利用者促進のための啓発活動 ・市営駐車場の維持管理のための点検及び修繕 ・業務委託による本町有料駐車場の料金精算システムの保守管理 ・伊勢崎市地域公共交通活性化協議会開催 ・伊勢崎市地域公共交通計画策定後の進捗管理 ・路線バスやコミュニティバスなどによる地域間交通の拡充検討 ・コミュニティバスにおける近隣自治体の駅への接続検討	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			58
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	本事業は、公共交通利用者の増加に向けて、鉄道、民間路線バス、コミュニティバス及びタクシー活用事業などと連携を図りながら、持続可能な公共交通を実現するための地域公共交通計画の策定を進めるなど、公共交通を安心して利用できる環境の整備を進める上で必要である。
	副部局長（二次評価）	市民意識調査では、本市に住みにくい理由として公共交通機関の利便性が悪いことが挙げられており、特に高齢者等の交通弱者への早急な検討、対策が求められていることから、公共交通の利便性向上のため、引き続き地域公共交通計画の策定などを通じて、計画的に本事業を実施していく必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 交通対策事業は、市民満足度の向上のための施策として、ＪＲ及び東武鉄道への要望及び鉄道利用促進のための啓発活動を引き続き行うとともに、持続可能な公共交通ネットワークの再構築のため、地域公共交通計画の策定に向けて、各公共交通事業者や学識経験者及び市民等で構成される法定協議会での協議を進めていく必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	上水道施設整備事業	３　継続
部局名	上下水道局	課名　浄水課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-5】安定した水道水の供給と下水処理の適正化
		目指す姿	【4-5】安全な水道水をいつでも安心して使用することができ、また、多くの家庭では下水が適切に処理されています。
		施策の展開方針	【4-5】方針１：計画的な水道施設の整備と維持管理
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		安全で安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設の計画的な整備と適切な維持管理を合理的、効果的に行う。
②事業の内容		整備から年数を経過した施設や設備があるため、施設の更新、改修、耐震化の整備を計画的に行う。
③事業の対象者		水道使用者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	整備から年数を経過した水道施設があり、施設の更新、改修や災害に対応した耐震化が必要である。
	課題の要因	昭和４０年代に整備した施設が多くあり、施設の経年化が進んでいることや、近年の水需要の減少と多発している自然災害などが考えられる。
	本市固有の事情	昭和29年に給水開始をしており、年数が経過した施設や設備が稼働している。
	市民等からの声	災害及びその他非常時の場合においても、ライフラインとして水道水の安定供給が求められている。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	
	要因の解消策	水道施設の規模や能力、状況を適切に把握し維持管理を行い、長寿命化を図るとともに、施設の更新、改修、耐震化を計画的に行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	企業債を活用（充当率60%）
⑤事業実施により目指す成果		施設の整備や耐震化・更新と適切な維持管理を行うことで、災害等の非常時においても、ライフラインとして安定した水道水の供給を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
浄水施設の耐震化率（累計）	%	目標		53.1	53.1	92.8	92.8	92.8
		実績	53.1	53.1				
配水池の耐震化率（累計）	%	目標		81.7	81.7	83.0	83.0	83.0
		実績	71.2	72.8				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	耐震対策の施された構造物の割合を確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・施設更新、改修設計業務委託の実施 ・施設更新、改修、耐震化工事の実施 （土木・建築構造物、機械設備、電気計装設備等）	歳出合計		804,100
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	464,400
			その他	0
			一般財源	339,700

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・施設更新、改修、耐震化設計業務委託の実施 ・施設更新、改修、耐震化工事の実施 （土木・建築構造物、機械設備、電気計装設備等）	歳出合計		793,100
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	444,900
			その他	0
			一般財源	348,200

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・施設更新、改修設計業務委託の実施 ・施設更新、改修、耐震化工事の実施 （土木・建築構造物、機械設備、電気計装設備等）	歳出合計		784,539
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	444,000
			その他	0
			一般財源	340,539

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・施設更新、改修設計業務委託の実施 ・施設更新、改修、耐震化工事の実施 （土木・建築構造物、機械設備、電気計装設備等）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・施設更新、改修設計業務委託の実施 ・施設更新、改修、耐震化工事の実施 （土木・建築構造物、機械設備、電気計装設備等）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			47
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	計画的な水道施設整備を推進するため、更新需要とその優先順位を的確に把握し、事業の効率的な執行および進捗管理に努めること。	
	副部局長（二次評価）	災害時でも十分な水道水の確保と安定した供給ができるよう、事業費の平準化を図りながら、より計画的な施設整備に努めること。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		更新期を迎えた施設の更新・改修や耐震化を計画的に進めるため、引き続き、効果的な事務内容と効率的な事業執行に努めること。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	老朽管更新事業	３　継続
部局名	上下水道局	課名　上水道整備課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-5】安定した水道水の供給と下水処理の適正化
		目指す姿	【4-5】安全な水道水をいつでも安心して使用することができ、また、多くの家庭では下水が適切に処理されています。
		施策の展開方針	【4-5】方針１：計画的な水道施設の整備と維持管理
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	4-6-1					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		安全で安心な水道水の安定的な供給を図る。
②事業の内容		布設後年数の経過した水道管を計画的に耐震性能を有する水道管に更新する。
③事業の対象者		水道使用者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	管路の総延長は、令和５年度末時点で約1,409kmあり、法定耐用年数を経過した管路の延長は約335km（総延長の約23%）となっていることから、今後も計画的な更新が必要である。
	課題の要因	昭和４０年代に布設された管路が多くあり、年数の経過した管路が増えている。
	本市固有の事情	水道事業創設時に布設され、年数が経過した管路が残っている。
	市民等からの声	水道事業は、生活に欠かすことのできない役割を担っていることから、常に安定した供給のため、地震に強いライフラインの構築が求められている。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	AIによる管路劣化診断を実施し、管路の劣化状態を把握することで管路更新の効率化を図る。（会津若松市）
	要因の解消策	法定耐用年数とは別に、実際に使用可能な目標使用年数を定め、更新事業費の平準化を図りながら計画的な更新を行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	企業債を活用（充当率６０%）
⑤事業実施により目指す成果		布設後年数の経過した水道管を耐震管に更新することで、地震発生時にも安全で安心な水道水の安定的な供給を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
老朽管更新延長	km	目標		9.3	11.2	10.6	11.9	13.2
		実績	10.2	9.1				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	更新した管路延長の確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・老朽管更新設計委託の実施 ・老朽管布設替工事の実施 ・舗装本復旧工事の実施	歳出合計		1,042,470
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	575,800
			その他	19,800
			一般財源	446,870

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・老朽管更新設計委託の実施 ・老朽管布設替工事の実施 ・舗装本復旧工事の実施	歳出合計		1,292,940
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	674,500
			その他	122,500
			一般財源	495,940

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・老朽管更新設計委託の実施 ・老朽管布設替工事の実施 ・舗装本復旧工事の実施	歳出合計		1,291,057
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	544,700
			その他	127,100
			一般財源	619,257

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・老朽管更新設計委託の実施 ・老朽管布設替工事の実施 ・舗装本復旧工事の実施	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・老朽管更新設計委託の実施 ・老朽管布設替工事の実施 ・舗装本復旧工事の実施	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			48
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	年数の経過した管路の更新が必要であり、伊勢崎市水道事業経営戦略に沿って事業の平準化を図りながら計画的に管路更新を進めるとともに、効率的な配水や維持管理のため、管路の増減径や消火栓・仕切弁等の設置を考慮した管路更新を進める必要がある。	
	副部局長（二次評価）	地震や経年劣化等による漏水事故により、市民生活において影響の大きい水道水の長期断水が起こらないよう、年数の経過した管を耐震管にて計画的に更新し、安定した水道水の供給を図るため、新技術の活用など業務の効率化に取り組む必要がある。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		計画的に管路の更新を実施し、水道水の安定供給を維持するため、社会情勢の変化に適切に対応しながら効果的な事務内容と効率的な事業執行に努めること。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	効率的な汚水処理推進事業	３　継続
部局名	上下水道局	課名	下水道整備課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-5】安定した水道水の供給と下水処理の適正化
		目指す姿	【4-5】安全な水道水をいつでも安心して使用することができ、また、多くの家庭では下水が適切に処理されています。
		施策の展開方針	【4-5】方針２：効率的な下水処理の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	4-6-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市街化区域などの人口密集地では汚水管の整備を進めると共に、農業集落排水への接続や市設置型浄化槽への転換の促進と合わせ、公共用水域の水質保全を図る。また、下水道処理区域の再編や汚水処理施設の統廃合により、効率的な事業運営を行う。
②事業の内容		・下水道事業計画区域内における汚水管の整備 ・境東新井及び境島村南部両地区における市設置型による合併処理浄化槽の普及 ・農業集落排水施設の公共下水道への編入 ・下水道事業全体計画区域の見直し
③事業の対象者		市民の一部
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・本市の令和５年度末の汚水処理人口普及率は７０．３％で群馬県内の市町村と比較して低い状況である。 ・汚水処理人口普及率の向上には、地域ごとに適した汚水処理施設の整備が必要である。
	課題の要因	・公共下水道は計画区域が広範囲であるため、整備完了まで相当の費用と期間を要する。 ・材料費や人件費の高騰により、工事価格が上昇している。
	本市固有の事情	・区画整理事業に併せ、下水道の整備が出来なかったため、整備が遅れている。
	市民等からの声	・市民アンケートの結果では、「適切な生活排水処理の推進」は「満足度」が平均値を示す一方「重要度」は平均値を超えており、汚水処理施設の整備が望まれている。

	既存事業の有無	
	先進事例	・下水道クイックプロジェクト ・下水道全体計画区域の見直し（太田市ほか）
	要因の解消策	・公共下水道の整備に加え農業集落排水への接続促進や市設置型浄化槽の普及を図るとともに、下水道処理区域の再編等により地域に適した効率的な汚水処理を推進する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・下水道の未普及解消に向けた汚水管の整備費について社会資本整備総合交付金（国土交通省、補助率1/2）、市設置型浄化槽の整備費について循環型社会形成推進交付金（環境省、補助率1/3）と群馬県浄化槽整備事業費補助金（群馬県、補助率1/4）を活用。併せて下水道事業債を活用。
⑤事業実施により目指す成果		・公共下水道や合併処理浄化槽など地域に適した汚水処理施設の普及により、多くの家庭では下水が適切に処理され、公共用水域の水質保全や生活環境の向上が図られる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
汚水管築造工事延長（単独公共）	m	目標		1,560.0	1,400.0	900.0	900.0	900.0
		実績	839.0	528.0				
汚水管築造工事延長（流域関連）	m	目標		4,640.0	4,500.0	4,300.0	4,300.0	4,300.0
		実績	4,853.0	4,237.0				
浄化槽設置工事基数	基	目標		6.0	10.0	10.0	10.0	10.0
		実績	5.0	2.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年度ごとに工事延長や設置基数の実績を確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・公共下水道の整備の推進 ・市設置型浄化槽事業の促進 ・汚水処理施設の統廃合の推進	事業費（千円）		
		歳出合計		1,035,237
		財源内訳	国庫支出金	267,346
			県支出金	705
			地方債	673,400
			その他	49,524
			一般財源	44,262

	実施内容			
Ｒ８	・公共下水道の整備の推進 ・市設置型浄化槽事業の促進 ・汚水処理施設の統廃合の推進	事業費（千円）		
		歳出合計		844,000
		財源内訳	国庫支出金	218,710
			県支出金	1,764
			地方債	559,600
			その他	40,950
			一般財源	22,976

	実施内容			
Ｒ９	・公共下水道の整備の推進 ・市設置型浄化槽事業の促進 ・汚水処理施設の統廃合の推進	事業費（千円）		
		歳出合計		1,000,200
		財源内訳	国庫支出金	96,310
			県支出金	1,764
			地方債	818,600
			その他	57,785
			一般財源	25,741

	実施内容			
Ｒ１０	・公共下水道の整備の推進 ・市設置型浄化槽事業の促進 ・汚水処理施設の統廃合の推進	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・公共下水道の整備の推進 ・市設置型浄化槽事業の促進 ・汚水処理施設の統廃合の推進	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			49
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の向上を図る重要な取り組みであり、コスト縮減策を講じながら引き続き計画的かつ効率的に事業を実施する必要がある。市設置型の浄化槽事業は、事業区域の住民にとって汚水処理に対する初期投資を抑えながら生活環境の改善を得られるので、事業への一層の理解のもと地区住民の協力を得て事業を進める必要がある。
	副部局長（二次評価）	公共下水道の整備により、水質保全や生活環境の向上に加え市の健全な発展が期待できる。必要な改善を図りつつ、人口密度の高い区域や効果が高い箇所から優先的に事業を進める必要がある。市設置型浄化槽の整備は、対象地区住民の設備にかかる初期費用と維持管理の負担が軽減され、市が適切に浄化槽の機能管理ができるため、地域の有効な生活排水対策として継続して事業を実施する必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 全国的に見ても本市の汚水処理人口普及率は低い状況にあることから、事業の早期完成を目指すべく、新たな整備手法の導入による工期短縮やコスト縮減を推進し、地域に適した汚水処理施設の整備により、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めること。公共下水道や浄化槽の普及は、公衆衛生の向上と本市の健全な発展に寄与するため、必要な改善を図りながら、計画通り事業を実施することが必要である。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	単独公共下水道　汚水施設事業		3　継続
部局名	上下水道局	課名	下水道整備課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-5】安定した水道水の供給と下水処理の適正化
		目指す姿	【4-5】安全な水道水をいつでも安心して使用することができ、また、多くの家庭では下水が適切に処理されています。
		施策の展開方針	【4-5】方針２：効率的な下水処理の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	4-6-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		伊勢崎浄化センターを処理場とする事業計画区域において、汚水管の整備を推進することにより、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。
②事業の内容		・市街化区域等の人口密度の高い区域を中心に汚水管を整備する。
③事業の対象者		市民の一部
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・本市の令和５年度末の汚水処理人口普及率は７０．３％で群馬県内の市町村と比較して低い状況である。 ・汚水処理人口普及率の向上には、地域ごとに適した汚水処理施設の整備が必要である。
	課題の要因	・公共下水道は計画区域が広範囲であるため、整備完了まで相当の費用と期間を要する。 ・材料費や人件費の高騰により、工事価格が上昇している。
	本市固有の事情	・区画整備事業に併せ、下水道の整備が出来なかったため、整備が遅れている。
	市民等からの声	・市民アンケートの結果では、「適切な生活排水処理の推進」は「満足度」が平均値を示す一方「重要度」は平均値を超えており、汚水処理施設の整備が望まれている。

	既存事業の有無	
	先進事例	・下水道クイックプロジェクト
	要因の解消策	・人口密度の高い区域に向けて下流側から汚水管を整備する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・社会資本整備総合交付金（補助率１／２）
⑤事業実施により目指す成果		・公共下水道の普及により、多くの家庭では下水が適切に処理され、公共用水域の水質保全や生活環境の向上が図られる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
汚水管築造工事延長	m	目標		1,560.0	1,400.0	900.0	900.0	900.0
		実績	528.0	528.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年度ごとに工事延長の実績を確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・汚水管築造工事の実施 ・設計業務委託の実施	事業費（千円）		
		歳出合計		282,500
		財源内訳	国庫支出金	81,600
			県支出金	0
			地方債	161,800
			その他	12,025
			一般財源	27,075

	実施内容			
Ｒ８	・汚水管築造工事の実施 ・設計業務委託の実施	事業費（千円）		
		歳出合計		192,600
		財源内訳	国庫支出金	65,300
			県支出金	0
			地方債	101,500
			その他	7,955
			一般財源	17,845

	実施内容			
Ｒ９	・汚水管築造工事の実施 ・設計業務委託の実施	事業費（千円）		
		歳出合計		284,700
		財源内訳	国庫支出金	77,500
			県支出金	0
			地方債	169,200
			その他	21,935
			一般財源	16,065

	実施内容			
Ｒ１０	・汚水管築造工事の実施 ・設計業務委託の実施	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・汚水管築造工事の実施 ・設計業務委託の実施	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			50
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	本事業は公共用水域の水質保全や生活環境の向上を図るため、本市としても、継続的に実施すべき事業である。令和７年度の達成率が３３．９％とやや順調ではない状況であり、令和９年度は目標値を達成できるよう、計画的に効率よく事業実施を図る必要がある。引き続き、他事業との連携や協調によりコスト縮減を図りながら、計画どおり事業を実施することが必要であると考える。
	副部局長（二次評価）	公共下水道の普及により下水が適切に処理され、公共用水域の水質保全や生活環境の向上、さらには公衆衛生の向上や本市の健全な発展に寄与することにより、快適な住環境が確保され、市民の満足度向上が図られると考える。事業の推進にあたっては、市街化区域などの人口密度が高い区域や効果が得られる箇所から優先的に整備を進め、また、必要な改善を図りながら、計画通り事業を実施することが必要であると考える。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 全国的に見ても本市の汚水処理人口普及率は低い状況にある。公共下水道の普及により、公共用水域の水質保全や生活環境の向上、さらには公衆衛生の向上や本市の健全な発展に寄与する事業であり、市民の満足度向上のためにも、最優先で実施すべき事業である。事業の推進にあたっては、引き続きコスト縮減に努め、効率的効果的な事業執行、必要な改善を図りながら、計画通り事業を実施することが必要である。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	流域関連公共下水道　汚水施設事業		3　継続
部局名	上下水道局	課名	下水道整備課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-5】安定した水道水の供給と下水処理の適正化
		目指す姿	【4-5】安全な水道水をいつでも安心して使用することができ、また、多くの家庭では下水が適切に処理されています。
		施策の展開方針	【4-5】方針２：効率的な下水処理の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	4-6-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		県が管理する平塚水質浄化センターを処理場とする事業計画区域において、汚水管の整備を推進することにより、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。
②事業の内容		・市街化区域等の人口密度の高い区域を中心に汚水管を整備する。
③事業の対象者		市民の一部
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・本市の令和５年度末の汚水処理人口普及率は７０．３％で群馬県内の市町村と比較して低い状況である。 ・汚水処理人口普及率の向上には、地域ごとに適した汚水処理施設の整備が必要である。
	課題の要因	・公共下水道は計画区域が広範囲であるため、整備完了まで相当の費用と期間を要する。 ・材料費や人件費の高騰により、工事価格が上昇している。
	本市固有の事情	・区画整備事業に併せ、下水道の整備が出来なかったため、整備が遅れている。
	市民等からの声	・市民アンケートの結果では、「適切な生活排水処理の推進」は「満足度」が平均値を示す一方「重要度」は平均値を超えており、汚水処理施設の整備が望まれている。

	既存事業の有無	
	先進事例	・下水道クイックプロジェクト
	要因の解消策	・人口密度の高い区域に向けて下流側から汚水管を整備する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・社会資本整備総合交付金（補助率１／２）
⑤事業実施により目指す成果		・公共下水道の普及により、多くの家庭では下水が適切に処理され、公共用水域の水質保全や生活環境の向上が図られる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
汚水管築造工事延長	m	目標		4,640.0	4,500.0	4,300.0	4,300.0	4,300.0
		実績	4,237.0	4,237.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年度ごとに工事延長の実績を確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・汚水管築造工事の実施 ・設計業務委託の実施	事業費（千円）		
		歳出合計		738,500
		財源内訳	国庫支出金	183,100
			県支出金	0
			地方債	502,200
			その他	36,075
			一般財源	17,125

	実施内容			
Ｒ８	・汚水管築造工事の実施 ・設計業務委託の実施	事業費（千円）		
		歳出合計		634,900
		財源内訳	国庫支出金	149,000
			県支出金	0
			地方債	449,500
			その他	31,345
			一般財源	5,055

	実施内容			
Ｒ９	・汚水管築造工事の実施 ・設計業務委託の実施	事業費（千円）		
		歳出合計		699,000
		財源内訳	国庫支出金	14,400
			県支出金	0
			地方債	640,800
			その他	34,200
			一般財源	9,600

	実施内容			
Ｒ１０	・汚水管築造工事の実施 ・設計業務委託の実施	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・汚水管築造工事の実施 ・設計業務委託の実施	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			50
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	本事業は公共用水域の水質保全や生活環境の向上を図るため、本市としても、継続的に実施すべき事業である。令和７年度の達成率は９１．３％と順調であり、引き続き事業の目的を達成できるよう、計画的に効率よく事業実施を図る必要がある。資材等の高騰により工事費が増大する中、他事業との連携や協調によりコスト縮減を図りながら、計画どおり事業を実施することが必要であると考える。
	副部局長（二次評価）	公共下水道の普及により下水が適切に処理され、公共用水域の水質保全や生活環境の向上、さらには公衆衛生の向上や本市の健全な発展に寄与することにより、快適な住環境が確保され、市民の満足度向上が図られると考える。事業の推進にあたっては、市街化区域などの人口密度が高い区域や効果が得られる箇所から優先的に整備を進め、また、必要な改善を図り、計画通り事業を実施することが必要であると考える。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 全国的に見ても本市の汚水処理人口普及率は低い状況にある。公共下水道の普及により、公共用水域の水質保全や生活環境の向上、さらには公衆衛生の向上や本市の健全な発展に寄与する事業であり、市民の満足度向上のためにも、最優先で実施すべき事業である。事業の推進にあたっては、引き続きコスト縮減に努め、効率的効果的な事業執行、必要な改善を図りながら、計画通り事業を実施することが必要である。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	上下水道事業の安定・効率化経営推進事業	３　継続
部局名	上下水道局	課名　総務課（水道）

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-5】安定した水道水の供給と下水処理の適正化
		目指す姿	【4-5】安全な水道水をいつでも安心して使用することができ、また、多くの家庭では下水が適切に処理されています。
		施策の展開方針	【4-5】方針３：健全かつ安定的な事業運営に必要な資金の確保
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	
予算科目１			
予算科目２			
予算科目３			
予算科目４			
予算科目５			
予算科目６			
予算科目７			
予算科目８			
関連する市長マニフェスト			

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		事業の効率化、合理化を進めるとともに、適正な料金による健全かつ安定的な事業運営を行う。
②事業の内容		・料金未納対策の実施 ・未利用地の有効活用 ・料金外収入の確保 ・経営戦略の進捗管理と定期的な見直しの実施 ・水道料金、下水道使用料の段階的な見直しの検討、実施。
③事業の対象者		上下水道使用者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	令和６年４月に水道料金、下水道使用料を改定したが、今後も施設の整備や耐震化・更新などの費用の増加が見込まれており、そのための資金の確保が必要となる。
	課題の要因	・経年化した水道施設や管路の更新や災害に対応した耐震化に多大な費用が必要。 ・公共下水道の整備完了までには、相当の費用と期間が必要。 ・人口減少や節水機器の普及等による水需要の減少。
	本市固有の事情	・経年化した水道施設や管路の更新が必要。 ・本市の汚水処理人口普及率は、県平均と比べ低い状況にあり、普及率の向上が重要課題となっている。
	市民等からの声	・下水道整備が遅れている。 ・住み続けたくなる伊勢崎市にするため、インフラ整備をしっかりやってほしい。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	なし
	要因の解消策	・事業の効率化、合理化を進めるとともに、水道料金、下水道使用料の見直しを行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	なし
⑤事業実施により目指す成果		健全かつ安定的な事業運営を行うことで、安全な水道水の安定供給と、適切な汚水処理の推進による生活環境の改善と公共水域の水質保全が継続的に実施できるようになる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
経常収益（公共下水道事業）	百万円	目標		2,641.1	2,679.1	2,703.0	2,727.9	2,742.8
		実績	2,568.4	2,611.4				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	普及率の向上に相当な費用を要する下水道事業について、毎年度の収益を確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・料金未納対策の実施 ・未利用地の有効活用 ・料金外収入の確保 ・経営戦略の進捗管理 ・経営戦略検討委員会開催 　令和８年度の経営戦略改定に向け、令和７年度から令和８年度にかけて開催。	歳出合計		8,125
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	8,125

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・料金未納対策の実施 ・未利用地の有効活用 ・料金外収入の確保 ・経営戦略の進捗管理 ・経営戦略改定 　令和７年度に引き続き、経営戦略検討委員会開催、パブリックコメント手続を経て改定。 ・水道料金等審議会開催 　改定した経営戦略に基づき、令和１０年度水道料金・下水道使用料見直しのための審議会を令和８年度から令和９年度にかけて開催。	歳出合計		4,426
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	4,426

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・料金未納対策の実施 ・未利用地の有効活用 ・料金外収入の確保 ・経営戦略の進捗管理 ・水道料金等審議会開催 　令和８年度に引き続き、水道料金・下水道使用料見直しのための審議会開催、パブリックコメント手続を経て、条例改正発議。	歳出合計		973
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	973

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・料金未納対策の実施 ・未利用地の有効活用 ・料金外収入の確保 ・経営戦略の進捗管理 ・水道料金、下水道使用料改定実施	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・料金未納対策の実施 ・未利用地の有効活用 ・料金外収入の確保 ・経営戦略の進捗管理	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	3
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	3
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			46
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	水道料金等の未納対策は、負担の公平性の観点からも水道事業・下水道事業運営の重要な要素であり、今後もより効率的・効果的な事業の実施に務め、事務の効率化を考えながら行う。その他の収入については、安定した事業運営のために収入の確保を努めたい。 水道事業・下水道事業の安定経営を実現するための経営戦略の改定業務については、これまでの事業実績の検証、今後の計画、最新の社会情勢を反映した質の高い内容となるよう努めたい。
	副部局長（二次評価）	経年化した施設の更新や下水道普及のためには多大な費用が必要となり、料金等の改定は今後も必要な状況である。未納対策の実施による負担の公平性の確保や施設の有効活用による料金外収入の確保により、事業の原資となる水道料金等を負担頂く利用者の理解を得られるよう努めること。 経営戦略の検討委員会では、外部委員の皆さんに、見直しの内容が充実したものとなるよう闊達な協議をして頂いている。協議内容を反映させた実効性のある内容となるよう、改定準備を進めること。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 安定した事業運営のため、収入の確保を図り、引き続き効果的な事務内容と効率的な事務執行に努めること。 経営戦略の改定については、今後も事業が安定して継続していけるよう、最新の情報に基づいた質の高い内容とすると共に、検討委員会の協議内容を反映し、事業運営に対する市民の理解を得られる内容とすること。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	共同処理施設事業		1　新規
部局名	上下水道局	課名	下水道施設課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-5】安定した水道水の供給と下水処理の適正化
		目指す姿	【4-5】安全な水道水をいつでも安心して使用することができ、また、多くの家庭では下水が適切に処理されています。
		施策の展開方針	【4-5】方針２：効率的な下水処理の推進
			【4-5】方針２：効率的な下水処理の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１						
予算科目２						
予算科目３						
予算科目４						
予算科目５						
予算科目６						
予算科目７						
予算科目８						
関連する市長マニフェスト	4-6-2	8-7-1				

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		下水道区域の汚水管整備と下水道区域外の合併処理浄化槽の普及に伴い、増加する汚泥を適切に処理するため、施設を再整備、再構築することにより、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。また、汚水処理施設とし尿処理施設の統合を行い、汚泥処理に関する運営の効率化を図り、安定した共同処理を行う。
②事業の内容		・共同処理に向けた施設を整備する。 ・増加する汚泥を適切に処理するため、汚泥処理施設の再構築を行う。
③事業の対象者		市民、市内事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・合併処理浄化槽の普及による汚泥量の増加や設備の老朽化により、汚泥の一部を汚水処理場で処理している。 ・汚水処理場は、汚泥量の増加により、安定した汚水処理が出来なくなる懸念が発生している。また、汚泥処理施設は、耐震化を図る必要がある。 ・材料費や人件費の高騰による維持管理費の上昇や人材の確保の課題に対し、効率化を図る必要がある。
	課題の要因	・本市の令和６年度末の汚水処理人口普及率は７０．６%で群馬県内の市町村と比較して低い状況であり、汚水管の整備、合併浄化槽の普及を推進しているため。
	本市固有の事情	・本市の汚水処理人口普及率は、平成２２年度末（５８．３%）から令和６年度末（７０．６%）の１５年間で１２．３%増加している。
	市民等からの声	・市民アンケートの結果では、「適切な生活排水処理の推進」は「満足度」が平均値を示す一方「重要度」は平均値を超えており、汚水処理施設の整備が望まれている。

	既存事業の有無	し尿処理施設適正管理推進事業(環境部資源循環課)
	先進事例	前橋水質浄化センター更新事業(前橋市)
	要因の解消策	・増加する汚泥を適切に処理する施設になるよう検討し、再整備及び再構築に向け早急に取り組む。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	共同処理に向けた事業費について、社会資本整備総合交付金（国土交通省、補助率1/2、5.5/10）防災・安全交付金（国土交通省、補助率1/2、5.5/10）下水道防災事業補助金（国土交通省、補助率1/2、5.5/10）を活用。併せて下水道事業債を活用。
⑤事業実施により目指す成果		・公共下水道や合併処理浄化槽など地域に適した汚水処理施設の普及により、多くの家庭では下水が適切に処理され、公共用水域の水質保全や生活環境の向上が図られる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
汚泥処理施設の再整備及び再構築工事の完了施設数	施設	目標		－	0.0	0.0	0.0	0.0
		実績	0.0	－				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・年度ごとに工事完了した施設の実績を確認 ・基本設計完了後、全体事業費を算出し年度ごとに進捗を確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７		歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
		歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	・公共下水道にかかるし尿等共同化基本設計 （し尿処理施設適正管理推進事業と共同実施）	歳出合計		73,000
		財源内訳	国庫支出金	30,000
			県支出金	0
			地方債	30,000
			その他	6,500
			一般財源	6,500
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	・公共下水道にかかるし尿等共同化詳細設計 （し尿処理施設適正管理推進事業と共同実施）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	・公共下水道にかかるし尿等共同化工事 ・公共下水道にかかるし尿等共同化詳細設計 （し尿処理施設適正管理推進事業と共同実施）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	3
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			49
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	本事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の向上を図る重要な取り組みであり、関連する重点事業である「効率的な汚水処理推進事業」や「し尿処理施設適正管理推進事業」の実効性を高めるためにも事業を進める必要がある。
	副部局長（二次評価）	汚水処理場については、耐震性能を有してないため耐震化を図る必要がある。また、施設の経年劣化も始まっており、今後、更新や修繕する設備が増加することが予測されており、汚泥の安定処理、耐震化、設備の更新を併せて実施し、効率的に事業を進める必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 全国的に見ても本市の汚水処理人口普及率は低い状況にあることから、普及率向上に向け、本事業は必要である。また、生活排水を処理する汚泥処理施設を共同化することは、公共下水道事業のみならず、一般会計で実施しているし尿処理施設の運営の効率化を図ることは、市政全般の政策に寄与することが出来る。よって、本事業を重点的に実施する必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	公園施設長寿命化事業	２　拡充

部局名	都市計画部	課名	公園緑地課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-6】心安らぐ住環境の整備
		目指す姿	【4-6】国籍や世代、年収等の様々な事情を背景としたライフスタイルやライフステージに応じて、市民が適切な住まいを選び、住み続けられるまちになっています。
		施策の展開方針	【4-6】方針１：豊かな公園環境の維持・整備
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	8-4-5-3-0公園施設長寿命化事業
予算科目２	8-4-5-1-0公園維持管理事業
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	4-5-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		公園施設の重点的且つ効率的な維持管理や更新投資を行っていくため、長寿命化計画に基づく維持管理及び更新を的確に実施し、安全性や機能を確保しつつ、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
②事業の内容		公園施設の価値や重要性を検証し、予防保全型管理と事後保全型管理に区分し、計画的な維持管理を行います。
③事業の対象者		市民、市内事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	公園施設の計画的な維持管理により、地域の快適で安心・安全な住環境の形成が求められている。
	課題の要因	整備後長期間が経過し、公園施設及び遊具が老朽化しているため。
	本市固有の事情	整備後の供用年数が26年以上経過している公園が約65%を占めており、その内多数を旧市が占めている状況である。
	市民等からの声	老朽化した公園施設等を安全に使用できるように施設の利用形態及び地域の実情に合わせた改修計画等を行ってほしい。

	既存事業の有無	社会資本整備総合交付金
	先進事例	ストック最適化に係る取り組み（むつ市） 老朽化している屋外トイレ4箇所を解体し、新たなトイレ1箇所に集約した事例あり。 新設したトイレは、高齢者や障害者に配慮したユニバーサルデザインを採用している。
	要因の解消策	公園施設の価値・重要性について、公園の立地（住宅地、中心市街地、観光地など）や周辺自然環境、住民人口、世代構成などを踏まえ、将来の利用の見込みを勘案しつつ整理し、施設の機能ごとに目標とすべき管理水準を設定し、それを踏まえて、管理する公園施設のストック状況を的確に把握しながら計画的な修繕や改修等を実施する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	社会資本整備総合交付金（補助率1/2）
⑤事業実施により目指す成果		予防保全的な維持管理を実施していくことにより、公園施設の延命化、ライフサイクルコストの縮減及び維持管理費の平準化を実現することで、維持管理費の削減を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
公園施設の修繕・更新数	件	目標		7.0	2.0	7.0	5.0	6.0
		実績		7.0				
遊具の修繕・更新数	基	目標		58.0	60.0	50.0	50.0	50.0
		実績	67.0	55.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	公園施設の健全度調査及び遊具の定期点検等により、対象施設の見直しを行うとともに、年度末に実績数の確認。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	○公園施設長寿命化事業 事業費 修繕料［公園施設修繕］赤堀せせらぎ公園外［個］［単］ ［公園遊具修繕］赤堀せせらぎ公園外［個］［単］ 委託料［設計委託］　赤堀せせらぎ公園外［個］［単］ 工事費［公園施設更新］赤堀せせらぎ公園外［個］［国］	歳出合計		126,128
		財源内訳	国庫支出金	38,000
			県支出金	0
			地方債	34,200
			その他	0
			一般財源	53,928

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	○公園施設長寿命化事業 事業費 修繕料［公園遊具修繕］赤堀せせらぎ公園外［個］［単］ 委託料［設計委託］　赤堀せせらぎ公園外［個］［単］ 工事費［公園施設更新］赤堀せせらぎ公園外［個］［国］	歳出合計		152,378
		財源内訳	国庫支出金	55,900
			県支出金	0
			地方債	50,300
			その他	0
			一般財源	46,178

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	○公園維持管理事業 事業費 【拡充】（仮称）伊勢崎市公園施設等維持管理計画策定業務委託［個］［単］ 【拡充】公園施設電子化業務委託［個］［単］ ○公園施設長寿命化事業 事業費 修繕料［公園遊具修繕］華蔵寺公園外　［個］［単］	歳出合計		911,329
		財源内訳	国庫支出金	49,500
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	861,829

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	○公園維持管理事業 事業費 【拡充】公園施設電子化業務委託［個］［単］ ※公園施設長寿命化計画の内容を電子化 ○公園施設長寿命化事業 事業費 修繕料［公園施設修繕］華蔵寺公園外　［個］［単］ ［公園遊具修繕］グリーンパーク外　［個］［単］ 委託料［設計委託］　子供のもり公園外　［個］［単］ ［健全度調査］　華蔵寺公園外　［個］［単］	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	○公園維持管理事業 事業費 【拡充】公園施設電子化業務委託［個］［単］ ※公園施設長寿命化計画の見直し内容を電子化 １）伊勢崎市公園施設長寿命化計画における健全度調査結果を反映 ２）伊勢崎市公園施設長寿命化計画の見直し結果を反映 ○公園施設長寿命化事業 事業費 修繕料［公園施設修繕］華蔵寺公園外　［個］［単］ ［公園遊具修繕］高田公園外　［個］［単］ 委託料［設計委託］　子供のもり公園外　［個］［単］ 工事費［公園施設改修］子供のもり公園外　［個］［国］	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

1－2　事業の概要（拡充部分）

タイトル		（仮称）伊勢崎市公園施設等維持管理計画策定事業　／　公園台帳電子化事業
①事業拡充の背景・必要性	現状と課題	○（仮称）伊勢崎市公園施設等維持管理計画策定事業 公園施設の老朽化や樹木の高木化などにより、維持管理費が膨大となっている。 ○公園台帳電子化事業 市民からの問い合わせや窓口対応などの行政サービスについては、各案件ごとに紙媒体で出力していることや、公園施設等の点検記録や修繕履歴等を各々で管理していることから、確認をするのに時間を要している。
	課題の要因	○（仮称）伊勢崎市公園施設等維持管理計画策定業務 公園施設等の全体計画がないことにより、健全度に応じた対策など計画的に対策を講じてない現状であることから、維持管理費が年々、増加傾向にある。 ○公園台帳電子化事業 行政サービスの低下、維持管理費の増加傾向にある。
	要因の解消策	○（仮称）伊勢崎市公園施設等維持管理計画策定事業 維持管理計画を策定し計画的な予算処置を講じる必要がある。 ○公園台帳電子化事業 １）市民からの問い合わせや窓口対応などに迅速に対応するため公園台帳を電子化。 ２）園施設等の点検記録や修繕履歴等を一元化。
②事業実施により目指す成果		○（仮称）伊勢崎市公園施設等維持管理計画策定事業 公園施設等の維持管理計画を策定することで、健全度に応じた対策など計画的に予算処置を行うことができ、維持管理費の削減に繋がる。 ○公園台帳電子化事業 公園台帳を電子化することで、市民からの問い合わせや窓口対応など行政サービス向上が図れるとともに、公園施設等の点検記録や修繕履歴等の一元化をすることで、効率化が図れることによりコスト削減が図れる。
③指標の見直し内容	施策の展開方針の成果指標	
	重点事業の目標（KPI）	

2－2　事業実施の具体的方法・手段（拡充部分）

Ｒ９	実施内容
	○（仮称）伊勢崎市公園施設等維持管理計画策定事業 ・（仮称）伊勢崎市公園施設等維持管理計画策定業務委託の発注 ○ 公園台帳電子化事業 ・ 公園施設電子化業務委託の発注 ※公園台帳を基に施設図面及び樹木図面の電子化
	財源（拡充部分）
	○（仮称）伊勢崎市公園施設等維持管理計画策定事業：一般財源 ○ 公園台帳電子化事業　：一般財源
Ｒ１０	実施内容
	○ 公園台帳電子化事業 ・ 公園施設電子化業務委託の発注 ※伊勢崎市公園施設長寿命化計画の内容を電子化
	財源（拡充部分）
	○ 公園台帳電子化事業　：一般財源
Ｒ１１	実施内容
	○ 公園台帳電子化事業 ・ 公園施設電子化業務委託の発注 ※伊勢崎市公園施設長寿命化計画を電子化 １）伊勢崎市公園施設長寿命化計画における健全度調査結果を反映 ２）伊勢崎市公園施設長寿命化計画の見直し結果を反映
	財源（拡充部分）
	○ 公園台帳電子化事業　：一般財源

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			57
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	公園施設の老朽化が進む中で、必要な整備とバランスを図りつつ既存ストックの所要の機能を維持するとともに、計画的に適切な維持補修・更新に努めてください。
	副部局長（二次評価）	多くの市民が利用する公園施設をDX化による事務処理等の改善を行い、定期的な点検と計画的な更新、管理によるライフサイクルコストの縮減や維持管理費の平準化を図りながら、市民が安心安全に利用できるよう努めてください。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 単に平準化された事業の更新ではなく、個性ある多様な公園整備に努めてください。 ユニバーサル遊具やバリアフリー化の充実、新たな時代に向けた公園のDX化を活用し、利用する市民のサービス向上、施設維持管理の質的向上、効率化を実現することで公園を利用する全ての市民に満足していただける取り組みに努めてください。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	要検討 事業の実施時期や実施方法等を再検討した上で実施の可否を判断
コメント	【（仮称）伊勢崎市公園施設等維持管理計画策定事業】要検討 【公園台帳電子化事業】要検討 ・事業実施による効果や職員の負担軽減、コスト等について検討した上で、導入の必要性について再検討。

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	公園整備事業	３　継続

部局名	都市計画部	課名	公園緑地課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-6】心安らぐ住環境の整備
		目指す姿	【4-6】国籍や世代、年収等の様々な事情を背景としたライフスタイルやライフステージに応じて、市民が適切な住まいを選び、住み続けられるまちになっています。
		施策の展開方針	【4-6】方針１：豊かな公園環境の維持・整備
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	8-4-5-3-0公園整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	4-5-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市民に、自然とふれあいによる憩いの場、スポーツ・レクリエーションによる健康増進の場、災害時の避難場所等を創出することにより、地域の快適で安心・安全な住環境の形成を図ります。
②事業の内容		地域住民の意見などを伺いながら設計委託、造成工事、施設工事と段階的に整備を進めます。
③事業の対象者		市民、市内事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	近年の社会情勢や多様化するライフスタイルなど市民ニーズの変化や地域の特性に対応した新たな公園の整備により、地域の快適で安心・安全な住環境の形成が求められている。
	課題の要因	子供から高齢者まで様々な年代や高齢者、障害者など多様な利用者のニーズを満たすための公園の整備が必要となり、異なるニーズへの調整や対応が難しいため。
	本市固有の事情	・現在事業中の土地区画整理事業や地区計画で新たな公園整備が計画されている。 ・都市計画区域のうち非線引き区域（旧赤堀町、旧東村）では、公園数が少ない。
	市民等からの声	現在計画されている公園について、地元から早期公園整備に関して要望が寄せられている。

	既存事業の有無	・社会資本整備総合交付金 ・都市構造再編集中支援事業費補助金
	先進事例	・ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり（一般社団法人日本公園緑地協会：事例）
	要因の解消策	市民に末永く愛される公園となるよう、ワークショップ等の開催により幅広く市民の意見を傾聴し公園整備計画に反映しながら、住環境が良くなるように早期公園整備を実施する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	社会資本総合交付金・都市構造再編集中支援事業費補助金の活用について、公園整備計画の進捗により検討を進めていく。
⑤事業実施により目指す成果		自然とふれあいによる憩いの場や災害時の避難場所等を創出することにより、快適で安心安全な住環境の形成を図ります。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
現在計画されている公園の施設整備率（累計）	%	目標		13.9	61.9	79.1	100.0	100.0
		実績	5.0	13.9				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年度末に総事業費に対する当該年度の実績額に基づき整備率を確認。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	事業費 （仮称）天神沼公園　　工事費	歳出合計		21,194
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	45
			一般財源	21,149

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	事業費 （仮称）田中１号公園　工事費 　　用地費 （仮称）天神沼公園　工事費 ドッグランの社会実験　工事費 　　委託費	歳出合計		192,832
		財源内訳	国庫支出金	64,100
			県支出金	0
			地方債	57,600
			その他	175
			一般財源	70,957

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	事業費 （仮称）田中１号公園　工事費 　　委託費 田部井天神沼公園　工事費 　　委託費 華蔵寺公園北駐車場　用地費	歳出合計		347,121
		財源内訳	国庫支出金	137,500
			県支出金	0
			地方債	123,750
			その他	176
			一般財源	85,695

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	事業費 田部井天神沼公園　　工事費 　　委託費	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			54
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	ワークショップ等により市民から意見を伺い、市民の多様なニーズや特性に対応した公園施設の整備に努めてください。	
	副部局長（二次評価）	柔軟な公園利用や、地域の多世代交流が促進される場の創出に努めてください。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		新たな公園整備にあたっては、市民の意見を聴きながら、市全体の公園整備計画を見据えて、財源、期間などを検討し、計画的に整備を進めてください。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	長期優良住宅の普及・促進事業	３　継続
部局名	都市計画部	課名	建築指導課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-6】心安らぐ住環境の整備
		目指す姿	【4-6】国籍や世代、年収等の様々な事情を背景としたライフスタイルやライフステージに応じて、市民が適切な住まいを選び、住み続けられるまちになっています。
		施策の展開方針	【4-6】方針２：長期優良住宅の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		住宅の長寿命化を図るための措置を講じた「長期優良住宅」が普及し、優良な住宅建築が促進することで、長期にわたって使用が可能な良質な住宅ストックを形成し、環境負荷の低減や住宅取得負担の軽減を図る。
②事業の内容		・長期にわたり住み続けられる質の高い住宅の建築や良好な住宅を安心して取得できるよう長期優良住宅の認定制度や優遇措置について広く周知・ＰＲの実施 ・認定申請手続き簡略化に向けた電子申請システムの導入
③事業の対象者		市民、建築事業者等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・高度経済成長期以前に建てられた住宅が建て替え時期を迎えている。 ・これまで住宅は壊して造る考え方が主流であった。 ・限りある資源を有効に活用する考え方が求められている。 ・地震などの災害や地球温暖化に対応した質の高い住宅が求められている。
	課題の要因	・住宅の老朽化の進行 ・住宅を壊して造ることに起因する環境負荷の増加と資源の消費 ・住宅性能の不足による居住環境の悪化とライフサイクルコストの増加
	本市固有の事情	平野部に位置することから平坦で広い土地を手に入れやすく、一戸建ての住宅を購入する世帯が多い。
	市民等からの声	大地震に耐えられる耐震性能や省エネルギー性能の高い住宅に住みたいが、購入価格は抑えたい。

	既存事業の有無	・子育てグリーン住宅支援事業（国）（R7年度まで） ・長期優良住宅化リフォーム推進事業（国）（R7年度まで） ・みらいエコ住宅２０２６事業（国）（R8年度～）
	先進事例	・扶桑町長期優良住宅等定住促進補助金（愛知県丹羽郡扶桑町）
	要因の解消策	長期優良住宅の認定制度や優遇措置について広く周知・ＰＲを行い、制度の普及を促すことで長期優良住宅の建築を促進する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	無
⑤事業実施により目指す成果		将来に向けて市民生活の基盤となる良質な住宅の建築により、長期にわたり良好な状態で使用されることで市民生活の向上や環境への負荷の低減を目指す。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
無料住宅相談会の参加人数	人	目標		25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
		実績	24.0	36.0				
長期優良住宅認定電子申請件数	件	目標		5.0	10.0	15.0	20.0	25.0
		実績		14.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・年間の実績数の確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・市役所本庁舎や各支所等での長期優良住宅認定制度や優遇措置についてのパンフレットの設置配布 ・市ホームページでの長期優良住宅認定制度や優遇措置についての掲載 ・無料住宅相談会での長期優良住宅認定制度や優遇措置についてのＰＲ ・長期優良住宅認定についての電子申請の開始（297千円）	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・市役所本庁舎や各支所等での長期優良住宅認定制度や優遇措置についてのパンフレットの設置配布 ・市ホームページでの長期優良住宅認定制度や優遇措置についての掲載 ・無料住宅相談会での長期優良住宅認定制度や優遇措置についてのＰＲ ・長期優良住宅認定についての電子申請の継続（429千円）	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・市役所本庁舎や各支所等での長期優良住宅認定制度や優遇措置についてのパンフレットの設置配布 ・市ホームページでの長期優良住宅認定制度や優遇措置についての掲載 ・無料住宅相談会での長期優良住宅認定制度や優遇措置についてのＰＲ ・長期優良住宅認定についての電子申請の継続	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・市役所本庁舎や各支所等での長期優良住宅認定制度や優遇措置についてのパンフレットの設置配布 ・市ホームページでの長期優良住宅認定制度や優遇措置についての掲載 ・無料住宅相談会での長期優良住宅認定制度や優遇措置についてのＰＲ ・長期優良住宅認定についての電子申請の継続	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・市役所本庁舎や各支所等での長期優良住宅認定制度や優遇措置についてのパンフレットの設置配布 ・市ホームページでの長期優良住宅認定制度や優遇措置についての掲載 ・無料住宅相談会での長期優良住宅認定制度や優遇措置についてのＰＲ ・長期優良住宅認定についての電子申請の継続	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			48
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	引き続き、より効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、継続的に実施すべき事業である。	
	副部局長（二次評価）	市民が安心して良質な住宅を取得できる環境を維持することで、本事業の意義を一層深めながら引き続き継続して取り組む必要がある。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		今後は、ＤＸ活用による業務効率化を推進し、安定的な運営体制の構築を図ることで継続して事業を実施する必要がある。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	公営住宅管理事業	３　継続
部局名	建設部	課名	住宅課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-6】心安らぐ住環境の整備
		目指す姿	【4-6】国籍や世代、年収等の様々な事情を背景としたライフスタイルやライフステージに応じて、市民が適切な住まいを選び、住み続けられるまちになっています。
		施策の展開方針	【4-6】方針３：住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅セーフティーネット機能の整備
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	8-5-1-1-0公営住宅管理事業
予算科目２	8-5-1-1-0公営住宅共用施設等管理事業
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で良好な市営住宅を提供するために、市営住宅の適正な維持管理を図ります。
②事業の内容		市営住宅の効率的な修繕を実施するとともに、耐用年数を経過した住宅については、入居者の状況などにより建物の解体工事を進めます。また、特定目的別分散入居を実施することにより、住宅に困窮している市民への的確な住宅の供給を進めます。
③事業の対象者		市民　市営住宅入居者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	市営住宅の多くは老朽化により給排水設備や付帯施設の修繕要望が多く寄せられている。また、住宅敷地内の植栽剪定や除草等の実施について対応が追い付かず、苦情が寄せられることが多い。
	課題の要因	予算上、募集住戸の整備にかかる費用を考慮すると入居中の住戸にかかる費用には余裕がない。また、限られた職員数では窓口等業務に忙殺され現場対応の時間を確保することが困難である。
	本市固有の事情	１、公共下水道の区域外にある市営住宅では合併浄化槽が老朽化し、住宅設備の改修更新にかかる費用の増大が予測される。２、市営住宅敷地内の緑地帯や樹木を適正に管理するため、緑地面積や樹木の数量を減らすことを含め検討する必要がある。
	市民等からの声	市営住宅地内の駐輪場や緑地などを適切に管理して、環境の改善を図ってほしい。

	既存事業の有無	
	先進事例	
	要因の解消策	予算及び人員の確保
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	社会資本整備総合交付金　地方債　住宅使用料
⑤事業実施により目指す成果		市営住宅の適正管理により、住環境の良好な住宅を提供する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
修繕件数	件	目標		500.0	500.0	500.0	500.0	500.0
		実績	４１５	492.0				
募集戸数	戸	目標		150.0	150.0	150.0	150.0	150.0
		実績	９４	115.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年度ごとの実績件数の確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・市営太田住宅改修工事 ・市営境百々第１住宅改修工事 ・市営三光住宅解体工事 ・建築基準法第１２条定期点検 ・募集住戸等修繕	歳出合計		222,305
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	9,100
			その他	213,205
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・市営太田住宅改修工事 ・市営安堀住宅解体工事 ・照明設備LED交換工事 ・募集住戸等修繕 ・市営境木島住宅屋根外改修工事設計業務委託	歳出合計		287,519
		財源内訳	国庫支出金	33,208
			県支出金	0
			地方債	57,300
			その他	197,011
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・市営太田住宅改修工事 ・市営安堀住宅解体工事 ・照明設備LED交換工事 ・募集住戸等修繕 ・市営境下武士住宅外２住宅屋根外改修工事設計業務委託 ・伊勢崎市住生活基本計画改定業務委託	歳出合計		362,243
		財源内訳	国庫支出金	43,980
			県支出金	0
			地方債	56,200
			その他	262,063
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・市営住宅改修工事 ・照明設備LED交換工事 ・建築基準法第１２条定期点検 ・募集住戸等修繕	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・市営住宅改修工事 ・市営住宅解体工事（釈迦堂住宅） ・照明設備LED交換工事 ・募集住戸等修繕 ・浄化槽更新工事（波志江住宅）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			50
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	今後予想される市営住宅の老朽化や少子高齢化等に伴う入居者の変化を踏まえて、必要な改修や集約化・用途廃止を検討するなど、適正かつ効率的な住宅の供給に努める。	
	副部局長（二次評価）	入居者の生活に支障をきたさないよう、不良箇所については迅速な修繕を行う。また、住棟の老朽程度や適正住戸数を把握するとともに、近年の応募状況を分析して、適切な維持管理に努める。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		住宅に困窮する市民のセーフティネットとしての役割を維持するため、効率的な修繕や解体による集約化・用途廃止などを適宜実施し、管理運営の適正化に努める。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	公営住宅ストック改善事業	３　継続

部局名	建設部	課名	建築課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【４】　まちづくり政策
		重点施策	【4-6】心安らぐ住環境の整備
		目指す姿	【4-6】国籍や世代、年収等の様々な事情を背景としたライフスタイルやライフステージに応じて、市民が適切な住まいを選び、住み続けられるまちになっています。
		施策の展開方針	【4-6】方針３：住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住宅セーフティーネット機能の整備
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	8-5-2-1-0公営住宅ストック改善事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市営住宅の老朽化対策や少子高齢化などに対応した住戸改善等を行うため、既存の市営住宅を改修します。
②事業の内容		段差解消や洗面所、トイレ、風呂場などの水回り、給排水設備などの改修を行います。また、屋根・屋上や外壁の改修を行います。
③事業の対象者		市民（住宅確保要配慮者）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	借家に住む高齢単身者・高齢夫婦世帯が増加しているほか、外国人や障害者も増加しています。そのため、住宅確保要配慮者が世帯の状況に応じたサポートを受けながら暮らせる住環境の整備が求められています。
	課題の要因	住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者の推移をみると、高齢世帯、外国人及び障害者が増加しています。このほかに子育て世代を含めた多様な世帯が安心して暮らせる住宅の整備が必要です。
	本市固有の事情	外国人の在留資格を見ると、県平均に比べて永住者・定住者等の占める割合が大きい状況です。また、少子高齢化により高齢化率は今後さらに上昇する見通しです。
	市民等からの声	特になし

	既存事業の有無	特になし
	先進事例	特になし
	要因の解消策	公営住宅等長寿命化計画に基づき、建物の適切な維持管理及び長寿命化を図り、既存住宅ストックの有効活用を図るとともに、住戸改善等により、子育て世代や高齢者世帯など、多様な世帯が安心して暮らせる住宅の整備が必要です。そのために老朽化した市営住宅の改修、修繕などを計画的に行い、維持管理を行います。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・社会資本整備総合交付金（補助率1/2） ・公営住宅ストック改善事業債
⑤事業実施により目指す成果		国籍や世代、年収等の様々な事情を背景としたライフスタイルやライフステージに応じて、市民が適切な住まいを選び、住み続けられるまちを目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
住戸改善戸数	戸	目標		5.0	8.0	6.0		
		実績	4.0	3.0				
屋根・屋上防水改善棟数	棟	目標		1.0	1.0	3.0	3.0	3.0
		実績		2.0				
外壁改善棟数	棟	目標		2.0	3.0	3.0	4.0	4.0
		実績	2.0	2.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・年間の住戸、屋根・屋上、外壁改善した戸数及び棟数と計画した戸数及び棟数の確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	市営住宅の老朽化対策や少子高齢化などに対応した住戸改善を行うため、既存の市営住宅を改修します。段差解消や洗面所、トイレ、風呂場などの水回り、給排水設備などの改修を行います。また、屋根・屋上や外壁の改修を行います。 ・住戸改善工事　【豊城北住宅59-1】 5戸 ・屋上防水改善工事【豊城北住宅59-1】 1棟 ・外壁改善工事　【茂呂島住宅6-2-M】1棟 【豊城北住宅59-1】 1棟	歳出合計		285,543
		財源内訳	国庫支出金	127,200
			県支出金	0
			地方債	155,000
			その他	0
			一般財源	3,343

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	市営住宅の老朽化対策や少子高齢化などに対応した住戸改善を行うため、既存の市営住宅を改修します。段差解消や洗面所、トイレ、風呂場などの水回り、給排水設備などの改修を行います。また、屋根・屋上や外壁の改修を行います。 ・住戸改善工事　【波志江住宅56-1】 5戸 ・屋上防水改善工事【波志江住宅56-1】 1棟 ・外壁改善工事　【茂呂島住宅6-1-N】1棟 【茂呂島住宅7-2-O】1棟 【波志江住宅56-1】 1棟	歳出合計		373,792
		財源内訳	国庫支出金	129,405
			県支出金	0
			地方債	240,700
			その他	0
			一般財源	3,687

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	市営住宅の老朽化対策や少子高齢化などに対応した住戸改善を行うため、既存の市営住宅を改修します。段差解消や洗面所、トイレ、風呂場などの水回り、給排水設備などの改修を行います。また、屋根・屋上や外壁の改修を行います。 ・住戸改善工事　【山王住宅52-1-B】 6戸 ・屋上防水改善工事【山王住宅52-1-B】 1棟 ・屋根防水改善工事【境木島住宅A】　1棟 【境木島住宅B】　1棟 ・外壁改善工事　【茂呂島住宅7-1-P】1棟 【境木島住宅A】　1棟 【境木島住宅B】　1棟	歳出合計		383,161
		財源内訳	国庫支出金	161,310
			県支出金	0
			地方債	218,200
			その他	0
			一般財源	3,651

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	市営住宅の老朽化対策に対応した、既存の市営住宅を改修します。屋根・屋上や外壁の改修を行います。 ・屋根防水改善工事【境下武士住宅】　1棟 【境百々第2住宅】　1棟 ・屋上防水改善工事【ｉタワー花の森住宅】1棟 ・外壁改善工事　【茂呂島住宅7-2-Q】 1棟 【境下武士住宅】　1棟 【境百々第2住宅】　1棟 【ｉタワー花の森住宅】1棟	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	市営住宅の老朽化対策に対応した、既存の市営住宅を改修します。屋根・屋上や外壁の改修を行います。 ・屋根防水改善工事【羽黒住宅10-A】　1棟 【羽黒住宅10-B】　1棟 【平和住宅】　1棟 ・外壁改善工事　【茂呂島住宅8-R】 1棟 【羽黒住宅10-A】　1棟 【羽黒住宅10-B】　1棟 【平和住宅】　1棟	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	3
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	3
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			50
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	伊勢崎市公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的な改修を行うことは、既存ストックを有効に活用し長寿命化を図ると共に、入居者の安全と利便性を実現させるためにも必要であり、今後も継続して実施していく必要がある。	
	副部局長（二次評価）	既存公営住宅を有効に活用し長く使用していくため、また、今後の社会情勢の変化や要求に細かく対応していく必要があることから、今後も継続的に実施すべき事業である。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		既存ストックを有効かつ効率的に活用できるよう、事業を継続すること。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

安心安全政策

1人ひとりが日頃から安全を意識し、安心して暮らせるまち

5-1　災害に強いまちづくりの推進

5-2　防犯力の向上と消費者保護の推進

5-3　交通安全対策の推進

5-4　消防・救急体制の充実と強化

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	地域防災事業		３　継続
部局名	総務部	課名	安心安全課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-1】災害に強いまちづくりの推進
		目指す姿	【5-1】都市基盤の災害に対する備えや、地域における防災体制などが強化され、災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまちになっています。
		施策の展開方針	【5-1】方針１：総合的な危機管理体制の充実
			【5-1】方針２：自助・共助による地域防災力の強化並びに要配慮者への支援体制の充実
			【5-1】方針３：災害時の情報伝達発信ツールの整備普及
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防災力の向上

予算科目１	2-1-15-2-0地域防災事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	3-1-1	3-1-2	3-1-3	3-1-4		

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市民の生命、財産を守るため、防災情報の収集を行うほか、住民に対して適切な情報を迅速かつ正確に伝達する体制を充実します。 また、自主防災組織訓練を各地区において実施するとともに、ゲーム感覚の災害図上訓練を行い、地域における防災意識の高揚と災害対応力を向上させ、災害に強いコミュニティを形成します。
②事業の内容		・関係機関や民間気象予報会社から防災情報を収集するとともに、初動体制の強化を図り、いせさき情報メール、ホームページ、ＳＮＳ、テレビ、ラジオなどの媒体を活用し情報を発信します。 ・総合防災マップを改定し、毎戸配布を行い住民の防災意識の普及啓発に努めます。 ・各地区において自主防災組織訓練を行います。 ・ＤＩＧ・ＨＵＧによる図上訓練を行うことにより、地域の防災リーダーの育成に努めます。
③事業の対象者		市民、各行政区
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・同報系防災行政無線の撤去により市民への災害時の情報伝達手段を検討する必要がある。 ・いせさき情報メールの登録者数が市民全体の１割程度にとどまっている。（令和６年６月現在登録者数17,754人） ・地区防災計画策定数の伸び悩み（策定数：令和6年度現在170行政区中2行政区）
	課題の要因	・情報伝達設備の老朽化 ・情報伝達手段の多様化 ・いせさき情報メールの周知不足 ・高齢者など情報弱者の増加 ・各行政区における地区防災意識の希薄化
	本市固有の事情	・海や山がないため津波や土砂災害がない。 ・過去に大きな災害に遭っていないため防災意識が希薄となっている。
	市民等からの声	・スマートフォン等を持たない高齢者等に対して、どのように情報伝達するのか。 ・住民への防災意識の向上に取り組んでほしい。

	既存事業の有無	特になし
	先進事例	特になし
	要因の解消策	・より多くの人に災害情報を伝達するため、いせさき情報メールの登録者を増やすとともに新たな情報伝達ツールを開発する。 ・地区防災計画策定に係るマニュアルの整備と先進事例の紹介を行うとともに、防災士を活用した取り組みを進める。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	特になし
⑤事業実施により目指す成果		・いせさき情報メールの登録者を増やし、新たな情報伝達ツールを開発することにより、災害時の情報をより多くの人が受信することにより、より安全な避難等が可能となる。 ・各行政区において地区防災計画が策定され地域全体で取り組むことにより、市全体の防災計画がより具体化され、災害時の人的被害が低減される。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
いせさき情報メール配信数	件	目標		1,350.0	－	－	－	－
		実績	1,347件	1,409.0	－	－	－	－
いせさき情報メール配信数(防災情報)	件	目標		－	600.0	600.0	600.0	600.0
		実績	405件	－				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・いせさき情報メールの配信数の確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・総合防災マップの拡充 ・いせさき情報メールの充実 ・FacebookやTwitterなどSNSの有効活用 ・新たな情報伝達方法の研究、実施 ・自主防災組織による防災訓練の開催 ・DIG・HUGなど図上訓練の開催 ・出前講座による啓発	歳出合計		104,731
		財源内訳	国庫支出金	12,489
			県支出金	0
			地方債	26,900
			その他	2,001
			一般財源	63,341

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・総合防災マップの更新 ・いせさき情報メールの充実 ・防災アプリの運用 ・FacebookやTwitterなどSNSの有効活用 ・新たな情報伝達方法の研究、実施 ・自主防災組織による防災訓練の開催 ・DIG・HUGなど図上訓練の開催 ・出前講座による啓発 ・防災倉庫の更新 ・防災倉庫に電動熱圧着式簡易トイレを配備	歳出合計		78,959
		財源内訳	国庫支出金	3,025
			県支出金	0
			地方債	3,300
			その他	2,001
			一般財源	70,633

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・総合防災マップの更新 ・いせさき情報メールの充実 ・防災アプリの運用 ・FacebookやTwitterなどSNSの有効活用 ・新たな情報伝達方法の研究、実施 ・自主防災組織による防災訓練の開催 ・DIG・HUGなど図上訓練の開催 ・出前講座による啓発 ・防災倉庫の更新	歳出合計		78,959
		財源内訳	国庫支出金	3,025
			県支出金	0
			地方債	3,300
			その他	2,001
			一般財源	70,633

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・総合防災マップの更新 ・いせさき情報メールの充実 ・防災アプリの運用 ・FacebookやTwitterなどSNSの有効活用 ・新たな情報伝達方法の研究、実施 ・自主防災組織による防災訓練の開催 ・DIG・HUGなど図上訓練の開催 ・出前講座による啓発 ・防災倉庫の更新	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・総合防災マップの更新 ・いせさき情報メールの充実 ・防災アプリの運用 ・FacebookやTwitterなどSNSの有効活用 ・新たな情報伝達方法の研究、実施 ・自主防災組織による防災訓練の開催 ・DIG・HUGなど図上訓練の開催 ・出前講座による啓発 ・防災倉庫の更新	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			52
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	平時から適切な情報発信が行えるよう伝達マニュアルの整備及び訓練を行い、情報弱者への伝達手段については、日々進歩する情報通信環境を踏まえて研究を進めたい。	
	副部局長（二次評価）	災害図上訓練やマイタイムライン作成講習会などを開催するとともに、行政区等からの依頼に応じて市職員による出前講座を実施し、地域の防災意識の向上と実践的な対応力の強化に努めたい。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		防災士に地元地区の防災活動への参画を促すことで、地区防災マップの作成を促進し、住民の防災意識向上と地域防災力の底上げを図り、強固な地域防災体制の構築に努めたい。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	災害時協力協定締結推進事業	３　継続
部局名	総務部	課名　安心安全課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-1】災害に強いまちづくりの推進
		目指す姿	【5-1】都市基盤の災害に対する備えや、地域における防災体制などが強化され、災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまちになっています。
		施策の展開方針	【5-1】方針１：総合的な危機管理体制の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防災力の向上

予算科目１	
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		様々な職種の企業や他の地方公共団体などと災害協定を締結することにより、災害時での物資等の調達や供給体制が図られる等、災害時の連携が強化される。
②事業の内容		・災害時協力協定の締結促進 ・物資の調達、供給体制の整備 ・他の自治体などとの連携強化
③事業の対象者		市民、市内事業者、地方公共団体等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	災害時に想定以上の避難者数に対して避難所や食糧、資機材の備蓄数が不足している。また企業や他自治体等と物資調達や各種支援等についての協力協定による連携により、迅速かつ的確な災害対応が必要とされている。
	課題の要因	・食料や資機材等の備蓄スペース及び指定避難所の不足 ・備蓄品の調達にかかる財政負担
	本市固有の事情	特になし
	市民等からの声	避難生活に必要な物資はどのくらい確保されているか。

	既存事業の有無	特に無し
	先進事例	特に無し
	要因の解消策	発災時に備え、企業等と災害時協力協定を締結することで、速やかな必要物資の調達や一時的な避難所を確保するとともに、事前の備蓄にかかるコスト等が抑えられる。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	無し
⑤事業実施により目指す成果		災害時協力に向けた企業団体等との協力協定を締結し連携を図ることにより、避難所の確保や必要物資の調達・供給など、迅速かつ的確な災害対策を実施することを目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
企業等との災害時協定締結数（累計）	件	目標		84.0	86.0	88.0	90.0	92.0
		実績	80.0	94.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	協定締結実績

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・企業団体等との災害時協力協定の締結促進 ・物資の調達、供給体制の整備 ・他の自治体との災害時支援連携強化	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・企業団体等との災害時協力協定の締結促進 ・物資の調達、供給体制の整備 ・他の自治体との災害時支援連携強化	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・企業団体等との災害時協力協定の締結促進 ・物資の調達、供給体制の整備 ・他の自治体との災害時支援連携強化	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・企業団体等との災害時協力協定の締結促進 ・物資の調達、供給体制の整備 ・他の自治体との災害時支援連携強化	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・企業団体等との災害時協力協定の締結促進 ・物資の調達、供給体制の整備 ・他の自治体との災害時支援連携強化	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	発災時に需要が見込まれるあらゆる部門・分野について市内外の企業等と協力関係を構築することで災害対応力の強化を図りたい。	
	副部局長（二次評価）	災害協定により不足備蓄品の確保と備蓄品の管理運用体制の整備を図る。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		災害時に備え、企業や他自治体等と協力協定を締結し、災害対応の強化を継続する。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	治水対策事業		２　拡充
部局名	建設部	課名	治水課（建設）

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-1】災害に強いまちづくりの推進
		目指す姿	【5-1】都市基盤の災害に対する備えや、地域における防災体制などが強化され、災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまちになっています。
		施策の展開方針	【5-1】方針１：総合的な危機管理体制の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防災力の向上

予算科目１	8-3-1-2-0治水対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		河川や水路等の整備を進めるとともに、台風等による災害に備え、市民の安心・安全な生活環境の保全を図ります。
②事業の内容		・水路、防護柵等の改修整備・水路の浚渫 ・災害対策の業務委託契約 ・雨水貯留施設等の設置による道路冠水対策 ・準用河川の整備【拡充】
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・水路や防護柵等の修繕、改修箇所が多い（R5年度　修繕82件　改修41件） ・大雨の影響で道路冠水が発生するエリアがある ・大雨の影響で河川護岸が崩落した箇所がある
	課題の要因	・水路や防護柵の老朽化 ・想定雨量を超える局地的豪雨、台風の発生
	本市固有の事情	なし
	市民等からの声	沿線住民や企業から道路冠水の改善を要望されており、市議会においても一般質問等で質疑が行われている。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	利根川・江戸川流域治水プロジェクト：利根川上流流域治水協議会（本市構成員） ・準用河川改修・水路改修事業（群馬県館林市・大泉町） ・雨水貯留管渠整備事業（埼玉県行田市）
	要因の解消策	日常点検を徹底し、損傷等がある場合は速やかに改修を行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	緊急自然災害防止対策事業債 社会資本整備総合交付金（R10年度～）
⑤事業実施により目指す成果		都市基盤の災害に対する備えや、地域における防災体制などが強化され、災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまちになっています。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
普通河川外改修工事延長	m	目標		750.0	300.0	300.0	300.0	300.0
		実績	363.0	755.1				
雨水貯留施設の貯留量	㎥	目標		2,300.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		実績	0.0	2,349.3				
準用河川赤沼川整備事業の進捗率	%	目標		0.0	0.0	1.0	4.0	17.0
		実績	0.0	0.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・雨水貯留施設 水路等に水位計を設置し、雨水貯留施設設置前後の溢水量、溢水時間の検証を行う

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・浚渫業務委託、災害対策業務委託 ・普通河川外改修工事 ・雨水貯留施設設置工事	歳出合計		558,032
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	508,500
			その他	1,815
			一般財源	47,717

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・浚渫業務委託、災害対策業務委託 ・普通河川外改修工事 ・治水対策設計業務委託 ・治水対策工事	歳出合計		156,220
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	46,000
			その他	1,836
			一般財源	108,384

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・浚渫業務委託、災害対策業務委託 ・普通河川外改修工事 ・準用河川設計業務委託【拡充】 ・治水対策設計業務委託	歳出合計		168,000
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	25,000
			その他	1,800
			一般財源	141,200

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・浚渫業務委託、災害対策業務委託 ・普通河川外改修工事 ・準用河川設計業務委託【拡充】 ・治水対策設計業務委託 ・治水対策工事	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・浚渫業務委託、災害対策業務委託 ・普通河川外改修工事 ・準用河川改修工事【拡充】 ・治水対策設計業務委託 ・治水対策工事	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

1－2　事業の概要（拡充部分）

タイトル		準用河川赤沼川整備事業	
①事業拡充の背景・必要性	現状と課題	・全長1,359mのうち上流部607mが平成21年度までに完成しているが、下流部752mは未整備のままである ・令和7年度には、雨水幹線の接続箇所において護岸の一部が崩落し、応急的な工事を行っている ・伊勢崎市都市計画マスタープランにおいて沿線の一部が土地利用検討地（産業系）となっている	
	課題の要因	・近年、大雨等の気象状況の変化により、河川への流入量が増加している ・茂呂第一土地区画整理事業の進捗に伴い、接続されている雨水幹線の流量が増加している ・将来の土地利用によっては、さらに河川流量の増加が見込まれる	
	要因の解消策	計画流量に対応した河川整備を行う	
②事業実施により目指す成果		都市基盤の災害に対する備えや、地域における防災体制などが強化され、災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまちになっています。	
③指標の見直し内容		施策の展開方針の成果指標	
		重点事業の目標（KPI）	災害による影響を最小化するため、「準用河川赤沼川整備事業の進捗率」を追加し、計画的に整備を行う。

２－２　事業実施の具体的方法・手段（拡充部分）

Ｒ９	実施内容
	・基本設計業務委託
	財源（拡充部分）
	単独費
Ｒ１０	実施内容
	・詳細設計業務委託
	財源（拡充部分）
	社会資本整備総合交付金（補助率1/3）
Ｒ１１	実施内容
	・用地買収 ・河川整備工事
	財源（拡充部分）
	社会資本整備総合交付金（補助率1/3）

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			60
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	水害への備えを図る上で、ハード面の対策を行う治水対策事業は非常に重要な事業である。このため、経常的な水路、防護柵等の改修整備や、水路の浚渫、災害対策業務委託等に加えて、冠水解消を図るための雨水貯留施設の設置や排水路の整備を進めることにより、災害に強いまちづくりを推進する必要がある。
	副部局長（二次評価）	気候変動に伴う水害対策を進めることは非常に重要であり、本市内での冠水箇所の改善を求める要望も寄せられている。こうした状況の中で、本市は国や県との情報共有や連携を図りつつ冠水対策を含めた治水対策事業を推進することで、災害に強いまちづくりを実現する必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 全国的に流域治水の重要性が高まる中で、本市は治水課を新設して治水対策を積極的に推進している。また、気候変動による降雨の激甚化・頻発化への対応が求められる中、国や県をはじめとする関係機関と連携を図り、地域の治水安全度の向上に取り組んでいる。今後も継続的な連携を図り、計画通り治水対策事業を進めることが適当である。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	・基本設計の中で、必要な流量や工事の線形等を十分に検討すること。

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	建築指導運営事業	２　拡充

部局名	都市計画部	課名	建築指導課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-1】災害に強いまちづくりの推進
		目指す姿	【5-1】都市基盤の災害に対する備えや、地域における防災体制などが強化され、災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまちになっています。
		施策の展開方針	【5-1】方針１：総合的な危機管理体制の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防災力の向上

予算科目１	8-1-2-1-0建築指導運営事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		住宅の耐震化を促進するための支援を行うことで、地震発生時の安全性の確保・向上を図り市民の生命及び財産を守る。
②事業の内容		・昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者を対象とした耐震診断の支援 ・昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者を対象とした耐震改修に対する補助金の交付 ・無料住宅相談会等による耐震に関する意識啓発
③事業の対象者		市民等（昭和５６年以前に建てられた木造住宅の所有者）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	耐震基準に関する建築基準法改正（昭和５６年６月）以前に建てられた住宅が多数存在しており、耐震診断及び耐震改修により地震発生時の被害を低減させるため、耐震化を促進する必要がある。
	課題の要因	・近年、県内において大規模地震が発生していないことにより耐震被害に関する意識が上がらない。 ・対象となる住宅について、今後引き継ぐ者がいないことや耐震改修費用が高額なため、耐震改修が実施されない。
	本市固有の事情	令和５年の住宅の耐震化率は、群馬県全体では８９％であるが伊勢崎市もほぼ同様であり、県内では平均的な状況である。
	市民等からの声	耐震改修費用が高額で工事を実施できない。

	既存事業の有無	・木造住宅耐震診断士派遣事業 ・木造住宅耐震改修補助事業 ・耐震シェルター等設置補助事業
	先進事例	県内他市町村においてもおおむね同様の事業を実施しており、耐震改修に対する補助限度額についても伊勢崎市と同額程度としてる市町村が多い。
	要因の解消策	無料住宅相談会や広報、回覧板、ダイレクトメールの送付等により、耐震に関する意識を向上してもらうよう啓発活動を実施する。また、事業の在り方について住民ニーズ等を踏まえて検討する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	耐震診断士を派遣する委託料及び耐震改修、耐震シェルター設置補助金等について、社会資本整備総合交付金（補助率１／２）を活用
⑤事業実施により目指す成果		継続的に耐震診断及び耐震改修等に係る補助事業を実施し、住宅の耐震化率の更なる向上を図り、「災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまち」の実現を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
木造住宅耐震診断士派遣戸数	戸	目標		60.0	17.0	30.0	30.0	30.0
		実績	29.0	21.0				
木造住宅耐震改修補助戸数	戸	目標		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
		実績	2.0	1.0				
耐震シェルター設置補助戸数	戸	目標		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		実績	0.0	0.0				
木造住宅除却工事補助戸数	戸	目標		－	－	5.0	5.0	5.0
		実績		－	－			
ブロック塀等除却工事補助件数	件	目標		－	－	10.0	10.0	10.0
		実績		－	－			
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	毎年、住宅の耐震化率を確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・木造住宅耐震診断士の派遣 ・木造住宅耐震改修補助金の交付 ・耐震シェルター等設置補助金の交付 ・木造住宅耐震診断・改修の普及啓発 （DM送付・相談会実施）	歳出合計		188,827
		財源内訳	国庫支出金	87,405
			県支出金	1,430
			地方債	0
			その他	22,521
			一般財源	77,471

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・木造住宅耐震診断士の派遣 ・木造住宅耐震改修補助金の交付 ・耐震シェルター等設置補助金の交付 ・木造住宅耐震診断・改修の普及啓発 （DM送付・相談会実施）	歳出合計		45,414
		財源内訳	国庫支出金	4,098
			県支出金	1,617
			地方債	0
			その他	21,530
			一般財源	18,169

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・【拡充】木造住宅耐震診断士の派遣 ・木造住宅耐震改修補助金の交付 ・耐震シェルター等設置補助金の交付 ・木造住宅耐震診断・改修の普及啓発 （DM送付・相談会実施） ・【拡充】木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付 ・【拡充】ブロック塀等の除却に対する補助金の交付	歳出合計		51,698
		財源内訳	国庫支出金	6,616
			県支出金	3,112
			地方債	0
			その他	21,530
			一般財源	20,440

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・【拡充】木造住宅耐震診断士の派遣 ・木造住宅耐震改修補助金の交付 ・耐震シェルター等設置補助金の交付 ・木造住宅耐震診断・改修の普及啓発 （DM送付・相談会実施） ・【拡充】木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付 ・【拡充】ブロック塀等の除却に対する補助金の交付	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・【拡充】木造住宅耐震診断士の派遣 ・木造住宅耐震改修補助金の交付 ・耐震シェルター等設置補助金の交付 ・木造住宅耐震診断・改修の普及啓発 （DM送付・相談会実施） ・【拡充】木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付 ・【拡充】ブロック塀等の除却に対する補助金の交付	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

1－2　事業の概要（拡充部分）

タイトル		木造住宅除却・ブロック塀等除却補助金／耐震診断	
①事業拡充の背景・必要性	現状と課題	耐震診断事業を実施しているものの、耐震改修や耐震シェルター等の補助制度の利用は少数であり、地震発生時の安全性向上が十分に進んでいない。	
	課題の要因	建物所有者の高齢化や後継者不足により、住宅を長期間維持する意識が低い。 耐震改修に要する費用負担が大きい。 現行の支援事業では所有者の要望に十分に対応できていない。	
	要因の解消策	耐震診断促進に向けて予算拡充。 地震に対する安全性を確保・向上を図るため、建築物やブロック塀等の除却工事費の一部を支援。	
②事業実施により目指す成果		継続的に耐震診断及び耐震改修・除却等に係る補助事業を実施し、住宅の耐震化や危険箇所の解消を図り、「災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまち」の実現を目指す。	
③指標の見直し内容		施策の展開方針の成果指標	
		重点事業の目標（KPI）	

2-2　事業実施の具体的方法・手段（拡充部分）

Ｒ９	実施内容 （１）木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付 対象　　昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者 補助内容　木造住宅の倒壊による災害等を防止するため、耐震性が不足する住宅の除却工事費の一部を補助。 補助額　　23%、上限46万円 （２）ブロック塀等の除却に対する補助金の交付 対象　　ブロック塀等の除却 補助内容　ブロック塀の倒壊による災害等を防止するため、道路に面する危険なブロック塀の除却工事費の一部を補助。 補助額　　2/3、上限5万円 （３）木造住宅耐震診断士の派遣 対象　　昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者を対象とした耐震診断の支援の拡充。 支援内容　木造住宅の地震に対する安全性の確保、向上を図るため、住宅の耐震診断を行うための診断士の派遣。 派遣数　　30件 財源（拡充部分） ・木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付、ブロック塀等の除却に対する補助金の交付、木造住宅耐震診断士の派遣 社会資本整備総合交付金・群馬県木造住宅耐震改修等支援事業補助金
Ｒ１０	実施内容 （１）木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付 対象　　昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者 補助内容　木造住宅の倒壊による災害等を防止するため、耐震性が不足する住宅の除却工事費の一部を補助。 補助額　　23%、上限46万円 （２）ブロック塀等の除却に対する補助金の交付 対象　　ブロック塀等の除却 補助内容　ブロック塀の倒壊による災害等を防止するため、道路に面する危険なブロック塀の除却工事費の一部を補助。 補助額　　2/3、上限5万円 （３）木造住宅耐震診断士の派遣 対象　　昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者を対象とした耐震診断の支援の拡充。 支援内容　木造住宅の地震に対する安全性の確保、向上を図るため、住宅の耐震診断を行うための診断士の派遣。 派遣数　　30件 財源（拡充部分） ・木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付、ブロック塀等の除却に対する補助金の交付、木造住宅耐震診断士の派遣 社会資本整備総合交付金・群馬県木造住宅耐震改修等支援事業補助金
Ｒ１１	実施内容 （１）木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付 対象　　昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者 補助内容　木造住宅の倒壊による災害等を防止するため、耐震性が不足する住宅の除却工事費の一部を補助。 補助額　　23%、上限46万円 （２）ブロック塀等の除却に対する補助金の交付 対象　　ブロック塀等の除却 補助内容　ブロック塀の倒壊による災害等を防止するため、道路に面する危険なブロック塀の除却工事費の一部を補助。 補助額　　2/3、上限5万円 （３）木造住宅耐震診断士の派遣 対象　　昭和56年以前に建てられた木造住宅の所有者を対象とした耐震診断の支援の拡充。 支援内容　木造住宅の地震に対する安全性の確保、向上を図るため、住宅の耐震診断を行うための診断士の派遣。 派遣数　　30件 財源（拡充部分） ・木造住宅の所有者を対象とした除却に対する補助金の交付、ブロック塀等の除却に対する補助金の交付、木造住宅耐震診断士の派遣 社会資本整備総合交付金・群馬県木造住宅耐震改修等支援事業補助金

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			50
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	目標に達するまで継続する必要があり、耐震診断からの耐震改修への移行のほか、新たな補助事業拡充による制度利用の促進を図る必要がある。	
	副部局長（二次評価）	効果的・効率的な事業を目指しながら、継続的に推進していくことが重要である。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		事業実施の効果を検証し、効率的な事務執行のもと住宅の耐震化に継続して取り組む必要がある。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	【木造住宅の除却に対する補助金】実施可 ・住宅課の制度との連携・接合性、接客手順等を整理しておくこと。 ・制度の必要性や活用について周知・啓発に取り組むこと。 【ブロック塀等の除却に対する補助金】実施可 ・制度の必要性や活用について積極的に周知・啓発を行うこと。 ・通学路について教育委員会と連携しつつ、地震時の危険箇所の解消に向けてより積極的に取り組むこと。

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	要配慮者支援対策事業（安心安全課）	３　継続
部局名	総務部	課名　安心安全課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-1】災害に強いまちづくりの推進
		目指す姿	【5-1】都市基盤の災害に対する備えや、地域における防災体制などが強化され、災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまちになっています。
		施策の展開方針	【5-1】方針２：自助・共助による地域防災力の強化並びに要配慮者への支援体制の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防災力の向上

予算科目１	
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者などの要配慮者が、災害から身を守るため、避難行動要支援者避難支援プラン個別計画を作成し、地域で情報を共有することで日頃の見守りや災害時の避難支援に役立て、地域の防災体制の強化を図る。
②事業の内容		要配慮者に個別避難計画を作成してもらうことにより、避難行動要支援者情報として自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署、消防団及び警察署へ提供し、情報を共有化する。また、平時による見守りや災害時における避難の支援に役立てる。
③事業の対象者		市民、各行政区、民生・児童委員、消防、警察等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・対象者数は年々増加しているが、登録者数は減少している。 ・災害時の避難支援体制が確立されていない。
	課題の要因	・新規登録者の減少と名簿登録者の減少（死亡等による） ・避難行動要支援者支援制度の周知不足 ・避難行動要支援者名簿の活用方法の不明確化 ・福祉部局との連携不足
	本市固有の事情	過去に大きな災害がなかったため防災に対する意識が希薄である。
	市民等からの声	災害時の避難行動に支援が必要となる者の的確な把握と、その情報を地域に適切に提供することが求められている。

	既存事業の有無	該当なし
	先進事例	該当なし
	要因の解消策	日頃から地域ぐるみの支援が必要になることや災害に強い地域をづくりをしていくためには、自主防災組織の協力が必要である。また福祉部局と連携し、対象者の的確な把握により登録者数増加に向けて周知に取り組んでいく。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	該当なし
⑤事業実施により目指す成果		制度の周知を図るとともに、平時から自主防災組織等へ避難行動要支援者情報を提供し、支援を必要とする対象者が安全に避難することができる地域主体の避難支援及び災害に備えた協力体制づくりが行われることにより、地域の防災体制が強化される。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
避難支援プラン個別避難計画作成数	人	目標		1,800.0	1,200.0	1,200.0	1,200.0	1,200.0
		実績	1,761.0	1,191.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	四半期ごとに登録者数を確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・避難行動要支援者支援制度の周知 ・名簿の適正な更新、活用方法の確立 ・防災訓練での活用	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・避難行動要支援者支援制度の周知 ・名簿の適正な更新、活用方法の確立 ・防災訓練での活用	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・避難行動要支援者支援制度の周知 ・名簿の適正な更新、活用方法の確立 ・防災訓練での活用	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・避難行動要支援者支援制度の周知 ・名簿の適正な更新、活用方法の確立 ・防災訓練での活用	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・避難行動要支援者支援制度の周知 ・名簿の適正な更新、活用方法の確立 ・防災訓練での活用	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			54
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	制度の周知を図り、平時から自主防災組織等へ避難行動要支援者情報を提供し、支援を必要とする住民が安全に避難することができる地域を目指すため、避難支援及び災害に備えた住民の協力体制づくりに努めたい。	
	副部局長（二次評価）	各種訓練を通じて周知を図るなど、自主防災組織等と連携して制度の理解を浸透させる必要がある。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		更なる避難行動要支援者支援制度の周知を図るとともに、同制度に基づく地域での共助支援を円滑に進めるため、関係部局との緊密な連携のもとで取り組みを推進する必要がある。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	要配慮者支援対策事業（障害福祉課）	３　継続
部局名	福祉こども部	課名	障害福祉課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-1】災害に強いまちづくりの推進
		目指す姿	【5-1】都市基盤の災害に対する備えや、地域における防災体制などが強化され、災害による影響を最小化し、迅速に回復する強くてしなやかなまちになっています。
		施策の展開方針	【5-1】方針２：自助・共助による地域防災力の強化並びに要配慮者への支援体制の充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防災力の向上

予算科目１	3-1-2-4-0指定福祉避難所備品整備事業（障害者センター）
予算科目２	3-1-2-10-0指定福祉避難所備品整備事業（福祉作業所等）
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	3-1-3					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		社会福祉法人等と指定福祉避難所の協力協定の締結を推進し、災害時における要配慮者の支援の充実を図ります。
②事業の内容		・社会福祉法人等との指定福祉避難所の協力協定の締結 ・指定福祉避難所に配備する防災備品等の調達 ・指定福祉避難所の機能を維持するための施設の修繕等 ・指定福祉避難所の開設及び運営の訓練の実施
③事業の対象者		障害者（児）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	災害時に障害者が安心して避難することのできる場所を確保する。
	課題の要因	・障害の特性に応じた避難所の運営や防災用品等が必要となる。 ・障害の特性や障害者に対する地域住民の誤解や偏見、理解の不足などを要因とする障害者が暮らしにくさを感じる社会的障壁がある。
	本市固有の事情	無
	市民等からの声	・指定福祉避難所において、避難者が安心して過ごせるよう、福祉避難所としての機能の維持向上及び必要な防災用品や備品配備を計画的に進めてほしいという要望がある。 ・災害発生時に要配慮者が安心して避難できるよう、避難所における受け入れ体制や支援の充実を図ってほしいという要望がある。

既存事業の有無	無
先進事例	無
要因の解消策	障害の特性に応じた避難所を確保するため、社会福祉法人等の協力により、障害者が利用している施設を指定福祉避難所として指定し、避難所の運営に必要な防災備品等を配備するとともに、指定福祉避難所としての機能を維持するための施設整備を行う。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	令和７年度末に国の「地域防災整備型地域未来交付金」の活用決定を受け、令和８年度の事業において同交付金を活用し、指定福祉避難所への防災備品等の配備を実施。
⑤事業実施により目指す成果	要配慮者が安心して安全に避難することができる避難所を整備することにより、地域の防災体制が強化される。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
指定福祉避難所施設数（障害者）	施設	目標		28.0	30.0	32.0	34.0	36.0
		実績	1.0	37.0				
指定福祉避難所防災備品等整備率	%	目標		60.0	70.0	80.0	90.0	100.0
		実績		59.5				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	指定福祉避難所を運営する社会福祉法人等からのヒアリング

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・社会福祉法人等との指定福祉避難所の協力協定の締結 ・指定福祉避難所に配備する防災備品等の調達 ・指定福祉避難所の開設及び運営の訓練の実施	歳出合計		2,392
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	2,392

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・社会福祉法人等との指定福祉避難所の協力協定の締結 ・指定福祉避難所に配備する防災備品等の調達 ・指定福祉避難所の機能を維持するための施設の修繕等 ・指定福祉避難所の開設及び運営の訓練の実施	歳出合計		2,397
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	2,397

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・社会福祉法人等との指定福祉避難所の協力協定の締結 ・指定福祉避難所に配備する防災備品等の調達 ・指定福祉避難所の機能を維持するための施設の修繕等 ・指定福祉避難所の開設及び運営の訓練の実施	歳出合計		2,397
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	2,397

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・社会福祉法人等との指定福祉避難所の協力協定の締結 ・指定福祉避難所に配備する防災備品等の調達 ・指定福祉避難所の機能を維持するための施設の修繕等 ・指定福祉避難所の開設及び運営の訓練の実施	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・社会福祉法人等との指定福祉避難所の協力協定の締結 ・指定福祉避難所に配備する防災備品等の調達 ・指定福祉避難所の機能を維持するための施設の修繕等 ・指定福祉避難所の開設及び運営の訓練の実施	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	障害者が避難することとなる指定福祉避難所の適正な運営のためには、平時からの障害の特性に応じた避難所運営訓練の補助の実施や、各避難所の地理的特性を勘案した必要な防災用備品等の整備、機能を維持するための施設の修繕等を計画的に行っていかねばならない。令和８年度の交付金活用による配備を踏まえ、これらを継続していく必要がある。
	副部局長（二次評価）	指定福祉避難所の質の担保や確実な推進のためには、令和８年度の交付金活用による配備を踏まえ、管理運営する関係機関、団体等との連携を強化し、必要な防災用備品等の配備や整備を計画的に管理していく。財政負担の平準化に配慮しつつ、有事における避難体制の実効性を継続して高めていく必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 災害時要配慮者の安全確保に向けて、指定福祉避難所の基盤整備は着実に前進している。今後は持続的な運用の視点に立ち、危機管理等の防災部門や関係団体とのさらなる連携強化を図る。限られた財源の中で、施設の維持管理や必要な防災用備品の整備を計画的に進め、本事業を継続していく必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	防犯対策事業	３　継続

部局名	総務部	課名	安心安全課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-2】防犯力の向上と消費者保護の推進
		目指す姿	【5-2】市民の防犯意識の高揚や地域防犯力の向上により、犯罪被害に遭わない、犯罪を起こさせない環境が整備され、市民の正しい消費者知識が高まり、消費者トラブルが少ない、安全で安心して暮らせるまちになっています。
		施策の展開方針	【5-2】方針１：警察、防犯協会など関係機関と連携した犯罪防止策の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防犯体制の強化・交通安全対策の推進

予算科目１	2-1-15-1-0防犯対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	3-2-1	3-2-2				

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		安心して安全に暮らせるまちづくりを実現するため、地域の安全は地域で守るという理念のもと、防犯パトロールなど自主的な防犯活動の取組を推進し、地域の防犯力の向上を図る。
②事業の内容		・防犯灯、防犯カメラの設置及び維持管理 ・安心安全パトロール協議会や老人クラブなどによるパトロール活動、見守り活動 ・犯罪情報の迅速な提供（ＳＮＳやデジタルサイネージによる情報提供） ・市民への防犯意識の啓発（警察や防犯協会と連携したキャンペーン活動） ・防犯ステーションの維持管理
③事業の対象者		市民全体
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・青色防犯パトロール車によるパトロール活動や防犯灯、防犯カメラの設置など多角的な取組を進めているものの、依然として刑法犯認知件数が高い水準にあるため、防犯対策の充実が必要である。 ・子供や高齢者が犯罪に巻き込まれるリスクが高まっていることから、犯罪が発生しにくいまちづくりを目指し、関係機関や地域団体等と連携した防犯対策を推進することが必要である。
	課題の要因	・自転車盗や空き巣など身近に発生する犯罪が多い状況にあるため、市民、地域、警察及び行政が連携して犯罪抑止対策を進める必要がある。 ・少子高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化による地域の防犯機能の低下が懸念される。
	本市固有の事情	・特になし
	市民等からの声	・犯罪が複雑化、多様化しているため、警察や防犯団体等と連携して、防犯体制の強化を図ってほしい旨の要望がある。

	既存事業の有無	・特になし
	先進事例	・防犯カメラ設置事業（高崎市）※町内会の要望により公共の場所に防犯カメラを設置 ・家庭用防犯カメラ購入補助制度（桐生市）※市内在住 ・防犯カメラ設置事業補助金（渋川市）※自治会等及び市内事務所 ・防犯対策設備購入費補助制度（安中市）※市内在住
	要因の解消策	・市民の防犯意識の高揚と地域での防犯力の向上を図る。 ・子供に対する声掛け事案等が依然発生していることから、パトロール活動や見守り活動などによる防犯対策を継続する必要がある。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・無
⑤事業実施により目指す成果		・犯罪被害に遭わない、犯罪を起こさせない環境が整備され、誰もが安心して安全に住み続けられるまちを目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
防犯灯新規設置数	基	目標		400.0	400.0	400.0	400.0	400.0
		実績	351.0	425.0				
防犯カメラ新規設置数	基	目標		25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
		実績	15.0	25.0				
青色防犯パトロール車によるパトロール回数	回	目標		3,000.0	3,000.0	3,000.0	3,000.0	3,000.0
		実績	2,869.0	3,125.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・実績内容を分析し検証を行う

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・防犯灯、防犯カメラの設置及び維持管理 ・安心安全パトロール協議会や老人クラブなどによるパトロール活動、見守り活動 ・犯罪情報の迅速な提供（ＳＮＳやデジタルサイネージによる情報提供） ・市民への防犯意識の啓発（警察や防犯協会と連携したキャンペーン活動） ・防犯ステーションの維持管理	歳出合計		117,194
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	117,193

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・伊勢崎警察署との安心安全なまちづくりに関する協定の効果的な活用 ・防犯灯、防犯カメラの設置及び維持管理 ・安心安全パトロール協議会や老人クラブなどによるパトロール活動、見守り活動 ・犯罪情報の迅速な提供（ＳＮＳやデジタルサイネージによる情報提供） ・市民への防犯意識の啓発（警察や防犯協会と連携したキャンペーン活動） ・防犯ステーションの維持管理	歳出合計		123,587
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	123,586

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・伊勢崎警察署との安心安全なまちづくりに関する協定の効果的な活用 ・防犯灯、防犯カメラの設置及び維持管理 ・安心安全パトロール協議会や老人クラブなどによるパトロール活動、見守り活動 ・犯罪情報の迅速な提供（ＳＮＳやデジタルサイネージによる情報提供） ・市民への防犯意識の啓発（警察や防犯協会と連携したキャンペーン活動） ・防犯ステーションの維持管理	歳出合計		124,170
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	124,169

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・伊勢崎警察署との安心安全なまちづくりに関する協定の効果的な活用 ・防犯灯、防犯カメラの設置及び維持管理 ・安心安全パトロール協議会や老人クラブなどによるパトロール活動、見守り活動 ・犯罪情報の迅速な提供（ＳＮＳやデジタルサイネージによる情報提供） ・市民への防犯意識の啓発（警察や防犯協会と連携したキャンペーン活動） ・防犯ステーションの維持管理	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・伊勢崎警察署との安心安全なまちづくりに関する協定の効果的な活用 ・防犯灯、防犯カメラの設置及び維持管理 ・安心安全パトロール協議会や老人クラブなどによるパトロール活動、見守り活動 ・犯罪情報の迅速な提供（ＳＮＳやデジタルサイネージによる情報提供） ・市民への防犯意識の啓発（警察や防犯協会と連携したキャンペーン活動） ・防犯ステーションの維持管理	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			57
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	犯罪が複雑化・多様化する中において、犯罪が減少し市民が安全で安心して暮らせるよう、警察や市防犯協会等の関係団体との協働を緊密にし、地域の防犯体制の強化を着実に進めていくことが求められている。とりわけ、地域に根差した防犯ボランティアは、見守り活動を通じて地域の安全を支える存在であり、支援を継続していくことが重要である。
	副部局長（二次評価）	市民の自主的な防犯活動の推進を図る上で、地域の安全を支える防犯ボランティアの担い手は不可欠である。引き続き、市民、行政及び警察が連携し、各種防犯活動の取組みについて、今後も継続していく必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 「地域の安全は地域住民が主体的に守る」という意識を基本とし、刑法犯認知件数の減少に向け、防犯灯や防犯カメラの新規設置、防犯ボランティアへの支援や各種パトロールの実施など、犯罪を未然に防ぐための事業を市民、行政及び警察の連携により着実に推進されたい。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	消費生活センター事業		３　継続
部局名	産業経済部	課名	商工労働課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-2】防犯力の向上と消費者保護の推進
		目指す姿	【5-2】市民の防犯意識の高揚や地域防犯力の向上により、犯罪被害に遭わない、犯罪を起こさせない環境が整備され、市民の正しい消費者知識が高まり、消費者トラブルが少ない、安全で安心して暮らせるまちになっています。
		施策の展開方針	【5-2】方針２：消費者教育の充実と消費生活の安定と向上
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防犯体制の強化・交通安全対策の推進

予算科目１	7-1-1-2-0消費生活センター事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		消費に関する意識啓発や学習機会を充実させることで、正しい知識を持った消費者の育成と自立を促し、製品の安全に関する立入検査を行うことで消費者被害の未然防止に努める。また、被害回復や助言のための相談体制を充実させることで消費者被害の減少を図る。
②事業の内容		・消費生活相談の受付。 ・啓発事業の実施。 ・出前講座等消費者教育の実施。 ・製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査。
③事業の対象者		住民、事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・成年年齢引き下げに伴い、青少年への消費者教育が必要（20歳以下の相談件数は増加傾向）である。 ・60歳以上相談者の割合が40%以上を占め、高齢者に積極的な被害防止等の注意喚起を行う必要がある。 ・新しい悪質商法の手法が増えている（ＳＮＳを使った投資詐欺等）ことで相談内容が多様化している。 ・様々な新製品により生活に便利さや快適さがもたらされる一方、欠陥や不良による事故が懸念される。
	課題の要因	・経験の浅い青少年や判断力の乏しい高齢者への消費者教育が不足している。 ・消費者への周知が不足（センターの相談業務、悪質商法の事例、対処法等）している。 ・気軽に相談できる環境や見守りが不足している。 ・法改正や新手の手法への知識が不足している。 ・販売事業者の製品安全への認識が不足している。
	本市固有の事情	・特定の事業者が高齢者への訪問販売を頻繁に行っている（勧誘エリアになっている）。
	市民等からの声	・消費者トラブルの複雑化、多様化により被害の未然防止には世代別の消費者教育が必要である。 ・どのような相談事例があるのか教えてほしいという要望がある。

	既存事業の有無	職員による出前講座、外部講師による出前授業、消費者行政講座、サポーター養成講座を行っている。また、イベントによる周知、教育機関への資料配布、啓発物品・資料の作成と配布、啓発動画の配信を行うとともに、研修への積極的な参加、ＨＰやメール・ＳＮＳを利用した周知を行っている。
	先進事例	・ＬＩＮＥを使用した相談対応（消費者庁）。 ・ＷＥＢ会議システムを使用した相談対応（川越市等）。
	要因の解消策	・青少年や高齢者への出前講座を利用した消費者教育の促進と、教育機関と連携した消費者教育を推進する。 ・イベントや情報発信による周知啓発を強化する。 ・関係機関と協力してセンターの案内と見守りを強化する。 ・法改正や新しい手法に対応できるよう研修へ参加する。 ・立入検査による違法製品のチェックと販売事業者への指導を行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	消費者行政強化補助金（群馬県、補助率10/10、一部については1/2）を活用している。
⑤事業実施により目指す成果		・消費者教育の推進や周知啓発の強化をすることで、合理的意思決定のできる自立した消費者を育成し、消費者被害の未然防止を図る。 ・相談体制を充実させ、迅速かつ的確な相談対応をすることで、消費者被害の減少を図る。 ・製品の安全に関する立入検査を実施することで、消費生活の安定と向上を目指す。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
消費生活相談件数	件	目標		1,400.0	1,400.0	1,400.0	1,400.0	1,400.0
		実績	1,459.0	1,447.0				
講座・講演会等開催数	回	目標		25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
		実績	22.0	16.0				
イベント来場者数	人	目標		600.0	600.0	600.0	600.0	600.0
		実績	586.0	447.0				
製品安全４法等立入検査店舗数	店舗	目標		27.0	27.0	27.0	27.0	27.0
		実績	27.0	29.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・相談処理結果の集計 ・アンケートの実施

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・ライフステージに応じた出前講座（講師：消費生活相談員）の実施。 ・教育機関と連携した消費者教育の実施（外部講師の出前授業、子ども教室等）。 ・啓発事業の実施（年2回のイベント）。 ・自立した消費者育成のための講座の実施（消費者行政講座、消費者教育落語、サポーター養成講座等）。 ・啓発物品や消費者教育資料の作成・配布。 ・関係機関や関係団体と協力した見守り体制の整備。 ・ＨＰやメールなど各種媒体を活用した情報発信。 ・相談体制強化のための研修参加。 ・製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査。	歳出合計		6,440
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	4,236
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	2,204
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	・ライフステージに応じた出前講座（講師：消費生活相談員）の実施。 ・教育機関と連携した消費者教育の実施（外部講師の出前授業、子ども教室等）。 ・啓発事業の実施（年2回のイベント）。 ・自立した消費者育成のための講座の実施（消費者行政講座、消費者教育落語、サポーター養成講座等）。 ・啓発物品や消費者教育資料の作成・配布。 ・関係機関や関係団体と協力した見守り体制の整備。 ・ＨＰやメールなど各種媒体を活用した情報発信。 ・相談体制強化のための研修参加。 ・製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査。	歳出合計		5,953
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	4,037
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,916
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	・ライフステージに応じた出前講座（講師：消費生活相談員）の実施。 ・教育機関と連携した消費者教育の実施（外部講師の出前授業、子ども教室等）。 ・啓発事業の実施（年2回のイベント）。 ・自立した消費者育成のための講座の実施（消費者行政講座、消費者教育落語、サポーター養成講座等）。 ・啓発物品や消費者教育資料の作成・配布。 ・関係機関や関係団体と協力した見守り体制の整備。 ・ＨＰやメールなど各種媒体を活用した情報発信。 ・相談体制強化のための研修参加。 ・製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査。	歳出合計		5,953
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	4,037
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,916
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	・ライフステージに応じた出前講座（講師：消費生活相談員）の実施。 ・教育機関と連携した消費者教育の実施（外部講師の出前授業、子ども教室等）。 ・啓発事業の実施（年2回のイベント）。 ・自立した消費者育成のための講座の実施（消費者行政講座、消費者教育落語、サポーター養成講座等）。 ・啓発物品や消費者教育資料の作成・配布。 ・関係機関や関係団体と協力した見守り体制の整備。 ・ＨＰやメールなど各種媒体を活用した情報発信。 ・相談体制強化のための研修参加。 ・製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	・ライフステージに応じた出前講座（講師：消費生活相談員）の実施。 ・教育機関と連携した消費者教育の実施（外部講師の出前授業、子ども教室等）。 ・啓発事業の実施（年2回のイベント）。 ・自立した消費者育成のための講座の実施（消費者行政講座、消費者教育落語、サポーター養成講座等）。 ・啓発物品や消費者教育資料の作成・配布。 ・関係機関や関係団体と協力した見守り体制の整備。 ・ＨＰやメールなど各種媒体を活用した情報発信。 ・相談体制強化のための研修参加。 ・製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	3
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			46
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	消費者が被害にあわないよう、特に社会的に弱い立場にある青少年や高齢者の被害を防止するため啓発を強化する必要があります。誰もが被害にあう可能性がある社会において、消費者被害の未然防止と損害救済に対応するため、相談体制を充実させるとともに相談員の実務技能の維持・向上が必要です。
	副部局長（二次評価）	住民一人一人が自立した消費者になる必要があるため、消費者教育・啓発活動を継続して消費生活サポーターの育成に力を入れ、地域における消費者被害を減少させます。引き続き注意喚起、情報提供を行っていくことで消費者と事業者の情報格差をなくしていく必要があります。また多様化する消費者トラブルに対応するため相談員の実務技能の向上も必要となっています。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 消費者被害は複雑化・多様化しており、被害を未然に防ぐため注意喚起を行っていくことが必要です。住民の誰もが被害にあう可能性があるため、連携を強化して消費者教育及び啓発事業を推進する必要があります。また迅速・的確な相談対応を行う体制を強化・維持し、消費者トラブルに対応するため相談員の実務技能を維持・向上させていく必要があります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	計量事業	３　継続

部局名	産業経済部	課名	商工労働課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-2】防犯力の向上と消費者保護の推進
		目指す姿	【5-2】市民の防犯意識の高揚や地域防犯力の向上により、犯罪被害に遭わない、犯罪を起こさせない環境が整備され、市民の正しい消費者知識が高まり、消費者トラブルが少ない、安全で安心して暮らせるまちになっています。
		施策の展開方針	【5-2】方針２：消費者教育の充実と消費生活の安定と向上
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防犯体制の強化・交通安全対策の推進

予算科目１	7-1-7-1-0計量事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		消費者が適正に商品・サービスを選択できる取引環境を確保するため、計量器検査等を行い、消費者の利益の保護していく。
②事業の内容		・特定計量器定期検査を実施する。 ・立入検査を実施する（計量法に基づく立入検査）。 ・適正計量の啓発を行う。
③事業の対象者		住民、計量器を使用する事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・特定計量器定期検査の未受検による未検査計量器の使用がある（令和5年1件、令和4年6件、令和3年3件）。 ・立入検査時に量目不足や期限切れ器物の使用等、違反事業者が一定数存在する。 ・消費者及び事業者が適正な計量業務を理解していない。
	課題の要因	・特定計量器定期検査の存在を知らない（法律を知らない）。 ・検査対象者への周知（計量器の使用期限、商品量目の不足範囲等）。 ・計量器を使用する事業者の法律の知識不足。計量業務の重要性の認識の甘さ。 ・検査対象と範囲の限界（職員と知識不足）。
	本市固有の事情	・本市は県から計量業務を権限委譲されている。また、計量業務は群馬県計量協会に委託しており、定期検査含め多くの業務を協会が行っている。そのため、市は職員数も少なく計量業務に時間を割けないため協会に多くの業務を任せっきりになっている。
	市民等からの声	特になし

	既存事業の有無	特定計量器定期検査、燃料油メーター・ＬＰＧメーター立入検査、商品量目立入検査を行うとともに、イベントでの計量業務の周知を行っている。
	先進事例	・未受検事業者への立ち入り調査（県） ・ＷＥＢ会議システムを使ったオンラインでの立入検査（国）
	要因の解消策	・委託先である群馬県計量協会と協力し、未受検事業者へ調査を行う。 ・検査対象者への周知を強化する（ＨＰ、広報、対象者への通知）。 ・違反事業者への指導を徹底する。 ・県や計量協会と協力し、イベント等で計量業務の周知をより一層行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	なし
⑤事業実施により目指す成果		・適正な計量業務が行われることで消費者の利益が保護される。 ・周知啓発を行うことで消費者側は計量に対する意識が高くなり、事業者は適正な計量業務への意識が高くなることで消費生活の安定と向上に繋がる。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
計量器定期検査受検戸数（所在持込追加含む）	戸	目標		110.0	140.0	110.0	140.0	110.0
		実績	113.0	116.0				
商品量目立入検査検査個数	個	目標		180.0	180.0	180.0	180.0	180.0
		実績	180.0	180.0				
燃料油メーター立入検査個数	個	目標		40.0	40.0	40.0	40.0	40.0
		実績	34.0	42.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・立入検査結果、事業者への聞き取り ・委託先からの実績報告

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・特定計量器定期検査の実施（北、南（今泉町二丁目を除く）、宮郷、名和、豊受地区）。 ・商品量目立入検査の実施（年2回）。 ・石油ガス（ＬＰＧ）メーター立入検査の実施（北、南地区）。 ・燃料油メーター立入検査の実施（台帳で期限切れ器物全て）。 ・啓発イベントで群馬県計量検定所と協力し啓発活動の実施。	歳出合計		2,414
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	2,414

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・特定計量器定期検査の実施（北、南（今泉町二丁目を除く）、宮郷、名和、豊受地区）。 ・商品量目立入検査の実施（年2回）。 ・石油ガス（ＬＰＧ）メーター立入検査の実施（北、南地区）。 ・燃料油メーター立入検査の実施（台帳で期限切れ器物全て）。 ・啓発イベントで群馬県計量検定所と協力し啓発活動の実施。	歳出合計		2,488
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	2,488

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・特定計量器定期検査の実施（北、南（今泉町二丁目を除く）、宮郷、名和、豊受地区）。 ・商品量目立入検査の実施（年2回）。 ・石油ガス（ＬＰＧ）メーター立入検査の実施（北、南地区）。 ・燃料油メーター立入検査の実施（台帳で期限切れ器物全て）。 ・啓発イベントで群馬県計量検定所と協力し啓発活動の実施。	歳出合計		2,488
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	2,488

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・特定計量器定期検査の実施（北、南（今泉町二丁目を除く）、宮郷、名和、豊受地区）。 ・商品量目立入検査の実施（年2回）。 ・石油ガス（ＬＰＧ）メーター立入検査の実施（北、南地区）。 ・燃料油メーター立入検査の実施（台帳で期限切れ器物全て）。 ・啓発イベントで群馬県計量検定所と協力し啓発活動の実施。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・特定計量器定期検査の実施（北、南（今泉町二丁目を除く）、宮郷、名和、豊受地区）。 ・商品量目立入検査の実施（年2回）。 ・石油ガス（ＬＰＧ）メーター立入検査の実施（北、南地区）。 ・燃料油メーター立入検査の実施（台帳で期限切れ器物全て）。 ・啓発イベントで群馬県計量検定所と協力し啓発活動の実施。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	3
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	3
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	3
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			42
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	消費者と事業者の取引の公正を確保し、消費者の利益を守るためには、取引や証明に使用する計量器の精度を維持することが不可欠であります。適切な品質情報が提供されることや、製品安全法4法に基づく表示の確認により、消費者への被害の発生を防止すること重要であり、今後とも事業を推進していく必要があります。
	副部局長（二次評価）	本市における消費生活の安定と向上のため、特定計量器の定期検査や市内店舗への立入検査等を実施して、消費者が適正に商品やサービスを選択できる取引環境を確保することは必要な事業であります。取引や証明の公正を確保して住民の利益・権利を守るためには計量器の精度を維持することが不可欠であり、今後とも推進が必要な事業であります。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 各種立入検査を実施することにより計量器の精度を維持することは、取引の公正を確保するために不可欠であります。消費者の利益を守るとともに、消費生活の安定を確保するため、また住民の利益を守るため、法に基づいて事業を推進していく必要があり、今後とも事業を継続していく必要があります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	交通安全啓発事業		3　継続
部局名	都市計画部	課名	交通政策課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-3】交通安全対策の推進
		目指す姿	【5-3】道路の安全が維持され、１人ひとりが交通マナーを守り、交通事故が減り、市民が安全に暮らせています。
		施策の展開方針	【5-3】方針１：交通安全意識の向上
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防犯体制の強化・交通安全対策の推進

予算科目１	2-1-11-1-0交通安全啓発事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		・交通安全意識の高揚と普及により交通事故を防止するため、交通安全に関する普及啓発活動の推進に努める。
②事業の内容		子どもや高齢者などを対象とした交通安全教室を開催するとともに、各季交通安全運動などによる啓発活動の実施や交通指導員による登校時の街頭指導などを実施します。
③事業の対象者		市民等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、高齢者の関係する事故の割合は増加傾向である。 交通安全に対する意識の向上が求められている。
	課題の要因	運転者や歩行者等の交通マナーの低下や安全意識の欠如が挙げられる。
	本市固有の事情	道路環境の利便性が向上し、車両の往来が増えたことや走行速度が上がっていることが交通事故発生の要因の一つとなっている。
	市民等からの声	保育園や幼稚園からは、小学校通学に備えた歩行訓練について定期的に実施してほしいという声があります。 市民からは、出前講座等、高齢者向けの交通講話を開催してほしいという声があります。 市民からは、交通ルールや交通法規の改正等について情報発信をしてほしいという声があります。

既存事業の有無	・各季の交通安全運動の実施、市の広報紙やホームページによる情報発信 ・交通安全教室の開催 ・キラキラ運動の実施 ・民間企業との連携協定に基づく外国人住民等に対する周知啓発
先進事例	高齢ドライバー向け安全運転チェックシート（前橋市） 交通グリーンカードプロジェクト（太田市） 群馬県と一般財団法人トヨタ・モビリティ基金との自転車交通事故削減に向けた連携協定締結（群馬県）
要因の解消策	警察や関係機関と連携し、街頭啓発や情報発信を行い、交通安全を訴えます。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	無
⑤事業実施により目指す成果	・交通安全教室や出前講座を受講することで、様々な世代の市民の交通安全意識を高め、自ら事故にあわないよう行動する。 ・街頭啓発、市の広報紙やホームページによる情報発信により、市民の交通ルール遵守励行を図る。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
交通安全意識が向上した市民の割合	%	目標		98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
		実績	96.0	96.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	交通安全教室受講後のアンケート収集 交通事故発生件数増減の把握

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・交通安全教室の開催 ・各季交通安全運動の実施 ・交通指導員等の街頭指導実施 ・キラキラ運動の実施	歳出合計		40,339
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	37
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	40,302

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・交通安全教室の開催 ・各季交通安全運動の実施 ・交通指導員等の街頭指導実施 ・キラキラ運動の実施 ・第１２次交通安全計画の策定	歳出合計		35,767
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	37
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	35,730

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・交通安全教室の開催 ・各季交通安全運動の実施 ・交通指導員等の街頭指導実施 ・キラキラ運動の実施 ・市の広報紙やホームページ等による情報発信、周知啓発 ・医師会、歯科医師会等との連携による高齢者等への周知啓発 ・いせさき広報協力店事業の活用による周知啓発 ・民間企業との連携協定に基づく外国籍住民等に対する周知啓発 ・市内公立高等学校との連携による高校生に対する周知啓発	歳出合計		34,860
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	37
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	34,823

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・交通安全教室の開催 ・各季交通安全運動の実施 ・交通指導員等の街頭指導実施 ・キラキラ運動の実施 ・市の広報紙やホームページ等による情報発信、周知啓発 ・医師会、歯科医師会等との連携による高齢者等への周知啓発 ・いせさき広報協力店事業の活用による周知啓発 ・民間企業との連携協定に基づく外国籍住民等に対する周知啓発 ・市内公立高等学校との連携による高校生に対する周知啓発	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・交通安全教室の開催 ・各季交通安全運動の実施 ・交通指導員等の街頭指導実施 ・キラキラ運動の実施 ・市の広報紙やホームページ等による情報発信、周知啓発 ・医師会、歯科医師会等との連携による高齢者等への周知啓発 ・いせさき広報協力店事業の活用による周知啓発 ・民間企業との連携協定に基づく外国籍住民等に対する周知啓発 ・市内公立高等学校との連携による高校生に対する周知啓発	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			52
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	幼児から高齢者までそれぞれの世代に合わせて交通安全教室等の交通安全啓発を実施することで、交通事故の未然防止につながることから、今後も交通安全意識の向上と交通事故の削減に向けて本事業を継続的に実施していく必要がある。
	副部局長（二次評価）	交通事故の減少を図るため、継続的な啓発活動等により、市民の交通ルールやマナーなど交通安全意識の向上に取り組むとともに、庁内ワーキングチームでの協議をはじめ、警察、交通安全協会、民間企業等との連携強化により効果的な事業実施を図っていく必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 交通事故に遭遇する割合が比較的高いとされる高校生の自転車利用者や高齢者に対する啓発活動を重点的に実施するとともに、民間企業との協定を活用した外国籍住民への啓発と併せて効率的かつ効果的な事業の実施を通じて安心安全な交通環境を実現していく必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	交通安全施設整備事業		3　継続
部局名	建設部	課名	道路管理課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-3】交通安全対策の推進
		目指す姿	【5-3】道路の安全が維持され、１人ひとりが交通マナーを守り、交通事故が減り、市民が安全に暮らせています。
		施策の展開方針	【5-3】方針２：道路の危険個所の解消
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防犯体制の強化・交通安全対策の推進

予算科目１	8-2-1-2-0交通安全施設整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	4-4-3					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		交通環境の安全確保と道路における危険防止及び交通事故防止のための交通安全施設の整備を推進します。
②事業の内容		・道路反射鏡、道路区画線、視線誘導標などの交通安全施設を整備します。
③事業の対象者		全市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・道路の危険個所が見受けられる。
	課題の要因	・土地利用の変化に伴い生活環境や交通環境にも影響がある。
	本市固有の事情	・幹線道路などが整備され県内外への交通の利便性が良い。 ・自動車の保有台数も増加している。
	市民等からの声	・各地域から道路の危険個所に対し、道路反射鏡の設置や区画線の引き直しなど、交通安全施設の整備や修繕に対する要望が日々あります。

既存事業の有無	
先進事例	
要因の解消策	警察や関係機関と連携し、交通事故多発地点や道路状況の点検・見直しなどを行い、道路反射鏡、区画線、視線誘導標などの交通安全施設を整備します。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	

⑤事業実施により目指す成果	安心安全な交通環境の実現のため、道路の危険個所に交通安全施設の整備改修を行い、交通事故件数の減少を図ります。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
道路反射鏡設置数（新規）	本	目標		35.0	35.0	35.0	35.0	35.0
		実績	30.0	36.0				
区画線等施工個所数	箇所	目標		185.0	185.0	185.0	185.0	185.0
		実績	186.0	182.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年度末に実績を集計する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・警察等と連携した交通危険個所診断の実施 ・交通安全施設（道路反射鏡・道路区画線等）の整備 ・ゾーン３０の推進	歳出合計		60,000
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	60,000

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・警察等と連携した交通危険個所診断の実施 ・交通安全施設（道路反射鏡・道路区画線等）の整備 ・ゾーン３０の推進 ・道路区画線の危険個所調査委託	歳出合計		69,500
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	69,500

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・警察等と連携した交通危険個所診断の実施 ・交通安全施設（道路反射鏡・道路区画線等）の整備 ・ゾーン３０の推進 ・道路区画線の危険個所調査	歳出合計		73,682
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	73,682

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・警察等と連携した交通危険個所診断の実施 ・交通安全施設（道路反射鏡・道路区画線等）の整備 ・ゾーン３０の推進	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・警察等と連携した交通危険個所診断の実施 ・交通安全施設（道路反射鏡・道路区画線等）の整備 ・ゾーン３０の推進	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			59
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	警察をはじめ関係機関と連携を図り、危険個所を早期に把握するとともに点検及び見直しを行い、交通安全施設の設置や修繕を進めていく必要があると考えます。	
	副部局長（二次評価）	安心安全な交通環境の実現を図るため、関係機関と連携し、本事業を推進していく必要がある。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		目指す姿の実現にむけて、欠かせない事業だと考える。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	消防力強化推進事業		３　継続
部局名	消防本部	課名	総務課（消防）

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-4】消防・救急体制の充実と強化
		目指す姿	【5-4】火災、救急、救助をはじめ、近年多発するゲリラ豪雨などの風水害への対応力に加え、今後、発生が危惧される大地震にも対応できる強靭な消防防災体制と地域防災力が備えられ、安心して暮らせるまちになっています。
		施策の展開方針	【5-4】方針１：火災予防対策の推進
			【5-4】方針３：救急体制の充実と強化
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	9-1-1-1-0消防力強化推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		火災予防広報と住宅用火災警報器の設置促進活動を効果的に実施し、市民の防火意識を高め、火災による死傷者の減少を図る。また、高まる救急需要に対応するために救急救命士の増員と質の向上を図るとともに効果的な応急手当講習会を開催することで、救命率の向上を図る。更には、大規模災害に備え広域的な連携体制を整備して災害対応能力を強化することで、総合的な消防力を強化する。
②事業の内容		・火災予防広報（住宅用火災警報器の設置促進含む）の実施（各種行事、イベント会場でのＰＲ活動） ・救急救命士養成所への派遣 ・病院実習等の各種研修への参加促進 ・応急手当講習会の開催 ・緊急消防援助隊合同訓練等の参加
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・火災による死傷者が無くならない（過去５年間の死傷者数（Ｒ元年～Ｒ５年）：年平均１４．２人） ・未だ約２割の世帯において住宅用火災警報器が未設置である。（設置率：Ｒ４年度８３%、Ｒ５年度８４%） ・年間救急出動件数は、ここ１０年間で３千件以上増加した。（約３割増） ・高まる救急需要に伴い、救急隊員の労務負担が増加している。
	課題の要因	・火災予防の知識不足及び火災予防意識の欠如 ・住宅用火災警報器の認識不足 ・高齢化の進展 ・熱中症傷病者の増加 ・不要な救急要請の存在
	本市固有の事情	・専属救急隊は２隊のみ、ほか７隊は消防隊との兼務救急隊 ・全国的に見ても夏の暑さが厳しい気候
	市民等からの声	応急手当講習会（ＡＥＤ講習）が多くて良い

	既存事業の有無	・住宅用火災警報器取付け等支援事業（全国、本市） ・熱中症警戒アラート発表時の熱中症予防広報（全国、本市） ・患者等搬送事業（民間） ・他団体による応急手当講習会
	先進事例	・高齢者への住宅用火災警報器給付事業等（全国） ・日勤救急隊の運用（高崎市・太田市）
	要因の解消策	・各種イベント等において、火災予防及び住宅用火災警報器の必要性を幅広く呼びかける。 ・熱中症予防及び救急車適正利用の広報を実施する。 ・救急救命士及び救急隊員を拡充する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	玉村町常備消防受託費
⑤事業実施により目指す成果		・効果的な広報を実施することで、火災発生件数と火災による死傷者を低減する。 ・行政と市民が一体となって救急体制の充実と強化を図り、救命の可能性を高める。 ・緊急消防援助隊合同訓練等に参加し、災害対応力を強化する。 これらの事業により、「安心して暮らせるまち」の実現を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
火災予防広報及び住宅用火災警報器設置促進活動参加者数	人	目標		22,500.0	22,500.0	22,500.0	22,500.0	22,500.0
		実績	17,500.0	22,500.0				
応急手当講習会受講者数	人	目標		1,700.0	1,850.0	2,000.0	2,150.0	2,300.0
		実績	1,559.0	2,354.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	実績による確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・火災予防広報及び住宅用火災警報器設置促進活動の実施 ・救急救命士養成所等への派遣 ・救急医療実務修練等研修への派遣 ・病院実習への派遣 ・応急手当講習会の実施 ・熱中症予防広報の実施 ・緊急消防援助隊合同訓練等への参加	歳出合計		6,200
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1,076
			一般財源	5,124

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・火災予防広報及び住宅用火災警報器設置促進活動の実施 ・救急救命士養成所等への派遣 ・救急医療実務修練等研修への派遣 ・病院実習への派遣 ・応急手当講習会の実施 ・熱中症予防広報の実施 ・緊急消防援助隊合同訓練等への参加	歳出合計		6,164
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1,058
			一般財源	5,106

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・火災予防広報及び住宅用火災警報器設置促進活動の実施 ・救急救命士養成所等への派遣 ・救急医療実務修練等研修への派遣 ・病院実習への派遣 ・応急手当講習会の実施 ・熱中症予防広報の実施 ・緊急消防援助隊合同訓練等への参加	歳出合計		6,304
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1,082
			一般財源	5,222

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・火災予防広報及び住宅用火災警報器設置促進活動の実施 ・救急救命士養成所等への派遣 ・救急医療実務修練等研修への派遣 ・病院実習への派遣 ・応急手当講習会の実施 ・熱中症予防広報の実施 ・緊急消防援助隊合同訓練等への参加	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・火災予防広報及び住宅用火災警報器設置促進活動の実施 ・救急救命士養成所等への派遣 ・救急医療実務修練等研修への派遣 ・病院実習への派遣 ・応急手当講習会の実施 ・熱中症予防広報の実施 ・緊急消防援助隊合同訓練等への参加	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			52
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	市民が安心して暮らせるまちづくりのためには、消防施設や装備の充実をはじめ、消防体制の強化、職員の対応力向上を進めることが重要です。あわせて、市民一人ひとりの防火・救急に対する意識を高め、防災に関する知識や技能の習得を推進することで、地域全体の防災力向上を図る必要があります。消防組織の機能強化に加え、市民参加による地域防災の推進を重点的に進め、総合的な消防力の強化を目指す事業は継続する必要があります。	
	副部局長（二次評価）		
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		本事業は、火災予防から救急体制の充実、さらには大規模災害への対応力強化までを一体的に推進するものであり、市民の生命・身体・財産の保護に資する公益性の高い取組です。事業内容を検証しながら、効果的に事業を継続していくことが重要です。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	査察指導の強化事業	３　継続

部局名	消防本部	課名	予防課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-4】消防・救急体制の充実と強化
		目指す姿	【5-4】火災、救急、救助をはじめ、近年多発するゲリラ豪雨などの風水害への対応力に加え、今後、発生が危惧される大地震にも対応できる強靭な消防防災体制と地域防災力が備えられ、安心して暮らせるまちになっています。
		施策の展開方針	【5-4】方針１：火災予防対策の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		多くの市民が利用する施設をはじめ、事業所等に対して立入検査を中心とした査察指導を行い、重大な消防法令違反の是正を図るとともに、火災を未然に防ぎ、市民生活の安全性を高める。
②事業の内容		・事業所等に対する査察指導を強化し、法令で義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない重大な消防法令違反の是正を図る。 ・立入検査において、事業所等の関係者に火災予防上の指導を行う。
③事業の対象者		事業所の関係者、市民等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・重大な消防法令違反が後を絶たない。 ・毎年、火災による死傷者が発生している。 令和４年：死者４人、負傷者８人 令和５年：死者４人、負傷者１２人 令和６年：死者２人、負傷者１１人
	課題の要因	・火災予防に対する意識の欠如・徹底不足 ・消防用設備の必要性及び消防法令の認識不足
	本市固有の事情	なし
	市民等からの声	なし

	既存事業の有無	査察指導（全国）
	先進事例	なし
	要因の解消策	立入検査等において、事業所の関係者に対し、消防法令遵守の徹底と消防用設備（屋内消火栓設備や自動火災報知設備など）の必要性を認識させるとともに、火災予防上の指導を行い、防火意識の高揚を図る。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	なし
⑤事業実施により目指す成果		査察指導を強化することで、事業所等における重大な消防法令違反を無くすとともに、事業所関係者等の防火意識の高揚を図り、火災発生件数の減少と火災による死傷者ゼロを目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
重大な消防法令違反の是正数	件	目標		25.0	25.0	20.0	20.0	15.0
		実績	30.0	16.0				
立入検査結果通知書の交付数	件	目標		300.0	300.0	300.0	300.0	300.0
		実績	329.0	317.0				
改修計画書の提出数	件	目標		250.0	250.0	250.0	250.0	250.0
		実績	292.0	234.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	実績による確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・年度末に消防長が次年度の査察基本方針を示し、その方針に基づき、各署分署にて年間の査察計画を作成し、立入検査を実施する。 ・重大な法令違反を発覚した場合は、本市火災予防査察要領等に基づき是正指導を行い、それでも是正されない場合は、違反処理に移行し是正を図る。 ・立入検査にて、火災予防上の指導を行い火災発生リスクを低減させるとともに、火災が発生した場合の被害等について関係者に説明し、防火意識の高揚を図る。	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・年度末に消防長が次年度の査察基本方針を示し、その方針に基づき、各署分署にて年間の査察計画を作成し、立入検査を実施する。 ・重大な法令違反を発覚した場合は、本市火災予防査察要領等に基づき是正指導を行い、それでも是正されない場合は、違反処理に移行し是正を図る。 ・立入検査にて、火災予防上の指導を行い火災発生リスクを低減させるとともに、火災が発生した場合の被害等について関係者に説明し、防火意識の高揚を図る。	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・年度末に消防長が次年度の査察基本方針を示し、その方針に基づき、各署分署にて年間の査察計画を作成し、立入検査を実施する。 ・重大な法令違反を発覚した場合は、本市火災予防査察要領等に基づき是正指導を行い、それでも是正されない場合は、違反処理に移行し是正を図る。 ・立入検査にて、火災予防上の指導を行い火災発生リスクを低減させるとともに、火災が発生した場合の被害等について関係者に説明し、防火意識の高揚を図る。	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・年度末に消防長が次年度の査察基本方針を示し、その方針に基づき、各署分署にて年間の査察計画を作成し、立入検査を実施する。 ・重大な法令違反を発覚した場合は、本市火災予防査察要領等に基づき是正指導を行い、それでも是正されない場合は、違反処理に移行し是正を図る。 ・立入検査にて、火災予防上の指導を行い火災発生リスクを低減させるとともに、火災が発生した場合の被害等について関係者に説明し、防火意識の高揚を図る。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・年度末に消防長が次年度の査察基本方針を示し、その方針に基づき、各署分署にて年間の査察計画を作成し、立入検査を実施する。 ・重大な法令違反を発覚した場合は、本市火災予防査察要領等に基づき是正指導を行い、それでも是正されない場合は、違反処理に移行し是正を図る。 ・立入検査にて、火災予防上の指導を行い火災発生リスクを低減させるとともに、火災が発生した場合の被害等について関係者に説明し、防火意識の高揚を図る。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			60
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	立入検査は、消防法令の適合状況を確認するだけではなく、火災予防体制の維持・向上及び市民の安心安全に直結する重要な消防業務のひとつです。実施にあっては、年間計画に基づく着実な執行に加え、火災危険性や社会情勢を踏まえ、効果的・効率的に進めることが必要と考えます。また、特に火災が発生した場合に被害の拡大が予想される重大違反物件については、集中的な対応により早期是正を図ることで市民と地域の安全を実現していきます。
	副部局長（二次評価）	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 火災が増加傾向にある中で、査察指導は火災を未然に防ぎ、また、火災が発生した場合でも被害を最小限に抑えるための有効な指導業務であり、市民や地域の安心安全に直結するため、今後も継続、強化していくべき重要な事業であると考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	消防施設整備事業	３　継続

部局名	消防本部	課名	警防課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-4】消防・救急体制の充実と強化
		目指す姿	【5-4】火災、救急、救助をはじめ、近年多発するゲリラ豪雨などの風水害への対応力に加え、今後、発生が危惧される大地震にも対応できる強靭な消防防災体制と地域防災力が備えられ、安心して暮らせるまちになっています。
		施策の展開方針	【5-4】方針２：消防体制の充実と強化
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防災力の向上

予算科目１	9-1-3-1-0消防施設整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		経年により劣化した消防庁舎、訓練塔など消防施設の整備を実施し、災害応急対策の拠点として機能するよう維持管理を行い長寿命化を図る。
②事業の内容		・消防施設の劣化度を随時調査し、状況に応じた改修計画の作成、見直しをする。 ・劣化状況に合わせて、効率的、効果的な改修、建替えを実施する。
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	建築から２０年以上経過している施設では、経年による劣化が徐々に顕在化しており、長寿命化も考慮し、より実行性のある計画とする必要がある。
	課題の要因	・消防本部及び境消防署以外の庁舎は、いずれも建設から２０年以上経過している。 ・建替え、改修には多大な費用が必要となる。
	本市固有の事情	温室効果ガス排出量削減に取り組むため、消防施設の照明設備を順次ＬＥＤ化する。
	市民等からの声	なし

	既存事業の有無	・伊勢崎市公共施設等総合管理計画　・伊勢崎市消防関係施設個別施設計画
	先進事例	庁舎更新にあたり、民間活力を活用した自治体がある。
	要因の解消策	・定期に点検を行い、予防保全に努める。 ・予防保全型の維持管理を推進し施設を長寿命化することで、整備費用の平準化を図り、緊急度の高い施設を優先に改修等を実施する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・脱炭素化推進事業債（充当率９０%） ・公共施設等適正管理事業債（充当率９０%）
⑤事業実施により目指す成果		・消防施設を常に適正な状態に保ち、地域の災害応急対策の拠点としての機能を発揮させ、市民の安全を守る。 ・順次、照明設備をＬＥＤ化するなど、脱炭素化を進める。 ・建替え、大規模改修に伴い、ユニバーサルデザイン化を推進する。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
調査施設数	施設	目標		7.0	7.0	7.0	7.0	7.0
		実績	7.0	7.0				
改修施設数	施設	目標		0.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		実績	0.0	0.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	実績による確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・伊勢崎消防署南分署改修工事設計業務委託 ・伊勢崎消防署南分署アスベスト調査委託	歳出合計		4,026
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	4,026

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・伊勢崎消防署南分署庁舎改修工事 ・伊勢崎消防署南分署電気設備改修工事（LED化） ・伊勢崎消防署南分署機械設備改修工事 ・東消防署改修工事設計業務委託	歳出合計		43,615
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	18,000
			その他	0
			一般財源	25,615

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・伊勢崎消防署南分署訓練塔解体工事 ・東消防署庁舎改修工事 ・東消防署電気設備改修工事（LED化） ・東消防署機械設備改修工事 ・伊勢崎消防署西分署改修工事設計業務委託（アスベスト調査含む）	歳出合計		88,435
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	21,500
			その他	0
			一般財源	66,935

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・伊勢崎消防署西分署改修工事（外部改修等） ・伊勢崎消防署西分署電気設備改修工事（LED化） ・伊勢崎消防署北分署改修工事設計業務委託（アスベスト調査含む）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・伊勢崎消防署北分署改修工事（外部改修等） ・伊勢崎消防署北分署電気設備改修工事（LED化） ・消防本部・伊勢崎消防署改修工事設計業務委託	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			58
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	市民の安心安全を確保するため、頻発する災害に備え効果的に消防施設を整備して、災害拠点としての機能を維持することで、消防体制の充実強化につながるものと考えます。	
	副部局長（二次評価）		
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		適正な整備計画を立て、大規模災害時においても、市民の安心安全を確保するため、消防施設の機能が損なわれないように改修等を行う必要があります。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	消防車両等整備事業	３　継続
部局名	消防本部	課名	警防課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-4】消防・救急体制の充実と強化
		目指す姿	【5-4】火災、救急、救助をはじめ、近年多発するゲリラ豪雨などの風水害への対応力に加え、今後、発生が危惧される大地震にも対応できる強靭な消防防災体制と地域防災力が備えられ、安心して暮らせるまちになっています。
		施策の展開方針	【5-4】方針２：消防体制の充実と強化
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防災力の向上

予算科目１	9-1-3-1-0消防車両等整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		複雑多様化・大規模化する災害に迅速・的確に対応できる車両及び資機材を整備し、消防防災体制の強化を図る。
②事業の内容		・車両及び資機材の経過年数、故障状況等を考慮し、計画的に整備する。 ・消防需要を把握し、効果的に車両及び資機材を配置する。
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・車両更新には、多額の費用を要すことから、財政負担を考慮しなければならない。 ・経年により車両本体に不具合が生じた場合、修理期間は長期となる可能性がある。 ・消防車の供給について、発注年度中の納入が困難となっている。
	課題の要因	・原材料費の高騰など社会情勢の影響により、車体本体価格及び艤装費が上昇している。 ・車両及び資機材は、使用に伴う摩耗等により修理を要す場合がある。 ・車両シャシの法規制強化により、車両メーカーからの出荷時期が遅れる。
	本市固有の事情	なし
	市民等からの声	なし

既存事業の有無	・伊勢崎市国土強靱化地域計画　・地震防災緊急事業五箇年計画（県）
先進事例	なし
要因の解消策	・総合計画上の他事業の状況や国庫補助金の県内調整状況などを見極め、計画の整備を図る。 ・現有する車両及び資機材の適正配置に取り組む。 ・消防車は１台につき、二箇年契約での更新を計画する。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・緊急消防援助隊設備整備費補助金（補助率＝基準額の１／２） ・緊急防災減災事業債（充当率１００%） ・施設整備事業債（充当率１／３） ・一般事業　一般補助施設整備等事業債（充当率９０%） ・玉村町常備消防受託費

⑤事業実施により目指す成果	複雑多様化・大規模化する災害に迅速・的確に対応できる車両及び資機材を整備し、安心安全なまちづくりに寄与することを目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
更新車両数	台	目標		2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
		実績	2.0	2.0				
特殊車両オーバーホール	台	目標		－	1.0	0.0	0.0	0.0
		実績	－	－				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	国が行う消防施設整備計画実態調査において、消防車両の充足率を算出している。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・災害対応特殊はしご付消防自動車（伊勢崎消防署） ・資機材運搬車（伊勢崎消防署）	歳出合計		270,523
		財源内訳	国庫支出金	80,351
			県支出金	0
			地方債	140,900
			その他	33,070
			一般財源	16,202

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（伊勢崎消防署西分署） ・災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（赤堀消防署） ・はしご車オーバーホール（境消防署）	歳出合計		183,705
		財源内訳	国庫支出金	46,106
			県支出金	0
			地方債	83,400
			その他	23,626
			一般財源	30,573

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・救助工作車及び救助資機材（伊勢崎消防署） ・火災調査車（消防本部）	歳出合計		16,621
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	12,300
			その他	2,853
			一般財源	1,468

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・救助工作車及び救助資機材（伊勢崎消防署） ・水槽付消防ポンプ自動車（伊勢崎消防署） ・広報連絡車（消防本部）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・水槽付消防ポンプ自動車（伊勢崎消防署南分署） ・資機材運搬車（境消防署）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			56
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	複雑・多様化する災害に安全、迅速に対応するため、当該事業により消防車両及び資機材を更新し、消防力を維持する必要があります。	
	副部局長（二次評価）		
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		将来を見据えた消防車両及び資機材の更新は、消防体制の強化につながるため、引き続き、推進する必要があります。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	消防水利整備事業	３　継続
部局名	消防本部	課名　警防課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-4】消防・救急体制の充実と強化
		目指す姿	【5-4】火災、救急、救助をはじめ、近年多発するゲリラ豪雨などの風水害への対応力に加え、今後、発生が危惧される大地震にも対応できる強靭な消防防災体制と地域防災力が備えられ、安心して暮らせるまちになっています。
		施策の展開方針	【5-4】方針２：消防体制の充実と強化
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防災力の向上

予算科目１	9-1-3-1-0消防水利整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		大規模地震が発生し、水道管の寸断により消火栓が使用できなくなった場合に備えて、耐震性を有する防火水槽の設置を推進し、地域消防力の向上を図る。
②事業の内容		・設置可能な場所を継続的に調査し、耐震性を有する防火水槽を設置する。 ・漏水や危険な防火水槽、個人所有地内で撤去要望があった防火水槽等を解体撤去する。
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・消防水利が充足していない地域が存在する。 ・消防水利が充足している地域においても、耐震性を持つ水利が存在しないことがある。
	課題の要因	・防火水槽の設置を推進するには、継続して維持管理できる用地確保が必要となる。 ・防火水槽の設置には、多大な予算を必要とする。
	本市固有の事情	本市の消防水利は、消火栓への依存が高い。
	市民等からの声	なし

	既存事業の有無	・伊勢崎市地域防災計画　・伊勢崎市国土強靱化地域計画　・地震防災緊急事業五箇年計画（県）
	先進事例	防火水槽の長寿命化を図っている自治体がある。
	要因の解消策	・防火水槽は、使用及び管理を考慮すると、公共用地への設置が効果的であるため、継続的に設置可能な公共用地を調査し、適正な用地選定をする。 ・国庫補助金等を有効に活用する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・消防防災施設整備費補助金（補助率＝基準額の１/２） ・緊急防災減災事業債（充当率１００%） ・一般事業・一般補助施設整備等事業債（充当率９０%）
⑤事業実施により目指す成果		消防水利が充足していない地域、住宅街等に耐震性貯水槽を設置し、災害に強いまちづくりの推進を図る。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
耐震性貯水槽設置工事件数	件	目標		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		実績	1.0	1.0				
防火水槽等解体撤去件数	件	目標		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		実績	1.0	2.0				
耐震性貯水槽設置数（私設を含む累計）	基	目標		209.0	211.0	213.0	215.0	217.0
		実績	201.0	213.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	国が行う消防施設整備計画実態調査において、消防水利の充足率を算出している。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・耐震性貯水槽設置工事 ・防火水槽解体撤去工事	歳出合計		16,300
		財源内訳	国庫支出金	3,996
			県支出金	0
			地方債	5,800
			その他	0
			一般財源	6,504

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・耐震性貯水槽設置工事	歳出合計		12,500
		財源内訳	国庫支出金	3,996
			県支出金	0
			地方債	7,600
			その他	0
			一般財源	904

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・耐震性貯水槽設置工事 ・防火水槽解体撤去工事	歳出合計		17,000
		財源内訳	国庫支出金	4,088
			県支出金	0
			地方債	8,000
			その他	0
			一般財源	4,912

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・耐震性貯水槽設置工事 ・防火水槽解体撤去工事	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・耐震性貯水槽設置工事 ・防火水槽解体撤去工事	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			54
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	耐震性を有する防火水槽の設置は、地域防災力の向上につながります。充足率や周辺水利の状況を把握し、有効な設置場所を選定していくことが重要だと考えます。	
	副部局長（二次評価）		
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		消防水利は消防活動上重要であり、耐震性貯水槽は地震で消火栓が使用できない場合でも消防水利として利用できることから、地域防災力の向上のため継続的に実施すべき事業と捉えています。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	高機能消防指令システム整備事業	２　拡充
部局名	消防本部	課名	通信指令課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-4】消防・救急体制の充実と強化
		目指す姿	【5-4】火災、救急、救助をはじめ、近年多発するゲリラ豪雨などの風水害への対応力に加え、今後、発生が危惧される大地震にも対応できる強靭な消防防災体制と地域防災力が備えられ、安心して暮らせるまちになっています。
		施策の展開方針	【5-4】方針２：消防体制の充実と強化
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防災力の向上

予算科目１	9-1-3-1-0高機能消防指令システム整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市民の生命、身体及び財産を保護するため、消防体制の中枢である高機能消防指令システムが間断なく稼動するよう適正に維持管理する。また、情報通信技術の急速な発展に適応できるよう計画的に整備・更新し、災害対応の基盤強化を図る。
②事業の内容		・高機能消防指令システム及び消防車両に積載される装置や部品の整備、改修及び更新 ・情報通信分野の環境変化への対応
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・１１９番通報は、令和５年に過去最多となる１８，２２７件の受信件数を記録し年々増加し続けている。これらの通報を受付け、緊急車両の出動を管理する高機能消防指令システムには、高い信頼性と耐久性が求められる。システムに障害や故障が起きると、災害対応のための指令業務に支障をきたす。 ・高機能消防指令システムは、様々な情報通信技術を活用し機能的に運用している。そのため、著しい速度で変化し続ける情報通信技術に適応させ、通信指令システムを常時安定的に稼動させる必要がある。
	課題の要因	・２４時間３６５日、絶え間のない稼動による装置や部品の消耗 ・固定通信ネットワークの変化や移動通信ネットワークの高速化及び大容量化などの通信インフラの高度化 ・情報通信技術の進展によるシステムの陳腐化
	本市固有の事情	なし
	市民等からの声	なし

	既存事業の有無	なし
	先進事例	なし
	要因の解消策	システム自体の劣化及びシステムの陳腐化を起因とするシステム障害の発生を避けるため、常に調査研究し、情報通信技術に適応する消防指令システムを計画的に更改することで安定した稼動を図る。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・【地方債】緊急防災・減災事業債（充当率１００%、交付税算入率７０%）を活用 ・【その他】玉村町常備消防受託費
⑤事業実施により目指す成果		・高機能消防指令システムが間断なく稼動することで、市民の安心安全な暮らしを目指す。 ・消防体制の中枢である高機能消防指令システムを、情報通信技術の急速な発展に適応できるよう計画的に整備更新することで、災害対応の基盤強化を図る。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
１１９番通報受付件数	件	目標		19,500.0	20,000.0	20,500.0	21,000.0	21,500.0
		実績	18,227.0	18,406.0				
災害情報案内サービス件数	件	目標		18,500.0	18,500.0	57,000.0	59,000.0	61,000.0
		実績	18,275.0	53,498.0				
救急病院案内サービス件数	件	目標		9,500.0	9,500.0	9,500.0	9,500.0	9,500.0
		実績	9,366.0	7,915.0				
災害出動指令件数	件	目標		16,000.0	16,500.0	17,000.0	17,500.0	18,000.0
		実績	14,997.0	15,941.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・年度ごとの実績件数で確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・出動車両運用管理装置の更新 ・部品の交換	歳出合計		105,053
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	85,500
			その他	18,258
			一般財源	1,295

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・高機能消防指令システム全体更新に伴う実施設計 ・部品の交換	歳出合計		21,792
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	16,000
			その他	3,742
			一般財源	2,050

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・【拡充】高機能消防指令システム全体更新（高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備更新） ・高機能消防指令システム全体更新に係る施工監理 ・緊急通報回線の冗長化	歳出合計		303,927
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	236,800
			その他	52,184
			一般財源	14,943

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・【拡充】高機能消防指令システム全体更新（高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備更新） ・高機能消防指令システム全体更新に係る施工監理	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・部品の交換	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

１−２　事業の概要（拡充部分）

<table>
<tr><td colspan="2">タイトル</td><td colspan="2">消防ＤＸの推進</td></tr>
<tr><td rowspan="3">①事業拡充の背景・必要性</td><td>現状と課題</td><td colspan="2">現在の１１９番通報は音声による情報収集が中心であり、災害状況、傷病者の状態及び周囲の状況を正確に把握することは困難である。また、災害現場を遠隔で確認する手段が限られていることから、迅速な状況把握に課題がある。さらに、活動記録の作成は帰署後に作成しているため、事務処理にも時間を要しており、業務の効率化が求められている。一方で、高機能消防指令システム及び関連設備は消防活動の基盤となる重要なシステムではあるが、更新には多額の費用を要し、近年の物価上昇や機器価格の高騰により、財政負担の増加が課題となっている。</td></tr>
<tr><td>課題の要因</td><td colspan="2">１１９番通報が音声による情報収集を中心としていることや、災害現場を遠隔で状況把握する手段が限られている。また、活動記録の作成に時間を要していることに加え、高機能消防指令システム及び関連設備の更新には多額の費用を要することが課題の要因となっている。</td></tr>
<tr><td>要因の解消策</td><td colspan="2">映像及びデジタル技術を活用した情報取集・共有体制を整備するとともに、消防業務のデジタル化を推進する。また、地方債等の財源を有効活用しながら計画的な設備更新を進める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">②事業実施により目指す成果</td><td colspan="2">映像やデジタル技術を活用した情報収集・共有体制の充実と消防業務の効率化により、迅速かつ的確な災害対応を実現し、市民の安全・安心の向上を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">③指標の見直し内容</td><td>施策の展開方針の成果指標</td><td></td></tr>
<tr><td>重点事業の目標（KPI）</td><td></td></tr>
</table>

２−２　事業実施の具体的方法・手段（拡充部分）

Ｒ９	実施内容
	消防ＤＸの推進　（事業費　７，６００千円） １　映像通報システム、高所監視カメラ及び消防ＯＡ入力用タブレット端末等の導入に向けた協議及び調整 ２　システム構成、運用方法及び財源確保の検討
	財源（拡充部分）
	緊急防災・減災事業債（充当率１００%、交付税算入率７０%）
Ｒ１０	実施内容
	消防ＤＸの推進　（事業費　３０，８７０千円） １　映像通報システム、高所監視カメラ及び消防ＯＡ入力用タブレット端末等の調達、構築及び設定 ２　試験運用、職員研修及び本格運用開始
	財源（拡充部分）
	緊急防災・減災事業債（充当率１００%、交付税算入率７０%）
Ｒ１１	実施内容
	財源（拡充部分）

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			58
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	本事業は、市民の生命、身体及び財産を守るため、消防体制の中枢である高機能消防指令システムの安定稼働と機能強化を図るものであり、極めて重要です。情報通信技術の進展や消防ＤＸの推進に対応し、映像・位置情報等の活用による災害対応力の向上や業務の効率化を図ることで、市民の安心・安全な暮らしの実現に貢献します。計画的な整備・更新により、将来的なシステム障害の未然防止や業務の効率化が期待できることから、事業の必要性は極めて高いと考えます。
	副部局長（二次評価）	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 高機能消防指令システムは、消防活動全体を支える中枢機能であり、その安定稼働と機能向上は、市民の安心・安全を確保する上で不可欠です。情報通信技術の進展や消防ＤＸの推進を踏まえ、映像通報や各種情報連携など新たな技術への対応を図ることで、災害対応力の強化と業務の効率化が期待できます。また、計画的な整備・更新によりシステム障害リスクの低減と持続可能な消防体制の構築に資することから、本業務の重要性は極めて高いと考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	要検討 事業の実施時期や実施方法等を再検討した上で実施の可否を判断
コメント	【映像通報システムの導入】実施可 ・映像通報システムの運用への習熟や、通報者への声掛けの精度向上等は引き続き図ること ・将来的な外国語対応を検討すること。 ・市民への周知を十分に行い、緊急時に円滑に活用できる環境を整備すること。 【高所監視カメラの導入】要検討 ・必要性、有効性について再度検討すること 【タブレット端末の導入】改善後実施可 ・現在複数あるタブレット端末の一本化について検討を進めること ・紙と電子データの二重管理を解消し、管理の一元化を進めること

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	消防団員確保対策事業		3　継続
部局名	消防本部	課名	総務課（消防）

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-4】消防・救急体制の充実と強化
		目指す姿	【5-4】火災、救急、救助をはじめ、近年多発するゲリラ豪雨などの風水害への対応力に加え、今後、発生が危惧される大地震にも対応できる強靭な消防防災体制と地域防災力が備えられ、安心して暮らせるまちになっています。
		施策の展開方針	【5-4】方針２：消防体制の充実と強化
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	③ 防災力の向上

予算科目１	
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		地域防災力の一層の充実強化が求められる中、その中核を担う消防団については、少子高齢化等の社会情勢の変化により団員確保が課題となっていることから、被用者、学生、若年層など幅広い市民に対して消防団の活動を積極的に紹介し、広く市民に理解を深めることで、消防団への入団の促進を図る。
②事業の内容		・ホームページ及びSNS等での入団促進、伊勢崎駅自由通路での入団促進映像の公開 ・市内の大学や地域事業での広報活動等を通じ消防団をアピール ・新聞等のメディアを活用し消防団活動を積極的に紹介 ・機能別消防団員制度を活用し、消防団員として多様な活躍の場を拡充
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・ここ4年間で消防団員充足率は5.7%減少した。(R2:96.4%　R6:90.7%) ・ここ4年間で消防団員の平均年齢は2.1歳上昇した。(R2:38.8歳　R6:40.9歳) ・消防団の活動内容が市民に理解されていない。
	課題の要因	・地域における被用者の割合の増加。 ・新興住宅地開発に伴う新住民の流入などの地域社会の変化に伴って消防団活動への人々の関心の低下。特に若年層の消防団活動への意識が低い。 ・多くの消防団活動が土日及び夜間に集中していることもあり、特にプライベートに重きを置くと言われる若年層からは、団活動は負担が重いイメージを持たれている。
	本市固有の事情	無
	市民等からの声	・団員数と充足率、女性、学生及び市職員の団員数並びに被用者の割合は。 ・団員加入促進の取り組みは。

	既存事業の有無	・消防団員自動車運転免許取得費補助金交付（市） ・消防団員への各種表彰制度（国、県、市） ・学生消防団活動認証制度（市） ・消防団協力事業所表示制度（市）
	先進事例	・ぐんま消防団応援の店事業（群馬県） ・大学の学園祭における消防団員勧誘活動（群馬県） ・ポンプ操法大会の代わりに、より実践的な中継・送水・放水訓練を行う。（大泉町）
	要因の解消策	・消防団活動や業務を必要に応じて見直し活動環境の改善を図る。 ・若年層、女性、学生など幅広い市民に消防団の活動を理解してもらえるよう、市内の大学、事業所などと連携しPR活動を展開する。 ・限られた活動しかできなくとも、機能別消防団員などで活躍できる組織であることをPRする。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	無
⑤事業実施により目指す成果		被用者、女性、学生など幅広い市民への入団促進を行い団員の拡充に繋げる。地域防災力の中核を担う消防団員の充実は、消防防災体制と地域防災力を向上させ、安心して暮らせるまちに繋がっていく。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
各イベントでの消防団PR活動件数	件	目標		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
		実績	5.0	6.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・年間の消防団PR活動等実績件数の確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・伊勢崎駅自由通路での入団促進映像の公開 ・島村自然フェスタでの広報活動を通じ消防団PR ・市内の大学等の学園祭における消防団員勧誘活動 ・各地区産業祭での消防団員勧誘活動 ・全国火災予防運動での広報活動を通じ消防団PR	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・伊勢崎駅自由通路での入団促進映像の公開 ・境島村自然フェスタでの広報活動を通じ消防団PR ・市内の大学等と協力した消防団員勧誘活動 ・各地区産業祭での消防団員勧誘活動 ・全国火災予防運動での広報活動を通じ消防団PR	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・伊勢崎駅自由通路での入団促進映像の公開 ・境島村自然フェスタでの広報活動を通じ消防団PR ・市内の大学等と協力した消防団員勧誘活動 ・各地区産業祭での消防団員勧誘活動 ・全国火災予防運動での広報活動を通じ消防団PR	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・伊勢崎駅自由通路での入団促進映像の公開 ・境島村自然フェスタでの広報活動を通じ消防団PR ・市内の大学等と協力した消防団員勧誘活動 ・各地区産業祭での消防団員勧誘活動 ・全国火災予防運動での広報活動を通じ消防団PR	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・伊勢崎駅自由通路での入団促進映像の公開 ・境島村自然フェスタでの広報活動を通じ消防団PR ・市内の大学等と協力した消防団員勧誘活動 ・各地区産業祭での消防団員勧誘活動 ・全国火災予防運動での広報活動を通じ消防団PR	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			56
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	消防団は、市民の安心安全を守るために不可欠な組織であり、将来にわたり地域防災力の中核として存在していくためには、消防団員を確保することが組織拡充に必要な事業です。事業達成にむけ、効果的で魅力のあるPR活動を継続していくことが重要です。	
	副部局長（二次評価）		
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		少子高齢化等社会情勢の変化により消防団員確保が課題となっていることから、地域防災力の中核として地元の状況に精通している消防団員の確保は、地域防災力の向上、消防団組織拡充のため必要な事業です。本市消防団が十分に力を発揮するため、幅広い層の市民に対し、効果的な広報・啓発活動を継続して展開していくことが本事業を進めていく上で必要であると考えます。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	救急車両等整備事業		3　継続
部局名	消防本部	課名	救急課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【５】　安心安全政策
		重点施策	【5-4】消防・救急体制の充実と強化
		目指す姿	【5-4】火災、救急、救助をはじめ、近年多発するゲリラ豪雨などの風水害への対応力に加え、今後、発生が危惧される大地震にも対応できる強靭な消防防災体制と地域防災力が備えられ、安心して暮らせるまちになっています。
		施策の展開方針	【5-4】方針３：救急体制の充実と強化
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	9-1-3-1-0救急車両等整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		救急出動件数は年々増加しており、救急車、積載医療機器及び訓練資器材は経年劣化や故障の頻度が多くなる傾向にあります。救急業務に関する市民の関心、期待及び需要も高いことから計画的に救急車両等を更新し救急体制の充実に努めます。
②事業の内容		・高規格救急自動車の更新計画に基づき計画的に救急自動車を更新し、救急救命体制の安定化を図る。 ・救急医療機器の整備を図る。 ・訓練用人形等の活用により、救急隊員の訓練、市民の応急手当講習を実施し、救命率の向上を図る。
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・救急出動件数の増加で救急自動車での活動がひっ迫し、消防自動車での救急初期対応を行うことがある。 ・救急出動件数の増加に伴い、職員の疲労が蓄積すると事故につながる可能性がある。
	課題の要因	・高齢化が進展し救急要請が増加している。 ・増加する出動に伴い、救急隊員の疲労が蓄積する。
	本市固有の事情	なし
	市民等からの声	・応急手当講習会の参加要望が多い

	既存事業の有無	・緊急消防援助隊設備整備費補助金（国庫支出金）
	先進事例	・１２誘導心電図伝送（前橋市、高崎市、桐生市）（消防庁救急企画室長通知） ・電動ストレッチャー導入（高崎市）（緊急消防援助隊設備整備補助金対象） ・マイナンバーカードによる本人及び既往症の確認（総務省消防庁実証事業にて前橋市消防及び高崎市等広域消防実証中）
	要因の解消策	・身体負担の少ない資機材を導入して、隊員の身体を守り活動負担を軽減する。 ・DX（心電図伝送等）を活用した活動を行い決定的治療の行える医療機関へ搬送する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・緊急消防援助隊設備整備費補助金（国庫支出金・補助率＝基準額の１／２） ・一般補助施設整備等事業債（地方債） ・施設整備事業債（地方債） ・一般単独事業債（地方債） ・玉村町常備消防受託費（その他）
⑤事業実施により目指す成果		・最新の機器の導入により、安定した救急救命体制の構築を図る。 ・救急自動車の更新を適切に行い、安全な出動態勢を構築して救急救命活動を行う。 ・救急隊員の負担軽減を図り、事故発生リスクを低減し、増加する救急出動の安全を図る。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
救急自動車更新数	台	目標		2.0	2.0	1.0	1.0	1.0
		実績	2.0	2.0				
消防車両等ＡＥＤ更新数	台	目標		6.0	0.0	0.0	0.0	9.0
		実績	6.0	6.0				
訓練用ＡＥＤ更新数	台	目標		0.0	0.0	4.0	0.0	0.0
		実績	2.0	0.0				
救急シミュレーター人形更新数	体	目標		1.0	0.0	1.0	0.0	0.0
		実績	0.0	1.0				
訓練用人形更新数	体	目標		5.0	0.0	3.0	2.0	1.0
		実績	0.0	5.0				
応急手当講習会受講者数	人	目標		1,700.0	1,850.0	2,000.0	2,150.0	2,300.0
		実績	1,541.0	2,354.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・救急自動車へ積載した最新の医療機器、訓練シミュレーター人形活用にて、適切な処置及び搬送効率化が図れているか効果確認訓練及び救急情報システムにて検証を行う ・応急手当講習受講数と比例して救命率が向上しているか救急情報システムで検証を行う。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・救急伊勢崎２（高規格救急自動車）更新 ・救急伊勢崎４（高規格救急自動車）非常用救急自動車　更新 ・消防車両等ＡＥＤ更新（6台） ・消防庁舎用ＡＥＤバッテリー更新(9個) ・消防庁舎使い捨てパッド更新(18組) ・救急シミュレーター人形更新(1体分娩用) ・上半身型訓練用人形（5体応急手当講習用）	歳出合計		66,771
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	46,500
			その他	11,612
			一般財源	8,659

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・救急伊勢崎北１（高規格救急自動車）更新 ・救急東１（災害対応特殊救急自動車）更新 ・消防車両等ＡＥＤ使い捨てパッド更新（12組）	歳出合計		71,976
		財源内訳	国庫支出金	14,818
			県支出金	0
			地方債	42,800
			その他	9,814
			一般財源	4,544

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・救急伊勢崎南１（災害対応特殊救急自動車）更新 ・救急シミュレーター人形更新(1体・高度救命処置シミュレーター) ・訓練用ＡＥＤ更新（4台） ・庁舎用使い捨てＡＥＤパッド更新（18組） ・消防車両等使い捨てＡＥＤパッド更新（12組） ・上半身型訓練用人形更新（2体） ・乳児型訓練用人形更新（1体）	歳出合計		46,124
		財源内訳	国庫支出金	18,307
			県支出金	0
			地方債	17,662
			その他	4,124
			一般財源	6,031

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・救急玉村１（高規格救急自動車）更新 ・消防車両等ＡＥＤバッテリー更新（6個） ・消防車両等ＡＥＤ使い捨てパッド更新（12組） ・上半身型訓練用人形更新（2体）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・救急伊勢崎西１（高規格救急自動車）更新 ・庁舎ＡＥＤ更新(9台) ・消防車両等ＡＥＤ使い捨てパッド更新（12組） ・消防車両等ＡＥＤバッテリー更新（6個） ・上半身ダミー(1体)	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			57
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	増加する救急出動に比例して、救急自動車の老朽化も原因の一つとなっています。救急自動車等の適正な更新は、市民の生命、身体を守る重要な事業です。	
	副部局長（二次評価）		
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		救急件数は増加の一途をたどっており、救急自動車の使用頻度も高まっています。円滑な救急業務を続けていくためには、適切な更新計画を策定して、継続的に救急自動車等の整備を進めていくことが重要です。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

環境政策

あらゆる活動で環境に配慮し、
1人ひとりが脱炭素社会や循環型社会
の実現に向けて行動できるまち

6-1　脱炭素社会の推進

6-2　循環型社会の推進

6-3　豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	家庭用脱炭素化設備導入補助事業	３　継続

部局名	環境部	課名	ＧＸ推進課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【６】　環境政策
		重点施策	【6-1】脱炭素社会の推進
		目指す姿	【6-1】市民、事業者、行政が一体となり、地球温暖化防止のため、温室効果ガス排出量削減に向けた対策に取り組み、市全体でカーボンニュートラルを目指す環境に配慮したまちになっています。
		施策の展開方針	【6-1】方針１：再生可能エネルギーの利用促進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	4-1-4-3-0家庭用脱炭素化設備導入補助事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		本市における脱炭素化に向けた取組の推進及び脱炭素意識の高揚のため、市内の個人が行う家庭用の太陽光発電設備及び蓄電池の導入に要する費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの。
②事業の内容		自らが所有し、居住している住宅の屋根や敷地内に、太陽光発電設備や蓄電池を購入して設置した方、または、ＰＰＡ及びリース契約により設備を設置した方に補助金を交付するもの。
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	本市においては、令和７年４月１日にゼロカーボンシティ宣言をしたことにより、２０５０年カーボンニュートラルに向けて、市民に対し、より一層脱炭素を推進していく必要がある。 太陽光発電設備の補助制度は、平成３０年度に廃止していたが、蓄電池のニーズや地球温暖化対策への意識の高まりなどから市民に対する脱炭素化設備導入への補助制度の必要性は再び高まっている。
	課題の要因	最近の新築物件では、太陽光発電設備等を備えて建てる建売も多くなっており、市民のニーズは高まっている。また、売電単価が年々減少し、売ることよりも蓄電池を用いて電気を貯めて、夜間も買電しないで済むことへの関心は、太陽光設備を導入している家庭に少しずつ広がっていて、太陽光発電設備は設置済で、蓄電池だけ導入したい家庭も増えている。
	本市固有の事情	本市は以前、太陽光発電設備導入への補助制度を実施していたが、申請数が年々減少していて、役目を終えたものとして終了となった（平成３０年度）。
	市民等からの声	太陽光発電設備、蓄電池ともに補助金についての有無、上限金額などの問い合わせを多くの市民及び事業者から問い合わせをいただいている。

既存事業の有無	なし
先進事例	近隣では高崎市、太田市で申請兼実績報告の方法で同様の補助制度を導入しており、利用する市民にとって申請しやすい方式だったため、同様の方式を採用した。 本市の廃止前の制度でも同様の申請方法で実施していた。
要因の解消策	申請件数や問合せの状況から、制度の拡充の必要性などを検討する。国・県の動向を注視し、補助制度がないか、常にチェックする。 また、いせさきＧＸ推進市民協議会において、事業の実施状況について報告を行うとともに、地球温暖化対策庁内検討部会において、全体的な進捗を管理し、推進していく方策を検討していく。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	無し

⑤事業実施により目指す成果	市内の太陽光発電設備及び蓄電池を導入した家庭が増えていくことにより、市民の環境への意識も高まり、再生可能エネルギーを利用したまちを目指すことに繋がっていく。市民の使用電力量が削減されることにより、温室効果ガスの排出量も削減され、地球温暖化防止及び脱炭素社会の推進に繋がっていく。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
家庭用脱炭素化設備導入補助金交付件数（単年度件数）	件	目標		500.0	500.0	500.0	500.0	500.0
		実績		500.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	四半期ごとの実績数の確認や外部有識者や公募市民で構成される「いせさきＧＸ推進市民協議会」に報告し、事業の必要性を評価していただく。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	家庭用脱炭素化設備導入補助金を実施する。 いせさきＧＸ推進市民協議会に報告する。 地球温暖化対策庁内検討部会に報告し、事業の拡充等について協議する。 申請にあたっての提出書類や申請方法について、見直しできないか検討する。	歳出合計		25,110
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	25,109

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	家庭用脱炭素化設備導入補助金を実施する。 事業の拡充等について検討を行う。 申請にあたっての提出書類や申請方法について、見直しできないか検討を行う。	歳出合計		25,110
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	25,109

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	家庭用脱炭素化設備導入補助金を実施する。 事業の拡充等について検討を行う。 申請にあたっての提出書類や申請方法について、見直しできないか検討を行う。	歳出合計		25,110
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	25,110

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	家庭用脱炭素化設備導入補助金を実施する。 事業の拡充等について検討を行う。 申請にあたっての提出書類や申請方法について、見直しできないか検討を行う。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	家庭用脱炭素化設備導入補助金を実施する。 事業の拡充等について検討を行う。 申請にあたっての提出書類や申請方法について、見直しできないか検討を行う。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			53
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	住宅への太陽光発電設備及び蓄電池の導入には多額の経費を要することから、各設備導入への補助金導入は市民生活におけるカーボンニュートラル推進に資するものであり、継続して実施することが望ましいと考えます。
	副部局長（二次評価）	太陽光発電設備等の設置は市民等における身近なカーボンニュートラルに向けた取組であり、行政により市民に対する直接支援である本取組は第３次総合計画に掲げる環境政策におけるゴールを踏まえたものであることから、継続して実施することが望ましいと考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に掲げる２０５０年温室効果ガス排出量実質ゼロの目標達成に向けて、本事業は継続していくことが望ましいと考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	公共施設への太陽光発電設備等導入事業	２　拡充
部局名	環境部	課名	ＧＸ推進課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【６】　環境政策
		重点施策	【6-1】脱炭素社会の推進
		目指す姿	【6-1】市民、事業者、行政が一体となり、地球温暖化防止のため、温室効果ガス排出量削減に向けた対策に取り組み、市全体でカーボンニュートラルを目指す環境に配慮したまちになっています。
		施策の展開方針	【6-1】方針１：再生可能エネルギーの利用促進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	
予算科目１			
予算科目２			
予算科目３			
予算科目４			
予算科目５			
予算科目６			
予算科目７			
予算科目８			
関連する市長マニフェスト	6-3-2		

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		本市における脱炭素化に向けた取組の推進及び脱炭素意識の高揚のため、設置可能な公共施設に対し、太陽光発電設備等の導入について、促進及び実施をするもの。
②事業の内容		２０３０年度には設置可能な建築物の約５０%以上に太陽光発電設備を設置することを目指し、各課の太陽光発電設備の導入の意向等の調査を行い、設置可能な公共施設数を２５０件とした。各課において、自己設備で導入を進めていくことは効率が悪いため、全庁的な管理を行い、事業者によるＰＰＡ方式の太陽光発電設備の導入について検討し、推進していく。
③事業の対象者		伊勢崎市（市役所）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	事務事業における温室効果ガスの項目別の排出割合（令和４年度）は、電気の使用が４４%を占めており、最も多い排出源となっている。 そこで、地球温暖化対策庁内検討部会において、２０３０年度には設置可能な建築物の約５０%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すこととした。 しかし、自己設置には多額の費用がかかることが、計画を進めていく上で大きな支障となっている。
	課題の要因	自己設置をするには、各公共施設を所管する課等において、予算要求を行い査定を受けなければならない。自己設置費用は100万円以上かかることが見込まれ、その予算を要求することは、担当課において大きな課題となっている。
	本市固有の事情	令和５年度時点で、太陽光発電設備の設置状況は、設置可能な公共施設２５０施設のうち６施設で計画の達成率は２．４%の状況。
	市民等からの声	地球温暖化対策を推進し、脱炭素化を図る上で、再生可能エネルギーの導入は必要不可欠であることから、太陽光発電設備設置事業者からは提案を受けている。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	群馬県において、公共施設の太陽光発電設備の設置に関するプロポーザル提案事業を令和６年度に実施している。
	要因の解消策	全庁的な推進体制による方針の下、財政面への影響に配慮しながら計画的な設備導入を進め、目標達成を目指します。また、導入した太陽光発電設備から発電される電力の有効活用の検討や国の地域レジリエンス事業の活用などを検討し、災害時の避難施設等に位置付けられている公共施設へ太陽光発電設備を導入することで、地域のレジリエンスと脱炭素化を同時実現する地域づくりを目指します。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	脱炭素化推進事業債など国の補助制度の活用について検討します。
⑤事業実施により目指す成果		市の公共施設に太陽光発電設備及等を導入した施設が増えていくことにより、市民や職員の環境への意識も高まり、再生可能エネルギーを利用したまちを目指すことに繋がっていく。公共施設の使用電力量が削減されることにより、温室効果ガスの排出量も削減され、地球温暖化防止及び脱炭素社会の推進に繋がっていく。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
公共施設の太陽光発電設備の導入割合	%	目標		16.0	22.8	29.6	36.4	43.2
		実績	2.4	3.2				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	四半期ごとの太陽光発電設備を導入した施設の実績数の確認や地球温暖化対策庁内検討部会に報告し、事業の進捗や遅れていた場合などの推進について、協議していただく。 また、温室効果ガス排出量の削減の度合いについても報告していく。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	公共施設の太陽光発電設備の導入について、全庁的な調査を実施する。 ＰＰＡなどによる導入について、公共施設数のスケールメリットをいかせないか調査・研究を行う。 ＰＰＡなどによる全庁的な公共施設への太陽光発電設備の導入を実施する。 地球温暖化対策庁内検討部会にて、推進するための具体的な案等について協議を行う。	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	公共施設の太陽光発電設備の導入について、全庁的な調査を実施する。 ＰＰＡなどによる導入について、公共施設数のスケールメリットをいかせないか調査・研究を行う。 ＰＰＡなどによる全庁的な公共施設への太陽光発電設備の導入を実施する。 そのほか推進するための具体的な案等について検討を行う。 再エネ導入の特別会計化について、令和９年度実施に向けて計画する。 （Ｒ７検討、Ｒ８計画、Ｒ９実施）	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	公共施設の太陽光発電設備等の導入について、財政面への影響に配慮しながら計画的な設備導入を進めていく。 導入した太陽光発電設備から発電される電力の有効活用などを目的とした再生可能エネルギー導入の特別会計を実施する。	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	公共施設の太陽光発電設備等の導入について、財政面への影響に配慮しながら計画的な設備導入を進めていく。 導入した太陽光発電設備から発電される電力の有効活用などを目的とした再生可能エネルギー導入の特別会計を実施する。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	公共施設の太陽光発電設備等の導入について、財政面への影響に配慮しながら計画的な設備導入を進めていく。 導入した太陽光発電設備から発電される電力の有効活用などを目的とした再生可能エネルギー導入の特別会計を実施する。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

1－2　事業の概要（拡充部分）

タイトル		公共施設への太陽光発電設備等導入事業（拡充）
①事業拡充の背景・必要性	現状と課題	令和7年度に策定した第4次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では、令和12年度までに設置可能な公共施設の50%以上に、令和22年度までに設置可能な全施設に太陽光発電設備を導入することを目指すこととしています。 現状では、令和7年度末時点において８施設へ太陽光発電設備を導入済みであり、導入率は3.2%となっており、 2030年度目標導入率達成に向けて、早急に事業を推進する必要があります。
	課題の要因	導入率が増加しない主な要因としては、⑴設備導入による費用コストが高額であること、⑵導入スケジュールが確立していないことが挙げられます。
	要因の解消策	⑴費用コスト 国補助の活用や、PPAやリース等による導入の検討など、より費用コストを抑えること及びより費用対効果が高い導入手法を選択し、導入を進めます。 ⑵導入スケジュール 伊勢崎市地球温暖化対策庁内検討部会において環境部が中心となり、各部局間の調整を図り決定します。
②事業実施により目指す成果		設置した太陽光発電設備により発電した電力の自家消費を行うことで、当該施設の再生可能エネルギーの利用促進を図るとともに、余剰電力の当該施設以外への供給により広く市域での温室効果ガスの排出量削減に寄与することで、2050年カーボンニュートラル達成に向けて大きく前進するものと考えます。
③指標の見直し内容	施策の展開方針の成果指標	
	重点事業の目標（KPI）	

２−２　事業実施の具体的方法・手段（拡充部分）

Ｒ９	実施内容
	令和８年度開催の伊勢崎市地球温暖化対策庁内検討部会において決定した導入スケジュールに従い、対象施設への太陽光発電設備導入を進めます。
	財源（拡充部分）
	脱炭素化推進事業債 地域レジリエンス事業など
Ｒ１０	実施内容
	令和８年度開催の伊勢崎市地球温暖化対策庁内検討部会において決定した導入スケジュールに従い、対象施設への太陽光発電設備導入を進めます。
	財源（拡充部分）
	脱炭素化推進事業債 地域レジリエンス事業など
Ｒ１１	実施内容
	令和８年度開催の伊勢崎市地球温暖化対策庁内検討部会において決定した導入スケジュールに従い、対象施設への太陽光発電設備導入を進めます。
	財源（拡充部分）
	脱炭素化推進事業債 地域レジリエンス事業など

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	3
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			47
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく公共施設の再生可能エネルギーの導入に向けた太陽光発電設備等の導入計画をまとめ、着実に公共施設に太陽光発電設備の導入を進めていくことが必要と考えます。
	副部局長（二次評価）	公共施設の太陽光発電設備等の導入は、再生可能エネルギーの利用による温室効果ガス排出量の削減だけでなく、災害等により停電などがおきた際の施設のレジリエンス強化にもつながるものと考えます。 今後は導入計画に基づき、各施設所管所属と調整のうえ、計画的に取り組む必要があるものと考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に掲げる本市の事務及び事業における温室効果ガス排出量実質ゼロの目標達成に向けて、本事業は着実に実施していくことが望ましいと考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	省エネルギー機器推進事業	２　拡充
部局名	環境部	課名	ＧＸ推進課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【６】　環境政策
		重点施策	【6-1】脱炭素社会の推進
		目指す姿	【6-1】市民、事業者、行政が一体となり、地球温暖化防止のため、温室効果ガス排出量削減に向けた対策に取り組み、市全体でカーボンニュートラルを目指す環境に配慮したまちになっています。
		施策の展開方針	【6-1】方針２：省エネルギー社会への転換
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	4-1-4-3-0省エネ家電購入支援事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		第３次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における市役所の温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、公共施設の照明器具のＬＥＤ化を導入し、温室効果ガスの削減を図るもの。
②事業の内容		２０３０年度までに対象の公共施設の照明器具のＬＥＤ化を１００％とするもの。 ＬＥＤ化する照明器具数は、９５，１１９器具あり、令和５年度までにＬＥＤ化した器具数は３７，６４９器具（累計）で、割合は３９．６％。 令和６年度の予定は、４５，８２９器具（累計）であり、割合は４８．２％となっている。
③事業の対象者		伊勢崎市（市役所）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	日常生活や事業活動による温室効果ガスの排出により、地球温暖化が進行しています。市民、事業者、行政それぞれが、温室効果ガス排出抑制に向けた取り組みを順次進めていく必要があります。市役所を含む市の公共施設の照明器具は、９５，１１９器具あり、ＬＥＤ化することにより節電効果が大きい（約４０～５０％削減）もの。改修が比較的容易であるが個数が多く、事業継続しながらの更新であるため、時間がかかるものとなっている。
	課題の要因	照明はオフィスにおける電気使用率が一番高い機器（約４０％）である。また、土日も稼働している施設などもあり、照明器具は欠かせないものであるため、省エネルギー化は必要不可欠なものとなっている。
	本市固有の事情	なし
	市民等からの声	特に市民等から要望等は寄せられていないものですが、市民の負担が増大しないよう工夫しながら取り組んでいくべきものです。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	なし
	要因の解消策	各課で計画的に実施していく。また、地球温暖化対策庁内検討部会において、全体的な進捗を管理し、推進していく方策を検討していく。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	脱炭素化推進事業債など国の補助制度の活用について検討する。
⑤事業実施により目指す成果		公共施設のＬＥＤ化が図られることにより、職員の環境への意識も高まり、省エネルギー活動の実践に繋がっていく。電気の使用量が少なくなることにより、温室効果ガスの排出量も削減され、地球温暖化防止及び脱炭素社会の推進に繋がっていく。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
公共施設照明器具のLED化した本数	本	目標		8,180.0	8,180.0	8,180.0	8,180.0	8,180.0
		実績	37,649.0	9,889.0				
省エネ家電購入支援事業補助金交付件数（単年度件数）	件	目標		－	－	1,000.0	1,000.0	1,000.0
		実績		－	－			
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	毎年度、照明器具のＬＥＤ化の導入状況について、調査を実施する。 地球温暖化対策庁内検討部会に事業の進捗を報告し、更に推進していけるよう協議していく。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	公共施設の照明器具のＬＥＤ化の実施状況について、全庁的な調査を実施する。 地球温暖化対策庁内検討部会にて、推進するための具体的な案等について協議を行う。	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	公共施設の照明器具のＬＥＤ化の実施状況について、全庁的な調査を実施する。 推進するための具体的な案等について検討を行う。	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	公共施設の照明器具のＬＥＤ化の実施状況について、全庁的な調査を実施する。 推進するための具体的な案等について検討を行う。 【拡充】省エネ家電購入支援事業を実施する。	歳出合計		22,429
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	22,429
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	公共施設の照明器具のＬＥＤ化の実施状況について、全庁的な調査を実施する。 推進するための具体的な案等について検討を行う。 【拡充】省エネ家電購入支援事業を実施する。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	公共施設の照明器具のＬＥＤ化の実施状況について、全庁的な調査を実施する。 推進するための具体的な案等について検討を行う。 【拡充】省エネ家電購入支援事業を実施する。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

１−２　事業の概要（拡充部分）

タイトル		省エネ家電購入支援事業	
①事業拡充の背景・必要性	現状と課題	令和７年度に改定した第２次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの目標を掲げ、施策として「家庭への省エネ・高効率家電の導入」を挙げており、家庭において使用する空調等の家電製品に関して省エネ・高効率な機器への買換えや新規購入を推進している。	
	課題の要因	家庭において消費電力が高い家電は、１位がエアコン、２位が冷蔵庫となっており、こうした消費電力の高い家電製品の省エネ化を促進することで、温室効果ガス排出量の削減につながっていく。	
	要因の解消策	省エネ性能の高い家電製品への買換え等の支援を行うことで、市民生活に起因する温室効果ガス排出量の削減が図られるるとともに、家庭のエネルギー費用負担の軽減につながります。	
②事業実施により目指す成果		省エネ家電購入を支援することにより、省エネルギー社会への転換を促進し、温室効果ガスの削減を図られるとともに、家庭のエネルギー費用負担の軽減につながります。	
③指標の見直し内容		施策の展開方針の成果指標	
		重点事業の目標（KPI）	省エネ家電購入支援事業補助金交付件数（単年度件数）　1,000件

２−２　事業実施の具体的方法・手段（拡充部分）

Ｒ９	実施内容 省エネ家電購入支援事業補助金を実施する。 【実施内容】 補助金予算額　20,000千円（20,000円×1,000世帯） 補助交付金額　補助対象経費（対象機器購入に係る費用）に１/３を乗じて得た額 ※千円未満切り捨て　※世帯ごとに上限２万円 財源（拡充部分）
Ｒ１０	実施内容 省エネ家電購入支援事業補助金を実施する。 【実施内容】 補助金予算額　20,000千円（20,000円×1,000世帯） 補助交付金額　補助対象経費（対象機器購入に係る費用）に１/３を乗じて得た額 ※千円未満切り捨て　※世帯ごとに上限２万円 財源（拡充部分）
Ｒ１１	実施内容 省エネ家電購入支援事業補助金を実施する。 【実施内容】 補助金予算額　20,000千円（20,000円×1,000世帯） 補助交付金額　補助対象経費（対象機器購入に係る費用）に１/３を乗じて得た額 ※千円未満切り捨て　※世帯ごとに上限２万円 財源（拡充部分）

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			56
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	公共施設への省エネルギー機器導入は、カーボンニュートラルに向けた重要な取組であることに加え全庁的な電力使用量削減に繋がることから、継続して実施することが望ましいと考えます。また、省エネ家電購入支援による家庭において使用する空調等の消費電力の高い機器の省エネ化の促進は、本市の温室効果ガス排出量の削減につながるものであることに加え家庭のエネルギー費用負担の軽減につながるものであることから実施する意義は大いにあるものと考えます。
	副部局長（二次評価）	公共施設の省エネルギー機器導入の推進は、カーボンニュートラルに向けて継続して実施することが望ましいことから、各施設所管所属と調整のうえ計画的に取り組む必要があるものと考えます。また、家庭における省エネ家電の買換え等の支援は、家庭の温室効果ガス排出量の削減につながるだけでなく、暑さ日本一となった本市の暑さ対策にもつながるものであり、事業を実施することが望ましいと考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 地球温暖化対策実行計画に掲げる２０５０年温室効果ガス排出量実質ゼロの目標達成に向けて、本事業は継続していくことが望ましいと考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	公用車への次世代自動車導入事業	３　継続

部局名	環境部	課名	ＧＸ推進課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【６】　環境政策
		重点施策	【6-1】脱炭素社会の推進
		目指す姿	【6-1】市民、事業者、行政が一体となり、地球温暖化防止のため、温室効果ガス排出量削減に向けた対策に取り組み、市全体でカーボンニュートラルを目指す環境に配慮したまちになっています。
		施策の展開方針	【6-1】方針２：省エネルギー社会への転換
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		第３次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における市役所の運輸部門の温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、公用車に次世代自動車を導入し、温室効果ガスの削減を図るもの。
②事業の内容		市で所有する２０３５年度までの更新予定台数３０８について、更新するタイミングで次世代自動車への切り替えを実施するもの。各所属の用途によっては、電気自動車で適切な車種が存在しない場合を考慮し、電気自動車は全体の３０パーセント以上を目標とするもの。
③事業の対象者		伊勢崎市（市役所）
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	日常生活や事業活動による温室効果ガスの排出により、地球温暖化が進行しています。市民、事業者、行政それぞれが、温室効果ガス排出抑制に向けた取り組みを順次進めていく必要があります。市には、３００台以上の公用車が存在し、業務を行う上で必要なものですが、その殆どがガソリン車であり、これを次世代自動車に転換しないと、排出量の削減の目標に届かないだけでなく、地球温暖化がますます進行していくと考えらます。
	課題の要因	ガソリン車は、二酸化炭素を直接排出してしまう。電気自動車（ＥＶ）も電気の由来によっては二酸化炭素を排出したことになるが、直接ではないので、クリーンエネルギーである。
	本市固有の事情	なし
	市民等からの声	なし

	既存事業の有無	なし
	先進事例	京都府向日市において、ＥＶを導入しながら、デジタル化で運用管理業務の一元管理を図り、公用車を全部署共有とすることで「全体最適」を実現し、ＥＶ化に合わせて全体台数の削減を実施した。
	要因の解消策	公用車のＥＶ化を推進していく上で、スケールメリットなどを生かせないかなど、検討する必要はある。 また、地球温暖化対策庁内検討部会において、全体的な進捗を管理し、推進していく方策を検討していく。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	脱炭素化推進事業債など国の補助制度の活用について検討する。
⑤事業実施により目指す成果		公用車のＥＶ等の次世代自動車の割合が増えていくことにより、職員の環境への意識も高まり、省エネルギー活動の実践に繋がっていく。ガソリン（化石燃料）の使用量が少なくなることにより、温室効果ガスの排出量も削減され、地球温暖化防止及び脱炭素社会の推進に繋がっていく。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
ＥＶの導入割合	%	目標		6.5	9.4	15.6	16.6	19.8
		実績	0.7	2.9				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	毎年度、次世代自動車の導入状況について、調査を実施する。 地球温暖化対策庁内検討部会に事業の進捗を報告し、更に推進していけるよう協議していく。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	次世代自動車の導入について、全庁的な調査を実施する。 ＥＶ、ＰＨＶなどの導入について、買い替え台数のスケールメリットをいかせないか調査・研究を行う。 充電器の設置について、企業との連携で安価でできないか調査・研究を行う。 そのほか推進するための具体的な案等について検討を行う。	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	次世代自動車の導入について、全庁的な調査を実施する。 ＥＶ、ＰＨＶなどの導入について、買い替え台数のスケールメリットをいかせないか調査・研究を行う。 充電器の設置について、企業との連携で安価でできないか調査・研究を行う。 そのほか推進するための具体的な案等について検討を行う。	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	次世代自動車の導入について、全庁的な調査を実施する。 次世代自動車の導入を推進するための具体的な案等について検討を行う。	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	次世代自動車の導入について、全庁的な調査を実施する。 次世代自動車の導入を推進するための具体的な案等について検討を行う。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	次世代自動車の導入について、全庁的な調査を実施する。 次世代自動車の導入を推進するための具体的な案等について検討を行う。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	3
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			48
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	公用車への次世代自動車導入は、カーボンニュートラルに向けた重要な取組であることに加え全庁的な化石燃料使用量削減に繋がることから、継続して実施すること望ましいと考えます。	
	副部局長（二次評価）	公用車への次世代自動車導入は、カーボンニュートラルに向けて継続して実施することが望ましいことから、引続き各庁用自動車管理所属と調整のうえ、計画的に取り組む必要があるものと考えます。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に掲げる本市の事務及び事業における温室効果ガス排出量実質ゼロの目標達成に向けて、本事業は継続していくことが望ましいと考えます。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	いせさきＧＸ推進事業	３　継続
部局名	環境部	課名	ＧＸ推進課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【６】　環境政策
		重点施策	【6-1】脱炭素社会の推進
		目指す姿	【6-1】市民、事業者、行政が一体となり、地球温暖化防止のため、温室効果ガス排出量削減に向けた対策に取り組み、市全体でカーボンニュートラルを目指す環境に配慮したまちになっています。
		施策の展開方針	【6-1】方針３：環境教育の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	4-1-4-3-0いせさきＧＸ推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		伊勢崎市は市独自の「いせさきＧＸ」を定義し推進していきます。脱炭素に限定せず、市が進めるすべての施策や事業を「環境配慮」という染料で染め直し、市の取組のどこをとっても「環境配慮」がなされていることを目指します。「いせさきＧＸ」の実現に向けた、一人ひとりのライフスタイルの転換を呼びかけます。市や県が実施する事業などを周知し、市民が様々な環境施策についてより広く知る機会を設けます。
②事業の内容		環境問題に対して当事者としての意識・知識を高め、地球温暖化対策や省エネルギー活動の取組など、市民１人ひとりの行動変容を促せるよう、親子で環境への意識・知識を高め、考える機会を設けるものとして親子環境教室を開催するもの。
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	猛暑による気温上昇や突発的な大雨による環境への悪影響が懸念されています。この影響を最小限にとどめ、持続可能な社会の実現に向けて市民、事業者、行政が一体となり取り組む必要があります。環境問題に対し長期的な視点に立ち、環境に関する意識・知識を高める普及啓発を継続的に実施し、市民１人ひとりの行動変容を促すことが求められています。
	課題の要因	温室効果ガスの排出量を削減しなければならない中、環境への意識が低い市民も少なくないと想定されるため、市民一人ひとりの意識を少しずつ変容させていく必要があります。
	本市固有の事情	なし
	市民等からの声	令和４年度開催の地球温暖化対策市民協議会において、親子環境教室の開催を求められた。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	なし
	要因の解消策	参加者へのアンケートを実施し、改善していく。 開催数や参加者数の増を検討し、広く市民が参加できないか検討する。 また、いせさきＧＸ推進市民協議会に報告し、事業のあり方などを検討していく。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	無し
⑤事業実施により目指す成果		親子で参加する市民が増えていくことにより、市民の環境への意識も高まり、市全体でカーボンニュートラルを目指している環境に配慮したまちに繋がっていく。市民の意識の変化により、少しずつ温室効果ガスの排出量も削減され、地球温暖化防止及び脱炭素社会の推進に繋がっていく。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
親子環境教室参加者数（単年度参加者数）	人	目標		100.0	100.0	100.0	120.0	120.0
		実績	77人	82.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	外部有識者や公募市民で構成される「いせさきＧＸ推進市民協議会」に報告し、事業の必要性を評価していただく。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	親子環境教室を開催する。 いせさきＧＸ推進市民協議会に報告し、事業内容について協議する。 いせさきＧＸを推進する。 いせさきＧＸのＰＲ活動を行う。	歳出合計		23,616
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	8,000
			一般財源	15,616

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	親子環境教室を開催する。 いせさきＧＸ推進市民協議会に報告し、事業内容について協議する。 いせさきＧＸを推進する。 いせさきＧＸのＰＲ活動を行う。	歳出合計		644
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	643

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	親子環境教室を開催する。 いせさきＧＸ推進市民協議会に報告し、事業内容について協議する。 いせさきＧＸを推進する。 いせさきＧＸのＰＲ活動を行う。	歳出合計		644
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	644

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	親子環境教室を開催する。 いせさきＧＸ推進市民協議会に報告し、事業内容について協議する。 いせさきＧＸを推進する。 いせさきＧＸのＰＲ活動を行う。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	親子環境教室を開催する。 いせさきＧＸ推進市民協議会に報告し、事業内容について協議する。 いせさきＧＸを推進する。 いせさきＧＸのＰＲ活動を行う。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	3
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			49
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	いせさきＧＸ推進市民協議会による各種活動の推進は、全市民のカーボンニュートラルに向けた考え方の共有に繋がる重要な取組と考えることから、継続して実施することが望ましいと考えます。	
	副部局長（二次評価）	カーボンニュートラルに向けた取組を進めるには、市民、事業者、行政が一体となり考え方を共有する必要があることから、本事業を継続して実施することが重要であると考えます。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		本取組は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に定める各種目標達成への礎を形成する重要な取組であることから、継続していくことが望ましいと考えます。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	ごみ処理施設維持管理事業	３　継続

部局名	環境部	課名	清掃リサイクルセンター２１

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【６】　環境政策
		重点施策	【6-2】循環型社会の推進
		目指す姿	【6-2】循環型社会の推進を図るため、住民・企業・団体・行政の協力により、更なるごみの減量化・再資源化が推進され、適正なごみ処理が進んでいます。
		施策の展開方針	【6-2】方針１：計画的な施設整備の実施
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	4-2-2-2-0ごみ処理施設維持管理事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		清掃リサイクルセンター21の最終処分場は、10年後に埋め立て完了となる状況であるが、次期の最終処分場の建設計画等は未定のため、目下のところは、焼却灰等の外部搬出を行い、延命化を図る。併せて、緊急時対応事業を実施し、緊急事態の発生時には迅速な対応が可能となるよう、危機管理体制の構築を図る。
②事業の内容		・最終処分地に埋め立てる焼却固化灰や焼却不燃残渣等の内の約80%を民間委託により外部に搬出し、最終処分地の延命化を図る。 ・可燃ごみの受入れは、1日あたり150ｔあり半日分の75ｔを緊急時対応体制構築事業として3日間実施し、1日25ｔのごみの搬入搬出に関する検証を行い、危機管理体制の構築を図る
③事業の対象者		市民、市内事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・施設利用者の利便性向上の為、計画的に施設整備を行う必要がある。 ・現在のところ、次期最終処分場の建設計画は無いことから、延命化を図る必要がある。 ・危機管理体制の構築及び、広域的な緊急事態の発生に対応する備えを行う必要がある。
	課題の要因	清掃リサイクルセンター21の施設は、H13年度の供用開始から24年が経過し、老朽化が進むとともに、処理量等により大きな負荷が掛かっている。最終処分場は、R元年度より埋立を開始し、R16年度まで利用を想定しているが、埋立状況としては、10年後に埋立完了となる。現在のところ、次期最終処分場の建設計画は無く、新規建設の場合には、相当の期間及び多額の費用が必要となる。また、広域的な災害発生への備え、危機管理体制が構築されていない。
	本市固有の事情	・合併前(旧伊勢崎市)の処理計画に基づいた施設規模のため、処理能力が不足している。（旧あずま地区、旧境地区の処理施設は廃止）旧赤堀地区は、桐生市清掃センターにて処理を行っている。桐生市との相互支援協定により、焼却処分された灰は持ち帰っている。
	市民等からの声	周辺5町（柴町、上之宮町、阿弥大寺町、韮塚町、今井町）環境整備委員会との調整が必要となる。

	既存事業の有無	
	先進事例	桐生市、前橋市においては、収集車で運ばれたごみを広げて、手作業で不適物が入っていないか確認する展開検査を実施している。今後、伊勢崎市においても、燃えるごみの中に燃えないごみの混入等が無いよう展開検査を実施し、焼却炉への投入を未然に防止して、施設の安定稼働及び延命化を図る。
	要因の解消策	・展開検査等により、不適物の混入を防止し、安定稼働を図る。 ・最終処分場の総事業費は3億円であり、15年の埋立計画であることから、1年あたり2億円を上限として、民間委託による焼却灰の外部搬出及び埋立処分を行う。 ・緊急時対応事業を実施し対応の検証を図り、危機管理体制の構築及び民間事業者との連携を図る。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		・広域化における最終処分場の計画について注視を行いつつ、予算の増額を図り、焼却灰の外部搬出量を増やすことにより、埋立て計画期間をR19年度（広域化における焼却炉の供用開始計画年度）まで延伸する。 ・緊急時対応事業の実施による検証から、緊急事態の発生時には、職員の迅速な対応を可能とするとともに、民間事業者との連携体制を構築し、危機管理体制の構築を図る。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
施設の修繕箇所	箇所	目標		16.0	22.0	22.0	22.0	22.0
		実績	22.0	16.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	一般廃棄物処理施設の修繕件数の把握

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・最終処分場（第4期）延命化事業 ・緊急時対応委託費 ・機械保守整備委託費 ・運転管理業務委託費 ・管理棟トイレ更新工事 ・上水用揚水ポンプ更新工事 ・焼却施設、粗大施設修繕費 ・小動物収集運搬委託費	事業費（千円）		
		歳出合計		1,622,128
		財源内訳	国庫支出金	1,742
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	267,369
			一般財源	1,353,017

	実施内容			
Ｒ８	・焼却灰等運搬・処理業務委託費 ・緊急時対応体制構築業務委託費 ・機械保守整備委託費 ・運転管理業務委託費 ・電気室蓄電池設備アルカリ蓄電池更新工事 ・焼却施設、粗大施設、水処理施設修繕費	事業費（千円）		
		歳出合計		1,768,080
		財源内訳	国庫支出金	2,632
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	323,156
			一般財源	1,442,292

	実施内容			
Ｒ９	・施設整備（施設長寿命化）事業 ・工事監理業務委託費 ・焼却灰等運搬・処理業務委託費 ・緊急時対応体制構築業務委託費 ・運転管理業務及び機械保守整備委託費【債務負担】	事業費（千円）		
		歳出合計		3,391,859
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	3,391,859

	実施内容			
Ｒ１０	・施設整備（施設長寿命化）事業 ・工事監理業務委託費 ・焼却灰等運搬・処理業務委託費 ・緊急時対応体制構築業務委託費 ・運転管理業務及び機械保守整備委託費【債務負担】	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・施設整備（施設長寿命化）事業 ・工事監理業務委託費 ・焼却灰等運搬・処理業務委託費 ・緊急時対応体制構築業務委託費 ・運転管理業務及び機械保守整備委託費【債務負担】	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			58
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	清掃リサイクルセンター２１は、市民生活に必要不可欠なごみ処理施設であり、稼働を停止することがあってはならない。また、４市１町によるごみ処理施設の広域化を注視しながら、国の交付金を活用した施設の機能回復工事を実施し、清掃リサイクルセンター２１の延命化を図り、継続して事業を実施することが必要であると考える。
	副部局長（二次評価）	清掃リサイクルセンター２１は、市民生活に必要不可欠なごみ処理施設であるため、予算に限りがある中で、最小経費で最大効果が得られるよう計画的に修繕を実施し、施設の維持管理を行う必要がある。また、４市１町によるごみ処理施設の広域化を注視し、国の交付金を活用した施設の機能回復工事を実施し、清掃リサイクルセンター２１の延命化を図り、継続して事業を実施することが必要であると考える。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 清掃リサイクルセンター２１は、市民生活に必要不可欠なごみ処理施設であり、最小経費で最大効果が得られるよう計画的に工事や修繕を実施する必要がある。また、４市１町によるごみ処理施設の新施設が完成するまでの間、国の交付金を活用した基幹的設備改造工事（機能回復工事）等を実施し、延命化をしていかなければならない。また、ごみ処理施設の広域化が実現した後についても、施設全体をどのように利活用していくべきかを考え、施設整備を実施していく必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	再資源化推進事業	３　継続
部局名	環境部	課名	資源循環課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【６】　環境政策
		重点施策	【6-2】循環型社会の推進
		目指す姿	【6-2】循環型社会の推進を図るため、住民・企業・団体・行政の協力により、更なるごみの減量化・再資源化が推進され、適正なごみ処理が進んでいます。
		施策の展開方針	【6-2】方針２：ごみの減量化の推進
			【6-2】方針３：ごみの再資源化の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	4-2-1-2-0再資源化推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	4-6-4	6-3-7	6-3-8			

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		ごみの分別収集方法の周知などの意識啓発や資源物の分別を徹底するための施策に取り組むことで、ごみ処理の適正化と資源物の分別を徹底し、ごみの減量化と再資源化の推進を図る。
②事業の内容		・ごみの分別収集方法を周知するための意識啓発事業の実施 ・資源物を再資源化するための事業の実施 ・各行政区、団体が実施する資源物回収事業に対する奨励金の交付 ・一般家庭で生ごみや枝葉を自家処理する市民に対する支援
③事業の対象者		市民、団体、事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・本市のごみ排出量は減少傾向にあるが、リサイクル率も減少傾向にある。 ・資源回収活動団体が減少し回収量が毎年減少傾向にある。
	課題の要因	・店頭回収の普及や、新聞雑誌のデジタル化 ・資源回収活動団体の高齢化により継続が困難 ・各種事業の周知不足とリサイクル意識の低下
	本市固有の事情	外国人人口の増加によるごみ分別の周知方法
	市民等からの声	ごみ出しルールを守らない人が多く、ごみの分別やごみを減らすための周知啓発をして欲しい。

既存事業の有無	資源回収奨励金交付事業、生ごみ処理器及び枝葉破砕機購入費助成事業、リユース食器貸出事業、ごみ分別アプリ普及推進事業、ぐんま食品ロス削減推進店（県）
先進事例	・使用済製品等リユース促進官民連携事業（桐生市） ・生ごみ処理器の官民連携事業（大泉町） ・コンビニへのペットボトル回収機の設置事業（館林市、太田市、前橋市）
要因の解消策	広報紙やごみ分別アプリ等による分別収集方法の周知や資源物の分別を徹底するための意識啓発や施策を実施する。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	無
⑤事業実施により目指す成果	分別収集方法の周知や資源物を分別するための施策を実施することにより、ごみの減量化と再資源化を図り、適正なごみ処理の推進を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
ごみ分別アプリ「さんあーる」登録数	人	目標		4,000.0	4,000.0	4,000.0	4,000.0	4,000.0
		実績	3,420.0	3,262.0				
リユース食器貸出件数	件	目標		37.0	42.0	47.0	52.0	57.0
		実績	53.0	51.0				
集団回収量	トン	目標		595.0	601.0	607.0	613.0	619.0
		実績	534.0	459.7				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	各事業の実績報告による数値の把握

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・ごみ減量化事業（リユース食器貸出事業、生ごみ処理器購入費助成事業、枝葉破砕機購入費助成事業、食品ロス削減協力店認定事業） ・ごみ再資源化事業（町内資源回収奨励金事業、集団回収奨励金事業、資源保管庫活用事業、各種資源物回収事業） ・周知啓発事業（ごみ分別アプリ普及推進事業、家庭の資源とごみ収集カレンダー等発行、家庭の資源とごみ分別ガイドブック発行、ごみ分別啓発物等発行、食品ロス削減事業啓発物発行） ・その他ごみ減量化、再資源化に関する事業（市職員出前講座等）	歳出合計		82,794
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	82,793

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・ごみ減量化事業（リユース食器貸出事業、生ごみ処理器購入費助成事業、枝葉破砕機購入費助成事業、食品ロス削減協力店認定事業） ・ごみ再資源化事業（町内資源回収奨励金事業、集団回収奨励金事業、資源保管庫活用事業、各種資源物回収事業） ・周知啓発事業（ごみ分別アプリ普及推進事業、家庭の資源とごみ収集カレンダー等発行、ごみ分別啓発物等発行、食品ロス削減事業啓発物発行） ・その他ごみ減量化、再資源化に関する事業（市職員出前講座等）	歳出合計		71,289
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	71,288

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・ごみ減量化事業（リユース食器貸出事業、生ごみ処理器購入費助成事業、枝葉破砕機購入費助成事業、食品ロス削減協力店認定事業） ・ごみ再資源化事業（町内資源回収奨励金事業、集団回収奨励金事業、資源保管庫活用事業、各種資源物回収事業） ・周知啓発事業（ごみ分別アプリ普及推進事業、家庭の資源とごみ収集カレンダー等発行、ごみ分別啓発物等発行、食品ロス削減事業啓発物発行） ・その他ごみ減量化、再資源化に関する事業（市職員出前講座等）	歳出合計		75,945
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	75,944

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・ごみ減量化事業（リユース食器貸出事業、生ごみ処理器購入費助成事業、枝葉破砕機購入費助成事業、食品ロス削減協力店認定事業） ・ごみ再資源化事業（町内資源回収奨励金事業、集団回収奨励金事業、資源保管庫活用事業、各種資源物回収事業） ・周知啓発事業（ごみ分別アプリ普及推進事業、家庭の資源とごみ収集カレンダー等発行、ごみ分別啓発物等発行、食品ロス削減事業啓発物発行） ・その他ごみ減量化、再資源化に関する事業（市職員出前講座等）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・ごみ減量化事業（リユース食器貸出事業、生ごみ処理器購入費助成事業、枝葉破砕機購入費助成事業、食品ロス削減協力店認定事業） ・ごみ再資源化事業（町内資源回収奨励金事業、集団回収奨励金事業、資源保管庫活用事業、各種資源物回収事業） ・周知啓発事業（ごみ分別アプリ普及推進事業、家庭の資源とごみ収集カレンダー等発行、ごみ分別啓発物等発行、食品ロス削減事業啓発物発行） ・その他ごみ減量化、再資源化に関する事業（市職員出前講座等）	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			56
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	市民からごみの分別やごみを減らすための周知啓発をして欲しいとのニーズもあり、ごみの減量化や再資源化に係わる啓発活動を実施する必要があります。分別を徹底することでごみの排出量の削減やリサイクル率の向上につながるため、本事業は重要だと考えます。
	副部局長（二次評価）	ごみの分別方法の周知を推進し、ごみの減量化及び再資源化を図ることは重要である。また、分別を徹底することで、ごみの排出量が減少し、焼却施設や最終処分場の延命化につながるため、今後も継続した推進を図る必要があります。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 ごみの分別施策を推進し、資源物を有効利用及びごみの減量化を図ることは重要である。分別を徹底することで、ごみの排出量の削減及び再資源化が図られ、清掃施設や最終処分場の延命化につながるため、継続して推進する必要があります。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	改善後実施可 事業の実施時期や実施方法等に一部改善を提案
コメント	・再資源化に向けた具体的な取組等について市HPを活用し、市民への周知啓発を強化するとともに、施策をリスト化、具体化し効果検証しながら実施していくこと。（例：プラごみの一括回収、ごみ処理経費のコストを市HPで公開、週１回モデル地域での雑紙回収） ・さらなる取組の具体案についても、検討を進めること。 ・ごみ分別アプリの周知強化、集団回収活動への支援、外国人への多言語対応について進めること。 ・ゴミの削減に向けて、広域化を踏まえて検討すること。

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	緑化推進事業	３　継続

部局名	環境部	課名	ＧＸ推進課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【６】　環境政策
		重点施策	【6-3】豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進
		目指す姿	【6-3】市民との協働や市民１人ひとりが環境に配慮した生活をすることにより、水と緑あふれる自然環境と快適な生活環境が保全されています。
		施策の展開方針	【6-3】方針１：あらゆる世代への緑化や自然環境に関する啓発及び活動支援の実施
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	8-4-6-1-0緑化推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	6-3-5	6-3-6				

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		イベントの開催などを通して、市民の緑化意識の向上を図る。また、現存する貴重な緑の保存について、市民団体の活動を支援し、自然環境の保全を図る。
②事業の内容		・ボランティア団体や自治会等に対する補助金の交付 ・緑化イベントの開催 ・ぐんま緑の県民基金・森林環境譲与税の一層の活用を図ったボランティア団体や自治会等に対する補助金の交付（里山の保全、寺社林の樹木管理への支援） ・市内緑化の基本方針の策定（みどりの基本計画）
③事業の対象者		市民、NPO法人、ボランティア団体、自治会等の団体
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・貴重な自然環境の保護・保全や森林環境教育などの活動団体の構成員が高齢化してきている。 ・緑化イベントは毎年度定期的に開催し、ある程度定着はしてきているがまだまだ認知度が低く、市民の緑化や自然環境の意識の高揚が図り切れていない。 ・市管理の街路や公園等における樹木の樹種・樹齢による特性を考慮に入れ植栽や管理を進めることで二酸化炭素吸収量の増加を効果的に図る必要がある。
	課題の要因	・団体の担い手不足 ・イベント開催のＰＲ不足や実施内容の固定化 ・樹種・樹齢による特性の把握と植栽すべき樹種選定により生態系を保全することや適正管理方法に関する全庁統一的な方針の未整備
	本市固有の事情	
	市民等からの声	自然環境整備は、対象となる面積も広く経費もかかり、ボランティア団体のみで活動することに限度があることから、支援を継続して欲しい。

	既存事業の有無	ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金（県）
	先進事例	ふかや花フェスタ＆オープンガーデンフェスタ（深谷市）
	要因の解消策	イベントの開催などにより緑化や自然環境への意識の高揚を図るとともに、ボランティア団体等が活動を継続していけるよう支援体制を整備する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	森林環境譲与税（国） ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金（県） 群馬県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金（県）
⑤事業実施により目指す成果		緑化イベントの開催及び貴重な自然環境の保護・保全や森林環境教育などを行うボランティア団体や自治会等を支援することにより、豊かな自然環境の保全を図る。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
緑化イベント来場者数	人	目標		19,000.0	19,500.0	20,000.0	20,500.0	21,000.0
		実績	18,000.0	18,500.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・イベントプログラムの配布数により来場者を算出する。 ・イベント開催時に来場者アンケートを実施する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・ボランティア団体や自治会等に対する補助金の交付 ・緑化イベントの開催 ・ぐんま緑の県民基金・森林環境譲与税の一層の活用を図るための財源調査と整理 ・里山保全に向けた活動団体との意見調整 ・寺社林等の樹木管理への支援に向けた市内全域調査 ・市内緑化の基本方針	歳出合計		7,005
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	680
			地方債	0
			その他	460
			一般財源	5,865

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・ボランティア団体や自治会等に対する補助金の交付 ・緑化イベントの開催 ・里山保全に向けた活動団体に対する補助金の交付または、市による直接管理 ・寺社林等の樹木管理のための樹木植替え（さくら再生プロジェクト事業） ・みどりの基本計画改定着手	歳出合計		61,511
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	800
			地方債	0
			その他	39,620
			一般財源	21,091

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・ボランティア団体や自治会等に対する補助金の交付 ・緑化イベントの開催 ・里山保全に向けた活動団体に対する補助金の交付または、市による直接管理 ・寺社林等の樹木管理のための樹木植替え（さくら再生プロジェクト事業） ・みどりの基本計画改定完了	歳出合計		64,489
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	37,168
			地方債	0
			その他	460
			一般財源	26,861

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・ボランティア団体や自治会等に対する補助金の交付 ・緑化イベントの開催 ・里山保全に向けた活動団体に対する補助金の交付または、市による直接管理 ・みどりの基本計画改定	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・ボランティア団体や自治会等に対する補助金の交付 ・緑化イベントの開催	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	3
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			52
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	緑化に対する市民の意識向上を図るとともに、緑化推進の一層強化を図るため、みどりの基本計画改定、さくら再生プロジェクト、峯岸山の保全を本事業の中心軸とし、計画性を持ってそれぞれ円滑に推し進めていくことが重要であると考えます。
	副部局長（二次評価）	みどりの基本計画改定では、新しい価値観のもと、グリーンインフラの効果を十分に発揮できる緑の整備計画となるよう進めることで、各社会課題の解決に貢献し、環境まちづくりに向けたグランドデザインとして役割を果たすことが望ましいものと考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 緑の多面的機能を十分に発揮することで、地球温暖化対策や暑さ対策、生物多様性の確保、生態系の保全などあらゆる分野で市民の生活の質を高めることができるため、実効性の高い事業を円滑に推進していくことが適切であると考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	浄化槽設置整備事業	２　拡充
部局名	環境部	課名	資源循環課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【６】　環境政策
		重点施策	【6-3】豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進
		目指す姿	【6-3】市民との協働や市民１人ひとりが環境に配慮した生活をすることにより、水と緑あふれる自然環境と快適な生活環境が保全されています。
		施策の展開方針	【6-3】方針２：生活排水対策の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	4-2-1-3-0浄化槽設置整備事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	4-6-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		下水道や農業集落排水を利用できない市民に対し、浄化槽補助事業を積極的に推進することにより、河川の水質浄化と文化的な都市生活の向上に寄与する。また、首都圏の飲料水を守るとともに、市内の河川などの公共用水域の水質を保全する。
②事業の内容		単独処理浄化槽や汲取り槽を使用している住宅の建替等により合併処理浄化槽を設置する市民や、既存の単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽に転換する市民に対し、補助金を交付する。
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	環境への負荷が大きい単独処理浄化槽や汲取り槽の利用は、河川水質の悪化の原因となり、自然環境及び生活環境に悪影響を及ぼしています。 生活排水対策を進め、生物多様性にとって重要な水環境を保全する必要があります。
	課題の要因	・転換の重要性の理解が進んでいない ・高額な工事費用をかけて浄化槽の転換を行えない
	本市固有の事情	本市の汚水処理人口普及率は令和５年度が70.3%、R5の全国平均は93.3%、R5の群馬県平均で85.0%となっており、より一層の事業の推進が必要となる。
	市民等からの声	転換等の工事コストが高いため、補助金があると非常に助かる

	既存事業の有無	なし
	先進事例	なし
	要因の解消策	・転換の重要性の周知徹底 ・事業の周知及び継続
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	国・・循環型社会形成推進交付金（補助率1/2） 県・・浄化槽整備事業費補助金（補助率1/4）
⑤事業実施により目指す成果		汚水処理人口普及率を令和１１年度に76.8%まであげる

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
建て替え等設置に関する補助件数	基	目標		50.0	50.0	50.0	50.0	50.0
		実績	22.0	17.0				
転換設置に対する補助件数	基	目標		135.0	135.0	135.0	135.0	135.0
		実績	96.0	59.0				
転換啓発活動	回	目標		6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
		実績	5.0	7.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	年間の活動実績による

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・単独処理浄化槽や汲取り槽から合併浄化槽設置への転換工事に対しての補助金 ・合併処理浄化槽へ転換のための啓発活動	歳出合計		88,830
		財源内訳	国庫支出金	31,710
			県支出金	15,884
			地方債	0
			その他	41,000
			一般財源	236
Ｒ８	・単独処理浄化槽や汲取り槽から合併浄化槽設置への転換工事に対しての補助金 ・合併処理浄化槽へ転換のための啓発活動	歳出合計		91,420
		財源内訳	国庫支出金	31,300
			県支出金	14,086
			地方債	0
			その他	46,000
			一般財源	34
Ｒ９	・単独処理浄化槽や汲取り槽から合併浄化槽設置への転換工事に対しての補助金 ・合併処理浄化槽へ転換のための啓発活動 ・浄化槽長寿命化計画策定業務委託の実施と計画策定に伴う地域計画の修正	歳出合計		104,570
		財源内訳	国庫支出金	28,740
			県支出金	12,992
			地方債	0
			その他	62,000
			一般財源	838
Ｒ１０	・単独処理浄化槽や汲取り槽から合併浄化槽設置への転換工事に対しての補助金 ・合併処理浄化槽へ転換のための啓発活動	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	・単独処理浄化槽や汲取り槽から合併浄化槽設置への転換工事に対しての補助金 ・合併処理浄化槽へ転換のための啓発活動	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

1－2　事業の概要（拡充部分）

タイトル		浄化槽長寿命化計画策定事業
①事業拡充の背景・必要性	現状と課題	循環型社会形成推進交付金（国庫補助金）において、市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく合併処理浄化槽の更新事業についても補助対象となったが、本市では浄化槽長寿命化計画を策定しておらず、補助要件を満たしていない状況です。
	課題の要因	浄化槽長寿命化計画を策定し、また計画策定に伴い地域計画を修正する必要があります。
	要因の解消策	浄化槽長寿命化計画策定業務委託を実施し長寿命化計画を策定すると伴に、これに伴う地域計画の修正を行います。
②事業実施により目指す成果		合併処理浄化槽の更新を行う市民に対し、補助金を交付し負担軽減を図ります。 また、補助金を交付することで老朽化した合併処理浄化槽の更新を促進し、河川の水質を保全します。
③指標の見直し内容	施策の展開方針の成果指標	
	重点事業の目標（KPI）	

2-2　事業実施の具体的方法・手段（拡充部分）

Ｒ９	実施内容
	浄化槽長寿命化計画策定業務委託の実施
	財源（拡充部分）
	都市環境整備基金繰入金及び一般財源
Ｒ１０	実施内容
	財源（拡充部分）
Ｒ１１	実施内容
	財源（拡充部分）

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			53
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	自然環境、生活環境の改善のためには、単独処理浄化槽や汲取り槽からの転換促進に対する補助は必要であり、今後も推進していきたいと考えます。また、合併処理浄化槽の更新について、国庫補助金が拡充されたことから、補助要件である浄化槽長寿命化計画の策定を進め、市民負担の軽減等からも補助事業の拡充が必要と考えます。
	副部局長（二次評価）	河川の水質改善は、生物多様性にとって重要であり、水環境の保全のために単独浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽への転換促進は、必要な事業であると考えます。また、補助事業を実施することで、市民負担の軽減から老朽化した合併処理浄化槽の更新を促進し、河川の水質保全にも繋がることから、浄化槽長寿命化計画の策定を進める必要があると考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 公共用水域の水質汚濁の改善のため、単独処理浄化槽や汲取り槽からの転換促進に対する補助は必要な事業であると考えます。また、市民負担の軽減と河川の水質保全の面からも、合併処理浄化槽の更新に対する補助事業は必要と考えており、浄化槽長寿命化計画策定事業を進める必要があると考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	し尿処理施設適正管理推進事業	３　継続
部局名	環境部	課名	資源循環課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【６】　環境政策
		重点施策	【6-3】豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進
		目指す姿	【6-3】市民との協働や市民１人ひとりが環境に配慮した生活をすることにより、水と緑あふれる自然環境と快適な生活環境が保全されています。
		施策の展開方針	【6-3】方針２：生活排水対策の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	4-2-3-1-0茂呂クリーンセンター維持管理事業
予算科目２	4-2-3-1-0赤堀環境センター維持管理事業
予算科目３	4-2-3-1-0境クリーンセンター維持管理事業
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	8-7-1

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		収集されたし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理するため、老朽化したし尿処理施設の機能改善整備と、し尿処理施設の統合に向けた施設整備を行うと共に、既存設備機器の維持管理を安定的かつ効率的に実施することで、衛生的な生活環境を維持します。また、し尿処理施設を統合し、当該施設で受け入れたし尿及び浄化槽汚泥を、汚水処理施設で共同処理することで、経費の削減と安定したし尿処理を進めます。
②事業の内容		○老朽化した処理施設の基幹的設備の定期的な修繕や改修等 ○し尿処理施設の統合に向けた施設整備等 ○し尿処理施設で受け入れたし尿及び浄化槽汚泥の汚水処理施設での共同処理を行うために必要な施設及び設備機器の整備
③事業の対象者		市民、市内事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	○し尿処理施設の老朽化により更新時期を迎えている施設や設備機器の修繕費及び維持費等が多額にかかることから、効率的なし尿処理体制の構築が不可欠な状況にある。 ○人口減少を踏まえた地域社会に向け、既存施設の有効活用やし尿処理の合理化を図る必要がある。
	課題の要因	○下水道の普及と人口減少の進行により、し尿等収集量の減少や浄化槽汚泥の増加による処理効率の低下が見込まれる。 ○処理設備の老朽化により処理機能が低下し、適正な維持管理に必要なし尿処理費用が増加すると共に、改修の必要性が生じている。
	本市固有の事情	人口減少や下水道等の整備普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の排出量が将来的に減少すると推計されているものの、今後もし尿及び浄化槽汚泥はなくなることはなく、安定した処理施設の維持が必要な状況にある。
	市民等からの声	令和6年1月17日「境クリーンセンターの設備の更新と利用延長についての要望書」を受けています。

	既存事業の有無	無
	先進事例	○地域し尿処理施設(分福処理区)統合（館林市） ○北部浄化センターし尿受入施設（片品村） ○前橋市し尿処理施設での集約処理（前橋市）
	要因の解消策	○老朽化した処理施設の統合を進めるとともに、汚水処理施設でのし尿と汚水の共同処理を進める。 ○し尿処理施設の統合及び汚水処理施設での共同処理を実施するまでの間、し尿処理施設を安定的かつ効率的に維持し、長寿命化を図る。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	し尿処理施設の改修や集約化・複合化には、一般廃棄物処理事業債(充当率75%)、公共施設等適正管理推進事業債(充当率90%)などを活用。
⑤事業実施により目指す成果		し尿処理施設の改修や集約化・複合化により、し尿処理に関して一層の効率化が図られ、し尿処理の経済性の向上等が見込まれる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
汚水処理施設でのし尿及び浄化槽汚泥共同処理量	%	目標		36.0	36.0	36.0	36.0	36.0
		実績	34.0	31.8				
整備及び修繕等の件数	件	目標		38.0	28.0	30.0	16.0	19.0
		実績	13.0	32.0				
し尿処理施設の統廃合の施設数	施設	目標						1.0
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	○し尿処理施設で受入れたし尿及び浄化槽汚泥を、汚水処理施設で処理した処理量の割合を把握する。 ○個別施設計画の進行管理により整備及び修繕等の件数、し尿処理施設の統廃合の施設数を把握する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	○老朽化した茂呂クリーンセンターの基幹的設備修繕と、し尿処理施設統合に伴い必要となる補強整備を計画的に実施します。 ○茂呂クリーンセンターで受け入れたし尿・浄化槽汚泥を、隣接する伊勢崎浄化センターで処理するため、汚泥圧送管での圧送を実施し安定的な処理を進めます。 ○各処理施設の定期的な補修や老朽化などに伴う故障箇所の修繕を実施し、施設機能の維持を行います。	歳出合計		852,382
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	206,100
			その他	58,556
			一般財源	587,726

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	○老朽化した茂呂クリーンセンターの基幹的設備修繕と、し尿処理施設統合に伴い必要となる補強整備を計画的に実施します。 ○茂呂クリーンセンターで受け入れたし尿・浄化槽汚泥を、隣接する伊勢崎浄化センターで処理するため、汚泥圧送管での圧送を実施し安定的な処理を進めます。 ○汚水処理施設でのし尿と汚水の共同処理を上下水道局と調整しながら進めます。 ○各処理施設の定期的な補修や老朽化などに伴う故障箇所の修繕を実施し、施設機能の維持を行います。	歳出合計		919,874
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	303,400
			その他	94,837
			一般財源	521,637

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	○老朽化した茂呂クリーンセンターの基幹的設備修繕と、し尿処理施設統合に伴い必要となる補強整備を計画的に実施します。 ○茂呂クリーンセンターで受け入れたし尿・浄化槽汚泥を、隣接する伊勢崎浄化センターで処理するため、汚泥圧送管での圧送を実施し安定的な処理を進めます。 ○汚水処理施設でのし尿と汚水の共同処理を進めるため、上下水道局の共同処理施設事業と共同で実施します。 ○各処理施設の定期的な補修や老朽化などに伴う故障箇所の修繕を実施し、施設機能の維持を行います。 ○休止している赤堀環境センター処理施設を撤去するための調査及び実施設計を行います。	歳出合計		835,004
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	195,900
			その他	0
			一般財源	639,104

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	○茂呂クリーンセンターで受け入れたし尿・浄化槽汚泥を、隣接する伊勢崎浄化センターで処理するため、汚泥圧送管での圧送を実施し安定的な処理を進めます。 ○汚水処理施設でのし尿と汚水の共同処理を進めるため、上下水道局の共同処理施設事業と共同で実施します。 ○各処理施設の定期的な補修や老朽化などに伴う故障箇所の修繕を実施し、施設機能の維持を行います。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	○茂呂クリーンセンターで受け入れたし尿・浄化槽汚泥を、隣接する伊勢崎浄化センターで処理するため、汚泥圧送管での圧送を実施し安定的な処理を進めます。 ○汚水処理施設でのし尿と汚水の共同処理を進めるため、上下水道局の共同処理施設事業と共同で実施します。 ○共同処理に伴う生活環境影響調査を実施します。 ○各処理施設の定期的な補修や老朽化などに伴う故障箇所の修繕を実施し、施設機能の維持を行います。 ○休止している赤堀環境センター処理施設の撤去を行います。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	し尿及び浄化槽汚泥の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により市が実施すべき業務であり、当該事業は、これを効率的に実現するための有効性のある事業である。また、最適な処理体制を確立し安定的かつ効率的な処理の推進する。併せてし尿及び浄化槽汚泥を下水処理施設と共同処理し、効率的に市民の衛生的な生活環境を維持するため必要な事業である。
	副部局長（二次評価）	し尿及び浄化槽汚泥の処理は、良好で快適な生活環境を維持するためには必要不可欠である。各処理施設の老朽化が進む中で、今後もこの生活環境を保持するため、事業を継続することで最適な処理体制を確立し、安定的かつ効率的な処理の推進をしなければならないと考える。また、し尿及び浄化槽汚泥を下水処理施設と共同処理することにより、施設の集約につながり、処理経費等の削減が可能となるため、継続的実施が必要な事業である。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき収集された、し尿及び浄化槽汚泥を適切に処理するため、市民の衛生的な生活環境の維持という市の責務を果たすには、老朽化が進む処理施設の適正な修繕や保守管理が不可欠である。また、適切なし尿及び浄化槽汚泥処理の実施、市民の衛生的な生活環境の維持という市の責務を果たすにあたり、経費の削減も併せて実現するには、処理施設の集約や下水処理施設と共同処理は不可欠なものであり、継続が必要な事業と考える。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	環境対策事業	３　継続

部局名	環境部	課名	環境政策課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【６】　環境政策
		重点施策	【6-3】豊かな自然環境の保全と衛生的な生活環境の推進
		目指す姿	【6-3】市民との協働や市民１人ひとりが環境に配慮した生活をすることにより、水と緑あふれる自然環境と快適な生活環境が保全されています。
		施策の展開方針	【6-3】方針３：市民との協働等による快適な生活環境の保全
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	⑤ ＤＸ推進プロジェクト
			③ 暮らしの安心実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	⑤ デジタル人材の育成・確保
			③ 都市環境・交通網・インフラの整備

予算科目１	4-1-4-2-0環境対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市民の環境意識の向上を図るとともに、自発的活動が活性化するよう支援を行い、快適な生活環境を保全する。また、市民への支援を通して市民との協働による環境に配慮したまちづくりを行う。工場や事業場等からの水質汚濁や騒音、振動、悪臭といった公害の発生を防止することで、市民の生活環境を保全する。河川や沼、地下水の水質を良好な状態に保つことで、将来にわたり貴重な自然環境と多様な生態系を保全する。
②事業の内容		環境美化活動の登録団体への支援（アダプト・プログラム）、行政区への環境啓発看板の配布、有識者を含む会議の開催、自主的に取り組む地域の環境保全活動や環境教育等を推進する事業に補助金を交付、市民参加型の生物調査の実施、工場や事業場等の排水分析及び排水設備の立入検査、騒音・振動及び悪臭の測定、河川・沼及び地下水の水質調査の実施
③事業の対象者		市民、市民団体、事業者、行政区等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・事業者が原因となる公害ではなく、身近な生活環境に関する苦情が多くなっている。 ・環境美化活動に取り組むアダプト・プログラム登録団体数が近年は横ばいである。 ・多様化する市民の環境へのニーズに対応する施策が求められている。 ・外来生物に関する市民からの問い合わせが増加しているが、市内の在来種や外来種の現状がわからず、生物多様性に係る課題整理ができていない。
	課題の要因	・市民のライフスタイルの多様化 ・環境に関する考え方の多様化 ・市民の環境へのニーズの多様化 ・行政主導や規制行政による事業展開 ・生物多様性の保全に関する取組不足
	本市固有の事情	・外国人が多く、ライフスタイルや地域コミュニティに関する考え方などが多様化している。
	市民等からの声	・環境美化活動の活動領域の拡大や支援内容の拡充をしてほしい。 ・外来生物に関する啓発をしてほしい。

	既存事業の有無	アダプト・プログラム 環境啓発看板の配布
	先進事例	・未来へつなげる環境活動支援事業補助金（福岡市）　・環境保全活動事業補助金（春日市） ・地域環境保全自主活動事業補助金（千葉市）　・スマホアプリを利用した夏の生きもの調査（神戸市） ・あだち生き物図鑑をつくろう！（東京都足立区） ・アプリで生き物探し！夏休み特別クエストinかわさき（川崎市）
	要因の解消策	・市民の自主的な環境保全活動を支援する体制を整備する。 ・有識者や市民の意見を政策に反映させる。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		・市民との協働により快適な生活環境が保全される。 ・市民の環境保全に関する自主的な取組が推進され、市民一人ひとりが環境に配慮した生活を送る。 ・市民の生物多様性に係る環境意識の向上が図られ、自然環境の保全に対する理解が深まる。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
アダプト・プログラム登録団体数	団体	目標		58.0	61.0	64.0	67.0	70.0
		実績	22.0	24.0				
環境まちづくり推進補助金に係る環境啓発・教育事業の参加者数	人	目標		40.0	60.0	80.0	80.0	100.0
		実績	725.0	725.0				
市民参加型生物調査参加者数	人	目標		200.0	220.0	242.0	266.0	293.0
		実績	960.0	960.0				
猫に関する苦情相談の受付件数	件	目標		－	50.0	45.0	40.0	35.0
		実績	－	－				
ヤードに関する苦情相談の受付件数	件	目標		－	3.0	2.0	1.0	0.0
		実績	－	－				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・アダプト・プログラム登録団体からの環境美化活動報告書の提出 ・補助金交付申請者への聴き取りの実施 ・有識者を含む外部会議に報告して意見をもらう。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・アダプト・プログラム登録団体への支援（看板の設置、消耗品の支給、ボランティア保険等） ・行政区への啓発看板の配布（犬のふん害、ポイ捨て等） ・市民の自主的な環境活動等に対する啓発（環境の日のイベント等） ・市民団体や企業などの自主的な環境活動への支援（環境まちづくり推進補助金の交付） ・生物多様性の保全に係る啓発等（市民参加型生物調査の実施等） ・工場や事業場等の排水分析及び排水設備の立入検査並びに騒音、振動及び悪臭の測定 ・河川、沼及び地下水の水質調査の実施	歳出合計		36,768
		財源内訳	国庫支出金	1,661
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	2
			一般財源	35,105

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・アダプト・プログラム登録団体への支援（看板の設置、消耗品の支給、ボランティア保険等） ・行政区への啓発看板の配布（犬のふん害、ポイ捨て等） ・市民の自主的な環境活動等に対する啓発（環境の日のイベント等） ・市民団体や企業、行政区などの自主的な環境活動への支援（環境まちづくり推進補助金の交付） ・生物多様性の保全に係る啓発等（市民参加型生物調査の実施、出前講座等） ・自然共生サイト認定に向けた環境調査 ・工場や事業場等の排水分析及び排水設備の立入検査並びに騒音、振動及び悪臭の測定 ・河川、沼及び地下水の水質調査の実施 ・【拡充】飼い主のいない猫を保護、管理する団体に飼養管理費の補助金を交付 ・【拡充】ヤード事業所に対して県条例の基準の周知の実施	歳出合計		48,864
		財源内訳	国庫支出金	4,711
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	44,152

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・アダプト・プログラム登録団体への支援（看板の設置、消耗品の支給、ボランティア保険等） ・行政区への啓発看板の配布（犬のふん害、ポイ捨て等） ・市民の自主的な環境活動等に対する啓発（環境の日のイベント等） ・市民団体や企業、行政区などの自主的な環境活動への支援（環境まちづくり推進補助金の交付） ・生物多様性の保全に係る啓発等（市民参加型生物調査の実施、出前講座等） ・自然共生サイト認定に向けた環境調査、自然共生サイトの認定申請 ・工場や事業場等の排水分析及び排水設備の立入検査並びに騒音、振動及び悪臭の測定 ・河川、沼及び地下水の水質調査の実施 ・飼い主のいない猫を保護、管理する団体に飼養管理費の補助金を交付 ・ヤード事業所に対して県条例の基準の周知の実施	歳出合計		60,337
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	60,337

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・アダプト・プログラム登録団体への支援（看板の設置、消耗品の支給、ボランティア保険等） ・行政区への啓発看板の配布（犬のふん害、ポイ捨て等） ・市民の自主的な環境活動等に対する啓発（環境の日のイベント等） ・市民団体や企業、行政区などの自主的な環境活動への支援（環境まちづくり推進補助金の交付） ・生物多様性の保全に係る啓発等（市民参加型生物調査の実施、出前講座等） ・自然共生サイト認定に向けた環境調査、自然共生サイトの認定申請 ・工場や事業場等の排水分析及び排水設備の立入検査並びに騒音、振動及び悪臭の測定 ・河川、沼及び地下水の水質調査の実施 ・飼い主のいない猫を保護、管理する団体に飼養管理費の補助金を交付 ・ヤード事業所に対して県条例の基準の周知の実施	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・アダプト・プログラム登録団体への支援（看板の設置、消耗品の支給、ボランティア保険等） ・行政区への啓発看板の配布（犬のふん害、ポイ捨て等） ・市民の自主的な環境活動等に対する啓発（環境の日のイベント等） ・市民団体や企業、行政区などの自主的な環境活動への支援（環境まちづくり推進補助金の交付） ・生物多様性の保全に係る啓発等（市民参加型生物調査の実施、出前講座等） ・自然共生サイト認定に向けた環境調査、自然共生サイトの認定申請 ・工場や事業場等の排水分析及び排水設備の立入検査並びに騒音、振動及び悪臭の測定 ・河川、沼及び地下水の水質調査の実施 ・飼い主のいない猫を保護、管理する団体に飼養管理費の補助金を交付 ・ヤード事業所に対して県条例の基準の周知の実施	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			49
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	猫に関する苦情が増加する中、生活環境を保全するため飼い主のいない猫等に関する対策を講じており、苦情を減少させるために取組の拡充が求められている。	
	副部局長（二次評価）	増加する生活環境の相談への対応として、快適な生活環境の保全を目指すため、市民協働による猫に関する対策を必要な施策として展開していく。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		本事業により市民一人ひとりに環境配慮を促し、市民との協働による生活環境の保全を重要な施策として推進する。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

共生・共創・行財政政策

互いに認め合い、共に創る、
未来に向かって持続発展できるまち

7-1　互いに認め合う多文化共生の推進

7-2　人権を尊重するまちづくりの推進

7-3　協働まちづくりと地域活動の推進

7-4　効率的かつ安定的な行財政経営の推進

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	多文化共生社会形成事業	３　継続
部局名	市民部	課名	多文化共生課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-1】互いに認め合う多文化共生の推進
		目指す姿	【7-1】異なる生活習慣や文化的背景のある外国人住民が生活者として地域コミュニティに溶け込み、互いに認め合う共生社会が実現しています。
		施策の展開方針	【7-1】方針１：生活者としての外国人が言葉、文化、習慣を学ぶ機会の充実
			【7-1】方針２：外国人の就労先での日本語や生活習慣を学ぶ機会の創出
			【7-1】方針３：外国人が生活者として地域に参加できる環境づくり
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
			④ 共生社会実現プロジェクト
			⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 労働環境の向上と雇用確保の支援
			④ 多文化理解の促進とグローバル人材の育成
			④ 外国人への支援体制の構築
			⑤ 誰一人取り残さないための取組

予算科目１	2-1-17-3-0多文化共生社会形成事業
予算科目２	2-1-17-2-0国際交流事業
予算科目３	2-1-17-3-0多文化共生センター事業
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	1-2-3	2-5-1	8-2-1	8-2-2	8-2-3	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		外国人に日本語や生活ルールを知ってもらうために様々な取り組みをし、またお互いの文化や生活習慣を知り、理解することで、日本人・外国人が分け隔てなく地域の一員として協力して生活できるよう多文化共生を推進する。
②事業の内容		・生活者としての外国人が言葉、文化、習慣を学ぶ機会の充実 ・外国人の就労先での日本語や生活習慣を学ぶ機会の創出 ・外国人が生活者として地域に参加できる環境づくり
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・本市の外国人人口は、ここ１０年間で５，８００人以上増加した。 ・永住、定住が多い一方で、特定技能などの労働者も急増している。 ・言葉や生活習慣を知らないことで地域などでのトラブルにつながる場合がある。
	課題の要因	・少子高齢化による労働力不足 ・生活ルールを学ぶ機会の不足 ・日本語を学ぶ機会の不足 ・多文化に触れる機会の不足
	本市固有の事情	・本市の外国人が多国籍であることで、行政サービス等の翻訳についても、すべての言語に対応できない。
	市民等からの声	・日本人と外国人の相互理解 ・外国人の日本文化等の理解促進 ・多種多様な市民が共生できる環境の整備

既存事業の有無	日本語教育関連事業（伊勢崎市国際交流協会）
先進事例	・外国人学習支援センター運営事業（浜松市） ・地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業（浜松市） ・多文化共生推進啓発事業（鈴鹿市）
要因の解消策	・生活者としての外国人が言葉、文化、習慣を学ぶ機会を充実させる。 ・外国人の就労先での日本語や生活習慣を学ぶ機会を創出する。 ・外国人が生活者として地域に参加できる環境をつくる。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	外国人受入環境整備交付金（運営）（国）（補助率 1/2）
⑤事業実施により目指す成果	・外国人が言葉、文化、習慣を学ぶ機会を得ることにより、日本人・外国人とも安心して生活できるようにする。 ・外国人が就労先での日本語や生活習慣を学ぶ機会を得ることにより、職場や地域でのコミュニケーションが図られ、生活が豊かになる。 ・外国人が地域社会に参加できる環境を得ることにより、日本人、外国人がお互いに理解し協力し合える多文化共生のまちの実現を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
翻訳数	枚	目標		182.0	200.0	210.0	220.0	230.0
		実績	147.0	246.0				
災害時外国人支援ボランティア数	人	目標		67.0	70.0	72.0	74.0	76.0
		実績	61.0	61.0				
生活ガイドブックの配布数	部	目標		2,500.0	－	－	－	－
		実績	1,591.0	3,313.0	－	－	－	－
多文化共生フェスタの参加者数	人	目標		900.0	950.0	1,000.0	1,050.0	1,100.0
		実績	800.0	1,300.0				
デジタル技術を活用したコミュニケーション支援の利用件数	件	目標		－	2,600.0	5,200.0	7,900.0	8,000.0
		実績		－				
通訳及び相談対応人数	人	目標		－	6,950.0	7,000.0	7,050.0	7,100.0
		実績	6,252.0	－				
日本語教室受講者数	人	目標		－	300.0	350.0	400.0	450.0
		実績	215.0	－				
外国人向けポータルサイトの周知件数	件	目標		－	4,000.0	4,100.0	4,200.0	4,300.0
		実績		－				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	参加者へのアンケートの実施や、四半期ごとの実績件数の確認 通訳サービスの利用時間を確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・日本語教室などの日本語支援事業 ・（仮称）多文化共生センターの開所及び運営 ・多文化交流イベント、講座などの開催 ・外国人総合相談窓口の開設 ・行政文書等の翻訳事業 ・伊勢崎市国際交流協会の運営方法の見直しについて検討	歳出合計		22,054
		財源内訳	国庫支出金	381
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	10,001
			一般財源	11,672

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・日本語教室などの日本語支援事業 ・多文化共生センターの運営 ・多文化交流イベント、講座などの開催 ・外国人総合相談窓口の開設 ・行政文書等の翻訳事業 ・【拡充】多言語翻訳機等の導入・運用 ・伊勢崎市国際交流協会の運営方法の見直しに向けた体制整備	歳出合計		41,652
		財源内訳	国庫支出金	8,270
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	33,381

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・日本語教室などの日本語支援事業 ・多文化共生センターの運営 ・多文化交流イベント、講座などの開催 ・外国人総合相談窓口の開設 ・行政文書等の翻訳事業 ・多言語翻訳機等の運用 ・伊勢崎市国際交流協会の運営方法の見直しを実施	歳出合計		38,531
		財源内訳	国庫支出金	5,358
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	33,172

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・日本語教室などの日本語支援事業 ・多文化共生センターの運営 ・多文化交流イベント、講座などの開催 ・外国人総合相談窓口の開設 ・行政文書等の翻訳事業 ・多言語翻訳機等の運用	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・日本語教室などの日本語支援事業 ・多文化共生センターの運営 ・多文化交流イベント、講座などの開催 ・外国人総合相談窓口の開設 ・行政文書等の翻訳事業 ・多言語翻訳機等の運用	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			44
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	外国籍住民と日本人住民が地域で協力しながら生活することができるようコミュニケーション支援のほか、相談窓口や情報提供を充実していく必要があります。 今後も多文化共生キーパーソン等からの意見聴取や、企業等との連携を図りながら効果的に事業を実施していきます。
	副部局長（二次評価）	外国籍住民の定住化が進み、生活者としての外国籍住民が増加する中、言葉の壁をなくすためのコミュニケーション支援のほか、日本人住民と外国籍住民の相互理解を促進するための交流支援や多文化共生意識の醸成を目的とした事業等を実施し、多文化共生の推進に取り組みます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 外国籍住民について、地域や企業、関係団体などと情報交換を行い、課題の洗い出し及び解決に向けた取組が重要です。 引き続き、多文化共生社会の形成に向けて、重点事業に取り組んでください。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	人権啓発事業	３　継続

部局名	市民部	課名	人権課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-2】人権を尊重するまちづくりの推進
		目指す姿	【7-2】１人ひとりが価値観の多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合う中で、誰もが個性や能力を十分に発揮して活躍しながら、自分らしく暮らすことができています。
		施策の展開方針	【7-2】方針１：人権教育・啓発の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	④ 共生社会実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	④ 多様な人材が活躍できる環境づくり

予算科目１	3-1-1-2-0人権啓発事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	8-2-2	8-2-4				

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市民の人権に関する正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図る。また、法務局や群馬弁護士会等の関係機関と連携し、市民が抱える様々な困難の解決を支援する。
②事業の内容		・人権啓発フェスティバル等の人権に関する講演会の実施 ・人権に関するパネル展等の啓発活動の実施 ・企業、地域団体等が実施する人権に関する研修会への講師派遣 ・人権法律行政相談の実施
③事業の対象者		市民、団体等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・従来の人権課題に加え、インターネットによる人権侵害、犯罪被害者等や性的マイノリティ等の新しい人権課題が生じており、人権に関する正しい理解と認識を深める必要がある。 ・市民が抱える困難が多様化しており、相談・支援体制の充実が求められている。
	課題の要因	・社会情勢の変化に伴う人権課題及び市民が抱える困難の多様化・複雑化 ・人権に関する理解や認識の不足 ・困難を解決するための機会や情報の不足
	本市固有の事情	・外国籍住民が県内で最も多いことから、外国人に対する偏見や差別意識の解消が求められている。
	市民等からの声	

	既存事業の有無	人権教育・啓発の推進に関する伊勢崎市基本計画、人権法律行政相談、伊勢崎市犯罪被害者等支援条例、群馬県パートナーシップ宣誓制度（県）等
	先進事例	
	要因の解消策	・人権啓発により、市民の人権に関する理解と認識を深める。 ・市民が抱える様々な困難を解決するための支援を行う。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	人権啓発活動地方委託事業（県）
⑤事業実施により目指す成果		市民の人権意識の高揚を図るとともに、困難を解決するための支援を行うことで、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合う共生社会の実現を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
講演会等において人権意識が向上した人の割合	%	目標		94.4	94.8	95.2	95.6	96.0
		実績	93.9	92.3				
人権法律行政相談数	件	目標		600.0	600.0	600.0	600.0	600.0
		実績	606.0	629.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・講演会等でのアンケート実施

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・基本的人権に関わる講演会、研修会、学習会の開催 ・隣保館・集会所活動の充実 ・人権擁護委員・弁護士・行政相談委員との協力・連携 ・相談体制の充実	歳出合計		13,064
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	1,021
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	12,043

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・基本的人権に関わる講演会、研修会、学習会の開催 ・隣保館・集会所活動の充実 ・人権擁護委員・弁護士・行政相談委員との協力・連携 ・相談体制の充実	歳出合計		14,012
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	890
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	13,121

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・基本的人権に関わる講演会、研修会、学習会の開催 ・隣保館・集会所活動の充実 ・人権擁護委員・弁護士・行政相談委員との協力・連携 ・相談体制の充実	歳出合計		14,012
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	832
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	13,180

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・基本的人権に関わる講演会、研修会、学習会の開催 ・隣保館・集会所活動の充実 ・人権擁護委員・弁護士・行政相談委員との協力・連携 ・相談体制の充実	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・基本的人権に関わる講演会、研修会、学習会の開催 ・隣保館・集会所活動の充実 ・人権擁護委員・弁護士・行政相談委員との協力・連携 ・相談体制の充実	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			44
評価			B

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	社会情勢の変化に伴い、LGBTQなどの性的マイノリティーや外国人へのヘイトスピーチといった新たな課題が顕在化し、人権課題は年々複雑化しており、人権意識を高めるための啓発活動は必要不可欠です。また、本市は外国籍の方々が多く暮らしており、外国人への啓発が課題です。これまでの啓発事業にの充実に加え、外国人向けの多言語での啓発が必要と考えます。
	副部局長（二次評価）	社会の変化やインターネットやAIの発展により、人権課題は複雑化しており、人権尊重への理解や認識を深めるための啓発活動は不可欠です。また、本市は外国籍の方々が多いことから、共生社会の理念を伝えることが大切であり、お互いを認め合う社会実現のため更なる人権啓発に取り組む必要があると考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 社会情勢や情報技術の発展により人権課題はより複雑化し、性的マイノリティーなどの新たな課題の解消に向け、お互いを認め合う共生社会の実現には人権啓発の推進が必要不可欠です。人権講演会の開催や情報発信等、啓発の充実、また、本市の特色として外国籍の方が多いため、外国籍の方向けの啓発にも充実を図ってください。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	男女共同参画推進事業	３　継続
部局名	市民部	課名	人権課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-2】人権を尊重するまちづくりの推進
		目指す姿	【7-2】１人ひとりが価値観の多様性を認め合い、互いの人権を尊重し合う中で、誰もが個性や能力を十分に発揮して活躍しながら、自分らしく暮らすことができています。
		施策の展開方針	【7-2】方針２：男女共同参画の推進
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
			④ 共生社会実現プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 労働環境の向上と雇用確保の支援
			④ 多様な人材が活躍できる環境づくり

予算科目１	2-1-7-3-0男女共同参画推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	8-2-2					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		男女共同参画に係る正しい理解と認識を深め、固定的な性別役割分担意識の解消を図る。また、配偶者からの暴力防止に関する理解を深め、市民が安心して暮らせる環境を整備し、誰もが個性や能力を十分に発揮して活躍できる男女共同参画社会の実現を目指す。
②事業の内容		・市民関係団体と協働し講演会やセミナーを開催することによる意識啓発の実施 ・配偶者からの暴力の防止に向けた啓発活動の実施 ・配偶者暴力相談支援センター事業を基軸とし、関係機関との連携による、一時保護の支援や証明書発行などの行政手続の支援
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・市内事業所における女性管理職の割合は緩やかな変化に留まっている。 ・家庭における男性の家事・育児参加は低調である。 ・市内事業所における男性従業員の育児休業取得率は女性と比較して低い。 ・ＤＶ相談件数は増加傾向にある。
	課題の要因	・固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による障壁が依然として残っていることから、男性の育児参加が進まず、家事や育児の大半を女性が担っている。その結果として、社会における女性活躍の進みが遅い。 ・社会における男女平等が進まないことから、経済的な力関係などを背景としたＤＶが生じている。
	本市固有の事情	・外国籍住民が県内最多であり、多言語対応によるＤＶ相談が必要とされる。
	市民等からの声	・男女共同参画の啓発事業について市民から要望があり、ＤＶ相談の状況などについて議会から質問があった。

	既存事業の有無	・群馬県男女共同参画センター（県） ・群馬県女性相談支援センター（県）等
	先進事例	・男女共同参画推進条例の制定（前橋市、高崎市、太田市、渋川市、館林市） ・男女共同参画センター設置（前橋市、高崎市） ・男女共同参画都市宣言（館林市）
	要因の解消策	・講演会やセミナー、パネル展などの啓発を実施することにより、市民の意識が変化し、行動変容につながるよう市民や事業主に働きかける。 ・被害者支援に当たっては、本人が希望する支援を提供するため、県や警察、民間支援団体などの関係機関と緊密に連携する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	配偶者暴力相談支援センター事業運営において、困難な問題を抱える女性支援推進等事業費補助金（内閣府、補助率1/2）を活用。
⑤事業実施により目指す成果		家庭・職場・学校・地域などあらゆる場において、誰もが個性や能力を十分に発揮して活躍できる男女共同参画を推進する。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
講演会やイベントなどにおいて内容の理解ができた人の割合	%	目標		94.0	94.5	95.0	95.5	96.0
		実績	９３	87.2				
配偶者暴力相談支援センター相談件数（延べ）	件	目標		200.0	210.0	220.0	230.0	240.0
		実績	１３８	500.0				
就労環境の整備により女性活躍の機運が高まったとした事業者割合	%	目標		－	80.0	85.0	90.0	
		実績	－	－				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・講演会実施時のアンケートの実施 ・ＤＶ相談件数を四半期ごとに実績を確認 ・年度ごとの活動実績を有識者等で構成する外部会議で審議 ・補助対象事業者に対し、アンケートを実施

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・男女共同参画に関する啓発活動 ・講演会や研修会などの開催 ・女性人材データバンクの充実 ・配偶者暴力相談支援センター運営事業 ・配偶者からの暴力防止に係る啓発活動	事業費（千円）		
		歳出合計		1,506
		財源内訳	国庫支出金	51
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	1,455

	実施内容			
Ｒ８	・男女共同参画に関する啓発活動 ・講演会や研修会などの開催 ・女性人材データバンクの充実 ・【拡充】女性活躍職場環境づくり補助事業の実施 ・配偶者暴力相談支援センター運営事業 ・配偶者からの暴力防止に係る啓発活動	事業費（千円）		
		歳出合計		13,964
		財源内訳	国庫支出金	6,260
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	7,704

	実施内容			
Ｒ９	・男女共同参画に関する啓発活動 ・講演会や研修会などの開催 ・女性人材データバンクの充実 ・女性活躍職場環境づくり補助事業の実施 ・配偶者暴力相談支援センター運営事業 ・配偶者からの暴力防止に係る啓発活動	事業費（千円）		
		歳出合計		13,964
		財源内訳	国庫支出金	51
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	13,913

	実施内容			
Ｒ１０	・男女共同参画に関する啓発活動 ・講演会や研修会などの開催 ・女性人材データバンクの充実 ・女性活躍職場環境づくり補助事業の実施 ・配偶者暴力相談支援センター運営事業 ・配偶者からの暴力防止に係る啓発活動	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・男女共同参画に関する啓発活動 ・講演会や研修会などの開催 ・女性人材データバンクの充実 ・配偶者暴力相談支援センター運営事業 ・配偶者からの暴力防止に係る啓発活動	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	3
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	3
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	3
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			42
評価			B

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	少子高齢社会の到来を受け、男女共同参画社会の実現は重要な政策課題であり、今後も最小の経費で最大の効果を意識し、市民団体との協働による講演会やセミナー、啓発パネル展などの啓発活動を実施するとともに、本年度から女性が活躍できる職場環境の整備を行う事業者への直接補助を開始したこともあり、事業者への働きかけも強化していく。 また、配偶者暴力相談支援センター事業について相談件数は増加傾向にあることから、相談ニーズを的確にとらえ、引き続き被害者に寄り添った支援体制の充実に努めていく。
	副部局長（二次評価）	労働者人口の減少が見据え、男女共同参画型の社会の構築は喫緊の課題と考えている。費用対効果を意識しながら、今後も市民及び事業者に向けて積極的な啓発活動を継続していきたい。 また、配偶者暴力防止法及び困難女性支援法に基づく、ＤＶ被害者等相談件数は年々増加傾向にあることから、積極的な研修の受講など相談員の一層の資質向上を図り、相談体制の整備に努めたい。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 男女共同参画、女性活躍推進、配偶者暴力防止、困難な問題を抱える女性支援いずれも市民生活に係る重要な課題と認識している。 講演会やセミナー、啓発パネル展などの啓発活動に加え、本年度から女性活躍職場環境づくり補助金を創設し、積極的な事業者への働きかけを実施しているところである。市民、事業者、市が連携して政策に取り組み、男女共同参画社会の実現に注力していく。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	区長会事務事業	３　継続

部局名	総務部	課名	行政課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-3】協働まちづくりと地域活動の推進
		目指す姿	【7-3】様々な課題の解決に向けて、近隣自治体との連携や、市民と行政による情報共有など、協働して住みよいまちづくりを進めています。
		施策の展開方針	【7-3】方針１：地域コミュニティの充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	2-1-10-1-0区長会事務事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	8-3-3					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		区長を中心とした持続可能な地域コミュニティの形成のため、行政区の円滑な運営を支援し、行政区とともに地域役員の成り手不足の解消に取り組むことに加えて区長会の組織力の強化を図る。
②事業の内容		年１回の総会、定期開催される役員会、各種研修事業等を行うことで、市及び各種団体からの情報提供や市政情報の共有化を図るとともに、市政に対する要望や意見交換を実施する。
③事業の対象者		区長
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	地域社会においては、防災、高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど新たなニーズへの対応が求められている。その一方で地域役員の成り手不足や連帯意識は低下しており、地域を基盤とした人と人とのつながりの大切さが再認識されている。また、多くの市民が地域コミュニティ活動に参加し、地域の課題は地域で解決できる協力体制によるコミュニティの環境づくりが求められている。
	課題の要因	自治会等における加入率の低下や役員の成り手不足等の課題が生じている原因は地域ごとに複雑であり、状況は異なると考えられる。社会全体の共通的な要因の一つとして、単身世帯や女性・高齢者雇用の増加などライフスタイルの変化により地域コミュニティに関わる機会や時間の減少に影響していると考えられる。なお、国の調査では単身世帯や世帯主が６５歳以上の高齢者世帯の割合が増加し女性及び高齢者の就業率も増加している。
	本市固有の事情	単身世帯や世帯主が６５歳以上の高齢者世帯の割合が増加しているとともに、女性や高齢者の就業率も増加している社会情勢であり、本市に限られた固有の事情ではなく、全国的な問題とされている。
	市民等からの声	区長会事務事業は、行政区の代表として活動する区長全員が参加し、交流事業や意見・情報交換、市全体としての課題を共有する場としても大変有効な事業である。 役員の成り手不足や役員の高齢化、事務量の増加など見直しが必要である。

	既存事業の有無	無
	先進事例	総務省の地域コミュニティに関する研究会では、令和４年度に全国の市区町村の地域コミュニティの取組や施策の状況を共有するとともに、各市区町村及び地域の独自の取組を支援することを目的として、地域コミュニティに関する研究会報告書を発行している。
	要因の解消策	市と地域における情報の共有化や意見交換を実施する。また、地域のコミュニティ活動を支援するとともに活動環境の充実を図り、市民主体のコミュニティ活動を活性化させる。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	無
⑤事業実施により目指す成果		様々な課題の解決に向けて、近隣自治体との連携や、市民と行政による情報共有など、協働して住みよいまちづくりを進めている姿の実現を目指す。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
伊勢崎市区長会役員会開催回数	回	目標		10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
		実績	10.0	10.0				
伊勢崎市区長会役員会を経て、地区区長会を開催する地区数	地区	目標		11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
		実績	11.0	11.0				
市と全１７０行政区とで情報共有された協議事項等の件数	件	目標		31.0	31.0	31.0	31.0	31.0
		実績	31.0	38.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	開催実績確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	【総会の開催】 ・伊勢崎市区長会会則に基づき170行政区の全会員を対象とした会議を年１回開催する。 【役員会の開催】 ・伊勢崎市区長会会則に基づき区長会役員２７人で構成する役員会を開催する。 【研修事業の実施】 ・伊勢崎市区長会役員及び全区長を対象とした研修事業を実施する。 【行政区の負担軽減に向けた取組】 ・行政区の見直し検討委員会の設置を検討する。 ・行政区のデジタル化についての事例を調査研究する。 ・地区区長会事務局の職員体制について検討する。	歳出合計		4,170
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	4,170
Ｒ８	【総会の開催】 ・伊勢崎市区長会会則に基づき170行政区の全会員を対象とした会議を年１回開催する。 【役員会の開催】 ・伊勢崎市区長会会則に基づき区長会役員２７人で構成する役員会を開催する。 【研修事業の実施】 ・伊勢崎市区長会役員及び全区長を対象とした研修事業を実施する。 【行政区の負担軽減に向けた取組】 ・行政区の見直し検討委員会を設置し協議を進める。 ・行政区のデジタル化を推進する。 ・地区区長会事務局の職員体制について整備を進める。	歳出合計		5,028
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	5,028
Ｒ９	【総会の開催】 ・伊勢崎市区長会会則に基づき170行政区の全会員を対象とした会議を年１回開催する。 【役員会の開催】 ・伊勢崎市区長会会則に基づき区長会役員２７人で構成する役員会を開催する。 【研修事業の実施】 ・伊勢崎市区長会役員及び全区長を対象とした研修事業を実施する。 【行政区の負担軽減に向けた取組】 ・行政区の見直し検討委員会を設置し協議を進める。 ・行政区のデジタル化を推進する。 ・地区区長会事務局の職員体制について整備を進める。	歳出合計		6,410
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	6,410
Ｒ１０	【総会の開催】 ・伊勢崎市区長会会則に基づき170行政区の全会員を対象とした会議を年１回開催する。 【役員会の開催】 ・伊勢崎市区長会会則に基づき区長会役員２７人で構成する役員会を開催する。 【研修事業の実施】 ・伊勢崎市区長会役員及び全区長を対象とした研修事業を実施する。 【行政区の負担軽減に向けた取組】 ・行政区の見直し検討委員会を設置し協議を進める。 ・行政区のデジタル化を推進する。 ・地区区長会事務局の職員体制について整備を進める。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	【総会の開催】 ・伊勢崎市区長会会則に基づき170行政区の全会員を対象とした会議を年１回開催する。 【役員会の開催】 ・伊勢崎市区長会会則に基づき区長会役員２７人で構成する役員会を開催する。 【研修事業の実施】 ・伊勢崎市区長会役員及び全区長を対象とした研修事業を実施する。 【行政区の負担軽減に向けた取組】 ・行政区の見直し検討委員会を設置し協議を進める。 ・行政区のデジタル化を推進する。 ・地区区長会事務局の職員体制について整備を進める。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			47
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	区長及び区長会への情報提供は、地域住民への周知、住民福祉の向上及び地域コミュニティの活動の活性化を図るためには大変重要な業務であり、区長会における意見交換及び市政に対する要望は、地域課題の解決や市政運営の円滑化に欠かせず、今後も重点的な取組が必要な事業である。
	副部局長（二次評価）	市と区長会における情報共有や意見交換は、地域コミュニティ基盤である区長会や行政区の組織力の強化及び地域課題の解決や市政運営に欠かせないものであり、行政区の円滑な運営を支援するために必要な事業である。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 市と区長会における情報共有や意見交換は、行政区の組織力の強化及び地域課題の解決や市政運営に欠かせないものである。役員の成り手不足など行政区を取り巻く環境の変化に対応し、持続可能な地域コミュニティ形成を支援していくために必要な事業である。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	町内会議所建設費補助事業	３　継続

部局名	総務部	課名	行政課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-3】協働まちづくりと地域活動の推進
		目指す姿	【7-3】様々な課題の解決に向けて、近隣自治体との連携や、市民と行政による情報共有など、協働して住みよいまちづくりを進めています。
		施策の展開方針	【7-3】方針１：地域コミュニティの充実
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	2-1-10-1-0町内会議所建設費補助事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		地域コミュニティの活動拠点である町内会議所の新築、増築及び改築に対し支援することで、住民の連帯感、共同意識の醸成及び地域コミュニティ活動の活性化を図る。
②事業の内容		毎年、補助制度の周知と併せ、新築、改修の希望調査を全行政区に対して行い、要望を把握・調整し、計画的に補助金を交付する。
③事業の対象者		行政区
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	地域役員の成り手不足や連帯意識が低下しており、地域を基盤とした人と人とのつながりの大切さが再認識されている。また、多くの市民が地域コミュニティ活動に参加し、協力して地域の課題は地域で解決できるコミュニティの環境づくりが求められている。 行政区の活動拠点施設である会議所は、コミュニティ活動の中心的役割を担っており、建物の老朽化や多様化する利用者ニーズに対応するため計画的に改修等することにより、住民の連帯感、協働意識の醸成及び発展に資するものである。
	課題の要因	自治会等における加入率の低下や役員の成り手不足等の課題が生じている原因は地域ごとに複雑であり、状況は異なると考えられる。社会全体の共通的な要因の一つとして、単身世帯や女性・高齢者雇用の増加などライフスタイルの変化により地域コミュニティに関わる機会や時間の減少に影響していると考えられる。なお、国の調査では単身世帯や世帯主が６５歳以上の高齢者世帯の割合が増加し女性及び高齢者の就業率も増加している。
	本市固有の事情	単身世帯や世帯主が６５歳以上の高齢者世帯の割合が増加しているとともに、女性や高齢者の就業率も増加している社会情勢であり、本市に限られた固有の事情ではなく、全国的な問題とされている。
	市民等からの声	伊勢崎市会議所建設費補助金の利用により、会議所の新築や大規模修繕に係る区民の経費負担が軽減され、円滑な施設整備が可能となることから、行政区より高い評価を得ている。

	既存事業の有無	無
	先進事例	会議所建設費補助金（新築） 前橋市：事業費の2分の1、600世帯未満上限600万円、900世帯未満上限750万円、1200世帯未満上限900万円、1500世帯未満上限1050万円、1500世帯以上上限1200万円 高崎市：事業費の2分の1　上限700万円
	要因の解消策	市と地域における情報の共有化や意見交換を実施する。また、地域のコミュニティ活動を支援するとともに活動環境の充実を図り、市民主体のコミュニティ活動を活性化させる。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	無
⑤事業実施により目指す成果		会議所を中心としたコミュニティが形成され、近隣自治体との連携や、市民と行政による情報共有など、様々な地域課題の解決に向けて、協働して住みよいまちづくりを進めている姿の実現を目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
行政区からの補助金申請件数	件	目標		9.0	9.0	9.0	9.0	9.0
		実績	9.0	10.0				
行政区からの補助金申請額	千円	目標		8,000.0	8,000.0	8,000.0	8,000.0	8,000.0
		実績	6,994.0	3,624.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	実績件数の確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	【交付申請受理及び決定通知送付】 ・伊勢崎市会議所建設費補助金交付要綱に基づき交付申請受理及び補助金決定通知送付事務を行う。 【実績報告受理及び確定通知送付】 ・伊勢崎市会議所建設費補助金交付要綱に基づき実績報告受理及び補助金確定通知送付事務を行う。 【次年度新築改築要望調査】 ・全１７０行政区に対し伊勢崎市会議所建設費補助金制度の周知を行うとともに、会議所の新築、改修等の実施に伴う補助金要望調査を行う。	歳出合計		4,192
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	4,192
Ｒ８	【交付申請受理及び決定通知送付】 ・伊勢崎市会議所建設費補助金交付要綱に基づき交付申請受理及び補助金決定通知送付事務を行う。 【実績報告受理及び確定通知送付】 ・伊勢崎市会議所建設費補助金交付要綱に基づき実績報告受理及び補助金確定通知送付事務を行う。 【次年度新築改築要望調査】 ・全１７０行政区に対し伊勢崎市会議所建設費補助金制度の周知を行うとともに、会議所の新築、改修等の実施に伴う補助金要望調査を行う。	歳出合計		6,720
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	6,720
Ｒ９	【交付申請受理及び決定通知送付】 ・伊勢崎市会議所建設費補助金交付要綱に基づき交付申請受理及び補助金決定通知送付事務を行う。 【実績報告受理及び確定通知送付】 ・伊勢崎市会議所建設費補助金交付要綱に基づき実績報告受理及び補助金確定通知送付事務を行う。 【次年度新築改築要望調査】 ・全１７０行政区に対し伊勢崎市会議所建設費補助金制度の周知を行うとともに、会議所の新築、改修等の実施に伴う補助金要望調査を行う。	歳出合計		8,106
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	8,106
Ｒ１０	【交付申請受理及び決定通知送付】 ・伊勢崎市会議所建設費補助金交付要綱に基づき交付申請受理及び補助金決定通知送付事務を行う。 【実績報告受理及び確定通知送付】 ・伊勢崎市会議所建設費補助金交付要綱に基づき実績報告受理及び補助金確定通知送付事務を行う。 【次年度新築改築要望調査】 ・全１７０行政区に対し伊勢崎市会議所建設費補助金制度の周知を行うとともに、会議所の新築、改修等の実施に伴う補助金要望調査を行う。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	【交付申請受理及び決定通知送付】 ・伊勢崎市会議所建設費補助金交付要綱に基づき交付申請受理及び補助金決定通知送付事務を行う。 【実績報告受理及び確定通知送付】 ・伊勢崎市会議所建設費補助金交付要綱に基づき実績報告受理及び補助金確定通知送付事務を行う。 【次年度新築改築要望調査】 ・全１７０行政区に対し伊勢崎市会議所建設費補助金制度の周知を行うとともに、会議所の新築、改修等の実施に伴う補助金要望調査を行う。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			47
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	行政区等が所有する会議所は、地域コミュニティの活動拠点として大変重要な役割を担っており、今後も老朽化が進む施設も多く見込まれることから、建替えや改修の要望が増加すると考えられる。本補助事業の活用により、地域住民の負担は軽減され、計画的な整備や、安心、安全な地域活動のため、必要な事業である。
	副部局長（二次評価）	行政区の活動拠点施設である会議所の新築、改築及び改修については、建物の老朽化や多様化する利用者ニーズへ対応するため計画的な補助金の交付が必要であり、地域コミュニティ活動の活性化のため継続して実施が必要な事業である。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 行政区の活動拠点施設である会議所の新築、改築及び改修については、建物の老朽化や多様化する利用者ニーズへの対応及び物価高騰に伴う行政区の支出負担の増加への対応など計画的な補助金の交付が必要であり、住民の連帯感、協働意識の醸成及び地域コミュニティ活動の活性化のため、今後も継続して実施すべき事業である。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	絆の郷管理運営事業	３　継続

部局名	市民部	課名	市民活動課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-3】協働まちづくりと地域活動の推進
		目指す姿	【7-3】様々な課題の解決に向けて、近隣自治体との連携や、市民と行政による情報共有など、協働して住みよいまちづくりを進めています。
		施策の展開方針	【7-3】方針２：市民や市民活動団体が活発に活動できる環境づくり
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	2-1-13-1-0絆の郷管理運営事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	3-3-3					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市民や市民活動団体が活動しやすい環境を整え、活性化することで協働まちづくりを推進する。
②事業の内容		絆の郷で市民活動団体が安心して利用できる活動拠点として良好な環境を維持する。
③事業の対象者		市民、市民活動団体
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	市民活動団体の活動が個々での活動になっており、市民や市民活動団体と協働を進めるためには横のつながりを構築し、交流の場を提供することで関心を高めてもらうことが必要です。
	課題の要因	・所属する団体の活動で満足している。 ・他の分野に活動を広げるメリットを感じない。 ・予算や人員的に余裕がない。
	本市固有の事情	市民活動団体の数は多いものの、個々の活動範囲で満足しており、新たな分野を模索したり規模を大きくしていくことに関心がないように思える。
	市民等からの声	施設の貸出については良好であるが、設備の老朽化に対する意見がある。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	
	要因の解消策	市民活動団体が活動しやすい環境を整え、横のつながりを構築できるような事業を開催する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・絆の郷使用料、諸収入
⑤事業実施により目指す成果		様々な課題の解決に向けて、市民と行政が情報を共有し協働して住みよいまちづくりを進めている。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
絆の郷利用件数	件	目標		6,500.0	6,700.0	6,900.0	7,100.0	7,300.0
		実績	6,116.0	6,865.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	利用日誌により利用件数を集計

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・市民活動団体への支援 ・各種イベントの開催 ・施設の適正な管理運営	歳出合計		39,903
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	2,441
			一般財源	37,462

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・市民活動団体への支援 ・各種イベントの開催 ・施設の適正な管理運営	歳出合計		43,918
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	2,481
			一般財源	41,437

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・市民活動団体への支援 ・各種イベントの開催 ・施設の適正な管理運営	歳出合計		43,918
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	2,350
			一般財源	41,568

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・市民活動団体への支援 ・各種イベントの開催 ・施設の適正な管理運営	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・市民活動団体への支援 ・各種イベントの開催 ・施設の適正な管理運営	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			49
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	絆の郷が市民活動団体の拠点としてより認知され、利用の活性化につながるよう、ＳＮＳ等をこれまで以上に活用した周知に努めるとともに、利用者が快適に活動できる環境を維持・提供できるように、職員一人ひとりが意識していくことが必要だと思います。
	副部局長（二次評価）	施設を利用するための環境整備にも力を入れ、利用者の利便性を向上させることは絆の郷の利用人数の増加に直結するものです。長期的な視点に立ち施設管理を行うとともに、引き続き計画的にLED照明改修工事についても検討して下さい。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 絆の郷の利用人数は着実に増えてきており、市民活動団体の活動拠点としての重要性はますます高まっています。常に利用者のニーズを把握し、その意見を反映させながら、事業の実施をして下さい。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	市民活動推進事業		3　継続
部局名	市民部	課名	市民活動課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-3】協働まちづくりと地域活動の推進
		目指す姿	【7-3】様々な課題の解決に向けて、近隣自治体との連携や、市民と行政による情報共有など、協働して住みよいまちづくりを進めています。
		施策の展開方針	【7-3】方針２：市民や市民活動団体が活発に活動できる環境づくり
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	2-1-13-2-0市民活動推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	3-3-3					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市民や市民活動団体が活動しやすい環境を整え、活性化することで協働まちづくりを推進する。
②事業の内容		・地域課題の解決、社会貢献活動等への取組にやりたいをカタチに支援事業補助金を交付する。 ・市民が参画できるまちづくりに関する情報を市ホームページ等に掲載する。
③事業の対象者		市民、市民活動団体
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・地域課題の解決、社会貢献活動等への取組について、市民や市民活動団体との協働が図れていない。 ・市民参画を活用したまちづくりの取り組みに対し市民の関心が低い。
	課題の要因	・個々の団体での活動で満足しており、市との協働の意識が薄い。 ・市民に情報が伝わっておらず、まちづくりへの機運が高まっていない。
	本市固有の事情	
	市民等からの声	議会において、令和4年に協働まちづくり事業の拡充について質問があり、令和6年度から交付要綱を改正しました。

	既存事業の有無	なし
	先進事例	・前橋市　パートナーシップ事業 ・高崎市　市民公益活動公募事業 ・沼田市　市民協働によるまちづくり事業補助制度
	要因の解消策	・やりたいをカタチに支援事業補助金の活用を通し、市民団体の主体的な活動発展と市との協働意識の醸成を図る。 ・市民参加を進めるため協働まちづくりに関する情報を市ＨＰ等で提供する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	なし
⑤事業実施により目指す成果		様々な課題の解決に向けて市民と行政が協働して住みよいまちづくりを進める。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
やりたいをカタチに支援事業補助金応募数	件	目標		5.0	6.0	6.0	6.0	6.0
		実績	2.0	7.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	やりたいをカタチに支援事業の応募数により把握

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・市民活動団体への支援 ・各種イベントの開催 ・市民参画の促進	歳出合計		2,075
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	2,074

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・市民活動団体への支援 ・各種イベントの開催 ・市民参画の促進 ・「やりたいをカタチに支援事業補助金」の実施 ・市民活動団体との意見交換の場や相談体制の整備	歳出合計		6,775
		財源内訳	国庫支出金	1,500
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	5,274

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・市民活動団体への支援 ・各種イベントの開催 ・市民参画の促進 ・「やりたいをカタチに支援事業補助金」の実施 ・市民活動団体との意見交換の場や相談体制の整備	歳出合計		6,775
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	6,775

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・市民活動団体への支援 ・各種イベントの開催 ・市民参画の促進 ・「やりたいをカタチに支援事業補助金」の実施 ・市民活動団体との意見交換の場や相談体制の整備	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・市民活動団体への支援 ・各種イベントの開催 ・市民参画の促進 ・「やりたいをカタチに支援事業補助金」の実施 ・市民活動団体との意見交換の場や相談体制の整備	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	3
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	3
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			52
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	やりたいをカタチに支援事業は、市民と行政との協力関係を構築し地域課題を解決する取り組みであり推進すべきと考えます。特に、若者の市民活動団体等に積極的に活用を促すことで、本市の活性化に寄与できるのではないかと考えます。
	副部局長（二次評価）	若者支援という観点から、やりたいをカタチに支援事業補助金を利用した市民活動団体への支援は、非常に有効な施策だと思いますので、日頃の活動の中で交流を図りながら、市民ニーズを把握し取り組んで下さい。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 市民活動団体の活性化は、地域課題の解決等に非常に重要です。積極的に市民や団体のニーズ把握に努め、やりたいをカタチに支援事業補助金の活用を促進して下さい。また、市のホームページやSNSを活用し、補助事業に関する情報発信を積極的に行うことで、市民参画の促進に努めてください。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	都市間連携事業	３　継続
部局名	市長戦略部	課名	戦略推進課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-3】協働まちづくりと地域活動の推進
		目指す姿	【7-3】様々な課題の解決に向けて、近隣自治体との連携や、市民と行政による情報共有など、協働して住みよいまちづくりを進めています。
		施策の展開方針	【7-3】方針３：都市間連携による地域力の向上
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		人口の減少や少子高齢化により、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、本市だけでは限界があり、自治体間の連携により、本市のもつ強みを生かし、弱みを補完しまた限られた資源で最大限の行政サービスを提供する。
②事業の内容		・各種協議会などの構成自治体との情報交換 ・医療や防災分野における総合連携 ・広域的な交通網を活用したスポーツや文化の交流、イベントの共催などの実施 ・他自治体の情報収集
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	人口の減少、生活習慣の変化やＤＸ化など、社会の変化に的確に対応するためには、１つの自治体だけでは限界がある。そのため、各自治体が有する強みを活かし、情報を共有し、資源を融通し合うなど、自治体の枠を超えた連携をし、補完し合うことで、住民の生活機能の確保、地域の活性化などを実現していかなければならない。
	課題の要因	・人口の減少と少子高齢化 ・社会生活の著しい変化への対応
	本市固有の事情	
	市民等からの声	議会において、都市間連携における状況について質問があります。

	既存事業の有無	・群馬県広域連携推進会議 ・北関東新潟地域連携推進協議会 ・両毛地域東武鉄道沿線活性化協議会 ・一般廃棄物処理広域化協議会　他
	先進事例	・図書館の相互利用（前橋市、高崎市、玉村町、吉岡町、榛東村） ・職員の交流（前橋市、高崎市） ・ファミリーサポートセンターの相互利用（前橋市、高崎市） ・桐生・みどり共同事業協議会（桐生市、みどり市）
	要因の解消策	・自治体で構成する各種協議会等が形骸化している場合は、その実効性を高めるための検討をする。 ・他自治体の連携事業例を参考とし、常に調査研究を実施する。 ・本市の置かれた状況に応じて何が必要なのか判断し、他自治体と情報共有する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	なし
⑤事業実施により目指す成果		・本市の強みを活かし、弱みを補完することで市民の生活機能の確保を図り、誰もが住みよいまちを目指す。

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
新規の都市間連携事業数	事業	目標		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		実績	1.0	2.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・毎年度末に、全庁に調査を実施し事業数を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・課題を共有した自治体との情報交換や交流、連携事業の継続と創設 ・各種協議会、都市地方連携推進事業の推進	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・課題を共有した自治体との情報交換や交流、連携事業の継続と創設 ・全庁的な都市間連携による地域力の向上	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・課題を共有した自治体との情報交換や交流、連携事業の継続と創設 ・全庁的な都市間連携による地域力の向上	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・課題を共有した自治体との情報交換や交流、連携事業の継続と創設 ・全庁的な都市間連携による地域力の向上	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・課題を共有した自治体との情報交換や交流、連携事業の継続と創設 ・全庁的な都市間連携による地域力の向上	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	4
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			49
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	人口減少や少子高齢化が進行する中、行政サービスを持続的かつ安定的に提供するためには、自治体間連携の推進が必要である。交通、災害、まちづくり等の分野における課題を把握するとともに、既存の都市間連携事業を継続し、新たな連携の可能性についても検討を進めることで、自治体間の関係強化を図り、効率的かつ効果的な行政サービスの提供につなげる必要がある。
	副部局長（二次評価）	人口減少や少子高齢化が進行する中、行政サービスを持続的かつ安定的に提供するためには、自治体間連携の推進が必要である。交通、災害、まちづくり等の分野における課題を把握するとともに、既存の都市間連携事業を継続し、新たな連携の可能性についても検討を進めることで、自治体間の関係強化を図り、効率的かつ効果的な行政サービスの提供につなげる必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：中 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 人口減少や少子高齢化の進展により、行政需要の多様化や財政・人的資源の制約が一層深刻化することが見込まれる中、自治体間連携は持続可能な行政運営を実現するための重要な手法である。各自治体が有する資源やノウハウを相互に活用しながら、広域的な課題への対応力を高めるとともに、既存の連携の充実と新たな連携分野の創出を進めることで、市民サービスの維持・向上と地域全体の発展につなげていく必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	行政イノベーション・ＤＸ推進事業（～R8：行政ＤＸ推進事業）	３　継続

部局名	企画部	課名	経営企画課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-4】効率的かつ安定的な行財政経営の推進
		目指す姿	【7-4】多様化する市民ニーズに対応した行政サービスが継続的に提供され、未来に向かって持続発展できるまちづくりが行われ、市民が安心して暮らすことができています。
		施策の展開方針	【7-4】方針１：多様化する市民ニーズに対応したサービスの提供
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
			⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進
			⑤ デジタル基盤の整備
			⑤ デジタル人材の育成・確保
			⑤ 誰一人取り残さないための取組

予算科目１	2-1-7-1-0行政ＤＸ推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	8-3-1	8-3-4				

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		行政イノベーション（行政経営に新たな考え方や技術を取り入れて市民満足度の向上と社会課題の解決につながる新たな価値を生み出す行政の変革プロセス）及びＤＸの推進を通じて、市民の満足度が向上し、安心して生活できる、質の高いサービスの提供を図ります。
②事業の内容		・業務プロセスの見直し、官民連携、データに基づく政策立案の推進による行政イノベーションの推進 ・オンライン申請等の市庁舎外での行政手続拡充 ・総合窓口の設置による行政手続の受付事務の一元化の促進 ・「行かない」「迷わない」「待たない」「書かない」窓口整備の推進 ・伊勢崎市ＤＸ推進計画の進捗管理　等
③事業の対象者		市民等、窓口来庁者、職員等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・人口減少社会に対応するための行政の変革が必要 ・来庁者にとって、処理時間、分かりやすさ、効率性等の面で負担が大きい窓口 ・ＤＸに関する業務上の課題に対し、職員向けのガイドライン等が整備されていない
	課題の要因	・人口減少社会の進展 ・多様化する市民ニーズ ・課単位での窓口設計 ・来庁者にとって分かりづらい窓口配置 ・行政手続オンライン化の遅れ ・ＤＸ担当職員の不足
	本市固有の事情	・近隣市町村に比べて、窓口が混雑している ・人口における高い外国人の割合（本市8.3%、群馬県4.4%　令和8年4月1日現在）
	市民等からの声	・行政施策全般に対するデジタル化、オンライン化による効率性向上の要望 ・目的の窓口の場所がわからず迷う ・デジタル化の進展に対する高齢者等の不安 ・ＤＸの進展による利益を、すべての市民が公平に享受できる取組の必要性

	既存事業の有無	なし
	先進事例	・書かないワンストップ窓口（北海道北見市、埼玉県深谷市） ・各自治体の自治体ＤＸ推進計画
	要因の解消策	・行政イノベーションの推進により行政経営の変革を図る ・窓口関連の業務プロセスの再構築（BPR）によって、手続の所要時間の短縮を図る ・書かない窓口システムを導入し、何度も書く、何度も説明することをなくす ・総合窓口で関連する手続の受付を一元化することによって、迷う場面を作らない ・ＤＸに関する職員向けガイドライン等の整備により、担当課によるＤＸの自走を支援する ・ＤＸ推進計画の適切な運用により、デジタル関係の課題に適切に対応できるようになる
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		業務プロセスの再構築やデータに基づく政策立案、また官民連携により、市民満足度の高い行政サービス提供と事務の効率化の両立を目指す。さらに、業務改善を目指すＤＸの意識、知識が全庁に行き渡り、利用者目線を重視した最適なデジタルサービスを構築できるようになる。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
書かない窓口で対応する申請書の実施数	件	目標		17.0	43.0	70.0	97.0	124.0
		実績		7.0				
ＩＴパスポート試験相当の研修を受講した職員の割合	%	目標		5.7	7.6	9.5	11.4	13.3
		実績	1.9	5.7				
ＢＰＲにより業務の見直しを行った件数	件	目標		－	－	1.0	2.0	5.0
		実績		－	－			
民間事業者と協力して実施した事業数	件	目標		－	－	40.0	50.0	60.0
		実績		－	－			
データを活用した政策立案に関する研修を受講した職員の割合	%	目標		－	－	15.0	20.0	25.0
		実績		－	－			
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・情報政策課提供の受講人数を行政職員数で除して算出し確認する ・業務プロセスの再構築により業務改革を行った件数を確認する ・企業版ふるさと寄付金の活用、包括連携協定や民間提案等、民間事業者と連携して実施した事業を確認する ・データを活用した政策立案に関する研修の受講人数を行政職員数で除して算出し確認する

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・総合窓口の運用 ・総合窓口の拡充に向けた検討 ・オンライン申請の拡充 ・ＤＸ推進計画の策定	歳出合計		53,987
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	53,987

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・総合窓口の運用、拡充 ・オンライン申請の拡充 ・ＤＸ推進計画の策定、見直し、進捗管理 ・行政イノベーション基本方針の策定 ・業務量調査の実施 ・ＤＸに関する職員向けガイドライン等の整備	歳出合計		78,322
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	78,322

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・総合窓口の運用、拡充 ・オンライン申請の拡充 ・ＤＸ推進計画の見直し、進捗管理 ・行政イノベーション基本方針の推進、見直し ・ＢＰＲの実施 ・ＤＸに関する職員向けガイドライン等の整備	歳出合計		104,161
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	104,161

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・総合窓口の運用、拡充 ・オンライン申請の拡充 ・ＤＸ推進計画の見直し、進捗管理 ・行政イノベーション基本方針の推進、見直し ・ＢＰＲの継続 ・ＤＸに関する職員向けガイドライン等の運用、見直し	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・総合窓口の運用、拡充 ・オンライン申請の拡充 ・ＤＸ推進計画の見直し、進捗管理 ・行政イノベーション基本方針の推進、見直し ・ＢＰＲの継続 ・ＤＸに関する職員向けガイドライン等の運用、見直し	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			58
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	人口減少社会の中にあって、さらに多様化する市民ニーズに対して行政イノベーションとＤＸの推進によって市民満足度の向上につながる利便性や効率性を高めることが求められている。また、業務プロセスの再構築とＤＸによる総合窓口や各種手続のオンライン化の拡充等により、利用者の様々なニーズに対応しながら、市民がデジタル化の利益を平等に享受する誰一人取り残さないデジタル化社会の実現を目指す必要がある。
	副部局長（二次評価）	ＤＸにより、利用者はデジタルサービスの恩恵を直接感じることができるようになり、市は業務改革により生じる人員や時間の余裕を有効に活用することを可能としている。誰一人取り残さないデジタル化社会の実現と併せ、未来に向かって持続的に発展できるまちづくりのため、本事業は継続して取り組む必要がある。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 人口減少社会、多様化する市民ニーズに対応した行政経営が求められており、今後も効率的かつ安定的な行財政経営を推進する上で、本事業の推進は重要であり、優先的に取り組む必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	情報システム開発事業		3　継続
部局名	企画部	課名	情報政策課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【7】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-4】効率的かつ安定的な行財政経営の推進
		目指す姿	【7-4】多様化する市民ニーズに対応した行政サービスが継続的に提供され、未来に向かって持続発展できるまちづくりが行われ、市民が安心して暮らすことができています。
		施策の展開方針	【7-4】方針１：多様化する市民ニーズに対応したサービスの提供
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
			⑤ ＤＸ推進プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進
			⑤ デジタル基盤の整備

予算科目１	2-1-12-1-0情報システム開発事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		情報システムの適切な活用は行政運営に欠かせない要素であり、急速な社会の変化や技術革新に迅速に対応しつつ、効率的な整備・管理を行うための技術の取得と計画的な整備を進め、行政機能の維持及び市民サービスの円滑な推進と充実を図る。
②事業の内容		・社会の変化や制度改正に迅速に対応し、市民サービスの円滑な推進を図るため、情報システムを計画的に整備し活用する ・情報システムが常に安全で安定的に利用できるよう、適切な運用・管理を行う ・情報システムに係るコストを最小とするための戦略や計画を作成する
③事業の対象者		市民、職員、事業者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・現在運用中の情報システムは300を超え増加傾向であり、組織全体の統制と集中管理による効率化が必要である ・自治体職員数の減少が予測されている中、行政機能の維持のためには、情報システムの活用が必要である ・情報システムを取り巻く状況は急速に変化しており、安全かつ戦略的な情報システムの活用のためには常に最新の技術と情報を取得する必要がある
	課題の要因	・デジタル技術の急速な進展による社会の変化 ・自治体職員数の減少予測 ・情報システムに関する知識・技術の高度化と人材不足 ・サイバー攻撃の拡大
	本市固有の事情	
	市民等からの声	効率的な行政運営は常に市民から求められるものであり、情報システムの整備状況や運用方法については、議会においても関心が高い

	既存事業の有無	・電子計算業務管理運営事業 ・デジタル社会の実現に向けた重点計画（国）
	先進事例	近年他の自治体でも進んできた情報システムの最適化について、本市は平成28年度から取り組み、令和元年度からは近隣市と共同で自治体クラウドシステムを運用し、安定的で効率的な情報システムの整備を進めてきた。
	要因の解消策	・計画的な情報システムのライフサイクル管理と集中管理 ・情報システムの導入に合わせたBPRの徹底 ・最新技術の活用と競争原理の確保 ・機能及びデータの標準化による広域連携や市場競争を促進 ・国・県や他市との連携・協力の推進 ・情報システムに携わる職員の確保・育成
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	[R7まで]デジタル基盤改革支援補助金（補助率10/10）
⑤事業実施により目指す成果		・情報システムの最適化により最少のコストで最大限の効果を発揮し、情報システムの戦略的な活用を通じた市民サービスの向上を図る ・情報システムやデータを確実かつ安定的に維持し、市民サービスをはじめ行政機能の継続を支える

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
情報システムのクラウド化率	%	目標		37.6	38.6	39.6	40.6	41.6
		実績	36.6	37.8				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・月次のSLM委員会・報告書によるサービスレベルの評価 ・年次・随時のセキュリティ監査 ・年度終了時に進捗状況を確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	＜情報システム標準化・共通化対応＞ ・選挙システムの標準化対応 ・戸籍システムの標準化対応 ・ガバメントクラウド接続（令和7年度分） ＜制度改正等対応＞ ・第4次住基ネット導入業務 ・基幹システム改修（制度改正）等	歳出合計		174,116
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	33,538
			一般財源	140,578

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	＜制度改正等対応＞ ・el-QR公金収納対応改修 ・内部情報システム改修 ・ガバメントクラウドデータ連携対応 ・基幹システム改修（制度改正）等	歳出合計		43,000
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	43,000

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	＜制度改正等対応＞ ・次期基幹情報システム調達に関する調査・データ整備 ・固定資産地図情報システムに関する調査・データ整備 ・基幹システム改修（制度改正）等	歳出合計		27,335
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	27,335

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・業務システムの更改や新規導入に伴うクラウド化 ・次期基幹情報システム移行・構築事業 ・固定資産地図情報システム移行・構築事業 ・基幹システム改修（制度改正）等	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・業務システムの更改や新規導入に伴うクラウド化 ・次期基幹情報システム移行・構築事業（令和12年1月稼働予定） ・固定資産地図情報システム移行・構築事業（令和11年10月稼働予定） ・基幹システム改修（制度改正）等	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			57
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	効率的な情報システム整備と安定的なシステム運用を行うため、また、高度なセキュリティ対策を確保するために、本事業の推進は必要不可欠なものと考えています。	
	副部局長（二次評価）	クラウド化をはじめとした情報システムの最適化を進め、セキュリティを確保しつつ効率的なシステム運用を実現していきたいと考えています。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		情報システムは、市民サービスを支える重要な基盤です。情報システムの最適化を進め、効率的かつ安全なシステム運用を図っていきたいと考えています。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	広報広聴事業		３　継続
部局名	企画部	課名	広報プロモーション課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-4】効率的かつ安定的な行財政経営の推進
		目指す姿	【7-4】多様化する市民ニーズに対応した行政サービスが継続的に提供され、未来に向かって持続発展できるまちづくりが行われ、市民が安心して暮らすことができています。
		施策の展開方針	【7-4】方針１：多様化する市民ニーズに対応したサービスの提供
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	2-1-3-2-0広報広聴事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		行政情報を分かりやすく速やかに提供し、市民と行政との情報共有を図る。 デジタル環境の進展に伴う情報発信媒体の多様化への対応、また多様化する市民ニーズに対応するため市広報紙、市ホームページ、SNSそれぞれの特徴を生かした広報活動に取り組む。
②事業の内容		・市広報紙の発行及び市ホームページやSNSなどを活用した迅速な情報発信 ・多言語翻訳や音声の読み上げ機能のある電子版の広報紙の配信、ホームページでのＡＩチャットボットの利用、いせさきＦＭでのＡＩアナ多言語放送 ・パブリシティ活動（報道機関への情報提供） ・市民と行政との双方向による情報発信
③事業の対象者		市民、市内事業者、市外の人
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・情報発信媒体が持つ特徴を生かしきれていない ・庁内全体の情報発信力が弱い ・ＬＩＮＥの友だち登録者数が他市と比較して少ない ・外国人住民へ市政情報等が伝わりにくい ・インターネットなどから情報を入手できない方への情報発信
	課題の要因	・職員の情報発信に対する意識が低い ・外国人住民数が県内最多 ・インターネット環境を持たない家庭が一定数いる
	本市固有の事情	・外国人住民が多い
	市民等からの声	・情報発信力不足 ・ＳＮＳの効果的な活用の促進 ・外国人への情報伝達の強化 ・情報弱者への対応

	既存事業の有無	・様々な媒体を活用しての情報発信 ・市ホームページの多言語自動翻訳及びＡＩチャットボットの導入 ・いせさきＦＭでのＡＩアナ多言語放送
	先進事例	・電子版の広報紙の配信による多言語対応（群馬県、前橋市、富岡市、太田市）
	要因の解消策	・各媒体を特徴を踏まえ、市広報紙と市ホームページなど複数の媒体を組み合わせた情報発信の推進 ・電子版の広報紙による利便性の向上と多言語対応 ・市広報戦略の推進
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	広告収入
⑤事業実施により目指す成果		・市政に関する情報等が分かりやすく届くことで、市政に関心を持つ市民が増え、まちづくりに対する理解が深まり、イベント活動等への参加人数も増える ・ＳＮＳなどを活用した情報発信により市民へ迅速に情報が届く ・多言語の翻訳や音声の読み上げ機能のある電子版の広報紙による市民の利便性向上 ・市民がいつでもどこでも必要な情報を容易に入手できる ・外国人への情報発信力の強化

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
市広報紙の閲覧率	%	目標		94.0	95.0	96.0	97.0	98.0
		実績	93.0	89.4				
ＬＩＮＥの友だち数	人	目標		8,000.0	10,000.0	12,000.0	14,000.0	16,000.0
		実績	4,106.0	7,887.0				
ＡＩチャットボット利用者数	人	目標		21,300.0	21,400.0	21,500.0	21,600.0	21,700.0
		実績	21,186.0	22,416.0				
市公式ＹｏｕＴｕｂｅチャンネル登録者数	人	目標		1,380.0	1,530.0	1,680.0	1,830.0	1,980.0
		実績	854.0	1,485.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・広報紙のアンケート調査を年1回実施し確認する ・ＬＩＮＥ管理システムで月1回確認する ・ＡＩチャットボット管理システムで月１回確認する ・ＹｏｕＴｕｂｅアナリティクスで月1回確認する

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・市広報紙の発行と電子版の広報紙の配信の導入 ・市ホームページ及びSNSなどを活用した情報発信 ・市広報紙と市ホームページなど、複数の媒体を組み合わせた情報発信 ・いせさきFMや群馬テレビのデータ放送を活用した情報発信 ・パブリシティ活動（報道機関への情報提供） ・職員を対象にした研修会の実施	歳出合計		93,660
		財源内訳	国庫支出金	2,750
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	8,378
			一般財源	82,532

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・市広報紙の編集及び発行と電子版の広報紙の配信の導入 ・市ホームページやいせさき情報メール、SNSなどを活用した情報発信 ・市広報紙と市ホームページなど、複数の媒体を組み合わせた情報発信 ・いせさきFMや群馬テレビのデータ放送を活用した情報発信 ・パブリシティ活動(報道機関への提供) ・職員を対象にした研修会の実施	歳出合計		91,891
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	8,461
			一般財源	83,430

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・市広報紙の編集及び発行と電子版の広報紙の配信の導入 ・市ホームページやいせさき情報メール、SNSなどを活用した情報発信 ・市ホームページのリニューアル ・市広報紙と市ホームページなど、複数の媒体を組み合わせた情報発信 ・いせさきFMや群馬テレビのデータ放送を活用した情報発信 ・パブリシティ活動(報道機関への情報提供) ・職員を対象にした研修会の実施	歳出合計		139,742
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	6,628
			一般財源	133,114

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・市広報紙の編集及び発行と電子版の広報紙の配信の導入 ・市ホームページや伊勢崎情報メール、SNSなどを活用した情報発信 ・市広報紙と市ホームページなど、複数の媒体を組み合わせた情報発信 ・いせさきFMや群馬テレビのデータ放送を活用した情報発信 ・パブリシティ活動(報道機関への情報提供) ・職員を対象にした研修会の実施	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・市広報紙の編集及び発行と電子版の広報紙の配信の導入 ・市ホームページやいせさき情報メール、SNSなどを活用した情報発信 ・市広報紙と市ホームページなど、複数の媒体を組み合わせた情報発信 ・いせさきFMや群馬テレビのデータ放送を活用した情報発信 ・パブリシティ活動（報道機関への情報提供） ・職員を対象にした研修会の実施	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	4
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			53
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	近年のデジタル環境の進展に伴い、情報発信媒体も多様化し、それとともに市民ニーズも多様化しています。広報紙、HP、SNSそれぞれの特性を生かした効果的な情報発信を行い、速やかに、誰にでも分かりやすく広報活動に取り組むことで、多様化する市民ニーズに対応していくため、本事業の実施が必要と考えます。
	副部局長（二次評価）	行政情報を分かりやすく速やかに提供し、市民と行政との情報共有を図ることは必要であると考えます。媒体の特性を生かした効果的な情報発信を行い、多様化する市民ニーズに対応していくため、本事業の実施が必要と考えます。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 分かりやすく伝わる市政情報の発信、またデジタル技術の活用により市民の利便性を向上させながら市民の市政に関する関心を高めていくこと、これを実現するため本事業は重要であると考えます。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	移住定住促進事業		３　継続
部局名	企画部	課名	広報プロモーション課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-4】効率的かつ安定的な行財政経営の推進
		目指す姿	【7-4】多様化する市民ニーズに対応した行政サービスが継続的に提供され、未来に向かって持続発展できるまちづくりが行われ、市民が安心して暮らすことができています。
		施策の展開方針	【7-4】方針２：本市の特色を生かした人の流れの創出と安定した財政基盤の構築
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	2-1-7-2-0移住定住促進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		本市の魅力を移住希望者に分かりやすく的確に伝えるため、オンラインによる相談会や都内で実施される移住相談会に積極的に出展し、都市圏からの移住促進を図り、本市への定住につなげます。
②事業の内容		・移住相談会への出展 ・移住支援事業費補助金の交付 ・地方就職学生支援補助金の交付
③事業の対象者		移住を検討している方等
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・移住相談会における本市ブースへの移住相談者が少ない ・移住希望者等への効果的なＰＲが出来ていない ・若者世代の人口流出
	課題の要因	・移住相談会における移住相談体制不足 ・移住者向けの市内における様々な支援が掲載されたＰＲ資料がない ・移住者向けへの効果的なＳＮＳ活用ができていない ・市内企業への就職促進ができていない
	本市固有の事情	・他自治体と比較した際に、突出した移住魅力がない ・歴然とした人口減少状況ではないため、危機感がない
	市民等からの声	・議会において、移住施策における情報発信の方法、関係機関との連携及び移住者支援についての質問があります。 ・議会において、人口を維持するための施策について質問があります。

	既存事業の有無	・移住支援事業費補助金の交付 ・都内における移住相談会の実施
	先進事例	・移住定住を目的とした地域おこし協力隊の導入（前橋市、桐生市、みどり市他） ・移住・定住に関するワンストップ相談窓口を開設（桐生市：むすびすむ桐生） ・移住コーディネーターやコンシェルジュの導入（前橋市、富岡市他） ・お試し暮らし事業（桐生市、富岡市他）
	要因の解消策	・移住相談会などに積極的に出展し、移住を検討している多くの人に本市の魅力を伝える機会を創出する。 ・移住相談会や移住希望者に本市の魅力を効果的に伝えるための資料を作成及び移住希望者への積極的なＰＲのためにＳＮＳを活用する。 ・若者世代の転入及び定住を促すため、雇用の創出及び子育て支援の積極的なＰＲを実施する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・伊勢崎市移住支援補助金について、群馬県移住支援金事業費補助金（群馬県、補助率3/4）を活用。 ・移住及び定住促進を図るために新聞掲載について、地域未来交付金（地域未来推進型）（国、補助率1/2）を活用。
⑤事業実施により目指す成果		・移住を検討している人へ、本市の魅力を積極的に伝える場を設けることで、本市への移住者増加を図る。 ・市内において集約とネットワークにより、市内どこでも誰もが安心できる環境を整備することで、移住した人がそのまま定住するよう促す。 ・移住者の増加及び転出者の減少により、安定した人口数を確保することで行財政経営の安定を図る。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
移住相談会等出展回数	回	目標		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		実績	2.0	4.0				
移住相談会等個別相談者数	人	目標		30.0	70.0	70.0	70.0	70.0
		実績	24.0	69.0				
転入者数	人	目標		10,000.0	10,500.0	11,000.0	11,500.0	12,000.0
		実績	9,679.0	9,782.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・移住相談会を実施した際に、本市へ興味をもちブースに説明を聞きにきた人数を確認する。 ・毎年公表される群馬県移動人口調査を確認する。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・都内で実施される移住相談会への積極的な参加 ・広報やＳＮＳを使用した市の移住情報の発信	歳出合計		33,884
		財源内訳	国庫支出金	925
			県支出金	23,820
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	9,139

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・都内で実施される移住相談会への積極的な参加 ・広報やＳＮＳを使用した市の移住情報の発信	歳出合計		23,751
		財源内訳	国庫支出金	1,065
			県支出金	15,990
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	6,696

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・移住相談会等への積極的な参加 ・ホームページにおける移住者希望者向け情報の充実 ・移住情報冊子の作成	歳出合計		26,551
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	15,990
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	10,561

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・移住相談会等への積極的な参加 ・ホームページにおける移住者希望者向け情報の充実 ・移住情報冊子の作成	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・移住相談会等への積極的な参加 ・ホームページにおける移住者希望者向け情報の充実 ・移住情報冊子の作成	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	5
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			58
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	人口減少や地域間競争が進む中、本市への移住・定住を促進するためには、本市の魅力や住みやすさを効果的に発信するとともに、移住検討者のニーズに応じた情報提供を充実させる必要があることから本事業を拡充して実施することは必要である。
	副部局長（二次評価）	東京一極集中の是正や人口減少社会への対応が求められる中、本市が移住先として選ばれるためには、国・県の施策と連携しながら、本市の特色や暮らしの魅力を戦略的に発信し、移住・定住に繋がる取組を推進する必要があることから本事業を拡充して実施することは必要である。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 東京一極集中の是正や人口減少社会への対応が求められる中、本市の強みや暮らしやすさを効果的に発信し、移住検討者のニーズを踏まえた情報発信などの充実を図り、関係人口の創出から移住・定住へとつなげる必要があることから本事業を拡充して実施することは必要である。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	ふるさと寄附金事業	３　継続

部局名	企画部	課名	広報プロモーション課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-4】効率的かつ安定的な行財政経営の推進
		目指す姿	【7-4】多様化する市民ニーズに対応した行政サービスが継続的に提供され、未来に向かって持続発展できるまちづくりが行われ、市民が安心して暮らすことができています。
		施策の展開方針	【7-4】方針２：本市の特色を生かした人の流れの創出と安定した財政基盤の構築
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	2-1-7-2-0ふるさと寄附金事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト	8-6-4					

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		個人からの寄附を募り、財源確保を図るとともに、返礼品提供等を通じた地域経済の活性化につなげる。
②事業の内容		寄附使い道事業等のＰＲ・寄附の受領・寄附金受領証明書の交付・返礼品の贈呈・ワンストップ特例申請に係る処理
③事業の対象者		本市を応援しようとする個人の方
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	地方と大都市との格差是正や人口減少による税収減少対策として国により制度が創設され、本市においても財源及び人口の確保が重要となっている。
	課題の要因	少子高齢化の進展により、将来的な人口減少やこれに伴う財源不足が懸念される。
	本市固有の事情	
	市民等からの声	寄附者から「私の育った街です。他の街で子育てをしていますが、今の子供たちも華蔵寺公園のような自然あふれる場所で育ってほしいと思います。」

	既存事業の有無	無
	先進事例	まちづくり公社を立ち上げ、マーケティングを駆使して返礼品の開発や製造工場の誘致等を行い、寄附額を伸ばしている。（茨城県境町）
	要因の解消策	現地滞在型などの返礼品を増やすことや、寄附の使い道を知っていただくことで、寄附者との継続的なつながりを構築する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	無
⑤事業実施により目指す成果		寄附を契機とした寄附者や返礼品出品事業者との継続的な関係の構築と、地域経済の活性化

⑥目標（KPI）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
返礼品提供事業者等訪問延べ件数	件	目標		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		実績	16.0	77.0				
新規に返礼品を出品する事業者数	件	目標		3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
		実績	11.0	10.0				
【個人版】寄附件数	件	目標		18,000.0	19,000.0	20,000.0	21,000.0	22,000.0
		実績	17,342.0	12,333.0				
【個人版】寄附金額	千円	目標		250,000.0	350,000.0	374,000.0	398,000.0	422,000.0
		実績	267,752.0	401,255.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・毎年度寄附件数及び金額の推移を確認する ・毎年度事業者訪問数及び返礼品新規出品登録事業者数を確認する

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・市ホームページや寄附ポータルサイトによるＰＲ ・事業者訪問 ・寄附金の受領、受領証明書の交付 ・返礼品の発送 ・寄附金使い道事業の公表、報告 ・ガバメントクラウドファンティング活用に向けた情報収集	事業費（千円）		
		歳出合計		125,002
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	1
			一般財源	125,001

	実施内容			
Ｒ８	・市ホームページや寄附ポータルサイトによるＰＲ ・事業者訪問 ・寄附金の受領、受領証明書の交付 ・返礼品の発送 ・寄附金使い道事業の公表、報告 ・ガバメントクラウドファンティングの活用	事業費（千円）		
		歳出合計		170,391
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	170,391

	実施内容			
Ｒ９	・市ホームページや寄附ポータルサイトによるＰＲ ・寄附金の受領、受領証明書の交付 ・返礼品の発送 ・寄附金使い道事業の公表、報告 ・事業者訪問 ・ガバメントクラウドファンティングの活用	事業費（千円）		
		歳出合計		170,391
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	170,391

	実施内容			
Ｒ１０	・市ホームページや寄附ポータルサイトによるＰＲ ・寄附金の受領、受領証明書の交付 ・返礼品の発送 ・寄附金使い道事業の公表、報告 ・事業者訪問 ・ガバメントクラウドファンティングの活用	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・市ホームページや寄附ポータルサイトによるＰＲ ・寄附金の受領、受領証明書の交付 ・返礼品の発送 ・寄附金使い道事業の公表、報告 ・事業者訪問 ・ガバメントクラウドファンティングの活用	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	3
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	3
合計点			52
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	個人版ふるさと寄附金は、自主財源の確保に加え、返礼品を通じて本市の魅力や地場産品を全国へ発信し、地域事業者の販路拡大や商品開発を促進する重要な事業である。寄附額の増加に向けたプロモーションや返礼品に充実を図りながら継続的に取り組むべき事業である。
	副部局長（二次評価）	個人版ふるさと寄附金は、自主財源の確保と地域経済の活性化の両面に寄与する重要な施策である。制度改正や自治体間競争が激化する中においても、魅力的な返礼品の充実や効果的なプロモーションを推進し、寄附額の増加と地域産業の振興を図るため継続的に取り組む事業である。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：計画通り事業を進めることが適当 個人版ふるさと寄附金は、自主財源の確保に加え、本市の魅力や地場産品を全国へ発信し、関係人口の創出や地域経済の活性化につながる重要な施策である。制度改正や自治体間競争への対応を図りながら、戦略的なプロモーションや返礼品の充実を進めることで、持続的な寄附の獲得と地域産業の振興を図るため、今後も継続的に取り組むべき事業である。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	市税収納率向上対策事業	３　継続
部局名	財政部	課名	収納課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-4】効率的かつ安定的な行財政経営の推進
		目指す姿	【7-4】多様化する市民ニーズに対応した行政サービスが継続的に提供され、未来に向かって持続発展できるまちづくりが行われ、市民が安心して暮らすことができています。
		施策の展開方針	【7-4】方針２：本市の特色を生かした人の流れの創出と安定した財政基盤の構築
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	2-2-3-1-0収納率向上対策事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		税負担の公平性、納税秩序の維持などを踏まえ、安定的な自主財源の確保を実現するために、納税環境の拡充や滞納対策を効果的に実施し、収納率の向上を目指す。
②事業の内容		様々な納付方法により納付機会を十分に確保するとともに、口座振替のＷｅｂ申込サービスの実施により口座振替による収納を促進し、納期内納付を推進する。また、早期滞納対策として催告を適切に実施し滞納解消及び自主納付へ導くとともに、累積した滞納対策として財産調査を徹底し、納付資力があるにもかかわらず納付する意思のない者に対しては厳正に滞納処分を執行し、資力のない者については、その執行を停止する。
③事業の対象者		市民、法人等納税義務者
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	市税の収納率は上昇傾向にあるものの、県内１２市における本市の収納率は中位となっている。
	課題の要因	収納率が上位の県内他市との比較において、全調定額における滞納繰越分の調定額の割合が高い。
	本市固有の事情	滞納繰越分において、滞納が長期又は高額なもの、相続や不動産公売が必要な困難案件が多くを占めている。
	市民等からの声	

	既存事業の有無	群馬県地方税対策会議（県）、中部地区地方税対策会議（県）、中部地区地方税徴収対策推進会議（県）
	先進事例	
	要因の解消策	・様々な納付手段を提供し、納付しやすい環境を整備する。 ・口座振替Ｗｅｂ申込サービスにより、口座振替による納付を推進し、納期内納付率を向上させる。 ・早期の催告により自主納付に導き、新たな滞納繰越額の発生を抑制する。 ・徹底した財産調査に基づき、自主納付、滞納処分又は滞納処分の停止により累積した滞納繰越額を圧縮する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	
⑤事業実施により目指す成果		新たな滞納の発生を抑制するとともに、滞納繰越額を圧縮し収納率を向上させ、安定的な自主財源の確保を目指す。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
納期内納付率	%	目標		82.9	83.1	83.2	83.4	83.5
		実績	82.7	82.6				
市税収納率	%	目標		98.0	98.2	98.3	98.5	98.6
		実績	97.9	98.3				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	決算数値確定後に実績集計を行う。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	・市役所、金融機関窓口のほか、口座振替収納、コンビニ収納、ペイジー・クレジット収納、スマートフォン収納、地方税お支払いサイトを利用した収納の実施 ・口座振替Ｗｅｂ申込サービスの実施 ・文書、電話、訪問、ショートメッセージサービスによる催告の実施 ・電子的手段を含めた財産調査の実施 ・滞納処分の執行及び執行の停止	歳出合計		219,814
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	77
			一般財源	219,737

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ８	・市役所、金融機関窓口のほか、口座振替収納、コンビニ収納、ペイジー・クレジット収納、スマートフォン収納、地方税お支払いサイトを利用した収納の実施 ・口座振替Ｗｅｂ申込サービスの実施 ・文書、電話、訪問、ショートメッセージサービスによる催告の実施 ・電子的手段を含めた財産調査の実施 ・滞納処分の執行及び執行の停止	歳出合計		217,918
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	81
			一般財源	217,837

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ９	・市役所、金融機関窓口のほか、口座振替収納、コンビニ収納、ペイジー・クレジット収納、スマートフォン収納、地方税お支払いサイトを利用した収納の実施 ・口座振替Ｗｅｂ申込サービスの実施 ・文書、電話、訪問、ショートメッセージサービスによる催告の実施 ・電子的手段を含めた財産調査の実施 ・滞納処分の執行及び執行の停止	歳出合計		219,365
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	81
			一般財源	219,284

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１０	・市役所、金融機関窓口のほか、口座振替収納、コンビニ収納、ペイジー・クレジット収納、スマートフォン収納、地方税お支払いサイトを利用した収納の実施 ・口座振替Ｗｅｂ申込サービスの実施 ・文書、電話、訪問、ショートメッセージサービスによる催告の実施 ・電子的手段を含めた財産調査の実施 ・滞納処分の執行及び執行の停止	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ１１	・市役所、金融機関窓口のほか、口座振替収納、コンビニ収納、ペイジー・クレジット収納、スマートフォン収納、地方税お支払いサイトを利用した収納の実施 ・口座振替Ｗｅｂ申込サービスの実施 ・文書、電話、訪問、ショートメッセージサービスによる催告の実施 ・電子的手段を含めた財産調査の実施 ・滞納処分の執行及び執行の停止	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	5
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			58
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	本事業は、市税負担の公平性の維持と安定した市の自主財源を確保するための重要な事業である。これまで継続して業務改善を図ってきたことから、市税収納率は向上傾向にある。今後も事業の有効性や効率性を検証しながら、計画的に業務の適正化を図り、市税の納期内納付の推進と市税収納率の向上を図っていく。
	副部局長（二次評価）	本事業は、安定的な財政運営を行うために必要な自主財源の確保に大きな役割を担う事業である。納付手段の拡充や適正かつ迅速な滞納処分は収納率の向上に不可欠であり、税負担の公平性や納税秩序の維持の観点からも本事業は継続的に実施すべきものである。
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度：高 総合評価：最優先で計画通り事業を進めることが適当 本事業は、公平、公正かつ持続可能な財政運営のために大きな役割を担う事業である。税負担の公平性や納税秩序の維持の観点からも継続的に実施すべき事業であり、さらなる収納率の向上を目指していく必要がある。

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可 効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	オートレース開催運営事業	３　継続

部局名	公営事業部	課名	事業課

総合計画での位置付け	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-4】効率的かつ安定的な行財政経営の推進
		目指す姿	【7-4】多様化する市民ニーズに対応した行政サービスが継続的に提供され、未来に向かって持続発展できるまちづくりが行われ、市民が安心して暮らすことができています。
		施策の展開方針	【7-4】方針２：本市の特色を生かした人の流れの創出と安定した財政基盤の構築
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	2-1-1-1-0オートレース開催運営事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	
関連する市長マニフェスト	

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		オートレース事業の安定的な事業運営の推進
②事業の内容		・大きなレースの開催時に各種イベントを実施し、新規来場者の増加及び専用場外車券売場の活性化を図り車券売上の向上を目指す ・事業内容などを精査することにより、開催経費の削減を図る
③事業の対象者		市民、県民、国民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・新型コロナ行動規制の緩和による行動の変化により売上が減少
	課題の要因	・可処分所得の競争が激化したことによる売上減少 ・入場者数減少に伴う売上の減少
	本市固有の事情	・若い年齢層の顧客が他場より多い ・本場入場者数は増加しているが新規顧客は高額購入しない傾向があり１人あたりの平均購入額は減少 ・伊勢崎の本場開催と他市開催の場外発売時の入場者数の差が大きく、場外発売時の運営の見直しが必要
	市民等からの声	・オートレースの魅力が伝わるようなレースを期待する ・鉄馬縁日や花火などの家族づれで楽しめるイベントを楽しみにしている

	既存事業の有無	・イベント委託（鉄馬縁日） ・花火打上委託
	先進事例	・ＵＭＡＣＡ（ＪＲＡ） キャッシュレス発売であり入金、出金、馬券購入が可能な「馬券レス」「現金レス」で馬券を購入できるサービス。 ・ＵＭＡＣＡスマート（ＪＲＡ） ＵＭＡＣＡの残高があればスマートフォンで馬券を購入できるサービス
	要因の解消策	・魅力あるイベントを実施し、本場入場者数を増加させ勝車投票券売上の向上に努める ・事業内容の見直しや開催時の経費削減に努める
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	なし
⑤事業実施により目指す成果		・売上の増加に努め、一般会計への繰出しを行う

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
重勝式勝車投票券の発売	日	目標		365.0	365.0	365.0	365.0	365.0
		実績	365.0	365.0				
民間ポータルサイトの活用	日	目標		138.0	138.0	138.0	138.0	138.0
		実績	137.0	138.0				
伊勢崎本場開催での勝車投票券の売上	千円	目標		20,728,600.0	20,935,886.0	21,145,244.0	21,356,696.0	21,570,262.0
		実績	20,581,199.0	22,908,852.7				
重勝式勝車投票券の売上	千円	目標		3,286,000.0	3,318,860.0	3,352,048.0	3,385,568.0	3,419,423.0
		実績	3,201,645.0	3,329,338.4				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	開催毎に売上額の確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容			
Ｒ７	・開催日程に基づき、伊勢崎本場開催と他市開催の場外発売の実施 ・大きなレース開催時等にイベントを実施 ・専用場外場の活性化のため、イベントを実施 ・事業内容の精査、開催経費の削減を図る	事業費（千円）		
		歳出合計		25,037,550
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	13,739
			一般財源	25,023,811

	実施内容			
Ｒ８	・開催日程に基づき、伊勢崎本場開催と他市開催の場外発売の実施 ・大きなレース開催時等にイベントを実施 ・専用場外場の活性化のため、イベントを実施 ・事業内容の精査、開催経費の削減を図る	事業費（千円）		
		歳出合計		27,865,159
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	14,263
			一般財源	27,850,896

	実施内容			
Ｒ９	・開催日程に基づき、伊勢崎本場開催と他市開催の場外発売の実施 ・大きなレース開催時等にイベントを実施 ・専用場外場の活性化のため、イベントを実施 ・事業内容の精査、開催経費の削減を図る	事業費（千円）		
		歳出合計		27,865,159
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	13,553
			一般財源	27,851,606

	実施内容			
Ｒ１０	・開催日程に基づき、伊勢崎本場開催と他市開催の場外発売の実施 ・大きなレース開催時等にイベントを実施 ・専用場外場の活性化のため、イベントを実施 ・事業内容の精査、開催経費の削減を図る	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

	実施内容			
Ｒ１１	・開催日程に基づき、伊勢崎本場開催と他市開催の場外発売の実施 ・大きなレース開催時等にイベントを実施 ・専用場外場の活性化のため、イベントを実施 ・事業内容の精査、開催経費の削減を図る	事業費（千円）		
		歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	5
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	5
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			57
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	車券売上は上がってきているものの、ネット売上が８割を占める状況であることから、効果的なプロモーションの実施などにより新規来場者を増やし、本場で実際のレースを見てもらい本場売上の向上を目指すことが重要であると考えます。その目標を達成するためにも、本事業は継続的に実施していく必要があると考えます。	
	副部局長（二次評価）		
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	最優先で計画通り事業を進めることが適当
		小型自動車競走法に基づき地方財政の健全化に寄与するため車券売上額の維持と効率的な事業運営により安定的に収益を上げることが公営競技の使命ですが、併せてオートレースの楽しさを広め、若者から高齢者、個々のファンからファミリー層まで幅広い世代や様々な属性を持つ客層をオートレース場へ集客し、周辺地域の活性化に貢献することも事業目的の一つです。本事業はこうした使命・目的に寄与するのに必須な事業と考えます。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	シティプロモーション事業	３　継続

部局名	企画部	課名	広報プロモーション課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-4】効率的かつ安定的な行財政経営の推進
		目指す姿	【7-4】多様化する市民ニーズに対応した行政サービスが継続的に提供され、未来に向かって持続発展できるまちづくりが行われ、市民が安心して暮らすことができています。
		施策の展開方針	【7-4】方針２：本市の特色を生かした人の流れの創出と安定した財政基盤の構築
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	② 産業活性化プロジェクト
		取組の方向性・目指す地域の姿	② 関係人口の創出と地方居住の推進

予算科目１	2-1-7-4-0シティプロモーション事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		市民のシビックプライドを醸成し、本市の認知度や魅力度の向上につなげ、人口流出を抑えさらには本市へ訪れる人の流れを創出する。
②事業の内容		・本市の特長や地域資源を生かしたイベントの開催及び情報発信。 ・ＰＲキャラクター「くわまる」の活用を推進。 ・市公認テーマソング「綾」の普及を目的としたイベントの開催。
③事業の対象者		市民、市外の人
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	・本市の特長や地域資源を生かしたイベントが少ない。 ・本市の魅力を効果的に情報発信できていない。 ・ＰＲキャラクターくわまるのイベントへの出演数が少ない。 ・市公認テーマソング「綾」の市民の認知度が低い。
	課題の要因	・本市の特長や地域資源の掘り起こしができていない。 ・職員の人員不足などにより、くわまるのイベントへの出演数が少ない。 ・市公認テーマソング「綾」を披露する機会を創出できていない。
	本市固有の事情	・シティプロモーションを担当する部署がないため、職員のシティプロモーションに対する知識がない。
	市民等からの声	・くわまるのグッズ販売や啓発品について問い合わせがあります。 ・くわまるのプロモーション方法について問い合わせがあります。

既存事業の有無	・ＰＲキャラクター「くわまる」によるシティプロモーション活動 ・市公認テーマソング「綾」の制作 ・本市に所縁ある漫画家とのコラボイベント
先進事例	・ぐんまちゃん（群馬県）、ふっかちゃん（深谷市）、ころとん（前橋市）、みどモス（みどり市） ・テーマソング「この街が好き」プロジェクト（枚方市） ・まちじゅうエヴァンゲリオン（山口県宇部市）、水木しげるロード（鳥取県境港市）
要因の解消策	・本市の地域資源を掘り起こし、効果的な情報発信を継続的に実施する。 ・ＰＲキャラクター「くわまる」や公認テーマソング「綾」を活用したシティプロモ―ションを実施する。
国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	・コラボイベントの実施について、地域未来交付金（地域未来推進型）（内閣府、補助率1/2）を活用。 ・くわまるのプロモーション活動について、地域未来交付金（地域未来推進型）（内閣府、補助率1/2）を活用。 ・市公認テーマソング「綾」の普及イベントの実施について、地域未来交付金（地域未来推進型）（内閣府、補助率1/2）を活用。
⑤事業実施により目指す成果	市民のシビックプライドを醸成し、本市の認知度や魅力度の向上し、人口流出を抑え、本市へ訪れる人が増える。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
くわまるインスタグラムフォロワー数（累計）	人	目標		－	1,000.0	1,250.0	1,500.0	1,750.0
		実績		－				
くわまるのイベント出演数	回	目標		－	45.0	50.0	50.0	50.0
		実績	27.0	－				
伊勢崎市プロモーション動画の再生数（累計）	回	目標		－	25,000.0	30,000.0	35,000.0	40,000.0
		実績	14,628.0	－				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	・くわまるインスタグラムのフォロワー数の確認 ・くわまる着ぐるみ貸し出し件数の確認 ・YouTubeでの伊勢崎市プロモーションビデオ再生数の確認

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	【くわまる】 ・市が主催、共催などをするイベントにおいてくわまるを多数出演させる。 ・くわまるのカプセルトイの設置や、くわまるの啓発品を制作し配布する。 ・市のホームページにくわまるの特設サイトを設置し、くわまるの活動やくわまるグッズ情報などを周知する。 【公認テーマソング「綾」】 ・市民が「綾」の音楽を耳にする機会や、伊勢崎市プロモーションビデオを見るきっかけを増やす。 ・公認テーマソング「綾」の普及を目的としたイベントの開催。 【その他】 ・市に所縁のある漫画家とのコラボイベントを実施する。 ※令和７年度は、重点施策3-4の地域振興事業で実施	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	【くわまる】 ・市が主催・共催などをするイベントにおいてくわまるを多数出演させる。 ・くわまるのカプセルトイの設置や、くわまるの啓発品を製作し配布する。 ・くわまるを主役としたイベントを開催する。 ・くわまるの公式インスタグラムを開設し、市ホームページとともに市の魅力情報を随時発信する。 【公認テーマソング「綾」】 ・市民が「綾」の音楽を耳にする機会や、伊勢崎市プロモーションビデオを見るきっかけを増やす。 ・公認テーマソング「綾」の普及を目的としたイベントの開催。 【その他】 ・市に所縁のある漫画家とのコラボイベントを実施する。 ・シティプロモーションについてのシンポジウムやキャンペーンを実施する。	歳出合計		38,120
		財源内訳	国庫支出金	13,602
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	750
			一般財源	23,768
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	【くわまる】 ・市が主催・共催などをするイベントにおいてくわまるを多数出演させる。 ・くわまるを活用したプロモーションを実施する。 【公認テーマソング「綾」】 ・市民が「綾」の音楽を耳にする機会や、伊勢崎市プロモーションビデオを見るきっかけを増やす。 ・公認テーマソング「綾」の普及を目的としたイベントの開催。 【その他】 ・地元団体と連携し、市に所縁ある漫画や漫画家とのコラボイベントを実施する。 ・シティプロモーションキャンペーンを実施する。	歳出合計		44,914
		財源内訳	国庫支出金	16,702
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	28,212
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	【くわまる】 ・市が主催・共催などをするイベントにおいてくわまるを多数出演させる。 ・くわまるを活用したプロモーションを実施する。 【公認テーマソング「綾」】 ・市民が「綾」の音楽を耳にする機会や、伊勢崎市プロモーションビデオを見るきっかけを増やす。 ・公認テーマソング「綾」の普及を目的としたイベントの開催。 【その他】 ・地元団体と連携し、市に所縁ある漫画や漫画家とのコラボイベントを実施する。 ・シティプロモーションキャンペーンを実施する。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	【くわまる】 ・市が主催・共催などをするイベントにおいてくわまるを多数出演させる。 ・くわまるを活用したプロモーションを実施する。 【公認テーマソング「綾」】 ・市民が「綾」の音楽を耳にする機会や、伊勢崎市プロモーションビデオを見るきっかけを増やす。 ・公認テーマソング「綾」の普及を目的としたイベントの開催。 【その他】 ・地元団体と連携し、市に所縁ある漫画や漫画家とのコラボイベントを実施する。 ・シティプロモーションキャンペーンを実施する。	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	5
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	5
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	5
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	5
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	5
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	4
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	3
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	5
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	5
合計点			55
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	本市の魅力や特色を効果的に発信するとともに、市PRキャラクター「くわまる」を活用したブランド力の向上や市民・事業者との連携を推進することで、市民のシビックプライドの醸成や交流人口の拡大、地域経済の活性化につながることから、本事業を拡充して実施することは必要である。	
	副部局長（二次評価）	本市の魅力を継続的かつ効果的に発信するためには、市PRキャラクター「くわまる」を活用したシティプロモーションを推進し、市民や事業者との協働による魅力創出を図ることが重要である。交流人口の拡大や地域経済の活性化にも寄与することから、本事業を拡充して実施することは必要である。	
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	高
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		本市の魅力を戦略的かつ継続的に発信し、「選ばれるまち」としての認知度を高めることが重要である。市PRキャラクター「くわまる」を活用したブランド形成や商品展開、情報発信の充実により、市民のシビックプライドの醸成に加え、交流人口の拡大、地域経済の活性及び安定した財政基盤の構築に繋がることから、本事業を拡充して実施することは必要である。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	

前期アクションプラン重点事業［事前］評価　調書

事業名	公共施設マネジメント推進事業	３　継続

部局名	市長戦略部	課名	公共施設マネジメント推進課

総合計画での位置付け			
	政策・重点施策	政策	【７】　共生・共創・行財政政策
		重点施策	【7-4】効率的かつ安定的な行財政経営の推進
		目指す姿	【7-4】多様化する市民ニーズに対応した行政サービスが継続的に提供され、未来に向かって持続発展できるまちづくりが行われ、市民が安心して暮らすことができています。
		施策の展開方針	【7-4】方針３：効率的な行財政経営を目的とした公共施設の適正管理
	重点プロジェクト（総合戦略）	重点プロジェクト	
		取組の方向性・目指す地域の姿	

予算科目１	2-1-16-2-0公共施設マネジメント推進事業
予算科目２	
予算科目３	
予算科目４	
予算科目５	
予算科目６	
予算科目７	
予算科目８	

関連する市長マニフェスト						
	8-5-1	8-5-3	8-6-1	8-7-1		

１　事業の概要（事業全体）

①事業の目的		ＰＰＰ／ＰＦＩによる民間資金や経営能力、技術的能力の活用等の多様な手法を活用して公共施設の総合的かつ計画的な適正管理を実施し、公共施設の更新費用等の縮減及び長寿命化を図り、将来世代の負担軽減と持続可能な行政サービスの実現を目的とする。
②事業の内容		公共施設等総合管理計画に基づき、施設ごとに具体的な対応方針や実施時期を定めた個別施設計画を策定し、５年ごとに定期見直しを行うとともに、社会情勢の変化等に伴う随時見直しを行いながら、各個別施設計画の具体的な進行管理を通じて長期的な視点を持った公共施設等の安定的な管理運営を推進する。必要な施設の整備に当たっては、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入に関する優先的検討の基本方針に基づき、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の導入を進め、官民連携の促進を図る。
③事業の対象者		市民
④事業実施の背景・必要性	現状と課題	市町村合併により公共施設数が増加し、類似した施設が市内に点在している。また、公共施設の老朽化が進み、長寿命化や大規模改修等が必要であり更新費用等の増加が見込まれることから、機能集約や多機能化の効率的かつ効果的な実施と、公共施設の適正管理が必要である。
	課題の要因	市町村合併により類似した施設が点在しているとともに、既存の公共施設の建築時期が集中しているため、経年劣化が同時に進み老朽化が進行している。また、全ての施設の長寿命化や大規模修繕等を行うことにより、更新費用が増大し財政状況を圧迫することになる。 社会情勢や人口構成の変化等により、行政サービスや公共施設に対する需要が変化している。
	本市固有の事情	昭和５０年代から６０年代に掛けて整備した公共施設が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる。また、平成１７年の市町村合併により、類似した公共施設が市内に点在している。
	市民等からの声	市町村合併前の地区に配慮した公共施設の適正配置 公共施設における利便性の向上や既存施設の維持・存続を希望 施設の老朽化への対応

	既存事業の有無	公共施設等適正管理推進事業債
	先進事例	千葉県習志野市（人口１７．３万人）「大久保地区公共施設再生事業」 福島県須賀川市（人口７．７万人）「須賀川市文化センター耐震補強改修工事」
	要因の解消策	各個別施設計画の具体的な進行管理を通じて、計画的な長寿命化や機能集約、施設の統廃合・多機能化を実施する。また、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に公共施設の必要な整備及び管理運営を実現する。
	国・県補助金、地方債等の特定財源の状況	公共施設等総合管理計画及び個別施設計画がそれぞれ策定済であるため、後年度に交付税措置があり有利な市債である公共施設等適正管理推進事業債の活用が可能となる。
⑤事業実施により目指す成果		官民が連携することによる民間の創意工夫等や、財政資金の効率的な使用、行政の効率化等、多様な手法を活用して行政サービスを維持しつつ、各施設の長寿命化や大規模改修を進め、本市の規模に見合った持続可能な公共施設の適正配置を行うため、施設の統廃合を検討し、既存施設（令和４年度）の床面積の合計以下に抑制する。

⑥目標（ＫＰＩ）

指標名	単位		R5(基準値)	R7	R8	R9	R10	R11
個別施設計画管理数	件	目標		33.0	33.0	33.0	33.0	33.0
		実績	33.0	33.0				
個別施設計画の見直し回数	回	目標		0.0	0.0	0.0	0.0	1.0
		実績	1.0	0.0				
公共施設整備におけるＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入	件	目標		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		実績	0.0	1.0				
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						
		目標						
		実績						

効果検証の方法	個別施設計画関連の指標は総務省自治財政局財務調査課が実施する市町村公共施設状況調査に基づき検証、ＰＰＰ／ＰＦＩ関連の指標は公共施設等の整備等の方針を検討するに当たり、適切な多様なＰＰＰ／ＰＦＩ手法と公共施設等の整備を行政単独で行う従来型手法との検証を行う。

◇　重点事業を休止（または廃止）する理由

２　事業実施の具体的方法・手段（事業全体）

	実施内容	事業費（千円）		
Ｒ７	「財産管理事業」及び「事務管理事業」において実施	歳出合計		0
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	0
Ｒ８	実施内容	事業費（千円）		
	公共施設等総合管理計画を改訂する。 公共施設等総合管理計画（平成２８年度策定）は、概ね１０年を単位に見直すことを基本とすることから、伊勢崎市総合計画との整合性を図りながら見直し（改訂）を実施する。 公共施設等総合管理計画の進行管理 公共施設マネジメントに関する全庁的研修会の開催 官民連携によるＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入に向けての支援と周知	歳出合計		116,304
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	6,610
			一般財源	109,694
Ｒ９	実施内容	事業費（千円）		
	公共施設等総合管理計画の進行管理 公共施設マネジメントに関する全庁的研修会の開催 官民連携によるＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入に向けての支援と周知	歳出合計		317,946
		財源内訳	国庫支出金	0
			県支出金	0
			地方債	0
			その他	0
			一般財源	317,946
Ｒ１０	実施内容	事業費（千円）		
	公共施設等総合管理計画の進行管理 公共施設マネジメントに関する全庁的研修会の開催 官民連携によるＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入に向けての支援と周知	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－
Ｒ１１	実施内容	事業費（千円）		
	公共施設等総合管理計画の進行管理 個別施設計画の定期見直しの実施 公共施設マネジメントに関する全庁的研修会の開催 官民連携によるＰＰＰ／ＰＦＩ手法導入に向けての支援と周知	歳出合計		－
		財源内訳	国庫支出金	－
			県支出金	－
			地方債	－
			その他	－
			一般財源	－

３　事業の分析・部内評価

Ⅰ 妥当性	目的の妥当性	⑴ 本事業の対象（受益者）は、住民ニーズや本事業の背景にある課題を解決するにあたって妥当である。	4
		⑵ 社会環境や住民のニーズを考慮して、本事業の目的は妥当である。	4
	手法の妥当性	⑶ 目的の達成に向けて、本事業の実施手法は妥当である。	4
	市関与の妥当性	⑷ 本事業の実施主体は市であることが適切である。（国、県、市の役割分担は妥当である、又は、公平性や公共性の観点から、企業や住民団体、ＮＰＯ等が実施する余地はない。）	5
Ⅱ 有効性	事業の有効性	⑴ 本事業の内容は、「１-⑤事業実施により目指す成果」及び目標（ＫＰＩ）の達成に寄与するものとなっているか。	3
	指標の有効性	⑵ 本事業の目標（ＫＰＩ）の達成が、「１-⑤事業実施により目指す成果」の達成に寄与するか。	4
	計画の有効性	⑶ 事業実施の具体的方法・手段は、目標（ＫＰＩ）の達成や「１-⑤事業実施により目指す成果」を実現するものとなっているか。	4
	類似性の確認	⑷ 国、県、民間団体や他の部局において、同じような事業は実施していない。（重複や過剰なサービスになっていない。）	4
Ⅲ 効率性	コスト効率	⑴ 事業実施の過程に無駄はない。（単位当たりのコストは減少している。）	3
	コスト削減	⑵ 事業の実施方法の適正化や電子化、人員の見直し等を行っても、これ以上、コスト削減の余地はない。	4
	実施主体の適正性	⑶ 事業の実施手段は最適であり、民間委託等を含め、よりよい代替案はない。	4
	負担割合の適正性	⑷ コスト全体に占める市の負担（補助）割合は適正であり、これ以上の受益者負担は求められない。	4
合計点			47
評価			A

部局長等の評価・意見	課長（一次評価）	効率的な行財政経営を目的とした公共施設の適正管理に当たっては、PPP/PFI手法導入に向けての支援と周知を推進し、具体的な公共施設整備での検討を進めている。今後も、PPP/PFI手法導入の周知や検討を着実に進める必要がある。引き続き、公共施設の総合的かつ計画的な適正管理のため、個別施設計画に基づき施設の予防保全や大規模修繕等を実施し、長寿命化を進めて維持管理費用の縮減を図り、持続的な行政サービスの提供につなげたい。	
	副部局長（二次評価）		
	部局長（三次評価）	本事業の部内での優先度	中
		総合評価	計画通り事業を進めることが適当
		官民連携によるPPP/PFI手法導入に向けては、組織内での支援と周知はもとより、具体的な公共施設整備での検討が重要であり、引き続き事業の着実な推進が必要である。公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題などを客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行い、市民ニーズに対応した行政サービスを継続できるよう取り組んでもらいたい。	

＜最終評価＞

事業実施の方向性	実施可
	効率的・効果的な事業の実施を目指しながら、計画通り実施
コメント	